凡　例

〈内容現在〉

本書の内容は、令和八年四月一日現在とした。

〈収録範囲〉

日本私立学校振興・共済事業団法及び私立学校教職員共済法とこれに付属する政令以下の諸法規並びに準用法の関係規定等を収録した。

〈公布日・法令番号〉

法令の公布日と法令の番号は、題名の次の（　）の中に示した。

〈改正沿革〉

法令題名の次に［沿革］としてその法令の改正年月日、改正法令の番号を示した。

〈改正注記〉

法令の改正経過は、関係条文のあとにその内容を示した。

〈準用条文〉

日本私立学校振興・共済事業団法において準用する独立行政法人通則法及び私立学校教職員共済法・同法の施行令において準用する国家公務員共済組合法・同法の長期給付に関する施行法の条文は、使用上の利便を考慮して、関係条項の次に罫で囲んで掲載した。

〈読替え規定〉

準用法令の読み替えは、その部分と原条文と二行にし、傍線の右側の字句は、日本私立学校振興・共済事業団法又は私立学校教職員共済法若しくは同法の施行令による読み替えとして示した。

〈参照条文〉

実務の便宜上一部の条文に簡単な参照条文の注記を付した。

〈キッコー〉

本文、注記その他に使用する「　」は、編者において便宜上付したものである。

〈略　語〉

共済規程

　日本私立学校振興・共済事業団共済規程

共済運営規則

　日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

総　目　次

総目次

法律

ページ

○日本私立学校振興・共済事業団法〔平成九年法律第四八号〕……一

○独立行政法人通則法〔抄〕〔平成一一年法律第一〇三号〕……八、一七、二五、三二、三五、三七

○私立学校教職員共済法〔昭和二八年法律第二四五号〕……六〇

○国家公務員共済組合法〔抄〕〔昭和三三年法律第一二八号〕……九〇、一六六

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔抄〕〔昭和三三年法律第一二九号〕……一九二、一九五、二一七、二一九

○昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律〔昭和六二年法律第六八号〕……三九五

○昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律〔昭和六二年法律第六七号〕……三九七

○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成八年法律第二九号〕……三九九

○平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一二年法律第三四号〕……四〇〇

○平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一三年法律第一三号〕……四〇二

○平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一四年法律第二一号〕……四〇四

○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一五年法律第一九号〕……四〇五

○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一六年法律第二三号〕……四〇七

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕〔平成一九年法律第一〇四号〕……四〇九

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律〔平成一九年法律第一一一号〕……四一二

○放送大学学園法〔抄〕〔平成一四年法律第一五六号〕……四二六

○沖縄科学技術大学院大学学園法〔抄〕〔平成二一年法律第七六号〕……四三一

○構造改革特別区域法〔抄〕〔平成一四年法律第一八九号〕……四三五
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕〔平成一五年法律第四〇号〕……四三六
○国と民間企業との間の人事交流に関する法律〔抄〕〔平成一一年法律第二二四号〕……四四〇
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕〔昭和四六年法律第一二九号〕……四四一
○児童手当法〔抄〕〔昭和四六年法律第七三号〕……四四五
○子ども・子育て支援法〔抄〕〔平成二四年法律第六五号〕……四五七
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕〔平成二三年法律第四〇号〕……四七四
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕〔平成二二年法律第五〇号〕……四八五

政令

○日本私立学校振興・共済事業団法施行令〔平成九年政令第三五四号〕……六〇一
○私立学校教職員共済法施行令〔昭和二八年政令第四二五号〕……六一二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令〔抄〕〔令和六年政令第二六〇号〕……七三〇
○平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令〔平成一二年政令第三四一号〕……七三一
○私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔昭和六二年政令第二〇〇号〕……七三七
○平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔平成二年政令第五九号〕……七四二
○私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令〔平成七年政令第一四九号〕……七五〇
○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令〔平成一五年政令第一五九号〕……七五七
○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令〔平成一六年政令第一一六号〕……七五八
○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令〔平成二〇年政令第三九号〕……七五九

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二七年政令第三四八号〕……七六四
○国家公務員共済組合法施行令〔抄〕〔昭和三三年政令第二〇七号〕……七七〇
○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕〔昭和六一年政令第五六号〕……九一九
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二七年政令第三四五号〕……九七三
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二八年政令第三二三号〕……一一三八
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二九年政令第二八号〕……一一四一
○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二九年政令第三七号〕……一一四四
○国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔昭和六二年政令第一九九号〕……一一四七
○平成二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成二年政令第五七号〕……一一五三
○国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成七年政令第一一六号〕……一一六五
○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成一五年政令第一五七号〕……一一七七
〔参考〕
○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成一六年政令第一一四号〕……一一八五
○令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令〔平成二八年政令第一三〇号〕……一一九三
○放送大学学園法施行令〔抄〕〔平成一五年政令第三六五号〕……一一九七
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令〔抄〕〔平成一五年政令第五四六号〕……一一九八

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令〔抄〕〔平成二六年政令第一九三号〕……一二〇二
○沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔抄〕〔昭和四七年政令第一〇六号〕……一二〇四
○子ども・子育て支援法施行令〔抄〕〔平成二六年政令第二一三号〕……一二一五
○財政融資資金法施行令〔平成一二年政令第三六〇号〕……一二一七
〔参考〕
○資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令〔抄〕〔昭和六二年政令第三二号〕……一二二一
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令〔平成二三年政令第一二七号〕……一二三〇
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令〔平成二三年政令第一二九号〕……一二三三
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令〔平成二三年政令第一三〇号〕……一二三四
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令〔抄〕〔平成二三年政令第二四四号〕……一二三五

省令

○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〔平成九年文部省令第四一号〕……一三〇一
○私立学校教職員共済法施行規則〔昭和二八年文部省令第二八号〕……一三一五
○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令〔平成二〇年文部科学省令第一号〕……一五四九
○日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〔平成九年文部省令第四二号〕……一五五八
○厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令〔平成二七年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省令第一号〕……一五七九
○沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕〔昭和四七年文部省令第二八号〕……一五八〇
○阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令〔平成七年文部省令第二号〕……一五八四
○東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令〔平成二三年文部科学省令第一九号〕……一五八六

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令
〔平成二三年文部科学省令第二九号〕……一五八九
○子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕
〔令和七年内閣府令第九三号〕……一五九五

共済規程

○日本私立学校振興・共済事業団共済規程
〔平成九年文部大臣認可〕……一六五一

共済運営規則

○日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則
〔平成九年文部大臣認可〕……一七〇一

貯金規則

○私立学校教職員共済制度貯金規則
〔平成一〇年文部大臣承認〕……一八〇一

貸付規則

○私立学校教職員共済制度貸付規則
〔平成一〇年文部大臣承認〕……一八五一

その他

告示

○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れに関し定める件
〔平成九年文部省告示第二〇一号〕……一九五一
○日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針
〔平成一六年文部科学省告示第一三〇号〕……一九五三
○私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件
〔平成二一年文部科学省告示第七九号〕……一九五五
○健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付
〔平成二一年厚生労働省告示第二九〇号〕……一九五六

○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針〔平成二六年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号〕……一九五七
○日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ〔令和二年文部科学省告示第三六号〕……一九六一
○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法〔令和六年文部科学省告示第一六一号〕……一九六二
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額〔令和八年内閣府告示第一号〕……一九六三
○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を公示する件〔令和八年こども家庭庁告示第一号〕……一九六四
○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額〔令和八年こども家庭庁告示第二号〕……一九六五
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示〔抄〕〔平成二三年厚生労働省告示第一五四号〕……一九六六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日を定める件〔平成二四年厚生労働省告示第六三号〕……一九六七

通知等

○私立学校教職員共済法施行令第三条の規定による「主として加入者の収入により生計を維持すること」の認定について〔昭和三五年文部大臣裁定〕……一九六八
○私立学校教職員共済法施行令第四十条に規定する「文部科学大臣の定めるもの」について〔昭和五九年文部大臣裁定〕……一九六九
○私立学校教職員共済法施行令第四条に規定する「文部科学大臣の定める金額」について〔昭和六一年文部大臣裁定〕……一九六九

法　律

ページ
○日本私立学校振興・共済事業団法
〔平成九年法律第四八号〕……一
○独立行政法人通則法
〔平成一一年法律第一〇三号〕〔抄〕
……八、一七、二五、三二、三五、三七
○私立学校教職員共済法
〔昭和二八年法律第二四五号〕……六〇
第一章　総則（第一条―第六条）……六二
第二章　削除〔七条―一一条〕……六三
第三章　共済運営委員会（第十二条・第十三条）……六三
第四章　加入者（第十四条―第十七条）……六四
第五章　給付及び福祉事業……六六
第一節　削除〔一八条・一九条〕……六六
第二節　給付（第二十条―第二十五条）……六六
○国家公務員共済組合法
〔昭和三三年法律第一二八号〕〔抄〕……九〇
第一章　総則（第二条）……九〇
第四章　給付……九二
第一節　通則（第三十九条・第四十二条―第四十八条）……九二
第二節　短期給付……九五
第一款　通則（第五十二条―第五十三条の二）……九五
第二款　保健給付（第五十四条―第六十五条）……九七

第三款　休業等給付（第六十六条―第六十八条・第六十九条）……一一六
第四款　災害給付（第七十条・第七十一条）……一二一
第三節　長期給付……一二二
第三款　退職等年金給付……一二二
第一目　通則（第七十五条―第七十五条の十）……一二二
第二目　退職年金（第七十六条―第八十二条）……一二八
第三目　公務障害年金（第八十三条―第八十八条）……一三六
第四目　公務遺族年金（第八十九条―第九十三条）……一四二
第四節　給付の制限（第九十四条・第九十五条・第九十七条）……一四六
第八章　雑則（第百十一条・第百十二条・第百二十六条の五）……一四八
附則（第十二条・第十三条―第十四条）……一五一
別表　第一……一五七
第三節　福祉事業（第二十六条）……一五八
第六章　費用の負担（第二十七条―第三十五条）……一五九
第七章　共済審査会（第三十六条―第三十八条）……一六四
○国家公務員共済組合法
〔昭和三三年法律第一二八号〕〔抄〕……一六六
第七章　審査請求（第百三条―第百七条）……一六六
第八章　高齢の教職員等に係る特例（第三十九条―第四十四条）……一六七
第九章　雑則（第四十五条―第四十九条）……一六八
第十章　罰則（第五十条―第五十五条）……一七四
附則……一七五
附則〔昭和二九年五月一九日法律第一一五号〕
厚生年金保険法附則、抄……一八一
附則〔昭和三〇年六月三〇日法律第三九号〕
国税徴収法の一部を改正する法律附則、抄……一八一
附則〔昭和三〇年八月五日法律第一三〇号〕……一八一
附則〔昭和三一年六月一二日法律第一四八号〕
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則、抄……一八一
附則〔昭和三二年五月二八日法律第一三七号〕……一八一
附則〔昭和三三年五月一日法律第一二八号〕
国家公務員共済組合法附則、抄……一八二
附則〔昭和三四年四月二〇日法律第一四八号〕
国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則、抄……一八二
附則〔昭和三六年六月一六日法律第一四〇号〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則、抄……一八三
○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
〔昭和三三年法律第一二九号〕〔抄〕……一九二

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
〔昭和三三年法律第一二九号〕〔抄〕……一九五
附則〔昭和三六年一一月一日法律第一八二号〕
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則〔抄〕……一九八
附則〔昭和三七年四月二日法律第六七号〕
国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律附則〔抄〕……二〇一
附則〔昭和三七年九月一五日法律第一六一号〕
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則〔抄〕……二〇一
附則〔昭和三八年三月三一日法律第六二号〕
国民健康保険法等の一部を改正する法律附則〔抄〕……二〇二
附則〔昭和三九年七月六日法律第一五三号〕
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則〔抄〕……二〇二
附則〔昭和四〇年五月二八日法律第八九号〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則……二〇二
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則
〔昭和四〇年六月一日法律第一〇一号、抄〕……二〇三
附則〔昭和四〇年六月一日法律第一〇四号〕
厚生年金保険法の一部を改正する法律附則、抄……二〇三
附則〔昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号〕
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則〔抄〕……二〇五
附則〔昭和四一年五月九日法律第六七号〕
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則、抄……二〇五
附則〔昭和四一年七月二日法律第一一三号〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則……二〇五
附則〔昭和四一年七月八日法律第一二二号〕
昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則〔抄〕……二〇六
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則
〔昭和四二年七月三一日法律第二〇四号、抄〕……二〇七
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則
〔昭和四三年五月三一日法律第八一号、抄〕……二〇七
国家公務員共済組合法附則
〔昭和四四年八月七日法律第六九号、抄〕……二〇七
国家公務員共済組合法附則
〔昭和四四年一二月六日法律第七八号、抄〕……二〇八
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則
〔昭和四四年一二月一六日法律第九二号、抄〕……二〇八
附則〔昭和四四年一二月一六日法律第九四号〕
昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律附則、抄……二〇九
附則〔昭和四五年四月一日法律第一三号〕
利率等の表示の年利建て移行に関する法律附則、抄……二〇九
附則〔昭和四五年五月二六日法律第一〇二号〕
昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律附則、抄……二一〇

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和四六年五月二九日法律第八二号、抄〕……二一〇
附則〔昭和四六年五月二九日法律第八四号〕
昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二一一
附則〔昭和四七年六月二二日法律第八三号〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則、抄……二一二
附則〔昭和四八年七月二四日法律第六二号〕
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二一三
附則〔昭和四八年八月一〇日法律第六九号〕
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則、抄……二一四
附則〔昭和四八年九月二一日法律第八五号〕
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則、抄……二一四
附則〔昭和四八年九月二六日法律第八九号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……二一四
厚生年金保険法、国民年金法附則〔昭和四八年九月二六日法律第九二号、抄〕……二一四
附則〔昭和四八年九月二九日法律第一〇四号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二一四
○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔昭和三三年法律第一二九号〕〔抄〕……二一七
○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔昭和三三年法律第一二九号〕〔抄〕……二一九
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和四九年六月二五日法律第九四号、抄〕……二二三
附則〔昭和四九年六月二七日法律第九九号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二二四
附則〔昭和四九年六月二七日法律第一〇〇号〕
恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則……二二七
附則〔昭和五〇年七月四日法律第五三号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二二七
附則〔昭和五〇年七月一一日法律第五九号〕
学校教育法の一部を改正する法律附則、抄……二二九
附則〔昭和五〇年七月一一日法律第六二号〕
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律附則、抄……二三〇
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五〇年一一月二〇日法律第七九号、抄〕……二三〇
附則〔昭和五一年五月二六日法律第三一号〕
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律附則、抄……二三〇
附則〔昭和五一年五月二七日法律第三二号〕
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則、抄……二三〇

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五一年六月三日法律第五二号、抄〕……二三一
附則〔昭和五一年六月三日法律第五四号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二三二
国家公務員共済組合法附則〔昭和五一年六月五日法律第六二号、抄〕……二三四
国家公務員共済組合法附則〔昭和五二年六月七日法律第六四号、抄〕……二三四
附則〔昭和五二年六月七日法律第六六号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二三四
国家公務員共済組合法附則〔昭和五二年一二月一六日法律第八六号、抄〕……二三五
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五三年五月三一日法律第五八号、抄〕……二三六
附則〔昭和五三年五月三一日法律第六〇号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二三六
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五四年一二月二八日法律第七二号、抄〕……二三八
附則〔昭和五四年一二月二八日法律第七四号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二四〇
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五五年五月三一日法律第七四号、抄〕……二四二
附則〔昭和五五年五月三一日法律第七五号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二四二
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五五年一二月二六日法律第八八号〕……二四四
附則〔昭和五五年一二月一〇日法律第一〇八号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……二四四
国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五六年五月三〇日法律第五五号、抄〕……二四五
附則〔昭和五六年五月三〇日法律第五六号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二四六
附則〔昭和五六年六月九日法律第七三号〕
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……二四七
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔昭和五七年五月二五日法律第五六号、抄〕……二四七
附則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕
障害に関する用語の整理に関する法律附則……二四七
附則〔昭和五七年七月二〇日法律第八八号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二四七

附則〔昭和五七年八月一三日法律第七九号〕
国民年金法の一部を改正する法律附則、抄……二四八
附則〔昭和五七年八月一七日法律第八〇号〕
老人保健法附則、抄……二四九
附則〔昭和五八年一二月三日法律第八二号〕
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則、抄……二四九
国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法
附則
〔昭和五九年五月二二日法律第三五号、抄〕……二四九
附則〔昭和五九年五月二五日法律第四三号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二五〇
国家公務員等共済組合法附則
〔昭和五九年八月一〇日法律第七一号、抄〕……二五一
附則〔昭和五九年八月一四日法律第七七号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……二五一
附則〔昭和六〇年五月一日法律第三四号〕
国民年金法等の一部を改正する法律附則、抄……二五二
国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法
附則
〔昭和六〇年六月七日法律第四九号、抄〕……二五二
附則〔昭和六〇年六月二五日法律第七九号〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……二五二
国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法、国民年金法附則
〔昭和六〇年一二月二七日法律第一〇五号、抄〕……二五三
附則〔昭和六〇年一二月二七日法律第一〇六号〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則、抄……二九〇
国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法附則
〔昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号、抄〕……二九三
附則〔昭和六一年一二月四日法律第九三号〕
日本国有鉄道改革法等施行法附則、抄……二九三
国家公務員等共済組合法附則
〔昭和六二年九月二五日法律第九六号、抄〕……二九三
附則〔平成元年一二月二一日法律第八七号〕
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法附則、抄……二九四
国家公務員等共済組合法附則
〔平成元年一二月二七日法律第九三号、抄〕……二九四
附則〔平成元年一二月二七日法律第九四号〕
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律附則……二九五
附則〔平成三年一〇月四日法律第八九号〕
老人保健法等の一部を改正する法律附則、抄……二九六
附則〔平成三年一二月二四日法律第一一二号〕
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律附則、抄……二九六
国家公務員等共済組合法附則
〔平成四年三月三一日法律第七号、抄〕……二九六
附則〔平成六年六月二九日法律第五六号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……二九六

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法附則〔平成六年一一月一六日法律第九八号、抄〕……二九七
附則〔平成六年一一月一六日法律第一〇〇号〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則、抄……三〇一
附則〔平成七年三月三一日法律第五一号〕
国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則、抄……三〇二
附則〔平成七年六月九日法律第一〇七号〕
育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則、抄……三〇二
附則〔平成八年六月一四日法律第八二号〕
厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三〇二
附則〔平成九年五月九日法律第四八号〕
日本私立学校振興・共済事業団法附則、抄……三〇二
附則〔平成九年六月二四日法律第一〇三号〕
特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律附則、抄……三〇五
附則〔平成九年一二月一七日法律第一二四号〕
介護保険法施行法附則……三〇五
国家公務員共済組合法附則〔平成一〇年六月一七日法律第一〇九号、抄〕……三〇五
附則〔平成一一年七月一六日法律第一〇四号〕
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則、抄……三〇六
附則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号〕
中央省庁等改革関係法施行法附則、抄……三〇七
附則〔平成一二年三月三一日法律第二一号〕
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則、抄……三〇七
附則〔平成一二年三月三一日法律第二三号〕
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則、抄……三一八
附則〔平成一二年一二月六日法律第一四〇号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三二〇
国家公務員共済組合法附則〔平成一二年一二月六日法律第一四一号、抄〕……三二一
附則〔平成一三年七月四日法律第一〇一号〕
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則、抄……三二一
附則〔平成一三年一二月一二日法律第一五三号〕
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律附則、抄……三二二
附則〔平成一四年七月三一日法律第九八号〕
日本郵政公社法施行法附則、抄……三二三
国家公務員共済組合法附則〔平成一四年七月三一日法律第一〇〇号、抄〕……三二三
附則〔平成一四年八月二日法律第一〇二号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三二三
附則〔平成一四年八月二日法律第一〇三号〕
健康増進法附則、抄……三二五
附則〔平成一四年一二月一三日法律第一五七号〕
日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律附則、抄……三二五
国家公務員共済組合法附則〔平成一五年四月三〇日法律第三一号、抄〕……三二五

附則〔平成一六年六月二日法律第七六号〕
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則、抄……三二五
附則〔平成一六年六月一八日法律第一二六号〕
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則、抄……三二六
国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法附則
〔平成一六年六月二三日法律第一三〇号、抄〕……三二六
附則〔平成一六年六月二三日法律第一三一号〕
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則、抄……三三九
国家公務員共済組合法附則
〔平成一六年六月二三日法律第一三二号、抄〕……三四一
附則〔平成一七年四月一日法律第二五号〕
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三四一
附則〔平成一七年六月一七日法律第六四号〕
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則、抄……三四二
附則〔平成一七年六月一七日法律第六五号〕
社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則、抄……三四二
国家公務員共済組合法附則
〔平成一七年六月二九日法律第七七号、抄〕……三四二
附則〔平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号〕
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則、抄……三四二
国家公務員共済組合法附則
〔平成一八年二月一〇日法律第一号、抄〕……三四三
附則〔平成一八年三月三一日法律第二〇号〕
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律附則、抄……三四三
附則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号〕
学校教育法等の一部を改正する法律附則、抄……三四三
附則〔平成一八年六月二一日法律第八三号〕
健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三四三
附則〔平成一九年三月三一日法律第二三号〕
特別会計に関する法律附則、抄……三四六
附則〔平成一九年三月三一日法律第二七号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則、抄……三四六
国家公務員共済組合法附則
〔平成一九年四月二三日法律第三〇号、抄〕……三四六
国家公務員共済組合法附則
〔平成一九年五月二五日法律第五八号、抄〕……三四七
附則〔平成一九年七月六日法律第一〇九号〕
日本年金機構法附則、抄……三四七
附則〔平成一九年七月六日法律第一一〇号〕
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則、抄……三四九
附則〔平成一九年七月六日法律第一一一号〕
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律附則、抄……三四九
附則〔平成二〇年一二月一六日法律第九五号〕
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則、抄……三四九

附則〔平成二一年三月三〇日法律第五号〕
雇用保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三五〇
附則〔平成二一年五月一日法律第三六号〕
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三五〇
附則〔平成二一年六月二六日法律第六二号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則、抄……三五二
附則〔平成二一年七月一日法律第六五号〕
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則、抄……三五二
附則〔平成二二年三月三一日法律第七号〕
平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律附則、抄……三五二
附則〔平成二二年三月三一日法律第一五号〕
雇用保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三五二
附則〔平成二二年三月三一日法律第一九号〕
平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律附則、抄……三五二
国家公務員共済組合法附則
〔平成二二年四月二八日法律第二七号〕……三五三
附則〔平成二三年五月二七日法律第五六号〕
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則、抄……三五三
附則〔平成二三年六月二二日法律第七二号〕
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三五三
附則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇七号〕
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則、抄……三五三
附則〔平成二三年一二月一四日法律第一二一号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則……三五四
附則〔平成二四年三月三一日法律第二四号〕
児童手当法の一部を改正する法律附則、抄……三五四
附則〔平成二四年八月二二日法律第六二号〕
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則、抄……三五四
附則〔平成二四年八月二二日法律第六三号〕
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三五九
附則〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則……三七四
附則〔平成二四年一一月二六日法律第九六号〕
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則、抄……三七四
附則〔平成二四年一一月二六日法律第九八号〕
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則、抄……三七六
附則〔平成二四年一一月二六日法律第九九号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則、抄……三七六

附則〔平成二五年五月三一日法律第二八号〕
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 抄……三七七
附則〔平成二五年六月二六日法律第六三号〕
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則 抄……三七七
附則〔平成二五年一二月一三日法律第一一二号〕
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則 抄……三七八
附則〔平成二六年五月三〇日法律第四二号〕
地方自治法の一部を改正する法律附則 抄……三七八
附則〔平成二六年六月一一日法律第六四号〕
政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……三七八
附則〔平成二六年六月一三日法律第六九号〕
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 抄……三七八
国家公務員共済組合法附則
〔平成二六年六月二五日法律第八三号、抄〕……三七九
附則〔平成二七年三月三一日法律第九号〕
所得税法等の一部を改正する法律附則 抄……三八〇
附則〔平成二七年五月二九日法律第三一号〕
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……三八〇
附則〔平成二八年一一月二四日法律第八四号〕
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則……三八一
附則〔平成二八年一二月二六日法律第一一四号〕
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……三八二
附則〔平成二九年六月二日法律第四五号〕
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則……三八三
附則〔平成三〇年六月八日法律第四一号〕
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則 抄……三八三
附則〔令和元年五月二二日法律第九号〕
医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……三八三
附則〔令和二年三月三一日法律第八号〕
所得税法等の一部を改正する法律附則 抄……三八四
附則〔令和二年六月五日法律第四〇号〕
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……三八四
附則〔令和二年六月一二日法律第五二号〕
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則 抄……三八六
附則〔令和三年五月一九日法律第三七号〕
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則 抄……三八六
附則〔令和三年六月一一日法律第六六号〕
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……三八七
附則〔令和四年六月一七日法律第六八号〕
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則 抄……三八八

附則〔令和四年一二月九日法律第九六号〕
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……三八九
附則〔令和五年五月八日法律第二一号〕
私立学校法の一部を改正する法律附則、抄……三八九
附則〔令和五年五月一九日法律第三一号〕
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……三八九
附則〔令和五年六月九日法律第四八号〕
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則、抄……三九〇
附則〔令和六年六月一二日法律第四七号〕
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則、抄……三九一
附則〔令和七年六月二〇日法律第七四号〕
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律、抄……三九一
附則〔令和七年一二月一二日法律第八七号〕
医療法等の一部を改正する法律、抄……三九四
○昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律〔昭和六二年法律第六八号〕……三九五
○昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律〔昭和六二年法律第六七号〕……三九七
○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成八年法律第二九号〕……三九九
○平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一二年法律第三四号〕……四〇〇
○平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一三年法律第一三号〕……四〇二
○平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一四年法律第二一号〕……四〇四
○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一五年法律第一九号〕……四〇五
○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕〔平成一六年法律第二三号〕……四〇七
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕〔平成一九年法律第一〇四号〕……四〇九
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律〔平成一九年法律第一一一号〕……四一二
○放送大学学園法〔抄〕〔平成一四年法律第一五六号〕……四一六
○沖縄科学技術大学院大学学園法〔抄〕〔平成二一年法律第七六号〕……四三一

○構造改革特別区域法〔抄〕
〔平成一四年法律第一八九号〕……四三五
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕
〔平成一五年法律第四〇号〕……四三六
○国と民間企業との間の人事交流に関する法律〔抄〕
〔平成一一年法律第二二四号〕……四四〇
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕
〔昭和四六年法律第一二九号〕……四四一
○児童手当法〔抄〕
〔昭和四六年法律第七三号〕……四四五
○子ども・子育て支援法〔抄〕
〔平成二四年法律第六五号〕……四五七
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕
〔平成二三年法律第四〇号〕……四七四
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕
〔平成二二年法律第五〇号〕……四八五

○日本私立学校振興・共済事業団法

（平成九年五月九日法律第四十八号）

〔沿革〕

平成　九年　六月二四日　法律第一〇三号改正
平成　九年一二月一七日　法律第一二四号改正
平成一〇年　三月三一日　法律第二七号改正
平成一一年一二月二二日　法律第一六〇号改正
平成一二年　三月三一日　法律第二三号改正
平成一四年一二月一三日　法律第一五七号改正
平成一六年　六月二三日　法律第一三〇号改正
平成一六年一二月　三日　法律第一五四号改正
平成一七年　七月二六日　法律第八七号改正
平成一七年一〇月二一日　法律第一〇二号改正
平成一八年　六月　二日　法律第五〇号改正
平成一八年　六月二一日　法律第八〇号改正
平成一八年　六月二一日　法律第八三号改正
平成一九年　六月二七日　法律第九六号改正
平成二二年　五月二八日　法律第三七号改正
平成二三年　六月二二日　法律第七二号改正
平成二三年　六月二四日　法律第七四号改正
平成二四年　八月二二日　法律第六三号改正
平成二四年　八月二二日　法律第六七号改正
平成二四年一一月二六日　法律第九八号改正
平成二五年一二月一三日　法律第一一二号改正
平成二六年　六月一三日　法律第六七号改正
平成二八年　五月一八日　法律第四〇号改正
平成三〇年　六月　八日　法律第四一号改正
令和　元年　五月一七日　法律第八号改正
令和　四年一二月　九日　法律第九六号改正
令和　五年　五月　八日　法律第二二号改正
令和　五年　五月一九日　法律第三二号改正
令和　六年　六月一二日　法律第四七号改正
令和　七年　三月三一日　法律第一七号改正
令和　七年一二月一二日　法律第八七号改正

注　右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

日本私立学校振興・共済事業団法をここに公布する。

日本私立学校振興・共済事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　役員等（第十条―第二十二条）
第三章　業務（第二十三条―第二十八条）
第四章　財務及び会計（第二十九条―第四十一条）
第五章　監督（第四十二条―第四十四条）
第六章　雑則（第四十五条・第四十六条）
第七章　罰則（第四十七条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（設立の目的）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実

及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　私立学校　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。）をいう。

二　学校法人　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

三　準学校法人　私立学校法第百五十二条第五項の法人をいう。

四　専修学校　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。

五　各種学校　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

第一章　総則

（法人格）

第三条　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

本条…一部改正〔平成一九年六月法律九六号・二四年八月六七号・令和五年五月二一号〕

二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕

（資本金）

第五条　事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後で

なければ、これをもって第三者に対抗することができない。

委任　一項の「政令」＝〈独立行政法人等登記令〉

罰則　一項関係＝〈本法〉四八条一項四号

（名称の使用制限）

第七条　事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。

罰則　〈本法〉四九条

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

本条…全部改正〔平成一八年六月法律五〇号〕

第九条　削除〔平成二六年六月法律六七号〕

第二章　役員等

（役員）

第十条　事業団に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事二人以内を置く。

本条…一部改正・旧九条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（役員の職務及び権限）

第十一条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

4　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5　監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6　監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

四項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、旧一〇条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、三項…一部改正・四―七項…追加・旧四項…八項に繰下〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　三項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉一条、五項の「文部科学省令」＝同二条

罰則　四・五項関係＝〈本法〉四八条一項五号、六項関係＝〈本法〉四八条二項

（理事長等への報告義務）

第十一条の二　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の任命）

第十二条　理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一　事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

2　監事は、文部科学大臣が任命する。

3　文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5　理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

本条…追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕、三項…追加・旧三・四項…一項ずつ繰下〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の任期）

第十三条　理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2　監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

旧一二条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の忠実義務）

第十三条の二　事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方

法書、共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の報告義務）

第十三条の三　事業団の役員（監事を除く。）は、事業団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の欠格条項）

第十四条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

旧一三条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（役員の解任）

第十五条　文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため事業団の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4　理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

一―三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、三項…全部改正・四項…追加・旧一四条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（役員の兼職禁止）

第十六条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、旧一五条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（代表権の制限）

第十七条　事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

旧一六条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（役員等の損害賠償責任）

第十七条の二　事業団の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、事業団に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

（運営審議会）

第十八条　事業団に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。

3　審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。

4　審議会は、十人以内の委員で組織する。

5　委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6　第十三条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。

7　委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

五項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、二・六項…一部改正・旧一七条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、六項…一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕、二項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号・令和元年五月八号〕

（共済運営委員会）

第十九条　共済業務の適正な運営を図るため、共済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。

旧一八条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（共済審査会）

第二十条　共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団に共済審査会を置く。

旧一九条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（職員の任命）

第二十一条　事業団の職員は、理事長が任命する。

旧二〇条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（他の役員及び職員についての依頼等の規制等）

第二十一条の二　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第五十条の四から第五十条の九までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「中期目標管理法人の」とあり、及び「当該中期目標管理法人の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の」と、「当該中期目標管理法人と」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団と」と、「当該中期目標管理法人が」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団が」と、「当該中期目標管理法人に」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「事業団役職員」と読み替えるほか、同法第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに第五十条の九中「政令」とあり、並びに同法第五十条の六第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項」と、同号及び同項第五号並びに同法第五十条の八第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十条の四第二項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第四項中「総務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、「業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第二項一号の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉三条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第二項五号の「文部科学省令」＝同四条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第三項の「文部科学省令」＝同五条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第五項の「文部科学省令」＝同六条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の六各号列記以外の部分の「文部科学省令」＝同七条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の六第一号の「文部科学省令」＝同八条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の六第二号の「文部科学省令」＝同九条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の七第一項の「文部科学省令」＝同一〇条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の八第三項の「文部科学省令」＝同一一条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第四項の「文部科学大臣が定め」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の四第四項の営利企業等でその業務が日本私立学校振興・共済事業団の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち文部科学大臣が定めるもの〉

罰則　〈本法〉四八条一項六号

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）（法律第百三号）〔抄〕

最近改正　令和四年六月一七日　法律第六八号

（他の事業団役職員の中期目標管理法人役職員についての依頼等の規制）

第五十条の四　日本私立学校振興・共済事業団の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「事業団役職員」という。）は、密接関係法人等に対し、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の他の事業団役職員の中期目標管理法人役職員をその離職後に、若しくは当該私立学校振興・共済事業団の事業団役職員の中期目標管理法人の中期目標管理法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の事業団役職員の中期目標管理法人役職員若しくは当該事業団役職員の中期目標管理法人役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の事業団役職員の中期目標管理法人役職員をその離職後に、若しくは当該事業団役職員の中期目標管理法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該中期目標管理法人

期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき日本私立学校中期目標管理振興・共済事業団の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、日本私立学校振興・共済事業団の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として文部科学大臣主務大臣が指定したもの以外の地位に就いたことがない他の中事業団役職員期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の事業団役職員中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五　日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項の規定による措置であって文部科学省令政令で定める人数以上の事業団役職員中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該事業団役中期目標

職員管理法人役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、文部科学大臣主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の事業団役職員中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3　前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において日本私立学校当該中期目標振興・共済事業団と密接な関係を有するものとして文部科学省政令で定めるものをいう。

4　第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が日本私立学校振興・共済事業団の事務又は事業と

密接な関連を有するもののうち文部科学大臣が定めるもの

総務大臣

（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、事業団役職員

中期目標管理法人役職員が日本私立学校振興・共済事業団の長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、事業団役職員

中期目標管理法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5　第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、日本私立学校振興・共済事業団の

中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる事業団役職員

中期目標管理法人役職員であって、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち文部科学省令

で定めるものをいう。

6　第一項の規定によるもののほか、日本私立学校振興・共済事業団の

中期目標管理法人の役員又は職員は、日本私立学校振興・共済事業団法若しくはこの法律、個別法は他の法令若しくは日本私立学校振興・共済事業団が

当該中期目標管理法人が定める同法業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則

第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則

に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は日本私立学校振興・共済事業団の

当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、日本私立学校振興・共済事業団の

当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は日本私立学校振興・共済事業団の

当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　二項一号の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉三条、二項五号の「文部科学省令」＝同四条、三項の「文部科学省令」＝同五条、五項の「文部科学省令」＝同六条

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

第五十条の五　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一　事業団役職員（日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の業務に関する事務（日本私立学校振興・共済事業団の内部組織として文部科学省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、日本私立学校振興・共済事業団と当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人のものに限る。次号において「契約等事務」という。）であって離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二　前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として文部科学省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の

役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三　前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、日本私立学校振興・共済事業団と当該中期目標管理法人との営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であって日本私立学校振興・共済事業団において当該中期目標管理法人がその締結について自らが決定したもの又は日本私立学校振興・共済事業団による当該中期目標管理法人に当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　各号列記以外の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉七条、一号の「文部科学省令」＝同八条、二号の「文部科学省令」＝同九条

（日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の長への届出）

第五十条の七　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の役職員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、文部科学省令で定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の政令で定める事項を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出を受けた日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の長は、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った事業団役職員の中期目標管理法人役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉一〇条

（日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の長がとるべき措置等）

第五十条の八　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人に

団における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　第五十条の六の規定による届出を受けた日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3　日本私立学校振興・共済事業団の長は、毎年度、第五十条の中期目標管理法人の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　三項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉一一条

罰則　三項関係＝〈日本私立学校振興・共済事業団法〉四八条一項六号

（文部科学省令への委任）

政令

第五十条の九　第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、文部科学省令で定める。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

旧二二条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

第三章　業務

（業務）

第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二　学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三　私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四　私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び

学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。

五　私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六　共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。

八　共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行うこと。

九　共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

十　第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2　事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。

3　事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二　共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三　政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4　事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

5　第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

注　右の第二三条は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二十三条　一項　現行条文に同じ

2　事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。

3～5　現行条文に同じ

二項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、五項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、三・四項…一部改正・五項…削除・旧二二条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、二項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一一三項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一・三項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕、四項…追加・旧四項…五項に繰下〔令和元年五月法律八号〕、一項…一部改正〔令和四年一二月法律九六号・五年五月三一号〕、四項…一部改正〔令和七年三月法律一七号〕、二項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

委任　一項一号の「政令」＝〈本法施行令〉一条、一項二号の「政令」＝同二条
罰則　一―四項関係＝〈本法〉四八条一項七号

（共済規程）

第二十四条　事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共済規程を定めなければならない。

旧二三条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条　事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2　事業団は、共済業務の執行に関して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

3　事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

4　助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　助成業務の方法

二　理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の適正を確保するための体制

三　その他文部科学省令で定める事項

5　前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

6　事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。

三・四項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…一部改正・五・六項…追加・旧二四条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、四・五項…全部改正〔平成二六年六月法律六七号〕、一項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号・令和元年五月八号〕

〈委任〉四項一号の「助成業務の方法」＝〈本法施行規則〉一五条、五項で読み替えて準用する四項一号の「共済業務の方法」＝同一六条

（評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条　事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の四、第二十九条、第三十条（第二項第七号を除く。）、第三十一条第一項、第三十二条、第三十五条及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第五項若しくは第三十五条第三項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項、第二項第一号及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）並びに第三十五条（第五項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第二項中「ときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに」とあるのは「ときは」と、同条第三項中「中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十八条の四中「独立行政法人」とあり、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第四項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第四項及び第六項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十八条の四中「第三十二条第一

項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画」とあるのは「年度計画」と、同法第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第五号中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一部改正〔平成二二年五月法律三七号〕、全部改正〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三〇条一項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉一七条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三〇条二項八号の「文部科学省令」＝同一八条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三一条一項の「文部科学省令」＝同一九条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三二条二項の「文部科学省令」＝同二〇条

罰則　〈本法〉四八条一項八号・九号

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔抄〕
法律第百三号

最近改正　令和四年六月一七日　法律第六八号

（所掌事務等）

第十二条の二　一項〔略〕

2　委員会は、日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べ同項第五号若しくは第六号の規定により前項第一号若しくは第二号に規定する規定又はたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第五項若しくは第三十五条第三項の規定により文部科学大臣に意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（評価等の指針の策定）

第二十八条の二　総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の策定及び

項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを文部科学大臣主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3　文部科学大臣主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（評価結果の取扱い等）

第二十八条の四　日本私立学校振興・共済事業団独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（中期目標）

第二十九条　文部科学大臣主務大臣は、三年以上五年以下の期間におい

日本私立学校振興・共済事業団が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを日本私立学校振興・共済事業団に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で文部科学大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三　業務運営の効率化に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

3　文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一―三項…一部改正〔平成二六年六月法律六六号〕

（中期計画）

第三十条　日本私立学校振興・共済事業団は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、文部科学省令で定める主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

五　不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は不要財産となることが見込まれる

財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七　〔略〕

八　その他文部科学省令主務省令で定める業務運営に関する事項

3　文部科学大臣主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4　日本私立学校振興・共済事業団中期目標管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

二項…一部改正〔平成二二年五月法律三七号〕、一・二項…一部改正・三項…削除・旧五項…一部改正し四項に繰上・旧四項…三項に繰上〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　二項八号の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉一八条

罰則　三項関係＝〈日本私立学校振興・共済事業団法〉四八条一項八号

（年度計画）

第三十一条　日本私立学校振興・共済事業団中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、文部科学省令主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　〔略〕

一項…一部改正〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉一九条

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条　日本私立学校振興・共済事業団中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、文部科学大臣主務大臣の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2　日本私立学校振興・共済事業団は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3　第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4　文部科学大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5　委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならない。

6　文部科学大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

本条…全部改正〔平成二六年六月法律六六号〕
委任　二項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉二〇条
罰則　二項関係＝〈日本私立学校振興・共済事業団法〉四八条一項九号、六項関係＝〈日本私立学校振興・共済事業団法〉四八条一項八号

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条　文部科学大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の業務を継続

させる必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般に又は組織の存続の必要性わたる検討を行い、その結果に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に関し業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2　文部科学大臣主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

3　委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣主務大臣に意見を述べなければならない。

4　前項の場合において、委員会は、日本私立学校振興・共済事業団中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣主務大臣に勧告をすることができる。

5　委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

6　委員会は、第四項の勧告をしたときは、文部科学大臣主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

一項…一部改正・二・三項…全部改正・四―六項…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（内閣総理大臣への意見具申）

第三十五条の二　委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第二十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

本条…一部改正・旧二五条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一部改正〔令和元年五月法律八号〕

（貸付業務の委託）

第二十八条　事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十三条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2　事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

一項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…一部改正・旧二六条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十九条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

旧二七条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（事業計画等の認可）

第三十条　事業団は、毎事業年度、共済業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一部改正・旧二八条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（決算）

第三十一条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

旧二九条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（財務諸表等）

第三十二条　事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利

益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後二月以内（第三十三条第一項第一号の経理に係るものにあっては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4　事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって文部科学省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5　事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

三項…一部改正〔平成九年六月法律一〇三号〕、一・三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一・二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下・旧三〇条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一・二項…一部改正・三項…削除・四・五項…追加・旧四項…一部改正し三項に繰上〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　一項第一の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉一六条、一項第二の「文部科学省令」＝同一六条の二、三項の「文部科学省令」＝同一七条、四項二号第一の「文部科学省令」＝同一七条の二第一項、四項二号第二の「文部科学省令」＝同一七条の二第二項

罰則　三項関係＝〈本法〉四八条一項一〇号

（会計監査人の監査）

第三十二条の二　独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表（日本私立学校振

興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人に」とあるのは「子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）に」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三九条一項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉一七条の三、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三九条二項二号の「文部科学省令」＝同一七条の四

罰則　〈本法〉四八条一項五号・二項

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔法律第百三号〕〔抄〕

最近改正　令和四年六月一七日　法律第六八号

（会計監査人の監査）

第三十九条　日本私立学校振興・共済事業団|独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）、業務報告書|事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、文部科学省令|主務省令で定めるところにより、会計監査報告書|査報告を作成しなければならない。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関

する報告を求めることができる。

一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令・総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令・総務省令で定める方法により表示したもの

3　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5　会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一　第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二　第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三　第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

一項…一部改正・二一五項…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉一七条の三、二項二号第一の「文部科学省令」＝同一七条の四第一項、二項二号第二の「文部科学省令」＝同一七条の四第二項

罰則　三項関係＝〈日本私立学校振興・共済事業団法〉四八条一項五号・二項

（監事に対する報告）

第三十九条の二　会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は日本私立学校振興・共済事業団法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2　監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（会計監査人の選任）

第四十条　会計監査人は、文部科学大臣／主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格等）

第四十一条　会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2　会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3　次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一　公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二　監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三　監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

本条…全部改正〔平成一七年七月法律八七号〕、見出し・一項…一部改正・二項…全部改正・三項…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（会計監査人の任期）

第四十二条　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日／（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）までとする。

本条…一部改正〔平成二六年六月法律六六号〕

（会計監査人の解任）

第四十三条　文部科学大臣／主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（区分経理）

第三十三条　事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　助成業務に係る経理

二　第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

三　第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四　第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

五　第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

六　第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理

2　附則第六条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び第五条第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行うものとする。

注　右の第三三条は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（区分経理）

第三十三条　事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　助成業務に係る経理

二　第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金等、介護保険法の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る

経理（第六号に掲げるものを除く。）

三　第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四　第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

五　第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

六　第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理

2　現行条文に同じ

一項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、一項…一部改正・旧三一条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号・二四年八月六三号・一一月九八号・令和四年一二月九六号・五年五月三一号・六年六月四七号〕

（企業会計原則）

第三十四条　事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

本条…追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕

委任　「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉一条

（利益及び損失の処理）

第三十五条　事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第六号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。

4　第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

四項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一―四項…一部改正・旧三二条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、三項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　四項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉一八条

（積立金の処分）

第三十六条　事業団は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…削り・追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕
委任　一項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉二一条、二項の「政令」＝〈本法施行令〉三条―五条

（借入金及び私学振興債券）

第三十七条　事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

5　事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要な場合において、文部科学大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6　第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

7　第四項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

9　事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

10　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第

二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

11　第四項及び第七項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

一・二・四・八項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…全部改正・四・七項…追加・旧六・一〇項…一部改正し二項ずつ繰下・旧四・五・七―九項…二項ずつ繰下・旧三三条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一一項…一部改正〔平成一七年七月法律八七号〕、九項…一部改正〔平成一八年六月法律五〇号〕、七項…削除・旧八―一二項…一項ずつ繰上〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　一一項の「政令」＝〈本法施行令六条―一五条

（償還計画）

第三十八条　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、二項…追加・旧三四条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、二項…削除〔平成二六年六月法律六七号〕

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二　独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と、「、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画」とあるのは「であって、その計画」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二二年五月法律三七号〕、一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕

委任　本条で準用する独立行政法人通則法四六条の二第五項の「政令」＝〈本法施行令〉一五条の二、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法八条三項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉二一条の二、本条で準用する独立行政法人通則法四六条の二第二項の「基準」＝〈日本私立学校振興・共済事業団が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準〉

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔抄〕
（法律第百三号）

最近改正　令和四年六月一七日　法律第六八号

（財産的基礎等）

第八条　一項〔略〕

2　〔略〕

3　独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）であって文部科学省令主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり同法第二十五条第一項に規定する助成業務を確実に実施する業務を重要な財産

の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

見出…全部改正・三項…追加〔平成二二年五月法律三七号〕、三項…一部改正〔平成二四年六月法律四七号〕

委任　三項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉二一条の二

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二　独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、文部科学大臣主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、日本中期目標管理法人私立学校振興・共済事業団日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画の中期計画において同条第二項第五号第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十

五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、文部科学大臣主務大臣の認可を受けることを要しない。

2　独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、文部科学大臣主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で文部科学大臣主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画において同条第二項第五号第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、であって、その計画国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、文部科学大臣主務大臣の認可を受けることを要しない。

3　独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて文部科学大臣主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4　独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として文部科学大臣主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少す

るものとする。

5　前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成二二年五月法律三七号〕、一・二項…一部改正・五項…削除・旧六項…五項に繰上〔平成二六年六月法律六六号〕

委任　二項の「基準」＝日本私立学校振興・共済事業団が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準、五項の「政令」＝〈独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令〉四条―一〇条

（余裕金の運用）

第三十九条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2　事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

一項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、二項…一部改正・旧三五条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一項…一部改正〔平成一六年一二月法律一五四号・一七年一〇月一〇二号〕、二項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　二項の「政令」＝〈本法施行令〉一六条

罰則　〈本法〉四八条一項一一号

（役員の報酬及び職員の給与等）

第四十条　独立行政法人通則法第五十条の二の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同条第三項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文

部科学大臣」と読み替えるものとする。

2　独立行政法人通則法第五十条の十の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一・二項…一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔法律第百三号〕〔抄〕

最近改正　令和四年六月一七日　法律第六八号

（役員の報酬等）

第五十条の二　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣の主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、日本私立学校振興・共済事業団の当該中期目標管理法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（職員の給与等）

第五十条の十　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人　その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2　日本私立学校振興・共済事業団の中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣の主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の給与等の支給の基準は、日本私立学校振興・共済事業団の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（文部科学省令への委任）

第四十一条　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

見出・本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、旧三七条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

委任　「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〉

第五章　監督

（監督）

第四十二条　事業団が行う業務のうち共済業務に関しては、文部科学大臣が事業団を監督する。

2　文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務（共済業務に限る。）に関し監督上必要な命令をすることができる。

一・二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…全部改正・二項…一部改正・旧三八条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

罰則　二項関係＝〈本法〉四八条一項一二号

（報告及び検査）

第四十三条　文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な

物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　厚生労働大臣は、事業団に対し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。

一・四項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、旧三九条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

罰則　一項関係＝〈本法〉四七条

（違法行為等の是正）

第四十四条　独立行政法人通則法第三十五条の三の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「中期目標管理法人」とあり、及び「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕

罰則　〈本法〉四八条一項一三号

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔法律第百三号〕〔抄〕

最近改正　令和四年六月一七日　法律第六八号

（違法行為等の是正等）

第三十五条の三　文部科学大臣主務大臣は、日本私立学校振興・共済事業団中期目標管理法人の役員若しくは職員が、不正の行為若しくは日本この私立学校振興・共済事業団法若しくはその他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は日本私立学校振興・共済事業団中期目標管理法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対し、当該中期目標管理法人の業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

本条…追加〔平成二六年六月法律六六号〕

罰則　〈日本私立学校振興・共済事業団法〉四八条一項一三号

第六章　雑則

（解散）

第四十五条　事業団の解散については、別に法律で定める。

旧四〇条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

（財務大臣との協議）

第四十六条　文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第九項、第三十八条又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあっては第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限り、第三十八条の規定による認可にあっては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二　第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四　第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五　第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

見出・本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、本条…一部改正・旧四一条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一部改正〔平成二二年五月法律三七号・二六年六月六七号・二四年一一月九八号〕

第七章　罰則

第四十七条　第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

見出…削除・本条…一部改正・旧四二条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律により公表をしなければならない場合において、そ

の公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

五　第十一条第四項若しくは第五項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

六　第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

八　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第三項又は第三十二条第六項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

九　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

十　第三十二条第三項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等、監査報告書又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

十一　第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二　第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

十三　第四十四条において準用する独立行政法人通則法第三十五条の三の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

2　事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一部改正・旧四三条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成二六年六月法律六七号〕、一項…一部改正〔令和元年五月法律八号〕

第四十九条　第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

旧四四条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

附　則　〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　文部大臣は、事業団の理事長となるべき者及び監事となる

べき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、あらかじめ附則第六条第一項の規定による解散前の日本私学振興財団の運営審議会の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3　文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

4　設立委員は、あらかじめ附則第五条第一項の規定による解散前の私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5　第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時において、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　事業団は、前条第六項の規定による届出があったときは、平成十年一月一日に成立する。

（私立学校教職員共済組合の解散等）

第五条　私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3　私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4　第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

委任　四項の「政令」＝〈本法施行令〉附則二条

（日本私学振興財団の解散等）

第六条　日本私学振興財団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が

承継する。

2　日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私学振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。

3　日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4　第一項の規定により事業団が日本私学振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私学振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5　第一項の規定により日本私学振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

委任　五項の「政令」＝〈本法施行令〉附則二条

（非課税）

第七条　附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2　附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3　附則第五条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

三項…一部改正〔平成一〇年三月法律二七号〕

（職員の身分の取扱い）

第八条　事業団は、附則第五条第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六条第一項の規定により解散する日本私学振興財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条　事業団の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画

については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（区分経理の特例）

第十二条　事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十五条第一項中「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

本条…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号〕

委任　「政令」＝〔本法施行令〕一七条

（私立学校等の特例）

第十三条　この法律（第二十三条第一項第一号及び第四項を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

本条…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号・一八年六月八〇号・一九年六月九六号・二四年八月六七号・令和元年五月八号〕

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

第十三条の二　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の

適用については、これらの規定中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」とする。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正〔令和四年一二月法律九六号〕、見出し…全部改正・一項…削除・旧二項…一部改正し一項に繰上〔令和五年五月法律三一号〕

第十四条　削除〔平成二四年八月法律六三号〕

（日本私学振興財団法の廃止）

第十五条　日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）は、廃止する。

（日本私学振興財団法の廃止に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法（第十一条、第十二条、第十七条及び第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第十七条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第九条及び第十二条を除く。以下「旧共済法」という。）又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九条　旧共済法による組合員であった者は新共済法による加入者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）であった者と、旧共済法による組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一　旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

二　旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一

時金の計算の基礎となった期間

三　旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

第二十条　附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であった者については、当該任意継続組合員となった日から引き続き新共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者であったものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条　附則第十七条の規定の施行の日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となった者（事業団の職員となった者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間加入者であったものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

第二十二条　新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となった者（事業団の職員となった者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であった期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2　財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十

五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第二十三条　財団の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条　財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条　財団の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

本条…一部改正〔平成一二年三月法律二三号〕

第二十六条　新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団

に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であった者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であった者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条　前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十一号の四及び第十三号並びに同条第四項の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

委任　「政令」＝〈本法施行令〉

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律

附　則

〔平成九年六月二四日　法律第一〇三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十五条の規定　平成十年一月一日

二～四　〔略〕

介護保険法施行法**附　則**〔平成九年一二月一七日　法律第一二四号〕

この法律は、介護保険法〔平成九年一二月法律第一二三号〕の施行の日〔平成一二年四月一日〕から施行する。〔後略〕

地方税法等の一部を改正する法律**附　則**〔平成一〇年三月三一日　法律第二七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。〔後略〕

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法附則第七条第三項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

中央省庁等改革関係法施行法〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号、抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条　なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の

法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条　改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

中央省庁等改革関係法施行法

附　則　〔平成一一年一二月二二日　法律第一六〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第千三百四十四条の規定　公布の日

二　〔略〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一二年三月三一日　法律第二三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成一四年一二月一三日　法律第一五七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（役員に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において理事である者のうち理事長が指定する三人については、その任期は、この法律による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第十二条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2　この法律の施行の際現に理事長又は理事である者は、その際この法律による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下「新法」という。）第十二条第一項又は第三項の規定により理事長又は理事として任命されたものとみなす。

3　前項の規定により任命されたものとみなされる理事長又は理事の任期は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事長又は理事としての残任期間と同一の期間とする。

（最初の年度計画に関する経過措置）

第三条　新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条第一項の規定により日本私立

学校振興・共済事業団が最初に定める年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「平成十五年十月一日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（施行のために必要な準備）

第四条　文部科学大臣は、最初の中期目標（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項に規定する中期目標をいう。）の策定及び次項の規定により準備された最初の中期計画（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項に規定する中期計画をいう。次項において同じ。）に係る認可のために必要な準備として、施行日前においても文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

2　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、最初の中期計画の作成の準備を行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一六年六月二三日　法律第一三〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四　〔略〕

五　第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定　平成十九年四月一日

六　〔略〕

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一七年六月六四号・六五号〕

信託業法

附　則　〔平成一六年一二月三日　法律第一五四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

〔平成一六年一二月政令四二六号により、平成一六・一二・三〇から施行〕

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成一七年七月二六日　法律第八七号〕

この法律は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日

〔平成一八年五月一日〕から施行する。〔後略〕

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成一七年一〇月二一日　法律第一〇二号、抄〕

最近改正　平成三〇年六月八日　法律第四一号

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法〔平成一七年一〇月法律第九七号〕の施行の日〔平成一九年一〇月一日〕から施行する。〔後略〕

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条　旧郵便貯金は、〔中略〕第四十三条、第八十八条、第百八条及び第百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一～十三　〔略〕

十四　日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項第二号

十五～二十一　〔略〕

本条…一部改正〔平成一八年六月法律八三号・二八年五月四〇号〕

（罰則に関する経過措置）

第百十七条　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔平成一八年六月二日　法律第五〇号、抄〕

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成一八年六月二日　法律第五〇号〕

最近改正　平成二三年六月二四日　法律第七四号

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

一項の見出…削除・一項…一部改正〔平成二三年六月法律七四号〕

学校教育法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一八年六月二一日　法律第八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一八年六月二一日　法律第八三号、抄〕

最近改正　平成二三年六月二二日　法律第七二号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二・三　〔略〕

四　〔前略〕附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条〔中略〕第百九条〔中略〕の規定　平成二十年四月一日

五・六　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律

の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成二三年六月法律七二号〕

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

学校教育法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一九年六月二七日　法律第九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二二年五月二八日　法律第三七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

〔平成二二年一一月政令二二五号により、平成二二・一一・二七から施行〕

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用するこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する新法第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に日本私立学校振興・共済事業団が行った財産の譲渡であって、施行日において前条の規定による改正後の日本私立学

校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二三年六月二二日　法律第七二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

二　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二三年六月二四日　法律第七四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

最近改正　平成二四年一一月二六日　法律第九八号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百

六十条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

（日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置）

第八十一条　第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

本条…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成二四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六七号〕

最近改正　平成二五年一二月一三日　法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十五条及び第七十三条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年一二月法律一一二号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年一二月二六日　法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

附　則　〔平成二五年一二月一三日　法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

附　則　〔平成二六年六月一三日　法律第六七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定　公布の日

二　〔略〕

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第七十二条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「新事業団法」という。）第十一条第三項、第四項、第六項及び第七項、第十一条の二並びに第十三条の三並びに新事業団法第三十二条の二において準用する新通則法第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2　この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）の監事である者の任期（補欠の事業団の監事の任期を含む。）については、新事業団法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に文部科学大臣が第七十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（次項において「旧事業団法」という。）第二十六条において準用する旧通則法第二十九条第一項の規定により事業団に指示している同項の中期目標は、文部科学大臣が新事業団法第二十六条において準用する新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなす。

4　この法律の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十六条において準用する旧通則法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画は、新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十条第一項の規定により認可を受けた同項の中期計画とみなす。

5　施行日を含む事業年度に係る新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十一条第一項の規定の適用については、同項

中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第十六条第四項の規定により日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

6　新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十二条の規定は、事業団の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

（処分等の効力）

第二十八条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

附　則　〔平成二八年五月一八日　法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二八年九月政令三一八号により、平成二八・一〇・一から施行〕

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律

附　則　〔平成三〇年六月八日　法律第四一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕附則第四条から第八条まで、〔中略〕第十一条〔中

略〕の規定　平成三十一年四月一日

大学等における修学の支援に関する法律

附　則　〔令和元年五月一七日　法律第八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔令和元年一〇月一日〕の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七九号により、令和二・四・一から施行〕

（政令への委任）

第十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔令和四年一二月九日　法律第九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則〔中略〕第四十二条の規定　公布の日

二～四　〔略〕

（政令への委任）

第四十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

私立学校法の一部を改正する法律

附　則　〔令和五年五月八日　法律第二二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和五年五月一九日　法律第三一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

〔国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置〕

第五条　〔一項略〕

2・3　〔略〕

4　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規

定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

5・6　［略］

委任　三項の「政令」＝〈全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令〔抄〕〉〔令和六年一月政令八号〕一一条一項・二項、四項の「政令」＝同一一条三項

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

附　則

〔令和六年六月一二日　法律第四七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　［前略］附則第四十六条の規定　この法律の公布の日

二～四　［略］

五　次に掲げる規定　令和八年四月一日

イ　［略］

ロ　［前略］第十五条の規定

ハ～ネ　［略］

六　［略］

（罰則に関する経過措置）

第四十五条　この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

附　則　〔令和七年三月三一日　法律第一七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

医療法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和七年一二月一二日　法律第八七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～八　〔略〕

九　〔前略〕附則〔中略〕第四十七条〔中略〕の規定〔中略〕公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十　〔略〕

○私立学校教職員共済法

（昭和二十八年八月二十一日法律第二百四十五号）

〔沿革〕

昭和二九年　五月一九日　法律第一一五号改正
昭和三〇年　六月三〇日　法律第三九号改正
昭和三〇年　八月　五日　法律第一三〇号改正
昭和三一年　六月一二日　法律第一四八号改正
昭和三二年　五月二八日　法律第一三七号改正
昭和三三年　五月　一日　法律第一二八号改正
昭和三四年　四月二〇日　法律第一四八号改正
昭和三六年　六月一六日　法律第一四〇号改正
昭和三六年一一月　一日　法律第一八二号改正
昭和三七年　四月　二日　法律第六七号改正
昭和三七年　九月一五日　法律第一六一号改正
昭和三八年　三月三一日　法律第六二号改正
昭和三九年　七月　六日　法律第一五三号改正
昭和四〇年　五月二八日　法律第八九号改正
昭和四〇年　六月一一日　法律第一三〇号改正
昭和四一年　五月　九日　法律第六七号改正
昭和四一年　七月　二日　法律第一一三号改正
昭和四一年　七月　八日　法律第一二二号改正
昭和四四年一二月一六日　法律第九四号改正
昭和四五年　四月　一日　法律第一三号改正
昭和四五年　五月二六日　法律第一〇二号改正
昭和四六年　五月二九日　法律第八四号改正
昭和四七年　六月二二日　法律第八三号改正
昭和四八年　七月二四日　法律第六二号改正
昭和四八年　八月一〇日　法律第六九号改正
昭和四八年　九月二一日　法律第八五号改正
昭和四八年　九月二六日　法律第八九号改正
昭和四八年　九月二九日　法律第一〇四号改正
昭和四九年　六月二七日　法律第九九号改正
昭和四九年　六月二七日　法律第一〇〇号改正
昭和五〇年　七月　四日　法律第五三号改正
昭和五〇年　七月一一日　法律第五九号改正
昭和五〇年　七月一一日　法律第六二号改正
昭和五一年　五月二六日　法律第三一号改正
昭和五一年　五月二七日　法律第三二号改正
昭和五一年　六月　三日　法律第五四号改正
昭和五二年　六月　七日　法律第六六号改正
昭和五三年　五月三一日　法律第六〇号改正
昭和五四年一二月二八日　法律第七四号改正
昭和五五年　五月三一日　法律第七五号改正
昭和五五年一二月一〇日　法律第一〇八号改正
昭和五六年　五月三〇日　法律第五六号改正
昭和五六年　六月　九日　法律第七三号改正
昭和五七年　七月一六日　法律第六六号改正
昭和五七年　七月二〇日　法律第六八号改正
昭和五七年　八月一七日　法律第八〇号改正
昭和五八年一二月　三日　法律第八二号改正
昭和五九年　五月二五日　法律第四三号改正
昭和五九年　八月一四日　法律第七七号改正
昭和六〇年　五月　一日　法律第三四号改正
昭和六〇年　六月二五日　法律第七九号改正
昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇六号改正
昭和六一年　二月　四日　法律第九三号改正
平成　元年　二月二二日　法律第八七号改正
平成　元年一二月二七日　法律第九四号改正

平成　三年一〇月　四日　法律第八九号改正
平成　三年一二月二四日　法律第一一二号改正
平成　六年　六月二九日　法律第五六号改正
平成　六年一一月一六日　法律第一〇六号改正
平成　七年　三月三一日　法律第五一号改正
平成　七年　六月　九日　法律第一〇七号改正
平成　八年　六月一四日　法律第八二号改正
平成　九年　五月　九日　法律第四八号改正
平成　九年　六月二四日　法律第一〇三号改正
平成　九年一二月一七日　法律第一二四号改正
平成一一年　七月一六日　法律第一〇四号改正
平成一一年一二月二二日　法律第一六〇号改正
平成一二年　三月三一日　法律第二一号改正
平成一二年　三月三一日　法律第二三号改正
平成一二年一二月　六日　法律第一四〇号改正
平成一三年　七月　四日　法律第一〇一号改正
平成一三年一二月一二日　法律第一五三号改正
平成一四年　七月三一日　法律第九八号改正
平成一四年　八月　二日　法律第一〇二号改正
平成一四年　八月　二日　法律第一〇三号改正
平成一四年一二月一三日　法律第一五七号改正
平成一六年　六月　二日　法律第七六号改正
平成一六年　六月一八日　法律第一二六号改正
平成一六年　六月二三日　法律第一三〇号改正
平成一六年　六月二三日　法律第一三一号改正
平成一七年　四月　一日　法律第二五号改正
平成一七年　六月一七日　法律第六四号改正
平成一七年　六月一七日　法律第六五号改正
平成一七年一〇月二一日　法律第一〇二号改正
平成一八年　三月三一日　法律第二〇号改正
平成一八年　六月二一日　法律第八〇号改正
平成　一八年　六月二一日　法律第八三号改正
平成　一九年　三月三一日　法律第二三号改正
平成　一九年　三月三一日　法律第二七号改正
平成一九年　七月　六日　法律第一〇九号改正
平成一九年　七月　六日　法律第一一〇号改正
平成一九年　七月　六日　法律第一一一号改正
平成二〇年一二月二六日　法律第九五号改正
平成二一年　三月三〇日　法律第五号改正
平成二一年　五月　一日　法律第三六号改正
平成二一年　六月二六日　法律第六二号改正
平成二一年　七月　一日　法律第六五号改正
平成二二年　三月三一日　法律第七号改正
平成二二年　三月三一日　法律第一五号改正
平成二二年　三月三一日　法律第一九号改正
平成二三年　五月二七日　法律第五六号改正
平成二三年　六月二二日　法律第七二号改正
平成二三年　八月三〇日　法律第一〇七号改正
平成二三年一二月一四日　法律第一二一号改正
平成二四年　三月三一日　法律第二四号改正
平成二四年　八月二二日　法律第六二号改正
平成二四年　八月二二日　法律第六三号改正
平成二四年　八月二二日　法律第六七号改正
平成二四年一一月二六日　法律第九六号改正
平成二四年一一月二六日　法律第九八号改正
平成二四年一二月二六日　法律第九九号改正
平成二五年　五月三一日　法律第二八号改正
平成二五年　六月二六日　法律第六三号改正
平成二五年一二月一三日　法律第一一二号改正
平成二六年　五月三〇日　法律第四二号改正
平成二六年　六月一一日　法律第六四号改正
平成二六年　六月一三日　法律第六九号改正

平成二七年　三月三一日　法律第九号改正
平成二七年　五月二九日　法律第三一号改正
平成二八年一一月二四日　法律第八四号改正
平成二八年一二月二六日　法律第一一四号改正
平成二九年　六月　二日　法律第四五号改正
平成三〇年　六月　八日　法律第四一号改正
令和　元年　五月二二日　法律第九号改正
令和　二年　三月三一日　法律第八号改正
令和　二年　六月　五日　法律第四〇号改正
令和　二年　六月一二日　法律第五二号改正
令和　三年　六月一一日　法律第六六号改正
令和　四年　六月一七日　法律第六八号改正
令和　四年一二月　九日　法律第九六号改正
令和　四年一二月　九日　法律第九六号改正
令和　五年　五月　八日　法律第二一号改正
令和　五年　五月一九日　法律第三一号改正
令和　六年　六月一二日　法律第四七号改正
令和　七年　六月二〇日　法律第七四号改正
令和　七年一二月一二日　法律第八七号改正

注　右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

私立学校教職員共済組合法をここに公布する。

私立学校教職員共済法

題名：改正〔平成九年五月法律四八号〕

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　削除〔七条―一一条〕
第三章　共済運営委員会（第十二条・第十三条）
第四章　加入者（第十四条―第十七条）
第五章　給付及び福祉事業
　第一節　削除〔一八条・一九条〕
　第二節　給付（第二十条―第二十五条）
　第三節　福祉事業（第二十六条）
第六章　費用の負担（第二十七条―第三十五条）
第七章　共済審査会（第三十六条―第三十八条）
第八章　高齢の教職員等に係る特例（第三十九条―第四十四条）
第九章　雑則（第四十五条―第四十九条）
第十章　罰則（第五十条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度（以下「私立学校教職員共済制度」という。）を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

本条…全部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（管掌）

第二条　私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、管掌する。

本条…削り・追加〔平成九年五月法律四八号〕

第三条　削除〔平成二四年八月法律六三号〕

（共済規程）

第四条　事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一　共済運営委員会に関する事項

二　加入者に関する事項

三　共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第十八条第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ。）及びその執行に関する事項

四　掛金に関する事項

五　共済審査会に関する事項

六　共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項

七　共済業務に係る会計に関する事項

八　その他共済業務に関する重要事項

2　共済規程の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一項…一部改正〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、見出・一項…全部改正・二項…一部改正・旧三条…繰下〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月法律二三号・一四年一二月一五七号〕

罰則　二項関係＝〈本法〉五〇条

（非課税）

第五条　この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一部改正・旧六条…繰上〔平成九年五月法律四八号〕、一部改正〔平成二四年八月法律六三号・一一月九八号〕

（戸籍書類の無料証明）

第六条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、事業団又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、加入者、加入者であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

本条…追加〔昭和三二年五月法律一三七号〕、一部改正・旧六条の二…繰上〔平成九年五月法律四八号〕、一部改正〔平成二六年五月法律四二号〕

第二章　削除〔平成九年五月法律四八号〕

第七条から第十一条まで　削除〔平成九年五月法律四八号〕

第三章　共済運営委員会

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

（共済運営委員会）

第十二条　共済業務の適正なる運営を図るため、事業団に共済運営委員会を置く。

2　共済運営委員会の委員は、二十一人以内とし、加入者、加入者を使用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人又は同法第百五十二条第五項の法人の役員及び共済業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

3　文部科学大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

4　第二項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　第二項の委員は、再任されることができる。

二項…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、四項…一部改正〔平成元年一二月法律九四号〕、見出・四項…全部改正・一・二項…一部改正・五項…追加〔平成九年五月法律四八号〕、二・三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、二項…一部改正〔令和五年五月法律二一号〕

（共済運営委員会の職務）

第十三条　次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一　共済規程の変更

二　共済運営規則（事業団法第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）の変更

三　共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画

四　共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五　共済業務に係る訴訟又は審査請求の提起及び和解

六　その他共済業務に関する重要事項で共済規程で定めるもの

2　前項に規定する事項のほか、共済運営委員会は、共済業務に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

一項…一部改正〔昭和三七年九月法律一六一号〕、見出・一項…全部改正・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号・二六年六月六九号〕

第四章　加入者

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

（加入者）

第十四条　私立学校法第三条に定める学校法人、同法第百五十二条第五項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一　船員保険の被保険者

二　専任でない者又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの

三　前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者

2　前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。

一　公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る。）。

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をするとき。

三　前二号に規定するもののほか、学校法人等から報酬を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

一項…一部改正・二項…追加〔昭和三二年五月法律一三七号〕、三項…追加〔昭和五〇年七月法律六二号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、三項…削除〔平成三年一二月法律一一二号〕、一項…一部改正・二項…全部改正〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、二項…一部改正〔平成七年六月法律一〇七号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一・二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号・令和五年五月二一号〕

委任　一項二号の「政令」＝〈本法施行令〉一条の二第一項、一項三号の「政令」＝同一条の二第二項、二項三号の「政令」＝同二条

（加入者の資格の取得）

第十五条　教職員等は、その教職員等となつた日から、加入者の資格を取得する。

本条…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号・六〇年一二月一〇六号〕、見出・本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（加入者の資格の喪失）

第十六条　加入者は、次に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日（第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）から加入者の資格を喪失する。ただし、第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号に掲げる事由に該当するに至つた日に更に教職員等となつたときは、この限りでない。

一　死亡したとき。

二　退職したとき。

三　第十四条第一項各号に掲げる者となつたとき。

四　その使用される学校法人等が解散したとき。

本条…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号・六〇年一二月一〇六号〕、見出・本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（加入者期間）

第十七条　加入者である期間（以下「加入者期間」という。）は、加入者の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪

失した日の属する月の前月をもつて終わるものとする。

2　加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3　加入者の資格を喪失した後再び加入者の資格を取得したときは、前後の加入者期間を合算する。

二・三項…追加〔昭和三二年五月法律一三七号〕、二項…一部改正〔昭和三六年一一月法律一八二号・四九年六月九号・五四年一二月七四号〕、見出・二・三項…全部改正・一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、見出…全部改正・一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

第五章　給付及び福祉事業

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

第一節　削除〔平成九年五月法律四八号〕

第十八条及び第十九条　削除〔平成九年五月法律四八号〕

第二節　給付

（給付）

第二十条　この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一　療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費

二　家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費

三　高額療養費及び高額介護合算療養費

四　出産費

五　家族出産費

六　埋葬料

七　家族埋葬料

八　傷病手当金

九　出産手当金

十　休業手当金

十一　弔慰金

十二　家族弔慰金

十三　災害見舞金

2　この法律による退職等年金給付は、次のとおりとする。

一　退職年金

二　職務障害年金

三　職務遺族年金

3　事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

本条…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号・三三年五月一二八号・五七年七月六六号・八月八〇号〕、全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一項…一部改正〔平成六年六月法律五六号〕、三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号・一八年六月八三号〕、二項…削除・旧三項…一部改正し二項に繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　三項の「政令」＝〈本法施行令〉五条

（報酬及び賞与の範囲）

第二十一条　この法律において「報酬」とは、勤務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを含まない。

2　この法律において「賞与」とは、前項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

3　報酬又は賞与の一部が金銭以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理事長が定める。

一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、見出…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成一二年三月法律二三号〕、見出・一・三項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（標準報酬月額）

第二十二条　標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満

第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満	
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満	
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満	
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満	
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満	
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満	
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満	
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満	
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満	
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満	
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満	

第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満	
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満	
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満	
第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満	
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満	
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満	
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満	
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満	
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上　七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上　八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第十級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第十一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第十二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第十三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第十四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第十五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満

第十六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第十七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第十八級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第十九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第二十級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第二十一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二十六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満

第二十七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二十八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二十九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第三十級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第三十一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第三十二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第三十三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三十四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
第三十五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三十六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満
第三十七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満

第三十八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上　七七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上　八一〇、〇〇〇円未満
第四十級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上　八五五、〇〇〇円未満
第四十一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上　九〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上　九五五、〇〇〇円未満
第四十三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上　一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上　一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上　一、一〇五、〇〇〇円未満
第四十六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一〇五、〇〇〇円以上　一、一七五、〇〇〇円未満
第四十七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上　一、二三五、〇〇〇円未満
第四十八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上　一、二九五、〇〇〇円未満
第四十九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上　一、三五五、〇〇〇円未満
第五十級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上

3　短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第四十条第三項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び同条第三項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

4　退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に

更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第四項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

5　事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となった日数が十七日（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

6　前項の規定によって定められた標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

7　第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

8　事業団は、加入者の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準報酬月額を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額とする。

9　前項の規定によって定められた標準報酬月額は、加入者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に加入者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

10　事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、報酬の支払の基礎となった日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定するものとする。

11　前項の規定によって改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

12　事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措

置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となった日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

13　前項の規定によって改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

14　事業団は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した加入者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となった日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

15　前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

16　加入者の報酬月額が、第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によって算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける他の教職員等の報酬月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の報酬月額とする。

注1　右の第二二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和九年九月一日から施行

（標準報酬月額）

第二十二条　標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
［略］		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

2～16　現行条文に同じ

注2　右の第二二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和一〇年九月一日から施行

（標準報酬月額）

第二十二条　標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
［略］		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

2～16　現行条文に同じ

注3　右の第二二条は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（標準報酬月額）

第二十二条　標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬

月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
［略］		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

2　短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
［略］		

3～16　現行条文に同じ

注4　右の第二二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和一一年九月一日から施行

（標準報酬月額）

第二十二条　標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
［略］		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三十五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上

2　短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
［略］		

3～16　現行条文に同じ

一項…一部改正・二―四項…全部改正・五―八項…追加［昭和三二年五月法律一三七号］、一項…一部改正［昭和三六年六月法律一四〇号・四〇年五月八九号・四四年一二月九四号・四六年五月八四号・四七年六月八三号・四八年九月一〇四号］、一項…一部改正・九項…追加［昭和四九年六月法律九九号］、一項…一部改正［昭和五〇年七月法律五三号・五一年六月五四号・五二年六月六六号・五三年五月六〇号・五四年一二月七四号・五五年五月七五号・五六年五月五六号・五七年七月六八号・五九年五月四三号・六〇年六月七九号・一二月一〇六号・平成元年一二月九四号・六年一一月一〇〇号］、一・二・四―七・九項…一部改正［平成九年五月法律四八号］、一項…一部改正［平成一二年三月法律二三号］、七項…一部改正［平成一一年一二月法律一六〇号］、二―八項…一部改正［平成一二年三月法律二三号］、四・七項…一部改正・九・一〇項…追加・旧九項…一部改正し一一項に繰下、二・七・九項…一部改正［平成一六年六月法律一三一号］、九項…一部改正［平成二一年七月法律六五号］、四・九項…一部改正・一一・一二項…追

加・旧一一項…一部改正し一三項に繰下〔平成二四年八月法律六二号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二項…追加・旧二―一三項…一部改正し一項ずつ繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正・二・四項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧五・一〇・一四項…一部改正し二項ずつ繰下・旧三・四・六―九・一一―一三項…二項ずつ繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕、二項…一部改正〔平成二七年五月法律三一号〕、一・二・五項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕、二項…全部改正〔令和二年六月法律四〇号〕、一部改正〔令和四年一二月法律九六号・五年五月三一号・六年六月四七号〕

〈委任〉四項の「政令」＝〈本法施行令〉五条の二、五項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉一条の二の二、一〇項の「文部科学省令」＝同一条の二の六第二項

（標準賞与額の決定）

第二十三条　事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2　短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百七十三万円（前条第三項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零」とする。

3　前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する標準賞与額については、第一項後段中「百五十万円を」とあるのは、「百五十万円（前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする。

4　前条第十六項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

本条…追加〔平成一二年三月法律二三号〕、旧二二条の二…繰下、二項…一部改正〔平成一六年六月法律一三一号〕、二項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正・二・三項…追加・旧二項…一部改正し四項に繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕、二項…一部改正〔平成二七年五月法律三一号〕

委任　三項で読み替えて適用する一項の「政令」＝〈本法施行令〉五条の三

（給付額等の端数計算）

第二十四条　短期給付の額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。

2　標準報酬日額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

3　退職等年金給付の額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

一項…一部改正・二項…追加〔昭和五一年六月法律五四号〕、二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一・二項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月法律二三号〕、一・三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三一号〕、一・二項…一部改正・三項…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正・三項…追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条　この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八条の二から第六十八条の五まで、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第百十一条第一項、第二項及び第五項、第百十二条、第百二十六条の五、附則第十二条、附則第十三条から第十四条まで並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第二項（各号を除く。）及び第五項、第六十七条第三項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第六項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第二号	（短期給付	（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）（短期給付
第二条第一項第四号	職員が	教職員等（私立学校教職員共済法第十四

		条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が
	職員で	
	職員と	
第三十九条第一項		組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する
	教職員等で	
	教職員等と	日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が決定する
第四十六条第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項にお

		いて同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関
	又は健康保険法	若しくは健康保険法
第五十二条	その保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の医師
	前二条	私立学校教職員共済法第二十条第一項及び第三項
	第四十条第一項	同法第二十二条第一項
第五十四条第二項第一号及び第二号	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者
第五十五条第一項第一号	組合又は連合会	事業団
第五十五条第一項第二号	組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組	加入者（他の法律に基づく共済組合

合」という。）		
組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）	組合員	
組合員の組合が	加入者の事業団が	第五十五条第二項
運営規則	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）	第五十五条第三項
運営規則	共済運営規則	

第五十五条の三第一項及び第五十五条の四第一項	特定長期入院組合員		特定長期入院加入者
第五十九条第三項第二号	地方の組合		他の法律に基づく共済組合
	組合員、私学共済制度の加入者		組合員
	被保険者を含む		被保険者をいう
第六十条第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償		労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養給付
第六十一条第二項	、組合員	組合員で	、加入者
			加入者で
第六十三条第四項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償		労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付
第六十四条	組合員で		加入者で

第六十六条第一項	第六十八条から第六十八条の五まで	標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。）	標準報酬月額
第六十六条第二項		三分の二	百分の八十
		標準報酬の月額が	標準報酬月額が
		標準報酬の基礎	標準報酬月額の基礎
第六十六条第五項	組合員で	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償（次項において「休業補償等」という。）	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給（次項において「休業給付等」という。）
第六十六条第十四項	加入者で		
第六十六条第十五項	休業補償等		休業給付等

第六十七条第三項	組合員で		加入者で
第六十八条	百分の五十		百分の六十
	運営規則		共済運営規則
第六十九条第二項	、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金又は介護休業手当金		又は休業手当金
第七十五条第一項	組合員期間		加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）
	標準報酬の月額		標準報酬月額
	標準期末手当等の額		標準賞与額（同法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。）
第七十五条第二項	組合員		加入者
	連合会の定款		共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）

第七十五条第四項	退職等年金給付積立金	日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第四号の経理に係る勘定に属する積立金
	連合会の定款	共済規程
第七十五条の三第一項	従前標準報酬の月額	従前標準報酬月額
	第百条の二第一項の規定	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項の規定
	第百条の二の二	私立学校教職員共済法第二十八条第五項及び第六項
第七十八条第二項	額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）	額
第七十八条第五項	連合会の定款	共済規程
第七十九条第二項	額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）	額

第七十九条第五項	連合会の定款	共済規程
第七十九条の三第一項	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる	国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された
	同号の退職をした	その解雇された
第七十九条の三第二項	規定する退職をした	規定する解雇された
	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の退職をした	国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された
	同号の退職をした	その解雇された
第七十九条の三第三項	退職	解雇
	請求（他の法令の規	請求

定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）			
規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）	規定		
前各項	第一項から第四項まで	第七十九条の三第六項	
給付算定基礎額（組合員であった者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）	給付算定基礎額	第七十九条の四第一項第一号	
基準公務傷病	基準職務傷病	第八十三条第四項	
その他公務傷病	その他職務傷病		
基準公務障害	基準職務障害		
公務障害年金算定基礎額	職務障害年金算定基礎額	第八十四条第一項及び第二項	

公務障害年金	職務障害年金	第八十四条第三項	
終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）	終身退職年金算定基礎額		
後発公務傷病	後発職務傷病	第八十五条第二項及び第八十七条第二項	
その他公務障害	その他職務障害		
公務遺族年金算定基礎額	職務遺族年金算定基礎額	第九十条第一項及び第二項	
終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）	終身退職年金算定基礎額	第九十条第三項	
組合員若しくは組合員であった者	加入者若しくは加入者であった者	第九十七条第一項	
組合員が懲戒処分（国家公務員法第八	又は加入者が公務員の場合における懲戒		

十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となった者に限る。）若しくは組合員であった者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定によ

の事由に相当する事由により解雇された

				る一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けた
			組合員期間	
		公務障害年金		
		第百二十六条の五第二項	及び国の負担金（	
				にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額
			定款	
		第百二十六条の五第五項第四号	組合員（地方の組合	
			加入者期間	
			職務障害年金	（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、
				にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）
			共済規程	
			加入者（他の法律に基づく共済組合	

	組合員、私学共済制度の加入者	組合員
附則第十二条第一項	財務省令で定める要件	事業団が、文部科学省令で定める要件
	財務大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員	文部科学大臣の認可を受けた場合には、加入者
	当該特定共済組合の定款	共済規程
	財務省令で定めるところ	文部科学省令で定めるところ
	当該特定共済組合の組合員	加入者
	当該特定共済組合に任意継続組合員	事業団に任意継続加入者
附則第十二条第二項	当該特定共済組合の組合員	加入者
附則第十二条第三項	特定共済組合の組合員	加入者
	特例退職組合員	特例退職加入者

附則第十二条第四項	特例退職組合員	特例退職加入者
	二以上の地方の組合	他の法律に基づく共済組合
	組合員、私学共済制度の加入者	組合員
	を含む	をいう
附則第十二条第五項	特例退職組合員の標準報酬の月額は、第四十条	特例退職加入者の標準報酬月額は、私立学校教職員共済法第二十二条
	標準報酬の月額に	標準報酬月額に
	当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付	短期給付
	組合員	加入者
	特例退職組合員を	特例退職加入者を
	標準報酬の月額の	標準報酬月額の
	定款	共済規程
	標準報酬の基礎	標準報酬月額の基礎
	標準報酬の月額と	標準報酬月額と

附則第十二条第六項	特例退職組合員	当該特定共済組合及び国の負担金（にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	特例退職加入者	事業団（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）
附則第十二条第七項	特例退職組合員	第六十八条から第六十八条の五まで	休業手当金	第六十八条
附則第十二条第八項	特例退職組合員	定款	特例退職加入者	共済規程
	任意継続組合員とみ	休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金	任意継続加入者とみ	休業手当金

	なして	附則第十二条第九項	第百条の二及び第百条の二の二
		附則第十三条の二第五項	第四十九条の
			第四十九条中
	なして	附則第十三条の二第六項	、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項
			並びに第七十五条の九並びに私立学校教職員共済法第二十四条第三項及び第三十六条並びに同法第三十八条において準用する第百三条第三項及び第百六条
	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第五項		
	私立学校教職員共済法第五条の		
	同法第五条中		

注　右の第二五条は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条　この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、

第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八条の二から第六十八条の五まで、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第百十一条第一項、第二項及び第五項、第百十二条、第百二十六条の五、附則第十二条、附則第十三条から第十四条まで並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第二項（各号を除く。）及び第五項、第六十七条第三項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第六項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第百二十六条の五第二項	及び国の負担金（	（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、
		にあつては、介護納付金に係る掛金

	及び国の負担金を含む。）の合算額	定款	共済規程
〔略〕			
附則第十二条第六項	特例退職組合員	特例退職加入者	特例退職加入者
	当該特定共済組合	事業団	事業団
	及び国の負担金（	（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、	
		にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	定款	共済規程
〔略〕			

本条…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、全部改正〔昭和三三年五月法律一二八号・三六年六月一四〇号〕、一部改正〔昭和三八年三月法律六二号・三九年七月一五三号・四〇年五月八九号・六月一三〇号・四一年五月六七号・四八年七月六二号・八月六九号・九月八五号・四九年六月九九号・五一年五月三一号・三二号・六月五四号〕、見出し・一項…一部改正・二項…追加〔昭和五四年一二月法律七四号〕、一項…一部改正〔昭和五六年六月法律七三号〕、一・二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一項…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号〕、見出し・一・二項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号・平成三年一〇月八九号・六年六月五六号・一一月一〇〇号・七年三月五一号〕、見出し…全部改正・本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号・一二月一二四号・一二年三月二一号・一一年七月一〇四号・一二月一六〇号・一二年一二月一四〇号・三月二三号・一三年七月一〇一号・一四年八月一〇二号・一二年三月二三号・一四年七月九八号・八月一〇二号・一二月一五七号・一二年三月二三号・一六年六月一三一号・一八年六月一三一号・一八年六月八三号・一七年一〇月一〇二号・一六年六月一三一号・一八年六月八三号・二〇年一二月九五号・一九年七月一〇九号・二一年三月五号・二三年五月五六号・二四年八月六二号・六三号・一一月九八号・二七年五月三一号・令和元年五月九号・三年六月六六号・二年六月四〇号・三年六月六六号・四年一二月九六号・六年六月四七号〕

委任　本条で準用する国家公務員共済組合法二条二項の「政令」＝〈本法施行令〉三条・四条、本条で準用する国家公務員共済組合法四四条三項の「政令」＝同四条の二、本条で準用する国家公務員共済組合法五五条二項三号・六〇条の二第二項・六一条一・三項・六三条一・三項・六六条七・八・一二項・六九条一・二項の「政令」＝同六条、本条で準用する国家公務員共済組合法七五条二・四項・七五条の五第三項・七五条の一〇・七七条二項・七八条五項・七九条五項・七九条の三第三項第三・七九条の四第一項・八〇条四項・八四条七項・九〇条七項・附則一三条三項・一三条の二第一項・一四条の「政令」＝同七条、本条で準用する国家公務員共済組合法九七条一・二項の「政令」＝同八条、本条で準用する国家公務員共済組合法一二六条の五

第二項第一の「政令」＝同一三条、本条で準用する国家公務員共済組合法一二六条の五第二項第二の「政令」＝同一四条、本条で準用する国家公務員共済組合法一二六条の五第三項の「政令」＝同一七条、本条で準用する国家公務員共済組合法一二六条の五第六項の「政令」＝同一一条・一二条・一五条・一六条・一八条―二一条、本条で準用する国家公務員共済組合法附則一二条六・一〇項の「政令」＝同二三条―二七条、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法二条一項二号第一の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉条の四の二第一項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法二条一項二号第二の「文部科学省令」＝同一条の四の二第二項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五三条一項の「文部科学省令」＝同一条の五、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五三条の二第一項の「文部科学省令」＝同一条の七第一項―四項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五三条の二第二項第二の「文部科学省令」＝同二条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五五条一項の「文部科学省令」＝同四条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五五条の二第一項の「文部科学省令」＝同四条の三の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六六条三項の「文部科学省令」＝同一四条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六六条六項の「文部科学省令」＝同一四条三項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六六条八項の「文部科学省令」＝同一四条四項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六七条二項で準用する同法六六条三項の「文部科学省令」＝同一五条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七五条五項の「文部科学省令」＝同一八条―一八条の三・一八条の八・一八条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七五条の三第一項各号列記以外の部分の「文部科学省令」＝同一七条の六、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七五条の七の「文部科学省令」＝同三〇条、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七八条六項の「文部科学省令」＝同一八条の四・一八条の五・一八条の八・一八条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七九条六項の「文部科学省令」＝同一八条の六―一八条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法八四条八項の「文部科学省令」＝同一八条の一二第一項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法九〇条八項の「文部科学省令」＝同一八条の一二第二項

○国家公務員共済組合法

（昭和三十三年五月一日法律第百二十八号）〔抄〕

最近改正　令和七年一二月一二日　法律第八七号

注　右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

題名…改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成八年六月八二号〕

第一章　総則

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　〔略〕

二　被扶養者　次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて文部科学省令／財務省令で定める者を除く。）で主として加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）／組合員（短期給付）（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして文部科学省令／財務省令で定めるものをいう。

イ　加入者／組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ　加入者／組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ　加入者／組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、加入者／組合員と同一の世帯に属するもの

三　遺族　加入者／組合員又は加入者／組合員であつた者の配偶者、子、父

母、孫及び祖父母で、加入者組合員又は加入者組合員であった者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた加入者組合員であった者にあっては、行方不明となった当時。第三項において同じ。）その者によって生計を維持していたものをいう。

四　退職　教職員等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が教職員等でなくなること（教職員等で死亡以外の事由により職員で）なくなった日又はその翌日に再び教職員等となる場合におけるその教職員等でなくなることを除く。）をいう。

五～七　〔略〕

2　前項第二号の規定の適用上主として加入者組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上加入者組合員又は加入者組合員であった者によって生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項第三号の規定の適用については、夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者がない者に限るものとし、加入者組合員又は加入者組合員であった者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなす。

4　この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

一項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号・三五年六月一一三号・四六年五月八二号・四八年七月六二号〕、一―三項…一部改正〔昭和五一年六月法律五二号・五六年五月五五号〕、三項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号・五九年八月七一号・一二月八七号・六〇年五月三四号・九七号〕、一―三項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一項…一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号・平成三年四月五五号・四六号・六年六月三三号〕、三項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一項…一部改正〔平成八年六月法律八二号・九年一二月一一二号・一八年六月八三号〕、三項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一・三項…一部改正・四項…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号・令和元年五月

九号〕

委任　一項二号の「文部科学省令」＝〈私立学校共済法施行規則〉一条の四の二、二項の「政令」＝〈私立学校教職員共済法施行令〉三条・四条

第四章　給付

章名…削り・追加〔昭和五八年一二月法律八二号〕

第一節　通則

節名…削り・追加〔昭和五八年一二月法律八二号〕

（給付の決定及び裁定）

第三十九条　短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する。

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が決定する

2　〔略〕

一項…一部改正〔昭和三六年一一月法律一八二号・四九年六月九四号・五一年六月五二号・五四年一二月七二号・五八年一二月八二号・六〇年一二月一〇五号〕、見出…全部改正・三項…削除〔平成一七年一〇月法律一〇二号〕、見出…全部改正・一項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正・旧四一条…繰上〔平成二四年一一月法律九六号〕

（遺族の順位）

第四十二条　給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

一　配偶者及び子

二　父母

三　孫

四　祖父母

2　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3　第一項の規定にかかわらず、父母は配偶者又は子が、孫は配偶者、子又は父母が、祖父母は配偶者、子、父母又は孫が給付を受けるべき権利を有することとなつたときは、それぞれ当該給付を受けることができる遺族としない。

4　先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前三項の規定は、その生じた日から適用する。

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十三条　前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十四条　受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの（次条第二項において「親族」という。）に支給する。

2　前項の場合において、死亡した者が職務遺族年金公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた加入者組合員又は加入者組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて職務遺族年金公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3　第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4　第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　三項の「政令」＝〈私立学校教職員共済法施行令〉四条の二

（給付金からの控除）

第四十五条　一項〔略〕

2　加入者組合員が加入者組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその者の親族（前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。）に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が事業団組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十六条　偽りその他不正の行為により事業団組合から給付を受けた者がある場合には、事業団組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一

部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）若しくは健康保険法第八十八条第一項に規定する保険医療機関又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が事業団に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、事業団は、その学校法人等、保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3　事業団は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

一項…追加・旧一項…二項に繰下〔昭和三六年六月法律一五二号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、本条…全部改正〔平成二四年一一月法律九六号〕

（損害賠償の請求権）

第四十七条　事業団は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、事業団は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（給付を受ける権利の保護）

第四十八条　この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは職務遺族年金公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第二節　短期給付

第一款　通則

（短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬）

第五十二条　短期給付（私立学校教職員共済法第二十条第一項及び前二条第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき同法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額第四十条第一項に規定する標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）又は同項に規定する標準報酬日額（以下「標準報酬日額」という。）は、退職の日）の標準報酬月額又は標準報酬日額の月額（以下「標準報酬の月額」という。）の標準報酬月額又は標準報酬の月額とする。

本条…追加〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一部改正・旧五二条の二…繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、一部改正・旧五二条の四…繰上〔平成二四年一一月法律九六号〕

（被扶養者に係る届出及び短期給付）

第五十三条　新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、財務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一　新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二　被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2　被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬月額又は標準報酬の月額とする。

し、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその加入者組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

二項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号・三六年六月一五二号〕、一項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、見出…全部改正・二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一条の五

（加入者組合員の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十三条の二　加入者組合員又はその被扶養者が第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該加入者組合員は、文部科学省令財務省令で定めるところにより、事業団組合に対し、当該状況にある加入者組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として文部科学省令財務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該事業団組合は、文部科学省令財務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた加入者組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた加入者組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2　前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の文部科学省令財務省令で定める事項の提供を受けた加入者組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を文部科学省令財務省令で定める方法により表示したものを提供することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

本条…追加〔令和五年六月法律四八号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一条の七、二項第一の「文部科学省令」＝同一条の七、二項第二の「文部科学省令」＝同二条の二

第二款　保健給付

（療養の給付）

第五十四条　事業団は、加入者の職務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である加入者（以下「特定長期入院加入者」という。）に係るもの

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院加入者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四　健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）

五　健康保険法第六十三条第二項第五号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

一項…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号・五九年八月七七号・六〇年一二月一〇五号〕、一項…一部改正・二項…全部改正〔平成六年六月法律五六号〕、三項…追加〔平成九年一二月法律一二四号〕、二・三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、三項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、三項…一部改正〔平成一七年六月法律七七号〕、二項…全部改正、一・二項…一部改正、三項…削除〔平成一八年六月法律八三号〕、二項…一部改正〔平成二七年五月法律三一号〕

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条　加入者組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、文部科学省令財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、事業団組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の文部科学省令財務省令で定める方法により、加入者組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、事業団組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から加入者組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他文部科学省令財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、加入者組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一　事業団組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局

二　加入者組合員（他の法律に基づく共済組合地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）で療養の給付に相当する給付を行うものの組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医

療機関又は薬局で加入者の組合員の療養について事業団が契約しているもの

三　保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2　前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、事業団は、共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一　七十歳に達する日の属する月以前である場合　百分の三十

二　七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の二十

三　七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき　百分の三十

3　事業団は、共済運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で共済運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4　保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、加入者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、事業団は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求によ

り、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた加入者組合員から、これを徴収することができる。

5　加入者組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、事業団組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から加入者組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から加入者組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6　前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において事業団組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

7　第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

三項…追加・旧三・四項…一部改正し一項ずつ繰下〔昭和五五年一二月法律一〇八号〕、一項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号〕、一―四項…一部改正・六・七項…追加〔昭和五九年八月法律七七号〕、三項…追加・旧三・四項…一部改正し一項ずつ繰下・旧五―七項…一項ずつ繰下〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一項…一部改正・七項…削除・旧八項…七項に繰上〔平成六年六月法律五六号〕、一項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、七項…一部改正〔平成九年六月法律九四号〕、一項…一部改正〔平成一〇年六月法律一〇九号〕、六項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…一部改正〔平成一三年七月法律一〇一号〕、一―三・六・七項…一部改正、二項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、二・四・五項…一部改正、二項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号・令和元年五月九号・三年五月三七号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の二、二項の「共済運営規則」＝〈共済運営規則〉五条、二項三号の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の二、三項の「共済運営規則」＝〈共済運営規則〉七条の二

参照　六項の「厚生労働大臣が定め」＝〈診療報酬の算定方法〉

（一部負担金の額の特例）

第五十五条の二　事業団組合は、災害その他の文部科学省令財務省令で定める特別の事情がある加入者組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一

部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

三　当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた加入者組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた加入者組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた加入者組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3　前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の三の二

（入院時食事療養費）

第五十五条の三　加入者（特定長期入院加入者組合員（特定長期入院組合員を除く。）が公職務によらない病気又は負傷により、文部科学省令財務省令で定めるところにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、加入者組合員であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2　入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3　加入者組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、事業団がその加入者組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として加入者組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、加入者組合員に

対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4　加入者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、事業団は、その加入者が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として加入者に支給すべき金額に相当する金額を、加入者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があつたときは、加入者に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6　第五十五条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした加入者に対し、領収証を交付しなければならない。

本条…追加〔平成六年六月法律五六号〕、七項…追加〔平成九年一二月法律一二四号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号・一四年八月一〇二号〕、一―四・六項…一部改正・旧五五条の二…繰下、七項…削除〔平成一八年六月法律八三号〕、一・三項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕

参照　二項の「定め」＝〈入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準〉

（入院時生活療養費）

第五十五条の四　特定長期入院加入者が職務によらない病気又は負傷により、文部科学省令・財務省令で定めるところにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、加入者であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3　前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

本条…追加、三項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕

（保険外併用療養費）

第五十五条の五　加入者（職務組合員）が公務によらない病気又は負傷により、文部科学省令・財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、加入者（組合員）であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2　保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額との合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額

二　当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三　当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

3　第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

4　第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十五条の三第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

本条…追加〔昭和五九年八月法律七七号〕、一・八項…一部改正〔昭和六〇

年一二月法律一〇五号〕、一・二項…全部改正・三・四・七・八項…一部改正・旧五五条の二…繰下〔平成六年六月法律五六号〕、三項…追加・旧八項…一部改正し九項に繰下・旧三―七項…一項ずつ繰下〔平成九年六月法律九四号〕、九項…追加・旧九項…一〇項に繰下〔平成九年一二月法律一二四号〕、二・三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一―三・八項…一部改正、三項…削除・旧一〇項…一部改正し九項に繰上・旧四―九項…一項ずつ繰上〔平成一四年八月法律一〇二号〕、見出・一項…全部改正・二項…一部改正・三―七項…削除・旧八・九項…一部改正し五項ずつ繰上・旧五五条の三…繰下、三項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正〔平成二七年五月法律三一号・令和元年五月九号〕

参照　二項二号の「厚生労働大臣が定め」＝〈入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準〉

（療養費）

第五十六条　事業団組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めたとき、又は加入者組合員が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、事業団組合がやむを得ないと認めたときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2　事業団組合は、加入者組合員が第五十五条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十四条第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、事業団組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3　前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養又は生活療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で事業団組合が定める金額）とする。

4　前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算

定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

一・四項…一部改正〔昭和五五年一二月法律一〇八号〕、一―三項…一部改正・四項…全部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、三・四項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一―四項…一部改正〔平成六年六月法律五六号〕、三項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下〔平成九年六月法律九四号〕、四項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、三・四項…一部改正、三項…一部改正・四項…削除・旧五項…一部改正し四項に繰上〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一・三・四項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

（訪問看護療養費）

第五十六条の二　加入者組合員が職務公務によらない病気又は負傷により、文部科学省令財務省令で定めるところにより、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から、電子資格確認等により、加入組合者であることの確認を受け、同項に規定する指定訪問看護員（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、事業団組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2　訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額とする。

3　加入者組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、事業団組合は、その加入者組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として加入者組合員に支給すべき金額に相当する金額を、加入者組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があつたときは、加入者組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした加入者組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6　指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7　第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

本条…追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、二項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の二

参照　二項の「定め」＝〈訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法〉

（移送費）

第五十六条の三　加入者組合員が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、事業団組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2　移送費の額は、健康保険法第九十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

本条…追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号・一四年八月一〇二号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

参照　二項の「厚生労働省令」＝〈健康保険法施行規則〉八〇条

（家族療養費）

第五十七条　被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について加入者組合員に対し家族療養費を支給する。

2　家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次の

イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合　百分の七十

ロ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合　百分の八十

ハ　被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の八十

ニ　第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する加入組合員その他政令で定める加入者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の七十

二　当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三　当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

3　前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十五条の五第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

4　被扶養者が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合事業団がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員加入者に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員加入者に対し家族療養費を支給したものとみなす。

5　被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医

療機関又は薬局から療養を受けた場合には、事業団は、療養組合に要した費用のうち家族療養費として加入者組合員に支給すべき金額に相当する金額を、加入者組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があつたときは、加入者組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

7　第五十五条第一項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、被扶養者の療養及び家族療養費の支給について準用する。

8　前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で事業団組合が定める金額）とする。

9　第五十五条第七項の規定は、第五項の場合において、療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

二・六項…一部改正〔昭和四八年九月法律八九号〕、二項…全部改正・六項…一部改正〔昭和五五年一二月法律一〇八号〕、一項…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号〕、一・二項…一部改正・三・八項…追加・旧四・六項…一部改正し一項ずつ繰下・旧三・五項…一項ずつ繰下〔昭和五九年八月法律七七号〕、三・七・八項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一―三項…一部改正・七項…全部改正・八項…追加・旧八項…一部改正し九項に繰下〔平成六年六月法律五六号〕、三項…追加・旧三・七―九項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四―六項…一項ずつ繰下〔平成九年六月法律九四号〕、八項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、三―五項…追加・旧三・九・一〇項…一部改正し三項ずつ繰下・旧四―八項…三項ずつ繰下、二項…全部改正・三―六項…削除・旧七・一一―一三項…一部改正し四項ずつ繰上・旧八―一〇項…四項ずつ繰上〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一―三・五・七項…一部改正、一・二項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、三項…一部改正〔平成二七年五月法律三一号〕、七項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕

（家族療養費の額の特例）

第五十七条の二　事業団組合は、第五十五条の二第一項に規定する加入者組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において事業団組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2　事業団組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規

定の適用については、同項中「家族療養費として加入者に組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、事業団組合は、当該支払をした金額から家族療養費として加入者組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る加入者組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕

（家族訪問看護療養費）

第五十七条の三　被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、事業団組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について加入者組合員に対し家族訪問看護療養費を支給する。

2　家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に第五十七条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）とする。

3　第五十六条の二第一項及び第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4　第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十六条の二第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

本条…追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号・一四年八月一〇二号〕、二項…一部改正・旧五七条の二…繰下〔平成一八年六月法律八三号〕、三項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕

参照　二項の「定め」＝〈訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法〉

（家族移送費）

第五十七条の四　被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、事業団組合が必要

と認めたときは、その移送に要した費用について加入者組合員に対し家族移送費を支給する。

2　第五十六条の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

本条…追加〔平成六年六月法律五六号〕、旧五七条の三…繰下〔平成一八年六月法律八三号〕

（保険医療機関の療養担当等）

第五十八条　保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、加入者組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2　指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百十七条第二項において同じ。）の看護師その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、加入者組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

本条…一部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項…一部改正〔平成一三年一二月法律一五三号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　一項の「命令」＝〈保険医療機関及び保険医療養担当規則〉、〈保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則〉、二項の「命令」＝〈指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準〉

（加入者組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合等の給付）

第五十九条　加入者組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となった場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅

サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2　加入者が組合員であつた者が死亡により資格を喪失し、又は加入者が組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該加入者が組合員又は加入者が組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該加入者が組合員又は加入者が組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該加入者が組合員又は加入者が組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介護保

険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該加入者組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3　前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一　当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二　その者が、他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合地方の組合の組合員でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者をいう。）を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三　加入者組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

4　第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第百四十五条第六項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。

二項…一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号〕、見出…全部改正・一項…削除・二・三項…一部改正し一項ずつ繰上〔昭和三八年三月法律六二号〕、一・二項…一部改正・三項…追加〔昭和五七年八月法律八〇号〕、一項…一部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、一―三項…一部改正〔昭和六一年一二月法律一〇六号・平成三年一〇月八九号・六年六月五六号〕、一項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月

法律一二四号）、一項…一部改正（平成一三年七月法律一〇一号）、一項…一部改正、見出・三項…全部改正・一・二項…一部改正・四項…追加（平成一四年八月法律一〇二号）、一・二項…一部改正（平成一七年六月法律七七号）、一―四項…一部改正、三項…一部改正、一―四項…一部改正（平成一八年六月法律八三号）、一・二項…一部改正（平成二三年六月法律七二号）、一項…一部改正（平成二四年八月法律六三号・二六年六月八三号）、三項…一部改正（平成二七年五月法律三一号）

（他の法令による療養との調整）

第六十条　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年国家公務員災害補償法の規定による療養給付法律第五十号）の規定による療養給付である通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。

3　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付が行われるときは、行わない。

二項…追加（昭和四八年八月法律六九号）、一・二項…一部改正（昭和五九年八月法律七七号・平成六年六月五六号）、三項…追加（平成九年一二月法律一二四号）、一―三項…一部改正（平成一八年六月法律八三号）

参照　一項の「他の法令」＝〈感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〉、〈災害救助法〉等

（高額療養費）

第六十条の二　療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2　高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

本条…追加〔昭和四八年九月法律八九号〕、全部改正〔昭和五五年一二月法律一〇八号・五九年八月七七号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号・平成六年六月五六号〕、二項…一部改正〔平成一二年一二月法律一四〇号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の三―一一条の三の六

（高額介護合算療養費）

第六十条の三　一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2　前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　二項で準用する六〇条の二第二項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の六の二―一一条の三の六の四

（出産費及び家族出産費）

第六十一条　加入者組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

2　前項の規定は、加入者組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上加入者組合員であつた者（以下「一年以上加入者組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3　加入者組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

一・三項…一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号・四四年八月六九号・四八年九月八九号・五一年六月六二号・五五年一二月一〇八号〕、一項…

一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、見出…全部改正・三項…一部改正、二項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一・三項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　一・三項・二項で準用する一項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の七

第六十二条　削除〔平成六年六月法律五六号〕

（埋葬料及び家族埋葬料）

第六十三条　加入者（職務組合員）が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2　前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3　被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

4　埋葬料及び家族埋葬料は、労働者災害補償保険法の規定による国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは、支給しない。

四項…追加〔昭和四八年八月法律六九号〕、一・三項…一部改正〔昭和四八年九月法律八九号・五一年六月六二号・五五年一二月一〇八号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、三項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一・三・四項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　一・三項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の八

第六十四条　加入者で組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

一・二項…一部改正〔昭和三八年三月法律六二号〕、三項…追加〔昭和五七年八月法律八〇号〕、一部改正〔昭和五九年八月法律七七号・六一年一二月一〇六号・平成三年一〇月八九号〕、一・三項…一部改正〔平成六年六月法律五六号〕、三項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、本条…全部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕

（日雇特例被保険者に係る給付との調整）

第六十五条　家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

見出…全部改正・本条…一部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、本条…一部改正〔平成六年六月法律五六号・一四年八月一〇二号・一八年六月八三号〕

第三款　休業等給付

款名：改正〔令和六年六月法律四七号〕

（傷病手当金）

第六十六条　加入者組合員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者組合員を除く。第五項、次条第一項及び第三項並びに第六十八条から第六十八条の五までにおいて同じ。）が職務公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2　傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額標準報酬の平均額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。）の三十分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額標準報酬の額が月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額の百分の三十分の八十二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

一　傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額標準報酬の月額の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二　傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全

ての加入者の組合員の同月の標準報酬月額の標準報酬の月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3　前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、文部科学省令財務省令で定める。

4　傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条第一項の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

5　一年以上加入者で組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

6　傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した額（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、当該額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額を控除した額を支給する。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害年金の額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

7　傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額その他の政令で定める額については、この限りでない。

8　第五項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

9　事業団組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第六項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第七項の障害手当金又は前項の退職老齢

年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金支給実施機関」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

10　年金支給実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。

11　厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。

12　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

13　傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合（第六項又は第七項に該当するときを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

14　傷病手当金は、同一の傷病に関し、労働者災害補償保険法の国家公務員災害補償法

規定による休業給付又は傷病年金の支給（次項において「休業給付の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償（次項において「休業補償等」という。）が行われるときは、支給しない。

15　組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、休業給付等休業補償等の支給状況につき、休業給付等休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

三項…一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号〕、三項…一部改正・四・五項…全部改正〔昭和三八年三月法律六二号〕、七項…追加〔昭和四八年八月法律六九号〕、一部改正〔昭和五二年五月法律三一号〕、三項…一部改正〔昭和五二年一二月法律八六号〕、五項…一部改正〔昭和五五年一二月法律一〇八号・五七年七月六号〕、二項…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号〕、五項…全部改正・六項…追加・旧六・七項…一項ずつ繰下〔昭和五九年八月法律七七号〕、一・二・五項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、二項…削除・旧三項…一部改正し二項に繰上・旧四―八項…一項ずつ繰上〔平成六年六月法律五六号〕、四項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、六―八項…追加・旧六・七項…三項ずつ繰下〔平成一二年一二月法律一四〇号〕、六項…一部改正〔平成一二年五月法律九九号・一三年七月一〇一号〕、三項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、八項…一部改正・九・一〇項…追加・旧九・一〇項…二項ずつ繰下〔平成一九年七月法律一〇九号〕、四―八項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正・二・三・

一三項…追加・一一項…削除・旧二・四―七項…一部改正し二項ずつ繰下・旧三・八―一〇・一二項…二項ずつ繰下〔平成二七年五月法律三一号〕、一四項…一部改正・一五項…追加〔令和三年六月法律六六号〕、一項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

委任　三項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一四条の二、六項ただし書の「文部科学省令」＝同一四条三項、七項ただし書の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の八の二、八項ただし書の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一四条四項、八項第一の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一一条の三の九第一項、八項第二の「政令」＝同一一条の三の九第二項、一二項の「政令」＝同一一条の三の九第三項

（出産手当金）

第六十七条　加入者組合員が出産した場合には、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間、出産手当金を支給する。

2　前条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。

3　一年以上加入者で組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

三・四項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、四項…一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号・三八年三月六二号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号・平成元年一二月九三号・四年三月七号〕、三項…一部改正〔平成六年六月法律五六号〕、一項…一部改正〔平成九年六月法律九二号〕、二項…一部改正・三項…全部改正・四項…削除〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧三項…一部改正し二項に繰上〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成二七年五月法律三一号〕

（休業手当金）

第六十八条　加入者組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき標準報酬日額（標準報酬の日額の百分の六十に相当する金額）の百分の五十を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一　被扶養者の病気又は負傷

二　加入者組合員の配偶者の出産　十四日

三　加入者組合員の職務の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害　五日

四　加入者組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しく

は一親等の姻族で主として加入者組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭七日

五　前各号に掲げるもののほか、共済運営規則運営規則で定める事由

共済運営規則運営規則で定める期間

本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

委任　五号の「共済運営規則」＝〈共済運営規則〉二九条

（報酬との調整）

第六十九条　傷病手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合（第六十六条第六項、第七項又は第十三項に該当するときを除く。）には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

2　出産手当金、又は休業手当金休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

法律　私立学校教職員共済法（第二五条）　第五章　給付及び福祉事業　（国家公務員共済組合法　第四章　給付）

本条…一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号〕、見出・本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、本条…一部改正〔平成七年三月法律五一号・一二年三月二一号・一一年七月一〇四号・二一年三月五号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成二七年五月法律三一号〕、二項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

委任　一項の「政令」＝〈国家公務員共済法施行令〉一一条の四第一項、二項の「政令」＝同一一条の四第二項

第四款　災害給付

（弔慰金及び家族弔慰金）

第七十条　加入者組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、加入者組合員については標準報酬月額標準報酬の月額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については加入者組合員当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を加入者組合員に支給する。

本条…一部改正〔昭和四八年九月法律八九号・六〇年一二月一〇五号〕、二―四項…追加〔平成二四年八月法律六三号〕、削除〔平成二四年一一月法律九六号〕

（災害見舞金）

第七十一条　加入者組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬標準報酬

月額の月額に乗じて得た金額を支給する。

本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号・平成一六年六月一三〇号・二四年八月六三号・一一月九六号〕

第三節　長期給付

第三款　退職等年金給付

本款…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第一目　通則

本目…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（給付算定基礎額）

第七十五条　退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）は、加入者期間（私立学校教職員共済組合員期間法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬月額と標準報酬の月額と標準賞与額（同法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。）標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

2　前項に規定する付与率は、退職等年金給付が加入者組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）連合会の定款で定める。

3　第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4　各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第四号の経理に係る勘定に属する積立金退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、共済規程連合会の定款で定める。

5　前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令財務省令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕
委任　二項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一三条、四項の「政令」＝同一四条、五項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一八条―一八条の三・一八条の八・一八条の九

（退職等年金給付の支給期間及び支給期月）

第七十五条の二　退職等年金給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2　退職等年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3　退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4　退職等年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（三歳に満たない子を養育する加入者組合員等の給付算定基礎額の計算の特例）

第七十五条の三　三歳に満たない子を養育し、又は養育していた加入者組合員又は加入者組合員であった者が、事業団組合（組合員であった加入者）に申出をしたときは、当該子を養育者にあっては、事業団連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなった日（文部科学省令財務省令で定める事由が生じた場合にあっては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額標準報酬の月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月（当該月において加入者組合員でない場合にあっては、当該月前一年以内における加入者組合員であった月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬月額標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額標準報酬の月額が標準報酬月額標準報酬の月額とみなされている場合

にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額を当該標準報酬月額とみなして、第七十五条第一項の規定を適用する。

一　当該子が三歳に達したとき。

二　当該加入者若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該加入者が退職したとき。

三　当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして文部科学省令・財務省令で定めるものが生じたとき。

四　当該子が死亡したときその他当該加入者が当該子を養育しないこととなつたとき。

五　当該加入者が私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

六　当該加入者が私立学校教職員共済法第二十八条第五項及び第六項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

2　前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項第六号の規定に該当した加入者（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係

る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額」とする。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、一項…一部改正〔令和三年六月法律六六号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一七条の六

（併給の調整）

第七十五条の四　次の各号に掲げる退職等年金給付（第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一　退職年金　職務障害年金公務障害年金を受けることができるとき。

二　職務障害年金公務障害年金　退職年金又は職務遺族年金公務遺族年金を受けることができるとき。

三　職務遺族年金公務遺族年金　職務障害年金公務障害年金を受けることができるとき。

き。

2　前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

3　現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

4　第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5　第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（受給権者の申出による支給停止）

第七十五条の五　退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。

2　前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

3　第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　三項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一五条

（年金の支払の調整）

第七十五条の六　退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2　退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後に支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3　第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、職務障害年金公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後に支払うべき職務障害年金公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき職務障害年金公務障害年金の内払とみなす。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第七十五条の七　退職等年金給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職等年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権

（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、文部科学省令財務省令で定めるところにより、当該退職等年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉三〇条

（死亡の推定）

第七十五条の八　船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた加入者組合員若しくは加入者組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた加入者組合員若しくは加入者組合員であつた者の生死が三月間分からない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、職務遺族年金公務遺族年金又はその他の退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた加入者組合員若しくは加入者組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた加入者組合員若しくは加入者組合員であつた者の生死が三月間分からない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合にも、同様とする。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条の九　事業団連合会は、退職等年金給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2　事業団連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（政令への委任）

第七十五条の十　この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一五条の二・一五条の二の二

第二目　退職年金

本目…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（退職年金の種類）

第七十六条　退職年金は、支給期間を終身とするもの（以下「終身退職年金」という。）及び支給期間を二百四十月とするもの（以下「有期退職年金」という。）とする。

2　有期退職年金の受給権者が事業団連合会に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は百二十月とする。

3　前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（退職年金の受給権者）

第七十七条　一年以上の引き続く加入者期間組合員期間を有する者が退職した後に六十五歳に達したとき（その者が加入者組合員である場合を除く。）、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。

2　第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失った者が前項に規定する場合に該当するに至ったときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失った権利に係る加入者期間組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、加入者期間組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一五条の三

（終身退職年金の額）

第七十八条　終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「終身退職年金算定基礎額」という。）を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して

得た金額とする。

2　終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3　終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4　第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5　各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、共済規程連合会の定款で定める。

6　前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令財務省令で定める。

本条…削り・追加「平成二四年一一月法律九六号」
委任　五項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一六条、六項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一八条の四・一八条の五・一八条の八・一八条の九

（有期退職年金の額）

第七十九条　有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2　有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3　有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4　第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百四十月（第七十六条第二項の申出があった場合は百二十月。以下この項、第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において同じ。）とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5　各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において「有期年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、共済規程連合会の定款で定める。

6　前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令・財務省令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　五項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一七条、六項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一八条の六―一八条の九

（有期退職年金に代わる一時金）

第七十九条の二　有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を事業団・連合会に請求することができる。

2　前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。

3　第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4　前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、前条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（整理退職の場合の一時金）

第七十九条の三　国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由・国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる・加入者に相当する事由により解雇された者（一年以上の引き続く組合・期間・員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）は、その解雇された・同号の退職をした日から六月以内に、一時金の支給を事業団・連合会に請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する解雇された・規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された・国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日

の」とあるのは「その解雇された同号の退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する解雇された規定する退職をした日」とする。

3　第一項の請求をした者が、他の解雇退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の解雇退職に関し同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

4　前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

5　〔略〕

6　第一項から第四項まで前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、二項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

委任　三項第三の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一八条三項

（遺族に対する一時金）

第七十九条の四　一年以上の引き続く組合員期間加入者期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　その者が死亡した日における給付算定基礎額給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべ

き一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二　その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）　その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三　その者が退職年金の受給権者であり、かつ、加入者組合員である場合　その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2　前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く加入者期間組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3　第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により職務遺族年金公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と職務遺族公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4　第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　一項一号の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一八条の二第一項、一項三号の「政令」＝同一八条の二第二項

（支給の繰下げ）

第八十条　退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、事業団連合会に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2　退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（以下この項において「十年経過日」という。）後にある者が前項の申出（第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、十年経過日において、前項

の申出があつたものとみなす。

3　第一項の申出（次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。）をした者に対する退職年金は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4　退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

5　第一項の申出があつた場合における第七十五条から前条までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。）があつた日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「申出があつた日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出があつた日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　前各項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二・四項…一部改正し一項ずつ繰下・旧三項…四項に繰下、二・三項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下・旧五項…六項に繰下〔令和二年六月法律四〇号〕

委任　四項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉一九条

（加入者組合員である間の退職年金の支給の停止等）

第八十一条　終身退職年金の受給権者が加入者組合員であるときは、加入者組合員である間、終身退職年金の支給を停止する。

2　前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、第七十八条第三項の規定にかかわらず、最後に加入者組合員となつた日（以下この条において「最終資格取得日」という。）の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした

日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組加入者期間から最終資格取得日前の加入者期間を除いた期間を合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を加入者期間とみなして第七十八条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

3　有期退職年金の受給権者が加入者組合員であるときは、加入者組合員である間、有期退職年金は支給しない。

4　前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、第七十九条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、加入者期間から最終資格取得日前の加入者期間を除いた期間を加入者期間とみなして同条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

5　前項に規定する退職をした場合における第七十九条から前条までの規定の適用については、第七十九条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第八十一条第四項に規定する退職をした日（以下この項において「最終退職日」という。）から」と、「有期退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「最終退職日が」と、「とし、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に加入者組合員となった日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日（最終退職日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）」と、「とする」とあるのは「に最終資格取得日の属する月の翌月から最終退職日の属する月までの月数を加えた月数とする」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第二項及び第四項に規定する利子は、最終資格取得日の属

する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

7　前条第一項の申出をした者に対する第四項の規定の適用については、同項中「給付事由が生じた日の」とあるのは「前条第一項の申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）があつた日の」と、「同条第二項」とあるのは「第七十九条第二項」とする。

8　前各項に定めるもののほか、終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令・財務省令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、七項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

（退職年金の失権）

第八十二条　退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

2　有期退職年金を受ける権利は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

一　第七十六条第一項又は第二項に規定する支給期間が終了したとき。

二　第七十九条の二第一項又は第七十九条の三第一項の規定により一時金の支給を請求したとき。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第三目　職務障害年金・公務障害年金

本目…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（職務障害年金・公務障害年金の受給権者）

第八十三条　職務・公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病（以下「職務傷病・公務傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において加入者・組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその公務傷病・職務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その

職務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に公務障害年金を支給する。

2　職務公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その職務傷病の初診日において加入者組合員であつた者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その職務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

3　前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の公務障害年金を支給する。

4　職務公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において加入者組合員であつた者のうち、その公務傷病（以下この項において「その他職務傷病」という。）以外の公務傷病（以下この項において「基準公務傷病」という。）により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害（以下この項において「基準公務障害」という。）とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病（その他公務傷病が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

5　前項の公務障害年金の支給は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該公務障害年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（職務障害年金の額）

第八十四条　職務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務障害年金算定基礎額」という。）を、加入者又は組合員であつた者の職務障害年金の給付事由が生じた日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2　職務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　給付算定基礎額に五・三三四（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、八・〇〇一）を乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額

二　給付算定基礎額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額）を組合員期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数（組合員期間の月数が三百月以下であるときは、三百月）から三百月を控除した月数を乗じて得た額

3　第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「公務障害年金の給付事由が生じた日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4　第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5　第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6　公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害

の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該職務障害年金公務障害年金の額とする。

一　障害等級一級　四百十五万二千六百円

二　障害等級二級　二百五十六万四千八百円

三　障害等級三級　二百三十二万六百円

7　前項に規定する厚生年金相当額は、職務障害年金公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第九十条第七項において同じ。）の規定により同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8　前各項に定めるもののほか、職務障害年金公務障害年金の額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令財務省令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　七項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉二〇条、八項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一八条の一〇・一八条の一二第一項

（障害の程度が変わった場合の職務障害年金公務障害年金の額の改定）

第八十五条　職務障害年金公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があったときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その職務障害年金公務障害年金の額を改定する。

2　職務障害年金公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受

給権者に係るものを除く。）の受給権者であつて、後発職務傷病（職務傷病であつて当該職務障害年金の給付事由となつた障害に係る職務傷病の初診日後に初診日があるものをいう。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において同じ。）の初診日において加入者であつたものが、当該後発職務傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において「その他職務障害」という。）の状態にあり、かつ、当該後発職務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該職務障害年金の給付事由となつた障害とその他職務障害（その他職務障害が二以上ある場合は、全てのその他職務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該職務障害年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その職務障害年金の額を改定する。

3　第一項の規定は、職務障害年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該職務障害年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

本条：削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第八十六条　職務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に職務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十三条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2　職務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を

併合した障害の程度による職務障害年金公務障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の職務障害年金公務障害年金を受ける権利は、消滅する。

3　第一項の規定による職務障害年金公務障害年金の額が前項の規定により消滅した職務障害年金公務障害年金の額に満たないときは、第八十四条第一項の規定にかかわらず、従前の職務障害年金公務障害年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による職務障害年金公務障害年金の額とする。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（加入者組合員である間の職務障害年金公務障害年金の支給の停止等）

第八十七条　職務障害年金公務障害年金の受給権者が加入者組合員であるときは、加入者組合員である間、職務障害年金公務障害年金の支給を停止する。

2　職務障害年金公務障害年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、職務障害年金公務障害年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された職務障害年金公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が後発職務傷病後発公務傷病の初診日において組加入者合員であつた場合であつて、当該後発職務傷病後発公務傷病によりその他の職務障害公務障害の状態にあり、かつ、当該後発職務傷病後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該職務障害年金公務障害年金の給付事由となつた障害とその他職務障害その他公務障害（その他職務障害その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他職務障害その他公務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（職務障害年金公務障害年金の失権）

第八十八条　職務障害年金公務障害年金を受ける権利は、第八十六条第二項の規定によつて消滅するほか、職務障害年金公務障害年金の受給権者が次

の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三　障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第四目　職務遺族年金　公務遺族年金

本目…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（職務遺族年金　公務遺族年金の受給権者）

第八十九条　加入者　組合員又は加入者　組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に職務遺族年金　公務遺族年金を支給する。

一　加入者　組合員が、職務傷病により死亡したとき（職務　公務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む。）。

二　加入者　組合員であつた者が、退職後に、加入者　組合員であつた間に初診日がある職務傷病　公務傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある職　公務障害年金の受給権者が当該職務障害年金　公務障害年金の給付事由となつた職務傷病　公務傷病により死亡したとき。

2　一年以上の引き続く加入者期間　組合員期間を有し、かつ、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者が、職　公務傷病により死亡したときの前項の規定の適用については、同項第二号中「当該初診日から起算して五年を経過する日前

に死亡した」とあるのは「死亡した」と、同項第三号中「の一級又は二級に該当する」とあるのは「に該当する」とする。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（職務遺族年金の額）

第九十条　職務遺族年金の額は、職務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「職務遺族年金算定基礎額」という。）を、加入者又は加入者であった者の死亡の日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2　職務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を乗じて得た額（加入者期間の月数が三百月未満であるときは、当該乗じて得た額を加入者期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額）とする。

3　第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4　第一項に規定する加入者又は加入者であった者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5　第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を職務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6　第一項の規定による職務遺族年金の額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該職務遺族年金の額とする。

7　前項に規定する厚生年金相当額は、職務遺族年金の受給権

者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8　前各項に定めるもののほか、職務遺族年金公務遺族年金の額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令財務省令で定める。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任　七項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉二〇条、八項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一八条の一〇・一八条の一二第二項

（職務遺族年金公務遺族年金の支給の停止）

第九十一条　夫、父母又は祖父母に対する職務遺族年金公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する職務遺族年金公務遺族年金については、当該加入者組合員又は組加入者合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2　子に対する職務遺族年金公務遺族年金は、配偶者が職務遺族年金公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する職務遺族年金公務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3　配偶者に対する職務遺族年金公務遺族年金は、当該加入者組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する職務遺族年金公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4　第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5　第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第九十二条　職務遺族年金公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき職務遺族年金公務遺族年金の支給を停止することができる。

2　前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（職務遺族年金公務遺族年金の失権）

第九十三条　職務遺族年金公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一　死亡したとき。

二　婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三　直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四　死亡した加入者組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ　職務遺族年金公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該職務遺族年金公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき　当該職務遺族年金公務遺族年金の受給権を取得した日

ロ　職務遺族年金公務遺族年金と当該職務遺族年金公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき　当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2　職務遺族年金公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一　子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

三　子又は孫が、二十歳に達したとき。

本条…削り・追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第四節　給付の制限

（給付の制限）

第九十四条　この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2　職務遺族年金公務遺族年金である給付又は第四十四条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百十一条第五項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が加入者組合員、加入者組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。加入者組合員又は加入者組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十五条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による職務障害年金公務障害年金の額の改定

を行うことができる。

一―三項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、一・三項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一―三項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、本条…全部改正〔平成二四年八月法律六三号・一一月九六号〕、二項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

第九十五条　事業団がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

第九十七条　加入者若しくは加入者であつた者又は組合員若しくは組合員であつた者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき、又は加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その加入者期間又は組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

2　職務遺族年金又は公務遺族年金の受給権者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、職務遺族年金又は公務遺族年

金の一部を支給しないことができる。

3　拘禁刑以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその加入者期間に係る退職年金又は職務障害年金又は組合員期間に係る公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

4　〔略〕

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、一―三項…一部改正〔令和四年六月法律六八号〕

委任　一・二項の「政令」＝〈私立学校教職員共済法施行令〉八条

第八章　雑則

旧九章…繰下〔昭和五九年八月法律七一号〕、旧一〇章…繰上〔平成八年六月法律八二号〕、旧九章…繰上〔平成一一年七月法律一〇二号〕

（時効）

第百十一条　短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2　退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3・4　〔略〕

5　時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一　加入者又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二　遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

旧一一二条…繰上〔平成一一年七月法律一〇二号〕、一・三項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号・一一月九六号〕、一項…一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕、一項…一部改正・二・四項…追加・旧二項…三項に繰下・旧三項…五項に繰下〔令和二年六月法律四〇号〕

（期間計算の特例）

第百十二条　この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数

は、その期間に算入しない。

本条…一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号・三七年九月一六一号〕、旧一一三条…繰上〔平成一一年七月法律一〇二号〕、一部改正〔平成一四年七月法律一〇〇号・二四年八月六三号・一一月九六号〕

（任意継続加入者に対する短期給付等）

第百二十六条の五　退職の日の前日まで引き続き一年以上加入組合員であった者（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると事業団組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を事業団組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該事業団組合の加入者組合員であるものとみなす。

2　前項後段の規定により加入者組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続加入者」という。）は、事業団組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付、子ども・子育て支援納付金及び福祉事業に係る掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続加入者にあっては介護納付金に係る掛金を含む。）及び国の負担金（任意継続組合員にあっては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として共済規程定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、事業団組合に払い込まなければならない。

3　任意継続加入者任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定め

る額を控除した額とする。

4　任意継続加入者が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続加入者任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると事業団組合が認めたときは、この限りでない。

5　任意継続加入者任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日（第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一　任意継続加入者任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。

二　死亡したとき。

三　任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると事業団組合が認めたときを除く。）。

四　加入者（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。）となつたとき。

五　任意継続加入者任意継続組合員でなくなることを希望する旨を事業団組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

六　後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6　第一項及び前項第五号の申出の手続、任意継続加入者任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続加入者任意継続組合員に関し必要な事項並びに任意継続掛金の前納の手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。

第百二十六条の五　一項　現行条文に同じ

注　右の第一二六条の五の読み替え部分は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2　前項後段の規定により加入者組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続加入者」という。）は、事業団が、政令で定める基準に従い、組合その者の短期給付、子ども・子育て支援納付金及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）の合算額を基礎として定款、共済規程で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、事業団組合に払い込まなければならない。

3～6　現行条文に同じ

本条…追加〔昭和四九年六月法律九四号〕、一・二・四項…一部改正〔昭和五一年六月法律五二号〕、二―四項…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号〕、二項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号・五九年八月七一号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧四・五項…一部改正し一項ずつ繰下・旧三項…四項に繰下〔昭和五九年八月法律七七号〕、二・五項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、二項…一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号・平成八年六月八二号〕、五項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、五項…一部改正〔平成一三年七月法律一〇一号・一四年八月一〇二号〕、二項…一部改正〔平成一四年七月法律九八号〕、五項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、二項…一部改正〔平成一七年一〇月法律一〇二号〕、一・五項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、二項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

委任　二項第一の「政令」＝〈私立学校教職員共済法施行令〉一三条、二項第二の「政令」＝同一四条、三項の「政令」＝同一七条、六項の「政令」＝同一一条・一二条・一五条・一六条・一八条―二〇条

附　則

（特例退職加入者特例退職組合員に対する短期給付等）

第十二条　事業団が、文部科学省令で定める要件に該当するものとして財務省令で定める要件に該当する組合員であつた者で健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する共済組合」という。）の組合員であつた者で健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する共済組合」という。）の組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、事業団が、政令で定める基準に従い、組合その者の短期給付、子ども・子育て支援納付金及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）の合算額を基礎として定款、共済規程で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、事業団組合に払い込まなければならない。

規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、文部科学省令で定めるところにより、財務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を事業団に当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2　前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3　前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四条の二第二項において「特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4　特例退職加入者特例退職組合員は、同時に他の二以上の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者及び健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）を含む。）となることができない。

5　特例退職加入者の標準報酬月額は、私立学校教職員共済法第二十二条の規定にかかわらず、前年（一月から三月までの標準報酬月額に係る当該特例退職組合員の標準報酬の月額については、前々年）の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての加入者（特例退職加入者を除く。）の標準報酬月額の平均額の範囲内で共済規程で定める金額を標準報酬の月額とする。

6　特例退職加入者特例退職組合員は、事業団当該特定共済組合が、その者の短期給

付及び子ども・子育て支援納付金に係る掛金（前期高齢者及び国の負担金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として共済規程で定める金額を、毎月、政令で定めるところにより、事業団当該特定共済組合に払い込まなければならない。

7　第六十六条、第六十八条第六十八条から第六十八条の五まで、第七十条及び第七十一条の規定にかかわらず、特例退職加入者特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

8　特例退職加入者特例退職組合員は、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となった日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったとき」と読み替えるものとする。

9　私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第五項の規定は、特第百条の二及び第百条の二の二例退職加入者例退職組合員については、適用しない。

10　特例退職加入者特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職加入者退職組合員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条　一項　現行条文に同じ

注1　右の附則第一二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和八年一〇月一日から施行

2　現行条文に同じ

3　前項の規定により加入者特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四条の二の二第二項において「特例退職加入者特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4～10　現行条文に同じ

注2　右の附則第一二条の読み替え部分は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十二条　一項　現行条文に同じ

2　現行条文に同じ

3　前項の規定により加入者特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四条の二の二第二項において「特例退職加入者特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4・5　現行条文に同じ

6　特例退職加入者特例退職組合員は、事業団当該特定共済組合が、その者の短期給付及び子ども・子育て支援納付金に係る掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者にあっては介護納付金に係る掛金を含む。）及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款共済規程で定める金額を、毎月、政令で定めるところにより、事業団当該特定共済組合に払い込まなければならない。

7～10　現行条文に同じ

本条…全部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、五項…追加・旧五項…一部改正し六項に繰下・旧六―八項…一項ずつ繰下〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、六項…一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号〕、九項…追加・旧九項…一〇項に繰下〔平成六年一一月法律九八号〕、七項…一部改正・八項…追加・旧八―一〇項…一項ずつ繰下〔平成七年三月法律五一号〕、六項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三・六項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、七項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕、一項…一部改正〔平成一三年七月法律一〇一号〕、四・九項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、六項…一部改正〔平成一四年七月法律九八号〕、五・九項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、七・八項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕、九項…一部改正〔平成一七年一〇月法律一八年六月法律八三号〕、六項…一部改正〔平成一七年一〇月法律

一〇二号）、一・九項…一部改正（平成一八年六月法律八三号）、八項…削除・旧九―一一項…一項ずつ繰上（平成二一年三月法律五号）、九項…一部改正（平成二四年八月法律六二号）、五項…一部改正（平成二七年五月法律三一号）、七項…一部改正、六項…一部改正（令和六年六月法律四七号）

委任　六項の「政令」＝〈私立学校教職員共済法施行令〉二二条―二五条、一〇項の「政令」＝同二六条・二七条

（支給の繰上げ）

第十三条　当分の間、一年以上の引き続く加入者期間を有する組合員期間者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を事業団連合会に請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、適用しない。

3　第一項の請求があつた場合における第七十五条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

本条…削除（平成二四年八月法律六三号）、追加（平成二四年一一月法律九六号）

委任　三項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉附則七条

（日本国籍を有しない者に対する一時金の支給）

第十三条の二　当分の間、加入者期間組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（第三十九条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。）であつて、当該加入者期間組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が職務障害年金公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2　前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3　前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給

付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「当該退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

4　第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となった加入者組合員であった期間は退職等年金給付に関する規定の適用について加入者期間組合員期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5　第二項の規定による一時金について第四十八条及び私立学校教職員共済法第五条の第四十九条の規定を適用する場合には、第四十八条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、同法第五条中第四十九条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

6　第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、並びに第七十七条の九並びに私立学校教職員共済法第二十四条第三項及び第五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項三十六条並びに同法第三十八条において準用する第百三条第三項及び第百六条の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

本条…追加〔令和二年六月法律四〇号〕

委任　一項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉七条の三の三

（職務障害年金公務障害年金等に関する暫定措置）

第十四条　第七十九条の三第一項、第八十四条第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、当分の間、第七十九条の三第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第八十四条第一項及び第九十条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号・五四年一二月七二号・平成二四年八月六三号〕、全部改正〔平成二四年一一月法律九六号〕

委任「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令〉附則七条の二

別表第一（第七十一条関係）

損害の程度	月数
一　住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三月
一　住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三　住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 四　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
一　住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三　住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 四　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一月
一　住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五月

本表…一部改正〔昭和五一年六月法律五二号〕、旧別表一…別表に改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、旧別表…別表一に改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第三節　福祉事業

本節…全部改正〔昭和四〇年五月法律八九号〕

（福祉事業）

第二十六条　事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

一　高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（第三項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者（以下この条において「加入者等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業

二　加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

三　加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

四　加入者の貯金の受入れ又はその運用

五　加入者の臨時の支出に対する貸付け

六　加入者の需要する生活必需物資の供給

七　その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

2　事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。

3　事業団は、第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、加入者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他文部科学省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、文部科学省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして文部科学省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している加入者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、文部科学省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

5　事業団は、第一項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた加入者等に係る健康診

断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

6　文部科学大臣は、第一項第一号の規定により事業団が行う加入者等の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

7　前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

本条…全部改正〔昭和四〇年五月法律八九号〕、一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号・五九年八月七七号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成九年五月法律四八号〕、三・四項…追加〔平成一四年八月法律一〇三号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号・二四年一一月九八号〕、一項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下・旧四項…五項に繰下〔平成二七年五月法律三一号〕、三項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕、一項…一部改正・三・四項…追加・旧三項…一部改正し五項に繰下・旧四・五項…二項ずつ繰下〔令和三年六月法律六六号〕

委任　二項の「政令」＝〈本法施行令〉一〇条、三項第一の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉三二条の三第一項、三項第二の「文部科学省令」＝同三二条の四第一項、三項第三の「文部科学省令」＝同三二条の三第二項、四項の「文部科学省令」＝同三二条の四第二項

第六章　費用の負担

章名…改正〔平成二四年八月法律六三号・令和五年五月三一号〕

（掛金等）

第二十七条　事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）を徴収する。

2　掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金に係る掛金にあっては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなった加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）につき、徴収するものとする。

3　前二項の規定による掛金は、加入者の標準報酬月額及び標準賞与額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額及び標準賞与額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成九年一二月法律一二四号〕、三項…一部改正〔平成一二年三月法律二三号・一四年八月一〇二号〕、見出し…全部改正・一―三項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、二項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　二項の「政令」＝〈本法施行令〉二八条、三項の「政令」＝同二九条

（掛金の折半負担等）

第二十八条　加入者及びその加入者を使用する学校法人等は、前条の規定による掛金を折半して、これを負担する。

2　育児休業等をしている加入者（第五項の規定の適用を受けている加入者及び第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。第四項において同じ。）が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）を免除する。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

3　育児休業等をしている加入者（第五項の規定の適用を受けている加入者を除く。）を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に係る掛金等であつて第一項の規定により当該学校法人等が負担すべきもの（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）を免除する。

4　加入者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として文部科学省令で定める場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

5　産前産後休業をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金等を免除する。

6　産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金等であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

見出…一部改正・二項…追加〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、二項…一部改正〔平成七年六月法律一〇七号・八年六月八二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三項…追加〔平成一二年三月法律一三号〕、一部改正〔平成一二年一二月法律一四〇号〕、二・三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三一号〕、二・三項…一部改正・四・五項…追加〔平成二四年八月法律六二号〕、二―五項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、二・三項…一部改正・四項…追加・旧四・五項…一項ずつ繰下〔令和三年六月法律六六号〕

委任　二項二号の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉三四条六項、四項の「文部科学省令」＝同三四条七項

（掛金等の納付義務及び報酬からの控除等）

第二十九条　学校法人等は、自己及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金等を、翌月末日までに事業団に納付する義務を負う。

2　学校法人等は、加入者の報酬を支給するときは、その報酬から当該加入者が負担すべき当該報酬に係る月の前月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等（加入者が当該報酬に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該報酬に係る月の前月及びその月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等）に相当する金額を控除することができる。

3　学校法人等は、加入者の賞与を支給するときは、その賞与から当該加入者が負担すべき当該賞与に係る月の標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等に相当する金額を控除することができる。

4　学校法人等は、加入者が事業団に対して支払うべき第二十六条第一項第五号の貸付金の返還の債務がある場合において、事業団から求められたときは、当該加入者に支給すべき報酬、賞与又は退職手当からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を加入者に代わり事業団に支払わなければならない。

三項…一部改正〔昭和四〇年五月法律八九号・五九年八月七七号〕、二項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、三項…一部改正〔平成元年一二月法律九四号・六年一一月一〇〇号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔平成一二年三月法律一二三号〕、見出…全部改正・一―四項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（掛金等の繰上徴収）

第二十九条の二　掛金等は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、全て徴収することができる。

一　学校法人等が、次のいずれかに該当する場合

イ　国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ　強制執行を受けるとき。

ハ　破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ　競売の開始があつたとき。

二　学校法人等が、解散をした場合

三　加入者の勤務する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が、廃止された場合

本条…追加〔昭和三二年五月法律一三七号〕、一部改正〔昭和五〇年七月法律五九号・平成九年五月四八号・一六年六月七六号〕、見出・本条…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（督促及び延滞金の徴収）

第三十条　掛金等を滞納した学校法人等に対しては、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により掛金等を徴収するときは、この限りでない。

2　前項の規定によって督促をしようとするときは、事業団は、学校法人等に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3　前項の規定によって督促をしたときは、事業団は、掛金等の額に、納期限の翌日から掛金等の完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金等の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4　前項の場合において、掛金等の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等は、その納付のあつた掛金等の額を控除した金額による。

5　延滞金を計算するに当たり、掛金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6　督促状に指定した期限までに掛金等を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7　延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

三項…一部改正〔昭和三〇年六月法律三九号〕、一・二項…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、三項…一部改正〔昭和三七年四月法律六七号・四五年四月一三号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三項…一部改正〔平成二一年五月法律三六号〕、一・三―六項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（滞納処分）

第三十一条　前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2　事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しよ

うとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3　市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、事業団は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

一項…一部改正〔昭和三一年六月法律一四八号・三二年五月一三七号〕、一項…一部改正・二項…全部改正・三項…追加〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号・二六年五月四二号〕

（先取特権の順位）

第三十二条　掛金等その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

本条…一部改正〔昭和三四年四月法律一四八号・平成二四年八月六三号〕

（徴収に関する通則）

第三十三条　掛金等その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

本条…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、全部改正〔昭和三四年四月法律一四八号〕、一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（時効）

第三十四条　掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2　前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3　事業団が行う掛金等その他この法律の規定による徴収金の督促は、時効の更新の効力を有する。

二項…一部改正〔昭和三四年四月法律一四八号・平成九年五月四八号・二四年八月六三号〕、一・二項…一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕、二項…追加・旧二項…三項に繰下〔令和二年六月法律四〇号〕

（出産育児交付金）

第三十四条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項（第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

注　右の第三四条の二は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、令和八年一〇月一日から施行

（出産育児交付金）

第三十四条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項（第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　現行条文に同じ

本条…追加〔令和五年五月法律三一号〕

委任　一項の「政令」＝〈本法施行令〉二九条の二、二項の「政令」＝同二九条の三、二項で読み替えて準用する健康保険法一五二条の三第二項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉三五条の三、二項で読み替えて準用する健康保険法一五二条の四の「文部科学省令」＝同三五条の四

（国及び都道府県の補助）

第三十五条　国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する金額を補助する。

2　国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、事業団に交付しなければならない。

3　国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務及び特定健康診査等の実施に要する費用を補助することができる。

4　都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

一項…一部改正〔昭和三〇年八月法律一三〇号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔昭和四一年七月法律一一三号〕、一項…一部改正〔昭和四七年六月法律八三号・五七年七月六六号〕、一項…全部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三項…四項に繰下〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一―四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一六年六月法律一三一号〕、三項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

委任　二項の「政令」＝〈本法施行令〉三〇条

第七章　共済審査会

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

（審査請求）

第三十六条　加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度

の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　共済審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

本条…一部改正〔昭和三三年五月法律一二八号・三六年一一月一八二号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二項…追加〔昭和三七年九月法律一六一号〕、一項…一部改正〔昭和五二年六月法律六六号・六〇年五月三四号〕、一・二項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一項…一部改正〔平成六年一一月法律一〇〇号・九年五月四八号・一二年三月二三号〕、一・二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕、一・二項…一部改正・三項…追加〔平成二六年六月法律六九号〕

（共済審査会）

第三十七条　共済審査会は、事業団に置き、前条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

2　共済審査会は、委員九人をもつて組織する。

3　前項の委員は、加入者を代表する者、学校法人等を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、文部科学大臣が委嘱する。

4　第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の委員について準用する。

一項…一部改正〔昭和三七年九月法律一六一号〕、四項…一部改正〔平成元年一二月法律九四号〕、見出…全部改正・一―四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕

（国家公務員共済組合法の準用）

第三十八条　前二条に規定するもののほか、共済審査会については、国家公務員共済組合法第百三条第三項、第百四条第六項及び第七項並びに第百五条から第百七条までの規定を準用する。この場合において、同法第百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、「国」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」とあるのは「事業団」と、同法第百七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替えるものとする。

本条…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、全部改正〔昭和三三年五月法律一二八号〕、一部改正〔昭和三七年九月法律一六一号〕、見出・本条…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号〕、本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号・六一年一二月九三号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号・一四年七月九八号・一七年一〇月一〇二号・二四年八月六三号〕

委任　本条で準用する国家公務員共済組合法一〇七条の「政令」＝〈本法施行令〉三一条―三五条

○国家公務員共済組合法

（昭和三十三年五月一日法律第百二十八号）〔抄〕

最近改正　令和七年一二月一二日　法律第八七号

題名…改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成八年六月八二号〕

第七章　審査請求

章名…改正〔昭和三七年九月法律一六一号〕

（審査請求）

第百三条　一項〔略〕

2　〔略〕

3　審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4　〔略〕

見出…全部改正・三項…一部改正〔昭和三七年九月法律一六一号〕、三項…一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕

（審査会の設置及び組織）

第百四条　一項〔略〕

2～5　〔略〕

6　審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）

第百五条　審査会は、加入者組合員を代表する委員、国学校法人等を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

一項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号・五九年八月七一号・六一年一二月九三号・平成八年六月八二号・一四年七月九八号・一七年一〇月一〇二号〕

（組合又は連合会に対する通知等）

第百六条　審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、事業団当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

見出・一項…一部改正・二項…削除〔昭和三七年九月法律一六一号〕、見出

…全部改正・本条…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、本条…一部改正〔平成二六年六月法律六九号〕

（政令への委任）

第百七条　私立学校教職員共済法第七章及び行政不服審査法に定めるもののほか、この章により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正・旧一一〇条…繰上〔昭和三七年九月法律一六一号〕、一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成二六年六月六九号〕

委任　「政令」＝〈私立学校教職員共済法施行令〉三一条―三五条

第八章　高齢の教職員等に係る特例

本章…削除〔平成九年五月法律四八号〕、追加〔平成一二年三月法律一三号〕、章名…改正〔平成一八年六月法律八三号〕

（短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十九条　この法律の短期給付に関する規定は、教職員等のうち、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という。）に該当するものには、適用しない。

2　この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規定によりその適用を受けないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

3　第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなす。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、見出…削除・旧三八条の二…繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、見出…追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

（掛金率の特例）

第四十条　前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用し

ないこととされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

本条…削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　「政令」＝〈本法施行令〉三六条

（退職等年金給付に関する規定の適用の特例）

第四十一条　七十歳以上の教職員等に対するこの法律の退職等年金給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　七十歳に達した日の前日において加入者であった者で七十歳に達した日以後引き続き加入者であるもの　七十歳に達した日の前日に退職したものとみなす。

二　七十歳に達した日以後に加入者となった者　加入者でないものとみなす。

本条…削除〔平成一二年三月法律二三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

（掛金率の特例）

第四十二条　前条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

本条…削除〔平成一二年三月法律二三号〕、追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　「政令」＝〈本法施行令〉三七条

第四十三条及び第四十四条　削除〔令和元年五月法律九号〕

第九章　雑則

旧一〇章…繰上〔平成二四年一一月法律九八号〕

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第四十五条　文部科学大臣、事業団、保険医療機関等（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ。）、指定訪問看護事業者（第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）その他の短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等（保険者番号（文部科学大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び加入者等記号・番号（事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として文部科学省令で定める者（以下この条において「文部科学大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2　文部科学大臣等以外の者は、短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3　何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一　文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二　文部科学大臣等以外の者が、前項に規定する文部科学省令で定める場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4　何人も、次に掲げる場合を除き、業として、加入者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一　文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二　文部科学大臣等以外の者が、第二項に規定する文部科学省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5　文部科学大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6　文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

本条…削り・追加〔令和元年五月法律九号〕
委任　一項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉三七条の四第一項、二項の「文部科学省令」＝同三七条の四第二項
罰則　六項関係＝〈本法〉五一条・五三条

（報告の請求及び検査）

第四十六条　文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付につ

いての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　文部科学大臣は、事業団の訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者若しくは指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十八条第二項に規定する訪問看護事業所をいう。以下この項において同じ。）の看護師その他の従業者であった者に対し、その行った訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に関して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　保険医療機関若しくは保険薬局若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が、正当な理由がなく、前二項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

4　文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6　第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一・二項…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、一項…一部改正〔昭和三三年五月法律一二八号・四〇年五月八九号〕、一・二項…一部改正〔昭和五五年五月法律七五号〕、一項…一部改正〔昭和五五年一二月法律一〇八号・五八年一二月八

二号〕、一・二項…一部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成六年六月法律五六号〕、一・二項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号・一一年一二月一六〇号〕、二項…一部改正〔平成一三年一二月法律一五三号〕、一・三項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、二項…一部改正・四―六項…追加〔令和元年五月法律九号〕

罰則　四項関係＝〈本法〉五二条・五三条

（事業団の報告徴取等）

第四十七条　事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者を使用する学校法人等に、その使用する加入者の異動、報酬等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他共済業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2　事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者又はこの法律若しくは厚生年金保険法により給付を受けるべき者に、事業団又は学校法人等に対して共済業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

見出・一・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一・二項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号・二四年八月六三号〕

罰則　〈本法〉五四条

（資料の提供）

第四十七条の二　事業団は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣又は他の法律に基づく共済組合に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　「政令」＝〈本法施行令〉三九条

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

第四十七条の三　事業団は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であった者又はこれらの被扶養者（次号において「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

注1　右の第四七条の三は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、令和八年一〇月一日から施行

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等への事務の委託）

第四十七条の三　事業団は、次に掲げる事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

注2　右の第四七条の三は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等への事務の委託）

第四十七条の三　事業団は、次に掲げる事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法

律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他文部科学省令で定める者と共同して委託するものとする。

本条…追加〔平成二七年五月法律三一号〕、一項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕、二項…一部改正〔令和三年六月法律六六号〕、一項…一部改正、二項…一部改正〔令和五年五月法律三一号〕

委任　一項一号の「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉三九条の二第一項、一項二号の「文部科学省令」＝同三九条の二第二項、一項三号の「文部科学省令」＝同三九条の二第三項、二項の「文部科学省令」＝同三九条の二第五項

（関係者の連携及び協力）

第四十七条の四　国、事業団及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕、一部改正〔令和三年六月法律六六号〕

（秘密保持義務）

第四十七条の五　事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務に関して職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、一部改正・旧四七条の四…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、旧四七条の二…繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕、旧四七条の三…繰下〔平成二七年五月法律三一号〕、旧四七条の四…繰下〔令和元年五月法律九号〕

罰則　〈本法〉五五条

（医療に関する事項）

第四十八条　事業団は、この法律に定める医療に関する事項については、随時、厚生労働大臣に連絡をしなければならない。

本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号・一一年一二月一六〇号〕

（国家公務員共済組合法の改正の場合等の経過措置）

第四十八条の二　第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正された場合におけるこの法律の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条…追加〔昭和三二年五月法律一三七号〕、見出・本条…一部改正〔昭和五四年一二月法律七四号・五八年一二月八二号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、見出・本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任　前段の「政令」＝なし、後段の「政令」＝〈私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令〉〔昭和六一年三月政令六六号〕附則二三項・二四項、〈私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成六年一一月政令三五九号〕附則六項、〈私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一二年三月政令一八五号〕附則二項・三項、〈私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一五年三月政令一〇八号〕附則二条、〈私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一七年四月政令一三〇号〕附則三項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔平成二七年九月政令三四八号〕一八条

第四十八条の三　この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

本条…追加〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕

（文部科学省令への委任）

第四十九条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部科学省令で定める。

見出・本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号・平成一一年一二月一六〇号〕

委任　「文部科学省令」＝〈本法施行規則〉、〈東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令〉

第十章　罰則

旧一一章…繰上〔平成二四年一一月法律九八号〕

第五十条　第四条第二項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、事業団の役員を二十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号・平成六年一一月一〇〇号〕、一部改正・旧五一条…繰上〔平成九年五月法律四八号〕、一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕

第五十一条　第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕、一部改正〔令和四年六月法律六八号〕

第五十二条　正当な理由がなく、第四十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕

第五十三条　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕

第五十四条　第四十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠った者は、十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号〕、旧五二条…繰上〔平成九年五月法律四八号〕、旧五一条…繰下〔令和元年五月法律九号〕

第五十五条　第四十七条の五の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、一部改正〔平成二四年八月法律六三号・一一月九八号・二七年五月三一号〕、一部改正・旧五二条…繰下〔令和元年五月法律九号〕、一部改正〔令和四年六月法律六八号〕

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。

（組合の設立）

2　文部大臣は、組合の設立前に、第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4　文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6　前項の認可があったときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

（最初の事業年度）

9　組合の最初の事業年度は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。

（学校法人とみなされるもの）

10　私立の幼稚園を設置する者並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。

（恩給財団等の解散）

11　財団法人私学恩給財団（以下「恩給財団」という。）及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12　前項の財団法人の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の被保険者であつた期間）

13　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなし、政令で定

めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

（恩給財団の加入教職員であつた期間）

14　第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員であつた期間（その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

（加入者期間とみなされる期間の標準給与）

15　第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合においては、その期間における各月の旧厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合においては、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

（期間の合算に関する特例）

16　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、かつ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員期間のうち、いずれか長い方の期間（その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間）のみと、その者がこの法律により加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

（給付費の負担の特例）

17　第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その給付に要する費用は、事業団と年金特別会計とが負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りでない。

18　前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に関して必要な事項は、政令で定める。

（保険給付の調整）

19　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定により

その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による加入者期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。

（適用除外）

20　組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、健康保険法による保険給付を受けることができ、又は旧厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者は、短期給付に関し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、長期給付に関しては、それぞれこの法律による加入者でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、かつ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による加入者にならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

21　前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、退職等年金給付に関する規定及び厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

（適用除外教職員に対するこの法律の適用）

22　昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意（当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意）を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律による組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による

組合員となるものとする。

23　昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意（当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意）を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、それぞれ、当該組合員がこの法律に基づく保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、障害給付及び遺族給付に関しても組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される組合員は、同年四月一日に当該申出に係る給付に関してもこの法律による組合員となるものとする。

24　前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等については、附則第二十項後段の規定は、適用しない。

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）

25　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十二条第二項及び第二十五条の規定の適用については、同項中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」と、同条の表第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

26　介護納付金に係る掛金は、第二十七条第二項の規定により徴収するもののほか、共済規程で定めるところにより、加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者（附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）が介護保険第二号被保険者の資格を有しない日（当該加入者に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。）を含む月（政令で定めるものを除く。）であつて共済規程で定めるものにつき、徴収することができる。

27　前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中「にあつては介護納付金」とあるのは「及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保

険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。）にあつては介護納付金」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「にあつては介護納付金」とあるのは「及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。）にあつては介護納付金」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第二十六項」とする。

（延滞金の割合の特例）

28　第三十条第三項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

29　令和六年度及び令和七年度においては、第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

一三・一五・一七項…一部改正〔昭和二九年五月法律一一五号〕、二〇・二一項…削除・旧二二―三三項…二項ずつ繰上〔昭和三六年六月法律一四〇号〕、二二―二四項…追加・旧二二―三一項…三項ずつ繰下〔昭和四八年九月法律一〇四号〕、二六項…追加・旧二六―三四項…一項ずつ繰下〔昭和四九年六月法律九九号〕、二一項…一部改正〔昭和五五年五月法律七五号・一二月一〇八号〕、一七・二〇・二一・二三項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、二二・二六項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号〕、二二項…一部改正〔昭和五九年八月法律七七号・六〇年五月三四号〕、一三・一四項・一五項の見出・一五項・一六項の見出・一六・一七・一九・二〇項…一部改正・二二項…全部改正・二六―三五項…削除〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、三四項…追加・旧三四項…三五項に繰下〔平成元年一二月法律八七号〕、二五―三三項…追加・旧二五項…三四項に繰下〔平成元年一二月法律九四号〕、二一項…一部改正〔平成六年六月法律五六号〕、二八項…全部改正〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、二一・二五・二九項…一部改正・三四項…全部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一三・一四項・一五項の見出・一五―一七・一九―二一・二八・二九・三一―三三項…一部改正・三四項…削除・旧三五項…三四項に繰上〔平成九年五月法律四八号〕、三四項の見出・三四・三五項…追加・二〇項…一部改正・旧三四項…三六項に繰下〔平成九年一二月法律一二四号〕、二八項…全部改正・二九―三三項…削除・旧三四―三六項…五項ずつ繰上〔平成一二年三月法律一三号〕、三四・三五項…一部改正〔平成一二年一二月法律一四〇号〕、二九項の見出・二九―三三項…削除・旧三四―三六項…五項ずつ繰上〔平成一二年三月法律一三号〕、二〇・二一項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、二八項の見出・二八項…一部改正〔平成一二年三月法律

二三号〕、二五項の見出・二六項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、二六項…一部改正・二八項の見出・二九・三〇項…追加・二八項…全部改正・旧二九―三一項…二項ずつ繰下〔平成一六年六月法律一三一号〕、一〇項…一部改正〔平成一八年六月法律八〇号〕、二六項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一七項…一部改正〔平成一九年三月法律二三号〕、三一・三二項…追加・旧三二項…一部改正し三四項に繰下・旧三一・三三項…二項ずつ繰下〔平成一八年六月法律八三号〕、二二項…一部改正〔平成・九年七月法律一一〇号〕、三五項…追加・旧三五項…三六項に繰下〔平成二一年五月法律三六号〕、三五項…一部改正〔平成二六年六月法律六四号〕、一〇項…一部改正〔平成二四年八月法律六七号〕、二一項…全部改正・二五―三〇項…削除・旧三四項…一部改正し二八項に繰上・旧三一―三三・三五・三六項…六項ずつ繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、二一・二六項…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕、二五項…一部改正〔平成二七年五月法律三一号〕、二九項…一部改正〔令和二年三月法律八号〕、二八項…一部改正〔令和四年一二月法律九六号〕、二五項の見出・二五項…削除・二九項…追加・旧二六項…見出追加・一部改正し二五項に繰上・旧二七項…見出削り・追加し二六項に繰上・旧二八項…一部改正し二七項に繰上・旧二九項…二八項に繰上〔令和五年五月法律三二号〕、三〇項…削除〔令和五年五月法律三二号〕

委任　七項の「政令」＝〈独立行政法人等登記令〉、一二項の「政令」＝〈本法施行令〉

附則二項・三項、二六項の「政令」＝同附則五項

厚生年金保険法**附　則**〔昭和二九年五月一九日　法律第一一五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

国税徴収法の一部を改正する法律**附　則**〔昭和三〇年六月三〇日　法律第三九号、抄〕

（施行期日）

13　1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2　前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則〔昭和三〇年八月五日　法律第一三〇号〕

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度から適用する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律**附　則**〔昭和三一年六月一二日　法律第一四八号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三一年九月一日〕から施行する。

附　則〔昭和三二年五月二八日　法律第一三七号〕

（施行期日）

1　この法律中目次の改正規定、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条第二項、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条及び第二十二条の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十三条の改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十二年六月一日から施行し、その他の規定は、各規定につき、同日から起算して二箇月をこえ

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三二年六月政令一五七号により、一七条、一九条二項一号、二五条、三八条及び四六条の改正規定並びに附則二項の規定は昭和三二・七・一から施行〕

（組合員たる期間の計算に関する経過措置）

2　この法律による改正後の第十七条第二項の規定は、同項の改正規定の施行の日前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付で同日以後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　昭和三十二年六月一日前に組合員たる資格を取得した同日まで引き続き組合員たる資格を有する者の同年同月から同年九月までの各月の標準給与については、その者が同日に組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第二十二条第五項の規定を適用するものとする。

（資格喪失後の期間に係る継続給付に関する経過措置）

4　昭和三十二年六月一日において現に第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項若しくは第三項、第五十五条第五項又は第五十六条第一項後段若しくは第三項の規定により給付を受けている者の当該給付については、この法律による改正後の第二十五条の二の規定は、適用しない。

（掛金徴収に関する経過措置）

5　昭和三十二年五月以前の月に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第三十条の規定の適用を妨げない。

国家公務員共済組合法附則

〔昭和三三年五月一日　法律第一二八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。〔後略〕

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則

〔昭和三四年四月二〇日　法律第一四八号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三五年一月一日〕から施行する。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7　第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和三六年六月一六日　法律第一四〇号、抄〕

最近改正　平成二四年八月二二日法律第六二号

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（現組合員である者についての標準給与に関する経過措置）

2　この法律の施行の際現に組合員である者については、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十二条第二項の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十二条第五項の規定を適用する。

（長期給付に関する経過措置）

3　新法の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次項から附則第二十項までに定めるところによる。

（定義）

4　次項から附則第二十項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　旧長期組合員　この法律による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（恩給財団における従前の例による者を含む。）をいう。

二　恩給財団における従前の例による者　旧法附則第二十項の規定により恩給財団（旧法附則第十一項の恩給財団をいう。以下同じ。）における従前の例によることとされている者をいう。

三　長期組合員　新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。

四　長期加入者　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者（共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）をいう。

五　更新加入者　施行日の前日に旧長期組合員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き平成十年一月一日に長期加入者となり、引き続き長期加入者であるものをいう。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

5　施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）

6　前項に規定する給付のうち年金である給付並びに日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十

八号。次項において「事業団法」という。）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金（次項及び附則第八項において「旧法の規定による年金等」という。）の額については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条の二の規定により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による年金である給付の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

7　前項の規定による旧法の規定による年金等（附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。）の額の改定により増加する費用は、事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより、事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。

8　国家公務員共済組合法第七十三条第四項、第七十四条の三第二項及び第七十四条の四の規定は、旧法の規定による年金等について準用する。この場合において、同条中「財務省令」とあるのは、「文部科学省令」と読み替えるものとする。

（加入者期間の計算の特例）

9　更新加入者に係る共済法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、昭和二十九年一月一日まで引き続く期間以外の期間については、これと同日後にその者が旧長期組合員となつた後の加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）とを合算しても二十年（恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者に係るものにあつては、十五年）に満たないときは、同項の規定は適用しない。

（更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）

10　施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七条第二項第一号	組合員期間が二十年以上である者	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十

		第七十七条第二項第二号	二十年未満である者
第七十八条第一項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）		
	その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員		

	六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）		
			二十年未満である者（特定更新加入者を除く。）
	退職共済年金		
	その権利を取得した当時		

	期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	第七十九条第六項	二十年以上であるもの
第八十八条第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者		特定更新加入者
第八十九条第一項第一号ロ(2)(i)	組合員期間が二十年以上である者		
第八十九条第一項第一号ロ(2)(ii)	二十年未満である者		
第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）		

			二十年以上であるもの及び特定更新加入者に該当して支給されるもの
			特定更新加入者
			二十年未満である者（特定更新加入者を除く。）
			遺族共済年金

附則第十二条の四の二第二項第一号	当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月			当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十月とする。	
附則第十二条の四の二第三項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号			第一号	
	組合員期間が二十年以上である者			特定更新組合員	
附則第十二条の四の二第四項	第七十八条第一項			昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	
		当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時		当時	
		当時（当該請求があつた当時			
附則第十二条の四の三第四項	第七十八条第一項			昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	

				当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	
附則第十二条の六第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの			算定されているもの	
	第七十八条第一項			昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	

当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時	附則第十二条の六第二項及び第三項
当時（当該請求があつた当時	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	第七十八条第一項
当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	当時	附則第十二条の六第二項及び第三項

特定更新組合員	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	当時	附則第十二条の七第一項及び第二項
組合員期間が二十年以上である者	第七十八条第一項	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	附則第十二条の七の三第五項
		当時（その年齢に達した当時	
組合員期間	加入者期間（当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月）		附則第十二条の七の五第一項
当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十月とする。		附則第十二条の七の五第四項及び第五項

附則第十二条の七の五第六項	同条第一項		
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）	
		算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの
	第七十八条第一項		
附則第十二条の七の六第一項			

昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた同条第一項	当時		
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額	当時
	当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時		
	加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの		加算されたもの
附則第十二条の七の六第二項			
	第七十八条第一項		
		当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	
昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項			

（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）		
附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員

11　前項の規定は、昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新加入者で次の表の上欄に掲げる者に該当するもののうち、加入者期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その加入者期間に同日まで引き続く文部科学省令で定める学校法人等における文部科学省令で定める在職期間（加入者期間を除く。）を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となる更新加入者について準用する。この場合において、同項の表の下欄中「附則第十項」とあるのは、「附則第十一項」と読み替えるものとする。

明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十年
明治四十二年一月二日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年
明治四十三年一月二日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年
明治四十四年一月二日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三年
明治四十五年一月二日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	十四年
大正二年一月二日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	十五年
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	十六年
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	十七年
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	十八年
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	十九年

12　施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者が退職共済年金（その額の算定の基礎となる加入者期間が十五年以上であるものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財団における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除す

べき金額の合計額（以下この項及び次項において「控除額」という。）に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、事業団に納付しなければならない。この場合において、控除額に相当する金額の事業団への納付については、国家公務員共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

13　前項に規定する更新加入者の遺族（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、控除額に相当する金額（前項の規定により納付されたものがあるときは、その納付された金額を控除した金額）を、当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、事業団に納付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

14　更新加入者（附則第十項に規定する更新加入者、附則第十一項に規定する更新加入者又は加入者期間が二十年以上である更新加入者に限る。）に対する共済法第二十五条の規定の適用については、同条中「附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで」とあるのは、「附則第十二条の三から第十二条の六まで、附則第十二条の七の二から第十二条の八の三まで」とし、当該更新加入者が六十歳に達する前に退職（同条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）をした場合における共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。

15　前項の更新加入者に支給する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、かつ、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職をした者で政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

16　附則第十四項の更新加入者に支給する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた加入者期間の月数で除

して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であった期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあっては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあっては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一　旧長期組合員であった期間（恩給財団における従前の例による者であった期間を除く。）　五十歳

二　恩給財団における従前の例による者であった期間　四十五歳

（更新加入者に対する長期給付に関する経過措置についての施行法の準用）

17　附則第十項から前項までに規定するもののほか、旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新加入者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還については国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十四条第三項及び第十五条第三項の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条の規定を、施行日以後における更新加入者の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用については同法第十六条及び第十七条の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日）〔抄〕

（法律第百二十九号）

最近改正　令和二年六月五日　法律第四〇号

題名…改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成八年六月八二号〕

第二章　更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2　更新加入者（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「私学の昭和三十六年改正法」という。）附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に係る私学の昭和三十六年改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法の規定による障害年金は、その者が更新加入者である間、その支給を停止する。

前項ただし書に規定する退職年金及び旧法

更新組合員で

二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

章名…追加〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者が退職共済年金（私学の昭和三十六年改正法附則第十四項に規定する更新加入者に係るもの（旧法等

に限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法

法附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出・本条…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

退職共済年金（私学の

私立学校教職員共済法の長期給付に関する施行法

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

第二章　更新組合員に関する一般的経過措置・第三章　退職共済年金等に関する経過措置）

（昭三六）

第十五条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

旧法等

二・三項…追加〔昭和三四年五月法律一六三号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和三七年五月法律一一六号〕、三・四項…一部改正〔昭和三八年六月法律一一四号〕、四項…一部改正〔昭和四〇年三月法律三六号〕、二・三項…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一一三項…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、二・三項…一部改正〔昭和四五年五月法律一〇〇号〕、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和四九年六月法律九四号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（公務等による障害共済年金に関する規定の適用）

第十六条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務により障害の状態となつた場合について適用する。

本条…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号・四九年六月九四号・五〇年一一月七九号〕、全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（公務等傷病による死亡者に係る遺族共済年金の規定の適用）

第十七条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務により傷病により死亡した場合について適用する。

一項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出・一・二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（旧法の規定による障害年金の額の改定の特例）

第十八条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法（第新法八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際私学の旧法第旧法二十五条の七において準用する旧法第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第新法八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「私旧法学の旧法第二十五条の七において準用する旧法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に応じて」とする。

見出・本条…一部改正〔昭和三六年一一月法律一八二号〕、本条…全部改正〔昭和五四年一二月法律七二号・六〇年一二月一〇五号〕

（旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置）

第十九条　私学の旧法第二十五条の七において準用する旧法第四十旧法六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、私立昭和学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十年改正法百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「昭和六十年改正前の新法」という。）第九十一条第三号の規定の例による。

本条…削除〔昭和五四年一二月法律七二号〕、追加〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（再就職者に関する経過措置）

18　附則第十項から前項までの規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　更新加入者であつた者で、再び長期加入者となつたもの

二　旧長期組合員であつた期間を有する者で、長期加入者となつたもの（更新加入者及び前号に掲げる者を除く。）

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日法律第百二十九号）〔抄〕

最近改正　令和二年六月五日　法律第四〇号

題名…改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成八年六月八二号〕

第二章　更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2　更新加入者（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「私学の昭和三十六年改正法」という。）附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に係る私学の昭和三十六年改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法の規定による障害年金は、その者が更新加入者である間、その更新組合員に対する前項ただし書に規定する退職年金及び旧法の支給を停止する。

二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

章名…追加〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者（退職共済年金（私学の更新組合員が第一項に規定する退職共済年金（昭和三十六年改正法附則第十四項に規定する更新加入者に係るものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出・本条…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

第十五条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項…追加〔昭和三四年五月法律一六三号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和三七年五月法律一一六号〕、三・四項…一部改正〔昭和三八年六月法律一一四号〕、四項…一部改正〔昭和四〇年三月法律三六号〕、二・三項…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一―三項…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、二・三項…一部改正〔昭和四五年五月法律一〇〇号〕、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和四九年六月法律九四号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（公務等による障害共済年金に関する規定の適用）

第十六条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章（新法第四章　第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等（職務等

による障害共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施組合員行日以後職務公務により病気にかかり、又は負傷し、当該職務公務による傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

本条…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号・四九年六月九四号・五〇年一一月七九号〕、全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（公務等傷病による死亡者に係る遺族共済年金の規定の適用）

第十七条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第三項に規定する職務等公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施組合員行日以後職務公務により病気にかかり、又は負傷し、当該職務公務により死亡した場合について適用する。

一項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出し・一・二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

19　附則第十七項（前項において準用する場合を含む。）において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

20　附則第三項から前項までに規定するもののほか、長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

［参考］

21　この法律による改正後の昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（以下「改正後の特別措置法」という。）第一条に規定する年金のうち、この法律による改正がなかつたとしたならば、この法律による改正前の昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律第二条の規定により支給を停止されることとなる金額に相当する部分については、改正後の特別措置法第二条の規定にかかわらず、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、支給を停止する。

八・九・一二項…一部改正〔昭和四〇年五月法律八九号・四一年七月一一三号・四四年一二月九四号〕、八項…一部改正〔昭和四五年五月法律一〇二号〕、三・四・八項…一部改正・一六項…追加・旧一六項…一部改正し一七項に繰下〔昭和四六年五月法律八四号〕、八項…一部改正〔昭和四七年六月法律八三号〕、一三項…一部改正〔昭和四八年七月法律六二号〕、八項…一部改正〔昭和四八年九月法律一〇四号〕、八項…一部改正・九・一一項…追加・旧九項…一部改正し一〇項に繰下・旧一〇・一三・一四―一六項…一部改正し二項ずつ繰下・旧一一・一二・一七項…二項ずつ繰下〔昭和四九年六月法律九九号〕、八項…一部改正〔昭和五〇年七月法律五三号〕、八・九・一五・一七項…一部改正〔昭和五一年六月法律五四号〕、八項…一部改正〔昭和五二年六月法律六六号・五三年五月六号〕、三・四・六―八項…一部改正・一四項…削除・旧一五・一七・一八項…一部改正し一項ずつ繰上・旧一六・一九項…一項ずつ繰上〔昭和五四年一二月法律七四号〕、八・九・一三・一六項…一部改正〔昭和五五年五月法律七五号〕、八項…一部改正〔昭和五六年五月法律五六号〕、六・七・一〇・一四・一六項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、八項…一部改正〔昭和五七年七月法律六八号〕、九・一三・一四・一六・一七項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号〕、八項…一部改正〔昭和五九年五月法律四三号・六〇年六月七九号〕、三・四項…一部改正・六項の見出・六・一二・一三項…全部改正・七―一〇・一四―一六項…追加・八―一一・一六項…削除・旧七項…一部改正し一項に繰下・旧一四・一五項…一部改正し三項ずつ繰下・旧一七項…一部改正し一九項に繰下・旧一八項…二〇項に繰下〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、八項…全部改正・一〇・一四項…一部改正〔平成六年一一月法律一〇〇号〕、六・八・一〇・一二―一七項・一九項の見出・一九項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四・六・七項・九項の見出・九項・一〇項の見出・一〇―一六項・一七項の見出・一七・一八項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、七・八・一一項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、一四・一五項…一部改正〔平成一二年三月法律一二三号〕、七項…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一〇項…一部改正〔平成一六年六月法律一三一号・二四年八月六二号〕

委任　六項の「政令」＝〈昭和六一年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈昭和六二年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈昭和六三年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成元年四月から同年七月までの私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による遺族年金に係る加算額の改定に関する政令〉、〈平成二年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成三年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成四年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成五年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成六年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成七年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成八年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成九年度における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成十年度における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成十一年度における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、〈平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令〉、七項の「文部科学大臣の定め」＝〈日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れ〉、一一項の「文部科学省令」＝〈本法施行規則の一部を改正する省令〉〔昭和三六年一二月文部令二八号〕附則四項、一五項の「政令」＝〈本法施行令の一部を改正する政令〉〔昭和三六年一二月政令四一二号〕附則二項、一七項の「政令」＝同附則三項、一八項の「政令」＝同附則七項・八項、二〇項の「政令」＝同附則四項―六項・九項・一〇項、一九項の「政令」＝〈私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令〉〔昭和六一年三月政令六六号〕附則二三項・二四項

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律

附　則

〔昭和三六年一一月一日　法律第一八二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額）に相当する金額（以下附則第二十二条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員期間については、この限りでない。

第二十条　改正後の国家公務員共済組合法第八十条又は第九十三条の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

第二十一条　施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から八年以内に退職する者（その退職の場合に国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）

本条…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇四号・四二年七月一〇四号〕

第二十二条　改正後の国家公務員共済組合法第八十条の二、第八十条の三又は第九十三条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第八十条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2　附則第十八条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項の退職一時金とみなして、同法第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を適用する。この場合において、同法第八十条の二第二項中「前に退職し

た日」とあり、又は同法第九十三条の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職（同法第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下本条及び附則第三十一条から附則第三十三条までにおいて同じ。）に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第四十一条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第二号に掲げる金額（その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職一時金の額）に相当する金額（以下附則第三十三条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第三十一条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第三十二条　施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　施行日から三年以内に退職する男子

三　施行日から五年以内に退職する女子

第三十三条　改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2　附則第二十九条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなして、同法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定を適用

する。この場合において、同法第二十五条の四第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第二十五条の六第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力）

第三十四条　私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律

附　則　〔昭和三七年四月二日　法律第六七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

附　則　〔昭和三七年九月一五日　法律第一六一号、抄〕

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

委任　九項の「政令」＝なし

国民健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和三八年三月三一日　法律第六二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員共済組合の療養の給付等に関する経過措置）

第六条　国家公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、国家公務員共済組合法第五十九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に同一の傷病に関し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病気に関する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和三九年七月六日　法律第一五三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法〔中略〕第七十六条第三項〔中略〕、第七十八条、第七十九条第三項から第五項まで、第八十五条第四項から第六項まで〔中略〕の規定は、この法律の施行の日〔中略〕以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四〇年五月二八日　法律第八九号〕

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

2　この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

（現組合員である者についての標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に組合員である者の昭和四十年七月から

昭和四十一年九月までの各月の標準給与については、その者がこの法律の施行の日に組合員の資格を取得したものとみなして改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定を適用する。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附　則　〔昭和四〇年六月一日　法律第一〇一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。〔後略〕

厚生年金保険法の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四〇年六月一日　法律第一〇四号、抄〕

最近改正　昭和四八年九月二六日　法律第九二号

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

第二条　〔前略〕附則第二十九条から附則第三十六条まで〔中略〕の規定は、昭和四十年五月一日から〔中略〕適用する。

（退職一時金に関する特例）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる組合員〔中略〕たる女子で組合員であった期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して十三年以内に組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。

〔中略〕

私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく共済組合の組合員	私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によることとされた関係整理法附則第二十一条	私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条第三項

〔後略〕

2　昭和三十六年十一月一日以後前項の表の上欄に掲げる組合員の資格を取得した女子で組合員であった期間が一年以上二十年未満である者が、同日からこの法律の公布の日の前日までの間に当該組合員の資格を喪失したときは、その者に対しても、同項と同様とする。この場合において、同表の下欄に掲げる規定中「退職の日」〔中略〕とあるのは「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」とする。

3　前項の規定により退職一時金を支給する場合において、その者に同項に規定する組合員の資格の喪失につき退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定により支給

すべき退職一時金の内払とみなす。

一項…一部改正〔昭和四六年五月法律八二号・四八年九月九二号〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書〔中略〕、第七十九条の二第三項、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項〔中略〕、第三十二条の二〔中略〕、第三十三条〔中略〕の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四〇年六月一一日　法律第一三〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則第十四条から附則第四十三条まで〔中略〕の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下この条において「旧法」という。）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十六条の規定によりその一部の支給が停止されている職務による廃疾年金の支給については、私立学校教職員共済組合法第二十五条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の規定によりその一部の支給が停止されている職務による遺族年金の支給についても、同様とする。

法律　私立学校教職員共済法　附則（昭四〇―昭四一）

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四一年五月九日　法律第六七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四一年七月二日　法律第一一三号〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

（施行日前に給付事由が生じた長期給付の取扱い）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）

3　昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第百四十号」という。）附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者に係るものを除く。）で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給される

ものについては、昭和四十一年十月分以降、その額を私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十九号）による改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

4　昭和三十七年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額をこの法律による改正後の法律第百四十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5　施行日前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以降、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

6　昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分から昭和四十四年九月分まで、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一　退職年金又は障害年金　六万円

二　遺族年金　三万円

六項…一部改正〔昭和四四年一二月法律九四号〕・五・六項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

委任　五項の「政令」＝〈本法施行令等の一部を改正する政令〉〔昭和四一年九月政令三三三号〕附則二項

附　則

〔昭和四一年七月八日　法律第一二二号、抄〕

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。〔後略〕

（特例による退職年金の額に関する経過措置）

第六条　改正後の施行法第十三条第一項の規定は、給付事由の生じた日（同項の規定の適用を受けるべき更新組合員に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員が退職し、又は死亡した日）が施行

日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 **附則** 〔昭和四二年七月三一日 法律第一〇四号、抄〕

最近改正 昭和五七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十条、第二十七条〔中略〕の改正規定〔中略〕及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き新法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した者（その退職の場合に新法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

法律　私立学校教職員共済法　附則（昭四二―昭四四）

2　前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 **附則** 〔昭和四三年五月三一日 法律第八一号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法 **附則** 〔昭和四四年八月七日 法律第六九号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。

（公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条　昭和四十四年九月一日前に出産した〔中略〕国家公務員共済組合〔中略〕の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る〔中略〕国家公務員共済組合法〔中略〕の規定による出産費又は配偶者出産費の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法**附則**〔昭和四四年一二月六日　法律第七八号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

2　次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

一・二　〔略〕

三　〔前略〕附則第四十八条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）〔中略〕附則第十九条第三項〔中略〕の規定〔後略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書〔中略〕、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項〔中略〕、第三十二条の二第一項〔中略〕の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条　〔略〕

2　〔略〕

3　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第三十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第三項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

4・5　〔略〕

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法**附則**〔昭和四四年一二月一六日　法律第九二号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定（同法〔中略〕第三十三条〔中略〕の改正規定を除く。）〔中略〕は、昭和四十五年四

月一日から施行する。

2　〔前略〕第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔中略〕第三十三条〔中略〕の規定は同年〔昭和四十四年〕十月一日から適用する。

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

附　則

〔昭和四四年一二月一六日　法律第九四号、抄〕

最近改正　平成九年五月九日　法律第四八号

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の法律第百四十号附則第八項、第九項及び第十二項の規定並びに附則第四項の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第二十二条の規定は昭和四十四年十一月一日から、附則第八項の規定は同年十月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

5　昭和四十四年十一月一日前に組合員であった者で同日まで引き続き組合員であるものについては、その者が同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

6　改正後の法第二十二条の規定による標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十四年十一月分以後の掛金について行なうものとし、同年十月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（昭和四十四年十一月一日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

7　昭和四十四年十一月一日前に給付事由が生じた改正前の法及び附則第三項の規定による改正前の法律第百四十号の規定による給付については、なお従前の例による。

（長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障）

8　昭和四十四年十月一日以後に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が二十年に満たない場合（法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

一　退職年金又は障害年金　九万六千円

二　遺族年金　四万八千円

八項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

利率等の表示の年利建て移行に関する法律

附　則

〔昭和四五年四月一日　法律第一三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四五年五月二六日　法律第一〇二号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（昭和四十五年十月以後に退職をした長期在職老齢組合員の退職年金等の額の最低保障）

3　昭和四十五年十月一日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金（七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

一　退職年金又は障害年金　十二万円

二　遺族年金　六万円

三項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附則　〔昭和四六年五月二九日　法律第八二号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の改正規定、第四条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項、第三十二条の三第一項〔中略〕の改正規定並びに第六条並びに附則第三条及び附則第七条の規定は同年十一月一日から、第七条の規定は同年六月一日から、それぞれ施行する。

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二条第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

第三条　改正後の法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定並びに第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条第二項、第三十二条の三第一項及び第四十五条の三第二項の規定は、昭和四十

六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

2　〔略〕

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、同法の規定及び第六条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第一項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

2　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第四十条第二項の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和四六年五月二九日　法律第八四号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2　組合が昭和四十六年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次項及び附則第五項において「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（次項において「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

3　昭和四十六年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を準用する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた新法の規定による年金の額の算定に関する特例）

4　第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項に規定する新法の規定による年金の昭和四十六年一月分から同年九月分までの額の算定については、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八項第二号中「一・五八九」とあるのは「一・四六五」と、「六千四百円」とあるのは「五千九百円」とする。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

5　この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四七年六月二二日　法律第八三号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行し、改正後の同法同条同項同号の規定は、同年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

2　私立学校教職員共済組合が昭和四十七年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次項及び附則第四項において「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（次項において「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

3　昭和四十七年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

4　この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

（昭和四十七年十月以後に退職をした長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障）

5　昭和四十七年十月一日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が二十年（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）に満たない場合（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

一　退職年金又は障害年金　十一万四百円

二　遺族年金　五万五千二百円

6　前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四百円」とあるのは「十三万四千四百円」と、同項第二号中「五万五千二百円」とあるのは「六万七千二百円」とする。

7　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

五項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

〔昭和四八年七月二四日　法律第六二号、抄〕

附　則

最近改正　昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇五号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　〔略〕

二　第二条中国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項、第三十二条の三第一項〔中略〕の改正規定並びに附則第三条の規定　昭和四十八年十一月一日

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

第三条　改正後の法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条第二項、第三十二条の三第一項及び第四十五条の三第二項の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

2　〔略〕

（遺族年金等に関する経過措置）

第四条　改正後の法第八十八条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2　施行日前に給付事由が生じた第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に係る給付については、なお従前の例による。

四項…追加〔昭和四八年八月法律六九号〕、三項…一部改正〔昭和四九年六月法律第九四号〕、二項…一部改正・三・四項…削除〔昭和六〇年一二月法律第一〇五号〕

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四八年八月一〇日　法律第六九号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日〔昭和四八年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

2　〔略〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四八年九月二一日　法律第八五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和四八年一〇月政令三二一号により、昭和四八・一二・一から施行〕

健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四八年九月二六日　法律第八九号、抄〕

最近改正　平成四年三月三一日　法律第七号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。〔後略〕

厚生年金保険法、国民年金法

附　則　〔昭和四八年九月二六日　法律第九二号、抄〕

最近改正　平成八年六月一四日　法律第八二号

（施行期日）

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕、附則第二十二条から附則第二十八条まで〔中略〕の規定　昭和四十八年十一月一日

三・四　〔略〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和四八年九月二九日　法律第一〇四号、抄〕

最近改正　平成一二年三月三一日　法律第二三号

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定中私立学校教職員共済組合法附則第二十一項の次に三項を加える改正規定のうち附則第二十四項に係る部分並びに附則第四項から附則第七項まで、附則第十項から附則第二十一項まで、附則第二十五項及び附則第二十六項の規定は昭和四十九年四月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2　私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

3　昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（厚生年金保険の被保険者であった加入者の取扱い）

4　昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であった者で改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日（以下「切替日」という。）に私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による組合員（以下「組合員」という。）となつたもの（以下「切替組合員」という。）の当該被保険者であった期間（以下「厚生年金保険期間」という。）は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定の適用については、加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。

5　切替組合員の前項の規定により加入者期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなす。

（加入者期間とみなされる期間の標準給与）

6　附則第四項の規定により厚生年金保険期間を加入者期間とみなす場合における私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下この項において「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正前の共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額の算定については、その期間にお

ける各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における平成十二年改正法第二条の規定による改正前の共済法による標準給与の月額とみなす。

（厚生保険特別会計からの交付金）

7　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生保険特別会計から私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）に交付するものとする。

（厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い）

8　切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨の申出をしなかつたときは、附則第四項の規定にかかわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときも、同様とする。

9　切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。

（更新加入者の長期給付に関する経過措置）

10　切替組合員で引き続き共済法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの（以下「更新加入者」という。）につき恩給財団（共済法附則第十一項の恩給財団をいう。）における従前の例による控除すべき金額がある場合においては、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十二項及び第十三項の規定を準用する。

11　前項に規定するもののほか、更新加入者に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十七項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日法律第百二十九号）〔抄〕

最近改正　令和二年六月五日　法律第四〇号

題名…改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成八年六月八二号〕

第二章　更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2　更新加入者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「昭和四十八年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に係る私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法の規定による障害年金は、その者が更新加入者である間、その支給を停止する。

二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

章名…追加〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者が、退職共済年金（更新加入者であつて、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第二十八条の規定による改正前の昭和三十六年改正法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつたもの

又はその額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものに係るものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出・本条…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

第十五条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項…追加〔昭和三四年五月法律一六三号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和三七年五月法律一一六号〕、三・四項…一部改正〔昭和三八年六月法律一一四号〕、四項…一部改正〔昭和四〇年三月法律三六号〕、二・三項…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一―三項…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、二・三項…一部改正〔昭和四五年五月法律一〇〇号〕、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和四九年六月法律九四号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（再就職者に関する経過措置）

12　前二項の規定は、更新加入者であつた者で再び加入者（共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日法律第百二十九号）〔抄〕

最近改正　令和二年六月五日　法律第四〇号

題名…改正〔昭和五八年一二月法律八二号・平成八年六月八二号〕

第二章　更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2　更新加入者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「昭和四十八年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に係る私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十

五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法の規定による障害年金は、その者が更新加入者である更新組合員であつた間、その支給を停止する。

二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

章名…追加〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者が更新組合員として第一項に規定する退職共済年金（更新加入者であつて、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第二十八条の規定による改正前の昭和三十六年改正法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつたものに係るものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出・本条…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

第十五条

3　私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新加入者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項…追加〔昭和三四年五月法律一六三号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和三七年五月法律一一六号〕、三・四項…一部改正〔昭和三八年六月法律一一四号〕、四項…一部改正〔昭和四〇年三月法律三六号〕、二・三項…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一―三項…一部改正〔昭和四四年一二月法律九二号〕、二・三項…一部改正〔昭和四五年五月法律一〇〇号〕、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和四九年六月法律九四号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

13　附則第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（退職年金等の受給権の取扱い）

14　更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

15　更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利（切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く。）を有するものが、切替日から二箇月以内に組合に対してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しな

い。

16　前項の申出をした者又はその遺族に対して支給する共済法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は障害年金の基礎となつた期間は、加入者であつた期間に該当しないものとする。

（健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間に係る給付の取扱い）

17　切替日の前日に健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保健給付又は休業給付に関する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者が切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

（健康保険組合の解散等）

18　改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあつては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。

（政令への委任）

19　附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

20　この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

一〇―一四・一七項…一部改正〔昭和四九年六月法律九九号〕、一六項…一部改正〔昭和五一年六月法律五四号〕、一一項…一部改正〔昭和五二年六月法律六六号〕、一二・一三項…削除・旧一四―一七項…一部改正し二項ずつ繰上・旧一八―二四項…二項ずつ繰上〔昭和五四年一二月法律七四号〕、四・一四・一六―一八項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一四・一五項…一部改正〔昭和五八年一二月法律八二号〕、四・五項・六項の見出・六・一〇項…一部改正・一一・一四項…削除・旧一二・一三項…一部改正し一項ずつ繰上・旧一五項…一部改正し一三項に繰上・旧一六―二二項…二項ずつ繰上〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、一三項の見出・一三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四項の見出・四・五項・六項の見出・六項・一〇項の見出・一〇―一二・一六項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、六項…一部改正〔平成一二年三月法律一三号〕

委任　一一項の「政令」＝〈本法施行令の一部を改正する政令〉〔昭和四八年九月政令二八五号〕附則二項・三項、一二項の「政令」＝同附則八項・九項、一九項の「政令」＝同附則四項―七項

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附則　〔昭和四九年六月二五日　法律第九四号、抄〕

最近改正　昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇五号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法〔中略〕第百二十六条の四の次に一条を加える改正規定〔中略〕並びに附則第六条、附則第十一条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

本条…全部改正〔昭和四九年六月法律一〇〇号〕

（退職年金等の額に関する経過措置）

第三条　改正後の法第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三、第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで、第八十二条から第八十二条の三まで、第八十三条第六項、第八十四条、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条から第八十八条の四まで〔中略〕並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）〔中略〕第十三条第一項から第三項まで、〔中略〕第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第三十一条の二（同法第三十二条第二項において準用する場合を含み、〔中略〕改正後の法第八十八条の三の規定に係る部分に限る。）〔中略〕の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。

2　昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3　改正後の法第七十九条の二第四項の規定は、昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年九月分以後適用する。

一・三項…一部改正〔昭和四九年六月法律一〇〇号〕

（障害年金と障害補償年金との調整に関する経過措置）

第四条　改正後の法第八十六条第二項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

見出…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

（任意継続組合員に関する経過措置）

第六条　改正後の法第百二十六条の五の規定は、附則第一条ただし書に規定する日〔私学共済組合にあつては昭和四十九年六月二十七日〕以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

本条…一部改正〔昭和四九年六月法律一〇〇号〕

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、〔中略〕その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

最近改正　昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇六号

附　則

〔昭和四九年六月二七日　法律第九九号〕

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の改正規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の五の規定を準用する部分に限る。）及び私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2　私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

3　施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　昭和四十九年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第二項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

5　施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。第四条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則において準用する場合を含む。）の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

（平均標準給与に関する経過措置）

6　改正後の法第二十三条の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与について適用する。

7　施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与につき改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額が改正前の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与とみなす。

8　前項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた長期給付（同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日前に退職した組合員に係るものを除く。）の算定の基礎となる平均標準給与について準用する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

9　第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定（附則第八項、第九項及び第十一項の規定を第四条の規定による改正後の法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円（昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百二十二万円）」と読み替えるものとする。

10　昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

（昭和四十九年九月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の額の最低保障）

11　施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一　退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金　次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年（法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金　三十二万千六百円

ロ　六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金（イに掲げる

年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　二十四万千二百円

二　障害年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　三十二万千六百円

ロ　六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　二十四万千二百円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　十六万八百円

三　遺族年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの　十六万八百円

ロ　六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの　十二万六百円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　八万四百円

12　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

13　附則第五項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正・三項…追加・旧一一項の見出…一部改正・旧三・八・一四項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四―七・九―一三項…一項ずつ繰下〔昭和四九年六月法律一〇〇号〕、一一項…削除・旧一二―一五項…一項ずつ繰上〔昭和五一年六月法律五四号〕、一一項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一三項…削除・旧一四項…一三項に繰上〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕

委任　一〇項の「政令」＝〈本法施行令等の一部を改正する政令〉〔昭和四九年八月政令三〇七号〕附則三項、一三項の「政令」＝なし

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和四九年六月二七日　法律第一〇〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和五〇年七月四日　法律第五三号〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第四条の規定は昭和五十一年一月一日から、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

（端数計算に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一条から第一条の六まで、第二条から第二条の六まで、第五条及び第五条の二の規定により年金額を改定する場合においては、同法第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（標準給与に関する経過措置）

3　私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

4　施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十年八月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四万八千円以下である者又は二十三万円以上である者（給与月額が二十三万五千円未満である者を除く。）の同月及び同年九月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5　施行日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第三項の規定の適用を受けないものは、昭和五十年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

6　施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則において準用する場合を含む。）の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

7　第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「二百九十四万円（昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百六十四万円）」と読み替えるものとする。

8　第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年一月一日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年一月分以後適用する。この場合において、第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「三百七十二万円（昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては二百六十四万円、同年九月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付にあつては二百九十四万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十年八月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

9　施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一　退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金

次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年（法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金　四十二万円

ロ　六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算

の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

二　障害年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　四十二万円

ロ　六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　二十一万円

三　遺族年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの　二十一万円

ロ　六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの　十五万七千五百円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　十万五千円

10　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

11　附則第六項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

九項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

委任　一一項の「政令」＝なし

学校教育法の一部を改正する法律　**附　則**　〔昭和五〇年七月一一日　法律第五九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日〔昭和五一年一月一一日〕から施行する。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律

附　則　〔昭和五〇年七月一一日　法律第六二号、抄〕

最近改正　平成三年一二月二四日　法律第一一二号

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附則　〔昭和五〇年一一月二〇日　法律第七九号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　〔略〕

（障害の程度が変わった場合の年金額の改定等に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十三条第三項及び第八十五条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に障害年金を受ける権利を有する者が国家公務員共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態に該当しなくなった場合について適用する。

見出・本条…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

（職務加算等の期間を有する者等に関する経過措置）

第五条　改正後の施行法第十一条第三項から第五項まで及び第七項から第九項まで、〔中略〕第二十二条第三項、第四項及び第六項、第三十一条第三項から第八項まで、第三十一条の二、第三十二条〔中略〕の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、〔中略〕その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和五一年五月二六日　法律第三一号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。〔後略〕

2　〔略〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和五一年五月二七日　法律第三二号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日等）

第一条　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。〔後略〕

2　〔略〕

（私立学校教職員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による職務による障害年金、附則第十七条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による職務による障害年金又は前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による業務による障害年金のうち施行日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

国家公務員共済組合法　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附則　〔昭和五一年六月三日　法律第五二号、抄〕

最近改正　昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇五号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　〔略〕

二　第二条中国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第七十九条の二第三項第一号、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一号、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに〔中略〕別表第三の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔中略〕第十三条第二項及び第三十二条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定〔中略〕並びに附則第二条の規定　昭和五十一年八月一日

三　第二条中国家公務員共済組合法〔中略〕、第二条、〔中略〕第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十五条、第七十二条第一項、第七十四条、第八十一条第一項第二号及び第二項、第八十三条第五項並びに第八十七条第一項及び第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八十八条第三号及び第九十二条の見出しの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定〔中略〕並びに附則第三条から附則第五条までの規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲以内において政令で定める日

〔八二条二項の改正規定及び附則三条二項の規定を除く部分は、昭和五一年九月政令二五七号により、昭和五一・一〇・一から施行・八一条二項の改正規定及び附則三条二項の規定は、昭和五二年七月政令二四四号により、昭和五二・八・一から施行〕

（退職年金等の額に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十六条第二項ただし書き、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条

四、第八十八条の五〔中略〕並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）〔中略〕第十三条第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四〔中略〕の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2　改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

（他の公約年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置）

第四条　改正後の法第九十二条の二の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（通算遺族年金に関する経過措置）

第五条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第十九条第一項又は第二項に規定する者は、改正後の法第九十二条の三の規定の適用については、改正後の法第七十九条の二第二項第一号に該当するものとみなす。

（任意継続組合員に関する経過措置）

第八条　改正後の法第百二十六条の五第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第九条　改正後の施行法〔中略〕第二十二条第二項、第三十一条第二項及び第三項〔中略〕の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

附　則

〔昭和五一年六月三日　法律第五四号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第四条及び第六条の規定　昭和五十一年八月一日

二　第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の改正規定及び第五条の規定　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十二

号）の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔二条中私立学校教職員共済組合法二五条の表の改正規定のうち八一条二項の項の改正に係る部分を除く部分は、昭和五一年九月政令二六一号により、昭和五一・一〇・一から施行・二条中私立学校教職員共済組合法二五条の表の改正規定のうち八一条二項の項の改正に係る部分は、昭和五二年七月政令二四六号により、昭和五二・八・一から施行〕

（標準給与に関する経過措置）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が六万円以下である者（給与月額が五万九千円以上である者を除く。）又は三十一万円である者（給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額をこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

3　施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度に同条第二項の規定の適用を受けないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（端数処理に関する経過措置）

4　改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う退職給付、障害給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこれらの給付の額の決定又は改定については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

5　第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万円（昭和五十年七月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百九十四万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十一年七月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

6　当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の六及び第五条の規定は、施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同法第四条の六第一項第三号中「遺族年金」とあるのは、「遺族年金（新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7　前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

四項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

委任　七項の「政令」＝なし

国家公務員共済組合法

附則　〔昭和五一年六月五日　法律第六二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法

附則　〔昭和五二年六月七日　法律第六四号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

2　〔略〕

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附則　〔昭和五二年六月七日　法律第六六号、抄〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則第十一項の規定〔中略〕は、昭和五十二年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十二年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において

同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万四千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が六万三千円以上であるものを除く。）又は三十四万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が三十四万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。

（掛金に関する経過措置）

5　附則第三項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6　改正後の法律第百四十号附則第八項（法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）及びこの法律による改正後の法律第百四号附則第十一項の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百三十二万円」とあるのは、「四百八万円（昭和五十一年六月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあっては、三百七十二万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十二年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

7　当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の七及び第五条の規定は、昭和五十二年四月一日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る年金について準用する。

（政令への委任）

8　前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任　八項の「政令」＝なし
国家公務員共済組合法
附則　〔昭和五二年一二月一六日　法律第八六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附則

〔昭和五三年五月三一日　法律第五八号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法第八十八条の五第一項の改正規定及び第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定〔中略〕並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2　〔略〕

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法〔中略〕第八十八条の五第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔中略〕第十一条第二項から第七項まで、〔中略〕第二十二条第二項から第五項まで、第三十一条第二項から第六項まで、第三十一条の二〔中略〕の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附則

〔昭和五三年五月三一日　法律第六〇号、抄〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕第四条、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定及び附則第九項の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置）

3　第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（標準給与に関する経過措置）

4　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十三年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が六万七千円以上であるものを除く。）又は三十六万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が三十六万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準給与とする。

（掛金に関する経過措置）

6　附則第四項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十三年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

7　第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替えるものとする。

8　第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円（昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあっては、四百三十二万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十三年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

9　当分の間、改正後の年金額改定法第四条の八及び第五条の規定は、昭和五十三年四月一日（改正後の年金額改定法第五条の規定については、同年六月一日）以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る年金について準用する。

（政令への委任）

10　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任　一〇項の「政令」＝なし

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附則　〔昭和五四年一二月二八日　法律第七二号、抄〕

最近改正　昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇五号

（施行期日等）

第一条　この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第二条中国家公務員共済組合法〔中略〕第八十八条の五第一項の改正規定、〔中略〕第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、〔中略〕の規定並びに次項、附則第八条、〔中略〕第十六条、〔中略〕第二十二条〔中略〕の規定　公布の日

二　第二条中国家公務員共済組合法第七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の改正規定、同法第七十九条の二第三項から第七項までの改正規定（同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする部分に限る。）、同法第八十九条の改正規定、同法附則第十二条の次に六条を加える改正規定（同法附則第十二条の四から第十二条の六までに係る部分に限る。）並びに〔中略〕附則第三条の規定　昭和五十五年七月一日

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　〔略〕

二　〔前略〕改正後の法第八十八条の五第一項の規定、改正後の施行法第十一条第二項及び第六項、第二十二条第二項及び第五項、第三十一条第二項及び第四項〔中略〕の規定並びに附則第八条及び第十六条第一項の規定　昭和五十四年六月一日

三　〔前略〕改正後の施行法第十一条第四項及び第七項、第二十二条第三項、第三十一条第三項及び第五項〔中略〕の規定並びに附則第十六条第二項〔中略〕の規定　昭和五十四年十月一日

（退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置）

第二条　改正後の法附則第十二条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

2　改正後の施行法第十三条第二項、第二十三条第一項、〔中略〕第三十二条の三〔中略〕の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

見出…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置）

第三条　改正後の法第七十七条第二項及び第三項、第七十九条第一項、

第二項及び第六項、第八十九条並びに附則第十二条の四から第十二条の六まで〔中略〕の規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなった者について適用し、同日前に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなった者については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

（退職年金等の停止に関する経過措置）

第四条　改正後の法第七十七条第四項から第六項までの規定（改正後の法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに改正後の施行法第十七条の二〔中略〕、第十八条〔中略〕の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなった者について適用する。

本条…一部改正〔昭和五六年五月法律五五号・六〇年一二月一〇五号〕

（通算退職年金等に関する経過措置）

第五条　改正後の法第七十九条の二及び第九十二条の三の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2　施行日前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利の基礎となった組合員期間は、改正後の法第七十九条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

3　通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第八十条第三項の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされた給付を含む。）の支給を受けた者、障害年金を受ける権利を施行日以後において有する者となったことにより改正前の法第八十条の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十条の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となった組合員期間については、なお従前の例による。

二・三項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

（脱退一時金等に関する経過措置）

第六条　改正後の法第八十条の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二条の七の規定による特例死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となった組合員期間については、支給しない。

（退職一時金等に関する経過措置）

第七条　施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

二・三項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、二―四項…削除〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第八条　改正後の法第八十八条の五第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第十六条　改正後の施行法第十一条第二項及び第六項、第二十二条第二項及び第五項、第三十一条第二項及び第四項〔中略〕の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年

六月分以後適用する。

2　改正後の施行法第十一条第四項及び第七項、第二十二条第三項、第三十一条第三項及び第五項〔中略〕の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。

（退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置）

第十七条　改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二〔中略〕の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（政令への委任）

第二十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和五四年一二月二八日　法律第七四号、抄〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項、第四条の六第一項、第六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、第二条中私立学校教職員共済組合法第十七条第二項ただし書、第二十五条及び第四十八条の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定及び附則第十項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定は昭和五十四年六月一日から適用する。

（国家公務員共済組合法の準用に関する経過措置）

3　昭和五十五年一月一日から同年六月三十日までの間は、改正後の法第二十五条第一項中「附則第十二条の三から第十二条の七まで」とあるのは、「附則第十二条の三及び附則第十二条の七」とする。

（旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置）

4　改正後の年金額改定法第五条第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分

以後適用する。

（標準給与に関する経過措置）

5　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十四年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万八千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が六万七千五百円以上であるものを除く。）又は三十八万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が三十八万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

6　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

7　附則第五項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

8　第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

9　第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百六十八万円（昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあっては、四百五十六万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十四年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

10　改正後の年金額改定法第四条の九及び第五条の規定は、昭和五十四年四月一日から同年十一月三十日までの間に退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同年四月一日から同年五月三十

一日までの間に退職をした組合員に係る年金についての改正後の年金額改定法第五条第一項の規定の準用については、同項第一号中「六万円」とあるのは「四万八千円」と、同項第二号中「八万四千円」とあるのは「七万二千円」と、同項第三号中「四万八千円」とあるのは「三万六千円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

11　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置）

13　昭和五十五年一月一日前に退職した者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。

委任　一一項の「政令」＝なし

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法　**附則**　〔昭和五五年五月三一日　法律第七四号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

一～三　〔略〕

2　〔前略〕、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条の二、第二十四条の二第一項、〔中略〕並びに〔中略〕附則第四条〔中略〕の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

一項…一部改正〔昭和五五年一〇月法律八二号〕

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第四条　改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2　昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二中「七十万円」とあるのは「六十七万千六百円」とし、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と〔中略〕する。

一・二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律　**附則**　〔昭和五五年五月三一日　法律第七五号〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五条第一項第一号から第三号までの改正規定は昭和五十五年八月一日から、同条第一項の次に二項を加える改正規定は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日［昭和五五年一〇月三一日］から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十五年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が七万五百円以上であるものを除く。）又は三十九万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が三十九万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

5　附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6　改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百九十二万円」とあるのは、「四百六十八万円」と読み替えるものとする。

法律　私立学校教職員共済法　附則（昭五五）

（政令への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任　七項の「政令」＝なし

国家公務員共済組合法　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法　附則　〔昭和五五年一一月二六日　法律第八八号〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定〔中略〕並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

3　改正後の法の規定（改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く。）及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4　改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

健康保険法等の一部を改正する法律　附　則　〔昭和五五年一二月一〇日　法律第一〇八号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五六年二月政令一三号により、昭和五六・三・一から施行〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3　組合員又は組合員であつた者の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに関する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

二項…一部改正〔昭和五七年七月法律第六六号〕

国家公務員共済組合法　国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法

附則　〔昭和五六年五月三〇日　法律第五五号、抄〕

最近改正　昭和五七年七月一六日　法律第六六号

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十八条の五第一項、第八十八条の六〔中略〕の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定並びに附則第三条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の法第二条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第三条　改正後の法第八十八条の五第一項及び第八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2　昭和五十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日において国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定による加算が行われている遺族年金（その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）を受ける妻が、同日において改正後の法第八十八条の六に規定する政令で定める給付（その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、同条中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相当する金額の加算」として、同条の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第五条　改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2　昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万千八百円」とあるのは「五十五万二百円」と〔中略〕する。

一・二項…一部改正〔昭和五七年七月法律第六六号〕

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和五六年五月三〇日　法律第五六号〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十六年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万九千円である標準給与又は四十一万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十一万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。

5　附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6　改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任　七項の「政令」＝なし

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和五六年六月九日　法律第七三号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第十六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2　〔略〕

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

附　則　〔昭和五七年五月二五日　法律第五六号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　〔前略〕第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（附則第三条において「改正後の施行法」という。）の規定は同年五月一日から適用する。

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条　改正後の施行法の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2　〔略〕

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

障害に関する用語の整理に関する法律

附　則　〔昭和五七年七月一六日　法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和五七年七月二〇日　法律第六八号〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項第一号の規定は昭和五十七年四月一日から、同項第二号の規定は同年五月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十七年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円である標準給与、七万六千円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が七万五千五百円以上であるものを除く。）又は四十二万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十二万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十七年九月までの各月の標準給与とする。

5　附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6　改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年四月三十日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年五月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百二十八万円」とあるのは、「五百二十八万円（昭和五十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、五百四万円）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任　七項の「政令」＝なし

国民年金法の一部を改正する法律　**附　則**　〔昭和五七年八月一三日　法律第七九号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日〔中略〕から適用する。

（年金額の改定措置の特例）

第五条　法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付〔中略〕については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2　前項の規定による措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項〔中略〕の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4　第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

五　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額を改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

老人保健法　**附　則**　〔昭和五七年八月一七日　法律第八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和五七年一一月政令二九二号により、昭和五八・二・一から施行〕

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律　**附　則**　〔昭和五八年一二月三日　法律第八二号、抄〕

最近改正　平成八年六月一四日　法律第八二号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法　**附則**　〔昭和五九年五月二二日　法律第三五号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　〔略〕

（六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条　改正後の施行法の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

2　〔略〕

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和五九年五月二五日　法律第四三号〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項第二号の規定は昭和五十九年三月一日から、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び改正後の法律第百四十号附則第八項第一号の規定は同年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十九年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が八万円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が七万八千五百円以上であるものを除く。）又は四十四万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十四万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十九年九月までの各月の標準給与とする。

5　附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6　改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年二月二十九日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年三月分以後適用する。この場合におい

て、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百四十万円」とあるのは、「五百二十八万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任　七項の「政令」＝なし

国家公務員等共済組合法

附　則　〔昭和五九年八月一〇日　法律第七一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔昭和五九年八月一四日　法律第七七号、抄〕

最近改正　平成一四年八月二日　法律第一〇二号

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、〔中略〕附則第四十六条中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の改正規定〔中略〕は昭和六十年四月一日から〔中略〕施行する。

〔昭和五九年九月政令二六七号により、昭和五九・一〇・一から施行〕

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　国家公務員共済組合法第五十五条の三第二項第一号に規定する特定療養費の割合は、同号の規定にかかわらず、附則第四条第一項の厚生大臣の告示する日までの間は百分の九十とする。

2　附則第四条第一項及び前項の規定は、国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

3　施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の規定による高額療養費又は家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

4　改正後の法第六十六条第五項及び第六項の規定は、傷病手当金を受けるべき者であって、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について施行日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることができることとなったものについて適用する。

一・二項…一部改正〔平成六年六月法律五六号附則第二七条〕、見出・一―四項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

旧六四条…繰上〔平成一四年八月法律一〇二号〕

委任　「政令」＝なし

国民年金法等の一部を改正する法律**附　則**〔昭和六〇年五月一日　法律第三四号、抄〕

最近改正　平成九年五月九日　法律第四八号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日〔中略〕から施行する。〔後略〕

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条　国家公務員等共済組合法附則第十三条の三第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。

本条…一部改正〔昭和六〇年一二月法律第一〇五号〕

国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法**附則**〔昭和六〇年六月七日　法律第四九号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　〔前略〕第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条　改正後の施行法の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2　昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「二、六一八、八〇〇円」とあるのは「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律**附　則**〔昭和六〇年六月二五日　法律第七九号〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す

る法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和六十年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万七千円である標準給与又は四十五万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十五万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和六十年九月までの各月の標準給与とする。

5　附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6　改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百五十二万円」とあるのは、「五百四十万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法、国民年金法 **附則**〔昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇五号、抄〕

最近改正　令和二年六月五日　法律第四〇号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（用語の定義）

第二条　この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　新共済法　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法

をいう。

二　旧共済法　第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

三　新施行法　第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四　旧施行法　第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五　退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金　それぞれ旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六　旧共済法による年金　退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七　削除

八　退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金　それぞれ国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という。）の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九　共済法による年金　退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十　老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金　それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下附則第六十六条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

本条…一部改正（平成元年一二月法律九三号・六年一一月九八号・八年六月八二号・一一年一二月一六〇号・一六年六月一三〇号）

（施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置）

第三条　別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2　施行日前の組合員である間の通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五号）第七条第一項第三号の通勤又は国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）により病気にかかり、又は負傷し、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）により障害の状態にある者又は死亡した者に係る共済法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下附則第六十六条までにおいて「施行法」という。）の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。

二項…一部改正（平成八年六月法律八二号）

（短期給付に関する経過措置）

第四条

2　新共済法第六十六条の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなった場合における当該傷病手当金の支給及び当該傷病手当金と当該障害年金又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六条第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧共済法第六十六条第五項及び第六項の規定の例による。

（施行日前に退職した者に対する共済法の長期給付に関する規定の適用関係）

第五条　共済法及び施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの（施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となった者を除く。）であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であった期間を有しない者であるときは、この限りでない。

2　共済法及び施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3　共済法及び施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

見出・一―三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（旧共済法による年金の支給期月等）

第十条　共済法第七十三条第四項の規定は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「私学共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私学共済法」という。）による年金（私学共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「新昭和三十六年改正法」という。）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。以下同じ。）の支給期月については、旧私学共済法による年金について準用する。

見出…一部改正・二項…全部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一・二項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、二項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号・一六年六月一三〇号〕

（併給の調整の経過措置）

第十一条　共済法第七十四条第一項に定めるもののほか、共済法による

2　共済法第四十五条及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は、旧私学共済法による年金について準用する。

年金の受給権者が旧私学共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2　次の各号に掲げる旧私学共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一　退職年金、減額退職年金又は通算退職年金　障害共済年金若しくは遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（第十一章を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付で共済法による年金に相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、国民年金等改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下附則第六十六条までにおいて「新厚生年金保険法」という。）による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）若しくは新国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付並びに国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

二　障害年金　共済法による年金である給付又は他の法律に基づく共済組合が支給する地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である保険給付若しくは国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号において同じ。）を受けることができるとき。

三　遺族年金又は通算遺族年金　共済法による年金である給付又は他の法律に基づく共済組合が支給する地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けることができるとき。

3　共済法第七十四条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「この法

律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第百五号）附則第十一条第一項に規定する旧共済法による年金法律第二百四十五号）による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

4　退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が遺族共済年金又は地方公務員等共済組合が支給する組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金で遺族共済年金に相当するもの若しくは新厚生年金保険法による年金である保険給付で死亡を給付事由とするものの支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二分の一に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

5　退職共済年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各項、共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6　前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

7　障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、第二項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「相当するもの」とあるのは、「相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」とする。

三項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号〕、五項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一一三・五項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、二・四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二・四項…一部改正〔平成一三年七月法律一〇一号〕、五項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　五項の「政令」＝〔国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〕八条三項

（組合員期間等に関する経過措置）

第十二条　施行日前における次に掲げる期間は、共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（以下「組合員期間等」という。）に算入する。

一　国民年金等改正法附則第八条第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間（旧公企体組合員期間その他の組合員期間とみなされた期間及び

組合員期間に算入することとされた期間を含む。以下同じ。）以外の期間

二　国民年金等改正法附則第八条第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間

2　前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算に関し必要な事項その他組合員期間等の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任　二項の「政令」＝〔国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〕九条

（退職共済年金等の支給要件の特例）

第十四条　組合員期間等が二十五年未満である者（新昭和三十六年改正法共済法附則第十三条附則第十項及び第十一項（これらの規定を新昭和三十六年改正法附則第十八項に第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条（これらの規おいて準用する場合を含む。）並びに私立学校教職員共済組合法施行令等の一部定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年改正項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条

政令」という。）第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号。以下「新沖縄特別措置令」という。）第三十四条（新沖縄特別措置令第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」という。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、共済法第八十八条第一項第四号並びに附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2　組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で同日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号まで及び第二十号を除く。）のいずれかに該当するときは、共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

3　組合員期間等が二十五年未満である者（第一項の規定の適用を受ける者を除く。）で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、私学共済改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等旧施行法

の一部を改正する法律（以下「旧昭和三十六年改正法」という。）附則、昭和六十一年改正政令第三条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の

適用の特別措置等に関する政令（以下「旧沖縄特別措置令」という。）及び旧通則法（国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）をいう。次項において同じ。）の規定の例によるとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4　組合員期間等が十年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧昭和三十六年改正法附則、旧沖縄特別措置令及び旧施行法旧通則法の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、共済法第七十六条、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者でないものとみなす。

5　前項に定めるもののほか、大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金又は遺族共済年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

一―四項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号・八年六月八二号〕、一・二項…一部改正〔平成一二年三月法律一二号〕、一―四項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕

委任　五項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令二四条

（退職共済年金の額の一般的特例）

第十五条　附則別表第二の第一欄に掲げる者又はその遺族について共済法第七十七条第一項及び第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項並びに共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・〇九六」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・五四八」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

2　附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族について共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三の規定を適用する場合（当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が共済法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限る。）においては、共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三中「千分の二・四六六」とあるのは、「千分の二・四六六（その組合員又は組合員であった者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」とする。

3　退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める

年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて共済法第七十七条第一項及び第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、第一項の規定にかかわらず、共済法第七十七条第一項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第三項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の七・三〇八」と、共済法第七十七条第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の〇・三六五」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・一八三」とする。

一・三項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一―三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号・一二年三月二一号・一六年六月一三〇号〕

委任　三項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉一二条

（退職共済年金の額の経過的加算）

第十六条　退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るもの及び共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一　千六百二十八円に新国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た金額

二　新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額

イ　組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ　附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2　附則別表第二の第一欄に掲げる者（施行日に六十歳以上である者等を除く。）に対する前項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二

項第一号（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「とする。）」とあるのは、「とする。）に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

3　前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額にその率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）までの間を一定の割合で逓減するように定められるものとする。

4　施行日に六十歳以上である者等に係る共済法第七十六条の規定による退職共済年金の額の算定については、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、三千五十三円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額を加算した金額とする。

5　施行日に六十歳以上である者等に対する共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「千六百二十八円」とあるのは、「三千五十三円」とする。

6　特例受給資格を有する者に対する第一項第一号又は第四項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。

7・8　〔略〕

9　第一項の規定により退職共済年金の額が算定されている者については、共済法第七十八条の二第四項中「金額に」とあるのは、「金額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により加算されることとなる金額を加算した金額に」とする。

一―三項…一部改正・四項…削除・旧五―八項…一部改正し一項ずつ繰上〔平成元年一二月法律九三号〕、一―五項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一―五・七項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一―五項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕、一―五項…一部改正、一項…一部改正、八項…追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕、八項…追加・旧八項…九項に繰下〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　一項二号イの「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉一三条一項、二項で読み替えた「政令」＝同一三条二項

（退職共済年金の加給年金額等の特例）

第十七条　退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、共済法第七十八条第一項並びに第八十三条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）附則第二条第三項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、共済法第七十八条第四項第四号（共済法第八十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2　退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、共済法第七十八条第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に定める金額に、当該各号に定める金額に新国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

一　昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者　三万三千二百円

二　昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者　六万六千三百円

三　昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者　九万九千五百円

四　昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者　十三万二千六百円

五　昭和十八年四月二日以後に生まれた者　十六万五千八百円

3　〔略〕

二項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号・六年一一月九八号〕、一・二項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、二項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号・一六年六月一三〇号〕、一項…一部改正〔平成二二年四月法律二七号〕、三項…追加〔平成二四年八月法律六三号〕

（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第十八条　組合員期間が二十年未満である者（特例受給資格を有する者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号。附則第四十五条第三項において「昭和五十四年法律第七十二号」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。附則第六十二条第一項において「昭和五十四年改正前の共済法」という。）第八十条第三項の規定による退職一時金又は（旧昭和三十六年改正法による）昭和四十二年度以後における改正前の旧私学共済法の規定による退職一時金（旧昭和三十六年改正法による公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金改正前の旧私学共済法第二十五条の三第二項の規定による退職一時金を除く。）の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正

前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号。附則第六十二条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となった組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、共済法附則第十二条の十二第一項及び第十二条の十三第十二条の十三並びに新昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十四条第三項及び第十五条第三項の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例）

第十九条　退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となった組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上であるときは、共済法附則第十二条の四の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となっている組合員期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3　退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数が四百八十月以上であるときは、共済法附則第十二条の四の二第二項第一号（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十二条の七の五の規定並びに附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、共済法附則第十二条の四の二第二項第一号並びに第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数を控除して得た月数をもって、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

4　退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、共済法第七十八条の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

二項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号〕、二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三項…四項に繰下〔平成六年一一月法律九八号〕、二―四項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、二項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕、三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例）

第二十条　施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないものが退職共済年金の支給を受けることとなったときは、通算退職年金は支給しない。

2　前項の規定により支給しないこととされた通算退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。）より少ないときは、その額に相当する額をもって、当該退職共済年金の額とする。

3　前項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

4　第一項に規定する者で退職共済年金の支給を受けるものが施行日前に二回以上の退職をした者である場合における前各項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上・旧五項…四項に繰上〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉一五条一項、四項の「政令」＝同一五条二項

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例）

第二十一条　退職共済年金の受給権者が、施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、次の各号に掲げる者である場合における当該退職共済年金の額については、共済法第七十七条（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）及び第七十八条並びに附則第十二条の四の二第二項及び第三項（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに新沖縄特別措置令第三十五条　施行法第十一条　の規定並びに附則第十五条から前条までの規定により算定した額が当該各号に定める額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、当該各号に定める額をもって、当該退職共済年金の額とする。

一　施行日の前日において退職したとしたならば、退職年金を受ける

権利を有することができた者　その者が同日において退職したものとみなして、旧私学共済法、旧昭和三十六年改正法附則、私学共済改正法第三条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「旧昭和四十八年改正法」という。）附則及び旧沖縄特別措置令の規定により算定するものとした場合の当該退職年金の額に相当する額

二　施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者　その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで又は附則第十三条の十六の規定により改定するものとした場合の退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額と当該改定前の額との差額に相当する額

2～6　〔略〕

7　前各項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

一項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一・二項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧三項…一部改正し二項に繰上〔平成一六年六月法律一三〇号〕、二一六項…追加・旧二項…一部改正し七項に繰下〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　一項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉一六条一項

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一条の二　共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（当該退職共済年金に係る共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る共済法附則第十二条の四の四並びに第十二条の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、共済法附則第十二条の四の四中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額（附則第十二条の七の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）」と、共済法附則第十二条の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額」とする。

2　附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算さ

れた退職共済年金に係る共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項の規定の適用については、共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と、同項第一号中「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、共済法第八十条第一項中「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

本条…追加〔平成六年一一月法律九八号〕、一部改正〔平成八年六月法律八二号〕・二項…追加〔平成一二年三月法律二一号〕、一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（退職共済年金の支給の繰下げの経過措置）

第二十一条の三　退職共済年金について、共済法第七十八条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項ただし書中「、障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「、障害共済年金若しくは遺族共済年金、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下この項において「私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）若しくは同条第十号に規定する国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。以下この条において「旧私学共済法等による年金」という。）」と、「において障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「において障害共済年金若しくは遺族共済年金、旧私学共済法等による年金」と、同条第二項中「遺族共済年金」とあるのは「遺族共済年金、旧私学共済法等による年金」とする。

本条…追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）

第二十二条　附則第十九条から前条までに定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十条の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法の退職共済年金に関する規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号・一二年三月二一号〕

委任　「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行

（障害共済年金の支給要件の特例）

第二十三条　共済法第八十一条第三項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下附則第六十六条までにおいて「旧国民年金法」という。）による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い等）

第二十四条　共済法第八十二条第四項及び第八十五条第一項の規定は、障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金（その障害の程度が共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。次項において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

一・二項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任　一項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉二〇条一項、二項第一の「政令」＝同二〇条二項、二項第二の「政令」＝同二〇条三項―五項

（障害一時金に関する経過措置）

第二十五条　新共済法第八十七条の五の規定は、施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

2　共済法第八十七条の六の規定の適用については、旧私学共済法による旧共済法による年金は、共済法による年金とみなす。

3　前項の規定により共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について共済法第八十七条の六の規定を適用する場合においては、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号」と、「障害共済年金」とあるのは「同法の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。）」とする。

三項…追加〔平成六年一一月法律九八号〕、二・三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金等の特例）

第二十六条　施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任　「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉一九条・二一条―二三条

（遺族共済年金の支給要件の特例）

第二十七条　施行日前に退職した者に対する共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、共済法第八十八条第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害共済年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（次号において「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。）」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）」とする。

2　前項に定めるもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕
委任　二項の「政令」＝なし

（遺族共済年金の加算の特例）

第二十八条　共済法第九十条に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であって附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち共済法第八十九条第一項第一号イ(1)又はロ(1)に掲げる金額（同条第二項第一号イに掲げる同条第一項第一号の規定の例により算定した金額を含む。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一　共済法第九十条に規定する加算額

二　新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

2　〔略〕

3　共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であって附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を第一項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

4　共済法第九十三条第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

5　第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、障害基礎年金若しくは旧国民年金法による障害年金又は国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金

遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたもの

の支給を

遺族厚生年金

合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による遺族共済年金のうち、第一項若しくは地方公務員等共済組

受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号〕、一―三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一・四項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕、二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三・四項…一項ずつ繰下〔平成二四年八月法律六三号〕

第二十九条　配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合員又は組合員であった者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であって、当該組合員又は組合員であった者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、共済法第八十九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2　子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であった者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、共済法第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3　〔略〕

4　新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について準用する。

5　共済法第九十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは「配偶者に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6　第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済法第九十三条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であった者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるとき」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

7　第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるもの及び共済法第九十三条の二第一項第五号の規定の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

一・二・四―六項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、六項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕、三項…追加・旧三・五項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四・六項…一項ずつ繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、

一・五項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕

委任　七項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉二五条

（退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例）

第三十条　退職年金又は減額退職年金の受給権者（特例退職年金（旧共済法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。）で組合員期間が二十年未満のものが施行日以後に死亡した場合における共済法第八十九条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第一号ロ(2)中「次のⅰ又はⅱに掲げる者の区分に応じ、それぞれⅰ又はⅱに定める」とあるのは「ⅰに定める」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

2　退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、共済法第八十九条及び第九十条並びに新沖縄特別措置令第三十五条の三施行法第十三条の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき遺族年金の額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額から、当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、その額をもって、当該遺族共済年金の額とする。

3　前二項に定めるもののほか、前項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

一―三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕・一項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉二六条一項、三項の「政令」＝同二六条二項―七項

（退職年金の額の改定）

第三十五条　退職年金（特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が当該退職年金の額の算定の基礎となっている俸給年額（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額又は公企体基礎俸給年額に附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「俸給年額改定率」という。）を乗じて得た額をいい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものである場合には、これらの額に、政令で定め

る額に当該俸給年額改定率を乗じて得た額を加えた額とする。以下同じ。）の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは当該百分の六十八・〇七五に相当する金額とする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ　当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年以下である場合　七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ　当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超える場合　イに定める金額に当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

二　当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額

2　退職年金で旧共済法第七十八条第二項から第四項までの規定によりその額が改定されたもの又は改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条第七項の規定によりその額が算定されたものについては、前項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、旧共済法第七十八条第三項及び第四項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

3　前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

4　第一項に規定する俸給年額改定率は、共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号・六年一一月九八号・一二年三月二一号〕、一項…一部改正・四項…追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　一項第一の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉三四条、一項第二の「政令」＝同三五条、一項第三の「政令」＝同三六条、二項の「政令」＝同三八条、四項の「政令」＝〈令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令〉

（退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第三十六条　退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各

号に定める金額に共済法第七十八条の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一　その者の総報酬月額相当額（共済法第七十九条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額をいう。次号及び附則第四十四条第一項において同じ。）と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎として共済法附則第十二条の四の二第二項並びに新沖縄特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条及び附則第十五条施行法第十一条の規定並びに附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が共済法第七十九条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合　在職中支給基本額に相当する金額

二　その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合　在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ　基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が共済法第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整変更額」という。）以下である場合　その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ　基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合　停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ　基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合　その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ　基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合　その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

2　退職年金の受給権者が退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間を基礎として共済法第七十八条、附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに第十三条の九並びに新沖縄特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条並びに附則第十五条及び第十七条施行法第十一条の規定並びに附則第九条、第十五条及び第十七条の規定の例により算定した額に改定する。

3　前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の退職年金の額とする。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号〕、一項…全部改正・二項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一・二項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕、一・二項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（減額退職年金の額の改定）

第三十七条　減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該減額退職年金の施行日の前日における額を当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の施行日の前日における額で除して得た割合を、当該退職年金を支給していたとしたならば附則第三十五条の規定により改定すべきこととなる当該退職年金の額に乗じて得た額に改定する。

2　附則第三十五条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

（減額退職年金の支給開始年齢の特例）

第三十八条　退職年金の受給権者が、施行日から六月を経過する日以後に、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出た場合において、その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該減額退職年金は、当該各号に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後でその者の希望する月から支給する。

一　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者（旧共済法附則第十二条の五第二項及び第十三条の十第一項に規定する政令で定める者に該当した者並びに旧公企体共済法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者に該当した者を除く。以下この項において同じ。）で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの　五十三歳

二　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの　五十四歳

三　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの　五十五歳

2　前項第三号に掲げる者（昭和十五年七月一日以前に生まれた者を除く。）に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて得た金額を減じた金額とする。

一項…一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号・平成八年六月八二号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉四〇条

（減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第三十九条　附則第三十六条の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合においては、同条第一項中「算定した金額」とあるのは「算定した金額（当該減額退職年金の支給が開始

されていたものであるときは、その算定した金額から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める金額を控除した金額）と、同条第二項中「算定した額」とあるのは「算定した額（当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額）」と読み替えるものとする。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任　後段で読み替えた第一の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉四一条一項、後段で読み替えた第二の「政令」＝同四一条二項

（通算退職年金等の額の改定）

第四十条　通算退職年金（特例退職年金を含む。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となった組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一　七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二　俸給年額の十二分の一の額の千分の九・五に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2　前項の規定により改定すべき通算退職年金で旧共済法第七十九条の二第五項（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に該当するものについては、旧共済法第七十九条の二第五項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により改定した額の合算額をもって、当該通算退職年金の額とする。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号・六年一一月九八号・一二年三月二一号・一六年六月一三〇号〕

（障害年金の特例支給）

第四十一条　施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員であるもの（障害年金の受給権者を除く。）で施行日の前日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することとなるものには、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法並びに旧沖縄特別措置令の障害年金に障害年金に関する規定の例により、障害年金を支給する。この場合においては、次条から附則第四十四条までの規定を適用する。

2　施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、障害年金の支給が旧共済法第八十五条第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されることとなるものについては、同日において当該障害年金の額を改定する。

（障害年金の額の改定）

第四十二条　旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金（以下「公務による障害年金」という。）の額については、施行日の

属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度（以下「旧共済法の障害等級」という。）の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。）に相当する額に俸給年額の百分の九・五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）に相当する額を加えた金額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額を超えるときは、俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額とする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ　当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合　七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ　当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超える場合　イに定める金額に当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

二　組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額

2　旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。）に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一　組合員期間の年数が十年以下である場合　七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）に俸給年額の百分の十九に相当する金額を加算して得た金額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二　組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合　障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た金額

三　組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合　組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する金額を加算して得た金額

四　組合員期間の年数が三十五年を超える場合　組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額を加算して得た金額

3　前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額（前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。）より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

4　前三項に定めるもののほか、障害年金の基礎となつた障害が二以上ある場合における障害年金の額の改定の特例、旧共済法第八十五条第二項から第八項までの規定によりその額が改定された障害年金の額の改定の特例その他の障害年金の額の改定に関し必要な事項は、政令で定める。

一・二項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号・六年一一月九八号・一二年三月二一号・一六年六月一三〇号〕

委任　一項ただし書の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉四二条一項―三項、二項で準用する一項ただし書の「政令」＝同四二条四項、四項の「政令」＝同五四条

（障害の程度が変わった場合の年金額の改定等）

第四十三条　障害年金を受ける権利を有する者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級に応じて、その障害年金の額を改定する。

2　障害年金を受ける権利は、障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三　旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

見出…一部改正・二項…追加〔平成六年一一月法律九八号〕

（障害年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第四十四条　障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金が旧共済法

の障害等級の一級又は二級に該当するときは、当該金額に共済法第八十三条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一　その者の総報酬月額相当額と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎として共済法第八十二条第一項第一号及び新沖縄特別措置令第三十五条の二並びに私学共済改正法附則第四条の規定の例により算定した金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合　在職中支給基本額に相当する金額

二　その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合　在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ　基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合　その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ　基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合　停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に、その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ　基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合　その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ　基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合　その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

2　障害年金の受給権者が退職したときは、旧共済法第八十五条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号〕、全部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一部改正〔平成八年六月法律八二号・一二年三月二一号・一六年六月一三〇号〕

（厚生年金保険の被保険者等である間における支給停止）

第四十五条　退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等（次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）である場合において、その者の同条第一項に規定する総収入月額相当額（以下この条において「総収入月額相当額」という。）とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗

じて得た額とする。以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が共済法第八十条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）を超えるときは、当該停止対象年金額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該停止対象年金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該停止対象年金額に相当する金額を限度とする。

2　国家公務員共済組合連合会は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、共済法第八十条第二項に規定する年金保険者等に対し、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一項…一部改正・全部改正・二・三項…削除・旧四項…一部改正し二項に繰上〔平成一二年三月法律二一号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　三項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉四四条

（遺族年金の額の改定）

第四十六条　遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条及び次条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一　公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。）　七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）に俸給年額の百分の十九に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間（当該遺族年金の基礎となった組合員期間に限る。以下この項において同じ。）が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額を加えた金額）

二　旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。）　当該遺族年金に係る組合員であった者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかった者については、減額退職年金若しくは障害年金を

支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三　旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。）　遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四　旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金　遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2　旧共済法第二条第三項及び第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満で」とあるのは、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4　旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5　前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項第一号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した同法第二十七条本文に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と、同項第二号中「二十一万円」とあるのは「二十六万二千百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとするほか、第二項及び前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三並びに第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定の適用について必要な技術的読替えその他こ

れらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　前各項の規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額とする。

7　共済法第八十九条第五項の規定は、遺族年金について準用する。

一・五項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号〕、一・二・五項…一部改正〔平成六年一一月法律九八号〕、一・三・五項…一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕、一・五項…一部改正・七項…追加・一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　三項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉四五条、五項の「政令」＝同四六条一項・四七条

（遺族年金の失権）

第四十六条の二　旧共済法第九十一条の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、同条第五号中「十八歳に達した」とあるのは、「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成六年一一月法律九八号〕

（通算遺族年金等の額の改定）

第四十七条　通算遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を含む。）については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第四十条の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

（離婚等をした場合における特例）

第五十条　退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から共済法第九十三条の十二までの規定に準じて、政令で定める。

本条…削除・追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（更新組合員等であった者の退職年金等の額の改定の特例）

第五十二条　退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年未満の更新加入者等（新昭和三十六年改正法附則第四項第五号に規定する更新加入者及び新昭和三十六年改正法附則第十八項各号に掲げる者並びに新沖縄特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖縄特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）であった場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるものとして算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。

2　退職年金又は減額退職年金の受給権者が新沖縄特別措置令第三十五条第一項に規定する控除期間等の期間を有する更新加入者等（以下「控除期間」という。）を有する更新組合員等であつた者である場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第

一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額は、同項各号の規定にかかわらず、その金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となった組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3　前項の場合において、同項に規定する更新加入者等更新組合員等であった者の同項に規定する組合員期間の年数が三十五年を超えるときは、同項中「控除期間控除期間等の期間の年数」とあるのは、「控除期間控除期間等の期間の年数（同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三十五年を超える部分の年数を除き、同項第二号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）」とする。

4　退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する更新加入者等更新組合員等であった者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合において、旧昭和三十六年改正法附則第八項の規定旧施行法第十一条の規定（他の法令においてその例によることとされる同条の規定を含む。以下この条において同じ。）がなおその効力を有していたとしたならば当該退職年金旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定により当該退職年金又は減額退職年金の額が改定されるものであり、かつ、その達した日の属する月においてその者が支給を受けている退職年金又は減額退職年金の額が施行日の前日において改定旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定による改定をするものとした場合における当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額に相当する額に改定する。

四項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（更新組合員等であった者の退職年金の支給停止の特例）

第五十三条

2　旧昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧長期組合員であった旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間を有する更新加入者等更新組合員等であった者が受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七条第二項及び旧旧昭和三十六年改正法附則第十二項の規定にかかわらず、その額に旧昭和三旧施行法施行法第十六条十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧長期組合員であった期間（恩給財団第七条第一項第二号から第四号までの期間の年数における従前の例による者であった期間（旧昭和三十六年改正法附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者であった期間をいう。以下同じ。）を除く。）の年数を当該年金の額の算定の基礎となった組合員期間

の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分について
に限り、は、その者が五十歳に達した日以後は支給の停止を行わず、当該年金の額に恩給
その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、財団の従前の例による者であつた期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分については、その者が四十五歳に達するまでは当該相当する部分の十分の三の支給の停止を行い、その者が四十五歳に達した日以後は当該相当する部分の支給の停止は行わない。

3　前二項の規定により支給の停止を行わないこととされた退職年金の額が、その者が施行日の前日において、旧昭和三十六年改正法附則第十二条旧施行法第十五条又は第十六項の規定により現に支給を受けていた退職年金の額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、その現に支給を受けていた額をもつて、これらの規定により支給の停止を行わないこととされる退職年金の額とする。

四項…削除〔平成八年六月法律八二号〕、三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（更新組合員等であつた者の障害年金の額の改定の特例）

第五十四条　附則第五十二条第四項の規定は、障害年金を受ける権利を有する更新加入者等更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一条の規定」とあるのは「旧施行法第二十二条の規定」と、「旧施行法第十一条第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第二十二条第五項において準用する旧施行法第十一条第六項又は第七項」と読み替えるものとする。

（更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の額の改定の特例）

第五十五条　附則第五十二条第四項の規定は、更新加入者等更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の受給権者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合（妻である配偶者、子又は孫が七十歳又は六十歳に達した場合を除く。）について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一条の規定」とあるのは「旧施行法第三十一条の規定」と、「旧施行法第十一条第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第三十一条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において、遺族年金の受給権者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する附則第五十二条第四項の規定を適用するものとする。

（更新組合員等であつた者の退職年金等の額の自動改定の特例）

第五十七条　更新加入者等更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるものに係る附則第三十五条第

三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）又は第四十二条第三項の規定（以下この項において「従前額保障の規定」という。）の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に俸給年額改定率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額）とする。

二　旧昭和三十六年改正法附則第八項第一号に掲げる期間（旧昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員期間とみなされた期間で昭和三十七年一月の期間と合算して一日前の期間及び私学共済改正法附則第十五条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第九十六条第二項の規定により組合員期間とみなされた期間を含む。）で二十年を超えるもののその超える期間　その年数一年につき旧法の俸給年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となった旧施行法第二条第一項第十八号に規定する旧法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十四条第二項第二号の規定により当該旧法の俸給年額とみなされたものを含む。）の三百分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）に相当する金額

2　前項の規定は、更新加入者等（更新組合員等であった者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となった組合員期間のうちに前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3　前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号・六年一一月九八号・一二年三月二一号〕、一・二項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任　一項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉五六条の二

（脱退一時金等に関する経過措置）

第六十一条　施行日前に組合員であった期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき、若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後に

退職したとき、又は施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧共済法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなる脱退一時金又は特例死亡一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。

（退職一時金等の返還）

第六十二条　退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であった者がこれらの年金の額の算定の基礎となっている組合員期間につき次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、これらの年金の受給権者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する金額を加えた金額（以下この条において「支給額等」という。）を施行日から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員等共済組合連合会（これらの年金が新共済法第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合から支給されるものであるときは、当該適用法人の組合。以下「連合会等」という。）に返還しなければならない。

一　昭和五十四年改正前の共済法の規定による退職一時金及び返還一時金（これらの一時金とみなされた給付を含む。）

2　前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をその者が受ける当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し出ることができる。

3　前項の申出があった場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもって、当該年金の額とする。

4　第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5　第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にこれらの年金の支給を受けた期間の月数（その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月）を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額」とする。

6　前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号〕

委任　四項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉六五条一項、六項の「政令」＝同六五条二項―五項

（一時恩給等の返還）

第六十三条

2　〔略〕

3　前条の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつている組合員期間につき旧法（新昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧法をいう。）の規定による退職一時金の支給を受けた者である場合について準用する。

旧法等（施行法第二条第二号の二旧法等をいう。）

三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任　三項で準用する前条四・六項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉六五条一項―三項・五項

（昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条　前条の規定による改正前の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条第二項又は第四項の規定によりその例によることとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「昭和五十四年改正前の共済法」という。）の規定による返還一時金又は死亡一時金で、昭和五十四年改正前の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後に退職したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の共済法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなるものについては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。

附則別表第一（附則第十四条関係）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二（附則第十五条、附則第十六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の七・三〇八	千分の〇・三六五	千分の〇・一八三
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二〇五	千分の〇・四二四	千分の〇・二一二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・一〇三	千分の〇・四八二	千分の〇・二四二
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・〇〇一	千分の〇・五三四	千分の〇・二七一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八九八	千分の〇・五八五	千分の〇・二九二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八〇四	千分の〇・六二八	千分の〇・三一五
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・七〇二	千分の〇・六七二	千分の〇・三三六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・六〇六	千分の〇・七一六	千分の〇・三五八
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・五一二	千分の〇・七五三	千分の〇・三八〇
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・四二四	千分の〇・七九七	千分の〇・四〇二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・三二八	千分の〇・八二六	千分の〇・四一七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・二四一	千分の〇・八六二	千分の〇・四三二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・一四六	千分の〇・八九二	千分の〇・四四六
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・〇五八	千分の〇・九二八	千分の〇・四六八
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・九七八	千分の〇・九五〇	千分の〇・四七五

昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八九〇	千分の〇・九七九	千分の〇・四九〇	
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八〇二	千分の一・〇〇八	千分の〇・五〇五	
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・七二二	千分の一・〇三一	千分の〇・五一九	
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・六四二	千分の一・〇五二	千分の〇・五二六	
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・五六二	千分の一・〇七五	千分の〇・五四一	

本表…一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕

附則別表第三（附則第十六条関係）

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三百月
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二月
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四月
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六月
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八月
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十月
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二月
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四月
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六月
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八月
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十月
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二月
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四月
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六月
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八月
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十月

附則別表第四（附則第二十八条関係）

昭和二年四月一日以前に生まれた者	○
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二

昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二

昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

附則別表第五（附則第三十五条、附則第五十七条関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

本附則別表…追加〔平成一二年三月法律二一号〕、全部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則

〔昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇六号、抄〕

最近改正　平成二四年一一月二六日　法律第九八号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（組合員期間の計算に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十七条の規定は、私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下単に「組合員」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に組合員の資格を喪失した場合（同条第二項については、組合員の資格を取得した場合。以下この条において同じ。）における組合員期間の計算について適用し、施行日前に組合員の資格を喪失した場合における組合員期間の計算については、なお従前の例による。

（標準給与に関する経過措置）

第三条　施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四十六万

円である者（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十六万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（施行日前の期間を有する加入者の平均標準給与月額）

第四条　施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、第一号に掲げる額に、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額をもって、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

一　その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているものの各月における標準給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であった者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に対する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二　その者の施行日前の組合員期間のうち政令で定める期間に係る各月の標準給与の月額にそれぞれ当該期間における全組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準給与の月額を平均した額に対する当該政令で定める期間のうちの最後の期間における全組合員の標準給与の月額を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額の総額を当該政令で定める期間内のその者の組合員期間の月数で除して得た額

2　施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合においては、その

者の当該退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつた者にあつては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつている旧平均標準給与月額（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額を、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第三項の政令で定めるところにより改定した額を参酌して政令で定めるところにより改定した額とする。）に、組合員の退職前一年間における標準給与の月額の平均額に対する退職前五年間における標準給与の月額の平均額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率及び前項第一号の政令で定める比率を乗じて得た額に、その者の当該退職に係る組合員期間ごとの前項第二号に掲げる額を当該乗じて得た額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額をもつて、その者の当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

3　前二項に定めるもののほか、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四項第二号に規定する者であつた期間を有する者等に係る平均標準給与月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

見出・一項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月法律二三号〕

委任　一項一号第一の「政令」＝〈本法施行令の一部を改正する政令〉〔昭和六一年三月政令六六号〕附則二項、一項一号第二の「政令」＝同附則三項、一項一号第三の「政令」＝同附則四項、一項二号の「政令」＝同附則五項、二項第一の「政令」＝同附則六項、二項第二の「政令」＝同附則七項、二項第三の「政令」＝同附則八項、三項の「政令」＝同附則九項―一二項

（給付の非課税に関する経過措置）

第五条　施行日以後において支給を受ける従前の例によることとされた日本私立学校振興・共済事業団（次条において「事業団」という。）の給付に対する租税その他の公課については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（国の補助の特例）

第六条　国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年

法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一　昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額

二　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一

2　国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、事業団に交付しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月法律二三号・二四年八月六三号・一一月九八号〕

委任　一項一号第一の「政令」＝〈本法施行令の一部を改正する等の政令〉〔昭和六一年三月政令六六号〕附則一三項、一項一号第二の「政令」＝同附則一八項、一項二号の「政令」＝同附則一九項、二項の「政令」＝同附則二二項

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

委任　「政令」＝〈本法施行令等の一部を改正する等の政令〉〔昭和六一年三月政令六六号〕附則

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法　**附則**　〔昭和六〇年一二月二七日　法律第一〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

日本国有鉄道改革法等施行法　**附　則**　〔昭和六一年一二月四日　法律第九三号、抄〕

最近改正　平成八年六月一四日　法律第八二号

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員等共済組合法　**附則**　〔昭和六二年九月二五日　法律第九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　次に掲げる規定　昭和六十三年一月一日

イ～ニ　〔略〕

ホ　附則第五十二条、第五十三条及び第五十五条から第五十七条までの規定

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法

附　則　〔平成元年一二月二二日　法律第八七号、抄〕

最近改正　平成八年六月一四日　法律第八二号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二年四月一日から施行する。

国家公務員等共済組合法

附　則　〔平成元年一二月二七日　法律第九三号、抄〕

最近改正　平成八年六月一四日　法律第八二号

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　第一条中国家公務員等共済組合法第七十三条第四項の改正規定　平成二年二月一日

三　〔略〕

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十二条の二第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項並びに附則第十三条の九の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十三条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第二十八条第一項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条第一項並びに附則第五十七条第一項の規定　平成元年四月一日

二　改正後の法第七十九条第二項及び第八十七条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項及び附則第四十四条第一項の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（出産手当金に関する経過措置）

第三条　出産の日が施行日の前四十二日以前の日である組合の組合員及び組合員であった者については、改正後の法第六十七条第一項の規定は、適用しない。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第四条　平成元年三月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）の額については、なお従前の例による。

2　改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じ

た法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

旧九条…繰上〔平成八年六月法律八二号〕

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

附　則　〔平成元年一二月二七日　法律第九四号〕

最近改正　平成一二年三月三一日　法律第二三号

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十五項を附則第三十四項とし、附則第二十四項の次に九項を加える改正規定（附則第二十九項から第三十三項までに係る部分に限る。）並びに附則第八項及び第九項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）附則第二十八項の規定は平成元年四月一日から、改正後の法第二十二条第一項及び附則第二十五項から第二十七項までの規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日から適用する。

（役員の任命に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の法第九条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

4　前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、改正後の法第九条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

（標準給与に関する経過措置）

5　施行日前に組合員であった者の施行日の属する月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

6　前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

7　附則第五項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（長期給付に関する規定の適用の特例に関する経過措置）

8　平成二年四月一日において六十五歳に達している者に対する改正後の法附則第二十九項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「六十五歳に達した日の前日」とあるのは、「平成二年三月三十一日」とする。

九項…削除〔平成一二年三月法律一二三号〕

老人保健法等の一部を改正する法律**附　則**〔平成三年一〇月四日　法律第八九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年一月一日から施行する。〔後略〕

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律**附　則**〔平成三年一二月二四日　法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年四月一日から施行する。

国家公務員等共済組合法**附則**〔平成四年三月三一日　法律第七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年四月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第六十七条第一項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

健康保険法等の一部を改正する法律**附　則**〔平成六年六月二九日　法律第五六号、抄〕

最近改正　平成九年六月二〇日　法律第九四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成六年十月一日から施行する。〔後略〕

一～三　〔略〕

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国家公務員等共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

2　附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける組合員又は組合員であった者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。）が、附則第四条第一項に規定する付添看護（附則第四条第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護に限る。）を受けたときは、同項に規定する厚生省令で定める日までの間、当該付添看護を国家公務員共済組合法第五十六条第一項に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

3　前項の規定は、国家公務員共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4　施行日前に入院していた組合員又は組合員であった者であって、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

5　出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者のこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の育児手当金については、なお従前の例による。

二―五項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四・五項…削除・旧六・七項…二項ずつ繰上〔平成九年六月法律九四号〕

（罰則に関する経過措置）

第六十五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　〔略〕

（検討）

第六十六条　医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法

附則　〔平成六年一一月一六日　法律第九八号、抄〕

最近改正　平成一六年六月二三日　法律第一三〇号

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国家公務員等共済組合法第四十二条第一項及び同項の表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二　第一条中国家公務員等共済組合法第百二十九条及び第百三十条の改正規定並びに附則第十二条の規定　この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第二条の規定（次号に掲げる規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定及び第七条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の改正規定（「附則第十二条の四第二項」を「附則第十二条の四の二第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第六条第四項、第七条、第十一条及び第十四条の規定

平成七年四月一日

四　第二条中国家公務員共済組合法附則第十二条の八の次に二条を加える改正規定及び附則第九条の規定　平成十年四月一日

2　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第七十二条の二第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項、附則第十三条第一項並びに附則第十三条の九の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項及び別表の規定、第五条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項から第五項まで、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条並びに附則第五十七条第一項の規定並びに第七条の規定（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の改正規定（「附則第十二条の四第二項」を「附則第十二条の四の二第三項」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の規定並びに附則第六条第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。

一項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（改正前の退職共済年金の取扱い）

第四条　この法律の施行（附則第一条第一項第三号の規定による施行をいう。次項及び附則第七条において同じ。）の際現に第二条の規定による改正前の法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法（以下「改正共済法」という。）第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第五条　平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私学共済法」という。）による年金（私立学校教職員共済附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。）第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「新昭和三十六年私学共済改正法」という。）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。以下同じ。）

の額については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第六条　昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四第一項第一号の規定及び新昭和三十六年私学共済改正法附則第十項並びに第一条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月（昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあっては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあっては四百三十二月）」とする。

二―四項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、削除〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧私学共済法による退職年金及び障害年金旧共済法による退職年金及び障害年金（昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受ける権利を有する者（法による退職共済年金及び旧私学共済法による退職年金を旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者にあっては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。）については、国家公務員共済組合法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二条の規定による改正前の法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定が平成七年四月一日以後も適用されたものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額（以下この条において「旧停止解除額」という。）より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（障害共済年金の支給に関する経過措置）

第八条　施行日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者（施行日において当該障害共済年金を受ける権利を有する

者を除く。）が、当該障害共済年金の給付事由となった傷病により、施行日において国家公務員共済組合法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあっては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2　施行日前に旧私学共済法による障害年金旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者（施行日において当該旧私学共済法による障害年金旧共済法による障害年金を受ける権利を有する者を除く。）が、当該旧私学共済法による障害年金旧共済法による障害年金の給付事由となった傷病により、施行日において障害状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあっては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、国家公務員共済組合法第八十一条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3　前二項の請求があったときは、国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

一―三項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二及び第十二条の八の三の規定は、同法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成十年四月一日前にその権利を取得したものに限る。）については、適用しない。

本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

（脱退一時金に関する経過措置）

第十一条　改正共済法附則第十三条の十の規定は、施行日において日本国内に住所を有しない者（施行日において国民年金の被保険者であった者及び施行日以後国民年金の被保険者となった者を除く。）については、適用しない。

2　施行日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）がある者（同年四月一日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となった者を除く。）について改正共済法附則第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則

〔平成六年一一月一六日　法律第一〇〇号、抄〕

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私立学校教職員共済組合法第二十二条第一項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第五項の規定　この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二　第一条中私立学校教職員共済組合法第五十一条の改正規定及び附則第六項の規定　この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第二条及び第五条並びに附則第七項の規定　平成七年四月一日

四　第三条及び第六条の規定　平成十年四月一日

2　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）附則第二十八項の規定及び第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十項の規定は平成六年十月一日から、改正後の法第二十二条第一項の表の規定並びに附則第三項及び第四項の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　施行日の属する月の初日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者であって、施行日の属する月の前月の標準給与の月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が五十四万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4　前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月から平成七年九月までの各月の標準給与とする。

（短期給付の額に関する経過措置）

5　改正後の法第二十二条第一項の規定は、施行日の属する月の翌月の初日以後に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の日額について適用し、同日前に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の日額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

6　附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律〔平成七年三月三一日　法律第五一号、抄〕

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日から施行する。〔後略〕

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〔平成七年六月九日　法律第一〇七号、抄〕

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第十八条〔中略〕の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔平成八年六月一四日　法律第八二号、抄〕

最近改正　令和二年六月五日　法律第四〇号

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成九年四月一日から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

日本私立学校振興・共済事業団法〔平成九年五月九日　法律第四八号、抄〕

最近改正　平成一六年六月二三日　法律第一三〇号

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第九条及び第十二条を除く。以下「旧共済法」という。）又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九条　旧共済法による組合員であった者は新共済法による加入者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）であった者と、旧共済法による組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一　旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

二　旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定に

よる改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

三　旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

第二十条　附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であった者については、当該任意継続組合員となった日から引き続き新共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者であったものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条　附則第十七条の規定の施行の日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となった者（事業団の職員となった者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間加入者であったものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

第二十二条　新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となった者（事業団の職員となった者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であった期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2　財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満で

あり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第二十三条　財団の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条　財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条　財団の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

本条…一部改正〔平成一二年三月法律二三号〕

第二十六条　新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審

査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律

附　則　〔平成九年六月二四日　法律第一〇三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第二条　第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで〔中略〕の規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類（第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く。）から適用する。

2～4　〔略〕

介護保険法施行法

附　則　〔平成九年一二月一七日　法律第一二四号〕

この法律は、介護保険法〔平成九年一二月法律第一二三号〕の施行の日〔平成一二年四月一日〕から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法

附　則　〔平成一〇年六月一七日　法律第一〇九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、〔中略〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第四条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　〔略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　旧健保法保険医療機関等が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の療養に関する費用の返還につい

ては、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

附　則　〔平成一一年七月一六日　法律第一〇四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。〔後略〕

中央省庁等改革関係法施行法〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号、抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条　なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条　改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

中央省庁等改革関係法施行法　**附　則**　〔平成一一年一二月二二日　法律第一六〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第千三百四十四条の規定　公布の日

二　〔略〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律　**附　則**　〔平成一二年三月三一日　法律第二一号、抄〕

最近改正　平成一六年六月二三日　法律第一三〇号

（施行期日等）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国家公務員共済組合法第十六条第二項及び第三項並びに第三十六条の改正規定、同法第五十一条第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第六十八条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十九条、第九十九条第三項第一号、第百二十五条第二項、第百二十六条第二項及び附則第十二条第七項の改正規定、第五条の規定並びに次条、附則第四条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定　公布の日

二　第一条中国家公務員共済組合法第四十二条第一項の改正規定及び附則第三条の規定　平成十二年十月一日

三　第一条中国家公務員共済組合法第八十条の見出し及び同条第一項並びに第八十七条の二第一項の改正規定、同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする改正規定、同法附則第十二条の四の二第一項の改正規定、同法附則第十二条の六の次に見出し及び二条を加える改正規定、同法附則第十二条の八第二項及び第四項、第十二条の八の二第一項及び第四項から第七項まで、第十二条の八の三第一項、第三項及び第五項並びに第十二条の十第一項

の改正規定並びに同法附則第十三条第一項の表第九十条の項の次に一項を加え、及び附則第十二条の六第二項及び第三項の項の次に三項を加える改正規定、第三条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項並びに第六十条第二項の改正規定、第六条（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第六項及び第七項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第八条の規定　平成十四年四月一日

四　第二条（次号に掲げる規定を除く。）、第四条（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九条第一項、第十五条及び附則別表第二の改正規定に限る。）、第六条（前号に掲げる規定を除く。）並びに附則第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条及び第二十二条の規定　平成十五年四月一日

五　第二条（国家公務員共済組合法第七十九条第二項、第八十条、第八十七条第二項及び第八十七条の二第一項の改正規定に限る。）、第四条（前号に掲げる規定を除く。）及び附則第十三条の規定　平成十六年四月一日

2　〔前略〕附則〔中略〕第十七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

（決算の経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法第十六条第三項及び第三十六条の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

（標準報酬の月額に関する経過措置）

第三条　平成十二年十月一日前に国家公務員共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員を除く。）のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であって、同月の同条第一項に規定する標準報酬の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

（介護休業手当金に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の法第六十八条の三に規定する介護休業手当金は、同条に規定する介護休業により勤務に服さなかった期間のうち平成十一年四月一日以後に係る期間について支給する。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第五条　平成十二年三月以前の月分の法による年金である給付の額及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項第一号に規定する旧法の規定による年金を除く。）の額については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（併給の調整の経過措置）

第六条　第一条の規定による改正後の法第七十四条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支給の停止の解除の申請があったものについて適用し、施行日前に支給の停止の解除の申請があったものについては、なお従前の例による。

（平成十四年度までの法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）

第七条　平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一　第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二

項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下「平成十二年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法附則第二十八項並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十八項並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得た金額

前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額を計算する場合においては、平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

3　前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置）

第八条　第一条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。附則第十三条において同じ。）又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。）である間に支給される法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する

退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金については、適用しない。

（育児休業期間中の組合員に係る負担金等の特例に関する経過措置）

第九条　第一条の規定による改正後の法第百一条の二第三項及び第百二条の規定は、平成十二年四月以後の月分の特別掛金及び国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の特別掛金及び国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

（標準報酬の定時決定等に関する経過措置）

第十条　平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬とする。

（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）

第十一条　組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による年金である給付の額については、法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。）第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の

規定による改正前の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬の月額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の標準報酬の月額に、法第七十二条の二に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額とする。

3　第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額）」とあるのは「加えた金額）に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る第七十二条の二に規定する再評価率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額（以下この条において「再評価率による平均標準報酬月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の一・四二五」と、同号ロ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の一・四二五」と、「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の〇・七一三」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第七十二条の二第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」とい

う。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第七十七条第一項及び第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額）に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第八十九条第一項第一号イ中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

一項…一部改正・二項…追加・旧二・三項…一部改正し一項ずつ繰下、一・三・四項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第十二条　法による年金である給付の額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法附則第十三条の九

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2　組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の

四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3　平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4　第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、法第七十二条の四第一項又は第三項（法第七十二条の五第一項に規定する調整期間にあっては、法第七十二条の六第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

5　第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額）」とあるのは「加えた金額）に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「同法附則第十二条第二項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第一項の従前額改定率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額（以下この条に

おいて「従前額改定率による平均標準報酬月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、同号ロ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

6　第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合においては、法第七十二条の二中「長期給付」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第七十七条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、第八十二条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同条第二項中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の一・三七」とあるのは「千分の一・四四二」と、「加えた金額）」とあるのは「加えた金額）に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じ

て得た金額」と、第八十九条第一項第一号イ中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同号ロ中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、附則第十二条の四の二第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」とする。

7　第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

8　前各項に定めるもののほか、平成十五年度以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正・二―四・七項…追加・旧二・三項…一部改正し三項ずつ繰下・旧四項…八項に繰下、一・二・五・六項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（法による年金である給付の額の改定の特例）

第十二条の二　当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十一条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十一条第一項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一　法第七十二条の三第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、か

つ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率

二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率

3　第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の四（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の五（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率

二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率

5　第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

本条…追加〔平成二六年六月法律二三〇号〕

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置）

第十三条　第二条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、平成十六年四月以後の月分として支給される法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金（これらの年金のうち厚生年金保険の被保険者又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。）である間に支給される年金を除く。）について適用し、同月前の月分として支給されるこれらの年金については、なお従前の例による。

（従前の特別掛金）

第十四条　平成十五年四月前の期末手当等に係る特別掛金（第二条による改正前の法第百一条の二第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金に関する経過措置）

第十五条　組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による脱退一時金については、法附則第十三条の十第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同日前の組合員期間の各月の標準報酬の月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の組合員期間の各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を合算して得た額を組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に応じて支給率（同条第四項に規定する支給率をいう。）を乗じて得た金額とする。

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表（附則第七条、附則第十二条関係）

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月から平成十二年三月まで	〇・九九
平成十二年四月から平成十七年三月まで	〇・九一七
平成十七年度以後の各年度に属する月	政令で定める率

備考　平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第七十二条の三第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

本表…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一二年三月三一日　法律第二三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私立学校教職員共済法第二十二条第一項の表の改正規定及び次条の規定　平成十二年十月一日

二　第一条中私立学校教職員共済法目次の改正規定、第二十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十四条の二第二項の改正規定、第八章及び第九章の改正規定並びに附則第二十九項の前の見出し及び同項から第三十三項までを削り、

附則第三十四項から第三十六項までを五項ずつ繰り上げる改正規定、第三条及び第六条並びに附則第四条から第六条までの規定　平成十四年四月一日

三　第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条及び第五条並びに附則第七条から第十条までの規定　平成十五年四月一日

四　第二条中私立学校教職員共済法第二十五条の表第七十七条第一項の項の次に一項を加える改正規定、同表第八十条第一項の項の改正規定、同表第八十二条第二項の項の次に一項を加える改正規定及び第二十五条の二の改正規定　平成十六年四月一日

（標準給与の月額に関する経過措置）

第二条　平成十二年十月一日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する者のうち、同年六月一日から同年九月三十日までの間に加入者の資格を取得した者又は私立学校教職員共済法第二十二条第七項の規定により同年七月から同年九月までのいずれかの月から標準給与が変更された者であって、同年九月の標準給与の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2　前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。

（育児休業期間中の掛金及び特別掛金の特例に関する経過措置）

第三条　平成十二年四月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条第一項において「旧法」という。）第二十八条第二項の規定に基づく申出をした加入者であって、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業が終了するもの又は当該加入者を使用する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）に対する新法第三十四条の二第五項において準用する新法第二十八条第二項又は新法第二十八条第三項（新法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同月一日にこれらの規定に基づく申出があったものとみなす。

（従前のみなし退職者等の取扱い等）

第四条　新法第三十九条の規定は、平成十四年四月一日前に旧法附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者（次項に

おいて「従前のみなし退職者等」という。）については、同日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

2　平成十四年四月一日前に加入者の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する従前のみなし退職者等のうち、昭和七年四月二日以後に生まれた者は、平成十四年四月一日に、私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となるものとする。

（加入者期間の計算の特例）

第五条　前条第二項に規定する者が平成十四年四月に加入者の資格を喪失した場合（新法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものとみなされた場合を含む。）における私立学校教職員共済法第十七条第二項本文の規定の適用については、その者は、同月一日に長期給付に関する規定の適用を受ける加入者とならなかったものとみなす。

（加入者である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第六条　昭和七年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者（平成十四年三月三十一日において加入者期間等（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。）が二十五年以上である者に限る。）が七十歳に達するまでの間における退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止（加入者であることをその事由とするものに限る。）については、なお従前の例による。

（標準給与の定時決定等に関する経過措置）

第七条　平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第二項、第五項又は第七項の規定により定められ、又は変更された同年三月における標準給与は、同年八月までの各月の標準給与とする。

（特別掛金に関する経過措置）

第八条　平成十五年四月前の賞与等に係る特別掛金（第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

健康保険法等の一部を改正する法律附則

〔平成一二年一二月六日　法律第一四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行

する。

一　〔前略〕附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十四条第二項の改正規定〔中略〕並びに附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定　平成十三年四月一日

二　〔略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　平成十三年一月一日前に私立学校教職員共済法第二十八条第二項の規定に基づく申出をした加入者であって、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業が終了するものを使用する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）に対する前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条第三項の規定の適用については、同月一日に同項の規定に基づく申出があったものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条　附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員共済組合法

附　則　〔平成一二年一二月六日　法律第一四一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一三年一月政令一五号により、平成一三・三・一から施行〕

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

附　則　〔平成一三年七月四日　法律第一〇一号、抄〕

最近改正　平成一六年六月二三日　法律第一三〇号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において「新法」という。）第三十八条第二項の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、

施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

2　新法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3　新法第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十九条第三項、第八十条第一項並びに第八十七条の二第一項の規定並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第五条の規定による改正前の新法第七十四条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。

4　〔略〕

5　〔略〕

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条において「新法」という。）附則第十一条第二項及び第四項並びに第四十五条第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧共済法による年金（新法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前の月分として支給される旧共済法による年金については、なお従前の例による。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

〔平成一三年一二月一二日　法律第一五三号、抄〕

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一四年一月政令三号により、平成一四・三・一から施行〕

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

日本郵政公社法施行法

附　則　〔平成一四年七月三一日　法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公社法〔日本郵政公社法＝平成一四年七月法律第九七号〕の施行の日〔平成一五年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則〔中略〕第三十九条の規定　公布の日

二　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

国家公務員共済組合法

附則　〔平成一四年七月三一日　法律第一〇〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日〔平成一五年四月一日〕から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一四年八月二日　法律第一〇二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第四十一条、第四十八条、〔中略〕第五十四条〔中略〕の規定は平成十五年四月一日から施行する。

（医療保険制度の改革等）

第二条　医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一　保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二　新しい高齢者医療制度の創設

三　診療報酬の体系の見直し

3　政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、そ

の具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一　健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二　社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4　政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一　政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二　医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三　社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

5　政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6　政府は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一　医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

二　医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三　医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

7　政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　附則第四十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条第三項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員について適用し、出産の日が施行日前である組合員の附則第四十七条の規定による改正前の同法の配偶者出産費については、なお従前の例による。

3　前条の規定の施行の日前に任意継続組合員（国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得した者のその任意継続

組合員の資格の喪失については、前条の規定による改正後の同法第百二十六条の五第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

健康増進法附則〔平成一四年八月二日　法律第一〇三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一六年六月政令一九七号により、ただし書に係る部分は、平成一六・八・一から施行〕

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

附則〔平成一四年一二月一三日　法律第一五七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法

附則〔平成一五年四月三〇日　法律第三一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　附則第十一条第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三の規定の適用については、なお従前の例による。

2　施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三の規定の適用については、同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号中「雇用保険法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた雇用保険法」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則〔平成一六年六月二日　法律第七六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日〔平成一七年一月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条　施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第

一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

2～5　〔略〕

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

附　則

〔平成一六年六月一八日　法律第一二六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、協定〔社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定〕の効力発生の日〔平成一七年一〇月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二　〔略〕

三　附則第四十二条の規定　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日〔平成一六年六月二三日〕又は公布日〔平成一六年六月一八日〕のいずれか遅い日

四　附則第四十三条の規定　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の公布の日〔平成一六年六月二三日〕又は公布日〔平成一六年六月一八日〕のいずれか遅い日

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法

附則

〔平成一六年六月二三日　法律第一三〇号、抄〕

最近改正　平成二四年一一月二六日　法律第九九号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　第二条〔中略〕、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで〔中略〕の規定　平成十七年四月一日

三　第三条、第十一条〔中略〕の規定　平成十八年四月一日

四　〔略〕

五　第五条、第八条、第十二条〔中略〕、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで〔中略〕、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定　平成十九年四月一日

六　第六条並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定　平成二十年四月一日

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一二七号・一七年六月六四号・六五号〕

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第三条　平成十六年九月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）

第四条　平成二十六年度までの各年度における法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2　前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一　第一条の規定による改正前の法	第七十八条第二項	二十三万千四百円	二十三万千四百円に〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切

			り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
七万七千百円	第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
四百二十七万六千六百円	第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
二百六十四万千四百円	第八十二条第三項第二号	二百六十四万千四百円	二百六十四万千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
百円	第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十八万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
二十三万千四百円	第八十三条第三項	二十三万千四百円	二十三万千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
百六万九千百円	第八十九条第三項	百六万九千百円	百六万九千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第九十条	六十万三千二百円	乗じて得た金額	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	
附則第十六条第一項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額	第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法 二
附則第十六条第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	

附則第十七条第二項第一号	三万四千百円	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	
附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	
附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	
附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	

附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	十七万七百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七十七条第一項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
第七十七条第二項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
三　第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた第八十二条第一項第一号及び第二号		
並びに第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）に〇・九八八を乗じて得た金額
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額

見出し…削り・追加・一項…一部改正〔平成二四年一一月法律九九号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一六年九月政令二八六号〕附則二条

（平成二十五年度及び平成二十六年度における法による年金である給

付の額の算定に関する経過措置の特例）

第四条の二　平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九七八を」と、「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九九号〕

（旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）

第五条　平成二十六年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。

2　前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一　第九条の規定による改正し書 前の昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項本文	相当する額を	相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額を
	附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第四	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額

号			
附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（百分の〇・九五に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額に相当する金額	加えた金額に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十六条第三項	相当する金額		相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十六条第五項	十五万四千二百円	二十六万九千九百円	二十六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
二　平成十二年改正法附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額		相当する金額に〇・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十五条第二項第二号	相当する金額		相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額		乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項本文	相当する額を		相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額を
附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号	相当する金額		相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額

及び第四号		
附則第四十六条第一項第一号	百分の二十に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	百分の二に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	百分の一に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	百分の一に相当する金額
附則第四十六条第三項	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する金額

見出…追加〔平成二四年一一月法律九九号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一六年九月政令二八六号〕附則三条、〈平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令〉二〇条三項

（平成二十五年度及び平成二十六年度における旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例）

第五条の二　平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九七八を」とする。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九九号〕

（平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置）

第六条　平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定の適用については、法第七十二条の三第一項第三号に掲げる率を一とみなす。

2　平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3　平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

（再評価率等の改定等の特例）

第七条　法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他

政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（第一条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）又は従前額改定率（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）その他政令で定める率（以下この条及び次条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、平成二十六年度までの間は、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、適用しない。

一　第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二　附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2　受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

一・二項…一部改正〔平成二四年一一月法律九九号〕

委任　一項各号列記以外の部分第一の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一六年九月政令二八六号〕附則五条、一項各号列記以外の部分第二の「政令」＝同附則六条、一項各号列記以外の部分第三の「政令」＝同附則七条、一項一号の「政令」＝同附則八条一項、一項二号の「政令」＝同附則八条二項

（平成二十七年度における再評価率等の改定等の特例）

第七条の二　平成二十七年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定は、適用しない。

一　平成二十七年度における第一条の規定による改正後の法第七十七

条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二　平成二十六年度における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2　受給権者のうち、平成二十七年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九九号〕

委任　一項一号の「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成一六年九月政令二八六号〕附則八条の二第一項、一項二号の「政令」＝同附則八条の二第二項

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）

第十二条　第二条の規定による改正後の法第七十三条の二の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬の月額について適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四条　第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）第七条の規定による改正後の法附則並びに第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項第十三条第一項及び第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表

において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

2　第十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六条第一項

第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあっては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあっては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあっては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあっては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあっては四百六十八月）」とする。

3　［略］

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五条　平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六条　第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第十七条　第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であって、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

（法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十八条　平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金（退職を給付事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあっては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

3　第五条の規定による改正後の法第九十三条の二第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

（対象となる離婚等）

第十九条　第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等（同項に規定する離婚等をいう。）をした場合（財務省令で定める場合を除く。）については、適用

しない。

（当事者への情報提供の特例）

第二十条　第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、法第九十三条の七第一項の規定による請求をすることができる。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例）

第二十一条　第五条の規定による改正後の法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項第二号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同法附則第八条第二項第二号中「含む。」とあるのは「含み、国家公務員共済組合法第九十三条の九第三項の規定により組合員期間であったものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。」と、同法附則第十二条第一項第二号及び第四号中「含む。」とあるのは「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあっては、離婚時みなし組合員期間を除く。」と、同法附則第十四条第一項第一号中「含む。）の月数」とあるのは「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあっては、離婚時みなし組合員期間を除く。）の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（対象となる特定期間）

第二十二条　第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

（標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例）

第二十三条　第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。）の月数」とあるのは、「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあっては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であったものとみなされた期間を除く。）の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定に関する経過措置）

第二十四条　平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要

な経過措置は、政令で定める。

委任　「政令」＝〈平成十六年度及び十七年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令〉

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

最近改正　平成二四年一一月二六日　法律第九九号

附　則

〔平成一六年六月二三日　法律第一三一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び第七条並びに附則第三条及び第四条の規定　平成十七年四月一日

二　第三条の規定　平成十八年四月一日

三　第四条の規定　平成十八年七月一日

四　第五条及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定　平成十九年四月一日

五　第六条の規定　平成二十年四月一日

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一七年六月六四号・六五号〕

（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）

第二条　平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2　国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。

3　平成十七年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。

4　国は、平成十七年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、十億二千八百六十八万円を補助する。

5　平成十八年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。

6　平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

二・三項…一部改正・四項…追加〔平成一七年四月法律二五号〕、三項…一部改正・五項…追加〔平成一八年三月法律二〇号〕、五項…一部改正・六項…追加〔平成一九年三月法律二七号〕、一・六項…一部改正〔平成二一年六月法律六二号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕

（平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

第二条の二　国は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

本条…追加〔平成二二年六月法律六二号〕、一部改正〔平成二三年三月法律七号〕、見出・本条…一部改正〔平成二三年一二月法律一二一号・二四年一一月九九号〕

（基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源）

第二条の三　特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち前条前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障

の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

本条…追加〔平成二一年六月法律六二号〕、一部改正〔平成二三年一二月法律一二一号〕、全部改正〔平成二四年八月法律六八号〕

（育児休業等を終了した際の標準給与の改定に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第九項及び第十項の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第九項に規定する育児休業等（次条第二項において「育児休業等」という。）について適用する。

（育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措置）

第四条　平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2　平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（前項に規定する者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

旧八条…繰下〔平成一六年六月法律一二六号〕、旧九条…繰下〔平成一七年六月法律六四号〕、旧一〇条…繰下〔平成一七年六月法律六五号〕、旧一一条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

国家公務員共済組合法

附則　〔平成一六年六月二三日　法律第一三二号、抄〕

最近改正　平成一七年六月一七日　法律第六五号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二　〔略〕

三　第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定　平成十九年四月一日

四～八　〔略〕

本条…一部改正〔平成一七年六月法律六四号・六五号〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律

附則　〔平成一七年四月一日　法律第二五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

（施行期日）

第一条　この法律は、協定〔社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成一七年六月一七日　法律第六四号、抄〕

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

（施行期日）

第一条　この法律は、協定〔社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成一七年六月一七日　法律第六五号、抄〕

国家公務員共済組合法

附　則　〔平成一七年六月二九日　法律第七七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第四条〔中略〕及び第五十六条の規定　公布の日

二・三　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十五条　この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条　附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成一七年一〇月二一日　法律第一〇二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法〔平成一七年一〇月法律第九七号〕の施行の日〔平成一九年一〇月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第百十七条　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法

附則〔平成一八年二月一〇日　法律第二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。〔後略〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律

附　則〔平成一八年三月三一日　法律第二〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二　〔略〕

三　第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、〔中略〕第七十四条及び第八十六条の規定　平成十九年四月一日

四　第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、〔中略〕第七十五条〔中略〕の規定　平成二十年四月一日

五・六　〔略〕

学校教育法等の一部を改正する法律

附　則〔平成一八年六月二一日　法律第八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律

附　則〔平成一八年六月二一日　法律第八三号、抄〕

最近改正　令和二年六月一二日　法律第五二号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二　〔略〕

三　第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、〔中略〕第七十四条及び第八十六条の規定　平成十九年四月一日

四　第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、〔中略〕第七十五条〔中略〕の規定　平成二十年四月一日

五・六　〔略〕

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　高齢者医療確保法による高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

3　政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　附則第五十五条又は第五十七条の規定の施行の日前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十条　附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第六十一条　附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十三条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第六十二条　一項〔略〕

2　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給につ

いては、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第六十三条　一項〔略〕

2　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3　附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成二三年六月法律七二号〕

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものと

みなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

特別会計に関する法律　**附　則**　〔平成一九年三月三一日　法律第二三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。〔後略〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律　**附　則**　〔平成一九年三月三一日　法律第二七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法　**附則**　〔平成一九年四月二三日　法律第三〇号、抄〕

最近改正　平成一九年七月六日　法律第一〇九号

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

一の二　附則第七十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十一条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二条の八の二第一項及び第五項の改正規定〔中略〕　平成十九年十月一日

二　〔略〕

三　第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、〔中略〕第七十一条から第七十三条まで、〔中略〕第百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定　日本年金機構法〔平成一九年七月法律第一〇九号〕の施行の日

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項から第三項までの規定は、同法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者（附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定は、附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規

定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であって平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が国家公務員共済組合法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第百四十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第十七条第三号の規定が適用される場合における施行日から平成二十二年三月三十一日までの間にした行為に対する附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第三十一条第二号の罰則の適用については、同年四月一日以後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員共済組合法

附　則　〔平成一九年五月二五日　法律第五八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年十月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

日本年金機構法

附　則　〔平成一九年七月六日　法律第一〇九号、抄〕

最近改正　平成二四年三月三一日　法律第二四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一　〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定　公布の日

二　〔略〕

（処分、申請等に関する経過措置）

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

第七十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4　なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

旧七二条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（罰則に関する経過措置）

第七十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧七三条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（政令への委任）

第七十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条…繰下〔平成二二年三月法律一九号〕、旧七六条…繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条…繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一九年七月六日　法律第一一〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定　公布の日

二・三　〔略〕

四　第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定　平成二十一年四月一日

五～七　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第二十七条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

附　則　〔平成一九年七月六日　法律第一一一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二〇年一二月二六日　法律第九五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二一年三月政令七五号により、平成二一・四・一から施行〕

一　〔略〕

二　附則第二十条の規定　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

雇用保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二一年三月三〇日　法律第五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定　平成二十二年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二一年五月一日　法律第三六号、抄〕

最近改正　平成二五年六月二六日　法律第六三号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含

む。）、国民年金法第九十七条第一項（第百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第百八十一条第一項及び附則第九条、船員保険法第百三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十条第一項の規定による徴収金を含む。）、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定

による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成二二年三月法律一五号・二五年六月六三号〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二一年六月二六日　法律第六二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二一年七月一日　法律第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二一年一二月政令二八六号により、平成二二・六・三〇から施行〕

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

附　則　〔平成二二年三月三一日　法律第七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二二年三月三一日　法律第一五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二二年九月政令二〇五号により、平成二二・一〇・一から施行〕

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

附　則　〔平成二二年三月三一日　法律第一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員共済組合法

附　則　〔平成二二年四月二八日　法律第二七号〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　〔一項略〕

2　〔略〕

3　施行日において、現に国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。）がある場合における第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十三条第四項（第六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による障害共済年金の額の改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

4～6　〔略〕

（政令への委任）

第三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二三年五月二七日　法律第五六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。〔後略〕

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二三年六月二二日　法律第七二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

二　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

附　則　〔平成二三年八月三〇日　法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後

略〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律　附　則〔平成二三年一二月一四日　法律第一二一号〕

この法律は、公布の日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律　附　則〔平成二四年三月三一日　法律第二四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

（政令への委任）

第三十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律　附　則〔平成二四年八月二二日　法律第六二号、抄〕

最近改正　令和七年六月二〇日　法律第七四号

注　右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕第十条中国家公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、〔中略〕第二十三条の規定〔中略〕並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日〔平成二六年四月一日〕

四　〔前略〕第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、〔中略〕第十九条の規定（私立学校教職員共

済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、〔中略〕次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで〔中略〕第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行〕

五　〔前略〕第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、〔中略〕第十九条の二の規定、〔中略〕次条第二項〔中略〕の規定　平成二十八年十月一日

六　附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三条の二の規定　平成二十九年四月一日

本条…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号・二八年一一月八四号・一二月一一四号〕

（検討等）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

第二条の二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三　高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四　国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条　次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一　この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金

（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二　この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

（老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

第十四条　施行日の前日において現に国民年金法による老齢基礎年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十六条その他政令で定める規定による老齢基礎年金その他老齢を支給事由とする年金たる給付（以下この条において「老齢基礎年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による老齢基礎年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）

第三十一条　第四号施行日において、国家公務員共済組合法第七十三条の二の規定の適用を受けている者であって、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十三条の二第一項第六号の規定を適用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第三十三条　第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあった」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。

（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）

第三十四条　第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給

権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であった者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であった者であって、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第三十五条　施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（第十条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…全部改正〔平成二七年三月法律九号〕

注　次の附則第四一条は、令和七年六月二〇日法律七四号により追加され、令和八年一〇月一日から施行

（私立学校教職員共済法の規定による掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第四十一条　附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同じ。）その他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者（同法の規定による私立学校教職員共済制度の

加入者をいう。以下この条において同じ。）（附則第十七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である厚生年金保険の被保険者に相当する加入者であって政令で定めるものに限る。）に係る同法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、当分の間、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。次項において「令和七年改正法」という。）附則第二十二条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る厚生年金保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金（同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係るものに限る。）の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。

2　附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等その他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者（同項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である健康保険の被保険者に相当する加入者であって政令で定めるものに限る。）に係る私立学校教職員共済法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、当分の間、令和七年改正法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金（同法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務に係るものに限る。）の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第四十二条　第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置）

第四十三条　第四号施行日前に第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十九条の規定による改正後

の私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項の規定を適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第四十三条の二　第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（任意継続加入者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。）、特例退職加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者をいう。）及び平成二十八年十月から標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十九条の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

本条…追加〔平成二八年一二月法律一一四号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〈委任〉「政令」＝〈国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〉〔平成二六年三月政令八五号〕附則三条、〈公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令〉十三条・十四条・十五条、〈公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〉二〇条

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

最近改正　令和三年六月一一日　法律第六一号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二　〔前略〕附則第百七条、第百九条及び第百五十九条の二の規定　平成二十五年四月一日

三　附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定〔中略〕　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年七月政令二二五号により、平成二五・八・一から施行〕

四・五　〔略〕

本条…一部改正〔平成二四年一一月法律九七号〕

（検討）

第二条　この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2　この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

一・二項…一部改正〔平成二四年一一月法律九六号〕

（用語の定義）

第四条　この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法　第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二　旧厚生年金保険法　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定によ

る改正前の厚生年金保険法をいう。

三　改正前国共済法　第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四　改正前国共済施行法　附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）をいう。

五　旧国共済法　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

六　改正前地共済法　第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

七　改正前地共済施行法　附則第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。

八　旧地共済法　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

九　改正前私学共済法　第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

十　旧私学共済法　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一　旧国家公務員共済組合員期間　国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二　旧地方公務員共済組合員期間　地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三　旧私立学校教職員共済加入者期間　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。

本条…一部改正〔平成二四年一一月法律九六号〕

（改正前国共済法等による従前の処分）

第十条　この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

一　改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為

二　改正前地共済法、旧地共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為

三　改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為

（遺族の範囲の特例）

第三十一条　施行日の前日において遺族（改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2　施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　施行日の前日において改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としないものとする。

（障害一時金の支給）

第三十二条　施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であった者（同日において退職又は死亡した者を除く。）で同日において退職をするとしたならば、改正前国共済法による障害一時

金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

（特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第三十三条　改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2　前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第三十四条　改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2　前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3　厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4　第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。

（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）

第三十六条　改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧国家公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前国共済法による退職共済年金（改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第三十七条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3　旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前国共済法附則第十二条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5　第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七条の二及び第四十六条から第四十八条までにおいて「改正前国共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七条第二項第一号中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の」と、同項第二号中「組合員期間の」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間の」と、改正前国共済法第八十二条第一項第二号及び第二項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前国共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が令和七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで	三十分の二十九
令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	三十分の二十八
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	三十分の二十七

令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十分の二十六
令和十一年十月一日から令和十二年九月三十日まで	三十分の二十五
令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日まで	三十分の二十四
令和十三年十月一日から令和十四年九月三十日まで	三十分の二十三
令和十四年十月一日から令和十五年九月三十日まで	三十分の二十二
令和十五年十月一日から令和十六年九月三十日まで	三十分の二十一
令和十六年十月一日以降	三十分の二十

7　旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8　旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七条第二項及び第八十九条第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9　改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10　改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11　改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12　改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

見出・一項…一部改正・二―一二項…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕、六項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

（改正前国共済法による給付等）

第三十七条　施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3　第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4　第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一・三項…一部改正〔平成二四年一一月法律九六号〕、一項…一部改正〔平成二七年三月法律九号〕

（併給の調整の経過措置）

第三十七条の二　次の各号に掲げる退職等年金給付（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条及び附則第四十九条の三において「新国共済法」という。）第七十四条に規定する退職等年金給付（新国共済法第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当す

るときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一　新国共済法第七十四条第一号に掲げる退職年金　改正前国共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給を受けることができるとき。

二　新国共済法第七十四条第二号に掲げる公務障害年金　改正前国共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付若しくは前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号若しくは第八十九条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)に掲げる金額に相当する給付（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。

三　新国共済法第七十四条第三号に掲げる公務遺族年金　改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。

2　次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一　改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの　新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二　改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの　新国共済法第七十四条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三　改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの　新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3　新国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4　新国共済法第七十五条の六第三項の規定は、新国共済法第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5　新国共済法第七十九条の四第三項の規定は、同条第一項の規定

により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（障害共済年金の額の算定の特例）

第三十七条の三　附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）にあるものに限る。）を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

本条…追加〔平成二四年一一月法律九六号〕

（退職一時金の返還に関する経過措置）

第三十九条　次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（次項及び第三項において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。

一　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二　昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3　前項の申出があった場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4　第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第四十条　前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項及び附則第四十五条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定によりすでに返還された額を除く。））を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2　前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）

第七十七条　施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

本条…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号〕

（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）

第七十八条　改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二

項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十二条第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び第三項において「改正前支給要件規定」という。）は、旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者（施行日において改正前私学共済法による退職共済年金（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

見出…全部改正・一項…一部改正・二・三項…追加〔平成二四年一一月法律九八号〕

委任　三項の「政令」＝〈被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〉〔平成二七年九月政令三四八号〕二条

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条　施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正〔平成二四年一一月法律九八号・二七年三月九号〕

委任　「政令」＝〈被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〉〔平成二七年九月政令三四八号〕一三条―一五条

（日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第八十条　改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

（再評価率の適用の特例）

第八十二条　附則第二十条各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

［（保険料率の特例）］

第八十五条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八

平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
令和二年四月から令和三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
令和三年四月から令和四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
令和四年四月から令和五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
令和五年四月から令和六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
令和六年四月から令和七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇
令和七年四月から令和八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
令和八年四月から令和九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

2　厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から令和十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一　平成二十七年十月から令和九年三月までの月分　前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあっては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二　令和九年四月から令和十一年八月までの月分　厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（令和九年九月から令和十年八月までの月分にあっては千分の四・九五、同年九月から令和十一年八月までの月分にあっては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3　日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めたときは、第一項の規定を適用するとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であって、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもって充てるものとする。

4　第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

第四項…一部改正〔平成二五年六月法律六三号〕、一・二項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

委任　「政令」＝〈被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〉〔平成二七年九月政令三四八号〕一六条・一八条・一九条

〔平成二四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六七号〕

最近改正　平成二五年一二月一三日　法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十五条及び第七十三条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年一二月法律一一二号〕

国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年一一月二六日　法律第九六号、抄〕

最近改正　平成二七年六月三日　法律第三四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

一　第六条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定　公布の日

二・三　〔略〕

四　第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定　この法律の公布の日、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の公布の日〔平成二四年一一月二六日〕又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の公布の日〔平成二四年一一月二六日〕のうち最も遅い日

五　〔略〕

六　第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十六条から第二十二条までの規定　平成二十七年十月一日

本条…一部改正〔平成二五年五月法律二八号・二七年六月三三号・三四号〕

（旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る改正後国共済法の規定の適用）

第九条　新一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（次条第三項及び第四項において「旧国家公務員共済組合員期間」という。）を有する者に係る改正後国共済法第七十五条第一項、第八十四条第二項各号及び第九十条第二項の規定の適用については、改正後国共済法第七十五条第一項中「組合員期間」とあるのは「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後国共済法第八十四条第二項各号及び第九十条第二項中「組合員期間」とあるのは「第六号施行日以後の組合員期間」とする。

（公務傷病に係る規定の適用に関する経過措置）

第十条　改正後国共済法の公務障害年金に関する規定は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が第六号施行日以後にある傷病による障害について適用し、初診日が第六号施行日前にある傷病による障害については、適用しない。

2　改正後国共済法の公務遺族年金に関する規定は、改正後国共済法第八十九条第一項各号における死亡の原因となった改正後国共済法第八十三条第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあっては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が

第六号施行日以後にある場合について適用し、初診日が第六号施行日前にある場合については、適用しない。

3　旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第八十四条の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第九十条の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年一二月二六日　法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

委任　「政令」＝〈被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〉〔平成二七年九月政令三四八号〕一七条・一九条

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年一二月二六日　法律第九九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の施行の日〔平成二四年一一月二六日〕のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条及び第八条の規定　公布の日

二　〔前略〕第三条中国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十五条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定〔中略〕並びに第六条の規定並びに次条から附則第六条までの規定　平成二十五年十月一日

（国家公務員共済組合法等による年金である給付等に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二、第五条の二及び第二十五条の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この条において「国家公務員共済組合法等による年金である給付等」という。）について適用し、同月前の月分として支給される国家公務員共済組合法等による年金である給付等については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二五年五月三一日　法律第二八号、抄〕

（施行期日）

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定　公布の日

二～四　〔略〕

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二五年六月二六日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二六年三月政令七二号により、平成二六・四・一から施行〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

附　則　〔平成二五年一二月一三日　法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

地方自治法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二六年五月三〇日　法律第四二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二六年六月一一日　法律第六四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第十六条及び第十九条の規定　公布の日

二　〔前略〕第六条から第十二条までの規定〔中略〕並びに附則第三条及び第十七条の規定　平成二十七年一月一日

三～八　〔略〕

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）

第十七条　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一～五　〔略〕

六　第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法附則第三十五項　第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第三十条第三項

七～十八　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二六年六月一三日　法律第六九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

（経過措置の原則）

第五条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為

又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条　この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2　この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3　不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条　附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

国家公務員共済組合法**附則**〔平成二六年六月二五日　法律第八三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

六　〔前略〕附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条〔中略〕の規定　平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七　〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

所得税法等の一部を改正する法律　**附　則**　〔平成二七年三月三一日　法律第九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第百三十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律　**附　則**　〔平成二七年五月二九日　法律第三一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定　公布の日

二　〔前略〕附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定　平成二十八年四月一日

三　〔略〕

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第二号施行日前に私立学校教職員共済制度の加入者の

資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「改正後私学共済法」という。）第二十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第三十五条　改正後私学共済法第二十三条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に私立学校教職員共済制度の加入者が受けた賞与の標準賞与額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該加入者が受けた賞与の標準賞与額については、なお従前の例による。

［（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）］

第三十九条　第二号施行日前において、附則第三十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る第二号施行日前までの分として支給される当該傷病手当金又は出産手当金の額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

附　則　〔平成二八年一一月二四日　法律第八四号〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

（国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置）

2　平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る

税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則

〔平成二八年一二月二六日　法律第一一四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　第七条の規定　平成二十九年四月一日

三～六　〔略〕

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔平成二九年六月二日法律第四五号、抄〕

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十四条　施行日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二九年六月二日　法律第四五号〕

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律＝平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律

附　則　〔平成三〇年六月八日　法律第四一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕附則第四条から第八条まで、〔中略〕第十一条〔中略〕の規定　平成三十一年四月一日

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和元年五月二二日　法律第九号、抄〕

最近改正　令和二年六月一二日　法律第五二号

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第三条、第六条及び第十六条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定〔中略〕　令和二年十月一日

四　〔前略〕附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和二年四月政令一五五号により、令和二・一〇・一から施行〕

五　〔前略〕附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定　令和三年四月一日

六　〔略〕

本条…一部改正〔令和二年六月法律五二号〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

所得税法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和二年三月三一日　法律第八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　次に掲げる規定　令和三年一月一日

イ・ロ　〔略〕

ハ　〔前略〕附則第七十四条第一項及び第三項、第百十一条、第百四十四条並びに第百四十九条の規定

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和二年六月五日　法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕次条第二項から第五項まで及び〔中略〕附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則〔中略〕第三十六条第六項、〔中略〕及び第八十五条の改正規定、〔中略〕附則第九十七条の規定　公布の日

二～七　〔略〕

八　〔前略〕第十九条中私立学校教職員共済法第二十二条第二項の改正規定、〔中略〕附則〔中略〕第二十四条の規定　令和四年十月一日

九　〔前略〕第十六条、〔中略〕附則〔中略〕第十八条、〔中略〕の規定　令和五年四月一日

十・十一　〔略〕

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

る。

2　〔略〕

3　前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4～6　〔略〕

（改正後の国家公務員共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十五条　第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

（改正後の国家公務員共済組合法における時効に関する経過措置）

第十六条　第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百十一条第一項（退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（改正後の国家公務員共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置）

第十七条　第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の国家公務員共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置）

第十八条　第十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

（改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第二十四条　第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読

み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が八万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が八万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第二項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2　前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正後の私立学校教職員共済法における時効に関する経過措置）

第二十五条　第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第三十四条第二項の規定は、施行日以後に生ずる同項に規定する権利について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和二年六月一二日　法律第五二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第八条及び第九条の規定　公布の日

二　〔略〕

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

附　則　〔令和三年五月一九日　法律第三七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～六　〔略〕

七　〔前略〕附則〔中略〕第二十五条〔中略〕の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八～十　〔略〕

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

附　則

〔令和三年六月二一日　法律第六六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕附則第十一条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同条の表第七十五条の三第一項の項中「第百条の二の規定」を「第百条の二第一項の規定」に、「第二十八条第四項及び第五項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二条第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）及び同法第二十八条の改正規定、附則第十二条の規定〔中略〕　令和四年十月一日

四・五　〔略〕

六　〔前略〕附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定〔中略〕　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和五年一一月政令三三九号により、令和六・三・一から施行〕

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条の規定は、第三号施行日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号、抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有するこ

ととされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

附　則

〔令和四年六月一七日　法律第六八号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

附　則　〔令和四年一二月九日　法律第九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則〔中略〕第四十二条の規定　公布の日

二～四　〔略〕

（政令への委任）

第四十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

私立学校法の一部を改正する法律

附　則　〔令和五年五月八日　法律第二一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和五年五月一九日　法律第三二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五　〔略〕

六　〔前略〕附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項の改正規定〔中略〕　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和八年三月政令六七号により、令和八・四・一から施行〕

七　〔略〕

〔国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置〕

第五条　〔一項略〕

2・3　〔略〕

4　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）

附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

5・6　〔略〕

委任　三項の「政令」＝〈全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令〔抄〕〉〔令和六年一月政令八号〕一一条一項・二項、四項の「政令」＝同一一条三項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

附　則

〔令和五年六月九日　法律第四八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕附則第十五条〔中略〕の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四　〔略〕

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

2　前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項又は第十二条の規定に

よる改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和六年六月一二日　法律第四七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第四十六条の規定　この法律の公布の日

二・三　〔略〕

四　次に掲げる規定　令和七年四月一日

イ・ロ　〔略〕

ハ　第六条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定

ニ　第七条の規定（次号ヘに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定

ホ～ツ　〔略〕

五　次に掲げる規定　令和八年四月一日

イ～ニ　〔略〕

ホ　第六条中私立学校教職員共済法第二十二条第二項の改正規定

ヘ　第七条中国家公務員共済組合法〔中略〕第百二十六条の五第二項の改正規定、同法附則第十二条第六項の改正規定〔後略〕

ト～ネ　〔略〕

六　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十五条　この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

附　則　〔令和七年六月二〇日　法律第七四号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕次条第二項〔中略〕、附則〔中略〕第四十一条の規定〔中略〕並びに附則第五十五条の規定　公布の日

二～四　〔略〕

五　〔前略〕第十二条中公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年機能強化法」という。）附則第四十一条の改正規定、第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕　令和八年十月一日

六　〔前略〕第十九条中国家公務員共済組合法第四十条第一項の表の改正規定〔中略〕及び第二十五条の規定並びに附則〔中略〕第三十一条第一項の規定　令和九年九月一日

七～九　〔略〕

十　〔前略〕第二十六条の規定並びに附則〔中略〕第三十一条第二項の規定　令和十年九月一日

十一・十二　〔略〕

十三　〔前略〕第二十七条の規定並びに附則〔中略〕第三十一条第三項の規定　令和十一年九月一日

十四・十五　〔略〕

2・3　〔略〕

（検討等）

第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項から第四項までに定める事項を除く。）について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3・4　〔略〕

（私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第三十一条　第六号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による

私立学校教職員共済制度の加入者（次項及び第三項において「加入者」という。）の資格を取得して、第六号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者（次項及び第三項において「任意継続加入者」という。）を除く。）のうち、令和九年九月の標準報酬月額が六十五万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、同月から令和十年八月までの各月の標準報酬月額とする。

2　第十号施行日前に加入者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者（任意継続加入者を除く。）のうち、第十号施行日において現に第二十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十六条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3　第十三号施行日前に加入者の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続きその資格を有する者（任意継続加入者を除く。）のうち、第十三号施行日において現に第二十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が七十一万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十七条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十一条　この法律（附則第一条第一項第十五号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における第十五号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

医療法等の一部を改正する法律　**附　則**　〔令和七年一二月一二日　法律第八七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四　〔略〕

五　〔前略〕附則第三十五条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四条の二第一項の改正規定及び同法第四十七条の三（見出しを含む。）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和八年二月政令一八号により、令和八・一〇・一から施行〕

六　〔前略〕附則第三十五条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項の改正規定（「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める部分を除く。）〔中略〕　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七・八　〔略〕

九　〔前略〕附則第三十五条（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕の規定〔中略〕　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十　〔略〕

○昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

（昭和六十二年六月五日法律第六十八号）

【沿革】　昭和六三年　五月二四日　法律第六〇号改正

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律をここに公布する。

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

題名：改正〔昭和六三年五月法律六〇号〕

（昭和六十二年度における年金の額の改定の特例）

第一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。第三条第三項において同じ。）の適用については、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

見出…全部改正・一・三項…一部改正〔昭和六三年五月法律六〇号〕

第二条　共済法第四十八条の二の規定により国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の共済法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。第四条において「旧共済法による年金」という。）の昭和六十二年四月分以後の額の改定については、昭和六十二年度及び昭和六十三

年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第六十七号。第四条において「国共済特例法」という。）第二条の規定の例による。

見出…削除・本条…一部改正〔昭和六三年五月法律六〇号〕

（昭和六十三年度における年金の額の改定の特例）

第三条　共済法による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

本条…追加〔昭和六三年五月法律六〇号〕

委任　二項の「政令」＝〈私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〉一条

第四条　旧共済法による年金の昭和六十三年四月分以後の額の改定については、国共済特例法第四条の規定の例による。

本条…追加〔昭和六三年五月法律六〇号〕

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和六三年五月二四日　法律第六〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

○昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

（昭和六十二年六月五日法律第六十七号）

【沿革】　昭和六三年　五月二四日　法律第五九号改正

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律をここに公布する。

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

題名：改正〔昭和六三年五月法律五九号〕

（昭和六十二年度における年金の額の改定の特例）

第一条　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「共済法」という。）による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。第三条第三項において同じ。）の適用については、共済法第七十二条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

見出…全部改正・一・三項…一部改正〔昭和六三年五月法律五九号〕

第二条　前条第一項及び第二項の規定は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次項及び第四条〔昭和六十三年度における年金の額の改定の特例〕第二項において「昭和六十年改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金（第四条第一項において「旧共済法による年金」という。）について準用する。

2　前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。第四条第二項において同じ。）の適用については、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定による年金の額の改定の

措置が講じられたものとみなす。

見出…削除・一・二項…一部改正〔昭和六三年五月法律五九号〕

（昭和六十三年度における年金の額の改定の特例）

第三条　共済法による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

本条…追加〔昭和六三年五月法律五九号〕

委任　二項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〉一条

第四条　前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金について準用する。

2　前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

本条…追加〔昭和六三年五月法律五九号〕

委任　一項で準用する三条二項の「政令」＝〈国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〉二条

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和六三年五月二四日　法律第五九号〕

この法律は、公布の日から施行する。

○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成八年三月三十一日法律第二十九号）

平成八年四月から平成九年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成六年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成七年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
〔中略〕	
国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員等共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
〔中略〕	
私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定	私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法

の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	附則第五十条第一項及び第二項

〔後略〕

附　則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

○平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十二年三月三十一日法律第三十四号）

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十一年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二

十二条第一項に規定する年金たる給付の額	
〔中略〕	
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
〔中略〕	
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
〔後略〕	

附　則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

○平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十三年三月三十日法律第十三号）

最近改正　平成一三年　六月　六日　法律第三九号

平成十三年四月から平成十四年三月までの月分（農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付の額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する年金給付の額にあっては、平成十三年四月から十二月までの月分）の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十二年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二

〔中略〕

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔中略〕

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国

よる年金である給付の額	家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔後略〕

本則…一部改正〔平成一三年六月法律三九号〕

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、平成十三年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額（農業者年金基金法による年金たる給付の額及び平成二年農業者年金改正法附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。）に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十二年度に引き続き、平成十三年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本条…一部改正〔平成一三年六月法律三九号〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律

附　則　〔平成一三年六月六日　法律第三九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第十八条及び第三十七条の規定は、公布の日から施行する。

○平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十四年三月三十一日法律第二十一号）

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
［中略］	
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
［中略］	
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年

法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、平成十四年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十四年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十五年三月三十一日法律第十九号）

1　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条

	の二
〔中略〕	
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
〔中略〕	
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

2　前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（検討）

第三条　政府は、平成十五年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）において、第一項の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十五年度においてこの法律に基づき行わなかったことによる財政に生ずる影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十六年三月三十一日法律第二十三号）

注　この法律は、平成一六年六月法律一〇四号等による改正前のものを掲載している。

1　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法

る年金たる給付の額	第十六条の二
〔中略〕	
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済組合法附則第五十条第一項及び第二項
〔中略〕	
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五

規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	十条第一項及び第二項

2　前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕

（平成十九年六月二十七日法律第百四号）

最近改正　令和七年六月二〇日　法律第七四号

注　右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、社会保障協定を実施するため、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一　社会保障協定　我が国と我が国以外の締約国との間の社会保障に関する条約その他の国際約束であって、次に掲げる事項の一以上について定めるものをいう。

イ　医療保険制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項

ロ　年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項

ハ　我が国及び相手国の年金制度における給付を受ける資格を得るために必要とされる期間の通算並びに当該通算により支給することとされる給付の額の計算に関する事項

二　相手国　一の社会保障協定における我が国以外の締約国をいう。

三　相手国法令　一の社会保障協定に規定する相手国の法令をいう。

四　日本国実施機関等又は相手国実施機関等　それぞれ一の社会保障協定に規定する日本国の実施機関若しくは保険者又は相手国の実施機関若しくは保険者をいう。

五　相手国期間　相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定

により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第六十一条において同じ。）の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。

本条…一部改正〔平成二三年五月法律五六号・二五年六月六三号・二四年八月六三号〕

第十章　私立学校教職員共済法関係

第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第五十四条　私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）の短期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一　日本国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める者に限る。）

二　相手国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三　日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める者に限る。）

四　第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者

2　前項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、私学共済法第四条第一項に規定する共済規程で定める。

一項…一部改正・二・三項…削除・旧四項…一部改正し二項に繰上・旧七六条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　一項（一号第一・三号第一の「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令〉二条一項、一項一号第二・三号第二の「政令」＝同二条二項、二項の「政令」＝同四条

第二節　審査請求に関する特例等

旧五節…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、節名…改正〔平成二六年六月法律六九号〕

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条　第十三条第四項又は第三十二条第八項（第三十三条第六項（第四十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）

の規定による確認（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

注　右の第五五条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和一〇年四月一日から施行

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条　第十三条第四項又は第三十二条第九項（第三十三条第六項及び第三十三条の二第四項（これらの規定を第四十条第七項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項並びに第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

一項…一部改正・二項…削除・旧九〇条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（私学共済法の規定による審査請求の手続の特例）

第五十六条　私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2　前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十九条第二項及び第四項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

3　前二項の規定は、発効日前に行われた私学共済法の規定による処分に対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

旧九一条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、二項…一部改正〔平成二六年六月法律六九号〕

委任　一項第一の「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令〉五条、一項第二の「政令」＝同六条

（文部科学大臣の権限）

第五十七条　文部科学大臣は、社会保障協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

旧九二条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

第十一章　雑則

旧一二章…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（相手国法令による申請等）

第五十九条　相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告（以下この項において「相手国法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等（厚生労働大臣、日本年金機構（以下「機構」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等（法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2　相手国法令において相手国実施機関等に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会（以下この項において「審査機関」という。）にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を相手国実施機関等に送付するものとする。

一項…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕、一項…一部改正・旧一〇一条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（情報の提供等）

第六十条　日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会（以下この条において「日本側保有機関」という。）は、公的年金に関する法律並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下この項において「日本側適用法令」という。）の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金に関する法律による給付の受給権者に関する情報であってこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この条において「保有情報」という。）を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。

2　日本側保有機関は、前項の場合のほか、相手国側保有機関（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）からの要請に基づいて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために

必要と認められる場合であって、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該相手国側保有機関に対して提供することができる。

3　前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4　日本側保有機関の長は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に対し、書面により当該開示の請求に係る情報について開示をしなければならない。

5　日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であって個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

一項…一部改正・旧一〇二条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、三・五項…一部改正〔令和三年五月法律三七号〕

委任　二項の「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令〉九一条、三項の「政令」＝同九二条

（戸籍事項の無料証明）

第六十一条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）の適用を受ける者、相手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であって日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

旧一〇三条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、本条…一部改正〔平成二六年五月法律四二号〕

委任　「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令〉九三条

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第六十二条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

一　第七条第二項の規定による認定

二　第二十五条第一項及び第三項の規定による申出の受理

三　第四十条第三項の規定による申出の受理

四　前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2　厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条…追加〔平成一九年七月法律一〇九号〕、一項…一部改正・旧一〇三条の二…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　一項四号の「厚生労働省令」＝〈社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令〉三〇条、二項で準用する厚生年金保険法一〇〇条の四第六項の「厚生労働省令」＝同三一条、二項で準用する厚生年金保険法一〇〇条の四第七項の「厚生労働省令」＝同三二条、二項の「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令〉九四条

（機構への事務の委託）

第六十三条　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条…追加〔平成一九年七月法律一〇九号〕、旧一〇三条の三…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　一項一号の「厚生労働省令」＝〈社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令〉三三条、一項二号の「厚生労働省令」＝同三四条、二項で準用する厚生年金保険法一〇〇条の一〇第三項の「厚生労働省令」＝同三五条、二項の「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令〉九五条

（経過措置）

第六十四条　この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

旧一〇四条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（実施命令）

第六十五条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、社会保障協定及びこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

旧一〇五条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　「総務省令」＝〈社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令〉、「財務省令」＝〈社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令〉、「文部科学省令」＝〈社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令〉、「厚生労働省令」＝〈社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令〉

（政令への委任）

第六十六条　前各条に規定するもののほか、公的年金に関する法律による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びに

その支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正・旧一〇六条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　「政令」＝〈社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令〉

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十条及び第三十一条の規定は公布の日から、第五章の規定は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔平成二〇年四月一日〕から施行する。

〔平成一九年一二月政令三六六号により、平成二〇・三・一から施行〕

（他の法律の廃止）

第十九条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）

二　社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）

三　社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第百二十六号）

四　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第百二十七号）

五　社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

六　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

七　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十八年法律第七十二号）

旧三二条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

旧三三条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

第二十一条　附則第十九条の規定による廃止前の同条第一号、第三

号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金に関する法律による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分（以下この条において「公的年金に関する法律による給付等」という。）は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金に関する法律による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。

本条…一部改正・旧三四条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

旧三五条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

日本年金機構法附則

〔平成一九年七月六日　法律第一〇九号、抄〕

最近改正　平成二四年三月三一日　法律第二四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一　〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定　公布の日

二　〔略〕

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないと

された事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4　なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

旧七二条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（政令への委任）

第七十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条…繰下〔平成二二年三月法律一九号〕、旧七六条…繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条…繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

附　則　〔平成一九年七月六日　法律第一一一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

法律　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕　附則（平一九―平二四）

（政令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

附　則　〔平成二二年三月三一日　法律第一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。〔後略〕

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二三年五月二七日　法律第五六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。〔後略〕

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

附　則　〔平成二三年八月三〇日　法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

児童手当法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年三月三一日　法律第二四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

（政令への委任）

第三十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律　附　則

〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕附則第百五条及び第百五十二条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年七月政令二二五号により、平成二五・八・一から施行〕

四・五　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律　附　則

〔平成二五年六月二六日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二六年三月政令七二号により、平成二六・四・一から施行〕

一　〔前略〕附則第百三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定　公布の日

二～四　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

地方自治法の一部を改正する法律　附　則

〔平成二六年五月三〇日　法律第四二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月政令二九号により、平成二八・四・一から施行〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十七条　施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前である場合には、附則第三十五条第七号中「第六十一条」とあるのは、「第百三条」とする。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則

〔平成二六年六月一三日　法律第六九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

（経過措置の原則）

第五条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条　この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2　この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3　不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条　附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

は、政令で定める。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

附　則

〔令和三年五月一九日　法律第三七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定　公布の日

二・三　〔略〕

四　〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十条から第五十二条までの規定（〔中略〕の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

〔令和三年一〇月政令二九一号により、令和四・四・一から施行〕

五～十　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条　政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

附　則

〔令和七年六月二〇日　法律第七四号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第十八条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十六条第二項第一号イ、第十八条第一項、第二十条第

一項第四号及び第三十一条第三項から第五項までの改正規定〔中略〕並びに附則第五十五条の規定　公布の日

二～七　〔略〕

八　〔前略〕第十八条の規定（第一号及び次号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕　令和十年四月一日

九　〔前略〕第十八条中協定実施特例法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定〔中略〕　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十～十五　〔略〕

2・3　〔略〕

（政令への委任）

第五十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

（平成十九年七月六日法律第百十一号）

【沿革】　平成二二年　三月三一日　法律第一九号改正
平成二三年　八月三〇日　法律第一〇七号改正
平成二四年　三月三一日　法律第二四号改正

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律をここに公布する。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

（厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例）

第一条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（国民年金法による給付に係る時効の特例）

第二条　厚生労働大臣は、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を

支払うものとする。

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（基礎年金の国庫負担等に係る読替え）

第三条　前二条（附則第二条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における国民年金法第八十五条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

委任　「政令」＝〈厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令〉

（政府の責務）

第四条　政府は、年金個人情報（厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって厚生労働省及び日本年金機構が保有する個人情報をいう。）について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（実施命令）

第五条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

委任　「厚生労働省令」＝〈厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則〉

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（時効の特例に関する経過措置）

第二条　第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項及び第四項の規定は、施行日後において同法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する。

（国民年金法の一部改正）

第五条　国民年金法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の国民年金法第百二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。

（日本年金機構法の一部改正）

第七条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

日本年金機構法附則　〔平成一九年七月六日　法律第一〇九号、抄〕

最近改正　平成二四年三月三一日　法律第二四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一　〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定　公布の日

二　〔略〕

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、こ

の法律の施行後の法令の規定を適用する。

4　なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

旧七二条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（政令への委任）

第七十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条…繰下〔平成二二年三月法律一九号〕、旧七六条…繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条…繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律　附　則

〔平成二二年三月三一日　法律第一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

法律　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平二二）

（政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法　附　則

〔平成二三年八月三〇日　法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

児童手当法の一部を改正する法律　附　則

〔平成二四年三月三一日　法律第二四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

（政令への委任）

第三十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○放送大学学園法〔抄〕

（平成十四年十二月十三日）
（法律第百五十六号）

最近改正　令和五年五月八日　法律第二一号

第二章　放送大学学園

（私立学校教職員共済法の特例）

第十一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「共済法」という。）の退職等年金給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については、適用しない。ただし、当該職員が国家公務員共済組合法第百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。

2　前項の規定により共済法の退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた放送大学学園の職員の共済法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

3　前項の放送大学学園の職員に関する共済法の規定の適用については、共済法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに共済法第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第三項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、共済法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

本条…全部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一・二項…追加・旧一項…一部改正し三項に繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕、三項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号・三年六月六六号〕

附　則

（健康保険の被保険者に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を

受けることができる者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。次項において「旧学園の職員であった加入者」という。）に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項並びに第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなす。

2　旧学園の職員であった加入者に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第二項及び第六十七条第一項の規定の適用については、その者が施行日前に健康保険法による傷病手当金及び出産手当金を受けていた場合におけるこれらの給付は、共済法に基づく傷病手当金及び出産手当金とみなす。

（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）

第八条　施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。以下「旧学園の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（新学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（旧学園の職員であった期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有するものとみなす。

2　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第九条　旧学園の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間

を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第十条　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

附　則

〔平成一六年六月一八日　法律第一二六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、協定〔社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二　〔略〕

三　附則第四十二条の規定　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日〔平成一六年六月二三日〕又は公布日〔平成一六年六月一八日〕のいずれか遅い日

四　〔略〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

附　則

〔平成一六年六月二三日　法律第一三〇号、抄〕

最近改正　平成一七年六月一七日　法律第六五号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四　〔略〕

五　第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定　平成十九年四月一日

六　〔略〕

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一七年六月六四号・六五号〕

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

附　則　〔平成一七年六月一七日　法律第六四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、協定〔社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

附　則　〔平成一七年六月一七日　法律第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、協定〔社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二一年三月三一日　法律第一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。〔後略〕

（施行日の前日において文部科学省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において文部科学省共済組合（国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定により文部科学省に係る同法第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条及び次条において「常勤等職員」という。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員であるメディア教育開発センターの役員又は職員が施行日において放送大学学園の役員又は職員（常勤等職員に相当する者に限る。以下この条及び次条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き施行日以後において放送大学学園の役職員である場合において、その者が施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、施行日以後引き続く当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する常勤等職員に該当するものとする。

2・3〔略〕

第八条　前条第一項の規定により文部科学省共済組合を組織する常勤等職員に該当するものとされる放送大学学園の役職員は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条の規定にかかわらず、同項に規定する期間同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者にならないものとする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二～五〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

附　則〔平成二四年一一月二六日　法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則〔令和二年六月五日　法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第九十七条の規定　公布の日

二～十一〔略〕

（政令への委任）

第九十七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

附　則〔令和三年六月一一日　法律第六六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

四～六　〔略〕

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○沖縄科学技術大学院大学学園法〔抄〕

（平成二十一年七月十日）
（法律第七十六号）

最近改正　令和五年五月八日　法律第二一号

第二章　沖縄科学技術大学院大学学園

（学園の目的）

第二条　沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二三年一〇月政令三三三号により、平成二三・一一・一から施行〕

（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散等）

第三条　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）は、この法律の規定による学園の成立の時において解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産及び第三項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において学園が承継する。

2～13　〔略〕

（健康保険の被保険者に関する経過措置）

第五条　施行日の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった機構の職員で、施行日に私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となった者（学園の職員となった者に限る。次項において「機構の職員であった加入者」という。）に対する施行日以後の給付及び福祉事業に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条及び第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなす。

2　機構の職員であった加入者のうち、この法律の施行の際健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けてい

た者であり、かつ、同一の傷病について共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「日以後三日を経過した日」とあるのは「日」と、同条第二項中「前項に規定する勤務に服することができなくなった日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）」とあるのは「健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日」とする。

（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）

第六条　施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった機構の職員で、施行日に共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となった者（学園の職員となった者に限る。以下「機構の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいい、学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（機構の職員であった期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2　機構の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　前項に規定する者に対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

第七条　機構の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第八条　機構の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

○構造改革特別区域法〔抄〕

（平成十四年十二月十八日
法律第百八十九号）

最近改正　令和七年四月二五日　法律第二九号

（学校教育法の特例）

第十二条　一項〔略〕

2～10　〔略〕

11　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	附則第十項	設置する者	設置する者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

12・13　〔略〕

第十三条　一項〔略〕

2・3　〔略〕

4　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
私立学校教職員共済法	附則第十項	設置する者	設置する者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

5　〔略〕

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三章及び第四章の規定　平成十五年四月一日

二　〔略〕

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕

（平成十五年五月九日法律第四十号）

最近改正　令和六年六月一二日　法律第四七号

（私立学校教職員共済法の特例）

第十六条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の退職等年金給付に関する規定は、私立大学派遣検察官等には、適用しない。

2　私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第三項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

3　私立大学派遣検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十一条第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの（次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。）を含む。）」と、同法第二十二条第五項及び第十項中「報酬の総額」とあるのは「報酬（当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。）の総額」と、同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項及び第六項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

4　前項の場合において学校法人等及び国が同項の規定により読み

替えられた私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定により負担すべき掛金の額その他必要な事項は、政令で定める。

一項…全部改正・二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…追加・旧一・二項…一部改正し二項ずつ繰下・旧三項…四項に繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕、二項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕、二・三項…一部改正〔令和三年六月法律六六号〕

委任　四項の「政令」＝〈本法施行令〉五条

（子ども・子育て支援法の特例）

第十七条　私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二四年八月法律六七号〕

（社会保険関係法の適用関係等についての政令への委任）

第二十一条　この法律に定めるもののほか、検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する社会保険関係法（厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）をいう。）の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

法律　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（第一七条・第二一条）　附則（平二四）

本条…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　「政令」＝〈本法施行令〉六条―一二条

附　則　〔抄〕

（施行期日）

1　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条、次項及び附則第三項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成二四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六七号〕

最近改正　平成二五年一二月一三日　法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十五条及び第七十三条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年一二月法律一一二号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年一一月二六日　法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

附　則　〔平成二五年一二月一三日　法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和二年六月五日　法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第九十七条の規定　公布の日

二～十一　〔略〕

（政令への委任）

第九十七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和三年六月一一日　法律第六六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

四～六　〔略〕

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律〔抄〕

（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十四号）

最近改正　令和七年五月二八日　法律第四四号

（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）

第十五条　交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

本条…一部改正〔平成一八年三月法律一二号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二四年八月法律六七号〕

附　則〔抄〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

〔平成一二年三月政令六二号により、平成一二・三・二一から施行〕

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則〔平成二四年八月二二日　法律第六七号〕

最近改正　平成二五年一二月一三日法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五　〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年一二月法律一一二号〕

国家公務員法等の一部を改正する法律**附　則**〔平成二六年四月一八日　法律第二二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二六年五月政令一九〇号により、平成二六・五・三〇から施行〕

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕

（昭和四十六年十二月三十一日法律第百二十九号）

最近改正　令和六年三月三〇日　法律第八号

第六章　法人の権利義務の承継等

（各種共済組合）

第四十三条　この法律の施行の際公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号）に基づく公務員等共済組合、市町村議会議員共済会若しくは市町村関係団体職員共済組合又は公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号）に基づく公立学校職員共済組合が有している権利及び義務は、政令で定めるところにより、その時において公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に基づく共済組合、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合、地方議会議員共済会若しくは団体共済組合が承継する。

2　この法律の施行の際沖縄の私立学校教職員共済組合法（千九百七十一年立法第八十三号。第九十六条において「沖縄私学共済組合法」という。）に基づく私立学校教職員共済組合（同条において「沖縄私学共済組合」という。）が有している権利及び義務は、その時において私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく私立学校教職員共済組合（同条第四項において「私学共済組合」という。）が承継する。

3　〔略〕

二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕

委任　一項の「政令」＝〈沖縄の復帰に伴う公務員等共済組合等の権利義務の承継等に関する政令〉三条、〈沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉二九条・三〇条

第八章　法令の適用に関する特別措置

第五節　文部省関係

（私学共済法等に関する特例等）

第九十六条　沖縄私学共済組合の組合員であった者は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「私学共済法」という。）による加入者であった者と、その者の沖縄私学共済組合の組合員であった期間は私学共済法による加入者期間とみなす。

2　前項の規定により私学共済法による加入者であった者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であった期間に算入された期間（沖縄私

学共済組合の成立の際まで引き続いている期間に限る。）は、私学共済法の適用については、その者の私学共済法による加入者期間とみなす。

3　沖縄私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4　第二項の規定により私学共済法による加入者期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5　前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私学共済法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法及び厚生年金保険法に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6　沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一　この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二　この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項

三　この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四　この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

一・二・四項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇六号〕、見出…全部改正・一―五項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、見出・四・五項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

委任　四項の「政令」＝〈沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉三五条―三五条の三、五項の「政令」＝同三二条・三三条一項・二項・四項・三四条・三六条―四〇条

第六節　厚生省関係

（厚生年金保険法等に関する特例等）

第百四条　〔略〕

2　沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第百三十七号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年

金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

3～7　〔略〕

第九章　雑則

（政令への委任）

第百五十六条　この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2　この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3　〔略〕

委任　一項の「政令」＝〈沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う公務員等共済組合等の権利義務の承継等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用の経過措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う警察庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の適用の特別措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う総務庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法令の適用の特別措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う経済企画庁関係法令の適用の特別措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う科学技術庁関係法令の適用の経過措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う外務省関係法令の適用の経過措置に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〉、〈沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令〉、一五七条で読み替えた一項の「最高裁判所規則」＝〈沖縄の復帰に伴う特別措置に関する規則〉、一五七条で読み替えた一項の「人事院規則」＝〈沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等〉、一五七条で読み替えた一項の「会計検査院規則」＝〈沖縄財政援助金を交付した事業の完了等の確認に関する規則〉

附　則

（施行期日）

1　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ

合衆国との間の協定の効力発生の日〔昭和四七年五月一五日〕から施行する。〔後略〕

日本私立学校振興・共済事業団法

附　則　〔平成九年五月九日　法律第四八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○児童手当法〔抄〕

（昭和四十六年五月二十七日
法律第七十三号）

最近改正　令和六年六月一二日　法律第四七号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

本条…一部改正〔平成二四年三月法律二四号・八月六七号〕

第三章　費用

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条　被用者（子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、又は納付する義務を負う被保険者であつて公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する三歳未満児童手当（児童手当のうち、第六条第二項第五号に規定する三歳未満支給対象児童若しくは同項第九号に規定する三歳未満施設入所等児童の人数又は同条第三項に規定する三歳未満児童算定額により算定した額に係る部分をいう。以下この章において同じ。）の支給に要する費用は、その全額につき次条第一項の規定による国からの交付金をもつて充てる。

2　被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その十五分の十三に相当する額につき次条第二項の規定による国からの交付金を、十五分の一に相当する額につき第十九条の二第一項の規定による都道府県からの交付金をもつて充てるものとし、当該費用の十五分の一に相当する額を市町村が負担する。

3　被用者及び被用者等でない者に対する三歳以上児童手当（児童手当のうち、三歳未満児童手当を除いたものをいう。以下この章において同じ。）の支給に要する費用は、その九分の七に相当する額につき次条第三項の規定による国からの交付金を、九分の一に相当する額につき第十九条の二第二項の規定による都道府県からの交付金をもつて充てるものとし、当該費用の九分の一に相当する額につき市町村が負担する。

4　次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号

に定める者が負担する。

一　各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によって読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該国家公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）　国

二　都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）　当該都道府県

三　市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）　当該市町村

5　国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。

6　第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の七月までの間（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあっては、その年の八月から翌年の七月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあっては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

三項…一部改正〔昭和五九年一二月法律八七号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一二月法律一〇八号〕、三項…一部改正〔昭和六一年一二月法律九三号〕、一項…一部改正〔平成三年五月法律五四号・九年五月四八号〕、四項…一部改正〔平成一六年三月法律二一号〕、一・二項…一部改正〔平成一八年三月法律二〇号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二・三・五項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四項…五項に繰下〔平成二四年三月法律二四号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六七号・六三号〕、一―三項…全部改正・四・六項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

第四章　雑則

（期間の計算）

第二十四条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

本条…一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕

（資料の提供等）

第二十八条　市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を

求めることができる。

本条…一部改正〔平成一七年一〇月法律一〇二号・二四年三月二四号〕

（実施命令）

第三十条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号・二四年八月六七号〕

委任　「内閣府令」＝〈本法施行規則〉、〈こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令〉

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から〔中略〕施行する。

附　則〔平成六年三月三一日　法律第一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成六年四月一日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第三条　平成六年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・二を標準として」とする。

2　平成七年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3　平成八年度から平成十年度までの各年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度以前五年度」とあるのは、「平成六年度以降」とする。

第一条　この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕

中央省庁等改革関係法施行法

附　則〔平成一一年一二月二二日　法律第一六〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第千三百四十四条の規定　公布の日

二　〔略〕

国民年金法等の一部を改正する法律

附　則〔平成一二年三月三一日　法律第一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～三　〔略〕

四　〔前略〕第二十五条〔中略〕の規定　平成十五年四月一日

五・六　〔略〕

2　〔略〕

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

附　則　〔平成一三年七月四日　法律第一〇一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

日本郵政公社法施行法

附　則　〔平成一四年七月三一日　法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公社法〔日本郵政公社法＝平成一四年七月法律第九七号〕の施行の日〔平成一五年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第三十九条の規定　公布の日

二　〔略〕

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成一五年七月一六日　法律第一一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日〔平成一六年四月一日〕から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

児童福祉法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一六年三月三一日　法律第二二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一六年六月一一日　法律第一〇四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第五十二条〔中略〕の規定　平成十七年四月一日

二～七　〔略〕

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成一七年一〇月二一日　法律第一〇二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法〔平成一七年一〇月法律第九七号〕の施行の日〔平成一九年一〇月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第百十七条　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成一八年三月三一日　法律第二〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

日本年金機構法**附　則**〔平成一九年七月六日　法律第一〇九号、抄〕

最近改正　平成二四年三月三一日　法律第二四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一　〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定　公布の日

二　〔略〕

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（罰則に関する経過措置）

第七十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧七三条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第七十五条　機構が、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第四十八条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六条第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二条第三項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二条第八項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項」と、第

四十八条第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

本条…追加〔平成二二年三月法律一九号〕

（政令への委任）

第七十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条…繰下〔平成二二年三月法律一九号〕、旧七六条…繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条…繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二二年七月一日　法律第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二二年一二月政令二八六号により、平成二三・六・三〇から施行〕

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

附　則　〔平成二三年三月三一日　法律第一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

附　則　〔平成二三年八月三〇日　法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成二四年三月三一日　法律第二四号、抄〕

最近改正　平成二五年五月三一日　法律第二八号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

（拠出金の徴収に関する経過措置）

第九条　平成二十二年三月以前の月分の児童手当及び旧児童手当法附則第六条第一項の給付並びに平成二十一年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二に規定する児童育成事業

をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）

第十条　平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。

2　平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3　平成二十六年度から平成二十八年度又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

三項…一部改正〔平成二四年八月法律六七号〕

（罰則に関する経過措置）

第三十七条　施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則

〔平成二四年八月二二日　法律第六二号、抄〕

最近改正　平成二八年一二月二六日　法律第一一四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定　公布の日

二・三　〔略〕

四　〔前略〕附則第四条から第七条まで、〔中略〕第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定　公布の日

から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行〕

五・六　〔略〕

本条…一部改正〔平成二八年一一月法律八四号・一二月一一四号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則

〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

（調整規定）

第百二十九条　施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。	第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。 第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。 第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規

定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。	

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成二四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当（次条において「旧児童手当」という。）に要する費用については、なお従前の例による。

第三十八条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六七号〕

最近改正　平成二五年一二月一三日　法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十五条及び第七十三条の規定　公布の日

二～五　〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年一二月法律一一二号〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

附　則　〔平成二五年一二月一三日　法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

附　則　〔平成二八年一一月二四日　法律第八四号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。〔後略〕

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二八年一二月二六日　法律第一一四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　第七条の規定　平成二十九年四月一日

三～六　〔略〕

〔平成二九年六月二日法律第四五号、抄〕

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二九年六月二日　法律第四五号〕

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律＝平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和六年六月一二日　法律第四七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第四十六条の規定　この法律の公布の日

二～六　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十五条　この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行

前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○子ども・子育て支援法〔抄〕

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最近改正　令和七年一二月一二日　法律第八七号

注　右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

本条…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

第六章　費用等

第二節　拠出金の徴収等

節名…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条　政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十九条第一項の規定による国の交付金を充てる部分のうち、拠出金を原資とする部分に限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものを除く。次条第二項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一　〔略〕

二　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三・四　〔略〕

2　一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

一項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号・二八年三月二二号・三〇年三月一二号・令和六年六月四七号〕

（拠出金の額）

第七十条　拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2　前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第二項の規定により国が交付する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものについて国が負担する部分に限る。）、第六十八条の二の規定により国が交付する額及び児童手当法第十九条第一項の規定により国が交付する額（拠出金を原資とする部分を除く。）等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・〇以内において、政令で定める。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　〔略〕

一項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号・六三号〕、二項…一部改正〔平成二八年三月法律二二号・三〇年三月一二号・令和元年五月七号〕、三項…一部改正〔令和四年六月法律七六号〕、二項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

委任　二項の「政令」＝〈本法施行令〉二七条

（拠出金の徴収方法）

第七十一条　拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2　前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3～8　〔略〕

9　政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10　第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

委任　二項の「政令」＝〈子ども・子育て支援法施行令〉二八条、九項の「政令」＝同四〇条、一〇項の「政令」＝同四一条

第三節　子ども・子育て支援納付金の徴収等

本節…追加〔令和六年六月法律四七号〕

第一款　通則

本款…追加〔令和六年六月法律四七号〕

第七十一条の二　この節において「健康保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一～五　〔略〕

六　私立学校教職員共済法

2　この節において「健康保険者」とは、健康保険各法の規定により保険給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

3　この節において「被用者保険等保険者」とは、健康保険者（健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者（以下この節において「日雇保険者」という。）としての全国健康保険協会、都道府県及び国民健康保険組合を除く。）又は同法第三条第一項第八号の承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であって内閣総理大臣が定めるものをいう。

4　〔略〕

5　この節において「健康保険者等」とは、健康保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下この節において「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。

6　この節において「加入者等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四　〔略〕

五　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

六～八　〔略〕

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

第二款　子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

本款…追加〔令和六年六月法律四七号〕

第七十一条の三　政府は、次に掲げる費用（以下「支援納付金対象費用」という。）に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

一　第六十八条第一項の規定による交付金の交付に要する費用

二　第六十八条第四項の規定による交付金の交付に要する費用（当該費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。）

三　児童手当法第十九条の規定による交付金の交付に要する費用（同条第一項の規定による交付金の交付に要する費用のうち拠出金を原資とする部分を除いた部分並びに同条第二項及び第三項の規定による交付金の交付に要する費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。）

四　雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用

五　国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相当する額の補塡に要する費用

六　子ども・子育て支援特例公債等（第七十一条の二十七に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号において同じ。）の償還金（同条に規定する借換国債を発行した場合にあっては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

2　健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

委任　一項六号の「政令」＝〈本法施行令〉四二条

第三款　子ども・子育て支援納付金の額等

本款…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（子ども・子育て支援納付金の額）

第七十一条の四　前条第一項の規定により各健康保険者等から毎年度徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、当該年度（以下この条において「徴収年度」という。）の当該健康保険者等に係る概算支援納付金の額とする。ただし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、徴収年度の概算支援納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額に満たないときは、徴収年度の概算支援納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額

を加算して得た額とする。

2　前項ただし書の調整金額は、徴収年度の前々年度における全ての健康保険者等に係る概算支援納付金の額と確定支援納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して内閣府令で定めるところにより健康保険者等ごとに算定される額とする。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕
委任　二項の「内閣府令」＝〈子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〉一条・一六条

（概算支援納付金）

第七十一条の五　各年度における前条の概算支援納付金の額は、次の各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　当該年度における支援納付金対象費用の予定額（以下この項において「支援納付金算定対象予定額」という。）から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ　内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の見込数の総数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数

ロ　当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額（当該年度の標準報酬総額と見込まれる額として内閣府令で定めるところにより算定される額をいう。以下このロにおいて同じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数

二～四　〔略〕

2　前項第一号ロの被用者保険等保険者に係る標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ各年度の当該各号に定める額を当該被用者保険等保険者の全ての加入者等について合算した額を、それぞれ内閣府令で定めるところにより補正して得た額とする。

一・二　〔略〕

三　日本私立学校振興・共済事業団　加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額の総額

四　〔略〕

3～5　〔略〕

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕
委任　一項一号イ第一の「内閣府令」＝〈子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〉二条四項、一項一号イ第二の「内閣府令」＝同二条三項、一項一号ロの「内閣府令」＝同三条、二項各号列記以外の部分の「内閣府令」＝同四条・一六条

（確定支援納付金）

第七十一条の六　各年度における第七十一条の四第一項ただし書の確定支援納付金の額は、次の各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　当該年度における支援納付金対象費用の額（以下この項において「支援納付金算定対象額」という。）から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ　内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の総数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の総数で除して得た数

ロ　当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額（前条第二項に規定する被用者保険等保険者に係る標準報酬総額をいう。以下このロにおいて同じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た数

二～四　〔略〕

2・3　〔略〕

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

委任　一項一号イ第一の〔内閣府令〕＝〈子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〉九条二項、一項一号イ第二の〔内閣府令〕＝同九条一項

第四款　子ども・子育て支援納付金の徴収の方法

本款…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（子ども・子育て支援納付金の通知）

第七十一条の八　内閣総理大臣は、毎年度、健康保険者等に対し、当該年度に当該健康保険者等が納付すべき子ども・子育て支援納付金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（督促及び滞納処分）

第七十一条の九　内閣総理大臣は、健康保険者等が、納付すべき期限までに子ども・子育て支援納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2　前項の規定による督促は、当該健康保険者等に対し、督促状を発する方法により行う。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による督促を受けた健康保険者等がその指定期限までにその督促に係る子ども・子育て支援納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、国税滞納処分の例により当該子ども・子育て支援納付金及び延滞金を徴収す

ることができる。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（延滞金）

第七十一条の十　前条第一項の規定により子ども・子育て支援納付金の納付を督促したときは、内閣総理大臣は、その督促に係る子ども・子育て支援納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、その督促に係る子ども・子育て支援納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、子ども・子育て支援納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる子ども・子育て支援納付金の額は、その納付のあった子ども・子育て支援納付金の額を控除した額とする。

3　延滞金の計算において、前二項の子ども・子育て支援納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　前三項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5　延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号に該当する場合にあっては、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一　督促状に指定した期限までに子ども・子育て支援納付金を完納したとき。

二　延滞金の額が百円未満であるとき。

三　子ども・子育て支援納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四　子ども・子育て支援納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（納付の猶予）

第七十一条の十一　内閣総理大臣は、やむを得ない事情により、健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難であると認められるときは、内閣府令で定めるところにより、当該健康保険者等の申請に基づき、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金の額、猶予期間その他必要な事項を健康保険者等に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金につき

新たに第七十一条の九第一項の規定による督促をすることができない。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕
委任　一項の「内閣府令」＝〈子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〉一二条

（健康保険者等の報告）

第七十一条の十二　健康保険者等は、内閣総理大臣に対し、毎年度、加入者等の数その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕
委任　「内閣府令」＝〈子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〉一三条

（報告徴収及び立入検査）

第七十一条の十三　内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金の額の算定に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、健康保険者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に対し質問させ、若しくは健康保険者等の事務所その他必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕
罰則　一項関係＝〈本法〉七七条の二

第七款　雑則

本款…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（こども家庭審議会への意見聴取）

第七十一条の三十　内閣総理大臣は、第七十一条の四第二項、第七十一条の五第一項各号、第二項、第四項各号及び第五項並びに第七十一条の六第一項各号及び第三項各号の内閣府令を定めようとするときその他子ども・子育て支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

第八章　雑則

（時効）

第七十三条　妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付を受ける権利並びに拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使

することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2　〔略〕

3　拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、時効の更新の効力を有する。

二項…一部改正〔平成二六年六月法律六九号〕、一・二項…一部改正〔令和元年五月法律七号〕、一―三項…一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕、旧七八条…繰上〔令和四年六月法律七六号〕、一・三項…一部改正、一・二項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

（期間の計算）

第七十四条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

旧七九条…繰上〔令和四年六月法律七六号〕

（審査請求）

第七十五条　第七十一条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

2　この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、基盤機構の上級行政庁とみなす。

注　右の第七五条は、令和七年一二月一二日法律八七号により改正され、令和八年一〇月一日から施行

第七十五条　一項　現行条文に同じ

2　この法律に基づく基盤機構の処分又はその不作為に不服のある者は、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、基盤機構の上級行政庁とみなす。

本条…一部改正〔平成二六年六月法律六九号〕、旧八〇条…繰上〔令和四年六月法律七六号〕、二項…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（実施規定）

第七十七条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

旧八二条…繰上〔令和四年六月法律七六号〕

委任　「内閣府令」＝〈こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令〉、〈社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令〉

附　則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔平成二九年四月一日〕の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月政令二二号により、平成二七・四・一から施行〕

（支援納付金対象費用に関する経過措置）

第二十六条　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間において第六章第三節の規定を適用する場合における支援納付金対象費用は、第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一　令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間　第七十一条の三第一項第三号及び第六号に掲げる費用

二　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間　第七十一条の三第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる費用

三　令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間　第七十一条の三第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（延滞金の割合の特例）

第二十七条　延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない年における第七十一条の十第一項の延滞金の割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とする。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（令和八年度及び令和九年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る経過措置）

第三十二条　令和八年度及び令和九年度に徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、第七十一条の四第一項ただし書の規定を適用せず同項本文の規定により算定した額とする。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

（令和八年度から令和十年度までの間における子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る特例）

第三十三条　令和八年度から令和十年度までの各年度における第七十一条の四から第七十一条の六までの規定の適用については、第七十一条の五第一項第一号中「の予定額」とあるのは「の予定額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子

育て支援特例公債の発行予定額を控除して得た額」と、第七十一条の六第一項第一号中「の額」とあるのは「の額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行額を控除して得た額」とする。

本条…追加〔令和六年六月法律四七号〕

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六二号、抄〕

最近改正　平成二八年一二月二六日　法律第一一四号

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三　〔略〕

四　〔前略〕附則第四条から第七条まで、〔中略〕第七十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行〕

五・六　〔略〕

本条…一部改正〔平成二八年一一月法律八四号・一二月一四号〕

法律　子ども・子育て支援法〔抄〕　附則（平二四―平二六）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二四年八月二二日　法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

附　則　〔平成二六年四月二三日　法律第二八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

三　〔略〕

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い

必要な経過措置は、政令で定める。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二六年六月一三日　法律第六九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

附　則　〔平成二八年三月三一日　法律第二二号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

附　則　〔平成二八年一一月二四日　法律第八四号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

〔平成二九年六月二日法律第四五号、抄〕

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条　施行日前に前条の規定による改正前の子ども・子育て支援法第七十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附　則　〔平成二九年六月二日　法律第四五号〕

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律＝平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成三〇年三月三一日　法律第一二号、抄〕

（施行期日）

1　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則　〔令和元年五月一七日　法律第七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただ

し、〔中略〕附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

附　則　〔令和四年六月二二日　法律第七六号、抄〕

最近改正　令和四年六月二二日　法律第七七号

（施行期日）

第一条　この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日〔令和五年四月一日〕から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

本条…一部改正〔令和四年六月法律七七号〕

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和六年六月一二日　法律第四七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第四十六条の規定　この法律の公布の日

二・三　〔略〕

四　次に掲げる規定　令和七年四月一日

イ　第一条中子ども・子育て支援法〔中略〕第六十九条第一項の改正規定（「同項」を「第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものを除く。次条第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十条第二項の改正規定（第六十八条第一項」を「第六十八条第二項」に、「千分の四・五」を「千分の四・〇」に改める部分に限る。）、同法第七十三条第一項の改正規定（「子どものための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る。）〔後略〕

ロ～ツ　〔略〕

五　次に掲げる規定　令和八年四月一日

イ　第一条中子ども・子育て支援法〔中略〕第七十三条第一項の改正規定（「及び子育てのための施設等利用給付」を「、

子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める部分に限る。）〔中略〕同法附則に八条を加える改正規定（同法附則第三十一条から第三十三条までに係る部分に限る。）〔後略〕

ロ～ネ　〔略〕

六　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十五条　この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

委任　「政令」＝〈子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令〔抄〕〉四条・五条

（子ども・子育て支援納付金の導入に当たっての経過措置及び留意事項）

第四十七条　政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決定されたこども未来戦略（次項において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率（一会計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改

革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2　政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するために必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（第五項において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

一　令和八年度　おおむね六千億円

二　令和九年度　おおむね八千億円

三　令和十年度　おおむね一兆円

3　政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一　改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行い、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

二　前号の予算編成過程における検討に当たっては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて全世代が支え合う仕組みの構築、高齢者の活躍促進及び健康寿命の延伸等の観点を踏まえつつ、人口動態の変化に対応し、全世代が安心できる社会保障制度を構築することを旨として、それまでに実施した取組の検証等も含め、制度、事業等の在り方について、幅広い検討を行うこと。

三　前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようにすること。

4　第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

一　第二条の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）

二　第七条の規定（附則第一条第五号ヘに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもって充てる部分の額

三　第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による国庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

四　第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもって充てる部分の額

五　高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

5　政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

委任　一項の「内閣総理大臣が定め」＝〈子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額〉、四項三号の「政令」＝〈本法施行令の一部を改正する政令〉〔令和八年三月政令三二号〕附則二項、四項五号の「政令」＝同附則三項

（検討）

第四十八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

医療法等の一部を改正する法律

附　則　〔令和七年一二月一二日　法律第八七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四　〔略〕

五　〔前略〕附則〔中略〕第五十条〔中略〕の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和八年二月政令一八号により、令和八・一〇・一から施行〕

六～十　〔略〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕

（平成二十三年五月二日法律第四十号）

最近改正　令和七年一二月一二日　法律第八七号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2　この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

委任　二項の「政令」＝〈東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令〉一条、三項の「政令」＝同二条一項、三項第二の「政令」＝同二条二項

第五章　財務省関係

（国共済法の退職共済年金の決定の特例）

第二十六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であって次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一　第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二　平成二十三年三月十一日前に国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

2　〔略〕

委任　一項二号の「政令」＝〈東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令〉

（国共済法の入院時食事療養費の額の特例）

第二十七条　国共済組合（国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。）が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間（次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という。）に被災国共済組合員（国共済組合の組合員（国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同じ。）であって、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）が受けた食事療養（国共済法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第二十九条から第三十一条までにおいて同じ。）について国共済法第五十五条の三第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）に相当する金額とする。

（国共済法の入院時生活療養費の額の特例）

第二十八条　国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた生活療養（国共済法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。）について国共済法第五十五条の四第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）に相当する金額とする。

（国共済法の保険外併用療養費の額の特例）

第二十九条　国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養（国共済法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。）又は選定療養（国共済法第五十四条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。）（これらの療養のうち食事療

養が含まれているものに限る。）について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）に相当する金額の合算額とする。

2　国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について国共済法第五十五条の四第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）に相当する金額の合算額とする。

（国共済法の療養費の額の特例）

第三十条　国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

2　前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第二十七条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、国共済法第五十五条の三第二項の金額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第二十八条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、国共済法第五十五条の四第二項の金額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、国共済法第五十五条の三第二項又は第五十五条の四第二項の金額の算定）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（国共済法の家族療養費の額の特例）

第三十一条　国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者（国共済組合の組合員であって、東日本大震災による被害を受けたことにより国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養（食事療養が含まれている療養に限る。）について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員（国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被扶養者を含む。次項において「国共済組合の組合員等」という。）に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2　国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者が受けた療養（生活療養が含まれている療養に限る。）について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（生活療養を除く。）について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

3　前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等（国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。）から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあっては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第二十七条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第二十八条の費用の額の算定の例による。

4　前条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

（国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第三十二条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分から

ない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（適用）

第三十七条　第二十七条から第三十一条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第六章　文部科学省関係

（私学共済法の標準給与の改定の特例）

第三十八条　日本私立学校振興・共済事業団（以下この条から第四十条まで及び第四十二条において「事業団」という。）は、学校法人等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条及び第四十条から第四十二条までにおいて「私学共済法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第四十二条及び第百二条において同じ。）が設置する学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項、第四十二条第一項及び第百二条において同じ。）で、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたものが東日本大震災による被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法をいう。以下この条から第四十条までにおいて同じ。）第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。以下この条、第四十二条第一項及び第百二条において「私学共済加入者」という。）の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与（私学共済法第二十一条第一項に規定する給与をいう。以下この条及び第四十二条第一項第二号において同じ。）の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与（私学共済法第二十二条に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。）の基礎となった給与月額に比べて著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2　事業団は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定す

ることができる。

3　私学共済法第二十二条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

4　第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であった者であって、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十六条第一項に規定する傷病手当金（以下この項において単に「傷病手当金」という。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

5　第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であった者であって、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

6　第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であって、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十八条に規定する休業手当金（以下この項において単に「休業手当金」という。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

7　第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共

済法第七十条に規定する弔慰金又は家族弔慰金（平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

8　第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条に規定する災害見舞金（平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

（国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用）

第三十九条　第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

委任　本条で準用する二六条一項二号の「政令」＝〈東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令〉

（国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用）

第四十条　第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であって、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済加入者に対して支給する入院時食事療養費の額、入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額及び療養費の額について、第三十一条の規定は事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定並びに同条第七項において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第二項

の規定により被災私学共済被扶養者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であって、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び準用国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済被扶養者に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。）に対して支給する家族療養費の額について準用する。

（国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例に関する規定の準用）

第四十一条　第三十二条の規定は、私学共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について準用する。

（私学共済法の掛金の免除の特例）

第四十二条　事業団は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があった場合において、必要があると認めるときは、私学共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当該学校法人等が第二号に該当するに至った月から当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの各月に納付すべき掛金（第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛金に限る。）を免除することができる。

一　平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

二　東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2　前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を事業団に届け出なければならない。

（適用）

第四十三条　第三十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十一日から適用する。

第七章　厚生労働省関係

（健康保険の入院時食事療養費の額の特例）

第五十条　健保保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。）が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条第一項の規定による救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（以下この章において「特例対象期間」という。）に被災健保被保険者（健康保険の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。）を除く。）であって、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。）が受けた食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。）につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

本条…一部改正〔令和三年五月法律三〇号〕

委任　「厚生労働大臣が定める日」＝〈東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日〉

（老齢厚生年金の裁定の特例）

第九十六条　厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であって次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三条の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一　特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二　平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

委任　各号列記以外の部分第二の「厚生労働大臣が定め」＝〈東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示〉三条、一号の「厚生労働大臣が定め」＝同四条、二号の「政令」＝〈東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令〉一一条

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法等の拠出金の免除の特例）

第百二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下この条において「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項を含む。以下この条において同じ。）に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者にあっては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。

一　第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主　同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）まで

二　第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等　同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）まで

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二三年八月法律一〇七号〕

（適用）

第百五条　第四十九条、第五十七条、第五十九条、第六十六条、第八十一条、第八十四条、第九十四条、第九十五条及び第百二条の規定は平成二十三年三月一日から、第五十条から第五十六条まで、第六十一条から第六十五条まで、第六十七条から第七十一条まで、第七十三条から第七十七条まで、第八十二条、第八十六条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで及び第百三条の規定は同月十一日から適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

本条…一部改正〔平成二三年六月法律七二号〕

法律　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕（第一〇二条・第一〇五条）　附則

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

附　則

〔平成二三年六月二二日　法律第七二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

二　〔略〕

（政令への委任）

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

附　則

〔平成二三年八月三〇日　法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

災害対策基本法等の一部を改正する法律

附　則

〔令和三年五月一〇日　法律第三〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕

（平成二十二年十月二十九日法律第五十号）

最近改正　平成二三年四月四日法律第一六号

（所得税の特例）

第一条　個人が、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条の規定による手当金（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するためのもので当該手当金と併せて政令で定める要件を満たす補助金が交付されるものに限る。）、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）附則第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第十五条の規定による改正前の口蹄疫対策特別措置法第六条第九項の規定による補塡金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金（以下「手当金等」という。）の交付を受けた場合には、当該個人のその交付を受けた日の属する年分の当該手当金等の交付により生じた所得に対する所得税を免除する。

2　前項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正〔平成二三年四月法律一六号〕

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

附　則　〔平成二三年四月四日　法律第一六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二三年六月政令一六九号により、平成二三・七・一から施行〕

一　〔前略〕附則第九条第四項、〔中略〕第二十条の規定　公布の日

二・三　〔略〕

（政令への委任）

第二十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

政　　令

ページ
○日本私立学校振興・共済事業団法施行令
〔平成九年政令第三五四号〕……六〇一
○私立学校教職員共済法施行令
〔昭和二八年政令第四二五号〕……六一二
第一章　総則（第一条―第四条）……六一二
第二章　給付及び福祉事業（第四条の二―第十条）……六一六
第三章　任意継続加入者及び特例退職加入者（第十一条―第二十七条）……六三二
第四章　費用の負担（第二十八条―第三十条）……六四〇
第五章　共済審査会（第三十一条―第三十五条）……六四一
第六章　高齢の教職員等に係る特例（第三十六条・第三十七条）……六四二
第七章　雑則（第三十八条―第四十一条）……六四三
附則……六四四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令〔抄〕
〔令和六年政令第二六〇号〕……七三〇
○平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令
〔平成一二年政令第三四一号〕……七三一
○私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令
〔昭和六二年政令第二〇〇号〕……七三七

○平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔平成二年政令第五九号〕……七四二
○私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令〔平成七年政令第一四九号〕……七五〇
○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令〔平成一五年政令第一五九号〕……七五七
○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令〔平成一六年政令第一一六号〕……七五八
○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令〔平成二〇年政令第三九号〕……七五九
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二七年政令第三四八号〕……七六四
○国家公務員共済組合法施行令〔抄〕〔昭和三三年政令第二〇七号〕……七七〇
○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕〔昭和六一年政令第五六号〕……九一九
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二七年政令第三四五号〕……九七三
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二八年政令第三二三号〕……一一三八
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二九年政令第二八号〕……一一四一
○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令〔抄〕〔平成二九年政令第三七号〕……一一四四
○国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔昭和六二年政令第一九九号〕……一一四七
○平成二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成二年政令第五七号〕……一一五三
○国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成七年政令第一一六号〕……一一六五

○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成一五年政令第一五七号〕……一一七七
〔参考〕
○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕〔平成一六年政令第一一四号〕……一一八五
○令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令〔平成二八年政令第一三〇号〕……一一九三
○放送大学学園法施行令〔抄〕〔平成一五年政令第三六五号〕……一一九七
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令〔抄〕〔平成一五年政令第五四六号〕……一一九八
○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令〔抄〕〔平成二六年政令第一九三号〕……一二〇二
○沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔抄〕〔昭和四七年政令第一〇六号〕……一二〇四
○子ども・子育て支援法施行令〔抄〕〔平成二六年政令第二一三号〕……一二一五
○財政融資資金法施行令〔平成一二年政令第三六〇号〕……一二一七
〔参考〕
○資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令〔抄〕〔昭和六二年政令第三二号〕……一二二一
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令〔平成二三年政令第一二七号〕……一二三〇
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令〔平成二三年政令第一二九号〕……一二三三
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令〔平成二三年政令第一三〇号〕……一二三四
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令〔抄〕〔平成二三年政令第二四四号〕……一二三五

○日本私立学校振興・共済事業団法施行令

（平成九年十二月十日政令第三百五十四号）

【沿革】
平成一二年　六月　七日　政令第三〇八号改正
平成一三年　六月二九日　政令第二二三号改正
平成一四年　六月二八日　政令第二四一号改正
平成一四年一二月　六日　政令第三六三号改正
平成一五年　八月　八日　政令第三六六号改正
平成一六年　九月二九日　政令第二八八号改正
平成一六年一二月二八日　政令第四二九号改正
平成一九年　三月三〇日　政令第七七号改正
平成一九年一二月一四日　政令第三六九号改正
平成二〇年　七月　四日　政令第二一九号改正
平成二二年一一月一七日　政令第二二六号改正
平成二三年　八月三〇日　政令第二六八号改正
平成二七年　三月一八日　政令第七四号改正
平成二七年　九月三〇日　政令第三四八号改正
令和　二年一二月二四日　政令第三七五号改正

内閣は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十二条第一項第一号及び第二号、第三十五条第二項並びに附則第五条第四項、第六条第五項、第十二条及び第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

政令　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（第一条・第二条）

（国から交付を受ける補助金）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）第二十三条第一項第一号の政令で定める国の補助金は、私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費に対する補助金で文部科学省令で定めるものとする。

本条…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号・一五年八月三六六号〕

委任　「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉一二条

（日本私立学校振興・共済事業団の資金貸付けの対象となる専修学校又は各種学校の範囲）

第二条　法第二十三条第一項第二号の政令で定める私立の専修学校又は各種学校は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするものであって、文部科学省令で定める課程を有するものとする。ただし、医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人が開設する病院又は診療所の運営に関し必要な附属施設である専修学校又は各種学校を除く。

2　法第二十三条第三項第三号の政令で定める災害は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害であって私立の専修学校及び各種学校に係る被害の状況その他の事情を勘案して文部科学大臣が定めるものとし、同号の政令で定める私立の専修

学校又は各種学校は、当該災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（法第二十三条第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）であって前項ただし書に規定するもの以外のもの（各種学校にあっては、修業年限が二年以上であるものに限る。）とする。

本条…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号・一五年八月三六六号〕、二項…追加〔平成二三年八月政令二六八号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行規則〉一三条・一四条、二項の「文部科学大臣が定め」＝〈日本私立学校振興・共済事業団法施行令第二条第二項の規定に基づく災害〉

（国庫納付金の納付の手続）

第三条　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法第三十六条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、法第二十六条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度（以下この項及び次条において「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

本条…追加〔平成一五年八月政令三六六号〕

（国庫納付金の納付期限）

第四条　国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

本条…追加〔平成一五年八月政令三六六号〕

（国庫納付金の帰属する会計）

第五条　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

本条…追加〔平成一五年八月政令三六六号〕

（私学振興債券の形式）

第六条　私学振興債券は、無記名利札付きとする。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、旧三条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕

（私学振興債券の発行の方法）

第七条　私学振興債券の発行は、募集の方法による。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、旧四条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕

（私学振興債券申込証）

第八条　私学振興債券の募集に応じようとする者は、私学振興債券申込証に、その引き受けようとする私学振興債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五

号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある私学振興債券（次条第二項において「振替私学振興債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該私学振興債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を私学振興債券申込証に記載しなければならない。

3　私学振興債券申込証は、事業団が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　私学振興債券の名称

二　私学振興債券の総額

三　各私学振興債券の金額

四　私学振興債券の利率

五　私学振興債券の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　私学振興債券の発行の価額

八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十　応募額が私学振興債券の総額を超える場合の措置

十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成一四年一二月政令三六三号〕、三項…一部改正・旧五条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕、三項…一部改正〔平成一九年一二月政令三六九号〕、二項…一部改正〔平成二〇年七月政令二一九号〕、一項…一部改正〔令和二年一二月政令三七五号〕

（私学振興債券の引受け）

第九条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が私学振興債券を引き受ける場合又は私学振興債券の募集の委託を受けた会社が自ら私学振興債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替私学振興債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替私学振興債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を事業団に示さなければならない。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、二項…追加〔平成一四年一二月政令三六三号〕、旧六条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕

（私学振興債券の成立の特則）

第十条　私学振興債券の応募総額が私学振興債券の総額に達しないときでも応募総額をもって私学振興債券を成立させる旨を私学振興債券申込証に記載したときは、私学振興債券は、その応募総額をもって成立するものとする。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、旧七条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕

（私学振興債券の払込み）

第十一条　私学振興債券の募集が完了したときは、事業団は、遅滞なく、各私学振興債券についてその全額の払込みをさせなければ

ならない。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、旧八条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕

（債券の発行）

第十二条　事業団は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、私学振興債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年一二月政令三六三号〕、二項…一部改正・旧九条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕、一・二項…一部改正〔平成一九年一二月政令三六九号〕

（私学振興債券原簿）

第十三条　事業団は、主たる事務所に私学振興債券原簿を備えて置かなければならない。

2　私学振興債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　私学振興債券の発行の年月日

二　私学振興債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、私学振興債券の数及び番号）

三　第八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、二項…一部改正〔平成一四年一二月政令三六三号〕、二項…一部改正・旧一〇条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕、二項…一部改正〔平成一九年一二月政令三六九号〕

（利札が欠けている場合）

第十四条　私学振興債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、事業団は、これに応じなければならない。

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、旧一一条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕

（私学振興債券の発行の認可）

第十五条　事業団は、法第三十七条第四項の規定により私学振興債券の発行の認可を受けようとするときは、私学振興債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　私学振興債券の発行を必要とする理由

二　第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三　私学振興債券の募集の方法

四　私学振興債券の発行に要する費用の概算額

五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする私学振興債券申込証

二　私学振興債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　私学振興債券の引受けの見込みを記載した書面

本条…追加〔平成一三年六月政令二二三号〕、一項…一部改正〔平成一四年一二月政令三六三号〕、一項…一部改正・旧一二条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕、一項…一部改正〔平成一九年一二月政令三六九号〕

（不要財産に係る国庫納付等）

第十五条の二　法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第五項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第四条から第八条まで、第九条第一項及び第十条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同令第四条、第六条第一項、第二項及び第四項、第八条、第九条第一項並びに第十条第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する通則法」と、同令第四条第一項第四号及び第六条第一項第七号中「支出の額、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同令第五条第一項中「中期目標管理法人（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の事業計画（通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の十第三項第五号」とあり、及び同令第七条第一項中「中期目標管理法人の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法第三十条第一項の中期計画において同条第二項第五号」と、同令第九条第一項中「当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計」とあるのは「一般会計」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二二年一一月政令二二六号〕、一部改正〔平成二七年三月政令七四号〕

（余裕金の運用）

第十六条　法第三十九条第二項の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（法第三十九条第一項第三号に掲げるものを除く。）

二　不動産の取得

三　加入者（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次条において「共済法」という。）第十四条第一項に規定する加入者をいう。）を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

四　他の勘定（法第三十三条第一項各号の経理に係る勘定をいう。）に対する資金の貸付け

旧三条…繰下〔平成一三年六月政令二二三号〕、本条…一部改正〔平成一四年六月政令二四一号〕、一部改正・旧一三条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕、一部改正〔平成一六年一二月政令四二九号・二七年九月三四八号〕

（法附則第十二条の政令で定める費用）

第十七条　法附則第十二条の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一　昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第一条及び第一条の二の規定、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号。以下この条において「年金額改定法」という。）第三条から第三条の十六までの規定並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。次号において「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定に基づく政令の規定による同項に規定する恩給財団の年金及び恩給財団における従前の例によることとされた年金の額の改定により増加する費用

二　年金額改定法第一条から第一条の十六まで及び第五条の規定並びに昭和三十六年改正法附則第六項の規定に基づく政令の規定による昭和三十六年改正法附則第五項に規定する給付のうち年金である給付の額の改定により増加する費用のうち、昭和二十九年一月一日前の加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。次号において同じ。）に係るもの

三　年金額改定法第二条から第二条の十六までの規定、共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項及び第四項、第十七条第二項、第三十五条、第三十七条、第四十条第一項及び第二項、第四十二条、第四十六条、第四十七条、第五十二条、第五十四条、第五

十五条並びに第五十七条の規定並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第二項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十九条第四項及び第五項並びに附則第十二条の四の二第二項の規定並びに同法第七十二条の三第五項、第七十二条の四第四項、第七十二条の五第五項及び第七十二条の六第五項の規定に基づく政令の規定による年金である給付の額の改定により増加する費用のうち、昭和二十九年一月一日前の加入者期間に係るもの

旧四条：繰下〔平成一三年六月政令二二三号〕、旧一四条…繰下〔平成一五年八月政令三六六号〕、本条…一部改正〔平成一六年九月政令二八八号・一九年三月七七号・二七年九月三四八号〕

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合等の解散の登記の嘱託等）

第二条　法附則第五条第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散したとき、及び法附則第六条第一項の規定により日本私学振興財団が解散したときは、文部大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

（事業団に係る老人保健法の規定による拠出金等の額の算定の特例）

第三条　平成九年度において日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第二項の規定により納付すべき拠出金の額は、事業団が法附則第五条第一項の規定により私立学校教職員共済組合から承継した同年度の拠出金に係る債務の額とする。

2　平成十年度において事業団が老人保健法第五十三条第二項の規定により納付すべき同条第一項に規定する医療費拠出金の額の算定については、同法第五十四条第一項ただし書中「ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額」とあるのは「ただし、日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利及び義務を承継した私立学校教職員共済組合に係る前々年度の概算医療費

拠出金の額」と、「前々年度の確定医療費拠出金の額」とあるのは「私立学校教職員共済組合に係る前々年度の確定医療費拠出金の額」と、「するものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額」とあるのは「するものとし、私立学校教職員共済組合に係る前々年度の概算医療費拠出金の額」とする。

3　平成十一年度において事業団が老人保健法第五十三条第二項の規定により納付すべき同条第一項に規定する医療費拠出金の額の算定については、同法第五十四条第一項ただし書中「ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額」とあるのは「ただし、日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利及び義務を承継した私立学校教職員共済組合に係る前々年度の概算医療費拠出金として同項の規定による解散前に算定された額（以下この項において「解散前算定額」という。）」と、「前々年度の確定医療費拠出金の額」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に係る前々年度の確定医療費拠出金の額に私立学校教職員共済組合に係る前々年度の確定医療費拠出金の額を加えて得た額」と、「するものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額」とあるのは「するものとし、解散前算定額」とする。

第四条　平成九年度において事業団が国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第二項の規定により納付すべき拠出金の額は、事業団が法附則第五条第一項の規定により私立学校教職員共済組合から承継した同年度の拠出金に係る債務の額とする。

2　平成十年度において事業団が国民健康保険法第八十一条の二第二項の規定により納付すべき同条第一項に規定する療養給付費拠出金の額の算定については、同法第八十一条の三第一項ただし書中「ただし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額」とあるのは「ただし、日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利及び義務を承継した私立学校教職員共済組合に係る前々年度の概算療養給付費拠出金の額」と、「前々年度の確定療養給付費拠出金の額」と、「するものとし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額」とあるのは「するものとし、私立学校教職員共済組合に係る前々年度の概算療養給付費拠出金の額」とする。

3　平成十一年度において事業団が国民健康保険法第八十一条の二第二項の規定により納付すべき同条第一項に規定する療養給付費拠出金の額の算定については、同法第八十一条の三第一項ただし書中「ただし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額」とあるのは「ただし、日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振

興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利及び義務を承継した私立学校教職員共済組合に係る前々年度の概算療養給付費拠出金として同項の規定による解散前に算定された額（以下この項において「解散前算定額」という。）」と、「前々年度の確定療養給付費拠出金の額」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に係る前々年度の確定療養給付費拠出金の額に私立学校教職員共済組合に係る前々年度の確定療養給付費拠出金の額を加えて得た額」と、「するものとし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額」とあるのは「するものとし、解散前算定額」とする。

第五条　平成九年度において事業団が国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十一条の四第一項の規定により納付すべき概算基礎年金拠出金の額は、事業団が法附則第五条第一項の規定により私立学校教職員共済組合から承継した同年度の概算基礎年金拠出金に係る債務の額とする。

第六条　平成九年度において国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第五十九条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が事業団に対し交付すべき額は、同年度において私立学校教職員共済組合に対し交付すべきものとして同項の規定により定められた額のうち、法附則第五条第一項の規定により事業団に交付すべきこととなる額とする。

第七条　平成九年度において事業団が厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の十二第一項の規定により納付すべき概算拠出金の額は、事業団が法附則第五条第一項の規定により私立学校教職員共済組合から承継した同年度の概算拠出金に係る債務の額とする。

中央省庁等改革のための文部科学省関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一二年六月七日　政令第三〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成一三年六月二九日　政令第二二三号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成一四年六月二八日　政令第二四一号〕

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一四年一二月六日　政令第三六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一五年八月八日　政令第三六六号〕

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一六年九月二九日　政令第二八八号〕

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

信託業法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一六年一二月二八日　政令第四二九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、法〔信託業法＝平成一六年一二月法律第一五四号〕の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年三月三〇日　政令第七七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一九年一二月一四日　政令第三六九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二〇年七月四日　政令第二一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律〔平成一六年六月法律第八八号〕（以下「改正法」という。）の施行の日〔平成二一年一月五日〕から施行する。〔後略〕

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成二二年一一月一七日　政令第二二六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第九条第二項の規定に基づき文部科学大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対する前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行令第十五条の二において準用するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「文部科学大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附　則　〔平成二三年八月三〇日　政令第二六八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成二七年三月一八日　政令第七四号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附　則　〔令和二年一二月二四日　政令第三七五号〕

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

○私立学校教職員共済法施行令

（昭和二十八年十二月二十六日政令第四百二十五号）

〔沿革〕

昭和二九年　九月　二日　政令第二六〇号改正
昭和三三年　六月三〇日　政令第二〇八号改正
昭和三六年一一月一四日　政令第三六八号改正
昭和三六年一二月一五日　政令第四一二号改正
昭和三七年　九月二九日　政令第三九一号改正
昭和三九年　三月二三日　政令第二八号改正
昭和四〇年　六月三〇日　政令第二三一号改正
昭和四一年　九月二九日　政令第三三三号改正
昭和四二年　八月　一日　政令第二三五号改正
昭和四三年　九月二四日　政令第二八五号改正
昭和四四年一二月一六日　政令第二九七号改正
昭和四五年　九月二九日　政令第二九一号改正
昭和四六年　九月二三日　政令第二九九号改正
昭和四六年　九月三〇日　政令第三一五号改正
昭和四七年　九月三〇日　政令第三五九号改正
昭和四八年　九月二五日　政令第二六四号改正
昭和四八年　九月二九日　政令第二八五号改正
昭和四八年一〇月　一日　政令第二八八号改正
昭和四九年　三月二九日　政令第七〇号改正
昭和四九年　六月二七日　政令第二二七号改正
昭和四九年　八月三一日　政令第三〇七号改正
昭和五〇年　七月二九日　政令第二三三号改正
昭和五〇年一一月二〇日　政令第三三四号改正
昭和五一年　六月三〇日　政令第一八三号改正
昭和五一年　九月三〇日　政令第二六二号改正
昭和五二年　六月　七日　政令第一七九号改正
昭和五二年　六月　七日　政令第一八四号改正
昭和五二年　六月　七日　政令第一八六号改正
昭和五三年　五月三一日　政令第二一五号改正
昭和五三年　六月　一日　政令第二二三号改正
昭和五四年一二月二八日　政令第三一五号改正
昭和五五年　六月三〇日　政令第一九〇号改正
昭和五六年　二月二一日　政令第一四号改正
昭和五六年　四月二一日　政令第一三五号改正
昭和五六年　五月三〇日　政令第一九九号改正
昭和五七年　一月　七日　政令第三号改正
昭和五七年　九月二五日　政令第二六四号改正
昭和五八年　一月二一日　政令第六号改正
昭和五九年　三月一七日　政令第三五号改正
昭和五九年　九月　七日　政令第二六八号改正
昭和六〇年　三月三〇日　政令第七一号改正
昭和六〇年一二月二一日　政令第三一七号改正
昭和六一年　三月三一日　政令第六六号改正
昭和六一年一〇月一四日　政令第三二八号改正
平成　元年　三月一七日　政令第四九号改正
平成　元年一二月二二日　政令第三三六号改正
平成　元年一二月二七日　政令第三四七号改正
平成　二年　三月二八日　政令第五八号改正
平成　二年　三月三〇日　政令第七五号改正
平成　四年　九月一七日　政令第二九八号改正
平成　六年　七月二七日　政令第二五一号改正
平成　六年　九月　二日　政令第二八二号改正
平成　六年一一月一六日　政令第三五九号改正
平成　七年　三月三一日　政令第一四八号改正
平成　七年　九月　八日　政令第三二九号改正

平成　九年　三月二八日　政令第八四号改正
平成　九年一二月一〇日　政令第三五五号改正
平成一〇年　三月二五日　政令第五七号改正
平成一一年　三月三一日　政令第一〇二号改正
平成一一年　九月　三日　政令第二六二号改正
平成一二年　三月三一日　政令第一八五号改正
平成一二年　六月　七日　政令第三〇八号改正
平成一二年　七月二七日　政令第三九六号改正
平成一二年一二月一三日　政令第五〇八号改正
平成一二年一二月二七日　政令第五四三号改正
平成一三年　三月三一日　政令第一五六号改正
平成一三年一一月一六日　政令第三五二号改正
平成一四年　三月三一日　政令第九九号改正
平成一四年　八月三〇日　政令第二八二号改正
平成一四年一一月二七日　政令第三四八号改正
平成一四年一二月一八日　政令第三八六号改正
平成一五年　三月二八日　政令第一〇八号改正
平成一五年　八月　八日　政令第三六六号改正
平成一六年　三月二四日　政令第五五号改正
平成一六年　九月二九日　政令第二八八号改正
平成一七年　四月　一日　政令第一三〇号改正
平成一八年　二月　一日　政令第一四号改正
平成一八年　七月二一日　政令第二四一号改正
平成一八年　八月三〇日　政令第二八六号改正
平成一八年一二月二〇日　政令第三九〇号改正
平成一九年　三月三一日　政令第一二一号改正
平成一九年　三月三一日　政令第一二四号改正
平成二〇年　三月三一日　政令第八七号改正
平成二〇年　三月三一日　政令第一一六号改正
平成二〇年一一月二一日　政令第三五七号改正
平成二一年　四月三〇日　政令第一三五号改正

平成二一年　五月二二日　政令第一三九号改正
平成二一年一二月二四日　政令第二九六号改正
平成二二年一二月二八日　政令第三〇五号改正
平成二二年　三月二五日　政令第四〇号改正
平成二二年　三月三一日　政令第六一号改正
平成二二年　三月三一日　政令第六五号改正
平成二三年　三月三〇日　政令第五五号改正
平成二三年　三月三〇日　政令第五六号改正
平成二三年一〇月二一日　政令第三二七号改正
平成二四年　三月二九日　政令第一〇〇号改正
平成二五年　七月三一日　政令第二二六号改正
平成二六年　三月二八日　政令第九四号改正
平成二六年　三月三一日　政令第一二九号改正
平成二六年一一月一九日　政令第三六五号改正
平成二七年　九月三〇日　政令第三四二号改正
平成二七年　九月三〇日　政令第三四八号改正
平成二七年一一月二六日　政令第三九二号改正
平成二八年　三月三一日　政令第一二九号改正
平成二八年　三月三一日　政令第一八〇号改正
平成二八年　四月一五日　政令第一九九号改正
平成二八年　九月　七日　政令第二九四号改正
平成二八年一二月二六日　政令第三九五号改正
平成二九年　七月二八日　政令第二一三号改正
平成三〇年　三月二六日　政令第六三号改正
平成三〇年　七月一三日　政令第二一〇号改正
平成三一年　四月一七日　政令第一五五号改正
令和　元年　六月一四日　政令第二七号改正
令和　二年　七月　八日　政令第二一九号改正
令和　二年　八月二八日　政令第二五三号改正

令和　三年　八月　六日　政令第二二九号改正
令和　四年　三月二五日　政令第八六号改正
令和　四年　三月二五日　政令第一二〇号改正
令和　四年　八月　三日　政令第二六七号改正
令和　六年　一月一七日　政令第八号改正
令和　六年　九月二六日　政令第二九六号改正
令和　七年　一月二二日　政令第七号改正
令和　七年　三月三一日　政令第一四〇号改正
令和　七年　五月二三日　政令第一九三号改正
令和　八年　二月一六日　政令第一一号改正

私立学校教職員共済法施行令

題名…改正〔平成九年一二月政令三五五号〕

内閣は、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　給付及び福祉事業（第四条の二―第十条）
第三章　任意継続加入者及び特例退職加入者（第十一条―第二十七条）
第四章　費用の負担（第二十八条―第三十条）
第五章　共済審査会（第三十一条―第三十五条）
第六章　高齢の教職員等に係る特例（第三十六条・第三十七条）
第七章　雑則（第三十八条―第四十一条）

附則

第一章　総則

章名…削除〔昭和三九年三月政令二八号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕

（定義）

第一条　この政令において、「事業団」、「加入者」、「加入者期間」、「退職年金」、「職務障害年金」若しくは「職務遺族年金」又は「退職」、「任意継続加入者」、「任意継続掛金」若しくは「特例退職加入者」とは、それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第二条、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項又は法第二十五条において準用し、若しくは読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第二条第一項第四号、第百二十六条の五第二項若しくは附則第十二条第三項に規定する事業団、加入者、加入者期間、退職年金、職務障害年金若しくは職務遺族年金又は退職、任意継続加入者、任意継続掛金若しくは特例退職加入者をいう。

本条…削除〔昭和三九年三月政令二八号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成九年三月政令八四号・一二月三五五号・一一年九月二六二号・二七年九月三四八号〕

（加入者）

第一条の二　法第十四条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　学校法人等（法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同じ。）以外の者にもまた使用され、その者から受ける報酬の額が当該学校法人等から受ける報酬の額を超えていることその他の共済規程（法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）で定める基準に該当する者

二　日々雇い入れられる者（一月を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

三　二月以内の期間を定めて使用される者であつて、その定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの（その定めた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

2　法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該学校法人等に使用される者にあつては、文部科学省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この項において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

一　一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

二　報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、法第二十二条第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の文部科学省令で定める者であること。

見出・本条…追加〔平成二八年九月政令二九四号〕、二項…一部改正〔平成三一年四月政令一五五号〕、一・二項…一部改正〔令和四年八月政令二六七号〕

委任　二項各号列記以外の部分の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉一条の二第一項、二項二号第一の「文部科学省令」＝同一条の二第二項、二項二号第二の「文部科学省令」＝同一条の二第三項、二項三号の「文部科学省令」＝同一条の二第四項

第二条　法第十四条第二項第三号の政令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をするとき。

二　労働基準法第七十六条の規定による休業補償又は労働者災害

補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付を受けるとき。

三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業をするとき。

四　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項又は第二十四条第一項若しくは第三項に規定する措置により休業する場合であつて、共済規程で定める事由に該当するとき。

本条…追加〔平成六年一一月政令三五九号〕、一部改正〔平成七年九月政令三二九号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、本条…一部改正〔平成一一年三月政令一〇二号・一三年一一月三五二号・一四年三月九九号〕、旧一条の二…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一部改正〔平成二二年三月政令四〇号〕、見出…削除・本条…一部改正〔平成二八年九月政令二九四号〕、本条…一部改正〔令和二年七月政令二一九号・七年一月七号〕

（被扶養者）

第三条　法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第二号に規定する主として加入者の収入により生計を維持することの認定に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、文部科学大臣が定めるところによる。

本条…追加〔昭和三三年六月政令二〇八号〕、一部改正〔昭和四六年九月政令三一五号・五四年一二月三一五号・五六年四月一三五号・五九年三月三五号・六〇年一二月三一七号〕、一部改正・旧一〇条の二…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成六年七月政令二五一号・九年一二月三五号・一二年六月三〇八号〕、旧二条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（遺族）

第四条　法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第三号に掲げる加入者又は加入者であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた加入者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持していた者は、当該加入者又は加入者であつた者の死亡の当時その者と生計を共にしていた者のうち文部科学大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外の者その他これに準ずる者として文部科学大臣が定める者とする。

本条…削除〔昭和三九年三月政令二八号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成九年一二月政令三五五号・一二年六月三〇八号〕、旧三条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

第二章　給付及び福祉事業

章名…削り・追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、全部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕

（支払未済の給付を受けるべき者の順位）

第四条の二　法第二十五条において準用する組合法第四十四条第三

項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が職務遺族年金の受給権者である夫であつた場合における加入者又は加入者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて職務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四八号〕

（付加給付）

第五条　法第二十条第三項に規定する短期給付は、共済規程で定めるところにより行うことができる。

本条…追加〔昭和三三年六月政令二〇八号〕、一部改正〔昭和三九年三月政令二八号・五四年一二月三一五号〕、一部改正・旧一〇条の四…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、見出し…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧四条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（法第二十二条第四項の規定による退職等年金給付に係る標準報酬月額の等級区分の改定）

第五条の二　法第二十二条第四項の規定による改定後の標準報酬月額の等級区分については、同条第一項の表中

「

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

」

とあるのは、

「

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上

」

と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

本条…追加〔令和二年八月政令二五三号〕

（法第二十二条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定後の退職等年金給付に係る標準賞与額の最高限度額）

第五条の三　法第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額は、百五十万円とする。

本条…追加〔令和二年八月政令二五三号〕

（短期給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用）

第六条　法第二十条第一項に規定する短期給付については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の二、第十一条の三の三、第十一条の三の四（第一項第二号、第四号、第八号、第十号、第十四号及び第十六号、第三項並びに第四項を除く。）、第十一条の三の五、第十一条の三の六（第十三項を除く。）、第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十一条の三の六の三（第四項を除

く。）、第十一条の三の六の四第一項及び第三項、第十一条の三の七から第十一条の三の九まで、第十一条の四、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同令第十一条の三の二第一項、第十一条の三の三第一項第二号、第四項各号、第八項及び第九項、第十一条の三の四、第十一条の三の五第一項第五号、第三項第六号及び第九項、第十一条の三の六第九項から第十二項まで、第十一条の三の六の二、第十一条の三の六の三第一項第五号、第二項第六号、第三項、第五項の表及び第六項、第十一条の三の八の二第一号、第十一条の三の九、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「法」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法」と、「組合」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の三の二第一項	法第五十五条第二項第三号	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号
	標準報酬の月額	標準報酬月額
	法第五十二条	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十二条
第十一条の三の三第一項第二号	組合員	加入者
	財務省令	文部科学省令
	組合の	日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の
第十一条の三の三第四項第一号	組合員となつた者	ことをなつた加入者
	七十五歳到達前組合員	七十五歳到達前加入者
	組合員七十五歳到達月	加入者七十五歳到達月
第十一条の三の三第四項第三号	七十五歳到達前組合員	七十五歳到達前加入者
	組合員七十五歳到達月	加入者七十五歳到達月
第十一条の三の三第七項	財務大臣	文部科学大臣

第十一条の三の三第八項	組合員	加入者
第十一条の三の三第九項	組合員	加入者
	財務省令	文部科学省令
	組合の	事業団の
第十一条の三の四第一項	から第六号まで	、第三号、第五号及び第六号
	基準日組合員合算額	基準日加入者合算額
	から第十二号まで	、第九号、第十一号及び第十二号
	から第十八号まで	、第十五号、第十七号及び第十八号
	基準日組合員に	基準日加入者に
	基準日組合員が	基準日加入者が
	おいて法	おいて私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	当該組合の組合員	加入者
	基準日組合員」	基準日加入者」

第十一条の三の四第二項	（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	法第五十一条	私立学校教職員共済法第二十条第三項
	基準日組合員の	基準日加入者の
	財務省令	文部科学省令
	基準日組合員を	基準日加入者を
	当該組合の組合員	加入者
第十一条の三の四第五項	当該組合の組合員	加入者
	組合員又は	加入者又は
	おいて法	おいて私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	基準日組合員	基準日加入者
	財務省令	文部科学省令
	から第六号まで	、第三号、第五号及び第六号

	から第十二号まで	、第九号、第十一号及び第十二号
	から第十八号まで	、第十五号、第十七号及び第十八号
第十一条の三の四第六項	当該組合の組合員	加入者
	基準日組合員	基準日加入者
第十一条の三の四第七項	当該組合の組合員	加入者
	法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	基準日組合員	基準日加入者
	財務省令	文部科学省令
	から第六号まで	、第三号、第五号及び第六号
	から第十二号まで	、第九号、第十一号及び第十二号
	から第十八号まで	、第十五号、第十七号及び第十八号
第十一条の三の四第八項	第二項から第四項まで	第二項
	日本私立学校振興・共済事業団	組合

第十一条の三の四第九項	第二項から第四項まで	第二項
	私学共済制度の加入者	組合員
第十一条の三の四第十項	第二項から第四項まで	第二項
	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	法
第十一条の三の五第一項第五号	組合員	加入者
	財務省令	文部科学省令
第十一条の三の五第三項第六号	財務省令	文部科学省令
	組合員	加入者
第十一条の三の五第十項	同条第二項から第四項まで	同条第二項
第十一条の三の六第九項	法第五十六条の二第三項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第三項
	組合員	加入者

	財務省令	文部科学省令
第十一条の三の六第十項	法第五十七条第四項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第四項
	財務省令	文部科学省令
第十一条の三の六第十一項	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）
	国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号
	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三
第十一条の三の六第十二項	組合員	加入者
	財務省令	文部科学省令

第十一条の三の六の二第一項	基準日組合員	基準日加入者
	同号から第五号まで	同号、第三号及び第五号
第十一条の三の六の二第一項第一号	当該組合の組合員（法第五十一条	加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	法第五十一条	私立学校教職員共済法第二十条第三項
第十一条の三の六の二第一項第三号	当該組合の組合員	加入者
第十一条の三の六の二第一項第五号	前各号	第一号及び第三号
	財務省令	文部科学省令
第十一条の三の六の二第二項	前項各号	前項各号（第二号及び第四号を除く。）
	財務省令	文部科学省令
	基準日組合員	基準日加入者

	前項第一号から第五号まで	前項第一号、第三号及び第五号
第十一条の三の六の二第三項	当該組合の組合員	加入者
第十一条の三の六の二第五項	当該組合の組合員	加入者
	組合員又は	加入者又は
	基準日組合員	基準日加入者
	財務省令	文部科学省令
	第一項各号	第一項各号（第二号及び第四号を除く。）
	組合員が	加入者が
	第一項第一号から第五号まで	第一項第一号、第三号及び第五号
第十一条の三の六の二第六項	財務省令	文部科学省令
	当該組合の組合員	加入者
	当該組合員	当該加入者
	第一項第一号から第五号まで	第一項第一号、第三号及び第五号

第十一条の三の六の二第七項	当該組合の組合員	加入者
	基準日組合員	基準日加入者
	財務省令	文部科学省令
	第一項各号	第一項各号（第二号及び第四号を除く。）
	当該組合員	当該加入者
	第一項第一号から第五号まで	第一項第一号、第三号及び第五号
第十一条の三の六の三第一項	同条第三項及び第四項	同条第三項
第十一条の三の六の三第一項第五号	組合員	加入者
第十一条の三の六の三第二項	同条第三項及び第四項	同条第三項
第十一条の三の六	同条第三項及び第四項	同条第三項
	当該組合の組合員	加入者

の三第三項	当該組合員		
	基準日組合員		
第十一条の三の六の三第五項の表	おいて私学共済制度の加入者	当該加入者	
	基準日加入者		
	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する第一項（同条において準用する第三項	第一項（第三項	
	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第二項（同条において準用する第三項	第二項（第三項	
	及び私学共済制度の加入者	及び加入者	
	財務省令	文部科学省令	
第十一条の三の六の三第六項	法第六十六条第二項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する	

の二第一号		第十一条の三の九第一項及び第二項	法第六十六条第八項
			私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第八項
		第十一条の三の九第三項	法第六十六条第十二項
			私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第十二項
		第十一条の四第二項第一号	国家公務員共済組合法
			私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法
			、休業手当金の額、育児休業手当金の額（育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。）又は介護休業手当金
			又は休業手当金
			、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金
			又は休業手当金

附則第三十四条の三第一項、第二項、第六項及び第七項	市町村民税経過措置対象組合員	市町村民税経過措置対象加入者
附則第三十四条の三第八項	市町村民税経過措置対象組合員の	市町村民税経過措置対象加入者の
附則第三十四条の四	法第五十五条第二項第二号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第二号
	組合員又は法第五十七条第二項第一号ハ	加入者又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ハ
	当該組合員	当該加入者

本条…削除〔昭和三九年三月政令二八号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成六年九月政令二八二号・九年三月八四号・一二月三五五号・一二年三月一八五号・一二月五〇八号・六月三〇八号・一二月五四三号・五〇八号・一四年八月二八二号〕、一部改正・旧五条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一部改正〔平成一八年七月政令二四一号・一二月三九〇号・二〇年三月一一六号・一一月三五七号・二一年四月一三五号・五月一三九号・一二月三一〇号・三〇五号・二二年三月六五号・二三年三月五五号・一〇月三二七号・二六年三月一二九号・一一月三六五号・二七年九月三四八号・二八年三月一八〇号・二九年七月二一三号・三〇年七月二一〇号・令和四年八月二六七号・七年三月一四〇号〕

委任　本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の二第二項一号の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の三第一項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の三第一項二号の「文部科学省令」＝同四条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の三第七項の「文部科学省令」＝同四条の九の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の三第九項の「文部科学省令」＝同四条の九の三、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の四第一項五・六・一一・一二・一七・一八号の「文部科学省令」＝同五条の二の三、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の四第五項の「文部科学省令」＝同五条の二の四、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の四第六項で準用する同条五項の「文部科学省令」＝同五条の二の五、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の四第七項の「文部科学省令」＝同五条の二の六、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の五第一項一―三号・二項一―三号・三項二―四号・四項二―四号・六項一号・七項一号イ―ハ・二号ロ―ニの「文部科学省令」＝同四条の一〇、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の五第一項五号・三項五・六号の「文部科学省令」＝同四条の一一、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第一項一号イ第一・ロ第一・ハ第一・ニ・二号ハ第一・ニ第一・三号ハ第一・ニ第一の「文部科学省令」＝同四条の一一の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第一項一号イ第二・ロ第二・ハ第二・ニ第二・三号ロ・ハ第二・ニ第二の「文部科学省令」＝同四条の一二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第一項一号ホ・二号ホ・ヘ・三号ホ・ヘ・四号ロの「文部科学省令」＝同四条の一三、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の

三の六第四・五項の「文部科学省令」＝同四条の一一の二・四条の一三、本条で準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第六・八項の「文部科学省令」＝同四条の一四第一項、本条で準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第九項において読み替えて準用される国家公務員組合法五六条の二第三項の「文部科学省令」＝同四条の一四第二項、本条で準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第一〇項において読み替えて準用される国家公務員組合法五七条四・五項の「文部科学省令」＝同四条の一四第三項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六第一二項の「文部科学省令」＝同五条の二の七、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の二第一項五号の「文部科学省令」＝同五条の二の八、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の二第二項の「文部科学省令」＝同五条の三、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の二第五項の「文部科学省令」＝同五条の四、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の二第六項の「文部科学省令」＝同五条の五、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の二第七項の「文部科学省令」＝同五条の六、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の三第五項の「文部科学省令」＝同五条の七、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の三第六項の「文部科学省令」＝同五条の八、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の四第一項の「文部科学省令」＝同五条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の六の四第三項の「文部科学省令」＝同五条の一〇・五条の一一、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の七ただし書の「文部科学省令」＝同九条四項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の七第一号の「文部科学省令」＝同九条五項―八項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の七第二号の「文部科学省令」＝同九条九項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令一一条の三の三第七項の「文部科学大臣が定め」＝〈私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付〉

（退職等年金給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用）

第七条　法第二十条第二項に規定する退職等年金給付については、国家公務員共済組合法施行令第十三条から第十五条まで、第十五条の二第一項、第十五条の二の二から第十七条まで、第十八条第三項、第十八条の二から第二十条まで、附則第七条、附則第七条の二及び附則第七条の三の三の規定を準用する。この場合において、同令第十四条、第十五条の二の二、第十九条及び附則第七条の規定中「法」とあるのは、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条　法第七十五条第二項	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する法第七十五条第二項
地方公務員等共済組合法による退職等年金給付が地方の組合の組合員であつた者及びその	法第七十五条第一項に規定する付与率、退職等年金給付に係る掛金の納付の状況その他文部科学大

遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第九十九条第一項第四号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について同号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同

臣

			法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣
第十四条	地方退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他財務大臣		法第七十五条第三項に規定する基準利率その他文部科学大臣
第十五条	法第七十五条の五第二項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条の五第二項	
	法第七十四条第一号	私立学校教職員共済法第二十条第二項第一号	
	が法	が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法	

	の法
	法第七十六条第一項
	として法
第十五条の二第一項	法第七十四条第二号
	法第八十六条第一項
	、法
第十五条の二の二第一項	公務障害年金算定基礎額
第十五条	公務障害年金（

	の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十六条第一項
	として私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	職務障害年金
	私立学校教職員共済法第二十条第二項第二号
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十六条第一項
	、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	職務障害年金（
	職務障害年金算定基礎額
	職務障害年金（

	の二の二第二項
第十五条の三	公務障害年金算定基礎額
	法第八十二条第二項
	に法
	、法
	中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間

	職務障害年金算定基礎額
	基準職務傷病
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十二条第二項
	に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	中「加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）」とあるのは「加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）（第七十七条第二項の規定により加入者期間に含まれないものとされた加入者期間

国家公務員共済組合法施行令（以下「令」という。）	私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令		
令第十五条の三	私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十五条の三		
」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。）」と	」と		
給付算定基礎額（	給付算定基礎額		
法第七十八条第五項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十八条第五項		
地方公務員等共済組合法第七十七条第四項に規定する基準利率（次条において「地方の基準利率」という。）、同法第八十九条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、法第九十九条第一項第四号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣			
法第七十九条第五項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第五項		
地方の基準利率、法第九十九条第一項第四号の規定により退職等年	法第七十九条第一項に規定する有期年金現価率その他文部科学大臣		

第十六条

第十七条

		金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣	
第十八条第三項	法第七十九条の三第三項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の三第三項	解雇された
	他の退職に	他の解雇に	
	一時金（地方公務員等共済組合法第九十二条第一項の請求をした者にあつては、同条第二項の規定により支給すべき一時金）	一時金	
	退職をした		

		第十八条の二第一項	法第七十九条の四第一項第一号	から法	から私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
				（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
				が法	が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
				退職をした	解雇された
		第十八条の二第二項	法第七十九条の四第一項第三号	組合員と	加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。）と

	（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	、組合員期間	、加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下この項において同じ。）
	の組合員期間	の加入者期間
第二十条	組合員期間とみなして法	加入者期間とみなして私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	法第八十四条第七項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第七項
附則第七条の二	法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第一項
	組合員	加入者
	おける法	おける私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法

附則第七条の三の三	法附則第十三条の二第一項ただし書	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法附則第十三条の二第一項ただし書
	平成二十四年一元化法	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法

本条…削除〔昭和三九年三月政令二八号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成元年一二月政令三四七号・六年一一月三五九号・七年三月一四八号・九年三月八四号・一二月三五五号・一〇年三月五七号・一二年六月三〇八号・七月三九六号・一二月五〇八号・五四三号・一四年三月九九号〕、一部改正・旧六条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一部改正〔平成一六年三月政令五五号・九月二八八号・一七年四月一三〇号・一九年三月一二一号・二〇年三月八七号・一一六号・二一年一二月二九六号・二五年三月一〇〇号・二六年三月九四号〕、全部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕、一部改正〔平成二八年三月政令一二九号・令和四年三月一二〇号・八年二月一一号〕

（給付の制限）

第八条　加入者が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、法第二十五条において準用する組合法第九十七条第一項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は解雇された時以後、その加入者期間に係る退職年金（法第二十五条において準用する組

合法第七十六条第一項に規定する終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は職務障害年金の額のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられた場合　百分の百（職務障害年金にあつては、百分の五十）

二　公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合　その引き続く加入者期間の月数が加入者期間の月数のうちに占める割合に百分の百（職務障害年金にあつては、百分の五十）を乗じて得た割合

2　退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の受給権者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、法第二十五条において準用する組合法第九十七条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられた時以後、当該年金の額の百分の百（職務障害年金及び職務遺族年金にあつては、百分の五十）に相当する金額を支給しない。

3　前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項、第八十一条第一項、第八十七条、第九十一条第一項から第三項まで又は第九十二条第一項の規定により退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4　前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、拘禁刑以上の刑に処せられ若しくは第一項第二号に規定する事由により解雇された日又は退職年金、職務障害年金若しくは職務遺族年金の給付事由が生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項、第八十一条第一項、第八十七条、第九十一条第一項から第三項まで又は第九十二条第一項の規定により退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5　第一項から第三項までの規定を適用する場合において、同一の加入者期間について第一項又は第二項の規定に定める給付の制限の二以上に該当するときは、その該当する間は、そのうち最も高い割合による給付の制限（給付の制限の割合が同じときは、そのうちいずれか一の給付の制限）を定めている規定の定めるところによる。

6　第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、事業団がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で文部科学大臣の承認を受けて割合を定めたときは、その割合によるものとする。

7　拘禁刑に処せられてその刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

本条…追加〔昭和三六年一二月政令四一二号〕、旧一〇条の八…繰下〔昭和四八年一〇月政令二八八号〕、旧一〇条の九…繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、旧一〇条の一〇…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、一・二項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、旧一〇条の一二…繰下〔昭和五五年六月政令一九〇号〕、旧一〇条の一三…繰下〔昭和五六年二月政令一四号〕、三項…追加・旧三・五項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四項…五項に繰下・旧一〇条の一六…繰下〔昭和五六年五月政令一九九号〕、二・三項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕、一・二項…一部改正・三項…全部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下・旧五・六項…一項ずつ繰下・旧一〇条の一八…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、三・四項…一部改正〔平成七年三月政令一四八号〕、一・五・六項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、六項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧七条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、二項…一部改正〔平成一九年三月政令一二一号〕、三・四項…一部改正〔平成二六年三月政令九四号〕、一―四・七項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕、七項…一部改正〔平成二八年四月政令一九九号〕、一・二・四・七項…一部改正〔令和七年五月政令一九三号〕

第九条　削除〔平成二七年九月政令三四八号〕

（加入者であつた者に係る福祉事業）

第十条　法第二十六条第二項の政令で定める事業は、加入者であつた者に係る同条第一項第一号に掲げる事業に準ずる事業であつて共済規程で定めるものとする。

本条…追加〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧八条の二…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

第三章　任意継続加入者及び特例退職加入者

章名…削り・追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、全部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕

（任意継続加入者となるための申出等の手続）

第十一条　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を事業団に提出してするものとする。

一　申出をする者の氏名及び住所

二　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第一項の規定の適用を受けようとする旨

三　退職した年月日

四　退職した日の属する月の標準報酬月額（次条第一号において「退職時の標準報酬月額」という。）

五　その他文部科学省令で定める事項

2　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を事業団に提出してするものとする。

一　申出をする者の氏名及び住所

二　任意継続加入者でなくなることを希望する旨

三　その他文部科学省令で定める事項

本条…追加〔昭和四九年六月政令二二七号〕、旧一〇条の一〇…繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、旧一〇条の一一…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、一・二項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、旧一〇条の一三…繰下〔昭和五五年六月政令一九〇号〕、旧一〇条の一四…繰下〔昭和五六年二月政令一四号〕、旧一〇条の一七…繰下〔昭和五六年五月政令一九九号〕、二項…一部改正〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一・二項…一部改正・旧一〇条の一九…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一・二項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧九条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一項…一部改正〔平成一七年九月政令三四八号〕

委任　一項五号の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉三三条一項、二項三号の「文部科学省令」＝同三三条二項

（任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額）

第十二条　任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。

一　任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

二　前年（一月から三月までの標準報酬月額にあつては、前々年）の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての加入者の同月の標準報酬月額の平均額（当該平均額の範囲内において共済規程で定めた額があるときは、当該共済規程で定めた額）を法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

政令　私立学校教職員共済法施行令（第一二条・第一三条）

本条…削除〔昭和三九年三月政令二八号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成六年一一月政令三五九号・九年一二月三五五号・一二年六月三〇八号〕、旧一〇条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕、本条…一部改正〔平成二八年三月政令一八〇号〕

（任意継続掛金）

第十三条　任意継続掛金は、任意継続加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、任意継続加入者となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る任意継続掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2　任意継続加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の任意継続掛金を徴収する。

3　任意継続掛金は、任意継続加入者の標準報酬月額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と任意継続掛金との割合は、千分の三十から千分の百三十二・五までの範囲内において、共済規程で定める。

4　第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該任意継続加入者

第三章　任意継続加入者及び特例退職加入者

が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

本条…追加〔昭和四九年六月政令一二七号〕、旧一〇条の一一…繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、二項…全部改正・三項…追加〔昭和五一年六月政令一八三号〕、旧一〇条の一二…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、一・二項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、旧一〇条の一三…繰下〔昭和五五年六月政令一四号〕、旧一〇条の一四…繰下〔昭和五五年六月政令一九〇号〕、旧一〇条の一五…繰下〔昭和五六年二月政令一四号〕、旧一〇条の一八…繰下〔昭和五六年五月政令一九九号〕、一・三項…一部改正・二項…全部改正・旧一〇条の二〇…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、三項…一部改正〔平成元年三月政令四九号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一・二項…一部改正・四項…追加〔平成一一年九月政令二六二号〕、旧一一条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号・令和四年八月二六七号・八年二月一一号〕

（任意継続掛金の払込み）

第十四条　任意継続加入者は、初めて払い込むべき任意継続加入者となつた日の属する月の任意継続掛金を、その退職の日から起算して二十日を経過する日（法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第一項に規定する正当な理由があると事業団が認めた場合には、同項に規定する申出があつた日から起算して十日以内で事業団が指定する日。次項において「払込期日」という。）までに、事業団に払い込まなければならない。

2　任意継続加入者は、前項の場合を除き、任意継続加入者の資格を継続しようとする月の任意継続掛金を、その月の前月の末日（その日が払込期日前であるときは、その払込期日）までに、事業団に払い込まなければならない。

3　前項の規定により払い込まれた任意継続掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、事業団は、文部科学省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた任意継続掛金を任意継続加入者又は任意継続加入者であつた者に還付するものとする。

本条…追加〔昭和四九年六月政令一二七号〕、旧一〇条の一二…繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、一項…一部改正〔昭和五一年六月政令一八三号〕、旧一〇条の一三…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、一項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、旧一〇条の一五…繰下〔昭和五五年六月政令一九〇号〕、旧一〇条の一六…繰下〔昭和五六年二月政令一四号〕、旧一〇条の一九…繰下〔昭和五六年五月政令一九九号〕、一項…一部改正・三項…追加・旧一〇条の二一…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、三項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧一二条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（任意継続掛金の前納）

第十五条　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定による任意継続掛金の前納は、四月から九月まで若しくは十月から翌年三月までの六月間又は四月から翌年三月までの十二月間を単位として行うものとする。ただし、当該六月間又は十二月間において、任意継続加入者の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該六月間

又は十二月間のうち、同条第一項に規定する申出をした日の属する月の翌月以後の期間（二月以上の期間に限る。）又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間（二月以上の期間に限る。）の任意継続掛金について前納を行うことができるものとする。

本条…追加〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正・旧一〇条の二二…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧一三条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

第十六条　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納しようとする任意継続加入者は、当該前納すべき額を、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、事業団に払い込まなければならない。

本条…追加〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正・旧一〇条の二三…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧一四条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（前納の際の控除額）

第十七条　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の任意継続掛金の合計額から、その期間の各月の任意継続掛金の額を年四パーセントの利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額とする。）を控除した額とする。

本条…追加〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正・旧一〇条の二四…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成一二年一二月政令五〇八号〕、旧一五条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（前納された任意継続掛金の充当）

第十八条　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引上げが行われることとなった場合においては、前納された任意継続掛金のうち当該任意継続掛金の額の引上げが行われることとなった後の期間に係るものは、当該期間の各月につき払い込むべき任意継続掛金に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。

本条…追加〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正・旧一〇条の二五…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、旧一六条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（前納された任意継続掛金の還付）

第十九条　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続加入者がその資格を喪失した場合においては、その者（同条第五項第二号に該当したことによりその資格を喪失した場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納された任意継続掛金のうち未経過期間に係るものを還付

する。

2　前項に規定する未経過期間に係る還付額は、任意継続加入者の資格を喪失したときにおいて当該未経過期間につき任意継続掛金を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

本条…追加〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一項…一部改正・旧二〇条の二六…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧一七条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（任意継続加入者に係る短期給付の支給の特例）

第二十条　任意継続加入者に係る法第二十五条において準用する組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十二条	（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）	（給付事由が任意継続加入者の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続加入者の資格を喪失した日の前日）
第五十四条第一項、第五十五条の三第一項	職務によらない病気又は負傷	職務によらない病気又は負傷（任意継続加入者となつた後における病気及び負傷を含む。）
第五十五条第一項、第五十六条の二第一項	退職した	任意継続加入者の資格を喪失した
第五十九条第一項	退職後六月以内	任意継続加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内
第六十一条第二項	退職後出産する	任意継続加入者の資格喪失後出産する
第六十三条第一項	職務によらないで死亡したとき	職務によらないで死亡したとき（任意継続加入者となつた後に死亡したときを含む。）
第六十四条	退職後三月以内	任意継続加入者の資格を喪失した日から起算して三月以内
	退職後死亡する	任意継続加入者の資格喪失後死亡する

2　任意継続加入者に対しては、法第二十五条において準用する組合法第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項、第五十六条の三第一項、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十四条又は第六十六条第一項の規定による給付は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他これらに類する法令の規定によりこれらの給付に相当する補償又は給付が行われるときは、行わない。

本条…追加〔昭和四九年六月政令二二七号〕、旧一〇条の一三…繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、一項…一部改正〔昭和五一年六月政令一八三号〕、一・三項…一部改正・旧一〇条の一四…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、一―三項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、旧一〇条の一六…繰下〔昭和五五年六月政令一九〇号〕、旧一〇条の一七…繰下〔昭和五六年二月政令一四号〕、旧一〇条の二〇…繰下〔昭和五六年五月政令一九九号〕、二項…一部改正・旧二〇条の二二…繰下〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一―三項…一部改正・旧一〇条の二七…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一・二項…一部改正〔平成六年九月政令二八二号〕、二項…一部改正〔平成六年一一月政令三五九号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一項…一部改正〔平成一二年一二月政令五〇八号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年一一月政令三四八号〕、旧一八条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一・二項…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、一項…一部改正・三項…削除〔平成一八年一二月政令三九〇号〕、一項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

（文部科学省令への委任）

第二十一条　第十一条から前条までに定めるもののほか、任意継続加入者に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

本条…追加〔昭和四九年六月政令二二七号〕、一部改正・旧一〇条の一四…繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、一部改正・旧一〇条の一五…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、一部改正・旧一〇条の一七…繰下〔昭和五五年六月政令一九〇号〕、一部改正・旧一〇条の一八…繰下〔昭和五六年二月政令一四号〕、一部改正・旧一〇条の二一…繰下〔昭和五六年五月政令一九九号〕、旧一〇条の二三…繰下〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正・旧一〇条の二八…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、見出・本条…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、本条…一部改正・旧一九条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

委任　「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉三三条の二―三三条の六

（特例退職加入者の標準報酬日額）

第二十二条　特例退職加入者については、その者の法第二十五条において準用する組合法附則第十二条第五項に規定する標準報酬月額の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。

本条…削除〔昭和三七年九月政令三九一号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成六年一一月政令三五九号〕、見出・本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧二〇条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

（特例退職掛金）

第二十三条　特例退職掛金（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条第六項に規定する共済規程で定める金額をいう。以下同じ。）は、特例退職加入者の資格を取得した日の属する月に

入者

その資格を喪失したときを除き、特例退職加入者となった日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る特例退職掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2　特例退職加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る特例退職掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の特例退職掛金を徴収する。

3　特例退職掛金は、特例退職加入者の標準報酬月額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例退職掛金との割合は、共済規程で定める。

4　第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該特例退職加入者が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

本条…追加〔昭和六〇年三月政令七一号〕、一項…一部改正・二項…全部改正・三項…追加・旧一〇条の二九…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一・二項…一部改正・四項…追加〔平成一一年九月政令二六二号〕、旧二一条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

（特例退職掛金の払込み）

第三章　任意継続加入者及び特例退職加

第二十四条　特例退職加入者は、初めて払い込むべき特例退職加入者となった日の属する月の特例退職掛金を、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条第一項の規定による申出をした日から起算して二十日を経過する日（次項において「払込期日」という。）までに、事業団に払い込まなければならない。

2　特例退職加入者は、前項の場合を除き、各月の特例退職掛金を、その月の前月の末日（その日が払込期日前であるときは、その払込期日）までに、事業団に払い込まなければならない。

3　前項の規定により事業団に払い込まれた特例退職掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、事業団は、文部科学省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた特例退職掛金を特例退職加入者又は特例退職加入者であつた者に還付するものとする。

本条…追加〔昭和六〇年三月政令七一号〕、一項…一部改正・三項…追加・旧一〇条の三〇…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、三項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧二二条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

委任　三項の「文部科学省令」＝なし

（特例退職掛金の前納）

第二十五条　第十五条から第十九条までの規定は、特例退職掛金の前納について準用する。この場合において、第十五条中「同条第一項に規定する申出をした日」とあるのは、「特例退職加入者の

資格を取得した日」と読み替えるものとする。

本条…追加〔昭和六〇年三月政令七一号〕、一部改正・旧一〇条の三一…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一部改正・旧二三条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（特例退職加入者に係る短期給付の支給の特例）

第二十六条　特例退職加入者に係る法第二十五条において準用する組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十二条	（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）	
第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項及び第五十六条の二第一項	職務によらない病気又は負傷	職務によらない病気又は負傷（特例退職加入者となった後における病気及び負傷を含む。）
第五十九条第一項	退職した	特例退職加入者の資格を喪失した
第六十一条第二項	退職後六月以内	特例退職加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内
	退職後出産する	特例退職加入者の資格喪失後出産する
第六十三条第一項	職務によらないで死亡したとき	職務によらないで死亡したとき（特例退職加入者となった後に死亡したときを含む。）
第六十四条	退職後三月以内	特例退職加入者の資格を喪失した日から起算して三月以内
	退職後死亡する	特例退職加入者の資格喪失後死亡する
第六十七条第一項	勤務	労務
第六十七条第三項	退職した	特例退職加入者の資格を喪失した

2　特例退職加入者に対しては、法第二十五条において準用する組合法第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項、第五十六条の三第一項、第六十三条

第一項若しくは第二項又は第六十四条の規定による給付は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他これらに類する法令の規定によりこれらの給付に相当する補償又は給付が行われるときは、行わない。

本条…追加〔昭和六〇年三月政令七一号〕、一・二項…一部改正・旧一〇条の三二…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一・二項…一部改正〔平成六年九月政令二八二号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年一一月政令三四八号〕、旧二四条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一・二項…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、一項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号・二八年三月一八〇号〕

（文部科学省令への委任）

第二十七条　第二十二条から前条までに定めるもののほか、特例退職加入者に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

本条…追加〔昭和六〇年三月政令七一号〕、一部改正・旧一〇条の三三…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、見出・本条…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、本条…一部改正・旧二五条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

委任　「文部科学省令」＝なし

第四章　費用の負担

章名…追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、改正〔令和六年一月政令八号〕

（介護納付金に係る掛金を徴収しない月）

第二十八条　法第二十七条第二項の政令で定める月は、介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）とする。

本条…追加〔平成一二年九月政令二六二号〕、旧二六条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（掛金の割合）

第二十九条　法第二十七条第一項の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三十から千分の百四十七・五までの範囲内とする。

本条…一部改正〔昭和三三年六月政令二〇八号・四六年九月二九九号・五三年六月二二三号・五五年六月一九〇号〕、旧一一条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成元年三月政令四九号・二年三月五八号・七年三月一四八号〕、旧二六条…繰下〔平成一一年九月政令二六二号〕、一部改正・旧二六条の二…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一部改正〔平成二七年九月政令三四八号・令和四年八月二六七号・八年二月一一号〕

（出産育児交付金）

第二十九条の二　各年度の法第三十四条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

本条…追加〔令和六年一月政令八号〕

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十九条の三　法第三十四条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十二条の規定を準用する場合においては、これらの規定（健康保険法第百五十二条の三第二項の規定を除く。）中「各保険者」とあり、「当該

保険者」とあり、「当該各保険者」とあり、及び「保険者」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる健康保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百五十二条の三第一項	前条	私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項	文部科学省令
第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	文部科学省令	日本私立学校振興・共済事業団について
第百五十二条の四	出産育児一時金等の支給に要する費用	私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用	厚生労働省令
第百五十二条の五	出産育児一時金等	私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費	文部科学省令
	第百一条	同法第三十四条の二第一項	

本条…追加〔令和六年一月政令八号〕

委任　本条で読み替えて準用する健康保険法第一五二条の三第二項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉第三五条の三、健康保険法第一五二条の四の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉第三五条の四

（事業団への国の補助金の交付）

第三十条　国は、予算で定めるところにより、法第三十五条第一項の規定により補助すべき金額を、当該事業年度における日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第二項に規定する基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して事業団に交付するものとする。

2　前項の規定により国が事業団に交付した金額と法第三十五条第一項の規定により当該事業年度において国が補助すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。

本条…削除〔昭和三七年九月政令三九一号〕、追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧二七条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一項…一部改正〔平成一五年八月政令三六六号〕

第五章　共済審査会

章名…追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、改正〔平成九年一二月政令三五五号〕

（委員に対する報酬）

第三十一条　事業団は、共済審査会の委員（以下「委員」という。）に対し、共済審査会に出席した日数に応じ、文部科学省令で定める金額の報酬を支払うものとする。

本条…一部改正〔昭和四〇年六月政令二三二号〕、旧一二条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号・一二年六月三〇八号〕、旧二八条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

委任　「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉三六条

（委員及び関係人に対する旅費）

第三十二条　委員に対する旅費は、一般職の職員の給与に関する法律別表第一の行政職俸給表㈠の十級の職務にある職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給を受けるべき額により、事業団が支給する。

2　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条の規定により事実の陳述又は鑑定を求められた参考人に対する旅費は、前項の規定により委員に対して支給する旅費の額の範囲内において、事業団が定める。

一・二項…一部改正〔昭和三三年六月政令二〇八号〕、二項…一部改正〔昭和三七年九月政令三九一号〕、一項…一部改正〔昭和四〇年六月政令二三一号・六〇年一二月三一七号〕、旧一三条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、一項…一部改正〔平成六年七月政令二五一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧二九条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一項…一部改正〔平成一八年二月政令一四号〕、二項…一部改正〔平成二七年一一月政令三九二号〕

（共済審査会の書記）

第三十三条　共済審査会に書記を置く。

2　書記は、事業団の職員のうちから、理事長が任命する。

3　書記は、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

旧二五条…繰上〔昭和三七年九月政令三九一号〕、旧一四条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧三〇条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（秘密を守る義務）

第三十四条　共済審査会の委員及び書記又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

旧二六条…繰上〔昭和三七年九月政令三九一号〕、旧一五条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧三一条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（文部科学省令への委任）

第三十五条　法及びこの政令に規定するもののほか、審査請求の手続その他共済審査会に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

本条…一部改正・旧二七条…繰上〔昭和三七年九月政令三九一号〕、旧一六条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、本条…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、見出・本条…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧三二条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕

委任　「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉三七条

第六章　高齢の教職員等に係る特例

本章…追加〔平成一四年三月政令九九号〕、旧五章の二…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、全部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

（後期高齢者医療の被保険者等である加入者の掛金の割合）

第三十六条　法第四十条の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の十八を超えない範囲内とする。

本条…追加〔平成一四年三月政令九九号〕、旧三二条の二…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、全部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

（七十歳以上の加入者の掛金の割合）

第三十七条　法第四十二条の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、第十三条第三項に規定する範囲内とする。

本条…追加〔平成一四年三月政令九九号〕、一部改正・旧三二条の三…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、全部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕、一部改正〔令和四年八月政令二六七号〕

第七章　雑則

章名…追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、旧八章…繰上〔平成九年一二月政令三五五号〕、旧七章…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、旧八章…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

（証票）

第三十八条　法第四十六条第一項の規定により検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

2　前項に規定する証票の様式は、文部科学省令で定める。

旧四九条…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、二項…追加・旧四二条…繰上〔平成九年一二月政令三五五号〕、二項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧三八条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一項…一部改正・旧四三条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

委任　二項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉三九条

（資料の提供）

第三十九条　法第四十七条の二の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による年金である給付

二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による年金である給付

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

本条…追加〔平成二七年九月政令三四八号〕

（一部負担金の支払により余裕財源を生じた場合の措置）

第四十条　事業団は、当分の間、加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、当該一部負担

金の払戻しその他の措置で文部科学大臣の定めるものを行うことができる。

本条…追加〔昭和三三年六月政令二〇八号〕、一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、一部改正・旧五一条…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正・旧四五条…繰上〔平成九年一二月政令三五五号〕、一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、旧三九条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、旧四四条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

（期間計算の特例）

第四十一条　法の規定による給付の請求、審査の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

本条…追加〔昭和三六年一二月政令四一二号〕、旧五二条…繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、旧四六条…繰上〔平成九年一二月政令三五五号〕、一部改正〔平成一四年一二月政令三八六号〕、旧四〇条…繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、旧四五条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

附　則

（施行期日）

1　この政令は、昭和二十九年一月一日から施行する。

（恩給財団等の解散の登記）

2　組合の設立の登記をしたときは、登記官吏は、東京法務局日本橋出張所に対して、その旨を通知しなければならない。

3　前項の通知を受けたときは、登記官吏は、職権をもつて、財団法人私学恩給財団及び財団法人私学教職員共済会につき解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（退職等年金給付又は短期給付のみの加入者の掛金の割合）

4　第二十九条の規定にかかわらず、法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の十八を超えない範囲内とし、同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、第十三条第三項に規定する範囲内とする。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

5　法附則第二十六項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一　法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月

二　加入者が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月（当該加入者が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日

の属する月を除く。）

6　法附則第二十六項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における任意継続加入者及び特例退職加入者に対する同項の規定の適用については、同項中「第二十七条第二項」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第十三条第一項及び第二項又は第二十三条第一項及び第二項」と、「加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者（附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）」とあるのは「任意継続加入者又は特例退職加入者（以下この項において「任意継続加入者等」という。）」と、「加入者に」とあるのは「任意継続加入者等に」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十三条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続加入者等の資格を喪失した日の属する月（任意継続加入者等の資格を取得した日の属する月を除く。）又は任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月（当該任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。）」とする。

四・五項…一部改正〔昭和四六年九月政令二九九号〕、七―九項…追加・旧七項…一〇項に繰下〔昭和四八年九月政令二八五号〕、一〇・一一項…追加・旧一〇項…一二項に繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、四項…一部改正〔昭和五三年六月政令二二三号・五五年六月一九〇号〕、四項…一部改正〔昭和五六年四月政令一三五号〕、七項…一部改正〔昭和五六年五月政令一九九号〕、四項…一部改正・六―一二項…削除〔昭和六一年三月政令六六号〕、四項…一部改正〔平成元年三月政令四九号〕、六―一九項…追加〔平成元年一二月政令三四七号〕、四項…一部改正〔平成二年三月政令五八号〕、二〇項…追加〔平成二年三月政令七五号〕、六・一七項…一部改正〔平成四年九月政令二九八号〕、六項…一部改正・七―一三項…削除・旧一五・一七・一八項…一部改正し七項ずつ繰上・旧一四・一六・一九・二〇項…七項ずつ繰上〔平成六年一一月政令三五九号〕、四項…一部改正〔平成七年三月政令一四八号〕、一三項…全部改正〔平成九年三月政令八四号〕、四項…一部改正・五・一三項…削除・七・一一・一二項…一部改正し一項ずつ繰上・六・八―一〇項…一項ずつ繰上〔平成九年一二月政令三五五号〕、四・一一項…一部改正・一二・一三項…追加〔平成一一年九月政令二六二号〕、五・七・九項…一部改正〔平成一二年三月政令三〇八号〕、六項の見出…追加・六―一一項…削除・旧一二・一三項…一部改正し六項ずつ繰上〔平成一四年三月政令九九号〕、四項…一部改正・五項の見出…全部改正・六項の前の見出…削除・六項・七項の前の見出…追加・旧七項…一部改正し八項に繰下・旧六項…七項に繰下〔平成一五年三月政令一〇八号〕、六―八項…一部改正〔平成一六年九月政令二八八号〕、五・六項…一部改正〔平成一八年一二月政令三九〇号〕、四項の見出・四項…一部改正・五項の見出・五・六項…削除・七項の見出…削り・追加・旧七・八項…一部改正し二項ずつ繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕、四項…一部改正〔令和四年八月政令二六七号〕、五・六項…一部改正〔令和六年一月政令八号〕

附　則

〔昭和二九年九月二日　政令第二六〇号、抄〕

最近改正　平成一九年三月三一日　政令第一二四号

1　この政令は、公布の日から施行する。但し、私立学校教職員共済組合法施行令第四十三条の改正規定（同条に但書を加える部分を除く。）は、昭和二十九年一月一日から、本則中のその他の規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、同年五月一日か

ら適用する。

2　この政令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令第三十九条第一項中「六十歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ、同表の下欄のように読み替えるものとする。

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三年五月一日までの間に生れた者	五十九歳

4　昭和二十九年四月三十日までに給付事由の生じた私立学校教職員共済組合法による給付に関する年金特別会計の負担については、なお従前の例による。

5　組合成立の際被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつたことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、組合が昭和二十九年三月一日から同年五月三十一日までの間に私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行令第三十七条各号に掲げる事項を厚生大臣に報告したものについては、その者に係る日本私立学校振興・共済事業団から厚生労働大臣への報告、年金特別会計の負担及び保険給付の調整に関し、被保険者組合員（私立学校教職員共済法施行令第三十九条に規定する被保険者組合員をいう。以下この項において同じ。）の例による。この場合において、年金特別会計の負担については、この政令の施行前に給付事由の生じた私立学校教職員共済組合法による給付に関しても、被保険者組合員の例によるものとする。

五項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、四・五項…一部改正〔平成一九年三月政令一二四号〕

附　則　〔昭和三三年六月三〇日　政令第二〇八号〕

この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附　則　〔昭和三六年一一月一四日　政令第三六八号〕

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令（以下「新令」という。）第十条の五の規定は、昭和三十六年六月十九日から適用する。

（傷病手当金と給与との調整に関する経過措置）

2　昭和三十六年六月十九日の前日において現に私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）による改正前の国家公務員共済組合法の規定により傷病手当金の支給を受けている者が同一の傷病により昭和三十六年六月十九日以後に受ける傷病手当金については、その者が新令第十条の五第一号の場合に該当するときにおいても、同条同号の規定にかかわらず、同条第二号の規定を適用する。

附　則

〔昭和三六年一二月一五日　政令第四一二号〕

最近改正　平成二二年三月三一日　政令第六一号

（施行期日）

1　この政令は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（その者の事情によらないで退職した者の範囲）

2　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正法」という。）附則第十五項（改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、私立学校教職員共済法施行令第八条各号に掲げる者とする。

（施行法の技術的読替え）

3　改正法附則第十七項の規定により更新加入者（改正法附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。）に対する長期給付に関する経過措置について国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）の次の表の上欄に掲げる規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第二項	更新組合員に	更新加入者（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「私学の昭和三十六年改正法」という。）附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に
	前項ただし書に規定する退職年金及び旧法	私学の昭和三十六年改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法
第十四条第三項	更新組合員で	更新加入者で
旧法等		私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第

		百八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法
	更新組合員	更新加入者
	第一項に規定する退職共済年金	退職共済年金（私学の昭和三十六年改正法附則第十四項に規定する更新加入者に係るものに限る。）
	新法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法
第十五条第三項	旧法等	私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法
	更新組合員	更新加入者
	新法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法
第十六条	新法第四章	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章
	公務等	職務等
	組合員	更新加入者
	公務	職務
第十七条	新法第四章	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章
	公務等	職務等
	組合員	更新加入者
	公務	職務
第十八条	新法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法
	旧法	私学の旧法第二十五条の七において準用する旧法
第十九条	旧法	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する昭和六十年改正法
	昭和六十年改正法	

（旧法の規定による退職一時金を返還する場合の利子の利率等）

4　準用施行法（改正法附則第十七項（改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により準用される施行法をいう。以下この項において同じ。）第十四条第三項において準用す

る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）附則第十二条の十二第四項及び準用施行法第十五条第三項において準用する組合法附則第十二条の十三後段において準用する組合法附則第十二条の十二第四項に規定する利率は、年四・一パーセント（改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定による退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間

については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント）とする。

5　改正法附則第十七項（改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により準用される施行法第十四条第三項若しくは第十五条第三項において準用する組合法附則第十二条の十二第一項又は第十二条の十三前段の規定により返還すべき金額の返還については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第七条の三第二項の規定を準用する。

6　前項の規定は、改正法附則第十二項又は第十三項（これらの規定を改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき金額の納付について準用する。

（再就職者に関する経過措置についての技術的読替え）

7　改正法附則第十八項の規定により、同項各号に掲げる者に対する長期給付に関する経過措置について改正法附則第十一項及び第十七項の規定を準用する場合においては、改正法附則第十一項中

「以後引き続き」とあるのは「以後施行日まで引き続き」と、改正法附則第十七項中「及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条」とあるのは「については同法第六条第二項」と、「第十七条の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条」とあるのは「第十七条」と、それぞれ読み替えるものとする。

8　改正法附則第十八項の規定により、同項各号に掲げる者について、前項の規定により読み替えられる改正法附則第十七項において準用する施行法の規定を準用する場合においては、附則第三項の表の上欄に掲げる施行法の規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（障害年金の額の改定等の特例）

9　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項の規定は、改正法の施行の際旧法第二十五条の七において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧組合法」という。）第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、組合法第八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の七において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）別表第二の上欄に掲げる障害の程度に応じて」と読み替えるものとする。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

10　旧法第二十五条の七において準用する旧組合法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の組合法第九十一条第三号の規定の例による。

五項…一部改正・八項…追加・旧八・一〇項…一部改正し一項ずつ繰下・旧九・一一―一六項…一項ずつ繰下〔昭和四〇年六月政令二三二号〕、五・九・一一項…一部改正〔昭和四一年九月政令三三三号〕、五項…一部改正〔昭和四二年八月政令二三五号・四三年九月二八五号〕、二項…追加・三項…削除・四・五・九項…一部改正・旧二項…一部改正し三項に繰下〔昭和四四年一二月政令二九七号〕、五・一一項…一部改正〔昭和四五年九月政令二九一号〕、五項…一部改正〔昭和四六年九月政令三一五号・四七年九月三五九号〕、五・一七項…一部改正〔昭和四八年九月政令二六四号〕、三―一一項…一部改正〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、五項…一部改正・六―八・一五項…追加・旧一一項…一部改正し一四項に繰下・旧六―一〇項…三項ずつ繰下・旧一二―一七項…四項ずつ繰下〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、五・九・一四項…一部改正〔昭和五一年六月政令一八三号〕、一六項…追加・旧一六―二一項…繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、五・六・一四項…一部改正〔昭和五三年五月政令二一五号〕、三・四項・別表…削除・旧五―一

九・二二項…一部改正し二項ずつ繰上・旧二〇・二一項…二項ずつ繰上〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、三・一一・一二・一五・一六項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕、三・六・一〇・一四項…一部改正〔昭和五九年三月政令三五号〕、二・四―六項…全部改正・三・七・八項…一部改正・九―一五・一八―二〇項…削除・旧一六・一七項…一部改正し七項ずつ繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、三―五項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、二・三・七・九項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、四・九項…一部改正〔平成一三年三月政令一五六号〕、四項…一部改正〔平成一七年四月政令一三〇号・二二年三月六一号〕

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則　〔昭和三七年九月二九日　政令第三九一号〕

1　この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2　この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3　この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4　前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

特殊法人登記令

附　則　〔昭和三九年三月二三日　政令第二八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四〇年六月三〇日　政令第二三一号〕

1　この政令は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第三条中附則第五項の改正規定（第三十三条の項に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

3　第三条中附則第五項の改正規定（第三十三条の項に係る部分に限る。）の施行前に給付事由が生じた給付については、なお従前

の例による。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六四号

附　則〔昭和四一年九月二九日　政令第三三三号〕

（施行期日）

1　この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

（施行日前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金の額の特例）

2　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十三号）附則第五項の政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる障害年金又は遺族年金でこの政令の施行の日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

一　昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十九号）による改正後の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次号において「改正後の法」という。）第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、次の規定の例により計算した額

イ　障害年金にあつては、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。ロにおいて「改正前の国家公務員共済組合法」という。）第四十二条第二項又は第三項

ロ　遺族年金にあつては、改正前の国家公務員共済組合法第四十七条

二　昭和三十七年一月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金　改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額を基礎として、次の規定の例により計算した額

イ　障害年金にあつては、国家公務員共済組合法第八十二条又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。ロにおいて「施行法」という。）第二十二条第一項第二号若しくは第四号、第二十三条若しくは第二十五条

ロ　遺族年金にあつては、国家公務員共済組合法第八十八条又は施行法第三十一条、第三十一条の二若しくは第三十二条

二項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則〔昭和四二年八月一日　政令第二三五号〕

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の表第十三条第三項の項及び第三十三条の項の改正規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四三年九月二四日　政令第二八五号〕

この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四四年一二月一六日　政令第二九七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の表中第十三条第三項の項の改正規定、同項の次に二項を加える改正規定及び第三十二条の二第一項の項の改正規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2　改正後の附則第二項、附則第五項の表第二十二条第一項の項及び附則第九項の規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

3　改正後の附則第五項の表第三十三条の項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四五年九月二九日　政令第二九一号〕

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附　則　〔昭和四六年九月二三日　政令第二九九号〕

この政令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四六年九月三〇日　政令第三一五号〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六四号

（施行期日）

1　この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、同年十一月一日から施行する。

（一時金たる長期給付等の支給を受けた者に係る退職年金等の最低保障額の調整等）

2　昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第四百十二号）附則第十七項の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）を受ける権利を有する者で法第四十八条の二及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第十六項の規定によりその例

によることとされた昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十二号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用を受けるものが、同一の給付事由につき一時金たる長期給付の支給を受けた者若しくは法律第百四十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者で恩給財団における一時金の支給を受けたもの又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整に関し必要な事項は、これらの年金を受ける権利を有する者で法第四十八条の二及び法律第百四十号附則第十六項の規定によりその例によることとされた改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けないものとの均衡を考慮して、文部省令で定める。

3　昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による減額退職年金を受ける権利を有する者が、同一の給付事由につき一時金たる長期給付の支給を受けた者又は法律第百四十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者で恩給財団における一時金の支給を受けたものである場合において、退職年金を受ける権利を有するものとしたならば法第四十八条の二及び法律第百四十号附則第十六項の規定によりその例によることとされた改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けることとなるときは、その者の減額退職年金の額は、同年十一月分以後、当該減額退職年金に係る退職年金につき前項の例により算定した額を基礎として法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）第七十九条の規定により算定した額とする。

4　昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者のうち、法第二十五条において準用する改正法第三条の規定による改正前の国共法（以下「改正前の国共法」という。）第七十九条の二第四項の規定により算定した額若しくはその合算額又は法第二十五条において準用する改正前の国共法第七十九条の二第三項及び第四項の規定により算定した額の合算額をもつて当該年金の額とされた者の当該年金の額は、同年十一月分以後、法第二十五条において準用する改正法第三条の規定による改正後の国共法（以下「改正後の国共法」という。）第七十九条の二第三項の例により算定した額に、その者の退職の際における法第二十五条において準用する改正前の国共法第七十九条の二第四項の割合を乗じて得た額又はその合算額（法第二十五条において準用する改正前の国共法第七十九条の二第三項及び第四項の規定により算定した額の合算額をもつて当該年金の額とされた者については、その乗じて得た額と法第二十五条において準用する改正後の国共法第七十九条の二第三項の規定により算定した額の合算額）とする。

二項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕

委任　二項の「文部省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉附則二項

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四七年九月三〇日　政令第三五九号〕

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四八年九月二五日　政令第二六四号、抄〕

1　この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条〔中略〕の規定　昭和四十八年十月一日

二　第二条〔中略〕の規定　昭和四十八年十一月一日

三　〔略〕

附　則　〔昭和四八年九月二九日　政令第二八五号〕

最近改正　平成二二年三月三一日　政令第六一号

（施行期日）

1　この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第十八項までの規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（更新加入者に対する長期給付に関する経過措置についての技術的読替え）

2　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（以下「昭和四十八年改正法」という。）附則第十一項の規定により、更新加入者（昭和四十八年改正法附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に対する長期給付に関する経過措置について私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十七項の規定を準用する場合においては、同項中「及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条の規定を、施行日以後における更新加入者の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用については同法第十六条及び第十七条の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条」とあるのは、「については同法第六条第二項」と読み替えるものとする。

3　昭和四十八年改正法附則第十一項の規定により、更新加入者に対する長期給付に関する経過措置について、前項の規定により読み替えられる昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国共済施行法」という。）の次の表の上欄に掲げる規定を準用する場合においては、これらの規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第二項	更新組合員に	更新加入者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「昭和四十八年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に
	前項ただし書に規定する退職年金及び旧法	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法
	更新組合員で	更新加入者で
第十四条第三項	旧法等	私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法
	更新組合員	更新加入者
	新法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法

第十五条第三項	旧法等	私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法
	更新組合員	更新加入者
	新法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法
	第一項に規定する退職共済年金	退職共済年金（更新加入者であつて、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第二十八条の規定による改正前の昭和三十六年改正法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつたもの又はその額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものに係るものに限る。）
	更新組合員	更新加入者
	旧法第二十五条の二において準用する旧法	私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法

（旧法の規定による退職一時金を返還する場合の利子の利率等）

4　準用国共済施行法（昭和四十八年改正法附則第十一項（昭和四十八年改正法附則第十二項において準用する場合を含む。）において準用する昭和三十六年改正法附則第十七項の規定により準用される国共済施行法をいう。以下この項において同じ。）第十四条第三項において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「国共済法」という。）附則第十二条の十二第四項及び準用国共済施行法第十五条第三項において準用する国共済法附則第十二条の十三後段において準用する国共済法附則第十二条の十二第四項に規定する利率は、年四・一パーセント（昭和三十六年改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年二・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント）とする。

5　昭和四十八年改正法附則第十一項（昭和四十八年改正法附則第十二項の規定により準用される場合を含む。）において準用する昭和三十六年改正法附則第十七項の規定により準用される国共済施行法第十四条第三項若しくは第十五条第三項において準用する国共済法附則第十二条の十二第一項又は第十二条の十三前段の規定により返還すべき金額の返還については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第七条の三第二項の規定を準用する。

6　前項の規定は、昭和四十八年改正法附則第十項（昭和四十八年改正法附則第十二項において準用する場合を含む。）において準用する昭和三十六年改正法附則第十二項又は第十三項の規定により納付すべき金額の納付について準用する。

（更新加入者に対する退職共済年金に関する経過措置）

7　更新加入者（昭和三十六年改正法附則第四項に規定する旧長期組合員であった更新加入者で加入者期間が二十年以上であるもの又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第二十八条の規定による改正前の昭和三十六年改正法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新加入者であった更新加入者に限る。）に係る退職共済年金については、昭和三十六年改正法附則第十四項から第十六項までの規定を準用する。

（再就職者に関する経過措置）

8　昭和四十八年改正法附則第十二項の規定により、更新加入者であった者で再び加入者となったもの及び日本私立学校振興・共済事業団法附則第三十条の規定による改正前の昭和四十八年改正法附則第十項に規定する更新組合員であった者で加入者となったものについて、昭和三十六年改正法附則第十七項の規定により準用される国共済施行法の規定を準用する場合においては、附則第三項の表の上欄に掲げる国共済施行法の規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

9　附則第七項の規定は、前項に規定する者について準用する。

一六・一七項…一部改正・二〇―二五項…追加〔昭和四九年三月政令七〇号〕、三―一三項…一部改正・一五・一六項…追加・旧一五―二五項…二項ずつ繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、二八・二九項…追加〔昭和五〇年七月政令二三三号〕、六項…一部改正・九・一〇項…追加・旧一〇・一三・一四・二六項…一部改正し二項ずつ繰下・旧九・一一・一二・一五―二五・二七―二九項…二項ずつ繰下〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、五・六・一一・一五項…一部改正〔昭和五一年六月政令一八三号〕、一九・二〇項…追加・旧二八項…一部改正し三〇項に繰下・旧一九―二七・二九―三一項…二項ずつ繰下〔昭和五一年九月政令二六二号〕、八・九項…一部改正・一七・一八項…削除・旧一九・二〇・三〇項…一部改正し二項ずつ繰上・旧二一―二九・三一―三三項…二項ずつ繰上〔昭和五二年六月政令一八六号〕、六・九・一五項…一部改正〔昭和五三年五月政令二一五号〕、二―七・九―一五・一七―二一項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、四・六・七・一四項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕、三・四・六・一三・一四・一七項…一部改正〔昭和五九年三月政令三五号〕、二―四・八―一一・一三―一五・一七―三一項…削除・四―六項…追加・七項…全部改正・旧五・六項…一部改正し三項ずつ繰上・旧一二項…一部改正し八項に繰上・旧一六項…一部改正し九項に繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、三―五項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、二・三・七・八項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、四項…一部改正〔平成一三年三月政令一五六号・一七年四月一三〇号・二二年三月六一号〕

附　則　〔昭和四八年一〇月一日　政令第二八八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令

附則　〔昭和四八年一〇月一日　政令第二九五号、抄〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六三号

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

2・3　〔略〕

（一時恩給等の支給を受けた者に係る退職年金等の最低保障額の調整等）

第二条　昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）を受ける権利を有する者で昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（以下「昭和四十八年改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用を受けるものが、一時恩給若しくは一時金たる長期給付の支給を受けた者又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整に関し必要な事項は、これらの年金を受ける権利を有する者で同項の規定の適用を受けないものとの均衡を考慮して、大蔵省令で定める。

2　昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による減額退職年金を受ける権利を有する者が、一時恩給又は一時金たる長期給付の支給を受けた者である場合において、退職年金を受ける権利を有するものとしたならば昭和四十八年改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けることとなるときは、その者の減額退職年金の額は、同年十一月分以後、当該減額退職年金に係る退職年金につき前項の規定の例により算定した額を基礎として法第七十九条の規定により算定した額とする。

3　〔略〕

一項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六三号〕

委任　一項の「大蔵省令」＝〔国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令〕〔昭和四八年一〇月大蔵省令四六号〕附則三項

（特例年金等の給付に伴う調整等）

第三条　昭和四十八年改正法附則第四条第三項に規定する政令で定めるものは、昭和四十八年九月三十日において現に組合員である者及び同日前に組合員でなくなった者とする。

2　前項に規定する者が昭和四十八年改正法の施行の日以後に死亡した場合において、同法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七十条、第八十八条若しくは第九十三条又は第九十三条の二の規定による弔慰金、遺族年金若しくは遺族一時金又は死亡一時金（以下「特例年金等」という。）の支給を受ける権利を有する者があるときは、その者以外の当該死亡した者の遺族に係る法第七十条、第八十八条又は第九十三条の規定による弔慰金、遺族年金又は死亡一時金（以下「新法の年金等」という。）については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　特例年金等が旧法第七十条、第八十八条又は第九十三条の二の規定による弔慰金、遺族年金又は死亡一時金である場合　当該新法の年金等は、支給しない。

二　特例年金等が旧法第九十三条の規定による遺族一時金である場合　当該新法の年金等のうち法第八十八条の規定による遺族年金（以

政令　私立学校教職員共済法施行令　附則（昭四八）

下「新法の遺族年金」という。）につき、最初の支給期月に支給すべき当該新法の遺族年金の額が当該遺族一時金の額以上であるときは、その新法の遺族年金の額のうち当該遺族一時金の額に相当する額の支給を停止し、最初の支給期月に支給すべき当該新法の遺族年金の額が当該遺族一時金の額未満であるときは、当該支給期月以後に支給すべき当該新法の遺族年金の額を順次合計して得た額が当該遺族一時金の額に相当する額に達するまで、当該新法の遺族年金の支給は、停止する。

見出…一部改正・一項…追加・旧一項…一部改正し二項に繰下〔昭和四九年六月政令一二二号〕

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則〔昭和四九年三月二九日　政令第七〇号〕

この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附　則〔昭和四九年六月二七日　政令第二二七号〕

この政令は、公布の日から施行する。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令

附　則〔昭和四九年八月三一日　政令第三〇〇号〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六三号

（施行期日）

1　この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

（昭和四十八年三月以前に給付事由が生じた退職年金等の取扱い）

2　昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）については、昭和四十九年九月分以後、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号。以下「昭和四十九年法律第九十四号」という。）附則第三条第一項に規定する規定（以下この項において「年金額に係る特例規定」という。）を適用する。この場合においては、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第四条の七第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五条の七第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第六条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該年金の額を改定するものとした場合における年金の額の計算の基礎となる俸給年額若しくは新法の俸給年額又は衛視等の俸給年額をもって、年金額に係る特例規定に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は衛視等の俸給年額とみなす。

3　昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた減額退職年金について昭和四十九年法律第九十四号第二条の規定による改正後の新法

第七十九条第五項の規定を適用する場合には、同条第五項中「減額退職年金の額）」とあるのは「減額退職年金の額）のうち第七十六条の二第一項第二号に係る額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額と当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額とを加えて得た額」とする。

二項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六三号〕

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令　附　則

〔昭和四九年八月三一日　政令第三〇七号〕

（施行期日）

1　この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

（昭和四十八年四月以後に給付事由が生じた退職年金等の額に関する経過措置）

2　第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖縄復帰政令」という。）第三十四条第一項において準用する私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第八項及び第九項の規定並びに第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第二百八十五号）附則第八項の規定は、昭和四十八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付について

も、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の沖縄復帰政令第三十四条第一項において準用する昭和三十六年改正法附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円（昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百二十二万円）」と読み替えるものとする。

（昭和四十八年三月以前に給付事由が生じた退職年金等の額に関する経過措置）

3　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第九項及び前項に規定する規定は、昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、これらの規定による年金の額の算定の基礎となる平均標準給与の年額又は旧法の平均標準給与の仮定年額は、それぞれ昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第二条の六の規定により、同条に規定する年金の額を改定するものとした場合における年金の額の算定の基礎となる平均標準給与の年額又は旧法の平均標準給与の仮定年額とする。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五〇年七月二九日　政令第二三三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五〇年一一月二〇日　政令第三三四号、抄〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六四号

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（長期在職者の障害年金等の額に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第四百十二号）附則第五項の表第二十二条第三項の項、第三十一条第三項の項及び第三十一条の二の項、同令附則第六項、第七項、第八項、第十四項の表第三十一条の二の項並びに同令附則第十五項の規定、〔中略〕第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第二百八十五号）附則第六項の表第二十二条第三項の項、第三十一条第三項の項及び第三十一条の二の項、同令附則第九項、第十項、第十五項の表第三十一条の二の項並びに同令附則第十六項の規定は、この政令の施行前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

二項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五一年六月三〇日　政令第一八三号〕

（施行期日）

1　この政令は、昭和五十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第十条の九の次に一条を加える改正規定は、昭和五十一年八月一日から施行する。

（任意継続掛金に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令（以下「改正後の施行令」という。）第十条の十二第二項及び第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の任意継続掛金について適用し、同年六月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

3　昭和五十一年七月から昭和五十二年三月までの各月について徴収すべき任意継続掛金に係る改正後の施行令第十条の十二第二項第二号の規定の適用については、同号中「一月一日」とあるのは、「四月一日」とする。

4　改正後の施行令第十条の十三第一項の規定は、施行日以後に任意継続組合員となった者について適用し、施行日前に任意継続組合員となった者については、なお従前の例による。

（再就職者等に関する経過措置についての技術的読替えに関する経過措置）

5　施行日から昭和五十一年七月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第九項中「第三十二条の四」とあるのは「第三十二条の三」と、第四条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十五条中「、第三十二条の三第一項並びに第三十二条の四」とあるのは「並びに第三十二条の三第一項」と、第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第五項及び第十一項中「第三十二条の四まで」とあるのは「第三十二条の三まで」と、「、第三十二条の三第一項及び第三十二条の四」とあるのは「及び第三十二条の三第一項」とする。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五一年九月三〇日　政令第二六二号〕

1　この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令第十条の十六の規定は、昭和五十一年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員の資格を喪失した者についても、適用する。

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五二年六月七日　政令第一七九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五二年六月七日　政令第一八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五二年六月七日　政令第一八六号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第八項から第三十一項までの規定〔中略〕は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令

の一部を改正する政令附則第八項から第三十一項までの規定〔中略〕は、昭和五十二年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

附　則〔昭和五三年五月三一日　政令第二二五号〕

この政令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

附　則〔昭和五三年六月一日　政令第二二三号〕

この政令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔昭和五四年一二月二八日　政令第三一五号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。〔後略〕

附　則〔昭和五五年六月三〇日　政令第一九〇号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、昭和五十五年七月一日から施行する。

（減額退職年金の額の改定に関する経過措置）

2　改正後の私立学校教職員共済組合法施行令第十条の八の規定は、この政令の施行の日以後に退職年金を受ける権利を有することとなった者の退職年金に係る減額退職年金について適用し、同日前に退職年金を受ける権利を有することとなった者の退職年金に係る減額退職年金については、なお従前の例による。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔昭和五六年二月二一日　政令第一四号〕

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年三月一日）から施行する。ただし、〔中略〕第七条の規定（私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。）は、同年四月一日から施行する。

附　則〔昭和五六年四月二一日　政令第一三五号〕

この政令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附　則〔昭和五六年五月三〇日　政令第一九九号〕

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十条の十六及び第十条の十八第三項から第六項までの規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（給付の制限に関する経過措置）

2　改正後の第十条の十八第三項の規定は、昭和五十六年三月三十一日において改正前の第十条の十六第一項又は第二項の規定により行われている給付の制限についても、適用する。ただし、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法

律第百四十号）附則第十二項の規定の適用を受けた同年三月分以前の給付について行われた改正前の第十条の十六第一項又は第二項の規定による給付の制限については、なお従前の例による。

3　前項本文の場合において、昭和五十六年三月分以前の給付について改正後の第十条の十八第三項の規定を適用したとするならば同年三月において当該給付の制限に係る月数が同項の規定による六十月を超えることとなる者については、当該給付の制限に係る月数は同年三月において当該六十月に達したものとみなして、同項の規定を適用する。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔昭和五七年一月七日　政令第三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）第四条の規定の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

障害に関する用語の整理のための文部省関係政令の整理に関する政令

附　則　〔昭和五七年九月二五日　政令第二六四号〕

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔昭和五八年一月二一日　政令第六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、老人保健法の施行の日（昭和五十八年二月一日）から施行する。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔昭和五九年三月一七日　政令第三五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔昭和五九年九月七日　政令第二六八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

（任意継続被保険者の保険料等の前納に係る経過措置）

第三条　〔略〕

2　この政令の施行の日の前日において、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の五第二項（私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条第一項において準用する場合を含む。）〔中略〕に規定する任意継続組合員の資格を有する者は、この政令による改正後の〔中略〕私立学校教職員共済組合法施行令第十条の二十二本文の規定にかかわらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間について国家公務員等共済組合法第百二十六条の五第三項（私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）〔中略〕の規定による任意継続掛金の前納を行うことができる。

附　則　〔昭和六〇年三月三〇日　政令第七一号〕

1　この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に出産し又は死亡した組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法第六十一条第一項若しくは第三項又は第六十三条第一項若しくは第三項の規定による出産費若しくは配偶者出産費又は埋葬料若しくは家族埋葬料（私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法第六十三条第二項又は第六十四条第一項の規定による給付を含む。）の額については、なお従前の例による。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

附　則　〔昭和六〇年一二月二一日　政令第三一七号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和六一年三月三一日　政令第六六号、抄〕

最近改正　令和二年七月八日　政令第二一九号

（施行期日）

1　この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（施行日に引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額の計算）

2　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第四条第一項第一号に規定する政令で定める者は、昭和六十年四月一日以後に組合員となった者で、同年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額が上位の等級に改定されたもの及

び同日から昭和六十年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十六万五千円以上であることにより四十六万円を標準給与の月額とされた期間（以下「標準給与上限該当期間」という。）を有するものとする。

3　昭和六十年改正法附則第四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、昭和五十六年四月から昭和六十年三月までの間における各月の標準給与の月額に加える額については、当該各月の標準給与の月額に、附則別表第一の上欄に掲げる組合員期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とし、同年四月以後の各月の標準給与の月額に加える額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　昭和六十年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額が上位の等級に改定された場合（第三号に該当する場合を除く。）　当該上位の等級に改定された月前の各月につき当該改定された月以後の標準給与の月額に相当する額から当該改定された月前の標準給与の月額に相当する額を控除して得た額

二　昭和六十年四月から昭和六十一年三月までの間において標準給与上限該当期間を有する場合　当該標準給与上限該当期間の各月につき一万円

三　昭和六十年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額の基礎となる給与月額が四十六万五千円以上であることにより標準給与の月額を四十六万円に改定された場合　当該改定された月前の各月につき四十七万円から当該改定された月前の標準給与の月額に相当する額を控除して得た額

4　昭和六十年改正法附則第四条第一項第一号に規定する政令で定める比率は、附則別表第二の上欄に掲げる施行日まで引き続く組合員期間の年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる比率とする。

5　昭和六十年改正法附則第四条第一項第二号に規定する政令で定める期間は、附則別表第三の上欄に掲げる期間とし、同号に規定する政令で定める率は、当該期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

（施行日に引き続かない組合員期間に係る平均標準給与月額の計算）

6　昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める者は、昭和六十年四月一日以後に退職した者で、同年五月から退職した日の属する月までの間において標準給与の月額が上位の等級に改定されたもの及び同年四月一日から退職した日までの間において標準給与上限該当期間を有するものとする。

7　昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する政令で定めると

ころにより改定した額は、昭和六十年三月三十一日以前に退職した者については、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金（昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧法」という。）の規定による通算退職年金をいう。以下同じ。）の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかった者にあっては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべきであった通算退職年金の額。以下この項において同じ。）の算定の基礎となっている旧法第二十三条に規定する平均標準給与の月額（以下「旧平均標準給与月額」という。）に十二を乗じて得た額に、その額が附則別表第四の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百六十四万円を超えるときは、五百六十四万円を限度とする。）を十二で除して得た金額とし、前項に規定する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　昭和六十年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額が上位の等級に改定された者（第三号に該当する者を除く。）　その者の通算退職年金の額の算定の基礎となっている旧平均標準給与月額の基礎となった標準給与の月額のうち、当該改定された月前の各月の標準給与の月額については、その額に附則第三項第一号の規定の例により算定した額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、当該みなされた各月の標準給与の月額と当該改定された月以後の各月の標準給与の月額を基礎として旧法第二十三条の規定の例により算定した旧平均標準給与月額に相当する額

二　昭和六十年四月から昭和六十一年三月までの間において標準給与上限該当期間を有する者（次号に該当する者を除く。）　その者の通算退職年金の額の算定の基礎となっている旧平均標準給与月額の基礎となった標準給与の月額のうち、当該標準給与上限該当期間における各月の標準給与の月額については、その額に附則第三項第二号に掲げる額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、当該みなされた各月の標準給与の月額と当該みなされた各月の標準給与の月額以外の各月の標準給与の月額を基礎として旧法第二十三条の規定の例により算定した旧平均標準給与月額に相当する額

三　昭和六十年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額の基礎となる給与月額が四十六万五千円以上であることにより標準給与の月額を四十六万円に改定された者　その

者の通算退職年金の額の算定の基礎となつている旧平均標準給与月額の基礎となつた標準給与の月額のうち、標準給与上限該当期間における各月の標準給与の月額についてはその額に附則第三項第二号に掲げる額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、これらのみなされた各月の標準給与の月額とこれらのみなされた各月の標準給与の月額以外の各月の標準給与の月額を基礎として旧法第二十三条の規定の例により算定した旧平均標準給与月額に相当する額

8　昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率は、附則別表第五の上欄に掲げる組合員期間の年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる比率とする。

9　昭和六十年改正法附則第四条の規定により施行日前の組合員期間のうち昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第八項第一号又は第二号に掲げる期間（旧法による年金の基礎となつている期間を除く。）で昭和三十六年改正法の施行の日に引き続かないもの（以下この項において「旧長期組合員期間」という。）に係る平均標準給与月額（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　昭和三十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間に組合員であつた期間を有しない者について旧長期組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合　施行日以後に加入者となつた日の属する月から当該加入者となつた日から起算して一年を経過する日の属する月の前月（月の初日に加入者となつた者については当該一年を経過する日の属する月とし、当該加入者となつた日から起算して一年を経過する日の属する月の前月までの間に退職したとき、又は障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由が生じたときは、当該退職の日又は当該給付事由が生じた日の属する月とする。）までの間の加入者であつた期間における各月の標準給与の月額の合計額を平均した額を、旧長期組合員期間に係る昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する通算退職年金の額の算定の基礎となつている旧平均標準給与月額とみなして、同項の規定を適用する。

二　昭和三十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間に組合員であつた期間を有する者（当該期間内に退職した者を除

く。）について旧長期組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合　昭和六十年改正法附則第四条第一項中「について施行日まで引き続く組合員期間」とあるのは「について施行日まで引き続く組合員期間（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）附則第九項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」と、附則第四項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（附則第九項第二号に規定する者の組合員期間については、同項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」として、これらの規定を適用する。この場合においては、昭和六十年改正法附則第四条第二項の規定は、適用しない。

三　昭和三十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間に組合員であつた期間を有する者であつて、当該期間内に退職したものについて旧長期組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合　昭和六十年改正法附則第四条第二項中「その施行日前の退職」とあるのは「その施行日前の退職（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下この項において「昭和三十六年改正法」という。）の施行の日以後の退職に限る。以下この項において同じ。）」と、「当該退職に係る組合員期間」とあるのは「当該退職に係る組合員期間（昭和三十六年改正法の施行の日以後最初の退職に係る組合員期間については、私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第九項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」と、附則第八項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（次項第三号に規定する者の昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の施行の日以後最初の退職に係る組合員期間については、同項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」として、これらの規定を適用する。

（施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の計算の特例）

10　昭和六十年改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により施行日前の組合員期間に係る標準給与の月額を計算する場合において、その計算して得た額が四十七万円を超えるときは、四十七万円をもつて、標準給与の月額とする。

11　旧法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金の受給権者について当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の各月における標準給与の月額を計算する場合においては、当該年金の額の算定の基礎となつている平均標準給与の年額（旧法第二十三条に規定する平均標準給与の年額をいう。）を十二で除して得た額を昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する旧平均標準給与の月額と、当該年金の額の算定の基礎となつている組合

員期間を同項に規定する退職に係る組合員期間とみなす。

12　昭和六十年改正法附則第四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「組合員期間」とあるのは、昭和三十六年改正法附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者であつた期間を有する者にあつては「組合員期間（昭和三十七年一月一日以後の組合員期間に限る。）」と、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第九十六条第二項の規定により組合員期間とみなされる期間を有する者にあつては「組合員期間（昭和四十五年一月一日以後の組合員期間に限る。）」とする。

（昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用のうち国が補助する部分等）

13　昭和六十年改正法附則第六条第一項第一号に規定する政令で定める部分は、附則第十五項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度において当該給付として支給した額の総額に、当該年度における当該給付に係る国庫補助対象額算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する額とする。

14　前項の国庫補助対象額算定率は、次項第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る額のうち国庫補助の対象となる部分の額の合算額を当該給付の総額で除して得た率とし、同項第五号、第十一号及び第二十号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち国庫補助の対象となる部分の額の合算額を当該期間に支給された当該給付の総額で除して得た率とする。

15　前項の国庫補助の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。）

当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつている第四号厚生年金被保険者期間（同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする同法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下「老齢厚生年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相

当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二　厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金　当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とする老齢厚生年金の加給年金額が支給されている場合にあっては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）をいう。以下同じ。）附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。）　当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあっては、同条第二項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とする老齢厚生年金の加給年金額が支給されている場合にあっては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四　厚生年金保険法の規定による障害厚生年金　当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とする同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額（以下「障害厚生年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあっては、当該障害厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五　厚生年金保険法の規定による障害手当金　当該障害手当金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六　厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金　当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であって、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合にあっては、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

七　改正前準用国共済法（改正前私学共済法（平成二十四年一元

化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）第七十六条の規定により支給する退職共済年金（第九号に掲げるものを除く。）　当該退職共済年金の額の算定の基礎となっている加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とするなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあっては、当該退職共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額とする。）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

八　改正前準用国共済法附則第十二条の三の規定により支給する退職共済年金　当該退職共済年金（加入者である間に支給されるものを除く。）の額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給されている場合にあっては、当該退職共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額とする。）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

九　改正前準用国共済法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定により支給する退職共済年金（当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する退職共済年金を含む。）　当該退職共済年金（六十五歳未満の加入者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する退職共済年金にあっては、なお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の八第三項及び第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該退職共済年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給されている場合にあっては、当該退職共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十　改正前私学共済法の規定による障害共済年金　当該障害共済年金の額（当該障害共済年金の受給権者の配偶者であって六十五歳以上である者を計算の基礎とするなお効力を有する改正前

準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額（以下「障害共済年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該障害共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十一　改正前私学共済法の規定による障害一時金　当該障害一時金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十二　改正前私学共済法の規定による遺族共済年金　当該遺族共済年金の額（当該遺族共済年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第九号に規定する遺族共済年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合にあつては、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十三　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち死亡を給付事由とするもの　当該給付の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十四　退職年金（旧法の規定による退職年金をいう。以下同じ。）　当該退職年金（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）附則第三十六条第一項の規定により支給の停止が行われないこととされたものを除く。）の額から国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第一号ハに掲げる額を同号ハに規定する退職年金の受給権者の人数で除して得た額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十五　減額退職年金（旧法の規定による減額退職年金をいう。以下同じ。）　当該減額退職年金（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国の改正法附則第三十六条第一項の規定により支給の停止が行われないこととされたものを除く。）の額から国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号ロに掲げる額を同号ロに規定する減額退職年金の受給権者の人数で除して得た額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十六　通算退職年金　当該通算退職年金の額（その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「国共済経過措置政令」という。）第六十条の規定の例によることとされる通算退職年金については、国民年金法施行令等の一部を改正する等の

政令（昭和六十一年政令第五十三号）第五条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号。第十九号において「旧厚生省関係沖縄特別措置政令」という。）第五十二条第一項第二号に掲げる額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十七　障害年金（旧法の規定による障害年金をいう。以下同じ。）　次のイ又はロに掲げる障害年金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた障害年金で旧法第二十五条第一項において準用する昭和六十年国の改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「国の旧法」という。）による障害等級の一級又は二級に該当する者に支給されるもの　当該障害年金の額から国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額（旧法第二十五条第一項において準用する国の旧法による障害等級の一級に該当する者に支給される障害年金にあつては、国民年金法第三十三条第二項に規定する障害基礎年金の額）に相当する額並びに国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第四号ロ及びハに掲げる額を同号ハに規定する障害年金の受給権者の人数で除して得た額に相当する額の合算額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ロ　イに掲げる障害年金以外の障害年金　当該障害年金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十八　遺族年金（旧法の規定による遺族年金をいう。以下同じ。）　次のイからホまでに掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ　昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金で遺族である妻に支給されるもの（二十歳未満の遺族である子がいる場合の当該遺族年金に限る。）　当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国共済経過措置政令第四十七条に規定する扶養加給額（ハにおいて「扶養加給額」という。）に相当する額の合算額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ロ　昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金で二十歳未満の遺族である子に支給されるもの（当該遺族年金の受給権者である二十歳未満の遺族である子が他にいない場合の当該遺族年金に限る。）　当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額を

政令　私立学校教職員共済法施行令　附則（昭六一）

控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ハ　昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金で二十歳未満の遺族である子に支給されるもの（ロに掲げる遺族年金を除く。）　当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額及び扶養加給額に相当する額の合算額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ニ　昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金のうち、国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第五号ニに規定する遺族年金で同号ニに規定する配偶者に支給されるもの（イに掲げる遺族年金を除く。）　当該遺族年金の額から国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ホ　イからニまでに掲げる遺族年金以外の遺族年金　当該遺族年金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十九　通算遺族年金（旧法の規定による通算遺族年金をいう。以下同じ。）　当該通算遺族年金の額（その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により国共済経過措置政令第六十条の規定の例によることとされる通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とされる通算遺族年金については、旧厚生省関係沖縄特別措置政令第五十二条第一項第二号に掲げる額の百分の五十に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二十　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金その他の一時金である給付（改正前私学共済法の規定による障害一時金及び脱退一時金を除く。）　その額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二十一　恩給財団年金等（日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が私立学校教職員共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金（次項において「恩給財団年金」という。）並びに昭和三十六年改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金をいう。）　当該恩給財団年金等の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

16　前項に規定する国庫補助対象期間率は、それぞれ当該給付の額の算定の基礎となった加入者期間（次の各号に掲げる年金にあっては、当該各号に定める期間）の月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該加入者期間の月数の比率をいう。

一　前項第一号から第六号までに掲げる給付　第四号厚生年金被保険者期間

二　恩給財団年金　私立学校教職員共済法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であった期間

17　事業団が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第六条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額を計算する場合においては、当該長期給付等の額の計算の基礎となった厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を、当該長期給付等の額の計算の基礎となった第四号厚生年金被保険者期間とみなして、附則第十三項から前項までの規定を適用する。

18　昭和六十年改正法附則第六条第一項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十八（財源調整のため必要がある場合においては、百分の十八に、百分の二以内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める割合を加えた割合）とする。

（旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分に係る国が補助する部分）

19　昭和六十年改正法附則第六条第一項第二号に規定する政令で定める部分は、附則第二十一項各号に掲げる年金ごとに、それぞれ当該年度において当該年金として支給した額の総額に当該年度における当該年金に係る老齢年金加算額相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する額とする。

20　前項の老齢年金加算額相当率は、次項各号に掲げる年金ごとに、それぞれ当該年度の九月三十日におけるこれらの年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る当該年金の額のうち老齢年金加算額に相当する部分の額の合算額をそれぞれ当該年金の総額で除して得た率とする。

21　前項の老齢年金加算額に相当する部分の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　改正前私学共済法の規定による退職共済年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三

十一条第一項に規定する者のうち六十五歳以上の者に係るものに限る。）　当該退職共済年金のうち、その受給権者が附則別表第六の上欄に掲げる者であつて、その者の昭和三十六年四月一日以後の加入者期間の年数が二十五年未満であり、かつ、同欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる期間以上であるものに係るものについて、当該退職共済年金の額のうち当該加入者期間を同法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により算定した額

二　退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（これらの年金のうちその受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）　当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金ごとに、当該年金のうち、その受給権者が附則別表第六の上欄に掲げる者であつて、その者の昭和三十六年四月一日以後の加入者期間の年数が二十五年未満であり、かつ、同欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる期間以上であるものに係るものについて、当該年金の額のうち当該加入者期間を国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により算定した額

（事業団への国の補助金の交付）

22　国は、予算で定めるところにより、昭和六十年改正法附則第六条第一項の規定により補助すべき金額を、当該事業年度における附則第十五項各号に掲げる給付の支払状況を勘案して事業団に交付するものとする。

23　前項の規定により国が事業団に交付した金額と昭和六十年改正法附則第六条第一項の規定により当該事業年度において国が補助すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。

（準用する国家公務員共済組合法等の改正に伴う経過措置規定等の技術的読替え）

24　私立学校教職員共済法第四十八条の二及び昭和三十六年改正法附則第十九項の規定により昭和六十年国の改正法附則（第四条第一項、第六条から第九条まで、第十六条第七項及び第八項、第十七条第三項、第二十一条第二項から第六項まで、第二十四条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項、第三十一条から第三十四条まで、第四十条第三項、第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十三条第一項、第五十六条、第五十七条第一項第一号、第五十七条の二から第六十条まで、第六十二条第一項第二号、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条から第六十六

条までの規定を除く。）の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる当該昭和六十年国の改正法附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条第二項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五号）第七条第一項第三号の
附則第十条第一項	旧共済法による年金	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私学共済法」という。）による年金（私学共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「新昭和三十六年改正法」という。）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。以下同じ。）
附則第十条第二項	旧共済法による年金	旧私学共済法による年金
附則第十一条第一項及び第二項	旧共済法による年金	旧私学共済法による年金
附則第十一条第二項第一号	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（第十一章を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による	他の法律に基づく共済組合が支給する
附則第十一条	地方公務員等共済組合法による年金である給	他の法律に基づく共済組合が支給する

第二項第二号及び第三号	付若しくは私立学校教職員共済法による	
附則第十一条第三項	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十一条第一項に規定する旧共済法による年金	
附則第十一条第四項	地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）又は他の法律に基づく共済組合が支給する

附則第十四条第一項	共済法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条	新昭和三十六年改正法附則第十項及び第十一項（これらの規定を新昭和三十六年改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）並びに私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年改正政令」という。）第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号。以下「新沖縄特別措置令」という。）第三十四条（新沖縄特別措置令第三十七条第一項において準用する場合を含む。）
附則第十四条第二項	第八号から第十一号まで	第十七号
附則第十四条	旧施行法	私学共済改正法第二条の規定による改正前の私立学校

第三項		
附則第十四条第四項	旧施行法	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「旧昭和三十六年改正法」という。）附則、昭和六十一年改正政令第三条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「旧沖縄特別措置令」という。）	旧昭和三十六年改正法による改正前の旧私学共済法の規定による退職一時金（旧昭和三十六年改正法による改正前の旧私学共済法第二十五条の三第二項の規定による退職一時金を除く。）
附則第十八条			

		体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号。附則第六十二条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金
附則第二十一条第一項	施行法第十一条	第十二条の十三
	旧共済法及び旧施行法	第十二条の十三並びに新昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十四条第三項及び第十五条第三項
	新沖縄特別措置令第三十五条	旧私学共済法、旧昭和三十六年改正法附則、私学共済改正法第三条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員

	共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「旧昭和四十八年改正法」という。）附則及び旧沖縄特別措置令
附則第二十一条の三	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金
旧共済法等	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下この項において「私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（私学共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）
旧私学共済法等	

附則第二十五条第二項	旧共済法による年金	
附則第二十八条第五項	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による遺族共済年金のうち、第一項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたもの
附則第三十条第二項	施行法第十三条	新沖縄特別措置令第三十五条の三
附則第三十六条第一項	施行法第十一条の規定並びに附則第九条及び第十五条	新沖縄特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条及び附則第十五条
旧私学共済法等		

附則第三十六条第二項	施行法第十一条の規定並びに附則第九条、第十五条及び第十七条	新沖縄特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条並びに附則第十五条及び第十七条
附則第四十一条第一項	の障害年金に	並びに旧沖縄特別措置令の障害年金に
附則第四十四条第一項	施行法第十二条の規定並びに附則第九条	新沖縄特別措置令第三十五条の二並びに私学共済改正法附則第四条
附則第五十二条第一項	更新組合員等	更新加入者等（新昭和三十六年改正法附則第四項第五号に規定する更新加入者及び新昭和三十六年改正法附則第十八項各号に掲げる者並びに新沖縄特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖縄特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）

附則第五十二条第二項	控除期間等の期間を有する更新組合員等	新沖縄特別措置令第三十五条第一項に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）を有する更新加入者等
	控除期間等の期間の	控除期間の
附則第五十二条第三項	更新組合員等	更新加入者等
	控除期間等の期間	控除期間
附則第五十二条第四項	更新組合員等	更新加入者等
	旧施行法第十一条の規定	旧昭和三十六年改正法附則第八項の規定
	旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定により当該退職年金	当該退職年金
	旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定による改定	改定
附則第五十三条第二の	旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの	旧昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧長期組合員であつた

項		
に該当する期間が六年以上である更新組合員等	を有する更新加入者等	
旧施行法第十六条	旧昭和三十六年改正法附則第十二項	
期間の年数	期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間（旧昭和三十六年改正法附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者であつた期間をいう。以下同じ。）を除く。）の年数	
に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、	については、その者が五十歳に達した日以後は支給の停止を行わず、当該年金の額に恩給財団の従前の例による者であつた期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分については、その者が四十五歳に達するまでは当該相	

	附則第五十三条第三項	旧施行法第十五条又は第十六条
	附則第五十四条	更新組合員等
	附則第五十五条第一項	更新組合員等
附則第五十七条第一項	更新組合員等	旧施行法第七条第一項第二号から第六号までの期間で同項第一号の期間と合算して
		旧昭和三十六年改正法附則第八項第一号に掲げる期間（旧昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日前の期間及び私学共済改正法附則第十五条の規定による改
	更新加入者等	旧昭和三十六年改正法附則第十二項
	更新加入者等	
	更新加入者等	
		当する部分の十分の三の支給の停止を行い、その者が四十五歳に達した日以後は当該相当する部分の

		正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第九十六条第二項の規定により組合員期間とみなされた期間を含む。）で
附則第五十七条第二項	更新組合員等	更新加入者等
附則第六十三条第三項	旧法等（施行法第二条第二号の二に規定する旧法等をいう。）	旧法（新昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧法をいう。）

25

私立学校教職員共済法第四十八条の二及び昭和三十六年改正法附則第十九項の規定により国共済経過措置政令（第三条から第六条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条の三から第十六条の八まで、第二十条第二項から第五項まで、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十六条第五項、第二十六条の二から第二十六条の八まで、第四章、第三十五条第二号、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十六条第二項、第四十八条、第四十八条の二第二項、第四十九条から第五十三条まで、第五十六条、第五十七条の二から第五十九条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十六条の七並びに第六十七条から第七十四条までの規定を除く。）の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる当該国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第四号及び第五号		同条第六号
第七条第六号	同項第四号	同項第六号
	同条第六号	同条第四号
第七条第七号	同条第三号	同条第五号
第七条第八号及び第九号	同項第四号	同項第六号
	同条第四号	同条第六号
第七条第十号	同条第四号	同条第六号

第八条第三項第三号	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する共済法第七十四条及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年改正法	共済法第七十四条及び昭和六十年改正法
第九条第二号	第九条第一号又は第二号	第九条第一号から第六号まで
第十二条第三号	減額退職年金のうち、昭和六十年改正前の地方共済法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員であった者に支給されるもの	減額退職年金
第十二条第四号	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金	旧共済法の規定による退職年金（旧施行法の規定により当該退職年金とみなされたものを含む。）

第十三条第三項	施行法第十一条第一項	私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年私学の改正政令」という。）第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号。以下「新沖縄特別措置令」という。）第三十五条第一項
第十九条第四項及び第六項	一年以上経過した	一年以上（昭和三十七年一月一日前にその病気又は負傷に係る傷病について療養の給付若しくは療養費の支給を受けたことがある者にあつては、六月以上）経過した
第二十三条	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

百九十一号）第一条の二に規定する国家公務員災害補償法傷病補償年金若しくは障害補償年金	第七条第一項第三号の労働者災害補償保険法障害年金若しくは傷病年金
第二十六条第一項第二号ロ	遺族補償年金	遺族年金
地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第二十六条第七項	加算された遺族厚生年金	加算された遺族厚生年金又は新共済法第九十条若しくは地方公務員等共済組合法第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金
	当該遺族厚生年金	当該遺族厚生年金又は遺族共済年金
第四十一条第一項	施行法第十一条並びに昭和六十年改正法附則第九条及び第十五条の規定並びに第五条第二項	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私学の改正法」という。）附則第四条及び昭和六十年改正法附則第十五条の規定並びに新沖縄特別措置令第三十五条及び昭和六十一年私学の改正政令附則第十一項
第四十一条第二項	施行法第十一条並びに昭和六十年改正法附則第九条及び第十五条の規定並びに第五条第二項	昭和六十年私学の改正法附則第四条及び昭和六十年改正法附則第十五条の規定並びに新沖縄特別措置令第三十五条及び昭和六十一年私学の改正政令附則第十一項
第四十二条第四項	附則第四十二条第二項において準用する同条第一項ただし書	附則第四十二条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）
	公務によらない障害年金	障害年金
第四十三条第一号	他の法律に基づく共済組合	他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの
第四十七条	又は昭和六十年改正前の船員保険法の規定による遺族年金	若しくは昭和六十年改正前の船員保険法の規定による遺族年金又は昭和六十年改正法による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは

	控除期間等の期間	昭和六十年改正前の地方共済法の規定による遺族年金
第五十四条第一項	昭和六十年改正法附則第十六条第七項	控除期間
	更新組合員等	新沖縄特別措置令第三十五条
	控除期間等の期間	更新加入者等（新沖縄特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖縄特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下この条及び次条において同じ。）
第五十四条第二項	更新組合員等	控除期間
	控除期間等の期間	更新加入者等
第五十五条第一項及び第二項	更新組合員等	控除期間
	控除期間等の期間	更新加入者等
第五十七条第一項	更新組合員等	更新加入者等（昭和六十年私学の改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項第五号に規定する更新加入者及び同法附則第十八項各号に掲げる者、昭和六十年私学の改正法第三条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項に規定する更新加入者及び同法附則第十二項に規定する者並びに新沖縄特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖縄特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）
	更新加入者等	

第六十条	沖縄の組合員（施行法第三十三条第三号に規定する沖縄の組合員	沖縄の共済法の施行地	沖縄の私学教職員等（新沖縄特別措置令第三十九条に規定する沖縄の教職員等	沖縄	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第九十六条第二項の規定により私立学校教職員共済法による加入者であった期間とみなされた	昭和六十年私学の改正法附則第四条第一項及び第二項
	沖縄の組合員であった					
第六十六条の二第二項第一号	昭和六十年改正法附則第九条第三項					昭和六十年私学の改正法附則第四条第二項
第六十六条の二第一項第一号及び第二号	昭和六十年改正法附則第九条第一項及び第三項					
第六十六条の二第一項第二号	昭和六十年改正法附則第九条第一項及び第三項					昭和六十年私学の改正法附則第四条第一項及び第二項
第六十六条の四第一項	財務省令					文部科学省令
第六十六条の四第二項	昭和六十年改正法附則第九条第三項					昭和六十年私学の改正法附則第四条第二項

（遺族年金の加算額に関する旧施行令の規定等の技術的読替え）

第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行令（以下「旧施行令」という。）第十条の十五及び第十条の十七（国共済経過措置政令第四十六条第三項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされた国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の八の四第一項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第四十六条第四項の規定によりなおその効力を有するこ

ととされた国の旧法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。この場合においては、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧施行令第十条の十五	法第二十五条第一項において準用する組合法第八十八条の五第一項ただし書（法律第百四十号附則第十四項（昭和四十八年改正法附則第十二項において準用する場合を含む。）及び沖縄特別措置令第三十五条の規定により準用される組合法施行法第三十二条の四において準用する場合を含む。）	法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）附則第四十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の法第二十五条第一項において準用する昭和六十年国の改正法第一条の規定による改正前の組合法第八十八条の五第一項ただし書

国家公務員等共済組合法施行令	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令
組合法、組合法施行法、地方公務員等共済組合法	昭和六十年国の改正法第一条の規定による改正前の組合法、昭和六十年国の改正法第二条の規定による改正前の組合法施行法、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方の改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法

地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法	昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法
又は組合法施行法	又は昭和六十年国の改正法第二条の規定による改正前の組合法
地方公務員等共済組合法	昭和六十年地方の改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法
旧施行令第十条の十七の表第十一条の八の四第一項の項	
私学共済法第二十五条第一項において準用する法第八十八条第二号	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私学共済法（以下この号において「改正前の私学共済法」という。）第二十五条第一項において準用する改正前の法第八十八条第二号
私学共済法の規定	改正前の私学共済法の規定
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の

	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律
施行法	改正前の施行法
法第八十八条第二号の規定による遺族年金（法	改正前の法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の法
者に係る遺族年金（法	者に係る遺族年金（改正前の法
地方の新法	改正前の地方の新法
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

（改正前の退職年金等の取扱い）

27　第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第四百十二号）附則第二十項に規定する退職年金、障害年金又は遺族年金は、それぞれ旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金とみなす。

（経過措置に関する文部科学省令への委任）

28　附則第二項から前項までに定めるもののほか、私立学校教職員

共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第六十二条第二項の申出に関する手続その他昭和六十年改正法の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

一五項…一部改正〔昭和六一年一〇月政令三二八号〕、二〇項…一部改正〔平成元年一二月政令三四七号〕、二三項…一部改正〔平成六年一一月政令三五九号〕、二四項…一部改正〔平成七年三月政令一四八号〕、一五・二三・二四項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、九・一五・一六・二〇―二四項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、二四項…一部改正〔平成一二年三月政令一八五号〕、一七・二九項の見出・二九項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕、二四項…一部改正〔平成一三年三月政令一五六号〕、二三・二四項…一部改正〔平成一四年三月政令四三号〕、一五項…一部改正〔平成一四年三月政令九九号〕、九・一五項…一部改正〔平成一五年三月政令一〇八号〕、二三項…一部改正〔平成一六年九月政令二八八号〕、二三・二四項…一部改正〔平成一九年三月政令二二号・二五年七月二六号〕、二三項の見出・一四―一六項…一部改正・一七項…追加・二六項の見出・二六・二七項…削除・旧一八・二三項…見出削り・追加・一部改正し一項ずつ繰下・旧二〇・二四・二五項…一部改正し一項ずつ繰下・旧二一項…見出削り・追加し二二項に繰下・旧二九項…一部改正し二八項に繰上・旧一七・一九・二二項…一項ずつ繰下・旧二八項…二七項に繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕、二四・二五項…一部改正〔令和二年七月政令二一九号〕

委任　二八項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令〉〔昭和六一年三月文部令一一号〕附則六項

附則別表第一（附則第三項関係）

組合員期間の区分	率
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	○・一〇九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	○・一〇九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	○・〇八七
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	○・〇五二

附則別表第二（附則第四項関係）

組合員期間の年数の区分	比率
五年以下	一・〇〇〇
五年を超え六年以下	○・九九三
六年を超え七年以下	○・九七七
七年を超え八年以下	○・九六一
八年を超え九年以下	○・九四三
九年を超え十年以下	○・九二六
十年を超え十一年以下	○・九一一
十一年を超え十二年以下	○・八九五
十二年を超え十三年以下	○・八八〇
十三年を超え十四年以下	○・八六五
十四年を超え十五年以下	○・八五一
十五年を超え十六年以下	○・八三七
十六年を超え十七年以下	○・八二五

十七年を超え十八年以下	○・八一二
十八年を超え十九年以下	○・七九九
十九年を超え二十年以下	○・七八七
二十年を超え二十一年以下	○・七七六
二十一年を超え二十二年以下	○・七六五
二十二年を超え二十三年以下	○・七五五
二十三年を超え二十四年以下	○・七四四
二十四年を超え二十五年以下	○・七三五
二十五年を超え二十六年以下	○・七二七
二十六年を超え二十七年以下	○・七二〇
二十七年を超え二十八年以下	○・七一二
二十八年を超え二十九年以下	○・七〇七
二十九年を超え三十年以下	○・七〇二
三十年を超え三十一年以下	○・六九七
三十一年を超え三十二年以下	○・六九三
三十二年を超え三十三年以下	○・六八九
三十三年を超え三十四年以下	○・六八七
三十四年を超えるもの	○・六八五

附則別表第三（附則第五項関係）

期間の区分	率
昭和二十九年一月から昭和三十年三月まで	二一・三八
昭和三十年四月から昭和三十一年三月まで	二〇・四二
昭和三十一年四月から昭和三十二年五月まで	一九・六三
昭和三十二年六月から昭和三十四年三月まで	一七・七八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一六・八一
昭和三十五年四月から昭和三十六年十二月まで	一五・一〇
昭和三十七年一月から昭和三十八年三月まで	一一・七四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一〇・三九
昭和三十九年四月から昭和四十年六月まで	九・三〇
昭和四十年七月から昭和四十二年三月まで	七・七七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・二〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	五・〇四
昭和四十六年十月から昭和四十七年九月まで	四・一三
昭和四十七年十月から昭和四十八年九月まで	三・五九
昭和四十八年十月から昭和四十九年八月まで	二・九五
昭和四十九年九月から昭和五十年七月まで	二・三二

昭和五十年八月から昭和五十一年六月まで	一・九〇
昭和五十一年七月から昭和五十二年三月まで	一・七〇
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・五七
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・四四
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・三五
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・二六
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・一九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一二
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・〇八
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・〇四
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・〇〇

附則別表第四（附則第七項関係）

金額の区分	率	金額
一、二〇〇、〇〇〇円未満	一・〇五三	
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、三八八、二三六円未満	一・〇五一	二、四〇〇円
五、三八八、二三六円以上	一・〇〇〇	二七七、二〇〇円

附則別表第五（附則第八項関係）

組合員期間の年数の区分	比率
一年以下	一・〇〇〇
一年を超え二年以下	〇・九八八
二年を超え三年以下	〇・九六七
三年を超え四年以下	〇・九五〇
四年を超え五年以下	〇・九三六
五年を超え六年以下	〇・九二六
六年を超え七年以下	〇・九一八
七年を超え八年以下	〇・九一三
八年を超え九年以下	〇・九一〇
九年を超え十年以下	〇・九〇九
十年を超え十一年以下	〇・九〇九
十一年を超え十二年以下	〇・九一一
十二年を超え十三年以下	〇・九一三
十三年を超え十四年以下	〇・九一六
十四年を超え十五年以下	〇・九一八
十五年を超え十六年以下	〇・九二一
十六年を超え十七年以下	〇・九二三

十七年を超え十八年以下	○・九二四
十八年を超え十九年以下	○・九二五
十九年を超え二十年以下	○・九二六
二十年を超え二十一年以下	○・九二七
二十一年を超え二十二年以下	○・九二八
二十二年を超え二十三年以下	○・九三〇
二十三年を超え二十四年以下	○・九三二
二十四年を超え二十五年以下	○・九三五
二十五年を超え二十六年以下	○・九三八
二十六年を超え二十七年以下	○・九四一
二十七年を超え二十八年以下	○・九四四
二十八年を超え二十九年以下	○・九四七
二十九年を超え三十年以下	○・九五〇
三十年を超え三十一年以下	○・九五三
三十一年を超え三十二年以下	○・九五六
三十二年を超え三十三年以下	○・九六〇
三十三年を超え三十四年以下	○・九六四
三十四年を超えるもの	○・九七〇

附則別表第六（附則第二十一項関係）

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者	五年
明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

本附則別表…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令

附　則

〔昭和六一年一〇月一四日　政令第三二八号〕

最近改正　平成二七年九月三〇日　政令第三四二号

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

（老齢基礎年金の額の改定）

第二条　この政令の施行前に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の二第一項の請求をした者に係る当該老齢基礎年金については、第一条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「新特別措置政令」という。）第六十三条第三項の規定が昭和六十一年四月一日から適用されていたとするならば同項の規定により保険料免除期間とみなされることとなる期間をその額の計算の基礎として、当該老齢基礎年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、その額を改定する。

（老齢基礎年金受給権者に係る追納の特例等）

第三条　この政令の施行の日の前日において国民年金法による老齢基礎年金を受ける権利を有する者であつて新特別措置政令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有するものは、新特別措置政令第六十三条の二第一項の規定にかかわらず、沖縄県知事に申し出て、当該期間について、一月につき、二千四百円を納付することができる。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

2　新特別措置政令第六十三条第一項の規定は、前項の規定により納付が行われる期間について準用する。

第四条　前条第一項に規定する者に支給される老齢基礎年金については、その者が新特別措置政令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間のすべての期間について前条第一

項の規定による納付を行ったとき又は同項の規定による納付を行うことができなくなったときは、同項の規定による納付が行われた期間をその額の計算の基礎として、当該老齢基礎年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、その額を改定する。

（障害基礎年金等の支給に関する経過措置）

第五条　新特別措置政令第六十三条第三項の規定が昭和六十一年四月一日から適用されていたとするならば国民年金法第三十条から第三十条の三までの規定による障害基礎年金、同法第三十七条の規定による遺族基礎年金若しくは同法第四十九条の規定による寡婦年金又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条から第四十七条の三までの規定による障害厚生年金若しくは同法第五十八条の規定による遺族厚生年金を受ける権利を取得することとなる者には、当該権利を取得することとなる日において、これらの規定に該当したものとみなして、当該障害基礎年金、遺族基礎年金若しくは寡婦年金又は障害厚生年金若しくは遺族厚生年金を支給する。ただし、同月一日前に初診日のある傷病による障害については、この限りでない。

2　昭和六十一年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に支給事由が生じた国民年金法第四十九条の規定による寡婦年金については、新特別措置政令第六十三条第三項の規定が同月一日から適用されていたとするならば同項の規定により保険料免除期間とみなされることとなる期間をその額の計算の基礎として、当該寡婦年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、その額を改定する。

（国の負担又は補助に関する規定の適用）

第六条　新特別措置政令第五十二条若しくは附則第二項、第四条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十九条第二項若しくは附則第二項若しくは第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十五項第一号、第二号、第九号若しくは第十二号又は第六条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第二十条第二項若しくは第七条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三十四条第三項第一号、第二号、第九号若しくは第十二号若しくは附則第五十六条の規定は、それぞれ、昭和六十一年四月一日以後に支給事由の生じた厚生年金保険法による老齢厚生年金若しくは同月以降の月分の同法による通算老齢年金若しくは通算遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）、同日以後に支給事由の生じた私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十

五号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金又は同日以後に支給事由の生じた農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金の給付に要する費用について適用する。

本条…一部改正〔平成二七年九月政令三四二号〕

附　則　〔平成元年三月一七日　政令第四九号〕

この政令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

最近改正　平成一四年三月三一日　政令第九九号

附　則　〔平成元年一二月二七日　政令第三四七号〕

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第三十八条の改正規定及び同令附則に十四項を加える改正規定（同令附則第十四項から第十九項までに係る部分に限る。）、第三条中私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十五項第一号の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

一　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令（以下「改正後の施行令」という。）附則第七項から第十三項までの規定、第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の規定並びに第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第二十三項（同項の表附則第十一条第三項の項に係る部分を除く。）及び附則第二十四項（同項の表以外の部分、同表第十三条第三項の項に係る部分及び同表第五十四条第一項の項に係る部分のうち附則第十六条第七項の部分に限る。）の規定　平成元年四月一日

二　改正後の施行令第六条及び附則第六項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第二十四項（同項の表第三十九条第一項の項及び第四十三条第一項の項に係る部分に限る。）の規定並びに次項の規定　平成元年十二月一日

（準用する国家公務員等共済組合法施行令の規定の適用に関する経過措置）

3　改正後の施行令第六条において準用する国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の二、第十一条の七の四及び第十一条の七の十の規定の適用については、平成元年十二月一日から平成二年三月三十一日までの間は、同令

第十一条の七の二中「第十八級」とあるのは「第十七級」と、同令第十一条の七の四及び第十一条の七の十中「第十七級及び第十八級」とあるのは「第十七級」とする。

（長期給付に係る規定の適用の特例に関する経過措置）

4　平成二年四月一日において六十五歳に達している者に対する改正後の施行令附則第七項の規定の適用については、同項各号中「六十五歳に達した日」とあるのは「平成二年四月一日」と、同項第二号及び第三号中「組合員となった日」とあるのは「平成二年四月一日」とする。

四・五項…一部改正〔平成六年一一月政令三五九号〕、五項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、五項…削除〔平成一四年三月政令九九号〕

附　則〔平成二年三月二八日　政令第五八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令

附　則〔平成二年三月三〇日　政令第七五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附　則〔平成四年九月一七日　政令第二九八号〕

1　この政令は、平成四年十月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者のうち、平成四年六月一日から同年九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は私立学校教職員共済組合法第二十二条第七項の規定により同年七月から同年九月までのいずれかの月から標準給与が変更された者であって、同年九月の標準給与の月額が七十一万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が七十三万円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の私立学校教職員共済組合法施行令附則第六項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

3　前項の規定により改定された標準給与は、平成四年十月から平成五年九月までの各月の標準給与とする。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則〔平成六年七月二七日　政令第二五一号〕

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成六年九月二日　政令第二八二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成六年十月一日から施行する。〔後略〕

（私立学校教職員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に出産した組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者に係る私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の規定による出産費又は配偶者出産費の額については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成六年一一月一六日　政令第三五九号〕

最近改正　平成一七年四月一日　政令第一三〇号

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第十条及び第二十条の改正規定並びに附則第三項の規定　平成六年十二月一日

二　第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第六条の改正規定（「、附則第七条の九」を加える部分並びに「及び第十一条の七の五第四号」を改める部分のうち附則第七条の九第一号及び第二号に係る部分に限る。）、同令第六条の表第十一条の七の五第四号の項の改正規定並びに同表に二項を加える改正規定　平成七年四月一日

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の規定、第五条の規定による改正後の平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の規定並びに附則第四項から第六項までの規定及び附則第七項の規定（同項の表附則第六条第一項の項に係る部分に限る。）　平成六年十月一日

二　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令（次項において「改正後の施行令」という。）附則第六項、第八項、第十項及び第十一項の規定並びに第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令附則第五項の規定　平成六年十一月一日

（任意継続組合員等に係る短期給付の額に関する経過措置）

3　改正後の施行令第十条及び第二十条の規定は、平成六年十二月一日以後に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の日額について適用し、同日前に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の日額については、なお従前の例

による。

（年金である給付の額に関する経過措置）

4　平成六年十月一日前から引き続き私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）による年金である給付を受ける権利を有する者の同日以後における法による年金である給付の額（法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「準用する国共済法」という。）第七十八条第一項に規定する加給年金額、準用する国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額及び準用する国共済法第九十条の規定により加算する額並びに法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「例による昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により加算する額、例による昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額及び同条第二項の規定により加算する額を除く。以下この項において同じ。）が、平成六年九月三十日における法による年金である給付の額より少ないときは、その額をもって、同年十月一日以後における法による年金である給付の額とする。

5　平成六年九月三十日において準用する国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者であって同年十月一日以後に準用する国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利を有することとなるもの（以下この項において「受給権者」という。）の同日以後における当該退職共済年金の額（準用する国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）が、同年九月三十日における準用する国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（同項に規定する加給年金額を除く。）から国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を基礎として当該受給権者について例による昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項第二号の規定により算定した金額に相当する額を控除して得た額より少ないときは、その額をもって、当該退職共済年金の額とする。

（準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え）

6　法第四十八条の二の規定により国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）附則の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同法附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第一項	旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私学共済法」という。）による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百号。以下「法律第百号」という。）第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「新昭和三十六年私学共済改正法」という。）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く

附則第六条第一項	並びに第一条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表	及び新昭和三十六年私学共済改正法附則第十項
附則第七条	旧共済法による退職年金及び障害年金（昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）	旧私学共済法による退職年金及び障害年金
附則第八条第二項	旧共済法による退職年金を	旧私学共済法による退職年金を
	旧共済法による障害年金	旧私学共済法による障害年金

七項…一部改正〔平成七年三月政令一四八号〕、五・七項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、四項…削除・旧七項…一部改正し六項に繰上・旧五・六項…一項ずつ繰上〔平成一七年四月政令一三〇号〕

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成七年三月三一日　政令第一四八号〕

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成七年九月八日　政令第三二九号〕

この政令は、平成七年十月一日から施行する。

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成九年三月二八日　政令第八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成九年一二月一〇日　政令第三五五号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

（平成七年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成九年十二月分以前の月分の日本私立学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次項において「改正前私学共済法」という。）による年金である給付の額については、なお従前の例による。

2　平成九年十二月分以前の月分の改正前私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額及び改正前私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金について改正前私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一〇年三月二五日　政令第五七号〕

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一一年三月三一日　政令第一〇二号〕

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一一年九月三日　政令第二六二号〕

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一二年三月三一日　政令第一八五号〕

最近改正　平成一六年九月二九日　政令第二八八号

（施行期日）

1　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行令附則第五項、第七項及び第九項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え）

2　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定により国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同法附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第一項	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項第一号に規定する旧法の規定による年金を除く。）
附則第七条第一項第一号	附則第十三条の九	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下「平成十二年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法附則第二十八項	平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十八項	「附則第十三条の九の表」
附則第七条第一項第二号	附則第十三条の九	第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九	「附則第十三条の九の表」
附則第七条第二項			

附則第十二条第一項第一号	附則第十三条の九第一項第一号
平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十八項	

3　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号）附則の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同令附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条	旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。）	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第七条において「昭和六十年改正前の私学共済法」という。）による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。同条において「昭和三十六年私学共済改正法」という。）附則第四項第一号に規定する旧法の規定による年金及び大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）
附則第四条第一項第一号	附則第十三条の九第一項第一号	
附則第四条第一項第二号	附則第十三条の九第一項第二号	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新私学共済法」という。）附則第二十八項

員共済法（以下「旧私学共済法」という。）附則第二十八項	新私学共済法附則第二十八項	附則第五条第一項第一号
附則第十三条の九	附則第十三条の九	附則第五条第一項第二号
新私学共済法附則第二十八項	旧私学共済法附則第二十八項	附則第六条第一号
附則第十三条の九	附則第十三条の九	附則第六条第一項第二号
旧私学共済法附則第二十八項	昭和六十年改正前の私学共済法による年金（昭和三十六年私学共済改正法附則第一号に規定する旧法の規定による年金を除く。）	附則第七条 旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。）

二項…一部改正〔平成一五年三月政令一〇八号・一六年九月二八号〕

中央省庁等改革のための文部科学省関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一二年六月七日　政令第三〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成一二年七月二七日　政令第三九六号〕

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一二年一二月一三日　政令第五〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第十一条中私立学校教職員共済法施行令第五条の改正規定（「、第十一条の三の四」を「から第十一条の三の五まで」に改める部分に限る。）、同令第六条の改正規定、同令第十五条の改正規定及び同令第十八条の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一二年一二月二七日　政令第五四三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十三年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一三年三月三一日　政令第一五六号〕

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則　〔平成一三年一一月一六日　政令第三五二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一四年三月一三日　政令第四三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一四年三月三一日　政令第九号、抄〕

最近改正　平成一九年三月三一日　政令第一二一号

（施行期日）

1　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定により、平成十四年四月一日に私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定の適用を受けることとなった者のうち、同日前から引き続き同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる加入者を使用する私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等の教職員等（同項に規定する教職員等をいう。）である者の同月の標準給与（同法第二十二条第一項に規定する標準給与をいう。以下同じ。）については、同法第二十二条第五項前段の規定にかかわらず、その者の平成十四年三月における仮定標準給与（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令附則第十項に規定する仮定標準給与をいう。）の基礎となった給与月額を基礎としてこれを定める。

3　前項の規定によって定められた標準給与は、私立学校教職員共済法第二十二条第五項の規定によって定められた標準給与とみな

して、同条第六項から第九項までの規定を適用する。

（六十五歳以上の加入者である間の退職共済年金の支給の停止の特例に関する経過措置）

4　退職共済年金の受給権者であって、かつ、六十五歳以上である者に対する私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同条第二項第一号中」とあるのは、「同条第二項中「次の各号」とあるのは「、次の各号」と、「及び前条第四項の規定により加算される金額に」とあるのは「、前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する加算額（以下この項において「経過的加算額」という。）に相当する部分に限り、支給の停止は行わないものとし、それ以外の期間については、退職共済年金の額のうち前条第四項の規定により加算される金額及び経過的加算額に」と、「、行わない」とあるのは「行わないものとする」と、同項第一号中「及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「、前条第四項の規定により加算される金額及び経過的加算額」と、」とする。

（六十五歳以上の加入者である間の退職年金等の支給の停止の特例）

5　退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者が六十五歳以上の加入者（私立学校教職員共済法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用については退職したものとみなされた加入者を除く。以下同じ。）である間の支給の停止については、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第三十六条第一項及び私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）附則第二十三項の表附則第三十六条第一項の項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項の規定の例による。この場合において、同項中「同条第二項第一号中」とあるのは、「同条第二項中「次の各号」とあるのは「、次の各号」と、「当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「その算定の基礎となつている加入者期間を基礎として附則第十二条の四の二第二項第一号の規定の例により算定した金額に相当する部分（以下こ

の項において「基礎年金相当部分」という。）、当該各号に定める金額に相当する部分並びに第七十八条の規定及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わないものとし、それ以外の期間については、退職年金の額のうち基礎年金相当部分」と、「、行わない」とあるのは「行わないものとする」と、同項第一号中「退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。」とあるのは「退職年金の額のうちその算定の基礎となっている加入者期間を基礎として附則第十二条の四の二第二項第二号並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十五条の規定並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）附則第四条及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定の例により算定した金額（」と、」とする。

6　減額退職年金（昭和六十年改正前の法の規定による減額退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者が六十五歳以上の加入者である間の支給の停止については、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用される昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第一項及び私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第二十三項の表附則第三十六条第一項の項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「同条第二項第一号中」とあるのは、「同条第二項中「次の各号」とあるのは「、次の各号」と、「当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「その算定の基礎となっている加入者期間を基礎として附則第十二条の四の二第二項第一号の規定の例により算定した金額に相当する部分（以下この項において「基礎年金相当部分」という。）、当該各号に定める金額に相当する部分並びに第七十八条の規定及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わないものとし、それ以外の期間については、減額退職年金の額のうち基礎年金相当部分」と、「、行わない」とあるのは「行わないものとする」と、同項第一号中「退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く」とあるのは「減額退

職年金の額のうちその算定の基礎となつている加入者期間を基礎として附則第十二条の四の二第二項第二号並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十五条の規定並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）附則第四条及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定の例により算定した金額（当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した金額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、同法附則第三十九条後段の規定により読み替えて準用される同法附則第三十六条第一項に規定する政令で定める金額を控除した金額」と、」とする。

7　障害年金（昭和六十年改正前の法の規定による障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者が六十五歳以上の加入者である間の支給の停止については、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第四十四条第一項及び私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第二十三項の表附則第四十四条第一項の項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法第二十五条の二第二項の規定の例による。この場合において、同項中「同項第一号中」とあるのは、「同項第一号中「障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。」とあるのは「障害年金の額のうちその算定の基礎となつている加入者期間を基礎として第八十二条第一項第一号及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十五条の二並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）附則第四条の規定の例により算定した金額（」と、」とする。

8　昭和七年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者（平成十四年三月三十一日において加入者期間等（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。）が二十五年以上である者に限る。）が七十歳に達するまでの間における退職年金、減額退職年金又は障害年金の支給の停止（加入者であることをその事由とするものに限る。）については、なお従前の例による。

（加入者である間の退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

四―七項…一部改正〔平成一七年四月政令一三〇号〕、四・五項…一部改正〔平成一九年三月政令一二一号〕

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一四年八月三〇日　政令第二八二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一四年一一月二七日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

民間事業者による信書の送達に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則

〔平成一四年一二月一八日　政令第三八六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一五年三月二八日　政令第一〇八号、抄〕

最近改正　平成一六年九月二九日　政令第二八八号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え）

第二条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定により国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同令附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四条第一項第一号	附則第十三条の九第一項第一号	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下「平成十二年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）附則第二十八項
附則第七条第一項第一号	附則第十三条の九第一項第一号	平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私学共済法附則第二十八項

附則第九条第一項第一号	附則第十三条の九	平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私学共済法附則第二十八項
附則第十一条	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の第百一条の二第二項	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四条の二第三項

本条…一部改正〔平成一六年九月政令二八八号〕

日本私立学校振興・共済事業団法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一五年八月八日　政令第三六六号〕

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一六年三月二四日　政令第五五号〕

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一六年九月二九日　政令第二八八号〕

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一七年四月一日　政令第一三〇号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え）

3　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定により国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第十四条第一項の規定の例による場合においては、同項中「並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表」とあるのは、「及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項」と読み替えるものとする。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成一八年二月一日　政令第一四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

老人保健法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一八年七月二一日　政令第二四一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一八年八月三〇日　政令第二八六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一八年一二月二〇日　政令第三九〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び私立学校教職員共済法第二十二条第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準給与（同条第一項に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。）が改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準給与の月額が九十八万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が百万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令附則第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年三月三一日　政令第一二一号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（七十歳以上の教職員等である間の退職年金等の支給の停止の特例）

2　昭和十二年四月二日以後に生まれた特定教職員等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等をいう。以下同じ。）に係る私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金の支給の停止（特定教職員等であることをその事由とするものに限る。）に

ついては、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令附則第五項から第七項までの規定の例による。この場合において、同令附則第五項中「第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用については退職したものとみなされた加入者を除く」とあるのは「第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等を含む」と、同項及び同令附則第六項中「第二十五条の二第一項」とあるのは「第二十五条の二第一項及び第二十五条の三」と、同令附則第七項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項及び第二十五条の三」とする。

特別会計に関する法律施行令

附　則　〔平成一九年三月三一日　政令第一二四号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。〔後略〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年三月三一日　政令第八七号〕

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

最近改正　平成三〇年三月二六日　政令第六三号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により附則第五十二条の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五十二条第一項の表

私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令

第一項（第三項	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた第一項（第三項
第二項（第三項	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた第二項（第三項

附則第五十二条第三項の表	私立学校教職員共済法施行令	第二項（第三項改正令
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令	

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年一一月二一日　政令第三五七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第四条中私立学校教職員共済法施行令第六条の表以外の部分の改正規定（「第十一条の四並びに附則第三十四条の三」の下に「から第三十四条の五まで」を加える部分及び「第十一条の三の六の四第一項並びに附則第三十四条の三」を「第十一条の三の六の四第一項、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」に改める部分に限る。）及び同条の表に次のように加える改正規定〔中略〕は、同年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二一年四月三〇日　政令第一三五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二一年五月二二日　政令第一三九号〕

この政令は、公布の日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成二一年一二月二四日　政令第二九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。〔後略〕

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則　〔平成二一年一二月二八日　政令第三〇五号〕

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成二一年一二月二八日　政令第三一〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、法〔日本年金機構法＝平成一九年七月法律第一〇九号〕の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二二年三月二五日　政令第四〇号〕

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年六月三〇日）から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二二年三月三一日　政令第六一号〕

この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二二年三月三一日　政令第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第六項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二三年三月三〇日　政令第五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二三年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前に出産した私立学校教職員共済法（昭和二二八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であった者又は被扶養者に係る同法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成二三年三月三〇日　政令第五六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二三年一〇月二一日　政令第三二七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一〇条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法（昭和二二八年法律第二百四十五号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則〔平成二五年三月二九日　政令第一〇〇号〕

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二五年七月三一日　政令第二二六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔平成二四年八月法律第六三号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

附　則〔平成二六年三月二八日　政令第九四号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則〔平成二六年三月二八日　政令第九六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二六年三月三一日　政令第一二九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する新国共済令（第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令をいう。次条第二項において同じ。）第十一条の三の五第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令（以下この項において「旧私学共済令」という。）第六条において準用する旧国共済令（第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）附則第三十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する旧国共済令第十一条の三の四第六項に規定する特定給付対象療養又は旧私学共済令第六条において準用する旧国共済令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二六年一一月一九日　政令第三六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。〔後略〕

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十一条　特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（以下この項において「新私学共済令」という。）第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この項及び附則第十四条第一項において「新国共済令」という。）第十一条の三の六の三第一項第二号中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新私学共済令第六条において準用する新国共済令第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十一条の三の六の三（第四項を除く。）並びに第十一条の三の六の四第一項及び第三項の規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、特定計算期間において私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の規定により私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二条　施行日前の出産に係る私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

附　則

〔平成二七年九月三〇日　政令第三四二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の施行に伴う文部科学省関係政令の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等にに関する経過措置に関する政令

附　則

〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正に伴う経過措置）

2　平成二十七年度における第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十四項の規定の適用については、同項中「率とし」とあるのは「率（同項第一号に掲げる給付に係るものにあつては同項第七号に掲げる給付に係る率、同項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同項第八号に掲げる給付に係る率、同項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第九号に掲げる給付に係る率、同項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十号に掲げる給付に係る率、同項第六号又は第十三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十二号に掲げる給付に係る率）とし」と、「率とする」とあるのは「率（同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、同項第十一号に掲げる給付に係る率）とする」とする。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則

〔平成二七年一一月二六日　政令第三九二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、行政不服審査法〔平成二六年六月法律第六八号〕の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成二八年三月三一日　政令第一二九号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　〔前略〕附則第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する

附　則

〔平成二八年三月三一日　政令第一八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第八条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第十二条の規定は、施行日以後に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額について適用し、施行日前に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二八年四月一五日　政令第一九九号〕

この政令は、刑法等の一部を改正する法律〔平成二五年六月法律第四九号〕の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

附　則　〔平成二八年九月七日　政令第二九四号〕

最近改正　令和六年九月二六日　政令第二九六号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条において同じ。）に使用されている間は、適用しない。

本条…一部改正〔平成三一年四月政令一五五号〕

第三条　当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であって、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としない。

一　その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者（私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。）

二　その一月間の所定労働日数が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者

で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者（加入者及び七十歳以上の教職員等（私立学校教職員共済法第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。第四項第一号において同じ。）をいう。以下同じ。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3　前項ただし書の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

4　特定学校法人等（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。）以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者（加入者、七十歳以上の教職員等及び特定四分の三未満短時間労働者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の二分の一以上

の同意

5　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての私立学校教職員共済法第十五条の規定の適用については、同条中「その教職員等となった」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）附則第三条第四項の申出が受理された」とする。

6　第四項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

7　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

8　この条において特定学校法人等とは、学校法人等であって、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者（七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであって、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

本条…全部改正〔平成二八年一二月政令三九五号〕、一項…一部改正〔平成三一年四月政令一五五号〕、八項…一部改正〔令和四年八月政令二六七号・六年九月二九六号〕

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則

〔平成二八年一二月二六日　政令第三九五号〕

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成二九年七月二八日　政令第二一三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（附則第八条において「新国共済令」という。）第十一条の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第七条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成三〇年三月二六日　政令第六三号〕

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成三〇年七月一三日　政令第二一〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十八条　附則第十六条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（以下この条において「新私学共済令」という。）第六条において読み替えて準用する新国共済令第十一条の三の六第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による日本私立学校振興・共済事業団の認定は、施行日前においても、新私学共済令の規定の例によりすることができる。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成三一年四月一七日　政令第一五五号〕

最近改正　令和元年六月一四日　政令第二七号

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

本附則…一部改正〔令和元年六月政令二七号〕

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理等に関する政令

附　則〔令和元年六月一四日　政令第二七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和元年六月法律第三七号〕（第二号において「整備法」という。）の施行の日〔令和元年九月一四日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕次条から附則第五条までの規定　公布の日

二　〔略〕

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔令和二年七月八日　政令第二一九号〕

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律〔令和二年三月法律第一四号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。〔後略〕

附　則〔令和二年八月二八日　政令第二五三号〕

（施行期日）

1　この政令は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）のうち、令和二年九月の標準報酬月額が六十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十三万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額をこの政令による改正後の私立学校教職員共済法施行令第五条の二の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同日において日本私立学校振興・共済事業団が改定するものとする。

3　前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和二年九月から令和三年八月までの各月の標準報酬月額とする。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則〔令和三年八月六日　政令第二二九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。〔後略〕

（厚生年金保険法による加給年金額に相当する部分の支給停止等に関する経過措置）

第五条　〔略〕

2～4　〔略〕

6　第一項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、同項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第一号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法」という。）第七十八条第一項又は第八十三条第一項」と、「第五条」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる第三十六条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（同法）とあるのは「同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第六項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、「、同法」とあるのは「、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、同項第一号中「厚生年金保険法第四十四条の三第四項に規定する加算額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。附則第七条において「昭和六十年改正法」という。）附則第五十九条第二項に規定する加算額及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十八条第一項又は第六項の規定による加算額」とあるのは「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条の二第四項の規定による加算額及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる第三十六条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた改正前厚年令」と読み替えるものとする。

旧五項…一部改正し六項に繰下〔令和四年三月政令八六号〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔令和四年三月二五日　政令第八六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　〔令和四年三月二五日　政令第一二〇号〕

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年八月三日　政令第二六七号〕

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

〔令和六年一月一七日政令第八号、抄〕

（退職被保険者等に関する読替え）

第十一条　〔一項略〕

2　〔略〕

3　改正法附則第五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕		
改正法附則第十九条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則	第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄	第百二十六条の五第二項の項下欄
		とあるのは、「並びに国民健康保険	とあるのは「並びに全世代対応型の持続

第二十五項	法	可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法
	とする	と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」とする
〔略〕		

改正法附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項	「国民健康保険法（	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法（
	国民健康保険法附則	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の国民健康保険法附則

4・5　〔略〕

附則

〔令和六年一月一七日　政令第八号、抄〕

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔令和六年九月二六日　政令第二九六号〕

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和七年一月二二日　政令第七号〕

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律〔令和六年五月法律第四二号〕の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和七年三月三一日　政令第一四〇号〕

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

〔令和七年五月二三日政令第一九三号、抄〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条　この政令の施行後にした行為に対して、他の政令の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の政令の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）第十九条第一項の規定又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この条及び第四十一条において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この条及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第四十条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の政令の規定に

よりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の政令の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令

附　則

〔令和七年五月二三日　政令第一九三号〕

（施行期日）

1　この政令は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則

〔令和八年二月一六日　政令第一一号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。〔後略〕

「同法に基づく共済組合の組合員」と、「厚生労働省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとする。

4～6　〔略〕

附　則

この政令は、第二号施行日（令和六年十二月二日）から施行する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令〔抄〕

（令和六年八月十四日政令第二百六十号）

（職権による交付に関する読替え）

第八条　1・2　〔略〕

3　改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「国家公務員共済組合法第三条に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第九条の規定による改正後の同法第五十三条の二第一項前段」と、「被保険者」とあるのは

○平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令

（平成十二年六月十四日政令第三百四十一号）

〔沿革〕平成一三年　六月一三日　政令第二〇二号改正
平成一四年　六月一二日　政令第二〇四号改正
平成一五年　三月二八日　政令第一〇八号改正
平成一五年　三月三一日　政令第一五六号改正
平成一九年一一月　九日　政令第三三三号改正
平成二七年　九月三〇日　政令第三四八号改正

平成十二年度における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令をここに公布する。

平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令

題名：改正〔平成一三年六月政令二〇二号・一四年六月二〇四号・一五年三月一五六号・一九年一一月三三三号〕

内閣は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旧法の規定による年金の額の改定）

第一条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧法」という。）の退職（死亡を含む。）をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、平成十九年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める額に調整改定率（恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　平成十一年度における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十一年政令第百七十二号）第一条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となった平均標準給与の月額（以下この項において「平成十一年度の平均標準給与の月額」という。）が五十万千九百四十五円以下である年金　平成十一年度の平均標準給与の月額に一・〇〇二五を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

二　平成十一年度の平均標準給与の月額が五十万千九百四十五円を超え五十万三千二百円以下である年金　五十万三千二百円

三　平成十一年度の平均標準給与の月額が五十万三千二百円を超える年金　平成十一年度の平均標準給与の月額

2　前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一　退職年金又は障害年金　当該年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間の年数から二十年を控除した年数（以下この条において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額

二　遺族年金　控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額

3　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

4　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳又は八十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定を適用してその額を改定する。

5　前三項の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳又は八十歳に達した日に、他の者も七十歳又は八十歳に達したものとみなす。

一項…一部改正〔平成一九年一一月政令三三三号〕

（旧法の規定による退職年金等の最低保障の額の改定）

第二条　前条の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に調整改定率を乗じて得た額に満たないときは、平成十九年十月分以後、その額を当該乗じて得た額に改定する。

一　退職年金　百十三万二千七百円

二　障害年金　次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ　障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間（以下この号において「障害年金基礎期間」という。）が二十年に達している者に係る年金　百十三万二千七百円

ロ　障害年金基礎期間が九年以上二十年未満の者に係る年金　八十四万九千五百円

ハ　障害年金基礎期間が六年以上九年未満の者に係る年金　六十七万九千六百円

ニ　障害年金基礎期間が六年未満の者に係る年金　五十六万八千四百円

三　遺族年金　七十九万二千円

一項…一部改正〔平成一三年六月政令二〇二号・一四年六月二〇四号〕、一項…一部改正・二項…削除〔平成一九年一一月政令三三三号〕

（旧法の規定による遺族年金に係る寡婦加算）

第三条　前二条の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者（以下この条において「旧法遺族年金受給者」という。）が妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの規定により算定した額（以下この条において「改定後の年金額」という。）に当該各号に定める額を加えた額をもって遺族年金の額とする。

一　遺族である子が一人いる場合　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項第二号に定める額

二　遺族である子が二人以上いる場合　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号に定める額

三　六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第三号に定める額

2　前項の場合において、旧法遺族年金受給者である妻が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。

一　国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の八の二第二項各号に掲げる場合

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年法律第百五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年法律第百八号」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。第九章の二及び第十

一章を除く。）、昭和六十年法律第百八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十一章の三及び第十三章を除く。）又は昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定による遺族年金（その額が昭和六十年法律第百五号第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第九十二条の二第一項又は昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の二第一項の規定により算定されるものを除く。）の支給を受ける場合

3　旧法遺族年金受給者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十五号）附則第一項に規定する昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号。次条において「昭和四十四年改定法」という。）第五条第一項の次に二項を加える改正規定の施行の日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金を受ける者を除く。）が妻であり、かつ、第一項各号のいずれかに該当する場合において、その者が、次に掲げる年金である給付（その全額の支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、第一項の規定による加算は行わない。ただし、改定後の年金額が八十一万円に満たないときは、この限りでない。

一　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十項若しくは第十一項（これらの規定を同法附則第十八項又は沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十

四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の四各号に掲げる年金

4　前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が八十一万円を超えるときにおいては、同項の規定にかかわらず、八十一万円から改定後の年金額を控除した額とする。

5　旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定によりその遺族年金の額を改定する。

三項…一部改正〔平成一五年三月政令一〇八号〕、一項…一部改正〔平成一五年三月政令一五六号・一九年一一月三三号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

（恩給財団の年金の額の改定）

第四条　日本私立学校振興・共済事業団が私立学校教職員共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金並びに旧法附則第二十項の規定により旧財団法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金については、平成十九年十月分以後、その額を、百十三万二千七百円（昭和四十四年改定法第三条の規定による改定前の年金額が十五万円である場合にあっては、百二十万五千四百円）に調整改定率を乗じて得た額に改定する。

本条…一部改正〔平成一九年一一月政令三三三号〕

（端数計算）

第五条　この政令の規定により年金額を改定する場合において、この政令の規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこの政令の規定による改定年金額とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成一三年六月一三日　政令第二〇二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成一四年六月一二日　政令第二〇四号〕

この政令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成一五年三月二八日　政令第一〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

政令　平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（第四条・第五条）　附則（平一三―平一五）

政令　平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令　附則（平一五―平二七）

附　則〔平成一五年三月三一日　政令第一五六号〕

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則〔平成一九年一一月九日　政令第三三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十九年九月分以前の月分の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六項に規定する旧法の規定による年金等の額については、なお従前の例による。

附　則〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

○私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令

（昭和六十二年六月五日）
（政令第二百号）

【沿革】　昭和六三年　六月一四日　政令第一九〇号改正
　　平成　元年一二月二七日　政令第三四七号改正

内閣は、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第六十八号）第一条第二項並びに私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十七条の四及び第九十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金の額の改定）

第一条　昭和六十三年四月分以後の月分（平成元年三月分までの月分に限る。以下同じ。）の私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付について、次の表の第一号に掲げる法律の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する場合及び同表の第二号に掲げる法律の定める経過措置の例による場合においては、これらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「経過措置	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇〇七を乗じて得た金額とし、昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇一を乗じて得た金額とする。	
	第七十八条第二項	十八万六千八百円	十八万八千百円	
		六万二千三百円	六万二千七百円	
	第八十二条第一項後段	四十六万七千百円	四十七万四百円	

政令」という。）第十条の規定により読み替えられた場合には、読替え後の国家公務員等共済組合法）		
第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇〇七を乗じて得た金額とし、昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇一を乗じて得た金額とする。
第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇〇七を乗じて得た金額とし、昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇一を乗じて得た金額とする。）
第八十二条第三項第一号	三百四十万円	三百四十二万三千八百円
第八十二条第三項第二号	二百十万円	二百十一万四千七百円
第八十二条第三項第三号	百九十万円	百九十一万三千三百円
第八十三条第三項	十八万六千八百円	十八万八千百円
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ並びにロの(1)及び	乗じて得た金額	乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇〇七を乗じて得た金

㈡並びに第二項	第八十九条第三項	八十五万円	八十五万六千円
附則第十二条の四第一項第一号	第九十条	四十六万七千百円	四十七万四百円
附則第十二条の四第一項第二号	附則第十二条の四第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇〇七を乗じて得た金額

二　法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）（経過措置政令第十条の規定により読	附則第十六条第一項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	附則第十六条第五項	を加算した	に一・〇〇七を乗じて得た金額を加算した
	附則第十七条第二項第一号	二万四千九百円	二万五千百円
	附則第十七条第二項第二号	四万九千八百円	五万百円
	附則第十七条第二項第三号	七万四千七百円	七万五千二百円

み替えられた場合には、読替え後の同法）	附則第十七条第二項第四号	九万九千六百円	十万三百円
	附則第十七条第二項第五号	十二万四千六百円	十二万五千五百円

本条…一部改正〔昭和六三年六月政令一九〇号・平成元年一二月三四七号〕

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第二条　昭和六十三年四月分以後の月分の法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額は、当該職務等による障害共済年金の算定の基礎となった同法第七十七条第一項に規定する平均標準給与月額（次項において「平均標準給与月額」という。）に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の同法第八十二条第二項に規定する職務等傷病による障害の程度が同法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の三十）に相当する金額（同法第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち私立学校教職員共済組合法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の十一第一項に規定する場合に該当するものにあつては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加えた金額に相当する金額）に一・〇〇七（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないものにあつては、一・〇〇一）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2　昭和六十三年四月分以後の月分の法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額は、当該職務等による遺族共済年金の算定の基礎となった平均標準給与月額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に一・〇〇七（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないものにあつては、一・〇〇一）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一・二項…一部改正〔昭和六三年六月政令一九〇号〕

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和六三年六月一四日　政令第一九〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　昭和六十三年三月分以前の月分の私立学校教職員共済組合法に

よる年金である給付の額については、なお従前の例による。

3　昭和六十三年三月分以前の月分の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（以下「準用国共済法」という。）第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額及び準用国共済法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金について準用国共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成元年一二月二七日　政令第三四七号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

○平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令

（平成二年三月二十八日政令第五十九号）

【沿革】平成三年三月三〇日政令第八三号改正
平成四年三月二七日政令第六三号改正
平成五年三月二四日政令第四六号改正
平成六年三月三〇日政令第九五号改正
平成六年一一月一六日政令第三五九号改正

題名：改正〔平成三年三月政令八三号・四年三月六三号〕

内閣は、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二第二項、第八十七条の四及び第九十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金の額の改定）

第一条　平成二年四月分以後の月分（平成六年九月分までの月分に限る。次条において同じ。）の私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付については、法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号	乗じて得た金額		乗じて得た金額（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額）
第七十八条第二項	十九万二千円		十九万六千四百円
	六万四千円		六万五千五百円
第八十二条第一項後段	四十九万九千五百円		五十一万千円
第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額		乗じて得た金額（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額）
第八十二条第二項	加えた金額）		加えた金額）（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額）
第八十二条第三項第一号	三百五十七万円		三百六十五万二千百円

第八十二条第三項第二号	二百二十万五千円	二百二十五万五千七百円	
第八十二条第三項第三号	百九十九万五千円	二百四万九百円	
第八十三条第三項	十九万二千円	十九万六千四百円	
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項	乗じて得た金額	乗じて得た金額（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額）	
第八十九条第三項	八十九万二千五百円	九十一万三千円	
第九十条	四十九万九千五百円	五十一万千円	
附則第十二条の四第一項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇二三を乗じて得た金額	
附則第十二条の四第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額）	

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第二条　平成二年四月分以後の月分の法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員等共済組合法（以下「読替え後の組合法」という。）第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額については、同条に規定する当該職務等による障害共済年金の算定の基礎となった読替え後の組合法第七十七条第一項に規定する平均標準給与月額（次項において「平均標準給与月額」という。）に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の読替え後の組合法第八十二条第二項に規定する職務等傷病による障害の程度が読替え後の組合法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の三十）に相当する金額（読替え後の組合法第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち私立学校教職員共済組合法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の十一第一項に規定する場合に該当するものにあっては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加えた金額に相当する金額）を、当該金額に一・〇二三を乗じて得た金額に改定する。

本条…一部改正〔平成六年一一月政令三五九号〕

2　平成二年四月分以後の月分の読替え後の組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について読替え後の組合法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、同条に規定する当該職務等による遺族共済年金の算定の基礎となった平均標準給与月額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額を、当該金額に一・〇二三を乗じて得た金額に改定する。

（平成三年度における年金等の額の改定）

第三条　平成三年四月分以後の月分（平成四年三月分までの月分に限る。）の法による年金である給付に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表	、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額	その金額に一・〇五四を乗じて得た金額とし、平成元年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

十九万六千四百円	乗じて得た金額に一・〇二三	二十万二千四百円
六万五千五百円		六万七千五百円
五十一万千円		五十二万六千五百円
三百六十五万二千百円		三百七十六万二千八百円
二百二十五万五千七百円		二百三十二万四千百円
二百四万九百円		二百十万二千七百円
九十一万三千円		九十四万七百円
前条	昭和六十三年十二月	平成元年十二月
	一・〇二三	一・〇五四（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がないものにあっては、一・〇三一）

本条…追加〔平成三年三月政令八三号〕、一部改正〔平成四年三月政令六三号〕

（平成四年度における年金等の額の改定）

第四条　平成四年四月分以後の月分（平成五年三月分までの月分に限る。）の法による年金である給付に対する第一条及び第二条の

規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表

、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額	その金額に一・〇八九を乗じて得た金額とし、平成元年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇六五を乗じて得た金額とし、平成二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成元年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇三三を乗じて得た金額とする。
十九万六千四百円	二十万九千百円
六万五千五百円	六万九千七百円
五十一万千円	五十四万四千円
三百六十五万二千百円	三百八十八万七千七百円
二百二十五万五千	二百四十万千二百円
七百円	
二百四万九百円	二百十七万二千六百円
九十一万三千円	九十七万千九百円

第二条

乗じて得た金額に一・〇二三	乗じて得た金額に一・〇八九
昭和六十三年十二月	平成二年十二月
一・〇二三	一・〇八九（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がないもの（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇六五とし、平成元年十二月以前の組合員期間がないものにあっては一・〇三三とする。）

本条…追加〔平成四年三月政令六三号〕、一部改正〔平成五年三月政令四六号〕

（平成五年度における年金等の額の改定）

第五条　平成五年四月分以後の月分（平成六年三月分までの月分に限る。）の法による年金である給付に対する第一条及び第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表		
、その金額に一・〇二三を乗じて得た金額	その金額に一・一〇七を乗じて得た金額とし、平成元年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇八二を乗じて得た金額とし、平成二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成元年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇五〇を乗じて得た金額とし、平成三年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇一六を乗じて得た金額とする。	二百二十五万五千七百円
十九万六千四百円	二十一万二千五百円	二百四十四万九百円
六万五千五百円	七万八百円	九十一万三千円
五十一万千円	五十五万二千九百円	乗じて得た金額に一・一〇七
三百六十五万二千百円	三百九十五万二千円	平成三年十二月

第二条		
昭和六十三年十二月	一・〇二三	一・一〇七（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がないもの（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇八二とし、平成元年十二月以前の組合員期間がないもの（平成二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇五〇とし、平成二年十二月以前の組合員期間がないものにあっては一・〇一六とする。）

本条…追加〔平成五年三月政令四六号〕、一部改正〔平成六年三月政令九五号〕

（平成六年度における年金等の額の改定）

第六条　平成六年四月分以後の月分の法による年金である給付に対する第一条及び第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表	、その金額に一・一二二を乗じて得た金額
その金額に一・一二二を乗じて得た金額とし、平成元年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇九七を乗じて得た金額とし、平成二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成元年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇六四を乗じて得た金額とし、平成三年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇三〇を乗じて得た金額とし、平成四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇一三を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の組合員期間があるとき（平成四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇一三を乗じて得た金額とする。	十九万六千四百円
	六万五千五百円
	五十一万千円
	三百六十五万二千百円
	二百二十五万五千七百円
	二百四万九百円
	九十一万三千円
第二条	乗じて得た金額に一・〇二三
昭和六十三年十二月	一・〇二三
一・一二二（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がないもの（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇九七とし、平成元年十二月以前の	二十一万五千四百円
	七万千八百円
	五十六万四百円
	四百万五千五百円
	二百四十七万四千円
	二百二十三万八千四百円
	百万千四百円
乗じて得た金額に一・一二二	平成四年十二月

		組合員期間がないもの（平成二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇六四とし、平成二年十二月以前の組合員期間がないもの（平成三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇三〇とし、平成三年十二月以前の組合員期間がないものにあっては一・〇一三とする。）

本条…追加〔平成六年三月政令九五号〕

附　則

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附　則〔平成三年三月三〇日　政令第八三号〕

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附　則〔平成四年三月二七日　政令第六三号〕

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附　則〔平成五年三月二四日　政令第四六号〕

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附　則〔平成六年三月三〇日　政令第九五号〕

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成六年一一月一六日　政令第三五九号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第十条及び第二十条の改正規定並びに附則第三条の規定　平成六年十二月一日

二　第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第六条の改正規定（「、附則第七条の九」を加える部分並びに「及び第十一条の七の五第四号」を改める部分のうち附則第七条の九第一号及び第二号に係る部分に限る。）、同令第六条の表第十一条の七の五第四号の項の改正規定並びに同表に二項を加える改正規定　平成七年四月一日

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　〔前略〕第五条の規定による改正後の平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の規定並びに附則第四項から第六項までの規定及び附則第七項の規定（同項の表附則第六条第一項の項に係る部分に限る。）　平成六年十月一日

二　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令（次項において「改正後の施行令」という。）附則第六項、

第八項、第十項及び第十一項の規定並びに第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令附則第五項の規定　平成六年十一月一日

○私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

（平成七年三月三十一日政令第百四十九号）

〔沿革〕平成　九年　三月二八日　政令第八四号改正
平成　九年一二月一〇日　政令第三五五号改正
平成一〇年　三月二五日　政令第五四号改正
平成一一年　三月三一日　政令第九八号改正
平成一二年　三月三一日　政令第一八五号改正

題名…改正〔平成九年一二月政令三五五号〕

内閣は、私立学校教職員共済組合法〔現行＝私立学校教職員共済法＝平成九年五月法律四八号により題名改正〕（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二第二項、第八十七条の四及び第九十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金の額の改定）

第一条　平成十一年四月分以後の月分（平成十二年三月分までの月分に限る。次条において同じ。）の私立学校教職員共済法（以下「法」という。）による年金である給付については、法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の加入者期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき（平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の加入者期間があるとき（平成六年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるとき（平成七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・

		第七十八条第二項	二十二万四千四百円	二十三万千四百円
			七万四千八百円	七万七千百円
		第八十二条第一項後段	五十八万五千円	六十万三千二百円
		第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の加入者期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき（平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の加入者期間があるとき（平成六年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるとき（平成七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の加入者期間があるとき（平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）
		第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）（平成五年十二月以前の加入者期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があ

るとき（平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の加入者期間があるとき（平成六年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるとき（平成七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の加入者期間があるとき（平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）

第八十二条第三項第一号	四百十四万八千円	四百二十七万六千六百円
第八十二条第三項第二号	二百五十六万二千円	二百六十四万千四百円
第八十二条第三項第三号	二百三十一万八千円	二百三十八万九千九百円
第八十三条第三項	二十二万四千四百円	二十三万千四百円
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の加入者期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき（平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の加入者期間があるとき（平成六年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）は

			その金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるとき（平成七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の加入者期間があるとき（平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）
第八十九条第三項	百三万七千円		百六万九千百円
第九十条	五十八万五千円	乗じて得た金額	六十万三千二百円
附則第十二条の四の二第二項第一号		乗じて得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額	
附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号		乗じて得た金額（平成五年十二月以前の加入者期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき（平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき（平成六年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の加入者期間があるとき（平成七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の加入者期間があるとき（平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。）はその金額に	

		一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一二月三五五号・一〇年三月五四号・一一年三月九八号・一二年三月一八五号〕

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第二条　平成十一年四月分以後の月分の法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（以下「読替え後の組合法」という。）第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金（平成九年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額については、同条に規定する当該職務等による障害共済年金の算定の基礎となった読替え後の組合法第七十七条第一項に規定する平均標準給与月額（次項において「平均標準給与月額」という。）に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の読替え後の組合法第八十二条第二項に規定する職務等傷病による障害の程度が読替え後の組合法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の三十）に相当する金額（読替え後の組合法第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の九第一項に規定する場合に該当するものにあっては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加えた金額に相当する金額）を、当該金額に一・〇三一（平成五年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）にあっては一・〇二五とし、平成七年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるものにあっては一・〇〇六とする。）を乗じて得た金額に改定する。

2　平成十一年四月分以後の月分の読替え後の組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金（平成九年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）について読替え後の組合法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、同条に規定する当該職務等による遺族共済年金の算定の基礎となった平均標準給与月額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額を、当該金額に一・〇三一（平成五年十二月以前の加入者期間がないもの（平成六年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の加入者期間がないもの（平成七年

加入者期間があるものに限る。）にあっては一・〇二五とし、平成七年十二月以前の加入者期間がないもの（平成八年十二月以前の加入者期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の加入者期間がないものにあっては一・〇〇六とする。）を乗じて得た金額に改定する。

一・二項…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一二月三五五号・一〇年三月五四号・一一年三月九八号〕

附　則

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成九年三月二八日　政令第八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成九年一二月一〇日　政令第三五五号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

（平成七年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成九年十二月分以前の月分の日本私立学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次項において「改正前私学共済法」という。）による年金である給付の額については、なお従前の例による。

2　平成九年十二月分以前の月分の改正前私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額及び改正前私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金について改正前私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一〇年三月二五日　政令第五四号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成十年三月分以前の月分の私立学校教職員共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

3　平成十年三月分以前の月分の私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（以下「読替え後の組合法」という。）第八十七条の四に規定する職務等によ

る障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額及び読替え後の組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金について読替え後の組合法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年三月三一日　政令第九八号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成十一年三月分以前の月分の私立学校教職員共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

3　平成十一年三月分以前の月分の私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（以下「読替え後の組合法」という。）第八十七条の四に規定する職務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額及び読替え後の組合法第八十九条第二項に規定する職務等による遺族共済年金について読替え後の組合法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

2　〔略〕

3　〔略〕

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成一二年三月三一日　政令第一八五号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

（平成十五年三月三十一日政令第百五十九号）

内閣は、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十五年法律第十九号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付については、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第七十八条第二項	二十三万千四百円	二十二万九千三百円

附　則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	五十九万七千八百円
第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十三万八千百円
第八十二条第三項第二号	二百六十四万千四百円	二百六十一万七千六百円
第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万八千四百円
第八十三条第三項	二十三万千四百円	二十二万九千三百円
第八十九条第三項	百六万九千百円	百五万九千五百円
第九十条	六十万三千二百円	五十九万七千八百円
附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額

○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

（平成十六年三月三十一日政令第百十六号）

内閣は、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十六年法律第二十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付については、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第七十八条第二項	二十三万千四百円	二十二万八千六百円
第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	五十九万六千円
第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十二万五千三百円
第八十二条第三項第二号	二百六十四万千四百円	二百六十万九千七百円
第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万千二百円
第八十三条第三項	二十三万千四百円	二十二万八千六百円
第八十九条第三項	百六万九千百円	百五万六千三百円
第九十条	六十万三千二百円	五十九万六千円
附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額

附　則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令

（平成二十年二月二十九日政令第三十九号）

【沿革】平成二〇年一二月　五日　政令第三七二号改正
平成二二年　九月　一日　政令第一九一号改正
平成二三年一一月二八日　政令第三五九号改正
平成二五年一二月一三日　政令第三四五号改正
平成二七年　九月三〇日　政令第三四八号改正
平成二九年　七月二八日　政令第二一四号改正

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令をここに公布する。

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条　この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（短期給付に関する規定の適用を受けない者の要件等）

第二条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項第一号及び第三号に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第五十四条第一項第一号及び第三号に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子の全てが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関により証明がされた者とする。

一・二項…一部改正・旧三条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

（短期給付に関する規定の適用に関する期日）

第三条　法第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受けない者が同項各号のいずれにも該当しない者となったとき（教職員等（同法第十四条第一項に

（平二〇）

規定する教職員等をいう。以下この条において同じ。）でなくなったときを除く。）は、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に教職員等となったものとみなし、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける者が法第五十四条第一項各号のいずれかに該当する者となったときは、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

見出・一項…一部改正・二項…削除・旧四条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

（短期給付に関する規定の適用を受けない加入者の掛金の割合）

第四条　法第五十四条第二項に規定する政令で定める範囲は、千分の十八を超えない範囲とする。

見出・本条…一部改正・旧五条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕

（審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができないこととされる社会保障協定）

第五条　法第五十六条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第八十九条各号に掲げるものとする。

本条…一部改正・旧四一条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕、一部改正〔平成二九年七月政令二一四号〕

（審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができることとされる相手国法令）

第六条　法第五十六条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十条各号に掲げるものとする。

本条…一部改正〔平成二〇年一二月政令三七二号・二二年九月一九一号・二三年一一月三五九号・二五年一二月三四五号〕、一部改正・旧四二条…繰上〔平成二七年九月政令三四八号〕、一部改正〔平成二九年七月政令二一四号〕

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

2　〔略〕

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年一二月五日　政令第三七二号〕

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第二条第十七号の次に三号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、第六条の表の改正規定（同

表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分を除く。）、第七条の次に一条を加える改正規定、第十条に一号を加える改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定、第四十二条に三号を加える改正規定（第六号に係る部分に限る。）、第六章中第四十三条の前に一条を加える改正規定及び第四十七条の次に一条を加える改正規定　社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定〔平成二〇年一二月条約第一七号〕の効力発生の日〔平成二一年一月一日〕

二　第二条第七号の改正規定、同条第十七号の次に三号を加える改正規定（第十七号の三に係る部分に限る。）、第六条の表一の項の改正規定（「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分に限る。）、第十七条の改正規定、第二十条に二号を加える改正規定（第三号に係る部分に限る。）、第二十一条及び第二十五条の改正規定（「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定（「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）、第三十二条（見出しを含む。）、第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条の改正規定、第三十六条の改正規定（同条第二項の改正規定中「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）、第三十九条（見出しを含む。）及び第四十条の改正規定、第四十二条に三号を加える改正規定（第七号に係る部分に限る。）、第四十三条の改正規定、第四十六条第二項の改正規定（同項第二号の改正規定中「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）並びに第四十八条第一項の表三の項の改正規定　社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定〔平成二〇年一二月条約第一八号〕の効力発生の日〔平成二一年三月一日〕

三　前二号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の効力発生の日〔平成二一年六月一日〕

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二二年九月一日　政令第一九一号〕

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の四の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の五に係る部分に限る。）、同条第十八号及び第十九号の改正規定、同令第二十条に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る。）　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定〔平成二二年九月条約第九号〕の効力発生の日〔平成二二年一二月一日〕

二　前号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定〔平成二二年九月条約第一〇号〕の効力発生の日〔平成二二年一二月一日〕

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成二三年一一月二八日　政令第三五九号、抄〕

最近改正　平成二五年一二月一三日　政令第三四五号

（施行期日）

1　この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の六の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の七に係る部分に限る。）、同令第十八条に一号を加える改正規定、同令第二十四条の次に二条を加える改正規定、同令第三十六条の改正規定（「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める部分を除く。）及び同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部分に限る。）　社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定〔平成二三年一二月条約第一六号〕の効力発生の日〔平成二四年三月一日〕

二　前号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定〔平成二三年一二月条約一七号〕の効力発生の日〔平成二四年三月一日〕

見出…削除・本条…一部改正・旧附則一条…本附則に改正〔平成二五年一二月政令三四五号〕

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成二五年一二月一三日　政令第三四五号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の八の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の九に係る部分に限る。）、同令第七条の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第三項の改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条の二並びに第四十六条第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五条の規定並びに次項の規定　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定〔平成二五年一二月条約第一三号〕の効力発生の日〔平成二六年一月一日〕

二　前号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定〔平成二八年七月条約第一二号〕の効力発生の日〔平成二八年一〇月一日〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

附　則

〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則

〔平成二九年七月二八日　政令第二二四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。〔後略〕

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕

（平成二十七年九月三十日政令第三百四十八号）

最近改正　令和四年　八月　三日　政令第二六七号

第二章　経過措置

（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額に係る改正前私学共済法の規定の読替え）

第十二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）の規定（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	退職共済年金	旧職域加算退職給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第二十条第二項第二号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（同項に規定する給付のうち死亡を給付事由

	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第二十条第二項第一号	障害共済年金	旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするものをいう。）
第二十条第二項第二号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第二十四条第一項	一円に満たない端数を生じたときは、	五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは
第二十四条第三項	五十円	五十銭
	百円	一円
第四十七条の三第一項及び第五項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付

とするものをいう。以下同じ。）

2　改正前私学共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付をいう。以下同じ。）については、同項の規定にかかわらず、改正前私学共済法第三十六条及び第三十八条並びに平成二十四年一元化法附則第百四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）附則第五条の規定は、適用しない。

3　改正前私学共済法による職域加算額については、私立学校教職員共済法第三十六条及び第三十八条の規定を適用する。この場合において、同法第三十六条第一項中「給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項に規定する給付に関する決定、掛金」とする。

（施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付に係る改正前私学共済法の規定の読替え）

第十三条　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付に係る同条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法（次条第一項において「なお効力を有する改正前私学共済法」という。）第二十四

条第三項及び第四十七条の二の規定の適用については、同項中「五十円」とあるのは「五十銭」と、「百円」とあるのは「一円」と、同条中「第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項（同法第八十七条第三項」とあるのは「厚生年金保険法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項」と、「同法第七十九条第六項」とあるのは「同法第四十六条第六項」とする。

2　前条第二項及び第三項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付について準用する。この場合において、前条第二項中「同項」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第七十九条」と読み替えるものとする。

（端数処理に関する経過措置）

第十四条　前条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前私学共済法第二十四条第三項の規定は、平成二十八年四月以後の月分の年金の支払額について適用する。

2　前項の規定は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいう。）附則第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する旧私学共済法による年金である給付について準用する。

第十五条　削除〔令和三年八月政令二二九号〕

（改正前私学共済法による職域加算額のうち職務等によるもの及び厚生年金保険法による障害厚生年金等の支給を受ける場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置）

第十六条　改正前私学共済法による職域加算額（なお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する国共済経過措置政令（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）をいう。第十八条において同じ。）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百

二十八号）をいう。以下この条において同じ。）第八十二条第二項に規定する職務等による旧職域加算障害給付又はなお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第三項に規定する職務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は遺族厚生年金の支給を受けるときは、当分の間、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）別表第一第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（退職等年金給付に関する規定を適用しない者に関する経過措置）

第十七条　当分の間、私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定は、同法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としない者については、適用しない。

2　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第三条の規定は、私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。

3　第一項の規定により私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の同法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十三条第三項に規定する範囲内において、同法第四条第一項に規定する共済規程で定める。

三項…一部改正〔令和四年八月政令二六七号〕

（準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え）

第十八条　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により国共済経過措置政令の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条第一項	附則第七十九条に
平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前準用国共済法」という。）第七十八条の二第	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（施行日においてその同項の

		一項
第二十五条第二項及び第三項	附則第七十九条	及び第三号
第二十七条第一項		並びに

	なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第一項	規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十条の二第一項
	附則第七十九条第二項及び第三項	附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項から第三号まで
		、平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間並びに

第二十七条第二項	附則第十一条第一項第三号	附則第十一条第一項第一号又は第二号
第三十四条第一項	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者	国家公務員共済組合の組合員若しくは地方公務員共済組合の組合員
第三十七条第五項第三号及び第六項第三号	なお効力を有する改正前準用国共済法	なお効力を有する改正前国共済法

本条…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕

（経過措置に関する文部科学省令への委任）

第十九条　第十二条から前条までに定めるもののほか、平成二十四年一元化法及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の実施のための手続その他これらの法律の施行に伴う経過措置（文部科学省の所掌に属するものに限る。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正に伴う経過措置）

2　平成二十七年度における第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十四項の規定の適用については、同項中「率とし」とあるのは「率（同項第一号に掲げる給付に係るものにあつては同項第七号に掲げる給付に係る率、同項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同項第八号に掲げる給付に係る率、同項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第九号に掲げる給付に係る率、同項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十号に掲げる給付に係る率、同項第六号又は第十三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十二号に掲げる給付に係る率）とし」と、「率とする」とあるのは「率（同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、同項第十一号に掲げる給付に係る率）とする」とする。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二八年三月三一日政令第一二九号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　〔前略〕附則第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔令和三年八月六日政令第二二九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。〔後略〕

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年八月三日政令第二六七号〕

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

政令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕　附則（平二八―令四）

○国家公務員共済組合法施行令〔抄〕

（昭和三三年六月三〇日政令第二百七号）

最近改正　令和　八年　二月一六日　政令第一一号

題名：改正〔昭和五九年三月政令三五号・平成九年三月八四号〕

（一部負担金の割合が百分の三十となる場合）

第十一条の三の二　私立学校教職員共済法（昭和二八年法律第二四五号）第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十二条に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める額は二十八万円とする。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一　加入者組合員及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者

二　加入者組合員（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたため被扶養者でなくなつた者であつて、当該後期高齢者医療の被保険者等となつた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して当該後期高齢者医療の被保険者等であるものをいう。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

本条…追加〔昭和四八年一〇月政令二八八号〕、一項…一部改正〔昭和五一年七月政令二〇一号〕、本条…全部改正〔昭和五六年二月政令一四号〕、二項…一部改正〔昭和五六年四月政令一三四号〕、本条…全部改正〔昭和五九年九月政令二六八

号〕、六項…全部改正〔昭和六〇年三月政令四六号〕、一・八項…一部改正〔昭和六一年三月政令五五号〕、一―三・六・七項…一部改正〔昭和六一年四月政令一三五号〕、一―四・六・七項…一部改正〔平成元年五月政令一六一号〕、一〇項…一部改正〔平成二年九月政令二九〇号〕、一―四項・六・七項…一部改正〔平成三年四月政令一四八号・五年四月一四三号〕、一―五項…一部改正・八項…追加・旧八―一〇項…一部改正し、一項ずつ繰下・旧一一項…一二項に繰下〔平成六年九月政令二八二号〕、二・八・九項…一部改正〔平成七年二月政令二六号〕、一―三・六・七項…一部改正〔平成八年五月政令一四八号〕、一〇項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、一・九項…一部改正〔平成九年八月政令二五六号〕、二・三・五―一〇・一二項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇七号〕、一―三項…一部改正・六項…全部改正・七―九・一一項…追加・旧七項…一部改正し一〇項に繰下・旧一〇項…一部改正し一四項に繰下・旧八・九・一一・一二項…四項ずつ繰下〔平成一二年一二月政令五〇八号〕、本条…全部改正〔平成一四年八月政令二八二号〕、二項…一部改正〔平成一七年五月政令一七三号・一八年七月二四一号〕、見出…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、二項…一部改正〔平成二〇年三月政令一二六号〕、全部改正〔平成二〇年一一月政令三五七号〕、一項…一部改正〔平成二七年九月政令三四四号〕

委任　二項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の三第一項

（月間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第十一条の三の三　高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一　加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条、第十一条の三の五、第十一条の三の六及び附則第三十四条の三第八項において同じ。）又はその被扶養者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条、第十一条の三の五、第十一条の三の六及び附則第三十四条の三において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「病院等」という。）から受けた療養（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養（第八項及び第九項において「食事療養」という。）及び同条第二項第二号に規定する生活療養（第八項及び第九項において「生活療養」という。）並びに当該加入者組合員又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第十一条の三の六第一項、第三項及び第五項並びに第十一条の三の六の二並びに附則第三十四条の三第一項、第二項及び

第八項において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヘまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

イ　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額（ロに規定する場合における当該一部負担金の額を除く。）

ロ　当該療養が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ　当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ニ　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護（同条第一項に規定する指定訪問看護をいう。ヘ並びに第十一条の三の六第一項、第四項及び第九項において同じ。）に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ホ　当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ヘ　法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条の三第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

二　加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費（第十一条の三の六第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他文部科学省令財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該加入者組合員又はその被扶養者が第九項の規定による日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）の組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下同じ。）について、当該加入者組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからヘまでに掲げる金額が二万千円（第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

2

加入者組合員の被扶養者が療養（第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前のものに限る。）を受けた場合において、当該被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を当該被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

一　被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イからヘまでに掲げる金額（一万五百円以上のものに限る。）を合算した金額

二　被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）に

ついて、当該被扶養者がなお負担すべき額（当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからヘまでに掲げる金額が一万五百円以上のものに限る。）を合算した金額

3　加入者組合員又はその被扶養者が療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。第五項において同じ。）を受けた場合において、当該加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を合算した金額から次項又は第五項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項及び附則第三十四条の三第二項第一号において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

一　加入者組合員又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算した金額

二　加入者組合員又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該加入者組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額を合算した金額

4　加入者組合員が第一号に掲げる療養を受けた場合又はその被扶養者が第二号に掲げる療養若しくは第三号に掲げる療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。）を受けた場合において、当該加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる金額を当該加入者組合員又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該加入者組合員又はその被扶養者に係る金額をそれぞれ控除した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）の資格を取得したことにより短期給付に関

する規定の適用を受けないこととなった加入者組合員となった者（第三号において「七十五歳到達前加入者七十五歳到達前組合員」という。）が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。第三号において「加入者七十五歳到達月」という。）に受けた療養

二　高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなった者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養

三　七十五歳到達前加入者七十五歳到達前組合員の被扶養者であった者（当該七十五歳到達前加入者七十五歳到達前組合員が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなった者に限る。）が、当該七十五歳到達月に受けた療養

五歳到達前加入者五歳到達前組合員に係る加入者七十五歳到達月に受けた療養

加入者組合員（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養と併せて行うものを除く。）に限る。以下「外来療養」という。）を受けた場合において、当該加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該外来療養に係る第三項第一号及び第二号に掲げる金額を当該加入者合員又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

6　加入者組合員又はその被扶養者が特定給付対象療養（当該加入者組合員又はその被扶養者が次項の規定による事業団組合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該加入者組合員又はその被扶養者が第九項の規定による事業団組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該

5　五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）又

加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

7　加入者組合員又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該加入者組合員又はその被扶養者が第九項の規定による事業団組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものの当該療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として文部科学大臣財務大臣が定めるものが行われるべきものをいう。以下この項及び第十一条の三の五第七項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた加入者組合員又はその被扶養者が文部科学省令財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けたものであり、かつ、当該加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

8　加入者組合員又はその被扶養者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養及び生活療養並びに特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

9　加入者組合員又はその被扶養者が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた加入者組合員又はその被扶養者が文部科学省令財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けたものであり、

かつ、当該加入者組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

本条…追加〔平成一四年八月政令二八二号〕、一・二項…一部改正〔平成一八年七月政令二四一号〕、一・二・四―六項…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月政令一一六号〕、一項…一部改正・二・四項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三・四・六項…一部改正し二項ずつ繰下・旧五項…七項に繰下〔平成二〇年一一月政令三五七号〕、一・五・六項…一部改正・七項…追加・旧八項…一部改正し九項に繰下・旧七項…八項に繰下〔平成二一年四月政令一三五号〕、一項…一部改正〔平成二三年一〇月政令三二七号〕、一・六・七項…一部改正〔平成二六年一一月政令三六五号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月政令一八〇号〕、見出・一・二・五・七項…一部改正・旧一一条の三の四…繰上〔平成二九年七月政令二一三号〕、五項…一部改正〔平成三〇年七月政令二一〇号〕

委任　一項二号の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の九、七項の「文部科学省令」＝同四条の九の二、九項の「文部科学省令」＝同四条の九の三、七項の「文部科学大臣の定め」＝〈私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付〉

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第十一条の三の四　高額療養費は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日加入者合算額」という。）、第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。）又は第十三号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる金額を合算した金額（以下この項において「元被扶養者合算額」という。）のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日加入者に支給するものとし、その額は、基準日加入者合算額から基準日組合員合算額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる金額を、基準日加入者合算額を基準日組合員合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる金額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる金額を、元被扶養者合算額で除し

て得た率をいう。）を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日加入者が基準日組合員が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一　計算期間（基準日において加入者当該組合の組合員である者（以下この条並びに第十一条の三の六の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日加入者」という。）が加入者当該組合の組合員であった間に限る。）において、当該基準日加入者が加入基準日組合員が当該者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該基準日加入者基準日組合員に係る支給額を控除した金額とし、私立学校教職員共済法第二十法第五十一条に係る支給額を控除した金額とし、条第三項に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該基準日加入者に係る当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ　当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算した金額

ロ　当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該外来療養を受けた者がなお負担すべき金額

二　〔略〕

三　計算期間（基準日加入者の基準日組合員の被扶養者（基準日において加入者当該組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第十一条の三の六の二第一項（同条第三項において準用する場合を

含む。）、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。）が当該組合の組合員（加入者）であり、かつ、当該基準日組合員（基準日加入者）が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日組合員（基準日加入者）が当該組合の組合員（加入者）の被扶養者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四　〔略〕

五　計算期間（基準日組合員（基準日加入者）が保険者等の被保険者等であった間に限る。）において、当該基準日組合員（基準日加入者）が当該保険者等の被保険者等（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令（文部科学省令）で定めるところにより算定した金額

六　計算期間（基準日被扶養者が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日組合員（基準日加入者）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日組合員（基準日加入者）が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令（文部科学省令）で定めるところにより算定した金額

七　計算期間（基準日被扶養者が当該組合の組合員（加入者）であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員（基準日加入者）の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員（加入者）の被扶養者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除

く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

八　〔略〕

九　計算期間（基準日被扶養者が加入者当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が加入者当該組合の組合員（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十　〔略〕

十一　計算期間（基準日加入者が基準日組合員が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として文部科学省財務省令で定めるところにより算定した金額

十二　計算期間（基準日被扶養者が保険者等の被保険者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した金額

十三　計算期間（基準日加入者が加入者当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被

扶養者を除く。）が加入者当該組合の組合員の被扶養者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十四　〔略〕

十五　計算期間（基準日被扶養者が加入者当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であった者（基準日加入者基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であった者（基準日加入者基準日組合員を除く。）が加入者当該組合の組合員の被扶養者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十六　〔略〕

十七　計算期間（基準日加入者が基準日組合員が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者等であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日加入者の基準日組合員の被扶養者等であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した金額

十八　計算期間（基準日被扶養者が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であった者（基準日加入基準日組合

者を員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等であった者（基準日加入者を基準日組合員を除く。）が当該保険者等の被保険者等（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した金額

2　前項の規定は、計算期間において加入者当該組合の組合員であった者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「（第七号」とあるのは「（第九号」と、「（第十三号」とあるのは「（第十五号」と、同項ただし書中「第五十五条第二項第三号」とあるのは「第五十七条第二項第一号ニ」と読み替えるものとする。

3・4　〔略〕

5　計算期間において加入者当該組合の組合員であった者（基準日において保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であって加入者又は組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日被保険者等」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日被保険者等が基準日においておいて私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日被保険者等を基準日加入者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日被保険者等の被扶養者等である者をいう。以下この	基準日被保険者等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	基準日被保険者等合算額のうち、基準日被保険者等を基準日加入者と、基準日被扶養者とそれぞれみ

の表において同じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日被保険者等合算額」という。）		
基準日被保険者等を基準日加入者と、基準日組合員被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令で定めるところにより算定した第一項第七号、第	基準日被扶養者等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	
なして文部科学省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる金額に相当する金額を、基準日被保険者等合算額で除して得た率		
基準日被扶養者等合算額のうち、基準日被保険者等を基準日加入者と、基準日組合員被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令で定めるところにより算定した第一項第十二号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日被扶養者等合算額」という。）		
基準日被保険者等を基準日加入者と、基準日組合員被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令で定めるところにより算定した第一項第十三号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）	元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	
で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる金額に相当する金額を、基準日被扶養者等合算額で除して得た率		
元被扶養者合算額のうち、基準日被保険者等を基準日加入者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令で定めるところにより算定した第一項第十三号に掲げる金額に相当する金額を、元被扶養者合算額で除して得た率		

6　前項の規定は、計算期間において当該組合の組合員（加入者）であった者（基準日において保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第五十五条第二項第三号」とあるのは「第五十七条第二項第一号ニ」と、同項の表中「を基準日組合員（基準日加入者）と、基準日被扶養者等（」とあるのは「（基準日において保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日組合員（基準日加入者）と、基準日被扶養者等（」と、「第一項第一号に」とあるのは「第一項第三号に」と、「第一項第七号に」とあるのは「第一項第九号に」と、「第一項第十三号に」とあるのは「第一項第十五号に」と読み替えるものとする。

7　計算期間において当該組合の組合員（加入者）であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。以下この項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者医療被保険者が基準日において私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者（基準日において当該基準日後期高齢者医療被保険者と同一の世帯に属する当該基準日後期高齢者医療被保険者以外の後期高齢者医療の被保険者をいう。以下この表において同	基準日後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した第	基準日後期高齢者医療高齢者医療被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額

じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号から第六号、第五号及び第六号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）	基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入組合員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号から第六号、第五号及び第六号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）
一項第一号に掲げる金額に相当する金額を、基準日後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率	基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入組合員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号から第六号、第五号及び第六号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）
	基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額
	基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率
	基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入組合員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号から第六号、第七号、第九号から第十二号まで及び第十二号に掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額」という。）
	元被扶養者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入組合員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号から第六号、第七号、第九号から第十二号まで及び第十二号に掲げる金額に相当する金額を、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率
	元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額
	元被扶養者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日加入組合員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号、第三号から第六号、第七号、第九号から第十二号まで及び第十二号に掲げる金額に相当する金額を、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率

第十三号、第十五号、第十七号及び第十八号		ころにより算定した第一項第十三号に掲げる金額に相当する金額を、元被扶養者合算額で除して得た率
から第十八号まで		
掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）		

8　第一項（第二項から第四項まで）において準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「保険者等」とは、地方の組合、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（第十一条の三の六の三第五項において「日雇特例被保険者」という。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会、健康保険組合、同法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。

9　第一項（第二項から第四項まで）において準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被保険者等」とは、地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であった者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であった者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

10　第一項（第二項から第四項まで）において準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被扶養者等」とは、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、健康保険法若しくは船員保険法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属

する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

本条…追加〔平成二九年七月政令二一三号〕、九項…一部改正〔令和四年八月政令二六五号〕

委任　一項五号の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済組合法施行規則〉五条の二の三第一項、一項六号の「文部科学省令」＝同五条の二の三第二項、一項一一号の「文部科学省令」＝同五条の二の三第三項、一項一二号の「文部科学省令」＝同五条の二の三第四項、一項一七号の「文部科学省令」＝同五条の二の三第五項、一項一八号の「文部科学省令」＝同五条の二の三第六項、五項の「文部科学省令」＝同五条の二の四、六項において準用する五項の「文部科学省令」＝同五条の二の五、七項の「文部科学省令」＝同五条の二の六

（高額療養費算定基準額）

第十一条の三の五　第十一条の三の三第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の者　八万百円と、第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令／財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該療養のあった月以前の十二月以内に既に高額療養費（同条第一項から第四項までの規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第一項において「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二　療養のあった月の標準報酬月額／標準報酬の月額が八十三万円以上の加入者／組合員又はその被扶養者　二十五万二千六百円と、第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令／財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　療養のあつた月の標準報酬月額／標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の加入者／組合員又はその被扶養者　十六万七千四百円と、第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令／財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　療養のあつた月の標準報酬月額／標準報酬の月額が二十八万円未満の加入者／組合員又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五　市町村民税非課税者（療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第十一条の三の六の三第一項第五号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。同号において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。第三項第五号において同じ。）である加入者／組合員若しくはその被扶養者又は当該療養のあつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。）である者であって文部科学省令／財務省令で定めるものに該当する加入者／組合員若しくはその被扶養者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）　三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2　第十一条の三の三第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる加入者／組合員の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第五号までに掲げる加入者組合員以外の加入者組合員　四万五十円と、第十一条の三の三第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二　前項第二号に規定する加入者組合員　十二万六千三百円と、第十一条の三の三第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

三　前項第三号に規定する加入者組合員　八万三千七百円と、第十一条の三の三第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四　前項第四号に規定する加入者組合員　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

五　前項第五号に規定する加入者組合員　一万七千七百円。ただし、高

額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。

3　第十一条の三の三第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第六号までに掲げる者以外の者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二　法　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法　第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標　標準報酬月額の月額が八十三万円以上の加入者組合員又はその被扶養者　二十五万二千六百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　法　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法　第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標　標準報酬月額の月額が五十三万円以上八十三万円未満の加入者組合員又はその被扶養者　十六万七千四百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　法　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法　第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標　標

準報酬月額が五十三万円未満の加入者又はその被扶養者　八万百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五　市町村民税非課税者である加入者又は組合員若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて文部科学省令・財務省令で定めるものに該当する加入者若しくはその被扶養者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円

六　健康保険法施行令第四十二条第三項第六号に掲げる者（同号に規定する厚生労働省令で定める者又はその被扶養者を除く。）に相当する者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて文部科学省令・財務省令で定めるものに該当する加入者若しくはその被扶養者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。）　一万五千円

4

第十一条の三の三第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　前項第一号に掲げる者　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二　前項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

三　前項第三号に掲げる者　八万三千七百円と、第十一条の三の

三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四　前項第四号に掲げる者　四万五十円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

五　前項第五号に掲げる者　一万二千三百円

六　前項第六号に掲げる者　七千五百円

5　第十一条の三の三第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額（同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第十一条の三の六の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額）とする。

一　第三項第一号に掲げる者　一万八千円

二　第三項第五号又は第六号に掲げる者　八千円

6　第十一条の三の三第六項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号又は第三号に掲げる場合以外の場合　八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）

と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る同条第六項に規定する特定給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。）に満たないときは、二十六万七千

円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額

二　七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、入院療養（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十四条第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項及び第八項第二号において同じ。）である場合　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）

三　七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合　一万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九千円）

7　第十一条の三の三第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号又は第三号に掲げる場合以外の場合　次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める金額

イ　第一項第一号に掲げる者　八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた加入者又はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象

療養高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ　第一項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円）とする。

ハ　第一項第三号に掲げる者　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ニ　第一項第四号に掲げる者　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ホ　第一項第五号に掲げる者　三万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。

二　七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、入院療養である場合　次のイからヘまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める金額

イ　第三項第一号に掲げる者　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ　第三項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円）とする。

ハ　第三項第三号に掲げる者　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額と

し、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ニ　第三項第四号に掲げる者　八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このニにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ホ　第三項第五号に掲げる者　二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）

ヘ　第三項第六号に掲げる者　一万五千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）

三　七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、外来療養である場合　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれイ又はロに定める金額に二分の一を乗じて得た金額）

イ　第三項第一号に掲げる者　一万八千円

ロ　第三項第五号又は第六号に掲げる者　八千円

8

第十一条の三の三第八項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額）とする。

一　次号又は第三号に掲げる場合以外の場合　三万五千四百円

二　七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第十一条の三の三第八項に規定する療養であつて、入院療養である場合　一万五千円

三　七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第十一条の三の三

第八項に規定する療養であつて、外来療養である場合　八千円

第十一条の三の三第九項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額）とする。

一　次号に掲げる者以外の者　一万円

二　第一項第二号又は第三号に掲げる者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に第十一条の三の三第九項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養を受けた者を除く。）　二万円

前条第一項（同条第二項同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第七項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

本条…追加〔平成一四年八月政令二八二号〕、一・二・四項…一部改正〔平成一四年一一月政令三四八号〕、一―四・六項…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、一項…一部改正〔平成一八年一二月政令三九〇号〕、一―四項…一部改正〔平成二〇年三月政令一一六号〕、一項…一部改正・二・四項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三―六項…一部改正し二項ずつ繰下〔平成二〇年一一月政令三五七号〕、六項…一部改正・七項…追加・旧七・八項…一部改正し一項ずつ繰下〔平成二一年四月政令一三五号〕、一・五・六項…一部改正〔平成二三年一〇月政令三二七号〕、三―七項…一部改正〔平成二六年三月政令一二九号〕、一―四・七・九項…一部改正〔平成二六年一一月政令三六五号〕、一―九項…一部改正・一〇項…追加〔平成二九年七月政令二一三号〕、一・三―九項…一部改正〔平成三〇年七月政令二一〇号〕

委任　一項―三号・二項一―四号・四項二―四号・六項一号・七項一・二号の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の一〇、一項五号の「文部科学省令」＝同四条の一一第一項、三項五号の「文部科学省令」＝同四条の一一第二項、三項六号の「文部科学省令」＝同四条の一一第三項

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十一条の三の六　加入者が同一の月に一の組合員　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法　第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下この項及び第六項において「第二号医療機関等」という。）又は　私立学校教職員共済法第五十五条において準用する法　第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下この項及び第六項において「指定訪問看護事業者」という。）から療養を受けた場合において、　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法　第五十五条第二項に規定する一部負担金（　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法　第五十五

条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条の五第三項において準用する法私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、事業団組合は、第十一条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

一　第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める金額

イ　前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき文財部科学省令務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　八万百円と、当該療養につき文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ　前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき文財部科学省令務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者

二十五万二千六百円と、当該療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき文部科学省令・財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

ニ　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき文部科学省令・財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

ホ　前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき文部科学省令・財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万四千六百円とする。

二　第十一条の三の三第三項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める金額

イ　ロからへまでに掲げる者以外の者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

ロ　前条第三項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、当該療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当

該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ　前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき（文部科学省令／財務省令）で定めるところにより（事業団／組合）の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき（文部科学省令／財務省令）で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ　前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき（文部科学省令／財務省令）で定めるところにより（事業団／組合）の認定を受けている者　八万百円と、当該療養につき（文部科学省令／財務省令）で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ホ　前条第三項第五号に掲げる者に該当していることにつき（文部科学省令／財務省令）で定めるところにより（事業団／組合）の認定を受けている者　二万四千六百円

ヘ　前条第三項第六号に掲げる者に該当していることにつき（文部科学省令／財務省令）で定めるところにより（事業団／組合）の認定を受けている者

一万五千円

三　第十一条の三の三第四項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからヘまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める金額

イ　ロからヘまでに掲げる者以外の者　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、当該療養につき文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令・文部科学省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者

四万五十円と、当該療養につき財務省令・文部科学省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ニ　前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令・文部科学省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者

八万三千七百円と、当該療養につき財務省令・文部科学省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ホ　前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　一万二千三百円

ヘ　前条第四項第六号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　七千五百円

四　第十一条の三の三第五項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ　ロに掲げる者以外の者　一万八千円

ロ　前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けている者　八千円

2　前項の規定による支払があつたときは、その限度において、加入者組合員に対し第十一条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

3　加入者組合員が同一の月に一の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局（第八項において「第一号医療機関等」という。）から療養を受けた場合において、事業団組合がその加入者組合員の支払うべき同条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、これらの金額から第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、加入者組合員に対し第十一条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

4　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第十一条の三の三第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看

護療養費の支給につき私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条の三第三項において準用する私立学校教職員共済法第五十六条の二第三項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第十一条の三の三第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき文部科学省令財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第三項中「加入者組合員が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。

5 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第十一条の三の三第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族療養費負担額（家族療養費の支給につき私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第四項又は第五項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第十一条の三の三第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき文部科学省令財務省令で定めるところにより事業団組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。

6 加入者組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他文部科学省令財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十一条の三の三第八

項の規定に該当する加入者組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による事業団組合の認定を受けた加入者組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合において、法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第五十五条第二項に規定する一部負担金（法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、事業団組合は、当該療養に要した費用のうち第十一条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費として加入者組合員に支給すべき金額に相当する金額を当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

7　前項の規定による支払があつたときは、加入者組合員に対し第十一条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

8　加入者組合員が第一号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他文部科学省令・財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十一条の三の三第八項の規定に該当する加入者組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による事業団組合の認定を受けた加入者組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、事業団組合がその加入者の組合員の支払うべき法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第五十五条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、第十一条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費として加入者組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、加入者組合員に対しこれらの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

9　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第三項（法第五十六条の二第三項

三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第十一条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十六条の二第三項中「加入者」とあるのは「被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他文部科学省令・財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と読み替えるものとする。

10 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第十一条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、私立学校教職員共済法第五十七条第四項及び第五項中「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他文部科学省令・財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と読み替えるものとする。

11 健康保険法施行令第四十三条第九項及び第十項の規定は、第十一条の三の三の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第九項中「第四十一条」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三」と、同条第十項中「法第六十三条第一項第五号」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号」と、「第四十一条」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三」と読み替えるものとする。

12　加入者組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第十一条の三の六の四第一項において同じ。）とならない場合その他文部科学省令・財務省令で定める場合における第十一条の三の四の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該文部科学省令・財務省令で定める場合にあっては、文部科学省令・財務省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第十項の規定を適用する。

13　〔略〕

14　高額療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、文部科学省令・財務省令で定める。

本条…追加〔平成一四年八月政令二八二号〕、一・五項…一部改正〔平成一四年一一月政令三四八号〕、三項…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、一・二・五・七項…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、七項…一部改正〔平成一九年一月政令三号〕、一―三項…一部改正〔平成一八年一二月政令三九〇号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月政令一一六号〕、一―五項…一部改正〔平成二〇年一一月政令三五七号〕、一・二・四・五項…一部改正〔平成二一年一一月政令二六五号〕、六項…一部改正〔平成二二年三月政令六五号〕、七項…一部改正〔平成二二年二月政令六号〕、一項…一部改正・二・三項…全部改正・四―八項…追加・旧四―六項…一部改正し五項ずつ繰下・旧七・八項…五項ずつ繰下〔平成二三年一〇月政令三二七号〕、一項…一部改正〔平成二六年三月政令一二九号〕、一・一〇項…一部改正〔平成二六年一一月政令三六五号〕、一―一一項…一部改正・一二項…追加・旧一二項…一部改正し一三項に繰下・旧一三項…一四項に繰下〔平成二九年七月政令二一三号〕、一項…一部改正〔平成三〇年七月政令二一〇号〕

委任　一項一号イ第一・ロ第一・ハ第一・ニ・二号ハ第一・ニ第一・三号ハ第一・ニ第一の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉四条の一の二、一項一号イ第二・ロ第二・ハ第二・ニ第二・三号ロ・ハ第二・ニ第二の「文部科学省令」＝同四条の一二、一項一号ホ・ニ号ホ・ヘ・三号ホ・ヘ・四号ロの「文部科学省令」＝同四条の一三、四・五項の「文部科学省令」＝同四条の一一の二、四条の一三、六・八項の「文部科学省令」＝同四条の一四第一項、九項で読み替えて準用する法五六条の二第三項の「文部科学省令」＝同四条の一四第二項、一〇項で読み替えて準用する法五七条四・五項の「文部科学省令」＝同四条の一四第三項、一二項の「文部科学省令」＝同五条の二の七

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十一条の三の六の二　高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当

する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に基準日組合員加入者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（第一号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号、第三号及び第五号同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一　計算期間において、基準日加入者基準日組合員又はその被扶養者がそれぞれ当該組合の基準日加入者組合員又はその被扶養者として受けた療養（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第十一条の三の三第一項から第五項まで又は第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、私立学校教職員共済法第五十一条第二十条第三項に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ　当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

ロ　当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二　〔略〕

三　基準日被扶養者が計算期間における当該組合の組合員（加入者）であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四　〔略〕

五　基準日組合員（基準日加入者）又は基準日被扶養者が計算期間における被保険者等（第十一条の三の四第九項に規定する被保険者等をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた間に、当該被保険者等が受けた療養（前各号（第一号及び第三号）に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令（文部科学省令）で定めるところにより算定した金額

六　基準日組合員（基準日加入者）又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

七　基準日組合員（基準日加入者）又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

2　前項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等（以下この項及び第六項において「七十歳以上合算対象サービス」という。）に係る金額に相当する金額として財務省令（文部科学省令）で定めるところにより算定した金額を合算した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部

負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率（七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額に相当する金額として文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を高額介護合算療養費として基準日加入者基準日組合員に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号、第三号及び第五号までに掲げる金額に相当する金額として文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第六号及び第七号に掲げる金額に相当する金額として文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

3　前二項の規定は、計算期間において加入者当該組合の組合員であつた者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「第一号に掲げる」とあるのは「第三号に掲げる」と、同項ただし書中「同号」とあるのは「第一号」と、前項中「前項第一号に」とあるのは「前項第三号に」と読み替えるものとする。

4　〔略〕

5　計算期間において加入者当該組合の組合員であつた者（基準日において被保険者等（国民健康保険の世帯主等であつて加入者又は組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該被保険者等である者を基準日加入者基準日組合員と、当該被扶養者等である者を基準日被扶養者とそれぞれみなして文部科学省令・財務省令で定めるところにより算定した第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護

合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における加入者当該組合の組合員であった間に、当該加入者が組合員が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号、第三号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第一号から第五号まで係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

6　通算対象負担額のうち、七十歳以上合算対象サービスに係る金額に相当する金額として文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率（前項に規定する者が計算期間における加入者当該組合の組合員であった間に、当該加入者組合員であった者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を高額介護合算療養費として同項に規定する者に支給する。ただし、第一項第一号、第三号及び第五号まで係る七十歳以上通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

7　計算期間において加入者当該組合の組合員であった者（基準日におい

て後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者を基準日組合員とみなして文部科学省令財務省令で定めるところにより算定した第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（あん）（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員加入者であった間に、当該組合員当該加入者であった者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号、第三号及び第五号まで第一項第一号から第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

本条…追加〔平成二〇年三月政令一一六号〕、一項…一部改正〔平成二〇年一一月政令三五七号・二七年三月一三八号・九月三四四号〕、一・三―五項…一部改正〔平成二九年七月政令二一三号〕

委任　一項五号の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉五条の二の八、二項の「文部科学省令」＝同五条の三、五項の「文部科学省令」＝同五条の四、六項の「文部科学省令」＝同五条の五、七項の「文部科学省令」＝同五条の六

（介護合算算定基準額）

第十一条の三の六の三　前条第一項（同条第三項同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の者　六十七万円

二　基準日が属する月の標準報酬月額標準報酬月額が八十三万円以上の組合員加入者　二百十二万円

三　基準日が属する月の標準報酬月額標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員加入者　百四十一万円

四　基準日が属する月の標準報酬月額標準報酬月額が二十八万円未満の組合員加入

者員（次号に掲げる者を除く。）　六十万円

五　市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第五号において同じ。）である加入者組合員（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）　三十四万円

2　前条第二項（同条第三項同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第六号までに掲げる者以外の者　五十六万円

二　基準日において療養の給付を受けることとした場合に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬月額の標準報酬月額が八十三万円以上のもの　二百十二万円

三　第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬月額の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの　百四十一万円

四　第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬月額の標準報酬月額が五十三万円未満のもの　六十七万円

五　市町村民税非課税者である加入者組合員（前三号又は次号に掲げる者を除く。）　三十一万円

六　健康保険法施行令第四十三条の三第二項第六号に掲げる者に相当する者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。）　十九万円

3　第一項の規定は前条第三項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは

「前条第三項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する加入者当該組合の組合員であつた者について基準日において当該加入者当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日加入者基準日組合員である者」と、前項中「前条第二項（同条第三項同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する加入者当該組合の組合員であつた者について基準日において当該加入者当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日加入者基準日組合員である者」と読み替えるものとする。

4　〔略〕

5　前条第五項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部科学財務省令省令で定める。

基準日において地方の組合の組合員である者又はその被扶養者である者	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の七第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三の八第一項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三の八第一項
基準日において組合員又は私学共済制度の加入者である者又はその被扶養者である者	第一項（第三項私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する第一項（同条において準用する第	第二項（第三項私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第二項（同条において準用する第三項において準用する場合を含む。）及び次条第一項

	三項において準用する場合を含む。）及び次条第一項	第二項及び次条第一項
基準日において防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等である者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の六第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の六第一項	
基準日において健康保険の被保険者（日雇特例被保険者並びに組合員、地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第一項	健康保険法施行令第四十三条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第一項

基準日において日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第七項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第二項（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第七項
基準日において船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項	船員保険法施行令第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項並	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第三項並びに第二十九条の四第一項及び第

する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者である者	びに第二十九条の四の四第一項及び第二項	二項

6　前条第七項の介護合算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部科学省令／財務省令で定める。

本条…追加〔平成二〇年三月政令一一六号〕、五項…一部改正〔平成二一年一二月政令二九六号〕、二項…一部改正〔平成二六年三月政令一二九号〕、一項…一部改正〔平成二六年一一月政令三六五号〕、三―五項…一部改正〔平成二九年七月政令二一三号〕、一・二項…一部改正〔平成三〇年七月政令二一〇号〕

委任　五項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉五条の七、六項の「文部科学省令」＝同五条の八

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十一条の三の六の四　加入者／組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合その他文部科学省令／財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該文部科学省令／財務省令で定める場合にあつては、文部科学省令／財務省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2　〔略〕

3　高額介護合算療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、文部科学省令／財務省令で定める。

本条…追加〔平成二〇年三月政令一一六号〕、一項…一部改正〔平成二九年三月政令九八号〕、一・二項…一部改正〔平成二九年七月政令二一三号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉五条の九

（出産費及び家族出産費の額）

第十一条の三の七　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額は、四十八万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると事業団／組合が認めたときは、四十八万八千円に、第一号に規定する保険契約に関し加入者／組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で文部科学省令／財務省令で定める金額を加算した金額とする。

一　当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（文部科学省令／財務省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（文部科学省令／財務省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、文部科学省令／財務省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって文部科学省令／財務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二　出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、文部科学省令／財務省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

本条…追加〔昭和五六年二月政令一四号〕、旧一一条の三の四…繰上〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正〔昭和六〇年三月政令四六号・平成四年三月八〇号・六年九月二八二号〕、見出…全部改正・旧一一条の三の三…繰下〔平成一四年八月政令二八二号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕、本条…一部改正〔平成二〇年一二月政令三七一号・二一年五月一三九号・二三年三月五五号・二六年一一月三六五号・令和三年八月二二二号・五年二月二三号〕

委任　ただし書の「文部科学省令」＝〈私立学校教職員共済法施行規則〉九条四項、一号の「文部科学省令」＝同九条五―八項、二号の「文部科学省令」＝同九条九項

（埋葬料及び家族埋葬料の額）

第一一条の三の八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法／第六十三条第一項及び第三項に規定する政令で定める金額は、五万円とする。

本条…追加〔昭和五六年二月政令一四号〕、旧一一条の三の六…繰上〔昭和五九年九月政令二六八号〕、一部改正〔昭和六〇年三月政令四六号〕、旧一一条の三の五…繰上〔平成六年九月政令二八二号〕、旧一一条の三の四…繰下〔平成一四年八月政令二八二号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一八年八月政令二八六号〕

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第一一条の三の八の二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法／する法　第六十六条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金合計額（厚

生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなった日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の私立学校教職員共済法第六十六条第二項済法第二十五条において準用する法第六十六条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　私立学校教職員共済法第六十六条第二項十五条において準用する法第六十六条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第二項六条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

本条…追加〔平成二八年三月政令一八〇号〕

（傷病手当金と退職老齢年金給付との調整）

第十一条の三の九　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第八項　第六十六条第八項に規定する政令で定める要件は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であつた者を含む。）でな

いこととする。

2　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第八項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一　国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二　厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三　昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

七　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

八　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

九　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の規定により連合会が支給する年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第十二項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の十第二項	機構	日本年金機構（次項において「機構」という。）
	前項各号に掲げる事務の全部又は一部	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第十一項に規定する資料の提供に係る事務（以下「資料の提供に係る事務」という。）
	同項各号に掲げる	当該資料の提供に係る
	の全部又は一部	を自ら
	を自ら	
第百条の十第三項	前二項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第十一項及び同条第十二項において準用する前項
	第一項各号に掲げる	資料の提供に係る

本条…追加〔平成一二年一二月政令五〇八号〕、二項…一部改正〔平成一三年一二月政令三九一号・一四年三月四三号〕、一項…一部改正・旧一一条の三の五…繰下〔平成一四年八月政令二八二号〕、二項…一部改正〔平成二〇年三月政令一一六号〕、三項…追加〔平成二一年一二月政令三二〇号〕、一部改正〔平成二二年四月政令一〇八号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月政令三四四号〕、一―三項…一部改正〔平成二八年三月政令一八〇号〕、二項…一部改正〔平成三一年四月政令一四六号〕

（傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額）

第十一条の四　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六

十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金の額

二　前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

2　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十九条第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　出産手当金の額又は休業手当金の額、育児休業手当金の額（育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。）又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金の額又は休業手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金の額

二　前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

本条…追加〔昭和三三年一二月政令三五七号〕、全部改正〔昭和三四年六月政令二〇七号・三六年六月二〇一号〕、見出・一項…一部改正・二項…追加〔昭和六一年三月政令五五号〕、二項…一部改正〔平成六年九月政令二八二号〕、一項…一部改正〔平成七年三月政令一四六号・一二年三月一八一号・一二月五四三号・二一年一二月三〇五号〕、一項…一部改正・二項…全部改正〔平成一八年三月政令一八〇号〕、二項…一部改正〔令和七年三月政令一四〇号〕

（付与率を定める際に勘案する事情）

第十三条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する法第七十五条第二項に規定する政令で定める事情は、法第七十五条第一項に規定する付与率、退職等年金給付に係る掛金の納付の状況その他文部科学大臣の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第九十九条第一項第四号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について同号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等

年金給付積立金（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕、一部改正〔令和八年二月政令一一号〕

（基準利率を定める際に勘案する事情）

第十四条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条第四項に規定する政令で定める事情は、法第七十五条第三項に規定する基準利率その他文部科学大臣地方退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他財務大臣が定める事情とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕

（受給権者の申出による支給停止を撤回した場合の終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算）

第十五条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条の五第二項の規定により退職年金（私立学校教職員共済法第二十条第二項第一号に規定する退職年金をいう。第二十一条の二及び第四十七条第二項において同じ。）の受給権者が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条の五第一項の申出を撤回した場合には、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十八条第一項に規定する終身退職年金算定基礎額は、当該申出による終身退職年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十六条第一項に規定する終身退職年金をいう。第二十一条の二第一項において同じ。）の支給の停止がなかつたものとして私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十八条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とし、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該

受給権者の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第一項に規定する有期退職年金算定基礎額は、当該申出による有期退職年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十六条第一項に規定する有期退職年金をいう。第十五条の三及び第十八条の二第二項において同じ。）の支給の停止がなかつたものとして私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕

（併給の調整の特例）

第十五条の二　職務障害年金（私立学校教職員共済法第二十条第二項第二号に規定する職務障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金（私立学校教職員共済法第八十六条第一項の規定が適用される場合を除く。）は、法第七十五条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、職務障害年金」と読み替えるものとする。

2　〔略〕

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕

（公務障害年金算定基礎額の特例）

第十五条の二の二　職務障害年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十三条第三項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第一項に規定する公務障害年金算定基礎額をいう。次項において同じ。）を同条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。次項、第四十六条及び第四十八条第三項において同じ。）を法第七十五条の規定により計算するときは、同条第一項中「退

職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第一項に規定する障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第一項に規定する障害認定日」とする。

2　職務障害年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法公務障害年金（法第八十三条第四項の規定により支給するものに限る。）の額に係る職務障害年金算定基礎額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法公務障害年金算定基礎額を法第八十四条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額を私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第四項に規定する基準職務傷病基準公務傷病に係る障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第四項に規定する基準職務傷病基準公務傷病に係る障害認定日」とする。

本条…追加〔平成二八年三月政令一二九号〕

（有期退職年金の受給権が消滅した後に再び就職した者に係る有期退職年金）

第十五条の三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十二条第二項十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失った者に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十七条第二項前段の規定により有期退職年金を支給することとなった場合における当該有期退職年金に関する規定の適用については、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条第一項中「加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間を合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の規定にいう。以下同じ。）」とあるのは「加入者期間（私立学校教職員共済法第十より組合員期間に含まれないものとされた組合員期間七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）（第七十七条第二項の規定により加入者期間に含まれないものとされた加入者期間を除く。）」と、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条の法

三第一項中「第七十五条第一項」とあるのは「私立学校教職員共済
国家公務員共済組
法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令
合法施行令（以下「令」という。）第十五条
の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項」と、「、私立学
法
校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第二項中
「給付算定基礎額」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第七条
令第十五条の三
において準用する国家公務員共済組合法施行令第十五条の三の規定によ
り読み替えられた第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額」と
と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の
規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除
く。）」と、「、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
第七十九条の四第一項第一号中「給付算定基礎額
給付算定基礎額（」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十五条の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額（」と、「組合員期間（第七十七条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。）」と、「金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とあるのは「金額」と、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「私立学校教職員共済法
令第十五条の三
施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十五条の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項」とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕

（終身年金現価率を定める際に勘案する事情）

第十六条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十八条第五項
第七十八条第一項に規定する政令で定める事情は、法第七十八条第五項
地方公務員等共済組合

する終身年金現価率その他文部科学大臣
法第七十七条第四項に規定する基準利率（次条において「地方の基準利率」という。）、同法第八十九条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、法第九十九条第一項第四号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕、一部改正〔令和八年二月政令一一号〕

（有期年金現価率を定める際に勘案する事情）

第十七条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第五項に規定する政令で定める事情は、法第七十九条第一項に規定する地方の基準利率、法第九十九条第一項第四号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕、一部改正〔令和八年二月政令一一号〕

（整理退職の場合の一時金に相当する一時金等）

第十八条　一項〔略〕

2　〔略〕

3　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の解雇に係る同条第二項の規定により支給すべき一時金（地方公務員等共済組合法第九十二条第一項の請求をした者にあつては、同条第二項の規定により支給すべき一時金）の額に、当該他の解雇された日の前日の属する月の翌月から私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の三第一項に

規定する解雇された日の前日の属する月までの期間に応じ、当該退職をした日の前日の属する月までの期間の各月において適用される基準利率（法私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十五条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

4　〔略〕

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕、三項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕

（遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等）

第十八条の二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する死亡した者が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の三第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する解雇された日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の四第一項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、最後に組合員と加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。）となった日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の前日における有期退職年金の額に二百四十月（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十六条第二項の申出をしていた場合には、百二十月）から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に、最終資格取得日の属する月から死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額及び死亡した日を給付事由が生じた日と、加入者期間（私立学校教職員共済法第

十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下この項において同じ。）から最終資格取得日前の加入者期間の組合員期間を除いた期間を加入者期間とみなして私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕

（支給の繰下げの申出があった場合における法第二十五条において準用する法第七十六条等の規定の適用）

第十九条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十条第一項の申出があった場合における法第七十六条、第七十八条から第七十九条の二まで及び第七十九条の四の規定の適用については、法第七十六条第三項中「前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「前項の申出は」と、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十八条第二項中「終身退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第八十条第一項の申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から」と、「終身退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「繰下げ申出日が」と、同条第三項及び第四項中「終身退職年金の給付事由が生じた日」とあり、並びに私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条第二項及び第三項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰下げ申出日」と、同条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰下げ申出日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「繰下げ申出日の」と、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の二第一項中「有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「有期退職年金の受給権者は」と、同条第三項及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十九条の四第一項第二号中「給付事由が生じた日」とあるのは「繰下げ申出日」とする。

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕、見出・本条…一部改正〔平成二九年三月政令八一号〕、本条…一部改正〔令和五年三月政令一一九号〕

（厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付）

第二十条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第七項及び第九十条第七項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる給付とする。

一　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。）による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前の法（以下この条において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第九十条の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年

金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

二　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び国民年金法による老齢基礎年金の額に相当するものとして財務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「老齢基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十二条第二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による障害基礎年金の額に相当するものとして財務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「障害基礎年金相当額」という。）を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による遺族基礎年金の額に相当するものとして財務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「遺族基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並び

に昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

四　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前地方共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額（以下この号において「旧職域加算額」という。）のうち退職共済年金に係るものに相当する金額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地方共済法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法第八十条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年地方の改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（旧職域加算額のうち障害共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法第八十八条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（旧職域加算額

のうち遺族共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法第九十九条の三の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年地方の改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

五　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方の改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年地方の改正法附則第四十八条第三項の規定を適用する場合（同条第一項の規定により算定した障害年金の額について適用する場合に限る。）は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この号において「なお効力を有する昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第四十四条第三項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあっては、その額がなお効力を有する昭和六十一年地共済経過措置政令第四十九条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

六　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並び

に昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

七　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前

準用国共済法第九十条の規定により加算される金額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

八　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十二条第二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

九　旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法（以下この号において「なお効力を有する旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する加給年金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第五十条第一項第一号及び第二号に規定する加給年金額並びに障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第六十条第一項に規定する加給年金額及び遺族基礎年金相当額

を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十　旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法（以下この号において「なお効力を有する旧船員保険法」という。）第三十六条第一項の規定により加給される金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧船員保険法第四十一条の二第一項の規定により加給される金額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧船員保険法第五十条の三及び第五十条の三の二の規定により加給される金額並びに遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十一　平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下この号において「なお効力を有する廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附則第十一条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加額並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下この号において「なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項及び第四項並びに第十六条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十八条の規定により加算される額及びなお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十二　平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（老

齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

本条…追加〔平成二七年九月政令三四四号〕

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

（支給の繰上げの請求があった場合における法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）の規定の適用）

第七条　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法（附則第十三条第一項の請求があった場合における法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第七十六条、第七十八条から第七十九条の二まで及び第七十九条の四の規定の適用については、法第七十六条第三項中「前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「前項の申出は」と、法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第七十八条第二項中「終身退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から」と、「終身退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「繰上げ請求日が」と、同条第三項及び第四項中「終身退職年金の給付事由が生じた日」とあり、並びに法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第七十九条第二項及び第三項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」と、同条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「繰上げ請求日の」と、法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第七十九条の二第一項中「有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「有期退職年金の受給権者は」と、同条第三項及び法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法）第七十九条の四第一項第二号中「給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」とする。

本条…追加〔昭和五五年六月政令一八九号〕、三・四項…一部改正〔昭和五九年九月政令二六五号〕、見出・一―四項…一部改正・五項…削除・旧七条の四…繰上〔昭和六一年三月政令五五号〕、本条…全部改正〔平成二年九月政令二九〇号〕、一部改正〔平成六年一一月政令三五七号・一九年一月三号・二〇年三月一一六号〕、全部改正〔平成二七年九月政令三四四号〕、見出・本条…一部改正〔平成二九年三月政令八一号〕

（公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例）

第七条の二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十四条第一項又は第九十条第一項に規定する加入者組合員又は加入者組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法附則第十四条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢」とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「「六十歳」と、第八十四条第一項及び第九十条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とあるのは、「「六十歳」とする。

本条…追加〔昭和五五年六月政令一八九号〕、一部改正・旧七条の五…繰上〔昭和六一年三月政令五五号〕、全部改正〔平成二年九月政令二九〇号〕、一項…一部改正〔平成一九年一月政令三号〕、本条…全部改正〔平成二七年九月政令三四四号〕、一部改正〔平成三〇年三月政令一一七号〕

（一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことのある給付）

第七条の三の三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法附則第十三条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当するときに支給を受けることができる同号に規定する給付とする。

本条…追加〔令和四年三月政令一一八号〕

（市町村民税経過措置対象加入者（市町村民税経過措置対象組合員に対する高額療養費の支給に関する特例）

第三十四条の三　市町村民税経過措置対象加入者市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第十一条の三の四第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第三十四条の三第二項」と読み替えて、同

項の規定を適用する。

2　市町村民税経過措置対象加入者の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象加入者に対して支給される高額療養費の額は、第十一条の三の四第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した金額を加算した金額とする。

一　七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象加入者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る第十一条の三の四第二項各号に掲げる金額を合算した金額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額

二　被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額

3　第一項の規定により読み替えて適用する第十一条の三の四第一項の高額療養費算定基準額については、第十一条の三の五第一項第一号中「同条第一項又は第二項」とあるのは、「同条第一項若しくは第二項又は附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三十四条の三第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4　第十一条の三の五第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項の」とあるのは「附則第三十四条の三第二項第一号の」と、同項第一号中「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、同項第二号中「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあった月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三十四条の三第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5　第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第十一条の三の五第二項第三号に定める金額とする。

6　市町村民税経過措置対象加入者の被扶養者に係る第十一条の三市町村民税経過措置対象組合員の五第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める金額とする。

7　市町村民税経過措置対象加入者の被扶養者に係る第十一条の三市町村民税経過措置対象組合員の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは、「当該各号ハ」とする。

8　第一項、第二項、第六項及び前項の市町村民税経過措置対象加入者は、加入者の市町村民税経過措置対象組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その被扶養者が療養を受ける月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当する者

二　その被扶養者が療養を受ける月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者

本条…追加〔平成一八年七月政令二四一号〕

（厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第三十四条の四　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第二号の規定が適用される加入者又は私立学校教職員組合員又は法第五十七条共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年四月から平成三十一年三月までの間に、特定給付対象療養（これらの者に対する医療に関する給付であって、健康保険法施行令附則第六条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたものに係る第十一条の三の三第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「及び当該加入者当該組合員」とあるのは「、当該加入者当該組合員」と、「を除く」とあるのは「及び健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第六条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

本条…追加〔平成二〇年一一月政令三五七号〕、一項…一部改正〔平成二一年四月政令一三五号〕、見出…全部改正・一一六項…一部改正〔平成二二年三月政令六五号〕、一項…一部改正〔平成二三年三月政令五五号〕、五項…一部改正・六項…削除〔平成二三年一〇月政令三二七号〕、一項…一部改正〔平成二四年三月政令七四号・二五年三月七〇号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二一五項…削除〔平成二六年三月政令一二九号〕、本条…一部改正〔平成二六年一一月政令三六五号・二九年七月二一三号〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和四八年一〇月一日　政令第二八八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　〔昭和四九年八月三一日　政令第二九九号、抄〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六三号

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附　則　〔昭和五〇年一一月二〇日　政令第三二五号、抄〕

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　〔昭和五一年六月二九日　政令第一七三号、抄〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六三号

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和五十一年七月一日から施行する。〔後略〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五一年七月二七日　政令第二〇一号〕

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附　則　〔昭和五一年九月三〇日　政令第二五八号、抄〕

1　この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附　則　〔昭和五四年一二月二八日　政令第三一三号、抄〕

最近改正　昭和五七年九月二五日　政令第二六三号

（施行期日等）

第一条　この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。〔後略〕

2　〔略〕

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔昭和五六年二月二一日　政令第一四号〕

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年三月一日）から施行する。〔後略〕

附　則　〔昭和五六年四月二一日　政令第一三四号〕

この政令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附　則　〔昭和五六年五月三〇日　政令第一九六号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

2　改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新令」という。）第十一条の八の二第二項第四号、第十一条の八の三、第十一条の八の五第二項第四号〔中略〕の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（遺族年金の加算の特例に関する調整に関する経過措置）

第二条　新令第十一条の八の二第二項第四号の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔昭和五七年一月七日　政令第三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）第四条の規定の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五七年五月二五日　政令第一四八号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の八の二第二項第四号〔中略〕の規定は、昭和五十七年五月一日から適用する。

（遺族年金の加算の特例に関する調整に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の八の二第二項第四号の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五七年八月二四日　政令第二三二号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　昭和五十七年九月一日から老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）附則第一条本文の政令で定める日の前日までの間において七十歳以上の者又は六十五歳以上七十歳未満の者であつて寝たきりの状態その他の障害の状態にあるもののうち主務大臣が定める者が受ける療養に係る〔中略〕私立学校教職員共済組合法の規定による家族高額療養費〔中略〕の支給についての第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定〔中略〕の適用（私立学校教職員共済組合法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十条の五において国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項及び第二項の規定を準用する場合を含む。）については、これらの規定中「五万千円」とあるのは、「三万九千円」とする。

2　前項の主務大臣は、〔中略〕私立学校教職員共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については文部大臣とする。

第三条　昭和五十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間において前条第一項に規定する者以外の者が受ける療養に係る〔中略〕私立学校教職員共済組合法の規定による家族高額療養費〔中略〕の支給についての第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定〔中略〕の適用（私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五において国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項及び第二項の規定を準用する場合を含む。）については、これらの規定中「五万千円」とあるのは、「四万五千円」とする。

老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔昭和五八年一月二一日　政令第六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、老人保健法の施行の日（昭和五十八年二月一日）から施行する。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔昭和五九年三月一七日　政令第三五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第十一条の八の二第二項第四号〔中略〕の規定は昭和五十九年三月一日から〔中略〕適用する。

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和五九年五月二二日　政令第一五二号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第十一条の八の二第二項第四号〔中略〕の規定は昭和五十九年三月一日から〔中略〕適用する。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔昭和五九年九月七日　政令第二六八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

附　則　〔昭和六〇年三月二九日　政令第四六号〕

1　この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第十一条の三の二第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の第十一条の三の二第六項の規定は、昭

和六十年一月一日以後に行われた療養に係る高額療養費の支給について適用する。

3　この政令の施行の日前に出産し又は死亡した組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者に係る国家公務員等共済組合法第六十一条第一項若しくは第三項又は第六十三条第一項若しくは第三項の規定による出産費若しくは配偶者出産費又は埋葬料若しくは家族埋葬料（同法第六十三条第二項又は第六十四条第一項の規定による給付を含む。）の額については、なお従前の例による。

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔昭和六〇年六月七日　政令第一六五号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令の規定〔中略〕は、昭和六十年四月一日から適用する。

（遺族年金の加算の特例に関する調整に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第十一条の八の二第二項第四号の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則

〔昭和六一年三月二八日　政令第五五号、抄〕

最近改正　平成九年三月二八日　政令第八四号

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令（以下「新施行令」という。）附則第五条第一項の規定により読み替えられた新施行令第九条の規定は、昭和六十一年四月一日に始まる事業年度以後の各事業年度について適用し、同年三月三十一日に終わる事業年度については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（以下「旧施行令」という。）附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧施行令附則第三条第二項の規定は、昭和六十一年四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用すべき金額又は大蔵大臣の指定するものに運用すべき金額については、なおその効力を有する。

3　昭和六十二年四月一日に始まる事業年度以後の各事業年度において国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十

年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新共済法」という。）第三十五条の二第二項又は附則第三条の二第四項の規定により資金運用部に預託して運用すべき金額又は大蔵大臣の指定するものに運用すべき金額は、当該事業年度の前事業年度の末日においてこれらに運用している金額が新施行令附則第五条第一項の規定により読み替えられた新施行令第九条第三項に定められている金額（昭和六十二年三月三十一日においてこれらに運用している金額にあつては、旧施行令附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧施行令附則第三条第二項に定められている金額）に達するまでの間に限り、新施行令附則第五条第一項の規定により読み替えられた新施行令第九条第三項の規定にかかわらず、当該末日において現にこれらに運用している金額に、当該前事業年度における同条第一項に規定する積立金の増加額に百分の四十の割合を乗じて得た金額に相当する金額を加えた金額とする。ただし、当該金額をこれらに運用することにより国家公務員等共済組合連合会又は新共済法第百十六条第五項に規定する公共企業体等の組合の事業の運営に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、同日において現にこれらに運用している金額に、当該増加額に大蔵大臣の定める割合を乗じて得た金額に相当する金額を加えた金額とする。

（標準報酬の月額と掛金との割合の算定方法に関する経過措置）

第三条　昭和六十一年度の掛金のうち短期給付に係るものに関しては、新施行令第十二条第四項中「標準報酬の月額の合計額」とあるのは、「昭和六十年改正前の法第百条第二項の規定により掛金の標準となつた俸給（任意継続組合員にあつては、国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令第五十一条第二項の規定により任意継続掛金の標準となつた額）の合計額に大蔵大臣の定める数値を乗じて得た額」とする。

（国等の負担金の調整に関する経過措置）

第四条　旧施行令第十二条の五第一項の規定により国又は日本国有鉄道が国家公務員等共済組合に払い込んだ金額と昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧共済法」という。）第九十九条第三項の規定により国又は日本国有鉄道が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

（任意継続組合員に係る特例に関する経過措置）

第五条　新施行令第四十九条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した者の任意継続組合員（新共済法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を

いう。以下この条において同じ。）となるための申出について適用し、施行日前に退職した者の当該申出については、なお従前の例による。

2　施行日前に退職した者に対する新施行令第四十九条の二の規定の適用については、同条第一号中「退職時の標準報酬の月額」とあるのは「退職した日の属する月の掛金の標準となった俸給の額に大蔵大臣の定める数値を乗じて得た額」と、「当該標準報酬の月額」とあるのは「当該乗じて得た額」とする。

3　昭和六十一年度の任意継続組合員の新共済法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額及び標準報酬の日額に関しては、新施行令第四十九条の二第二号中「標準報酬の月額の合計額」とあるのは、「昭和六十年改正前の法第百条第二項の規定により掛金の標準となった俸給の額の合計額に大蔵大臣の定める数値を乗じて得た額」とする。

4　新施行令第五十一条及び第五十二条の規定は、昭和六十一年四月分以後の任意継続掛金（新共済法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同年三月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

5　旧共済法第百二十六条の五第三項の規定により前納された任意継続掛金のうち、新施行令第五十一条の規定により払込みを要しないこととなったものがあるときは、国家公務員等共済組合は、施行日において、当該払込みを要しないこととなった任意継続掛金を還付する。この場合における還付額は、施行日の前日において当該払込みを要しないこととなった任意継続掛金を前納するものとした場合における前納すべき額に相当する額とする。

（特例継続組合員に係る特例に関する経過措置）

第六条　新施行令附則第七条の四第一項及び第二項の規定は、施行日以後に退職した者の特例継続組合員（新共済法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員をいう。）となるための申出について適用し、施行日前に退職した者の当該申出については、なお従前の例による。

2　施行日前に退職した者に対する国家公務員共済組合法施行令附則第七条の五の規定の適用については、同条中「その者の退職時の標準報酬の月額」とあるのは、「その者の退職した日の属する月の昭和六十年改正前の法第百条第二項の規定により掛金の標準となった俸給の額に大蔵大臣の定める数値を乗じて得た額」とする。

3　新施行令附則第七条の六及び附則第七条の七の規定は、昭和六十一年四月分以後の特例継続掛金（新共済法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同年三月分以前の特例継続掛金について

は、なお従前の例による。

二項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔昭和六一年四月三〇日　政令第一三五号〕

1　この政令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

所得税法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和六二年一〇月二七日　政令第三五六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔昭和六二年一一月四日　政令第三六八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成元年五月三一日　政令第一六一号〕

1　この政令は、平成元年六月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成元年一二月二七日　政令第三四五号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国家公務員等共済組合法施行令附則第六条を同令附則第五条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第七条の十の改正規定、第四条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定は、平成二年一月一日から施行する。

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　次に掲げる規定　平成元年四月一日

イ　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令（以下「改正後の施行令」という。）附則第七条の九の二、第七条の九の三、第十二条及び第二十七条の四第五項の規定

ロ　第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「改正後の経過措置政令」という。）第二条、第十条、第十三条、第十四条、第三十四条、第三十七条、第三十八条、第四十二条第一項、第二項及び第四項、第四十五条から第四十八条まで、第五十条、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第二項及び第四項、第六十一条第二項、第六十二条、第六十四条並びに別表第四の規定

ハ　附則第六条の規定

二　次に掲げる規定　平成元年十二月一日

イ　改正後の施行令第十一条の七の二、第十一条の七の四及び第十一条の七の十の規定

ロ　改正後の経過措置政令第十六条第二項から第七項まで、第十七条第二項、第二十一条第一項（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十四条第四項に係る部分を除く。）及び第三項、第二十二条、第二十六条第二項から第五項まで、第三十九条、第四十三条、第四十四条並びに第五十一条第一項の規定

ハ　次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定

（組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置）

第二条　平成元年十二月一日から同月三十一日までの間における改正後の施行令第十一条の七の二の規定の適用については、同条中「第十八級」とあるのは、「第二十級」とする。

2　平成元年十二月一日から同月三十一日までの間における改正後の施行令第十一条の七の四及び第十一条の七の十並びに改正後の経過措置政令第三十九条及び第四十三条の規定の適用については、これらの規定中「第三級」とあるのは「第六級」と、「第四級から第六級まで」とあるのは「第七級から第九級まで」と、「第七級から第九級まで」とあるのは「第十級から第十二級まで」と、「第十級から第十二級まで」とあるのは「第十三級から第十五級まで」と、「第十三級及び第十四級」とあるのは「第十六級及び第十七級」と、「第十五級及び第十六級」とあるのは「第十八級及び第十九級」と、「第十七級及び第十八級」とあるのは「第二十級」とする。

3　平成二年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正後の施行令第十一条の七の二の規定の適用については、同条中「第十八級」とあるのは、「第十七級」とする。

4　平成二年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正後の施行令第十一条の七の四及び第十一条の七の十並びに改正後の経過措置政令第三十九条及び第四十三条の規定の適用については、これらの規定中「第十七級及び第十八級」とあるのは、「第十七級」とする。

（法による年金の額等に関する経過措置）

第五条　改正後の経過措置政令第十六条第二項、第四項及び第七項、第十七条第二項、第二十一条第一項（国民年金法第三十四条第四項に係る部分を除く。）及び第三項並びに第二十六条第二項及び第四項の規定は、平成元年十二月分以後の月分の法による年金の額について適用し、同年十一月分以前の月分の当該年金の額については、なお従前の例による。

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二年三月二八日　政令第五六号、抄〕

最近改正　平成九年三月二八日　政令第八四号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二年四月一日から施行する。〔後略〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成三年四月二六日　政令第一四八号〕

1　この政令は、平成三年五月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成四年三月三一日　政令第八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条　この政令の施行の日前に出産した国家公務員等共済組合〔中略〕の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員等共済組合法〔中略〕の規定による出産費又は配偶者出産費の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成五年四月七日　政令第一四三号〕

1　この政令は、平成五年五月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成六年九月二日　政令第二八二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成六年十月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に出産した組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者に係る国家公務員等共済組合法の規定による出産費又は配偶者出産費の額については、なお従前の例による。

3　第二十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第三十一条、第三十三条及び第三十八条の規定は、施行日以後に給付事由の生じた給付について適用し、同日前に給付事由の生じた給付については、なお従前の例による。

国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成六年一一月一六日　政令第三五七号、抄〕

政令　国家公務員共済組合法施行令〔抄〕　附則（平六）

最近改正　平成九年三月二八日　政令第八四号

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国家公務員等共済組合法施行令第十一条の二の二、第十一条の七の二、第十一条の七の四、第十一条の七の十、第四十九条の二、附則第六条及び附則第六条の二の改正規定、〔中略〕　平成六年十二月一日

二　第一条中国家公務員等共済組合法施行令附則第七条の九を附則第七条の八の二とし、同条の次に一条を加える改正規定　平成七年四月一日

2　〔略〕

（短期給付の額に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第四十九条の二の規定は、平成六年十二月一日以後に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による傷病手当金又は出産手当金の額を計算する場合の同法第六十六条又は第六十七条に規定する標準報酬の日額について適用し、同日前に給付事由が生じた同法による傷病手当金又は出産手当金の額を計算する場合のこれらの規定に規定する標準報酬の日額については、なお従前の例による。

（年金である給付の額に関する経過措置）

第四条　平成六年十月一日前から引き続き国家公務員共済組合法による年金である給付を受ける権利を有する者の同日以後における同法による年金である給付の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額、同法第八十三条第一項に規定する加給年金額及び同法第九十条の規定により加算する額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により加算する額、昭和六十年改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額及び同条第二項の規定により加算する額（以下この項において「加給年金額等加算額」という。）を除く。）が、平成六年九月三十日における厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「平成八年改正前共済法」という。）による年金である給付の額（同日における平成八年改正前共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、平成八年改正前共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額及び平成八年改正前共済法第九十条の規定により加算する額並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定により加算する額、昭和六十年改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額及び同条第二項の規定により加算する額を除く。以下この項において「平成六

年九月三十日における年金額」という。）より少ないときは、当該平成六年九月三十日における年金額をもって、平成六年十月一日以後における国家公務員共済組合法による年金である給付の額（加給年金額等加算額を除く。）とする。

2　平成六年九月三十日において平成八年改正前共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者であって同年十月一日以後に国家公務員共済組合法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利を有することとなるもの（以下この項において「受給権者」という。）の同日以後における同条の規定による退職共済年金の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）が、同年九月三十日における平成八年改正前共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（同日における平成八年改正前共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）から国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を基礎として当該受給権者について昭和六十年改正法附則第十六条第一項第二号の規定により算定した金額に相当する額を控除して得た額より少ないときは、当該控除して得た額をもって、平成六年十月一日以後における国家公務員共済組合法第七十六条の規定による退職共済年金の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）とする。

政令　国家公務員共済組合法施行令〔抄〕　附則（平七）

一・二項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（平成二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の適用関係）

第五条　平成二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第五十七号）第一条から第六条まで及び第十条の規定は、平成六年十月分以後の月分の国家公務員等共済組合法による年金である給付及び昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金については、適用しない。

国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則

〔平成七年三月二九日　政令第一一五号〕

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合を図るための国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定に基づき行う負担金の額の調製等に関する政令の一部を改正する政令

附　則

〔平成七年三月三一日　政令第一四六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成七年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成八年五月一七日　政令第一四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成九年三月二八日　政令第八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成九年八月一日　政令第二五六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年九月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成九年一二月一〇日　政令第三五五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成一二年三月三一日　政令第一八一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一二年三月三一日　政令第一八二号、抄〕

最近改正　平成一六年三月一九日　政令第四四号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の適用関係）

第三条　国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第百十六号）の規定は、平成十二年四月分以後の月分の法による年金である給付及び旧私立学校教職員共済組合法等の一部を旧共済法による年金（国家公務員

改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第七条号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第五十条第一項において「昭和六十年改正前の私学共済法」という。）による年金（私立規定する旧共済法による年金をいう。）

学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。同条において「昭和三十六年私学共済改正法」という。）附則第四項第一号に規定する旧法の規定による年金及び大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）については、適用しない。

（平成十四年度までの障害一時金の額の算定に関する経過措置）

第四条　平成十二年度から平成十四年度までの各年度における国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）第一条の規定による改正後の法（以下この条から附則第九条第一項までにおいて「改正後の法」という。）による障害一時金の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、改正後の法第八十七条の七（第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（以下「改正後の平成九年経過措置政令」という。）第十四条第一項第一号においてその例による場合を含む。）の規定による金額は、当該規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一　改正後の法第八十七条の七及び私立学校教職員共済法等の一部附則第十三条の九を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新私学共済法」という。）附則第二十八項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法（以下この条から附則第九条第一項までにおいて「改正前の法」という。）第八十七条の七及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「旧私学共済法」という。）附則第二十八項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得

た金額

2　平成十二年改正法附則第七条第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

一項…一部改正〔平成一六年三月政令四四号〕

（平成十四年度までの障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第五条　平成十二年度から平成十四年度までの各年度における改正後の法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、同号の規定による金額とする。

一　改正後の法第八十七条の四及び新私学共済法附則第二十八項の附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　改正前の法第八十七条の四及び旧私学共済法附則第二十八項の附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得た金額

2　平成十二年改正法附則第七条第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

（平成十四年度までの遺族共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第六条　平成十二年度から平成十四年度までの各年度における改正後の法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の改正後の法第九十三条の三の規定により支給を停止する額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、同号の規定による金額とする。

一　改正後の法第九十三条の三及び新私学共済法附則第二十八項の附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　改正前の法第九十三条の三及び旧私学共済法附則第二十八項の附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得た金額

2　平成十二年改正法附則第七条第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

（平成十二年度以後における旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置）

第七条　平成十二年度以後の各年度における昭和六十年改正前の私学共済法による年金（昭和三十六年私学共済改正法附則第四項第一号に規定する旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧法の規定による年金を除く。）の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、昭和六十年改正法附則第三十五条第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下この条から附則第九条までにおいて「昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項第二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）、第四十二条第一項（同条第二項（昭和六十一年経過措置政令第四十九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第四十六条第一項及び第三項（昭和六十一年経過措置政令第四十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（いずれも昭和六十一年経過措置政令第五十八条においてその例による場合を含む。）並びに昭和六十一年経過措置政令第三十八条、第五十条並びに第五十七条第一項及び第二項の規定（俸給年額又は衛視等の俸給年額に基づいて算定される部分に限る。）による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一　昭和六十年改正法附則第三十五条第一項、第四十条第一項第二号、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項及び第三項並びに第五十七条第一項の規定並びに昭和六十一年経過措置政令第三十八条、第五十条並びに第五十七条第一項及び第二項の規定（俸給年額又は衛視等の俸給年額に基づいて算定される部分に限る。）を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下この条から附則第九条第一項までにおいて「改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第三十五条第一項、第四十条第一項第二号、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項及び第三項並びに第五十七条第一項の規定並びに第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三十八条、第五十条並びに第五十七条第一項及び第二項の規定（俸給年額又は衛視等の俸給年額に基づいて算定される部分に限る。）を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率

（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）を乗じて得た金額

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、本条…一部改正〔平成一六年三月政令四四号・九月二八六号〕

（平成十二年度以後における障害年金等の支給停止額の算定に関する経過措置）

第八条　平成十二年度以後の各年度における公務による障害年金、公務によらない障害年金又は公務による遺族年金（それぞれ昭和六十一年経過措置政令第二条第十四号に規定する公務による障害年金、公務によらない障害年金又は公務による遺族年金をいう。）の昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、同号の規定による金額とする。

一　昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定を適用したとしたならば同条の規定により算定される金額

二　改正前の昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法（改正前の昭和六十年改正法附則第二条第二号に規定する旧共済法をいう。以下同じ。）第八十六条第一項、第八十六条の二第一項又は第九十二条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額

2　前項第二号の規定による金額を算定する場合における旧共済法第八十六条第一項、第八十六条の二第一項又は第九十二条第一項に規定する俸給年額は、改正前の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する俸給年額とする。

見出…全部改正・一項…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、一項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（平成十二年度以後における退職年金の受給権者の在職中支給基本額等の算定に関する経過措置）

第九条　平成十二年改正法附則第七条第一項及び第二項の規定は、平成十二年度から平成十五年度までの各年度における改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項第一号（改正後の昭和六十年改正法附則第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一条並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三条第一項においてその例によることとされる改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項第一号、第八十九条第一項第一号（同号ロを除く。）及び第二号（同号ロを除く。）並びに附則第十二条の四の二第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

2　平成十二年改正法附則第十一条第一項（第二号を除く。）から

第三項まで並びに第十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項から第五項までの規定は、平成十六年度以後の各年度における昭和六十年改正法附則第三十六条第一項第一号（昭和六十年改正法附則第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一条並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三条第一項においてその例によることとされる法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項第一号、第八十九条第一項第一号（同号ロを除く。）及び第二号（同号ロを除く。）並びに附則第十二条の四の二第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成一六年三月政令四四号〕、二項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

中央省庁等改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令

附　則

〔平成一二年六月七日　政令第三〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附　則

〔平成一二年六月二三日　政令第三四六号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（育児休業手当金及び介護休業手当金に対する国の負担割合に関する経過措置）

第二条　平成十二年度以前の年度に係る国家公務員共済組合法による育児休業手当金及び介護休業手当金に対する国の負担の割合については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一二年一二月一三日　政令第五〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし〔中略〕第九条の規定（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の二、第十二条及び第三十四条の改正規定に係る部分を除く。）

〔中略〕は、平成十三年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一二年一二月二七日　政令第五四三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行令第十一条の四、第十二条の二、第六十条、附則第六条の二の八、附則第七条の八及び附則第二十五条の改正規定〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

雇用保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一三年三月三〇日　政令第一〇三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第十一条に規定する旧船保受給資格者であって改正法附則第十二条の規定により同条に規定する失業保険金の支給についてなお従前の例によることとされたものに係る〔中略〕改正法附則第二十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の八の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一三年一二月七日　政令第三九一号〕

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一四年三月一三日　政令第四三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第十二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の十一の規定は、施行日以後に給付事由が生じた障害一時金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた障害一時金の支給については、なお従前の例による。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一四年八月三〇日　政令第二八二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一四年一一月二七日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一五年一月二九日　政令第一六号、抄〕

最近改正　平成一九年三月三〇日　政令第七七号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十五年度以後における障害共済年金の額の算定に関する経過措置）

第二条　組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月前である者に支給する国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第八十二条第一項後段に規定する障害共済年金の額については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項（後段を除く。）」と、「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第二条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬月額は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に法第七十二条の二に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額を平均した額とする。）の規定により算定される金額と法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬額は、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の総額を、当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額とを合算した金額が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする」と、平成十二年改正法附則第十二条第一項中「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第一条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬月額は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率（以下「従前額改定再評価率」という。）を乗じて得た額を平均した額とする。）の規

定により算定される金額と法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬額は、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額に従前額改定再評価率を乗じて得た額の総額を、当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額とを合算した金額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする」と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項（後段を除く。）」とする。

本条…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（平成十五年度以後における障害一時金の額の算定に関する経過措置）

第三条　組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による障害一時金の額については、法第八十七条の七（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（以下「平成九年経過措置政令」という。）第十四条第一項第一号においてその例による場合を含む。）の規定による金額は、法第八十七条の七の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。この場合において、平成十二年改正法第二条の規定による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第八十七条の七第一号の規定により算定される金額と法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第八十七条の七（後段を除く。）の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の七（後段を除く。）の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2　前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この

条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額を平均した額をいう。次号において同じ。）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とする。

3　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。次号において同じ。）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（次号において「基準日後組合員期間」という。）の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

一・二項…一部改正・三項…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

第四条　法による障害一時金の額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（以下「従前額改定率」という。）を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。この場合において、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額と法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七（後段を除く。）及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下「平成十二年私学共済改正法」という。）第附則第十三条の九

一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」

という。）附則第二十八項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の七（後段を除く。）の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2　前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬の月額を平均した額をいう。次号及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第四条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

3　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の七中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。次号において同じ。）」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（次号において「基準日後組合員期間」という。）の月数」と、同条第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

一項…一部改正・三項…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に関する経過措置）

第五条　法による障害共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額）」とあるのは「相当する金額）に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額）」とあるのは「相当する金額）に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

2　法による障害共済年金について平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第五項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額）」とあるのは「相当する金額）に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第五項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額）」とあるのは「相当する金額）に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3　法による遺族共済年金（法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十九条第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第八十九条第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

4　法による遺族共済年金について平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第五項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十九条第一項第一号中

「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十二条第六項の規定により読み替えて適用する法第八十九条第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

5　法による障害一時金（その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について附則第三条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

6　法による障害一時金について前条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、前条第三項の規定により読み替えて適用する法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

（平成十五年度以後における障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第六条　組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正後の法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第八十七条の四の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の四の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

一―六項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

2　前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第八十七条の四中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額を平均した額をいう。以下この条において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬月額の千分の〇・三五六二五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額）（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額）に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の四中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。以下この条において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬額の千分の〇・二七四に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額）」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額）に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

一・二項…一部改正・三項…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

第七条　法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の四及び平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私学共済法附則第二十三条の九附則第十八項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の四の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算

定される金額

2　前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の四中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬の月額を平均した額をいう。以下この条及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬月額の千分の〇・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額）（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額）に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第七条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

3　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の四中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。以下この条において同じ。）」と、「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬額の千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額）に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

一・二項…一部改正・三項…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（平成十五年度以後における遺族共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第八条　組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金の法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第九十三条の三並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第九十三条の三並びに昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2　前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第九十三条の三中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額を平均した額をいう。）」と、「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第九十三条の三中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。）」と、「相当する金額の」とあるのは「相当する金額に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額の」とする。

一・二項…一部改正・三項…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕、一項…一部改正〔平成一九年三月政令七七号〕

第九条　法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金の法第九十三条の三の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算

して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一　平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十三条の三及び平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私学共済法附則第二十八項並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第九十三条の三並びに昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2　前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十三条の三中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬の月額を平均した額をいう。附則第十三条の九において同じ。）」と、「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第九十三条の三」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

3　第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第九十三条の三中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。）」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千

分の二・五九六」と、「相当する金額の」とあるのは「相当する金額に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額の」とする。

一・二項…一部改正・三項…全部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕、一項…一部改正〔平成一九年三月政令七七号〕

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　平成十五年度の法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（短期給付（同法第五十二条の二に規定する短期給付をいう。）に係るもの及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金の納付に係るものに限る。）の算定に関しては、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条第三項中「における組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」とあるのは、「における組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の法第百一条の二第二項の規定により特別掛金の標準となつた同項に規定する期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）とする。以下この項において「標準期末手当等の額」という。）」とする。

（平成十五年四月から平成十六年十二月までの特例退職組合員の標準報酬の月額に関する経過措置）

第十一条　平成十五年四月から同年十二月までの健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）附則第四十八条の規定による改正後の法附則第十二条第五項に規定する特例退職組合員の標準報酬の月額（次項において「特例退職組合員の標準報酬の月額」という。）に関しては、同条第五項中「標準期末手当等の額」とあるのは、「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四条の二第三項の規定により特別掛金の算定の標準となつた同項に規定する期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）とする。）」とする。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

2　平成十六年一月から同年十二月までの特例退職組合員の標準報酬の月額に関しては、健康保険法等の一部を改正する法律附則第四十八条の規定による改正後の法附則第十二条第五項中「前年に」とあるのは「前年一月から三月までに」と、「標準期末手当

等の額」とあるのは「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四条の二第三項の規定により特別掛金の算定の標準となった同項に規定する期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）とする。）及び同年四月から十二月までにおける当該組合員の標準期末手当等の額」とする。

（退職共済年金等の額の一般的特例に関する経過措置）

第十二条　平成十二年改正法附則第十二条第一項第二号の規定による金額を算定する場合及び附則第九条第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第一項中「共済法第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第六項の規定により読み替えられた共済法第七十二条の二、第七十七条第一項」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項中「共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三の規定」とあるのは「共済法第八十九条第三項の規定により読み替えられた同条第一項及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第九条第三項の規定により読み替えられた共済法第九十三条の三の規定」と、「共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三中」とあるのは「共済法第八十九条第三項の規定により読み替えられた同条第一項中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六（その組合員又は組合員であった者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同令附則第九条第三項の規定により読み替えられた共済法第九十三条の三中」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則別表第二中「千分の七・三〇八」とあるのは「千分の七・六九二」と、「千分の〇・三六五」とあるのは「千分の〇・三八五」と、「千分の〇・一八三」とあるのは「千

分の〇・一九二」と、「千分の七・二〇五」とあるのは「千分の七・五八五」と、「千分の〇・四二四」とあるのは「千分の〇・四四六」と、「千分の〇・二一二」とあるのは「千分の〇・二三二」と、「千分の七・一〇三」とあるのは「千分の七・四七七」と、「千分の〇・四八二」とあるのは「千分の〇・五〇八」と、「千分の〇・二四二」とあるのは「千分の〇・二五四」と、「千分の七・〇〇一」とあるのは「千分の七・三六九」と、「千分の〇・五三四」とあるのは「千分の〇・五六二」と、「千分の〇・二七一」とあるのは「千分の〇・二八五」と、「千分の六・八九八」とあるのは「千分の七・二六二」と、「千分の〇・五八五」とあるのは「千分の〇・六一五」と、「千分の〇・二九二」とあるのは「千分の〇・三〇八」と、「千分の六・八〇四」とあるのは「千分の七・一六二」と、「千分の〇・六二八」とあるのは「千分の〇・六六二」と、「千分の〇・三一五」とあるのは「千分の〇・三三一」と、「千分の六・七〇二」とあるのは「千分の七・〇五四」と、「千分の〇・六七二」とあるのは「千分の〇・七〇八」と、「千分の〇・三三六」とあるのは「千分の六・九五四」と、「千分の六・六〇六」とあるのは「千分の〇・七一六」とあるのは「千分の〇・七五四」と、「千分の〇・三五八」とあるのは「千分の〇・三七七」と、「千分の六・八五四」と、「千分の〇・七五三」とあるのは「千分の〇・七九二」と、「千分の〇・三八〇」とあるのは「千分の〇・四〇〇」と、「千分の六・四二四」とあるのは「千分の六・七六二」と、「千分の〇・七九七」とあるのは「千分の〇・八三八」と、「千分の〇・四〇二」とあるのは「千分の〇・四二三」と、「千分の六・三二八」とあるのは「千分の六・六六二」と、「千分の〇・八二六」とあるのは「千分の〇・八六九」と、「千分の〇・四一七」とあるのは「千分の〇・四三八」と、「千分の六・二四一」とあるのは「千分の六・五六九」と、「千分の〇・八六二」とあるのは「千分の〇・四三二」とあるのは「千分の〇・四五四」と、「千分の六・一四六」とあるのは「千分の六・四六九」と、「千分の〇・八九二」とあるのは「千分の〇・九三八」と、「千分の〇・四四六」とあるのは「千分の〇・四六九」と、「千分の六・〇五八」とあるのは「千分の六・三七七」と、「千分の〇・九二八」とあるのは「千分の〇・九七七」と、「千分の〇・四六八」とあるのは「千分の〇・四九二」と、「千分の五・九七八」とあるのは「千分の六・二九二」と、「千分の〇・四七五」とあるのは「千分の一・〇〇〇」と、「千分の〇・四七五」とあるのは「千分の〇・五〇〇」と、「千分の五・八九〇」とあるのは「千分の六・二〇〇」と、「千分の〇・九七九」とあるのは「千分の一・〇三一」と、「千分の〇・四九〇」とあるのは「千

分の〇・五一五」と、「千分の五・八〇二」とあるのは「千分の六・一〇八」と、「千分の一・〇〇八」とあるのは「千分の一・〇六二」と、「千分の〇・五〇五」とあるのは「千分の〇・五三一」と、「千分の五・七二二」とあるのは「千分の六・〇二三」と、「千分の一・〇三一」とあるのは「千分の一・〇八五」と、「千分の〇・五一九」とあるのは「千分の〇・五四六」と、「千分の五・六四二」とあるのは「千分の五・九三八」と、「千分の一・〇五二」とあるのは「千分の一・一〇八」と、「千分の〇・五二六」とあるのは「千分の〇・五五四」と、「千分の五・五六二」とあるのは「千分の五・八五四」と、「千分の一・〇七五」とあるのは「千分の一・一三一」と、「千分の〇・五四一」とあるのは「千分の〇・五六九」とする。

本条…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号・一九年三月七七号〕

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一六年三月一九日　政令第四四号〕

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一六年九月二九日　政令第二八六号、抄〕

最近改正　平成二七年四月三〇日　政令第二二三号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

（平成二十六年四月以後の月分の法による年金である給付の額の算定に関する経過措置についての読替え等）

第二条　平成二十六年四月以後の月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。）による年金である給付について国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十六年改正法」という。）附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法	附則第十二条の四の二第二項第一号	四百四十四月	平成十年四月以後	〇・九八〇
	附則別表第四各号	四百八十月	平成十年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九〇
平成十九年四月から平成二十一年三月まで	〇・九八八
平成二十一年四月から平成二十二	〇・九七七

年三月まで	
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九一一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八
平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一

				二　平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）	三　平成十六年改正法第九条の規定
				第十一条第一項	附則第十六条第一項第二号
			三十七年		四百四十四月
		平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	四十年		四百八十月
		〇・九六			

による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）	附則第十六条第一項第二号及び第二十八条第一項第二号	新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）	七十七万二千八百円	
四　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六）	附則第十一条第一項及び第十二条第一項	加算額（共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）	加算額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成

号）第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下この条において「改正前の平成十五年改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二		十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月

十一号。以下「平成十二年改正法」という。）			
		六十万三千二百円	以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）
		五十七万九千七百円	

2　平成二十六年四月以後の月分の法による年金である給付について平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の組合員期間があるときは、同条第二項（同項の表第三号の項に限る。）の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得

	第八十二条第二項	
	加えた金額）	
た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）	加えた金額）（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前	

	の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平

成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）	
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表	附則第十三条の九

3　平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第三項又は第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた法第八十七条の四中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）」とする。

4　平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金について法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた法第九十三条の三中「乗じて得た金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）」とする。

5　平成二十六年四月以後の月分の法による年金である給付について平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における同条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法第七十八条第二項、平成十六年改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十六条第一項第一号及び平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項に規定する当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九三とし、これらの規定に規定する当該改定後の率（〇・九六八）に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六一とする。

6　平成十九年四月以降の月分の法による年金である給付（遺族共

済年金に限る。）について平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該」とあるのは、「次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法第八十九条の規定により算定した金額を基礎として第五条の規定による改正後の法の規定を適用して算定した」とする。この場合において、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「次の⑴に掲げる金額に⑵」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第一条の規定による改正前の法（以下この条において「改正前国共済法」という。）第八十九条第一項第一号イに掲げる金額に同号ロ」と、同号ロ中「次の⑴に掲げる金額に⑵」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第一項第二号イに掲げる金額に同号ロ」と、同項第二号ロ中「第七十八条第一項」とあるのは「改正前国共済法第七十八条第一項」と、同条第三項中「を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ⑵中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ⑵中「次のⅰ又はⅱに掲げる者の区分に応じ、それぞれⅰ又はⅱに定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「ⅰに定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「の算定については、改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、同条第二項の規定により算定した金額」と、同条第四項中「第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した」とあるのは「前項の規定により算定した」と、「百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第三項の規定による遺族共済年金の額」と、「これらの規定による金額」とあるのは「遺族共済年金の額」とする。

一項…一部改正〔平成一七年四月政令一一八号〕、見出…全部改正・一―四項…一部改正・五項…追加〔平成一八年三月政令七五号〕、一項…一部改正・六項…追加〔平成一九年三月政令七七号〕、一・二項…一部改正〔平成二〇年三月政令八五号〕、一項…一部改正〔平成二一年三月政令五八号・二二年三月四二号〕、見出…全部改正・一―五項…一部改正〔平成二三年三月政令五八号〕、見出・一―五項…一部改正〔平成二四年三月政令五八号〕、一項…一部改正〔平成二五年三月政令八六号〕、見出・一―五項…一部改正〔平成二五年九月政令二八二号・二六年三月八五号〕

（平成二十六年四月以後の月分の旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置についての読替え等）

第三条　平成二十六年四月以後の月分の旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）について平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次項において「改正前の昭和六十一年経過措置政令」という。）	第三十四条	百八万四千六百円	百四万二千三百円
	第三十八条第一項第一号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九六一を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九六一を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九六一を乗じて得た金額

第三十八条第一項第三号ハ	相当する金額		相当する金額に〇・九六一を乗じて得た金額
第三十八条第二項	百八万四千六百円		百四万二千三百円
	相当する金額		相当する金額に〇・九六一を乗じて得た金額
第四十二条第一項第一号	五百二十八万千九百円		五百七万五千九百円
第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円		三百三十一万千二百円
第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円		二百二十九万六千七百円
第四十二条第二項第一号	二十万八千百円		二十万円
第四十二条第二項第二号	一万四千八百円		一万四千二百円
	六万六千九百円		六万四千三百円

	第四十二条第四項第一号	百三十二万六千九百円
	第四十二条第四項第二号	百八万四千六百円
	第四十二条第四項第三号及び第四十五条	八十万四千二百円
第四十六条第一項	円	七万七千百円
	円	二十三万千四百円
第四十八条第一項		百八十七万三千三百円
第四十八条第二項		百八十七万三千四百円

	第四十二条第四項第一号	百二十七万五千二百円
	第四十二条第四項第二号	百四万二千三百円
	第四十二条第四項第三号及び第四十五条	七十七万二千八百円
第四十六条第一項		七万四千百円
		二十二万二千四百円
第四十八条第一項		百八十万二百円
第四十八条第二項		百八十万二百円

	第四十八条第三項	一万四千八百円
第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	六万六千九百円
第五十条第一号	加えた額	加えた額に〇・九六一を乗じて得た額
第五十条第三号	相当する額	相当する額に〇・九六一を乗じて得た額
第五十七条第一項	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九六一を乗じて得た率
	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金

	第四十八条第三項	一万四千二百円
第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	六万四千三百円
第五十条第一号	加えた額	加えた額に〇・九六一を乗じて得た額
第五十条第三号	相当する額	相当する額に〇・九六一を乗じて得た額
第五十七条第一項	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九六一を乗じて得た率
	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金

二　第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下この条及び次条において「改正前の平成十二年改正政令」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	第三十八条第一項第三号ハ及び第二項並びに第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に〇・九六一を乗じて得た金額	額に、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に一・〇二七を乗じて得た率に〇・〇三九を乗じて得た率を乗じて得た金額）を控除した金額
	第五十条第一号及び第三号	相当する額	相当する額に〇・九六一を乗じて得た額	
	第五十七条第一項	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・〇二七に一・二二を乗じて得た率に〇・〇三九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額	
第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九六一を乗じて得た額	当該相当する金額	当該控除した金額
第五十七条第二項	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九六一を乗じて得た率		
第六十条	掲げる額	掲げる額に〇・九六一を乗じて得た額		

	当該控除した金額	当該相当する金額

2　平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について改正前の昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十二年改正政令附則第八条第一項第一号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。

3　平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について改正前の平成十二年改正政令附則第八条第一項第二号の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、同号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。

4　平成二十六年四月以後の月分の旧共済法による年金について平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における同条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書及び平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九三とし、これらの規定に規定する当該改定後の率（〇・九六八）に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六一とする。

一項…一部改正〔平成一七年四月政令一一八号〕、見出…全部改正・一―三項…一部改正・四項…追加〔平成一八年三月政令七五号〕、見出…全部改正・一―四項…一部改正〔平成二三年三月政令五八号〕、見出・一―四項…一部改正〔平成二四年三月政令五八号・二五年九月二八二号・二六年三月八五号〕

（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　平成二十六年四月以後の月分の旧共済法による年金につい

て平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における平成十六年改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下この項において「平成十六年改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・九六一を乗じて得た率からそれぞれ一を控除して得た率とする。この場合において、平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・〇三九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額」とする。

2　平成二十六年四月以後の月分の旧共済法による年金について平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における改正前の平成十二年改正政令附則第七条第二号の規定による金額を算定する場合において、平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下この項において「平成十二年改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の十七・二とする。この場合において、平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・二二に〇・〇三九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額」とする。

一・二項…一部改正〔平成一八年三月政令七五号・二三年三月五八号・二四年三月五八号・二五年九月二八二号・二六年三月八五号〕

（再評価率等の改定等の特例の対象となる法による年金である給付）

第五条　平成十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める法による年金である給付は、法による年金である給付の全部とする。

（再評価率等の改定等の特例の対象となる給付）

第六条　平成十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める給付は、次のとおりとする。

一　法による障害一時金

二　旧共済法による年金

（再評価率等の改定等の特例の対象となる率）

第七条　平成十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める率は、平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率とする。

（年金額等の水準を表す指数の計算方法）

第八条　各年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数（以下この項において「指数」という。）は、当該年度の前年度における指数に、当該年度において法第七十二条の三第一項又は第三項（法第七十二条の四第一項の規定が適用される受給権者にあっては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。次条第一項において同じ。）を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、平成十六年度における指数は、〇・九九〇（昭和十二年四月一日以前に生まれた受給権者にあっては、〇・九八六）とする。

2　平成二十六年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十五年度における指数に〇・九九三を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

3　前項に規定する平成十六年改正法附則第七条第一項第二号の指数を計算する場合においては、平成十八年度における指数は、〇・九九九九とする。

二項…一部改正〔平成一九年三月政令七七号〕、二項…一部改正〔平成二二年三月政令四二号・二四年三月五八号・二五年三月八六号・九月二八号・二六年三月八五号〕、見出し…削り・追加・一項…一部改正〔平成二七年三月政令一〇三号〕

第八条の二　平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年度において法第七十二条の三第一項又は第三項（法第七十二条の四第一項の規定が適用される受給権者にあっては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。

本条…追加〔平成二七年三月政令一〇三号〕

（平成二十七年度における従前額改定率の改定の特例）

第八条の三　平成二十七年三月三十一日において附則第二条第一項（同項の表第四号の項に限る。）、第二項（同項の表のうち平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九に係る部分を除く。）、第三項又は第四項の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）に係る平成二十七年度における平成十二年改正法附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率は、国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）第四条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じて、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年十二月以前の組合員期間がある者	〇・九七〇
平成十六年十二月以前の組合員期間がある者（平成十四年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九七三
平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者（平成十六年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者（平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間がある者（平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九八三

本条…追加〔平成二七年四月政令一二三号〕

（退職共済年金の支給の繰下げに係る経過措置）

第九条の二　法第七十八条の二第四項及び国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の三の二第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「取得した日」とあるのは、「取得した日の翌日」とする。

2　組合員である退職共済年金の受給権者が退職し、かつ、組合員となることなくして退職した日から起算して一月を経過した日の属する月が法第七十八条の二第一項の申出をした日の属する月以前である場合における法第七十七条第一項又は第二項の規定によ

り算定した金額は、当分の間、組合員である退職共済年金の受給権者がその退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として算定した金額とする。

本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月政令八五号〕

（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項に規定する政令で定める給付）

第十条　国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

一　法による年金である給付及び障害一時金

二　旧共済法による年金

本条…一部改正〔平成一九年三月政令一二九号〕

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令　附　則

〔平成一七年四月一日　政令第一一八号、抄〕

最近改正　平成二三年三月三一日　政令第五八号

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（停止解除調整開始額に係る再評価率の改定の基準となる率の特例）

第二条　国家公務員共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付の受給権者であって当該年度に六十五歳に達するものに適用される再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定について国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第七条の規定が適用される場合においては、国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の三の三の規定にかかわらず、法第七十九条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率は、一（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この条において「物価指数」という。）が平成十七年（平成十六年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法第七十八条第二項に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その低下した比率）とする。

本条…一部改正〔平成一九年三月政令七七号・二三年三月五八号〕

（平成十六年改正前の規定による退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第三条　第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下「平成十六年改正政令」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項におい

てその例による場合を含む。附則第五条において同じ。）の規定並びに平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条第一項及び平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

2　第五条の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第二条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。附則第五条において「昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

3　第五条の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第二条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者に

あつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年）」とする。

（施行日に六十歳以上である者等に対する退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第四条　昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する平成十六年改正法附則第十四条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「昭和四年四月一日以前に生まれた者」とあるのは「昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者」と、「昭和九年四月一日までの間に生まれた者」とあるのは「昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」と、同条第二項中「昭和四年四月一日以前に生まれた者」とあるのは「昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者」と、「昭和九年四月一日までの間に生まれた者」とあるのは「昭和九年四月一日までの間に生まれた者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」とする。

老人保健法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一七年五月二日　政令第一七三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（次項において「新国共済法施行令」という。）第十一条の三の二第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。

2　新国共済法施行令第十一条の三の三第二項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令

附　則　〔平成一八年三月二九日　政令第七三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成一八年三月二九日　政令第七五号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成十八年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

老人保健法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一八年七月二一日　政令第二四一号、抄〕

最近改正　平成二〇年三月三一日　政令第一一六号

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「新令」という。）第十一条の三の二第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

2　新令第十一条の三の三第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

第九条　国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「令」という。）第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額は、令第十一条の三の五第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額とする。

一　療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第十一条の三の二第二項又は第十一条の三の三第二項の収入の額が

六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

二　療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年三月までの場合における令第十一条の三の二第二項又は第十一条の三の三第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

2　特定収入組合員に係る令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額は、令第十一条の三の五第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額とする。

3　特定収入組合員又はその被扶養者に係る令第十一条の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは、「第二号イ又は第三号イ」とする。

三項…一部改正〔平成一八年一二月政令三九〇号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月政令一一六号〕

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則

〔平成一八年八月三〇日　政令第二八六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に出産し又は死亡した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十一条又は第六十三条若しくは第六十四条の規定による出産費若しくは家族出産費又は埋葬料若しくは家族埋葬料の額については、なお従前の例による。

第十一条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一八年一二月二〇日　政令第三九〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条　施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び同法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員並びに同法第四十二条第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準報酬（同条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条に

おいて同じ。）の月額が改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬の月額が九十八万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が百万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第六条の規定により読み替えられた同法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成一九年三月三〇日　政令第七七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成十九年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第三条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第十七条の規定は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を除く。）についても適用する。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例の対象である規定の適用に関する読替え）

第四条　平成十六年改正法附則第二十一条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項	組合員期間	組合員期間（離婚時みなし組合員期間（法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間（附則第十五条において「離婚時みなし組合員期間」という。）を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）

平成十二年改正法附則第十五条	前の組合員期間	とする。
国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成六年政令第三百五十七号）附則第四条	組合員期間	組合員期間（法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を含む。）
国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）		

附則第九条の二第二項		

前の組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、国家公務員共済組合法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額（同法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）及び標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項において規定する標準期末手当等の額をいう。）の改定又は決定が行われた期間が同日以後の場合における平成六年改正法による改正後の年金である給付については、この限りではない。

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

執行官法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一九年三月三一日　政令第一一九号〕

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

附　則〔平成一九年三月三一日　政令第一二九号〕

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一九年七月一三日　政令第二一〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律〔平成一九年四月法律第三〇号〕附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一九年八月三日　政令第二三五号、抄〕

最近改正　平成一九年九月二〇日　政令第二九二号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　平成十九年度において第九十二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）附則第八条の二第四項の規定により読み替えられた第三十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の二の三第二項において読み替えて適用する同令第十二条の三第三項の規定により国が負担すべき金額は、同項第一号に定める金額から第九十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令附則第八条の二第四項において読み替えて適用する第三十九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第十二条の三第三項第五号に定める金額を控除した金額とする。

2　旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定により旧公社が日本郵政公社共済組合（整備法第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。附則第三十四条第二項において同じ。）に払い込んだ金額が、旧公社が負担すべき金額を超えるときは、その超える金額を翌々事業年度までに国家公務員共済組合連合会（旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項の規定により払い込んだ金額にあっては、整備法第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合。以下この項において同じ。）が日本郵政株式会社に払い戻すものとし、旧公社が負担すべき金額に満たないときは、その満たない金額を翌々事業年度までに日本郵政株式会社が国家公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

二項…一部改正・旧二四条…繰下〔平成一九年九月政令二九二号〕

（罰則に関する経過措置）

第四十一条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧四〇条…繰下〔平成一九年九月政令二九二号〕

平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年一一月二日　政令第三二六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年一一月九日　政令第三三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年三月三一日　政令第八五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（三号分割により標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例の対象である規定の適用に関する読替え）

第三条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第二十三条に規定する政令で定める規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十五条及び国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成六年政令第三百五十七号）附則第四条とする。この場合におけるこれらの規定の適用については、同法附則第十五条中「以後の組合員期間」とあるのは「以後の組合員期間（法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であったものとみなされた期間を除く。以下この条において同じ。）」と、同令附則第四条中「とする。」とあるのは「とする。ただし、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額（同法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）及び標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。）の改定又は決定が行われた場合における平成六年改正法による改正後の年金である給付については、この限りでない。」とする。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年三月三一日　政令第一一六号、抄〕

最近改正　平成三〇年三月二六日　政令第六三号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新国共済令」という。）第十一条の三の二第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2　新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する組合員及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者が療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあっては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とあるのは「並びにその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）及びその被扶養者であった者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至ったため被扶養者でなくなった者をいう。）」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であった者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

一項…一部改正〔平成二七年九月政令三四四号〕

第四十八条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成三〇年三月政令六三号〕

第四十九条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第五十条　国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る同令第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第十一条の三の五第二項の規定にかかわらず、第八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第十一条の三の五第二項第一号に定める金額とする。

一　療養の給付又はその被扶養者（新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する新国共済令第十一条の三の二第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者であった者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

二　次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ　新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者がいない者である組合員であって、被扶養者であった者（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至ったため被扶養者でなくなった者をいう。以下この号及び附則第五十二条第四項第二号において同じ。）がいるもの

ロ　療養の給付を受ける月が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であった者について、新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

2　特定収入組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第十一条の三の五第三項の規定にかかわらず、旧国共済令第十一条の三の五第三項第一号に定める金額とする。

3　特定収入組合員又はその被扶養者に係る新国共済令第十一条の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に定める金額」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）第八条の規定による改正前の同項第二号イ又は第三号イに定める金額」とする。

一―三項…一部改正〔平成二〇年一一月政令三五七号〕

第五十一条　平成十八年健保法等改正法附則第五十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この項及び第五項において「新国共済法」という。）第五十五条第二項第二号の規定が適用される組合員又は新国共済法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養（新国共済令第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年特例措置対象組合員等」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　平成二十年特例措置対象組合員等に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成二十年特例措置対象組合員等に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第二項の規定により平成二十年特例措置対象組合員等について組合が国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に掲げる医療機関に支払う額の限度については、新国共済令第十一条の三の六第一項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定並びに同令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第四項から第六項までの規定は、平成二十年特例措置対象組合員等が外来療養（同令第十一条の三の四第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、新国共済法の規定により支払うべき一部負担金等の額（新国共済法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの同令第十一条の三の四第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第三項及び同令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは、「当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十一条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と読み替えるものとする。

一―五項…一部改正〔平成二〇年一一月政令三五七号〕

第五十二条　施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国共済令第十一条の三の六の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の三の六の三第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）	六十七万円	八十九万円	済組合法施行令第二十三条の三の七第二項
	百二十六万円	百六十八万円	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
	三十四万円	四十五万円	
第十一条の三の六の三第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）	六十二万円	七十五万円	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項
	六十七万円	八十九万円	改正令附則第六十条第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項
	三十一万円	四十一万円	第二項及び
	十九万円	二十五万円	健康保険法施行令
第十一条の三の六の三第五項の表	地方公務員等共済組合法施行令（	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた第二項及び
	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三	改正令附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
			船員保険法施行令
			改正令附則第四十五条第一項の規定により読み替

	えられた船員保険法施行令	
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	
高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四条第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令	第十一条の三の六の三第六項

2　平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる金額が、それぞれ当該各号ロに掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国共済令第十一条の三の六の四までの規定を適用する。

一　新国共済令第十一条の三の六の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ　この項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二を読み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が同項に規定する支給基準額（以下この項において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同条第一項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額

ロ　イ中「この項の」とあるのを「前項の」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額

二　新国共済令第十一条の三の六の二第五項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給

イ　この項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二を読み替えて適用する場合の同条第五項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額

ロ　イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用

する場合のイに掲げる金額	
三　新国共済令第十一条の三の六の二第七項の規定による高額介護合算療養費の支給	
イ　この項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二を読み替えて適用する場合の同条第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）	
ロ　イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額	
3　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第十一条の三の六の三第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）第十一条の三の	六十二万円 地方公務員等共済組合法施行令
	五十六万円 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第五十八条第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
六の三第五項の表下欄	私立学校教職員共済法施行令 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
第二項及び	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた第二項及び
健康保険法施行令	改正令附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
船員保険法施行令	改正令附則第四十五条第三項の規定により読み替

えられた船員保険法施行令	
改正令附則第三十九条第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	国民健康保険法施行令

4　新国共済令第十一条の三の六の三第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新国共済令第十一条の三の六の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新国共済令第十一条の三の六の三第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に定める金額とする。

一　附則第五十条第一項第二号イに掲げる者

二　基準日とみなされる日（新国共済令第十一条の三の六の四第一項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十年九月から十二月までの間にある場合であって当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であった者について、新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

5　基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における新国共済令第十一条の三の六の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新国共済令第十一条の三の六の三第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十三条の三の八第一項	第二十三条の三の八第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第五十八条第四項
）及び次条第一項	）及び次条第一項並びに改正令附則第五十二条第四項
第二項及び次条第一項	第二項及び次条第一項並びに改正令附則第五十二条第四項
第四十三条の四第一項	第四十三条の四第一項並びに改正令附則第三十三条第四項
第四十四条第四項	第四十四条第四項並びに改正令附則第三十三条第四項

第十一条の四第一項	第十一条の四第一項並びに改正令附則第四十五条第四項
及び第二項	及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項

6　基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における新国共済令第十一条の三の六の二第七項の介護合算算定基準額については、新国共済令第十一条の三の六の三第六項中「第十六条の四第一項」とあるのは、「第十六条の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四条第四項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

四項…削除・旧五―七項…一部改正し一項ずつ繰上〔平成二〇年一一月政令三五七号〕

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成二〇年一一月二一日　政令第三五七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第五条中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定〔中略〕は、同年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（次条及び附則第十二条において「新国共済令」という。）第十一条の三の二第二項及び第十一条の三の四から第十一条の三の六の二までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第十一条　国家公務員共済組合法第五十五条第二項第二号の規定が適用される組合員又は同法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（新国共済令第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等」という。）に係る新国共済令第十一条の三の四第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第三項第一号中「六万二千百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一条の三の四第四項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第四項第一号中「三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4　施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一条の三の四第五項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5　新国共済令第十一条の三の六第二項の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等について組合が同項に規定する第二号医療機関等に支払う金額の限度については、同条第一項第二号イ中「六万二千百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」とする。」とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号。次項において「改正令」という。）附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号）」と、同条第三項中「前項」とあるのは「改正令附則第十一条第五項の規定により読み替えられた前項」とする。

6　新国共済令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定並びに新国共済令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第四項から第六項までの規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等が外来療養（新国共済令第十一条の三の四第五項に規定する外来療養をいう。）を

受けた場合において、同法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの新国共済令第十一条の三の四第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新国共済令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する同法第五十六条の二第三項の規定及び新国共済令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは、「当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第十一条第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替えるものとする。

第十二条　平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二条第一項の規定を適用する場合における新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第一項の規定若しくは同令第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第三項の規定又は附則第三十四条の三第二項の規定）」とする。

2　平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二条第二項の規定を適用する場合における新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第一

項から第三項までの規定」とする。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年一二月五日　政令第三七一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に出産した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法第六十一条の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二一年三月二七日　政令第五八号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十一年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二一年四月三〇日　政令第一三五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二一年五月二二日　政令第一三九号〕

この政令は、公布の日から施行する。

〔平成二一年一二月二四日政令第二九六号、抄〕

（退職共済年金の受給権者が失業保険金の支給を受けることができることとなった場合の退職共済年金の支給停止に係る経過措置に関する技術的読替え）

第五十二条　平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の八の二第一項から第三項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十二条の二条の八	附則第十二条の二、第十二条の三

の二第一項	条の三	雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により失業保険金（平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支給を受けることができる資格（以下この項において「失業保険金の受給資格」という。）
附則第十二条の八の二第一項第一号	同法第十五条第二項	当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間	平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項
		当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項	当該失業保険金の受給資格に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十二第一項
附則第十二条の八の二第一項第二号	基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）	失業保険金	
	同法第二十八条第一項	平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十三ノ三第一項	
附則第十二条の八の二第二項第一号	基本手当	失業保険金	

（平成十九年改正法附則第七十二条第一項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第二項第一号に規定する政令で定める日）

第五十三条　平成十九年改正法附則第七十二条第一項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第二項第一号（平成十九年改正法附則第七十二条第二項において準用する国家

公務員共済組合法附則第十二条の八の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付に係る規定のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十一、第五十二条ノ二第一項又は第五十二条ノ三第一項の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金を支給しないこととされる期間に属する日とする。

（失業保険金の支給を受けることができる者が退職共済年金の受給権者となった場合の退職共済年金の支給停止に係る経過措置に関する技術的読替え）

第五十四条　平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により平成十九年改正法附則第七十一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十九年改正法附則第七十一条の	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この項において「平成十九年改正法」という。）附則
雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この項及び次項において「平成十九年改正法」という。）附則
規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項	第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により失業保険金（平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金をいう。）の支給を受けることができる資格
同法第十五条第二項	平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項
第一項各号	平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定により読み替えて準用する第一項各号
附則第十二条の二の二、第十二条の三	附則第十二条の三
第四項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この項及び次項において「平成十九年改正法」とい
平成十九年改正法附則第七十一条の	

	「次項の規定」と、	「平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する次項の規定」と、
	「次項の規定」と読み替える	「平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する次項の規定」と読み替える

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

附　則

〔平成二一年一二月二四日　政令第二九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。〔後略〕

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則

〔平成二一年一二月二八日　政令第三〇五号〕

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

附　則

〔平成二一年一二月二八日　政令第三一〇号、抄〕

（施行期日）

規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第五項	前項各号	「第四項の規定」と、
		次項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三第一項各号

う。）附則第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する第四項に規定する者が附則第十二条の三

平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定により読み替えて準用する前項各号

「平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する第四項の規定」と、「基本手当」とあるのは「平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による失業保険金」と、

平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する次項に規定する者が附則第十二条の三第一項各号

平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定により読み替えて準用する第一項各号

第一条　この政令は、法〔日本年金機構法＝平成一九年七月法律第一〇九号〕の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二二年三月二五日　政令第四〇号〕

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二二年三月二六日　政令第四二号〕

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二二年三月三一日　政令第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第六項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二二年四月一日　政令第一〇八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成二二年九月八日　政令第一九四号〕

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正す

附　則　〔平成二三年三月三〇日　政令第五五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に出産した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二三年三月三〇日　政令第五八号〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただ

し、第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）附則第二条の規定は、平成二十二年度以後の国家公務員共済組合法第七十九条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率について適用する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十三年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則〔平成二三年五月二七日　政令第一五一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。〔後略〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二三年一〇月二一日　政令第三二七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則〔平成二四年三月二八日　政令第五八号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　平成二十四年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二四年三月二八日　政令第七四号〕

この政令は、公布の日から施行する。

非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔平成二四年七月一九日　政令第一九七号〕

この政令は、新非訟事件手続法〔非訟事件手続法＝平成二三年五

月法律第五一号」の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成二五年三月一三日　政令第五五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。〔後略〕

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二五年三月二一日　政令第七〇号〕

この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二五年三月二七日　政令第八六号〕

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二五年七月三一日　政令第二二六号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔平成二四年八月法律第六三号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二五年九月二六日　政令第二八二号〕

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成二六年三月二四日　政令第七三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔平成二五年六月法律第六三号〕（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二六年三月二八日　政令第八五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十六年三月以前の月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（遺族共済年金の支給の停止に関する経過措置）

第三条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において改正法第九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第九十一条第四項の規定により支給が停止されている夫に対する遺族共済年金及び同条第六項の規定により支給されている子に対する遺族共済年金については、改正法第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十一条第二項及び第三項の規定は適用せず、改正前国共済法第九十一条第四項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定が適用される遺族共済年金の受給権者（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族である夫に限る。）に係る第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第九十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項若しくは国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十五号。次項において「改正令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次項において「改正法」という。）第九条の規定による改正前の法第九十一条第四項」と、同条第四項中「第九十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項若しくは改正令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による改正前の法第九十一条第四項」とする。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成二六年三月二八日　政令第九六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二六年三月三一日　政令第一二九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例

による。

2　新国共済令第十一条の三の五第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、旧国共済令附則第三十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する旧国共済令第十一条の三の四第六項に規定する特定給付対象療養又は旧国共済令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔平成二六年九月二五日　政令第三二三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十条まで、第十四条及び第十六条の規定は、同年十二月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二六年一一月一九日　政令第三六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第五条中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の四の改正規定〔中略〕は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十四条　特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十一条の三の六の三第一項第二号中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新国共済令第十一条の三の六の二から第十一条の三の六の四までの規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、特定計算期間において国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の規定により同令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十五条　施行日前の出産に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二七年三月二七日　政令第一〇三号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成二七年三月三一日　政令第一三八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第五条から第十二条までの規定　平成二十七年八月一日

二　〔略〕

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二八年三月三一日　政令第一二九号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定〔中略〕は、平成二十七年十月一日から適用する。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十八年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第一

項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔平成二八年三月三一日　政令第一八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二九年三月三一日　政令第八一号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔平成二九年三月三一日　政令第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二九年七月二八日　政令第二一三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　新国共済令第十一条の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第九条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則〔平成三〇年三月二六日　政令第六三号〕

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の給付額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則〔平成三〇年三月三〇日　政令第一一七号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の二の規定

は、平成二十七年十月一日から適用する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　平成三十年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成三〇年七月一三日　政令第二一〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第七条　第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この条及び附則第十八条において「新国共済令」という。）第十一条の三の六第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による組合（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。）の認定は、施行日前においても、新国共済令の規定の例によりすることができる。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成三一年四月五日　政令第一四六号、抄〕

最近改正　令和二年三月三一日　政令第一三八号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年改正法〔厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律＝平成三〇年五月法律第三一号〕の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

本条…一部改正〔令和二年三月政令一三八号〕

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和二年三月三一日　政令第一三八号〕

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和三年八月四日　政令第二二二号〕

（施行期日）

1　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年三月二五日　政令第一一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法の施行に伴い必要となる長期給付等に関する経過措置並びに国家公務員等の退職給付の水準の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年八月三日　政令第二六五号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和五年二月一日　政令第二三号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年十月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和五年三月三〇日　政令第一一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和七年三月三一日　政令第一四〇号〕

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則

〔令和八年二月一六日　政令第一一号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。〔後略〕

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕

（昭和六十一年三月二十八日
政令第五十六号）

最近改正　令和　七年　三月二八日　政令第一〇八号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この政令は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の施行に伴い、同法の施行の日前の期間を有する者に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の適用、退職共済年金等の額の算定、同日前に給付事由が生じた退職年金等の額の改定等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（用語の定義）

第二条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕（第一条・第二条）　第一章　総則

一　共済法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

二　旧共済法　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

三　施行法　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四　旧施行法　昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五　施行令　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。

六　旧施行令　国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号。以下「昭和六十一年政令第五十五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令をいう。

七　退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金　それぞれ共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

八　共済法による年金　退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

九　退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金　それぞれ旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

十　旧共済法による年金　退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

十一　老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金　それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

十二　組合、連合会、標準報酬の月額又は標準期末手当等の額　それぞれ共済法第三条第一項、第二十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十二条の二第一項に規定する組合、連合会、標準報酬の月額又は標準期末手当等の額をいう。

十三　旧公企体共済法、旧公企体長期組合員又は旧公企体組合員期間　それぞれ施行法第四十条第一号、第二号又は第五号に規定する旧公企体共済法、旧公企体長期組合員又は旧公企体組合員期間をいう。

十四　移行組合員等、更新組合員等、公務による障害年金、旧共済法の障害等級、公務によらない障害年金、公務による遺族年金又は衛視等　それぞれ昭和六十年改正法附則第六条第一項、第十六条第七項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項第一号又は第四十九条に規定する移行組合員等、更新組合員等、公務による障害年金、旧共済法の障害等級、公務によらない障害年金、公務による遺族年金又は衛視等をいう。

十五　昭和六十年俸給年額　昭和六十年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における旧共済法による年金の額の算定の基礎となっている俸給年額（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額をいい、通算退職年金及び通算遺族年金にあつては、同日におけるこれらの年金の額の算定の基礎となっている同項に規定する俸給の十二倍に相当する額とする。）又は公企体基礎俸給年額（昭和六十年改正法附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「改正前の昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額をいう。以下同じ。）をいう。

本条…一部改正（平成元年一二月政令三四五号・七年三月一一五号・九年三月八

第二章　給付の通則に関する経過措置

（旧共済法による年金の受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲）

第七条　昭和六十年改正法附則第十条第二項において準用する共済法第七十四条の二第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる法令の規定とする。

一　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書

二　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）第十四条の二第一項

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第十六条ただし書

四　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十八条ただし書（同条第六号に係る部分（同条第四号に係る部分に限る。）に限る。）

五　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第五条ただし書（同条第六号に係る部分（同条第四号に係る部分に限る。）に限る。）

六　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する施行令第十一条の三の九第二項（同項第六号に係る部分（同項第四号に係る部分に限る。）に限る。）及び同令第七条において準用する施行令第十一条の七の四（同条第四号に係る部分（同条第六号に係る部分に限る。）に限る。）

七　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第五号に係る部分（同条第三号に係る部分に限る。）に限る。）

八　施行令第十一条の三の九第二項（同項第六号に係る部分（同項第四号に係る部分に限る。）に限る。）及び第十一条の七の四（同条第六号に係る部分（同条第四号に係る部分に限る。）に限る。）

九　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の六第二項（同項第六号に係る部分（同項第四号に係る部分に限る。）に限る。）及び第二十五条の六（同条第六号に係る部分（同条第四号に係る部分に限る。）に限る。）

十　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「国民年金等経過措置政令」という。）第二十八条ただし書（同条第六号に係る部分（同条第四号に係る部分に限る。）に限る。）

十一　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定

に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）第二条第六項（同項第四号に係る部分に限る。）及び第七項（同項第三号に係る部分に限る。）

十二　平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）第三条第二項（同項第二号に係る部分に限る。）及び第三項（同項第二号に係る部分に限る。）

本条…削除〔平成七年三月政令一一五号〕、追加〔平成一九年三月政令七七号〕、一部改正〔平成一九年一一月政令三二六号・三三三号・二〇一一年一二月二九六号・二六年九月三一三号〕

（併給の調整に関する経過措置）

第八条　昭和六十年改正法附則第十一条第一項の規定により、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付を受けることができる場合に該当して共済法による年金の支給が停止されるときは、当該支給の停止については、共済法第七十四条第二項の規定の例による。

2　昭和六十年改正法附則第十一条第三項の規定により共済法第七十四条第四項の規定を準用する場合には、施行令第十一条の七の規定を準用する。この場合において、共済法による年金の支給の停止については、同条中「次に掲げる規定」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十一条第三項の規定により準用する法第七十四条第三項及び第五項の規定並びに次に掲げる規定」と読み替えるものとし、旧共済法による年金の支給の停止については、同条中「次に掲げる規定」とあるのは「同条第三項及び第五項の規定並びに次に掲げる規定」と読み替えるものとする。

3　昭和六十年改正法附則第十一条第五項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十八条並びに国民年金等改正法附則第十一条第一項から第四項まで及び第五十六条第一項から第三項まで

二　地方公務員等共済組合法第七十六条及び昭和六十年地方の改正法附則第十条第一項から第四項まで

三　共済法第七十四条及び昭和六十年改正法
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する共済法第七十四条及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年改正法附則第十一条第一項から第四項まで

三項…一部改正〔平成七年三月政令一一五号〕、一―三項…一部改正〔平成九年三

月政令八四号）、三項…一部改正（平成九年一二月政令三五五号・一四年三月四三号・一九年三月七七号）

（組合員期間等に関する経過措置）

第九条　昭和六十年改正法附則第十二条第一項の規定により組合員期間等（共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。以下同じ。）の計算を行う場合において、同一の月が同時に組合員期間及び昭和六十年改正法附則第十二条第一項の規定により組合員期間等に算入することとされた同項第一号に掲げる期間のうち次に掲げる期間の計算の基礎となつているときは、その月は、組合員期間の計算の基礎とならなかつたものとみなす。

一　国民年金等改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間又は旧保険料免除期間

二　国民年金等経過措置政令第九条第一号から第六号までに掲げる期間

本条…一部改正（平成九年三月政令八四号・一九年三月七七号）

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

章名…削り・追加（平成七年三月政令一一五号）

（退職共済年金の給付乗率の特例を受ける者に係る年金の種類）

第十二条　昭和六十年改正法附則第十五条第三項に規定する政令で定める年金は、次に掲げる年金とする。

一　国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「昭和六十年改正前の厚生年金保険法」という。）の規定による老齢年金

二　国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「昭和六十年改正前の船員保険法」という。）の規定による老齢年金

三　昭和六十年改正前の地方共済法（第十一章を除く。）の規定による退職年金（昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定により当該退職年金とみなされたものを含む。）又は減額退職年金

減額退職年金のうち、昭和六十年改正前の地方共済法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員であつた者に支給されるもの

四　旧共済法の規定による退職年金（旧施行法の規定により当該退職年金とみなされたものを含む。）

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金

又は減額退職年金

五　旧制度農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法

等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。）の規定による退職年金又は減額退職年金

本条…一部改正〔平成一四年三月政令四三号〕

（退職共済年金の額の経過的加算）

第十三条　昭和六十年改正法附則第十六条第一項第二号イに規定する政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一　施行日前の期間に係る組合員期間であつて、当該組合員期間の計算の基礎となつている月が、同時に第九条各号に掲げる期間の計算の基礎となつているもの

二　組合員期間のうち、昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の次に掲げる期間について先に経過した月の分から順次合算した場合にそれぞれ同表の下欄に定める月数に達するまでの期間に係る組合員期間以外のもの

イ　国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（国民年金等改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間を含み、同条第四項に規定するものを除く。）

ロ　国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（国民年金等改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料免除期間を含む。）

ハ　国民年金等改正法附則第八条第三項に規定する同条第二項各号に掲げる期間

2　昭和六十年改正法附則第十六条第二項の規定により読み替えられた同条第一項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

3　私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年私学の改正政令」という。）施行法第十一条第一項

第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号。以下「新沖縄特別措置令」という。）第三十五条第一項の規定を適用して算定された共済法第七十六条の規定による退職共済年金の額のうち、昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算することとされた金額に相当する額が、組合員期間が二百四十月であるものとして算定したこれらの規定により加算することとされた金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。

三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔平成元年一二月政令三四五号〕、二項…一部改正〔平成七年三月政令一一五号〕、二・三項…一部改正〔平成九年三月

（通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例）

第十五条　昭和六十年改正法附則第二十条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二　昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2　大正十五年四月一日以前に生まれた通算退職年金の受給権者が、共済法第七十六条第二項の規定に該当したことにより退職共済年金を受ける権利を取得した者である場合における昭和六十年改正法附則第二十条第二項の規定の適用については、その者が共済法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を取得しなかつたとしたならばその退職の日の前日において受ける権利を有していることとなるべき通算退職年金の額を、昭和六十年改正法附則第二十条第二項に規定する当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とする。

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例）

二項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

第十六条　前条第一項の規定は、昭和六十年改正法附則第二十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額の算定について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「月数」とあるのは、「月数（施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者にあつては、当該年金の額の算定の基礎となつている期間の月数を除く。）」と読み替えるものとする。

2　共済法第七十九条第六項又は第七項の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）の支給が停止される場合における昭和六十年改正法附則第二十条第二項及び第二十一条第一項の規定の適用については、昭和六十年改正法附則第二十条第二項中「退職共済年金の額が」とあるのは「退職共済年金の額（共済法第七十九条第六項又は第七項の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）が」と、昭和六十年改正法附則第二十一条第一項中「算定した額が」とあるのは「算定した額（共済法第七十九条第六項又は第七項の規定

により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）が」とする。

3　昭和六十年改正法附則第二十一条第一項の規定の適用を受けた者が、六十歳、七十歳又は八十歳に達した場合においては、その者が施行日の前日において六十歳、七十歳又は八十歳であったとしたならば同項各号の規定により算定される額をもって、その者が当該年齢に達した日の属する月の翌月分以後の同項各号に定める額とする。

4　共済法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者が、施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、昭和六十年改正法附則第二十一条第一項各号に掲げる者である場合における当該退職共済年金の額については、共済法附則第十二条の八第三項及び同条第四項において読み替えられた共済法第七十八条第一項の規定により算定した額（共済法第七十九条第六項若しくは第七項又は共済法附則第十二条の八第五項の規定により退職共済年金の加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）が、当該各号に定める額から、その額の百分の四に相当する金額に共済法附則第十二条の八第三項に規定する特例支給開始年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額より少ないときは、当該減じた金額をもって当該退職共済年金の額とする。

5　前項に規定する退職共済年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額については、共済法附則第十二条の八第七項の規定により算定した額が、前項に規定する退職共済年金の額から昭和六十年改正法附則第二十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額より少ないときは、当該控除して得た額をもって当該退職共済年金の額とする。

6　前二項の規定によりその額が算定された退職共済年金の額については、昭和六十年改正法附則第二十一条第七項の規定の例による。

7　退職共済年金のうち昭和六十年改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は第四項若しくは第五項の規定によりその額が算定されたものに係る共済法第七十四条第二項、第八十条第一項、第九十七条第一項及び第三項並びに附則第十二条の八の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定に規定する退職共済年金の職域加算額又は退職共済年金の加給年金額（共済法第七十九条第六項若しくは第七項又は共済法附則第十二条の八第五項の規定により支給が停止されているものを除く。）は、それぞれ昭和六十年改正

法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は第四項若しくは第五項の規定の適用がないものとした場合のその額に、当該退職共済年金の額をこれらの規定の適用がないものとした場合の退職共済年金の額（共済法第七十九条第六項若しくは第七項又は共済法附則第十二条の八第五項の規定により退職共済年金の加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

二項…追加・旧三・六項…一部改正し一項ずつ繰下・旧二・四・五項…一項ずつ繰下〔平成元年一二月政令三四五号〕、七項…一部改正〔平成七年三月政令一一五号〕、二・四・五・七項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、七項…一部改正〔平成一二年三月政令一八二号〕、六項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕、二・四・七項…一部改正〔平成一七年四月政令一一八号〕、七項…一部改正〔平成一九年三月政令七七号〕、六項…一部改正〔平成二五年七月政令二二六号〕

（施行日前の組合員期間を有する者に係る組合員又は厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給停止の特例）

第十六条の二　施行日前の組合員期間を有する者に支給する退職共済年金（共済法附則第十二条の六の二第三項の規定によるものに限る。）について昭和六十年改正法附則第二十一条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「退職共済年金」とあるのは、「退職共済年金（共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達していないものに限る。）を除く。）」とする。

本条…追加〔平成二五年三月政令八六号〕

政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕（第一六条の二・第一七条）　第三章　退職共済年金等に関する経過措置

（施行日前の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止）

第十七条　施行日前の組合員期間を有する者に支給される退職共済年金で平成七年七月までの分として支給されるものについて昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定を適用する場合においては、同項の規定により支給を停止する金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の分として支給される年金の区分に応じ、同項の規定により支給を停止すべきこととされた金額に、当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

一　昭和六十三年八月から平成元年七月までの分として支給される年金　百分の三十

二　平成元年八月から平成二年七月までの分として支給される年金　百分の四十

三　平成二年八月から平成三年七月までの分として支給される年金　百分の五十

四　平成三年八月から平成四年七月までの分として支給される年金　百分の六十

五　平成四年八月から平成五年七月までの分として支給される年金　百分の七十

六　平成五年八月から平成六年七月までの分として支給される年

金　百分の八十

七　平成六年八月から平成七年七月までの分として支給される年金　百分の九十

2　施行日前の組合員期間を有する者（昭和六十年改正法附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に限る。）が六十五歳に達した日以後に支給する退職共済年金（平成十六年三月までの分として支給されるものに限る。）について共済法第八十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額並びに老齢基礎年金に相当する金額として国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項第二号の規定に準じて財務省令で定めるところにより算定した額」とする。

3　施行日前の組合員期間を有する者（昭和六十年改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は第十六条第五項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者に限る。）に支給する退職共済年金（平成十六年四月以後の分として支給されるものに限る。）について昭和六十年改正法附則第二十一条の二第二項の規定により読み替えられた共済法第八十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された」とあるのは、「附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十六条第五項の規定の適用がないものとした場合に同法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算されることとなる」とする。

一項…一部改正・二項…追加〔平成元年一二月政令三四五号〕、一・二項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、二項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇七号〕、二項…一部改正・三項…追加〔平成一六年三月政令四四号〕、三項…一部改正〔平成二五年三月政令八六号〕

（退職共済年金の加給年金額の特例）

第十八条　昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定は、退職共済年金の受給権者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合（その者の配偶者が同日以前に生まれた者である場合を除く。）について準用する。

（障害共済年金の支給要件に関する経過措置）

第十九条　施行日前の組合員期間を有する者で施行日前における病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）により障害の状態にあるものについて昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第八十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「又は負傷した者」とあるのは「若しくは負傷した者」と、「又は負傷に係る」とあるのは「若しくは負傷に係る」と、「又は歯科医師」とあるのは「若しくは歯科医師」と、「組合員であつたもの」とあるの

は「組合員であったもの（当該初診日が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。）の施行の日以後にある場合に限る。）又は昭和六十年改正法の施行の日前における組合員であった間に病気にかかり、若しくは負傷した者（その者が公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者である場合には、昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下この条において「昭和六十年改正前の共済法」という。）第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上となった日後に病気にかかり、又は負傷した者に限る。）」と、「当該初診日」とあるのは「その病気又は負傷に係る傷病の初診日」とする。

2　施行日前の組合員期間を有する者で施行日前の組合員である間における公務による傷病により障害の状態にあるものについて共済法第八十一条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であったもの」とあるのは「組合員である間において公務により病気にかかり、又は負傷した者」と、「障害認定日において」とあるのは「昭和六十年改正前の共済法第八十一条第一項第一号（同条第二項において読み替えて適用される場合を含む。）に規定する退職の時（その者が昭和六十年改正法の施行の日前に退職をしなかった者である場合において、昭和五十九年十月一日前に初診日がある傷病により障害の状態にあるときは昭和六十年改正法の施行の日の前日とし、昭和五十九年十月一日以後に初診日がある傷病により障害の状態にあるときは障害認定日に相当する日とする。）において」と、「障害認定日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「当該退職の時後六十五歳に達する日の前日又は当該退職の時から五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

3　前項の場合において、共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった時又は同条第三項の規定による請求の時が、前項の規定により読み替えて適用される同条第三項に規定するいずれか遅い日後であるときであっても、連合会が共済法第百四条第一項の規定により置かれる国家公務員共済組合審査会の議に付することを適当と認め、かつ、当該国家公務員共済組合審査会においてその障害が公務による傷病によるものであることが顕著であると議決したときは、そのときから共済法第八十一条第三項の規定による障害共済年金の給付事由が生じたものとみなす。

4　施行日前の組合員期間を有する者で施行日前の組合員である間における公務によらない傷病により障害の状態にあるものについて共済法第八十一条第三項の規定を適用する場合においては、同

項中「病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもの」とあるのは「昭和六十年改正前の共済法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上となつた日後組合員である間に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者（昭和五十一年十月一日前にその病気又は負傷に係る傷病について療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者にあつては、組合員となつて一年以上（昭和三十七年一月一日前にその病気又は負傷に係る傷病について療養の給付若しくは療養費の支給を受けたことがある者にあつては、六月以上）経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した場合に限る。）」と、「障害認定日において」とあるのは「同号（同条第二項において読み替えて適用される場合を含む。）に規定する退職の時（その者が昭和六十年改正法の施行の日前に退職をしなかつた者である場合において、昭和五十九年十月一日前に初診日がある傷病により障害の状態にあるときは昭和六十年改正法の施行の日の前日とし、昭和五十九年十月一日以後に初診日がある傷病により障害の状態にあるときは障害認定日に相当する日とする。）において」と、「障害認定日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「当該退職の時後六十五歳に達する日の前日又は当該退職の時から五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

5　第二項又は前項に規定する者に支給する障害共済年金の額について共済法第八十二条第四項の規定を適用する場合においては、第二項又は前項において読み替えられた共済法第八十一条第三項に規定する退職の時を共済法第八十二条第四項に規定する障害認定日とみなす。

6　施行日前の組合員期間を有する者で施行日前の組合員である間における傷病により障害の状態にあるものについて共済法第八十一条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「組合員であつたもの」とあるのは、「組合員であつたもの（その者が公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者である場合には、昭和六十年改正前の共済法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上となつた日後に病気にかかり、又は負傷した者（昭和五十一年十月一日前にその病気又は負傷に係る傷病について療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者にあつては、組合員となつて一年以上（昭和三十七年一月一日前にその病気又は負傷に係る傷病について療養の給付若しくは療養費の支給を受けたことがある者にあつては、六月以上）経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した場合に限る。）」とする。

三項…一部改正〔昭和六二年三月政令五四号〕、一―六項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い等）

第二十条　昭和六十年改正法附則第二十四条第一項に規定する政令で定める障害年金は、昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧共済法の障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）とする。

2～5　〔略〕

一項…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号〕

（施行日前の傷病による障害に係る障害共済年金の額の特例）

第二十一条　施行日前の組合員期間を有する者で施行日前の組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にあるもの（公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者である場合には、旧共済法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上となつた日後に病気にかかり、又は負傷した者に限る。）に係る共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金の額については、共済法第八十二条から第八十六条までの規定により算定した額（共済法第八十七条第三項において準用する共済法第七十九条第六項の規定により共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額（以下「障害共済年金の加給年金額」という。）の支給が停止されるときは、その停止後の額）が、当該傷病による障害について施行日の前日において障害年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき障害年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき障害基礎年金が支給されるときは、当該障害年金の額から当該障害基礎年金の額（当該障害基礎年金が国民年金法第三十一条第一項又は第三十四条第四項の規定により、組合員であつた期間以外の期間に係る障害と併合した障害の程度に応じ支給されるものであるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額）を控除して得た額）に相当する額より少ないときは、当該支給されるべき障害年金の額に相当する額をもつて、当該障害共済年金の額とする。

2　前項の規定によりその額が算定された障害共済年金の額については、昭和六十年改正法附則第二十一条第七項の規定の例による。

3　障害共済年金のうち第一項の規定によりその額が算定されたものに係る共済法第七十四条第二項、第八十七条の二第一項並びに第九十七条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する障害共済年金の職域加算額又は障害共済年金の加給年金額（共済法第八十七条第三項において準用する共済法第七十九条第六項の規定により支給が停止されているものを除く。）は、それぞれ第一項の規定の適用がないものとした場合のその額

に、当該障害共済年金の額を同項の規定の適用がないものとした場合の障害共済年金の額（共済法第八十七条第三項において準用する共済法第七十九条第六項の規定により障害共済年金の加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

4　第一項の規定の適用を受けた者が、六十歳、七十歳又は八十歳に達した場合においては、その者が施行日の前日において六十歳、七十歳又は八十歳であつたとしたならば同項の規定により算定される額をもつて、その者が当該年齢に達した日の属する月の翌月分以後の同項に規定する額とする。

一・三項…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・九年三月八四号〕、二項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕、一・三項…一部改正〔平成一七年四月政令一一八号〕、二項…一部改正〔平成二五年七月政令二二六号〕

（施行日前の組合員期間を有する者のうち厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止）

第二十二条　第十七条第一項の規定は、施行日前の組合員期間を有する者に支給される障害共済年金で平成七年七月までの分として支給されるものについて昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第八十七条の二第一項の規定を適用する場合について準用する。

本条…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・九年三月八四号〕

（通勤による障害共済年金及び遺族共済年金の額に関する経過措置）

第二十三条　昭和六十年改正法附則第三条第二項の場合において、施行日前の組合員である間の通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第三号の通勤又は国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により障害の状態にある者又は死亡した者に支給する障害共済年金又は遺族共済年金のうち、同一の事由に関し、労働者災害補償保険法又は国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害年金若しくは傷病年金若しくは傷病補償年金若しくは障害補償年金若しくはこれらに相当する補償又は遺族年金若しくは遺族補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、昭和六十年改正法附則第三条第二項の規定の適用がなかつたとしたならば、当該障害又は死亡について支給されるべき公務等による障害共済年金（共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金をいう。以下同じ。）又は公務等による遺族共済年金（共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金をいう。以下同じ。）の額を超えるときは、当該公務等による障害共済年金

又は当該公務等による遺族共済年金の額に相当する額とする。

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一九年三月七七号・二五年七月二二六号・二七年九月三四四号〕

（遺族共済年金の支給要件の特例）

第二十四条　昭和六十年改正法附則第十四条第四項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなす。

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（遺族共済年金の加算の特例に係る併給の調整）

第二十五条　昭和六十年改正法附則第二十九条第七項に規定する政令で定める規定は、昭和六十年改正法附則第十一条第一項から第四項までの規定及び第八条第三項各号に掲げる規定とする。

本条…一部改正〔平成七年三月政令一一五号・九年三月八四号・一九年三月七七号・二五年七月二二六号〕

（退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例）

第二十六条　昭和六十年改正法附則第三十条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる遺族共済年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金　遺族基礎年金の額

額

二　共済法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金　遺族基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

イ　当該遺族共済年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数

ロ　当該遺族共済年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の月数と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される他の法律に基づく共済組合が支給する地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）又は厚生年金保険法による遺族厚生年金の額の算定の基礎となっている期間の月数とを合算した月数

2　共済法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等の受給権を有する六十五歳に達している配偶者について昭和六十年改

正法附則第三十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「共済法第八十九条及び第九十条並びに施行法第十三条の規定並びに前二条」とあるのは「共済法第八十九条第一項第一号」と、「算定した額が」とあるのは「算定した額（施行法第十三条の規定の適用がある場合にあつては当該額から同条の規定により控除することとされる額を控除した額とし、附則第二十八条第一項の規定の適用がある場合にあつては当該額に同項の規定により加算することとされる額を加算した額とする。）が」と、「当該遺族共済年金の」とあるのは「同号の規定により算定した」とする。

3　共済法第九十三条の規定により共済法第九十条の規定による加算額の支給が停止される場合又は昭和六十年改正法附則第二十八条第四項において準用する共済法第九十三条第一項の規定若しくは昭和六十年改正法附則第二十八条第五項の規定により同条第一項の規定による加算額の支給が停止される場合における昭和六十年改正法附則第三十条第二項の規定の適用については、同項中「算定した額が」とあるのは、「算定した額（共済法第九十三条の規定により共済法第九十条の規定による加算額の支給が停止されるとき、又は附則第二十八条第四項において準用する共済法第九十三条第一項の規定若しくは附則第二十八条第五項の規定により同条第一項の規定による加算額の支給が停止されるときは、その停止後の額）が」とする。

4　昭和六十年改正法附則第三十条第二項の規定の適用によりその額が算定された遺族共済年金の受給権者が、六十歳、七十歳又は八十歳に達した場合においては、その者が施行日の前日において六十歳、七十歳又は八十歳であつたものとしたならば旧共済法及び旧施行法の規定並びに年金額改定法の規定により算定される額をもつて、その者が当該年齢に達した日の属する月の翌月分以後の同項に規定する額とする。

5　〔略〕

6　遺族共済年金のうち昭和六十年改正法附則第三十条第二項の規定によりその額が算定されたものに係る共済法第七十四条第二項及び第九十七条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する遺族共済年金の職域加算額は、昭和六十年改正法附則第三十条第二項の規定の適用がないものとした場合のその額に、当該遺族共済年金の額を同項の規定の適用がないものとした場合の遺族共済年金の額（共済法第九十三条の規定により共済法第九十条の規定による加算額の支給が停止されるとき、又は昭和六十年改正法附則第二十八条第四項において準用する共済法第九十三条第一項の規定若しくは昭和六十年改正法附則第二十八条第五項の規定により同条第一項の規定による加算額の支給が停止されるときは、その停止後の額）で除して得た割合を乗じて得た額に相当

する金額とする。

7　遺族共済年金の受給権者が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金又は新共済法第九十条若しくは地方公務員等共済組合法第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金の支給を受けることができる場合における昭和六十年改正法附則第三十条第二項に規定する施行日の前日において支給されるべき遺族年金の額の算定については、当該遺族厚生年金又は当該遺族共済年金の支給を受ける場合は、旧共済法第八十八条の五第一項ただし書に規定する政令で定める場合に該当するものとみなす。

二項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下・旧二・四項…一項ずつ繰下〔平成元年一二月政令三四五号〕、一・二・四項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、一項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、四項…追加・旧四・五項…一項ずつ繰下〔平成一二年三月政令一八二号〕、一項…一部改正〔平成一四年三月政令四三号〕、二項…追加・旧二―六項…一項ずつ繰下〔平成一九年三月政令七七号〕、三・六項…一部改正〔平成二五年七月政令二二六号〕

（端数処理に関する経過措置）

第二十七条　昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定が適用される間における共済法第百十五条第一項の規定の適用については、同項中「又は第九十条」とあるのは、「若しくは第九十条又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二十八条第一項」とする。

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

第五章　退職年金等に関する経過措置

（退職年金の額の最低保障）

第三十四条　昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額は、百五万三千二百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

本条…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・六年一一月三五七号・一二年三月一八二号・一六年九月二八六号〕

（昭和六十年三月三十一日以前に退職した者に準ずる者）

第三十五条　昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　昭和六十年三月三十一日以前に組合員又は旧公企体長期組合員である間に死亡した者

二　〔略〕

第三十六条　昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する俸給年額に加える額として政令で定める額（以下「改定増加額」という。）は、昭和六十年俸給年額に〇・〇五一を乗じて得た額に二千四百円を加えて得た額（昭和六十年俸給年額が百二十万円未満であるときは、昭和六十年俸給年額に〇・〇五三を乗じて得た額）とする。この場合において、当該加えて得た額が二十七万七千二百円を超えるときは、二十七万七千二百円をもつて改定増加額とする。

2　〔略〕

3　前二項の場合において、昭和六十年俸給年額に改定増加額を加えた額が五百五十二万円を超えるときは、これらの規定にかかわらず、五百五十二万円から昭和六十年俸給年額を控除した額をもつて改定増加額とする。

（施行日前に再退職した者に係る退職年金の額の改定）

第三十八条　昭和六十年改正法附則第三十五条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　再任改定（旧共済法第七十八条第二項から第四項までの規定による退職年金の額の改定及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条第七項の規定により算定された退職年金に係る旧公企体共済法第五十条の二の規定による旧公企体退職年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条第二項に規定する旧公企体退職年金をいう。）の額の改定をいう。以下同じ。）が行われた退職年金で旧共済法第七十八条第二項から第四項までの規定の適用があつたもの　次のイからハまでに掲げる金額を合算した額

イ　再任改定前の組合員期間及び再任改定前の俸給年額（再任改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた昭和六十年俸給年額に昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「俸給年額改定率」という。）を乗じて得た額をいい、当該再任改定前の退職年金が昭和六十年三月三十一日以前又は俸給調整期間内に給付事由が生じたものである場合には、当該昭和六十年俸給年額に改定増加額を加えた額に俸給年額改定率を乗じて得た額とする。以下同じ。）を当該退職年金に係る組合員期間及び俸給年額とみなして、昭和六十年改正法附則第三十五条第一項本文の規定により算定した額

ロ　再任改定後の組合員期間の年数（当該年数が三十五年を超えるときは、三十五年）から再任改定前の組合員期間の年数（当該年数が三十五年を超えるときは、三十五年）を控除した年数一年につき、昭和六十年改正法附則第三十五条第一項第一号イに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に

五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

ハ　再任改定後の組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から再任改定前の組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額（再退職に係る昭和六十年俸給年額に俸給年額改定率を乗じて得た額をいい、当該再任改定後の退職年金が昭和六十年三月三十一日以前又は俸給調整期間内に再退職した者に係るものである場合には、当該再退職に係る昭和六十年俸給年額に改定増加額を加えた額に俸給年額改定率を乗じて得た額とする。）の百分の〇・九五に相当する額

二・三　〔略〕

2　前項の規定により算定した退職年金の額が、百五万三千二百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、その額を当該退職年金の額とし、その額が再任改定前の俸給年額（同項第二号に掲げる退職年金にあつては、再退職に係る公企体基礎俸給年額）の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額をもつて、昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定による改定後の退職年金の額とする。

一・二項…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・六年一一月三五七号・一二年三月一八二号・一六年九月二八六号〕

（昭和十五年七月二日以後に生まれた者に係る減額率）

第四十条　昭和六十年改正法附則第三十八条第二項に規定する政令で定める率は、六十歳と減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数の別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

（組合員である間の減額退職年金の支給停止の特例等）

第四十一条　昭和六十年改正法附則第三十九条後段の規定により読み替えて準用される昭和六十年改正法附則第三十六条第一項に規定する政令で定める金額は、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を基礎として共済法附則第十二条の四の二第二項、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私学の改正法」という。）附則第四条及び施行法第十一条並びに昭和六十年改正法附則第九条及び第十五条の規定並びに第五条第二項

び昭和六十年改正法附則第十五条の規定並びに新沖縄特別措置令第三十五条及び昭和六十一年私学の改正政令附則第十一項の規定の例により算

定した額に、当該減額退職年金の受給権者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

一　次に掲げる減額退職年金の受給権者　〇・〇四に当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た率

イ　昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた退職年金に係る減額退職年金

ロ　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金に係る減額退職年金で昭和十五年七月一日以前に生まれた者が支給を受けるもの

ハ　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金に係る減額退職年金で旧共済法附則第十二条の五第二項若しくは第十三条の十第一項又は旧公企体共済法附則第十六条の三第二項の規定に規定する政令で定める者に該当した者が支給を受けるもの（ロに掲げる減額退職年金を除く。）

二　前号に掲げる者以外の減額退職年金の受給権者　六十歳と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数の別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

2　昭和六十年改正法附則第三十九条後段の規定により読み替えて準用される昭和六十年改正法附則第三十六条第二項に規定する政令で定める額は、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を基礎として共済法附則第十二条の四の二第二項又は第三項、昭和六十年私学の改正法附則第四条及び昭和六十年改正法附則第十五条の規定並びに新沖縄特別措置令第三十五条及び昭和六十一年私学の改正法附則第十一条並びに昭和六十年改正法附則第九条及び第十五条の規定並びに第五条第二項改正政令附則第十一項の規定の例により算定した額に、当該減額退職年金の受給権者の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

一項…削除・二項…追加・旧二項…一部改正し一項に繰上〔平成七年三月政令一一五号〕、一・二項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（障害年金の額の最低保障）

第四十二条　1～3　〔略〕

4　昭和六十年改正法附則第四十二条第一項ただし書（同条第二項において準用する同条第一項ただし書を含む。）に規定する政令で定める金額は、障害年金（公務によらない障害年金を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円

未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一　旧共済法の障害等級の一級に該当する者が支給を受けるもの　百二十八万八千五百円

二　旧共済法の障害等級の二級に該当する者が支給を受けるもの　百五万三千二百円

三　旧共済法の障害等級の三級に該当する者が支給を受けるもの　七十八万九百円

四項…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・六年一一月三五七号・一二年三月一八二号・一六年九月二八六号〕

（その他障害に係る障害年金の額の改定の特例）

第四十三条　共済法第八十四条第二項及び第八十七条第四項ただし書の規定は、障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧共済法の障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者であつて、次に掲げるものについて準用する。この場合において、共済法第八十四条第二項中「障害共済年金」とあるのは「障害年金」と、共済法第八十七条第四項ただし書中「障害共済年金」とあるのは「障害年金」と、「引き続き障害等級」とあるのは「引き続き障害等級（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第四十二条第一項に規定する旧共済法の障害等級をいう。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

一　その他障害（共済法第八十四条第二項に規定するその他障害をいう。次号において同じ。）に係る傷病の初診日（その日が施行日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む。）、組合員であつた者、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員（昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた者

二　その他障害に係る傷病の初診日（その日が施行日以後のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者又は日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつた者

本条…追加〔平成元年一二月政令三四五号〕、旧四二条の二…繰下〔平成七年三月政令一一五号〕、一部改正〔平成九年三月政令八四号・一四年三月四三号〕

（退職年金等の受給権者が厚生年金の被保険者等である間における支給の停止に関する経過措置）

第四十四条　第十七条第一項の規定は、平成七年七月までの分として支給される退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者に対し昭和六十年改正法附則第四十五条第一項の規定を適用する場合について準用する。

本条…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号〕

（遺族年金の額の最低保障）

第四十五条　昭和六十年改正法附則第四十六条第三項に規定する施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）（当該遺族年金が同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされ次条第一項の規定において読み替えられた旧共済法第八十八条の三の規定の適用を受けるものである場合には、当該金額に、同条の規定により加えることとされている金額を加えた金額）とする。

本条…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・六年一一月三五七号・一二年三月一八二号・一六年九月二八六号〕

（遺族年金の加算額等に関する旧共済法第八十八条の三の規定等の読替え等）

第四十六条　昭和六十年改正法附則第四十六条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三、第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧共済法第八十八条の三第一項	前二条	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第四十六条第一項
	これらの規定	同項の規定
	当該遺族年金の額	同項の規定による改定後の当該遺族年金の額
	遺族である子	遺族である子（昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法別表第三（以下この項及び次項において「旧障害等級表」という。）の上欄に掲げる程度の障害の状

		態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）については、旧障害等級表の上欄の一級又は二級に該当する者で二十歳未満のものに限る。次号において同じ。）
	四千八百円	七万四千九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下この項において「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	二万四千円	二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

旧共済法第八十八条の三第二項	第九十一条各号の一に該当するに至つたとき		昭和六十年改正法附則第四十六条の二の規定によりなおその効力を有することとされた第九十一条各号の一に該当するに至つたとき、旧障害等級表の上欄の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）についてその事情がなくなつたとき、又は旧障害等級表の上欄の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子が二十歳に達したとき
旧共済法第八十八条の五第一項	第八十八条から前条まで	当該遺族年金の額	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第四十六条第一項から第三項まで
旧共済法第八十八条の五第二項	第八十八条の規定による		同法附則第四十六条第一項から第三項までの規定による改定後の遺族年金の額
			国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第四十六条第一項各号に掲げる

旧共済法第八十八条の六	旧通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十九条第六項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は同項に規定する退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるもの
旧共済法第九十二条の二第一項	組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条において「昭和六十年改正法」という。）附則第四十六条第一項第三号に掲げる遺族年金（昭和五十一年十月一日前に給付事由が生じたものを除く。次項において同じ。）が、組合員期間が一年以上十年未満である者に係るものである場合
第八十八条第二号の規定による	同条第一項第二号に掲げる	同条第三号の規定による
第八十八条の二から第八十八条の五まで	俸給年額の百分の一	同条第三項の規定並びに同条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされた第八十八条の三及び第八十八条の五
遺族年金基礎額（昭和六十年改正法附則第四十六条第一項に規定する遺族年金基礎額をいう。次項において同じ。）の百分の二・五		

旧共済法第九十二条の二第二項	組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者で公務によらない障害年金を受ける権利を有する	昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第三号に掲げる遺族年金が、組合員期間が一年以上十年未満である者に係るものである場合（その者が昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）

るものが公務傷病によらないで死亡した場合		
第八十八条第三号の規定による政令で定めるところにより連合会に申し出たとき	昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第三号に掲げる昭和六十年改正法附則第六十二条第一項に規定する連合会等に申し出た者であるとき	
第八十八条の二から第八十八条の五まで	昭和六十年改正法附則第四十六条第三項の規定並びに同条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされた第八十八条の三及び第八十八条の五	
俸給年額の百分の一	遺族年金基礎額の百分の二・五	

2　〔略〕

見出し…一部改正・旧二項…一部改正し一項に繰上〔平成元年一二月政令三四五号〕、一項…一部改正〔平成六年一一月政令三五七号・七年三月一一五号〕、見出し・一項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月政令一八二号・一六年九月二八六号・一七年四月一一八号〕

（扶養加給額の調整）

第四十七条　昭和六十年改正法附則第四十六条第二項の規定により

なおその効力を有することとされ前条第一項の規定において読み替えられた旧共済法第八十八条の三の規定により加えることとされている額（以下「扶養加給額」という。）が加えられた遺族年金は、その受給権者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について昭和六十年改正前の厚生年金保険法若しくは又は昭和六十年改正前の船員保険法の規定による遺族年金又は昭和六十年改正法による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年改正前の地方共済法の規定による遺族年金

の支給を受けることができるときは、その間、扶養加給額に相当する金額の支給を停止する。

本条…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号〕

（傷病補償年金等との調整のための障害年金等の支給停止額）

第四十八条の二　公務による障害年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による障害年金の算定の基礎となった俸給年額に、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合に〇・九五を乗じて得た率を乗じて得た金額とする。

2　〔略〕

3　公務による遺族年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による遺族年金の算定の基礎となつた俸給年額の百分の十九に相当する金額とする。

本条…追加〔平成一二年三月政令一八二号〕

第六章　旧船員組合員等の退職年金等に関する経過措置

（控除期間等の期間を有する更新組合員等に係る障害年金の額の改定の特例）

第五十四条　控除期間　控除期間等の期間（新沖縄特別措置令第三十五条第七項に規定する控除期間　控除期間等の期間をいう。以下同じ。）を有する更新加入者等（新沖縄特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新更新組合員等　沖縄特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下この条及び次条において同じ。）であつた者で二十年を超える組合員期間を有するものに支給する公務による障害年金の額を改定する場合においては、昭和六十年改正法附則第四十二条第一項の規定による改定後の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一　組合員期間が三十五年以下の者　昭和六十年改正法附則第四十二条第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間　控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から二十年を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を乗じて得た額

二　控除期間　控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年を超える者　昭和六十年改正法附則第四十二条第一項の規定により算定した障害年金の額のうち俸給年額に基づいて算定された部分の額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間　控除期間等の期間の年数（控除期間　控除期間等の期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）を乗じて得た額

三　組合員期間が三十五年を超え、かつ、控除期間　控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年以下の者　次に掲げる額の合算額

イ　控除期間等の期間のうち三十五年から控除期間等の期間以外の組合員期間を控除した期間に相当する期間については、第一号の規定の例により算定した額

ロ　控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外の期間については、前号の規定の例により算定した額

2　前項の規定は、控除期間等の期間を有する更新加入者等であった者で十年を超える組合員期間を有するものに支給する公務によらない障害年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同項中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「二十年」とあるのは「十年」と読み替えるものとする。

一項…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号・二五年七月二六号・二七年九月三四四号〕

（控除期間等の期間を有する更新組合員等に係る遺族年金の額の改定の特例）

第五十五条　控除期間等の期間を有する更新加入者等であった者で二十年を超える組合員期間を有するものに係る公務による遺族年金の額を改定する場合においては、昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号の規定による改定後の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額から、当該遺族年金に係る更新加入者等であった者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一　組合員期間が三十五年以下の者　昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号の規定により算定した遺族年金の額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から二十年を控除した年数を超えるときは、当該控除した年数）を乗じて得た額

二　控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年を超える者　昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号の規定により算定した遺族年金の額のうち俸給年額に基づいて算定された部分の額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数（控除期間等の期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）を乗じて得た額

政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕（第五五条）　第六章　旧船員組合員等の退職年金等に関する経過措置

三　組合員期間が三十五年を超え、かつ、控除期間控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年以下の者　次に掲げる額の合算額

イ　控除期間控除期間等の期間のうち三十五年から控除期間控除期間等の期間以外の組合員期間を控除した期間に相当する期間については、第一号の規定の例により算定した額

ロ　控除期間控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外の期間については、前号の規定の例により算定した額

2　控除期間控除期間等の期間を有する更新加入者等であつた者に係る昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第三号に掲げる遺族年金の額を改定する場合においては、同号の規定による改定後の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるときは、当該控除した年数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第五十六条の二　昭和六十年改正法附則第五十七条第一項に規定する政令で定める率は、同項に規定する俸給年額改定率から一を控除して得た率とする。

本条…追加〔平成一六年九月政令二八六号〕

第五十七条　昭和六十年三月三十一日以前に退職した者及び第三十五条第二号に掲げる者のうち更新加入者等（昭和六十年私学の改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項第五号に規定する更新加入者及び同法附則第十八項各号に掲げる者、昭和六十年私学の改正法第三条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項に規定する更新加入者及び同法附則第十二項に規定する者並びに新沖縄特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖縄特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）であつた者で七十歳以上のものが受ける退

職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となった組合員期間のうちに昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間があるものの昭和六十年改正法附則第三十五条、第三十七条又は第四十二条の規定による改定後の年金の額が、施行日の前日における当該年金の額に、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に俸給年額改定率を一・〇二七に乗じて得た率から一を控除して得た率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が、昭和六十年俸給年額に改定増加額を加えた額に俸給年額改定率を乗じて得た額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、百分の九十七・二五）に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次項において同じ。）に相当する額より少ないときは、昭和六十一年四月分以後、当該年金の額を、当該加えて得た金額に相当する額に改定する。

2　昭和六十年三月三十一日以前に退職した者及び第三十五条各号に掲げる者のうち更新加入者等（更新組合員等）であった者に係る遺族年金の受給権者が七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となった組合員期間のうちに昭和六十年改正法附則第五十七条第二項において読み替えて準用される同条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に俸給年額改定率を一・〇二七に乗じて得た率から一を控除して得た率を乗じて得た金額を加えて得た金額に相当する額より少ないときは、昭和六十一年四月分以後、当該年金の額を、当該加えて得た金額に相当する額に改定する。

3　前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうち年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用する。

一・二項…一部改正・四項…追加〔平成元年一二月政令三四五号〕、一項…一部改正・四項…削除〔平成二年三月政令五六号〕、一・二項…一部改正・四項…追加〔平成六年一一月政令三五七号〕、一・二項…一部改正〔平成七年三月政令一六号〕、一項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、一・二項…一部改正・四項…追加〔平成一二年三月政令一八二号〕、見出・四項…削除・一・二項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（沖縄の組合員であった者に係る通算退職年金の額の改定の特例）

第六十条　通算退職年金（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の施行の日前の退職に係るも

のを除く。）の受給権者が、昭和四十五年四月一日において現に沖縄の私学教職員等（新沖縄特別措置令第三十九条に規定する沖縄の教職員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖縄の共済法の施行地に住所を有していたものである場合において同年四月一日に引き続き沖縄の組合員であつた沖縄の組合員（施行法第三十三条第三号に規定する沖縄の組合員（昭和四十六年法律第百二十九号）第九十六条第二項の規定により私立学校教職員共済法による加入者であった期間とみなされた期間に係る通算退職年金の昭和六十年改正法附則第四十条第一項の規定による改定後の額は、同項の規定により算定した額と国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第五条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第五十二条第一項第二号に掲げる額とを合算した額に相当する額とする。

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（脱退一時金等の額に係る利率）

第六十四条　昭和六十年改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金の額の算定については、旧施行令第十一条の七及び附則第六条の五中「五・五パーセント」とあるのは、「三・九パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については

年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年四・三パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から令和十六年三月までの期間については年三・八パーセント）」とする。

本条…削除〔平成九年三月政令八四号〕、追加〔平成一二年一二月政令五四三号〕、一部改正〔平成一七年四月政令一一八号・二二年三月四二号・二七年三月一〇三号・令和二年四月一四四号・七年三月一〇八号〕

（返還すべき退職一時金の額に係る利率等）

第六十五条　昭和六十年改正法附則第六十二条第四項（昭和六十年改正法附則第六十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する利率は、年五・五パーセントとする。

2　昭和六十年改正法附則第六十二条第一項（昭和六十年改正法附則第六十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定により返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。

3　昭和六十年改正法附則第六十二条第二項（昭和六十年改正法附則第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合において、当該申出に係る旧共済法による年金の昭和六十年改正法附則第六十二条第三項（昭和六十年改正法附則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による控除後の支給期月ごとの支給額が当該年金の施行日の直前の支給期月の支給額（当該支給期月ごとの支給額が平成二年四月以後の支給期月に係るものであるときは、施行日の直前の支給期月の支給額の三分の二に相当する金額）より少ないものであり、かつ、その申出の際に従前の支給額が支給されることを希望する旨の申出があったときは、昭和六十年改正法附則第六十二条第三項の規定の適用については、同項中「支給額の二分の一に相当する金額」とあるのは、「支給額から当該年金の施行日の直前の支給期月の支給額（当該支給期月ごとの支給額が平成二年四月以後の支給期月に係るものであるときは、施行日の直前の支給期月の支給額の三分の二に相当する金額）を控除した額に相当する金額」とする。

4　前項の規定は、同項の規定による申出をした者が支給を受ける退職年金、減額退職年金又は通算退職年金について昭和六十年改正法附則第十一条第四項の規定が適用されるときは、そのとき以後、適用しない。

5　昭和六十年改正法附則第六十二条第二項（昭和六十年改正法附

則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をした者（第三項の規定による申出をした者を含む。）又はその遺族が共済法による年金の支給を受ける権利を有することとなった場合における共済法附則第十二条の十二第一項（施行法第十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条の十三（施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。）並びに施行法第十四条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、共済法附則第十二条の十二第一項中「加えた額」とあるのは「加えた額（当該一時金に係る国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次条において「昭和六十年改正法」という。）附則第六十二条第一項に規定する支給額等について同項又は同条第三項の規定により既に返還した額がある場合には、当該加えた額から当該返還した額を控除した残額）」と、共済法附則第十二条の十三中「退職共済年金等」とあるのは「昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金又は障害年金」と、「同項に規定する支給額等」とあるのは「昭和六十年改正法附則第六十二条第一項に規定する支給額等」と、施行法第十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（当該金額について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十三条第一項又は同条第二項において準用する同法附則第六十二条第三項の規定により既に返還した金額がある場合には、当該十五倍に相当する金額から当該返還した金額を控除した金額）」とする。

三項…一部改正〔平成二年三月政令五六号〕、五項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕

（返還一時金等の額に係る利率）

第六十六条　昭和六十年改正法附則第八十五条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の算定については、国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第三百十三号）による改正前の施行令第十一条の七中「五・五パーセント」とあるのは、「三・九パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年

三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年四・三パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から令和十六年三月までの期間については年三・八パーセント）」とする。

本条…削除〔平成六年六月政令二〇〇号〕、追加〔平成一二年一二月政令五四三号〕、一部改正〔平成一七年四月政令一一八号・二二年三月四二号・二七年三月一〇三号・令和二年四月一四四号・七年三月一〇八号〕

第六章の二　離婚等をした場合における特例に関する経過措置

本章…追加〔平成一九年三月政令七七号〕

政令

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕（第六六条の二）

第六章の二　離婚等をした場合における特例に関する経過措置

第一節　離婚等をした場合における平均標準報酬月額の計算の特例

本節…追加〔平成一九年三月政令七七号〕

第六十六条の二　組合（組合員であった者又はその配偶者であった者にあっては、連合会。以下この章において同じ。）は、標準報酬改定請求（共済法第九十三条の五第二項に規定する標準報酬改定請求をいう。次項において同じ。）があった場合において、第一号改定者（共済法第九十三条の五第一項に規定する第一号改定者をいう。以下この節において同じ。）が施行日の前日において組合員であって、施行日以後も引き続き組合員であり、かつ、対象期間（同項に規定する対象期間をいう。以下この章において同じ。）が施行日前から引き続いているものであるときは、共済法第九十三条の九第一項の規定にかかわらず、施行日前までの組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一　第一号改定者　昭和六十年私学の改正法附則第四条第一項及び第昭和六十年改正法附則第九条第一項及び第三項の規定により計算した施行日前の第一号改定者の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額とみなされた額に当該組合員期

間の月数を乗じて得た額から次号本文に定める額に施行日前までの組合員期間であつて、かつ、対象期間である期間（以下この節において「施行日前分割対象期間」という。）の月数を乗じて得た額を控除した額を、当該組合員期間の月数で除して得た額

二　第二号改定者（共済法第九十三条の五第一項に規定する第二号改定者をいう。以下この節において同じ。）　施行日前分割対象期間を第二号改定者の組合員期間とみなして昭和六十年私学の改正法附則第四条第一項及び第二項の規定の例により計算した正法附則第九条第一項及び第三項の規定の例により計算した施行日前分割対象期間に係る各月の標準報酬の月額とみなされた額に改定割合（共済法第九十三条の九第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下この章において同じ。）を乗じて得た額。ただし、第二号改定者が施行日前の組合員期間を有する者であるときは、当該乗じて得た額に施行日前分割対象期間の月数を乗じて得た額と昭和六十年私学の改正法附則第四条第一項及び昭和六十年改正法附則第九条第一項及び第二項の規定により計算した第二号改定者の施行日前の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額とみなされた額に当該第二号改定者の施行日前の組合員期間の月数を乗じて得た額との合算額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。

2　組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が施行日前に退職し、かつ、対象期間が施行日前から引き続いているものであるときは、共済法第九十三条の九第一項の規定にかかわらず、施行日前までの組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一　第一号改定者　昭和六十年私学の改正法附則第四条第二項の規定により計算した施行日前の第一号改定者の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額とみなされた額に当該組合員期間の月数を乗じて得た額から次号本文に定める額に施行日前分割対象期間の月数を乗じて得た額を控除した額を、当該組合員期間の月数で除して得た額

二　第二号改定者　施行日前分割対象期間を第二号改定者の組合員期間とみなして昭和六十年私学の改正法附則第四条第二項の規定の例により計算した施行日前分割対象期間に係る各月の標準報酬の月額とみなされた額に改定割合を乗じて得た額。ただし、第二号改定者が施行日前の組合員期間を有する者であるときは、当該乗じて得た額に施行日前分割対象期間の月数を乗じて

		得た額と昭和六十年私学の改正法附則第四条第一項及び第二項の規定により計算した第二号改定者の施行日前の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額とみなされた額に当該第二号改定者の組合員期間の月数を乗じて得た額との合算額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。 本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕
		（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例） **第六十六条の三**　共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者（前条の規定により施行日前分割対象期間に係る標準報酬の月額が改定され、又は決定された者を含む。次項において同じ。）に対する長期給付について、昭和六十年改正法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる昭和六十年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
		附則第九条第一項　組合員期間　に　組合員期間（離婚時みなし組合員期間（共済法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。附則第十五条第一項及び附則第二十九条第一項におい
	附則第二十条第二項	
	退職共済年金の額が	
通算退職年金の額とし		
		て同じ。）を除く。以下この条、附則第十二条第一項、附則第十四条第一項、附則第十六条第一項、第四項及び第六項、附則第十八条、附則第十九条第一項から第三項まで、附則第二十条第二項、附則第二十一条第一項、附則第二十一条の二第一項並びに附則第三十条第一項及び第二項において同じ。）に
	退職共済年金の額（共済法第九十三条の十第一項の規定により当該退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の額）が	
通算退職年金の額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年経過措置令」という。）第六十六条の六第一項の規定により当該通算退職年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の額。以下この項において同じ。）とし		

附則第二十一条第一項	算定した額が	算定した額（共済法第九十三条の十第一項の規定により当該退職共済年金の額が改定されたときは、当該改定後の額）が
	当該退職年金の額に	当該退職年金の額（共済法第九十三条の十第一項の規定により第一号改定者（共済法第九十三条の五第一項に規定する第一号改定者をいう。以下この項において同じ。）の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該第一号改定者にあつては、当該退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額）に
	当該改定後の額	当該改定後の額（共済法第九十三条の十第一項の規定により第一号改定者の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該第一号改定者にあつては、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額）

附則第二十九条第一項	、組合員又は組合員であつた者	、組合員又は組合員であつた者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）

2　共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付についてこの政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二項	続いているもの	続いているもの（離婚時みなし組合員期間（共済法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下同じ。）を除く。）
第三条第三項	組合員期間	組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。次条第四項、第五条第一項及び第二項、第六条第二項から第四項まで、第十三条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第六項、第二十一条第一項並び

		に第二十八条第二項において同じ。）
第六条第三項第二号及び第三号	含む	含み、離婚時みなし組合員期間を除く
第十九条第一項、第四項及び第六項	組合員期間が	組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）が

本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月政令八五号〕

第二節　退職年金等の受給権者が離婚等をした場合における特例

本節…追加〔平成一九年三月政令七七号〕

（退職年金等の受給権者が離婚等をした場合における換算標準報酬の月額等）

第六十六条の四　退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（以下この節において「退職年金等」という。）の受給権者である第一号換算標準報酬改定者（組合員又は組合員であった者であって、次条第一項第一号の規定により換算標準報酬の月額が改定されるものをいう。以下この節において同じ。）又は第二号換算標準報酬改定者（第一号換算標準報酬改定者の配偶者であった者であって、同項第二号の規定により換算標準報酬の月額が改定され、又は決定されるものをいう。以下この節において同じ。）は離婚等（共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合であって共済法第九十三条の五第一項各号のいずれかに該当するときは、組合に対し、当該離婚等について対象期間に係る組合員期間（当該退職年金等の額の算定の基礎となる部分に限るものとし、以下この節において「分割対象期間」という。）の換算標準報酬の月額の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の文部科学省令財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2　前項の換算標準報酬の月額は、退職年金等の額の算定の基礎となっている俸給年額を十二で除して得た額について、分割対象期間に係る組合員期間を昭和六十年私学の改正法附則第四条第二項昭和六十年改正法附則第九条第三項に規定する退職に係る組合員期間とみなして同項の規定の例により計算した額とする。

3　第一項の規定による換算標準報酬の月額（前項に規定する換算標準報酬の月額をいう。以下この節において同じ。）の改定又は決定の請求については、共済法第九十三条の五第二項及び第三項

並びに第九十三条の六から第九十三条の八までの規定を準用する。この場合において、換算標準報酬の月額は、標準報酬の月額とみなす。

本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月政令八五号〕、三項…一部改正〔平成二五年三月政令八六号〕

（換算標準報酬の月額の改定又は決定）

第六十六条の五　組合は、換算標準報酬の月額の改定又は決定の請求（以下この節において「換算標準報酬改定請求」という。）があった場合において、第一号換算標準報酬改定者が換算標準報酬の月額を有する分割対象期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の換算標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一　第一号換算標準報酬改定者　第一号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額に一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

二　第二号換算標準報酬改定者　第二号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額（換算標準報酬の月額を有しない月にあっては、零）に、第一号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

2　前項の場合において、分割対象期間のうち第一号換算標準報酬改定者の組合員期間であって第二号換算標準報酬改定者の組合員期間でない期間については、第二号換算標準報酬改定者の組合員期間であったものとみなす。

3　第一項の規定により改定され、又は決定された換算標準報酬の月額は、当該換算標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみその効力を有する。

本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕

（退職年金等の額の改定）

第六十六条の六　退職年金等の受給権者について、前条第一項の規定により換算標準報酬の月額の改定又は決定が行われたときは、昭和六十年改正法附則第三十五条、第三十七条、第四十条及び第四十二条の規定にかかわらず、換算標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額に当該退職年金等の額を改定する。

一　第一号換算標準報酬改定者　昭和六十年改正法附則第三十五条、第三十七条、第四十条及び第四十二条の規定により算定した額から、第一号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額及び分割対象期間をそれぞれ平均標準報酬月額及び組合員期間とみなして平成十二年改正法附則第十一条第三項又は第十二条第五項の規定により読み替えられた共済法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項

及び第二項又は附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定の例により算定した額を控除した額

二　第二号換算標準報酬改定者　昭和六十年改正法附則第三十五条、第三十七条、第四十条及び第四十二条の規定により算定した額と、第一号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額及び分割対象期間をそれぞれ平均標準報酬月額及び組合員期間とみなして平成十二年改正法附則第十一条第三項又は第十二条第五項の規定により読み替えられた共済法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項又は附則第十二条の四の二第二項及び第三項（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）の規定の例により算定した額を合算した額

2　第一号換算標準報酬改定者が退職年金等の受給権者であって、かつ、第二号換算標準報酬改定者が退職年金等の受給権者でない場合においては、第二号換算標準報酬改定者については、前条第一項第二号の規定により改定又は決定した換算標準報酬の月額を共済法第九十三条の九第一項第二号に規定する第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額とみなして、同条から共済法第九十三条の十一までの規定を適用する。

3　第二号換算標準報酬改定者が退職年金等の受給権者であって、かつ、第一号換算標準報酬改定者については、共済法第九十三条の九第一項第一号に規定する第一号改定者の改定前の標準報酬の月額を第一項第二号に規定する第一号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額とみなして、同号の規定を適用する。

本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕

（退職年金等の受給権者に係る対象期間標準報酬総額の算定）

第六十六条の八　退職年金等の受給権者の対象期間標準報酬総額（共済法第九十三条の六第一項に規定する対象期間標準報酬総額をいう。）を算定する場合においては、同項の規定にかかわらず、施行令第十一条の八の二十三の規定を準用する。この場合において、同条中「標準報酬の月額に一・三」とあるのは、「標準報酬の月額及び換算標準報酬の月額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第六十六条の四第二項に規定する換算標準報酬の月額をいう。）に一・三」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一九年三月政令七七号〕

第三節　離婚等により三号分割をした場合における特例

本節…追加〔平成二〇年三月政令八五号〕

（三号分割により標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例）

第六十六条の九　共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、昭和六十年改正法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる昭和六十年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十六条第一項	組合員期間	組合員期間（共済法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。）
附則第二十一条第一項	算定した額が	算定した額（共済法第九十三条の十四第一項の規定により当該退職共済年金の額が改定されたときは、当該改定後の額）が
	当該退職年金の額に	当該退職年金の額（共済法第九十三条の十四第一項の規定により特定組合員（共済法第九十三条の十三第一項に規定する特定組合員をいう。以下この項において同じ。）の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該特定組合員にあつては、当該退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額）に
	当該改定後の額	当該改定後の額（共済法第九十三条の十四第一項の規定により特定組合員の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額）
附則第二十九条第一項	、組合員又は組合員であつた者	、組合員又は組合員であつた者（共済法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）

本条…追加〔平成二〇年三月政令八五号〕

附　則

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

附　則〔昭和六一年六月二八日　政令第二四七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔昭和六二年三月二〇日　政令第五四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

昭和六十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

附　則〔昭和六二年六月五日　政令第一九七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

昭和六十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

附　則〔昭和六三年六月一四日　政令第一八七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕

附　則（昭六一―平六）

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成元年一二月二七日　政令第三四五号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二年三月二八日　政令第五六号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二年四月一日から施行する。

平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

附　則〔平成二年七月六日　政令第二〇五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則〔平成六年一一月一六日　政令第三五七号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第二条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三十九条及び第四十三条の改正規定並びに次条の規定　平成六年十二月一日

二　〔略〕

2　第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「改正後の経過措置政令」という。）第三十四条、第三十八条、第四十二条第一項、第二項及び第四項、第四十五条、第四十六条第一項、第四十八条、第五十条、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第二項及び第四項並びに第六十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成六年十月一日から適用する。

国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成七年三月二九日　政令第一一五号〕

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

平成七年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令

附　則　〔平成七年三月二九日　政令第一一六号、抄〕

1　この政令は、平成七年四月一日から施行する。

3　前項の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十七条の規定は、平成七年四月分以後の月分の同条に規定する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額について適用し、同年三月分以前の月分のこれらの年金の額については、なお従前の例による。

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成九年三月二八日　政令第八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成九年一二月一〇日　政令第三五五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一二年三月三一日　政令第一八二号、抄〕

最近改正　平成一六年九月二九日　政令第二八六号

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

（増加恩給の受給権者であった者等に係る遺族共済年金の額の改定の特例に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十六条第四項の規定は、平成十二年四月分以後の月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。）による遺族共済年金の額について適用し、平成十二年三月分以前の月分の法による遺族共済年金の額については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（平成十二年度以後における旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置）

第七条　平成十二年度以後の各年度における昭和六十年改正前の私学共済法による年金（昭和三十六年私学共済改正法附則第四項第一号に規定する旧法の規定による年金を除く。）の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、昭和六十年改正法附則第三十五条第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下この条から附則第九条までにおいて「昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項第二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）、第四十二条第一項（同条第二項（昭和六十一年経過措置政令第四十九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第四十六条第一項及び第三項（昭和六十一年経過措置政令第四十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（いずれも昭和六十一年経過措置政令第五十八条においてその例による場合を含む。）並びに昭和六十一年経過措置政令第三十八条、第五十条並びに第五十七条第一項及び第二項の規定（俸給年額又は衛視等の俸給年額に基づいて算定される部分に限る。）による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一　昭和六十年改正法附則第三十五条第一項、第四十条第一項第二号、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項及び第三項並びに第五十七条第一項の規定並びに昭和六十一年経過措置政令第三十八条、第五十条並びに第五十七条第一項及び第二項の規定（俸給年額又は衛視等の俸給年額に基づいて算定される部分に限る。）を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二　平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改

正法（以下「改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第三十五条第一項、第四十条第一項第二号、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項及び第三項並びに第五十七条第一項の規定並びに第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三十八条、第五十条並びに第五十七条第一項及び第二項の規定（俸給年額又は衛視等の俸給年額に基づいて算定される部分に限る。）を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）を乗じて得た金額

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、本条…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（平成十二年度以後における障害年金等の支給停止額の算定に関する経過措置）

第八条　平成十二年度以後の各年度における公務による障害年金、公務によらない障害年金又は公務による遺族年金（それぞれ昭和六十一年経過措置政令第二条第十四号に規定する公務による障害年金、公務によらない障害年金又は公務による遺族年金をいう。）の昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、同号の規定による金額とする。

一　昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定を適用したとしたならば同条の規定により算定される金額

二　改正前の昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法（改正前の昭和六十年改正法附則第二条第二号に規定する旧共済法をいう。以下同じ。）第八十六条第一項、第八十六条の二第一項又は第九十二条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額

2　前項第二号の規定による金額を算定する場合における旧共済法第八十六条第一項、第八十六条の二第一項又は第九十二条第一項に規定する俸給年額は、改正前の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する俸給年額とする。

見出…全部改正・一項…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、一項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

（平成十二年度以後における退職年金の受給権者の在職中支給基本額等の算定に関する経過措置）

第九条　平成十二年改正法附則第七条第一項及び第二項の規定は、平成十二年度から平成十五年度までの各年度における改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項第一号（改正後の昭和六十

年改正法附則第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一条並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三条第一項においてその例によることとされる改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項第一号、第八十九条第一項第一号（同号ロを除く。）及び第二号（同号ロを除く。）並びに附則第十二条の四の二第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

2　平成十二年改正法附則第十一条第一項（第二号を除く。）から第三項まで並びに第十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項から第五項までの規定は、平成十六年度以後の各年度における昭和六十年改正法附則第三十六条第一項第一号（昭和六十年改正法附則第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一条並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三条第一項においてその例によることとされる法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項第一号、第八十九条第一項第一号（同号ロを除く。）及び第二号（同号ロを除く。）並びに附則第十二条の四の二第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一五年一月政令一六号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成一六年三月政令四四号〕、二項…一部改正〔平成一六年九月政令二八六号〕

政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕　附則（平一二―平一六）

附　則　〔平成一二年六月七日　政令第三〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成一四年三月一三日　政令第四三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則　〔平成一五年一月二九日　政令第一六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則　〔平成一六年三月一九日　政令第四四号〕

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則　〔平成一六年九月二九日　政令第二八六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置についての読替え等）

第三条　旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）について平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次項において「改正前の昭和六十一年経過措置政令」という。）	第三十四条第一項第三号ハ	百八万四千六百円	百七万千六百円
	第三十八条第二項	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
	第三十八条第一項第一号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九八八を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九八八を乗じて得た金額
	第四十二条第一項第一号	五百二十八万千九百円	五百二十一万八千五百円
	第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円	三百四十万四千三百円
	第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万千二百円
	第四十二条第二項第一号	二十万八千百円	二十万五千六百円
	第四十二条第二項第二号	一万四千八百円	一万四千六百円
	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九八八を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第三号ハ	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九八八を乗じて得た金額
	第四十二条第一項第一号	五百二十八万千九百円	五百二十一万八千五百円
	第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円	三百四十万四千三百円
	第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万千二百円
	第四十二条第二項第一号	二十万八千百円	二十万五千六百円
	第四十二条第二項第二号	一万四千八百円	一万四千六百円

第四十二条第四項第一号	百三十二万六千九百円	百三十一万千円
第四十二条第四項第二号	百八万四千六百円	百七万千六百円
第四十二条第四項第三号及び第四十五条	八十万四千二百円	七十九万四千五百円
第四十六条第一項	七万七千百円	七万六千二百円
	二十三万千四百円	二十二万八千六百円
第四十八条第一項	百八十七万三千三百円	百八十五万八百円
第四十八条第二項	百八十七万三千三百円	百八十五万八百円
	百七十四万六千四百円	百七十二万五千四百円

第四十八条第三項	一万四千八百円	一万四千六百円
	六万六千九百円	六万六千百円
第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
第五十条第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額
第五十条第三号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
第五十七条第一項	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九八八を乗じて得た率
	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受

				給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に一・〇二七を乗じて得た率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額）を控除した金額
		当該相当する金額		当該控除した金額
二　第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下この条及び次条において「改正前の平成十二年改正政令」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	第三十八条第一項第一号ハ	相当する金額	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九八八を乗じて得た率
	第三十八条第一項第三号ハ及び第二項並びに第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	掲げる額	掲げる額に〇・九八八を乗じて得た額
	第五十七条第二項	当該相当する金額	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九八八を乗じて得た率
	第六十条	掲げる額	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額

第五十条第一号及び第三号	相当する額		相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
第五十七条第一項	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・〇二七に一・二二を乗じて得た率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額	当該控除した金額
	当該相当する金額		

2　平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第

一項第一号に規定する公務による遺族年金について改正前の昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十二年改正政令附則第八条第一項第一号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九八八を乗じて得た金額」とする。

3　平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について改正前の平成十二年改正政令附則第八条第一項第二号の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、同号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九八八を乗じて得た金額」とする。

（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　旧共済法による年金について平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における平成十六年改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下この項において「平成十六年改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・九八八を乗じて得た率からそれぞれ一を控除して得た率とする。この場合において、平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、平成十六年改正前の昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額）」とする。

2　旧共済法による年金について平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における改正前の平成十二年改正政令附則第七条第二号の規定による金額を算定する場合において、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（附則第七条において「平成十二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の昭

和六十年改正法（以下この項において「平成十二年改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二十・五とする。この場合において、平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・二二に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額）」とする。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一七年四月一日　政令第一一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年三月三〇日　政令第七七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年一一月二日　政令第三二六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成一九年一一月九日　政令第三三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二〇年三月三一日　政令第八五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔平成二一年一二月二四日　政令第二九六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令　**附　則**　〔平成二二年三月二六日　政令第四二号〕

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令　**附　則**　〔平成二五年三月二七日　政令第八六号〕

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令　**附　則**　〔平成二五年七月三一日　政令第二二六号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔平成二四年八月法律第六三号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

〔（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）〕

第三条　国家公務員共済組合法による年金である給付又は昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付であって、その額の算定の基礎となった組合員期間のうちに追加費用対象期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。次条において同じ。）があるもの（当該国家公務員共済組合法による年金である給付又は同号に規定する旧共済法による年金である給付の受給権者が受給権を有する他の国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは同号に規定する旧共済法による年金である給付若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付を含む。）については、施行日においてその額の改定を行うこととし、当該改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第七十三条第三項の規定又は地方公務員等共済組合法第七十五条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりな

お従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十五条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二六年九月二五日　政令第三二三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十条まで、第十四条及び第十六条の規定は、同年十二月一日から施行する。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二七年三月二七日　政令第一〇三号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

（平成二十七年度における国家公務員共済組合法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る部分の経過措置）

第三条　平成二十七年度における第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十七条第二項の規定の適用については、同項中「から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る額のうち公経済負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の総額で除して得た率とし、同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち公経済負担の対象となる部分の額の合算額を当該期間に支給された当該給付の総額で除して得た」とあるのは、「に掲げる給付に係るものにあつては国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の第六十七条第三項第一号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第二号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第三号に掲げる給付について同条

第二項の規定の例により算定した率、次項第四号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第五号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第六号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第四号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第五号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第六号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した」とする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の水準の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部を改正する政令

附　則

〔令和二年四月一五日　政令第一四四号〕

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔令和七年三月二八日　政令第一〇八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕　附則（令二―令七）・別表第四

別表第四（第十三条関係）

昭和二年四月一日以前に生まれた者	一・八七五
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	一・八一七
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	一・七六一
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	一・七〇七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・六五四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・六〇三
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・五五三
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	一・五〇五
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・四五八
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・四一三

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三六九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三二七
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二八六
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二〇八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・一七〇
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・一三四
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・〇九九
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・〇六五
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・〇三二

本表…一部改正〔平成元年一二月政令三四五号〕

別表第五（第四十条及び第四十一条関係）

年数	率
一年	〇・〇八五
二年	〇・一六〇
三年	〇・二三〇
四年	〇・二九〇
五年	〇・三五〇

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

〔抄〕

（平成二十七年九月三十日政令第三百四十五号）

最近改正　令和　八年　三月一八日　政令第四三号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（以下「退職給付水準見直し法」という。）の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が支給する平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間を有する者に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による長期給付の支給要件、当該長期給付の額の算定、当該長期給付に係る費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧国家公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法　それぞれ平成二十四年一元化法附則第四条第一号から第九号まで若しくは第十一号又は第七条第一項に規定する改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧国家公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法をいう。

二　第一号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者期間、第四号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者期間　それぞれ改正後厚生年金保険法第二条の五第一項各号に規定する第一号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者期間、第四号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者期間をいう。

三　なお効力を有する改正前国共済法　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。

四　改正後国共済法　退職給付水準見直し法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。

五　なお効力を有する改正前国共済施行法　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済施行法をいう。

六　なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国共済改正法をいう。以下同じ。）をいう。

七　改正前国共済令　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。以下「平成二十七年国共済整備政令」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。

八　なお効力を有する改正前国共済令　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済令をいう。

九　改正後国共済令　平成二十七年国共済整備政令第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令をいう。

第二章　給付の通則に関する経過措置

（年金の支払の調整に係る経過措置）

第五条　次に掲げる年金である給付（以下この条において「乙年金」という。）の受給権者が第二号から第四号までに掲げる年金である給付のうち乙年金以外のもの（以下この条において「甲年金」という。）の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支

払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

一　改正後厚生年金保険法による年金である保険給付（連合会が支給するものに限る。）

二　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下「改正前国共済法による職域加算額」という。）

三　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付

四　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により連合会が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）

2　乙年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として乙年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この項において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき甲年金があるときは、財務省令で定めるところにより、甲年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

3　甲年金及び乙年金がいずれも第一項第二号に掲げる年金である給付又はいずれも同項第三号に掲げる年金である給付であるときは、前二項の規定は、適用しない。

4　第一項に規定する内払又は第二項の規定による充当に係る額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三章　退職共済年金等に関する経過措置

第一節　施行日以後に支給する退職共済年金等の特例

（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項に規定する改正前支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）

第六条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前国共済法第七十六条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）

改正前国共済法第七十六条第二項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前国共済法第八十一条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	支給する	支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）と保険料免除期間（同条第三項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない
改正前国共済法第八十一条第二項	障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七条第二項に定めるところによる
改正前国共済法第八十一条第三項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前国共済法第八十一条第四項及び第五項	障害共済年金 支給する	旧職域加算障害給付 支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険

改正前国共済法第八十一条第六項	障害共済年金	者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない
改正前国共済法附則第十二条の二の二第一項及び第三項、第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第三項並びに第十二条の八第二項	退職共済年金	旧職域加算障害給付
		旧職域加算退職給付

改正前国共済施行法第二条第一号	国家公務員共済組合法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
改正前昭和六十年国共済改正法附則第二条第八号	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という	共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ
〔略〕		
改正前昭和六十年国共	及び第十三条の五並びに	並びに

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第二項	二十五年	十年
	者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で	者で
附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号までを除く。）	附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号	
第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項	附則第十二条の三及び第十二条の六の二第一項	

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項	第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項、第十二条の八第一項、第二項及び第九項並びに第十三条の十第一項	附則第十二条の八第二項
	二十五年	十年
附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号までを除く。）	者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で	者で
第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項	附則第十二条の三及び第十二条の六の二第一項	

本条…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕、見出・本条…一部改正〔平成二九年七月政令二一四号〕

（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項に規定する改正前遺族支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）

第七条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前国共済法第八十八条第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平

成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下この項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）	支給する
支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、当該者が死亡した日の前日において、当該死亡した日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。）と保険料免除期間（同条第三項に規定する保険料免除期間をいう。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない	

改正前国共済法第八十八条第一項第三号	障害共済年金	旧職域加算障害給付（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（障害を給付事由とするものに限る。）
改正前国共済法第八十八条第一項第四号	退職共済年金	旧職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（退職を給付事由とするものに限る。）
改正前国共済法第八十八条第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済施行法第二条第一号	国家公務員共済組合法をいう	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項又は第三

改正前昭和六十年国共済改正法附則第二条第	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条	項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第六条又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする	共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号及び附則第八号	までにおいて「共済法」という	十四条第五項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第六条又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ

〔略〕			
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第二項	第十一号まで	第十一号まで及び第二十号	
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第五項	前項	第三項	退職共済年金又は遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの

2　令和十八年四月一日前に死亡した者の死亡について前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十八条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「満たないとき」とあるのは、「満たないとき（当該死亡した日の前日において当該死亡した日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡した日において国民年金の被保険者でなかった者については、当該死亡した日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間）のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡した日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

3　平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。第十五条第二項及び第百三十九条において同じ。）第二十四条の規定の適用については、同条中「昭和六十年改正法附則第十四条第四項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る」とあるのは、「組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、」とする。

見出・一項…一部改正・三項…追加〔平成二九年七月政令二一四号〕、二項…一部改正〔令和二年三月政令一〇一号・八年三月四三号〕

（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法等による職域加算額に係る改正前国共済法等の規定の読替

え）

第八条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前国共済法第二条第三項		
子又は孫は、	夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子又は孫は	あるときは、
あつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十一条第二項に規定する障害等級	あるか、又は二十歳未満で障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）	あるときは、前二条の規定に準じて、これを
ある	あり、かつ、まだ配偶者がない	遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する

改正前国共済法第四十五条第一項		
あるときは、前二条の規定に準じて、これを		
遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する	配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる	その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくはこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの

改正前国共済法第四十六条第二項		
その遺族若しくは相続人	退職共済年金	旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国

平成二十四年一元化法附則第三十		

六条第五項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四十九条ただし書		共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（同項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えられた改正前国共済法第五十条ただし書	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第七十二条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）

	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第七十二条の二	、組合員期間	、旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）を合算した期間をいう。以下同じ。）
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
改正前国共済法第七十四条第一項	当該組合員期間	当該旧国共済施行日前期間
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第七十	退職共済年金の額のうち第七十	旧職域加算退職給付

四条第二項	
七条第二項の規定により加算する金額（以下「退職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額	障害共済年金の額のうち第八十二条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項又は第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定する金額（当該障害共済年金の額が第八十二条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額	旧職域加算障害給付
	遺族共済年金の額のうち第八十九条第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。以	旧職域加算遺族給付

			下「遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額
改正前国共済法第七十七条第二項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	次の
	前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の		
	金額を加算した金額	金額	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数
改正前国共済法第七十七条第二項各号			月数
改正前国共済法第七十七条第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	の平成二十七年十月一日
	がその権利を取得した日の翌日の属する月		
改正前国共済法第七十八条の二第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	、遺族共済年金、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付
	若しくは遺族共済年金		

改正前国共済法第七十八条の二第二項			申出を
	同項		申出（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第八条第三項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を
	退職共済年金	旧職域加算退職給付	前項
	五年を経過した日	十年を経過した日	申出（平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定によ
改正前国共済法第七十	申出を		

		八条の二第三項	り第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を
	退職共済年金	退職共済年金の額	旧職域加算退職給付
		改正前国共済法第七十八条の二第四項	旧職域加算退職給付の額
		第七十七条第一項及び第二項並びに前条	第七十七条第二項
		これら	同項
		退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間	旧国共済施行日前期間
		第七十七条第一項及び第二項の	同項の
		並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものと	を勘案して
			された金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して
	退職共済年金	改正前国共済法第八十条の二	
	旧職域加算退職給付		
	障害共済年金の額	改正前国共済法第八十二条第一項	
	旧職域加算障害給付の額	第二号	第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済

年金については、第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を同号	月数（	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（					
改正前国共済法第八十二条第一項第二号							
			障害共済年金の	障害共済年金（	公務等による障害共済年金	月数が	
			改正前国共済法第八十二条第二項	公務等による旧職域加算障害給付		月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数が	
					公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	
			改正前国共済法第八十二条第三項		障害共済年金を	旧職域加算障害給付を	
					五十円	五十銭	
					百円	一円	
					とする。）	とする。）から厚生年金相当額（公務等による旧職域加算障害給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（改正後厚生年金保険法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第八十九条第四項	

において同じ。）の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。第八十九条第四項において「改正後国共済令」という。）第二十条各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。）を控除して得た金額

改正前国共済法第八十二条第四項	障害共済年金	障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
	とする		旧職域加算障害給付
改正前国共済法第八十四条第一項	障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退した		とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする 旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める

請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）			
減退し、又は増進した後における障害の程度	障害の程度			
障害共済年金の額	旧職域加算障害給付の額			
改正前国共済法第八十四条第二項及び第三項並びに第八十五条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付	公務等による旧職域加算障害給付	公務等によらない旧職域加算障害給付
改正前国共済法第八十五条第二項	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付		
	公務等によらない障害共済年金			

障害共済年金のうち	旧職域加算障害給付のうち			
障害共済年金をいう	旧職域加算障害給付をいう			
障害共済年金の額	旧職域加算障害給付の額			
改正前国共済法第八十五条第三項	障害共済年金の	旧職域加算障害給付の		
	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付		
	公務等によらない障害共済年金	公務等によらない旧職域加算障害給付		
改正前国共済法第八十五条第四項から第六項まで、第八十六条及び第八十七条の三	障害共済年金	旧職域加算障害給付		
改正前国共済法第八十七条の四	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付		
	算定される障害共済年金	算定される旧職域加算障害給付		

改正前国共済法第八十九条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ	(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た	(2)に掲げる月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年
改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)	月数（(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した	(2)に掲げる月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年
改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ	額を加算した	月数
改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ(2)(i)	が二十年	月数（、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十	

改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ(2)(ii)	が二十年	月数（、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年
	月数	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数
改正前国共済法第八十九条第一項第二号	退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十一条の二において「退職共済年金等」とい	旧職域加算退職給付

					う。）のいずれか
				改正前国共済法第八十九条第一項第二号イ(1)	が遺族共済年金
					退職共済年金
				改正前国共済法第八十九条第一項第二号イ(2)	が旧職域加算遺族給付
					旧職域加算退職給付
				改正前国共済法第八十九条第一項第二号ロ	金額から政令で定める額を控除した金額
					金額
					金額に当該政令で定める額を加算した額
					遺族共済年金
					旧職域加算遺族給付
					退職共済年金等の額の合計額（第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加
					旧職域加算退職給付に相当する額

				改正前国共済法第八十九条第三項	給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額
					額に政令で定める額を加算した額
					遺族共済年金（公務等による遺族共済年金
					旧職域加算遺族給付（公務等による旧職域加算遺族給付
					前二項
					第一項
				第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)
					、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を
					が二十年

				いう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年
			月数」	合算した月数（
		改正前国共済法第八十九条第四項	月数（	旧職域加算遺族給付が公務等による遺族共済年金
			遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	五十銭
			五十円	一円
			百円	
			とする。）	

項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後国共済令第二十条各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。）を控除して得た金額

改正前国共済法第八十九条第六項	前各項	第一項、第三項及び第四項	
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
改正前国共済法第八十九条の二第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付	
	ときは、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ	ときは、	
	金額又は同条第二項第二号に定める金額	金額	
改正前国共済法第八十九条の二第三項	遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付	
	前二項	第一項	
	第一項中	同項中	
	遺族共済年金（」とあるのは「遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（」とあるのは「旧職域加算遺族給付	

と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含む。）は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、

同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（同条第四項の規定の適用があったときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」とする	遺族共済年金	改正前国共済法第九十一条の二第一項
退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付	
退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）	旧職域加算退職給付の額	
支給停止額	当該旧職域加算退職給付の額	
から政令で定める額を控除して得た金額を超える	を超える	
から当該政令で定める額を控除して得た金額に相当する金額を限度	を限度	
前二項	第一項	

改正前国共済法第九十一条の二第三項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第九十三条の二第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付

済法第九十三条の二第二項		
二　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。	二　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。	
改正前国共済法第九十三条の三	公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第九十三条の四	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第九十三条の五第一項本文	第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この条、第九十三条の十三第一項及び第九十三条の十六第一項において同じ。）
	同条第一項第二号	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、	標準報酬が改定され、
	次の各号のいずれかに該当するときは	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに
改正前国共済法第九十三条の九第一項	組合員期間	旧国共済施行日前期間
	を請求することができる	の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつたものとみなす
	あつた	あつたものとみなされる
	組合員期間	旧国共済施行日前期間

改正前国共済法第九十三条の九第一項第一号	第一号改定者の改定前の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。）に一から改定割合（按分割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前国共済法第九十三条の九第一項第二号	第二号改定者の改定前の標準報酬の月額（標準報酬の月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前国共済法第九十三条の九第二項	あつた	あつたものとみなされる
改正前国共済法第九十三条の九第二項第一号	第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第一号に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前国共済法第九十三条の九第二項第二号	第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額（標準期末手当	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第二号に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）

等の額を有しない月にあっては、零）に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額	組合員期間	旧国共済施行日前期間	
改正前国共済法第九十三条の九第三項			
改正前国共済法第九十三条の九第四項	あった	あったものとみなされる	
改正前国共済法第九十三条の十第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
	組合員期間	旧国共済施行日前期間	
	あった	あったものとみなされる	
改正前国共済法第九十三条の十第二項	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
	組合員期間に	旧国共済施行日前期間に	
	のあった	のあったものとみなされる	

組合員期間の	旧国共済施行日前期間の		
組合員期間で	旧国共済施行日前期間で		
改正前国共済法第九十三条の十三第一項	定めるときは、組合	定めるときであって、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、組合	
	組合員期間	旧国共済施行日前期間	
	この条	この条及び第九十三条の十六	
	を請求することができる	の請求があったものとみなす	
改正前国共済法第九十三条の十三第一項ただし書	をした	があったものとみなされる	
	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
改正前国共済法第九十三条の十三第二項	あった	あったものとみなされる	
	組合員期間	旧国共済施行日前期間	
	当該特定組合員の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）	

		改正前国共済法第九十三条の十三第三項	規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）に二分の一を乗じて得た額
	あつたものとみなされる	改正前国共済法第九十三条の十三第三項	あつた
	旧国共済施行日前期間	改正前国共済法第九十三条の十三第三項	組合員期間
	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第三項に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）の標準期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額	改正前国共済法第九十三条の十三第四項	当該特定組合員期間
	あつたものとみなされる	改正前国共済法第九十三条の十三第五項	組合員期間
	旧国共済施行日前期間		

改正前国共済法第九十三条の十四第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
	あつた	あつたものとみなされる	
改正前国共済法第九十三条の十四第二項	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
改正前国共済法第九十三条の十六第一項	第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬	
	第九十三条の十三第一項	特定期間に係る旧国共済施行日前期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定	
改正前国共済法第九十三条の十六第一項ただし書	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
改正前国共済法第九十	第九十三条の六第一項の対象期	第九十三条の九第一項	

改正前国共済法第九十四条第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	旧国共済施行日前期間の改定前
	組合員期間の改定前		
三条の十六第二項	間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額並びに第九十三条の九第一項		

改正前国共済法第九十四条第三項	障害共済年金	旧職域加算障害給付	旧国共済施行日前期間
改正前国共済法第九十七条第一項	組合員期間		
	退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額	
改正前国共済法第九十七条第二項	遺族共済年金の受給権者	旧職域加算遺族給付の受給権者	
	遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算遺族給付の額	
改正前国共済法第九十七条第三項	組合員期間	旧国共済施行日前期間	
	退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額	

		済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額	
改正前国共済法第九十七条第四項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
改正前国共済法第百十三条第一項及び第五項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
改正前国共済法第百十五条第一項	五十円	五十銭	
	百円	一円	
改正前国共済法第百二十四条の二第一項	政令で定めるもの（第四項	国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に規定するもの（第四項	公庫等職員」という。）（他の法令の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされた者を含む。以下同じ
	）に使用される	）（他の法令の規定により国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等とみなされた法人を含む。第四項において同じ。）に使用される	同令第四十三条第二項に規定するもの（第四項
			政令で定めるもの（同項
			「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含
			、「業務」

改正前国共済法第百二十四条の三		むを。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」
別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に	

別表第三に掲げるもの及び同号	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの及び同号	
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林研究・整備機構	
別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等」	と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「行政執行法人の負担に係るもの」とあるのは「行政執行法人の負担に係るもの（第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表
		とする

第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第五項から第七項までの規定中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とする		
改正前国共済法附則第十二条の二の二第二項	前項	平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前国共済法附則第十二条の二の二第四項	前項 又は第九条の二の二第一項	平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項 若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第七条の三第一項

退職共済年金	旧職域加算退職給付
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項
これら	同項
改正前国共済法附則第十二条の五	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
前項	平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前国共済法附則第十二条の六の二第二項	
又は第九条の二の二第一項	若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第一項
前項	平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前国共済法附則第十二条の六の二第四項	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項

これら	同項
改正前国共済法附則第十二条の八第三項	
第一項又は前項	平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
退職共済年金	旧職域加算退職給付
附則第十二条の四の二第二項又は第三項	附則第十二条の四の二第三項
改正前国共済法附則第十二条の八第六項前段	
、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定	の規定
第一項又は第二項	第二項
改正前国共済法附則第十二条の八第七項	
第一項又は第二項の規定	第二項の規定
退職共済年金	旧職域加算退職給付
第七十七条第一項又は第二項	第七十七条第二項

これら	同項	附則第十二条の四の二第三項の規定による金額	
附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額	退職共済年金	旧職域加算退職給付	改正前国共済法附則第十二条の八の四及び第十二条の十第一項
			改正前国共済法附則第十三条の三第一項
	係る国家公務員法	係る国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項において「旧国家公務員法」という。）	
	、国家公務員法	、旧国家公務員法	

（国家公務員法	（旧国家公務員法		
及び国家公務員法	及び旧国家公務員法		
退職共済年金	旧職域加算退職給付	改正前国共済法附則第十三条の三第二項及び第六項第二号	
退職共済年金	旧職域加算退職給付		
第七十二条の三から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで	改正前国共済法附則第十三条の九第一項	

改正前国共済法附則第十三条の九第二項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
	とする。	とする。
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率	
	二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	
改正前国共済法附則第十三条の九第三項	第七十二条の四（第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	物価変動率が	物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が
改正前国共済法附則第十三条の九第四項	第七十二条の五（第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率

とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率 二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	とする。

改正前国共済法附則第十三条の九第五項	退職共済年金	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
改正前国共済法附則第十三条の九の三	、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定	の規定
改正前国共済法附則第十三条の九の四	国家公務員共済組合法をいう	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改
改正前国共済施行法第二条第一号		

				正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする
改正前昭和六十年国共済改正法附則第二条第八号				国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という。）附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ

改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条第一項	の共済法	の国家公務員共済組合法
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十五条第一項	規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、	規定中
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十五条第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（附則第十八条及び第三十二条第一項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
改正前昭和六十年国共	共済法第七十七条第一項（共済	共済法

済改正法附則第十五条第三項	法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の七・三〇八」と、共済法	支給する旧職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条	支給する退職共済年金	支給する退職給付

遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
当該退職共済年金	当該旧職域加算退職給付	
組合員期間には	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）には	
退職共済年金	旧職域加算退職給付	改正前昭和六十年国共済改正法附則第十九条第一項
組合員期間には	旧国共済施行日前期間には	
組合員期間	旧国共済施行日前期間	改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項

公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項ただし書
公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付	
組合員期間	旧国共済施行日前期間	
退職共済年金の	旧職域加算退職給付	改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項
障害共済年金の	旧職域加算障害給付	改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第三項
遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付	
職域加算額		
組合員期間	旧国共済施行日前期間	

2　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済令の規定の適用につ

いては、次の表の上欄に掲げる改正前国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕		
第十一条の七の三の二第一項	、退職共済年金	、旧職域加算退職給付（法第七十六条第一項に規定する旧職域加算退職給付をいう。以下同じ。）
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）
	基礎として法第七十七条第一項の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額）と	基礎として
	年金	おいて退職共済年金	おいて旧職域加算退職給付
	の申出	に規定する支給繰下げの申出（平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定により法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第四項において同じ。）
六十月		百二十月

第十一条の七の三の二第三項	五年	退職共済年金が前項第一号に該当する	十年	旧職域加算退職給付に当該者が組合員である
				旧職域加算退職給付の受給権者に当該者が組合員でない
第十一条の七の三の二第四項				旧職域加算退職給付」
				旧職域加算退職給付（当該職域加算退職給付に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の
				」と、第十一条の十第一項中「退職共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項
				退職共済年金の職域加算額（第十一条の七の三の二第四項の規定により読み替えて適用する法
				旧職域加算退職給付（当該旧職域加算退職給付に第十一条の七の三の二第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た

第七十四条第二項	金額を加算した金額とする。以下同じ。）	
障害共済年金	旧職域加算障害給付（法第八十一条第一項に規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）	第十一条の七の八第一項
障害共済年金の	旧職域加算障害給付の	第十一条の七の八第二項
障害共済年金（	旧職域加算障害給付（	
併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付	
加算された障害共済年金	加算された旧職域加算障害給付	第十一条の七の八第三項
第一号に掲げる金額は法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の一部であるもの	第二号	
と、第二号		
同項第二号	法第八十二条第一項第二号	
それぞれみなして	みなして	

併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付	第十一条の七の八第三項第一号
支給される障害共済年金	支給される旧職域加算障害給付	
障害共済年金	旧職域加算障害給付	第十一条の七の九
又は第二項の規定	の規定	第十一条の八の十三第一項
遺族共済年金は	旧職域加算遺族給付（法第八十八条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。）は	
遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付の	
退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付のいずれか	
遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	第十一条の八の十四第一項
退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付のいずれか	
又は第二項の規定	の規定	第十一条の八の十四第

二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
第十一条の八の二十	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
第十一条の八の二十一の表法第八十五条第五項の項、第十一条の八の二十六、第十一条の八の二十七第一項の表法第八十五条第五項の項及び第十一条の八の二十九	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
第十一条の十第一項	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付	第十一条の十第一項第二号 月数（国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなったことにより当該職員が退職手当（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十	月数

二号）の規定による退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなった日又はその翌日に再任用職員等となった組合員を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続く在職期間中の行為に関する懲戒処分によって退職した場合にあっては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）

退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付		
第十一条の十第一項第三号	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付	
第十一条の十第一項第四号	退職手当又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当又は	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当又は	
	月数（当該職員である組合員が当該引き続く在	月数	

遺族共済年金の額	旧職域加算遺族給付の額		
同条第一項第二号	同号		
退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金	旧職域加算退職給付		
遺族共済年金の職域加算額に相当する	旧職域加算遺族給付の		
退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する	旧職域加算退職給付の	第十一条の十第三項	職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）
、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項の規定、法第八十	又は法第九十一条第一項から第三項まで		

遺族共済年金の職域加算額（又は第二項第二号の規定	旧職域加算遺族給付（の規定		
遺族共済年金の受給権者	旧職域加算遺族給付の受給権者	第十一条の十第二項	
退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付		

七条第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額	退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金	又は法第九十一条第一項から第三項まで
		、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは	若しくは
		第十一条の十第四項	

第四項の規定又は法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額	同号及び	附則第六条の二の十第
		第十一条の十第五項	

旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付	同項第三号に規定する停職の期間の月数又は	組合員期間
		月数	組合員期間のうち旧国共済施行日前期間

一項及び第六条の二の十三第一項	法第七十七条第一項及び第二項	千分の五	千分の四
附則第六条の二の十三第二項第一号	組合員期間		組合員期間のうち旧国共済施行日前期間
附則第六条の二の十三第二項第二号	組合員期間	千分の五	千分の四
附則第六条の二の十三第四項	組合員期間		組合員期間のうち旧国共済施行日前期間
	法第七十七条第二項		

3　第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定により旧職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該旧職域加算退職給付を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があったものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二　当該請求をした日の五年前の日以前に第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する他の年金である給付の受給権者であったとき。

一項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号・一二月三九六号・二九年三月八一号・七月二一四号・令和三年三月一〇三号〕、一・二項…一部改正〔令和四年三月政令一一八号・一二八号〕、一・二項…一部改正・三項…追加〔令和五年三月政令一一九号〕

（併給の調整に関する経過措置）

第九条　次の各号に掲げる年金に係る前条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に掲げる年金は、当該各号に定める年金であるものとみなし、当該各号に掲げる年金でないものとみなす。

一　老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）　旧職域加算退職給付

二　老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに

限る。）　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付（旧職域加算退職給付に相当するものに限る。）

三　障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　旧職域加算障害給付（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

四　障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　地方公務員等共済組合法による年金である給付（旧職域加算障害給付に相当するものに限る。）

五　遺族厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者の遺族に係るものに限る。）　旧職域加算遺族給付（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

六　遺族厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者の遺族に係るものに限る。）　地方公務員等共済組合法による年金である給付（旧職域加算遺族給付に相当するものに限る。）

本条…一部改正〔令和五年三月政令一一九号〕

第十条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金の受給権者が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）を受けることができるときは、その該当する間、当該改正前国共済法による職域加算額は、その支給を停止する。

2　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十四条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

一項…一部改正〔平成二九年七月政令二二四号〕

（改正前国共済法による職域加算額について適用しない改正前国共済法等の規定）

第十一条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第十項に規定する政令で定める規定は、同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第六十六条第四項及び第七項から第十項まで、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第一項及び第四項、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十二条第一項第一号、第八十三条、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項第一号イ(1)及びロ(1)、第二項並びに第五項、第八十九条の二第二項、第九十条、第九十一条、第九十一条の二第二項、第九十二条、第九十三条、

第九十三条の五第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第九十三条の六から第九十三条の八まで、第九十三条の十六第三項から第五項まで、第百三条から第百七条まで並びに第百十一条並びに附則第十二条の二の二第五項から第七項まで、第十二条の四から第十二条の四の四まで、第十二条の六、第十二条の六の二第五項から第九項まで、第十二条の六の三、第十二条の七の二から第十二条の七の六まで、第十二条の八第六項後段、第十二条の八の二、第十二条の八の三、第十二条の十二及び第十二条の十三並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第十五条の規定による廃止前の国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の規定とする。

（改正前国共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項、第六十五条の二から第六十八条まで、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第五項本文、附則別表第二並びに別表の規定並びに厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項	再評価率	なお効力を有する改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付

改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号	当該年度の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）の月額（以下「標準報酬の月額」という。）となお効力を有する改正前国共済法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）をいう。以下同じ	保険給付	水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十二条の二に規定する再評価率
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号	標準報酬（標準期末手当等の額（		
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項	標準報酬	当該年度	前年度の標準報酬（当該年度なお効力を有する改正前国共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）と標準期末手当等の額	平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下「改正前国共済法による職域加算額」という。）
改正後厚生年金保険法第四十三条の三第一項	受給権者		
改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項	標準報酬		

及び第四十三条の五第三項		
改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	老齢厚生年金の受給権者	なお効力を有する改正前国共済法第七十六条第一項又は附則第十二条の二の二第三項、第十二条の三、第十二条の六の二第三項若しくは第十二条の八第二項の規定による旧職域加算退職給付（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権者
	被保険者	国家公務員共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける国家公務員共済組合の組合員
	日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又	ときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付

		は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団

体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその

月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支

給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項

	に規定する加算額を除く。）	旧職域加算退職給付	なお効力を有する改正前国共済法第八十一条第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下「旧職域加算障害給付」という。）は	該当しなくなったとき、又は国家公務員共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける国家公務員共済組合の組合員である
改正後厚生年金保険法第四十六条第五項	老齢厚生年金の全部又は一部			
改正後厚生年金保険法第五十四条第二項	障害厚生年金は			
改正後厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書	該当しなくなった	該当しない間	該当しない間又は当該組合員である間	旧職域加算障害給付
	障害厚生年金被保険者			当該組合員

改正後厚生年金保険法第五十九条第二項	前項		なお効力を有する改正前国共済法第二条第一項第三号及び第三項
	遺族厚生年金の		なお効力を有する改正前国共済法第八十八条第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の
	遺族厚生年金を		旧職域加算遺族給付を
改正後厚生年金保険法第六十条第二項	遺族厚生年金		旧職域加算遺族給付
	前項第一号		なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第一項第一号、第三項及び第四項
改正後厚生年金保険法第六十一条第一項	遺族厚生年金		旧職域加算遺族給付
改正後厚生年金保険法第六十五条の二	遺族厚生年金	被保険者	国家公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金保険法	遺族厚生年金		旧職域加算遺族給付

第六十六条第一項			
改正後厚生年金保険法第六十六条第二項	遺族厚生年金	被保険者	国家公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金保険法第六十七条第一項及び第六十八条	遺族厚生年金		旧職域加算遺族給付
厚生年金保険法第九十二条第一項	保険料その他この法律		なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法
	保険給付		改正前国共済法による職域加算額
	支払期月		支給期月
	支払う		支給する
	第三十六条第三項本文		なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第四項本文
厚生年金保険法第九十	保険料その他この法律		なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他

二条第二項		
厚生年金保険法第九十二条第三項	年金たる保険給付	改正前国共済法による職域加算額
改正後厚生年金保険法第百条の二第一項	実施機関の業務の実施	改正前国共済法による職域加算額の支給
改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項	旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額	旧国共済法による職域加算額
	保険給付	改正前国共済法による職域加算額
	なお効力を有する改正前国共済法	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。）の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額

改正後厚生年金保険法別表		
被保険者	標準報酬月額に、	標準報酬の月額に、
	当該旧国家公務員共済組合員期間	当該旧国共済施行日前期間
	第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項	同項及び平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項
	となる標準報酬月額	となる標準報酬の月額
国家公務員共済組合の組合員		

2　平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下「改正後厚年令」という。）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六から第三条の七まで並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下「再評価令」という。）第四条第一項及び第三項、第六条、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚年令第三条の四第一項	法第四十三条の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十二条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。次条において同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ
改正後厚年令第三条の四の二	法第四十三条の四第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号
再評価令第四条第一項	厚生年金保険法第四十三条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一

部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二

同法別表

適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）別表

同法の

適用する改正後厚生年金保険法の

再評価令第四条第三項

厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで

同法

適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項

再評価令第六条第一項

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下

同法

適用する改正後厚生年金保険法

平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において

附則第二十一条第一項及び第二項

附則第十二条第一項及び第二項

再評価令第六条第二項	附則別表第一 定めるとおり	附則別表 定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあっては、一・二二）
再評価令別表第一	被保険者	国家公務員共済組合の組合員

二項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕、一項…一部改正〔平成三〇年六月政令一八三号・令和三年三月一〇三号・八月二二九号・四年八月二六五号〕、二項…一部改正〔令和五年三月政令一一七号〕

（改正前国共済法による職域加算額に係る平成六年改正法等の規定の読替え）

第十三条　改正前国共済法による職域加算額に係る国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号。以下「平成六年改正法」という。）附則第八条並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条、第十二条第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項並びに第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成六年改正法附則第八条第一項	国家公務員共済組合法

なお効力を有する改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第六条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。次項及び第三項において同じ。）

の障害共済年金	の旧職域加算障害給付	
国家公務員共済組合法	なお効力を有する改正前国共済法	
障害共済年金	旧職域加算障害給付	
法による年金である給付の額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下「改正前国共済法による職域加算額」という。）	
、法第七十七条第一項及び第二項	、なお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法の長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十七条第二項	
平成六年改正法附則第八条第二項及び第三項	から第三項まで	及び第三項
平成十二年改正法附則第十一条第一項	附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の八第三項	

則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項	組合員期間	平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号
昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）		
平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年改正法」という。）附則第三十六条第二項の規定	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）	

第七十七条第一項及び第二項	組合員期間として法	平成十二年改正法附則第十一条第一項第二号
第七十七条第二項	旧国共済施行日前期間としてなお効力を有する改正前国共済法	
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項及び第三項	平成十二年改正法附則第十一条第二項
から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項	なお効力を有する改正前昭和六十年改正法	、法
及び第三項	、なお効力を有する改正前国共済法	
第七十七条の二	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための	平成十二年改正法附則第十一条第三項

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法の長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第七十二条の二	法第七十二条の改正法附則第十一条第四項	平成十二年改正法附則第二第一項	組合員期間の計算	平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算
なお効力を有する改正前国共済法第七十二条の二	法第七十二条の二第一項	は、」とあるのは「は、基準日後組合員期間（平成十五年四月以後の」と、「）の	算	）をいう。以下同じ。）の

、「組合員期間	、「旧国共済施行日前期間		
第七十七条第一項及び第二項中「組合員期間の	第七十七条第二項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数を合算した	第八十二条第一項中「組合員期間の	月数を組合員期間
	「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した		月数を旧国共済施行日前期間

第八十九条第一項第一号イ中「組合員期間の月数を合算した」	第八十九条第一項第一号イ中「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した	平成十二年改正法附則第十二条第一項
同号ロ中「組合員期間」	同号ロ中「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数」	
法による年金である給付の額	従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額	
従前額改定率を乗じて得た金額	従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に	
法による職域加算額	改正前国共済法による職域加算額	

組合員期間	旧国共済施行日前期間	平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号
組合員期間として法	旧国共済施行日前期間としてなお効力を有する改正前国共済法	平成十二年改正法附則第十二条第一項第二号
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項及び第三項並びになお効力を有する改正前昭和六十年改正法	
組合員期間	旧国共済施行日前期間	平成十二年改正法附則第十二条第二項
、法	、なお効力を有する改正前国共済法	
第七十七条第一項及び第二項	第七十七条第二項及び第三項	
から第三項まで、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法		
から第三項まで		

附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項	附則第十二条の八第三項	なお効力を有する改正前昭和六十年改正法	平成十二年改正法附則第十二条第五項
		係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十七年政令第三百四十五号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条	平成十二年改正法附則第十二条第六項
係る	の規定により	昭和六十年改正法	平成十二年改正法附則第十二条第五項
		、法	
		同法第二条	
		組合員期間の計算	
		は、」とあるのは「は、基準日後組合員期間（平成十五年四月以後の」と、「）の	
		平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算	
		別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応	
		改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率（以下「再評価率」とい	

じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数		
掲げる率」と、「組合員期間	掲げる率」と、「旧国共済施行日前期間	
第七十七条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の	第七十七条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数を合算した	
第八十二条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、	「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中	
千分の一・一五四」と、同条第二項	千分の一・一五四」と、「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項	
月数を組合員期間	月数を旧国共済施行日前期間	
第八十九条第一項第一号イ中「千分の五・四	第八十九条第一項第一号イ中	

八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、		
同号ロ中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間	「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数	
基準日後組合員期間」と、「千	基準日後組合員期間の月数」と	
		分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と
		と、附則第十二条の四の二第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千
		とする

分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」とする	年金である給付	
平成十二年改正法附則第十二条の二第一項	法第七十二条の三から第七十二条の六まで	改正前国共済法による職域加算額
平成十二年改正法附則第十二条の二第二項	次の各号に掲げる	適用する改正後厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで	当該各号に定める率	一　法第七十二条の三第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を
		同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで	名目手取り賃金変動率			とする。
						とする。

下回る場合 名目手取り賃金変動率 二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率		
平成十二年改正法附則第十二条の二第三項	物価変動率が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が
	法第七十二条の四（法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五

平成十二年改正法附則第十二条の二第四項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	法第七十二条の五（法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
	とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率 二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手	とする。

取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率		
平成十二年改正法附則第十二条の二第五項	法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
平成十二年改正法附則別表備考	法第七十二条の三第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号

2　改正前国共済法による職域加算額に係る国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号。以下「平成十五年改正政令」という。）附則第五条第一項から第四項まで及び第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年改正政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条第一項	法による障害共済年金（	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（第三項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」といい、	ついて被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十三条第一項の規定により読	ついて平成十二年改正法

み替えて適用する平成十二年改正法	、平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
、平成十二年改正法	適用するなお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、平成二十七年経過措置政令第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）
適用する法	旧職域加算障害給付について平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する
法による障害共済年金について	
附則第五条第二項	

、平成十二年改正法	適用するなお効力を有する改正前国共済法
適用する法	改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」といい、なお効力を有する改正前国共済法
法による遺族共済年金（法	平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
附則第五条第三項	
適用する法	適用するなお効力を有する改正前国共済法
法による遺族共済年金について	旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する
、平成十二年改正法	、平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二
附則第五条第四項	

					年改正法
				適用する法	適用するなお効力を有する改正前国共済法
			附則第六条第一項	改正後の法	なお効力を有する改正前国共済法
			附則第六条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前国共済法
			附則第六条第三項	、法	、なお効力を有する改正前国共済法
		附則第七条第一項	附則第七条第四に	法第八十七条の	なお効力を有する改正前国共済法第八十七条の四に
				公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
		附則第七条第一項第二号		として法	としてなお効力を有する改正前国共済法
	附則第七条第三項			、法	、なお効力を有する改正前国共済法
	組合員期間			別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号	旧国共済施行日前期間
附則第八条第一項					改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
下欄					国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
支給する法					被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
公務等による遺族共済年金の法					公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前国共済法
下欄に掲げる率					支給するなお効力を有する改正前国共済法

附則第八条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前国共済法
附則第八条第三項	、法	、なお効力を有する改正前国共済法
附則第九条第一項	法第八十九条第三項	なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第三項
	公務等による遺族共済年金の法	公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前国共済法
附則第九条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前国共済法
附則第九条第三項	、法	、なお効力を有する改正前国共済法
	組合員期間	旧国共済施行日前期間
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
	国家公務員共済組合法等の一部	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
	下欄	下欄に掲げる率

一項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号・二九年三月八一号・令和三年三月一〇三号〕

（改正前国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改正後国共済法等の規定の適用）

第十四条　改正前国共済法による職域加算額の受給権を有する者については、国家公務員共済組合法第六十六条第六項及び第九項から第十二項まで、第百三条、第百六条並びに第百七条、改正後国共済法第百四条及び第百五条並びに平成二十四年一元化法附則第三十九条及び第四十条第一項の規定を適用する。この場合におい

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

国家公務員共済組合法第六十六条第六項		による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下この項及び第九項において同じ。）	による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
国家公務員共済組合法第六十六条第六項ただし書		第六項	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
国家公務員共済組合法第六十六条第九項	前三項	第六項	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
	第六項	同項	、第七項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支給状況につき、これらの年金である給付
	若しくは	［略］	［略］
	、旧職域加算障害給付又は	平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項	）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条の規定により読み替えられた附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国

共済法第七十六条第一項に規定する旧職域加算退職給付又は平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十一条第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下この条及び次条第一項において「旧職域加算退職給付等」という。）の	当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	平成二十四年一元化法附則第三十九条第二項から第四項まで	
厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受	老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等		
平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた附則第三十六条第五項の規定によりなおその効	老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	平成二十四年一元化法附則第四十条第一項	

力を有するものとされた改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する	遺族厚生年金及び平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十八条第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下この条において「旧職域加算遺族給付」という。）の	老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	当該遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付
ることができる	遺族厚生年金の		
		平成二十四年一元化法附則第四十条第二項	遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付

2　前項の規定により同項に規定する国家公務員共済組合法第六十六条第十二項の規定を適用する場合には、国家公務員共済組合法

施行令第十一条の三の九第三項の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、改正前国共済法による職域加算額（退職又は障害を給付事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる期間が二十年未満である者に支給する当該改正前国共済法による職域加算額の額の算定については、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員期間が」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職又は障害を給付事由とするものに限る。以下同じ。）の額の算定の基礎となる組合員期間が」と、「又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「に支給する改正前国共済法による職域加算額」と、「当該退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「当該改正前国共済法による職域加算額」と読み替えるものとする。

一・二項…一部改正〔平成二八年三月政令一八〇号〕、一項…一部改正〔平成二九年三月政令八一号〕

第二節　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例

第一款　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前国共済法等の規定の適用

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付に係る改正前国共済法等の規定の読替え）

第十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係るなお効力を有する改正前国共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前国共済法第二条第三項	第八十一条第二項に規定する障害等級	障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）

なお効力を有する改正前国共済法第四十四条	前条	第八十八条第一項	
	受けるべき遺族に同順位者	受けることができる遺族	
	あるときは、前二条の規定に準じて、これを	あるときは、	
なお効力を有する改正前国共済法第四十五条第一項	遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する	配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる	
なお効力を有する改正前国共済法第四十六条第二項	その遺族若しくは相続人	その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくはこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの	

なお効力を有する改正前国共済法第四十九条ただし書	年金である給付	年金である給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）	
なお効力を有する改正前国共済法第七十二条の二	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率	
なお効力を有する改正前国共済法第八十四条第一項	の障害の程度が減退した	について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める	
	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）	

		なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第五項	減退し、又は増進した後における障害の程度
			第四十三条受けるべき
			に同順位者が二人
		なお効力を有する改正前国共済法第八十九条の二第二項	第七十七条第四項

			障害の程度
			前条第一項
			受けることができる
			が二人
			適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項

		なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十第一項	前条第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
			、対象期間に係る組合員期間

			改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいい、旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
			、対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る旧国共済施行日前期間

組合員期間（	旧国共済施行日前期間（		
標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を		
当該標準報酬改定請求	当該標準報酬の改定又は決定の請求		
前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金	当該障害共済年金		
組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が	旧国共済施行日前期間に係る標準報酬が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により		
標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を		
当該標準報酬改定請求	当該標準報酬の改定又は決定の請求		
同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離	離婚時みなし組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限		

なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十第二項			
ただし書	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表以外の部分		
婚時みなし組合員期間」という	第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額		
る。）をいう。以下同じ	この法律		
改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定		
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表	第七十九条第二項第一号		
適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則			

第七十九条第二項第一号の項上欄	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十九条第二項第一号の項中欄	標準期末手当等の額	第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十九条第二項第一号の項下欄	標準期末手当等の額（第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額	標準期末手当等の額	第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十九条第二項第一号の項下欄	前条第二項及び第三項の規定により決定された標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項	

前国共済法第九十三条第九十の十四第一項	末手当等の額	より標準報酬の月額及び標準期	の規定により標準報酬
	当等の額を	標準報酬の月額及び標準期末手	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第二項	決定	前条第一項	当該標準報酬の改定又は決定
		前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十五の表以外の部分	この法律	第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
			この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四

	第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（	年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十五の表第七十八条第一項の項	第七十九条第二項第一号	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第九十三条の十第一項に規定する旧国共済施行日前期間に係るものに限る。
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十五の表第七十九条第二項第一号の項上欄	標準期末手当等の額	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十五の表第七十九条第二項第一号の項中欄		
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十五の表第七十九条第二項第一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額
［略］		
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第三項	組合員期間	平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間
	第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	とする	とする。この場合において、同条第二項各号及び第三項各

				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の二第六項
				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の二第七項
				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第三項
				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第四項
				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項及び第四項
				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の五第五項
				なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の八の二第二項第二号

				号中「組合員期間」とあるのは、「旧国共済施行日前期間」とする
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間

				当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間
				六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間
				となる組合員期間
				当該年齢に達した日の翌日の属する月前の旧国共済施行日前期間
				となる旧国共済施行日前期間
				当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間
				組合員期間
				組合員期間
				組合員期間
				組合員期間
				組合員期間
				組合員期間
				組合員期間

				第七十七条第四項
				第七十九条第一項及び第二項

				適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
				適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条（平成二十七年経過措置政令第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間
				旧国共済施行日前期間

		なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第一項	
附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十一条の二	第七十二条の三から第七十二条の六まで	次の各号に掲げる	
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで	名目手取り賃金変動率が一を下回る	第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで	当該各号に定める率
			とする。
			一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変

動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率		なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第三項	
二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	物価変動率が	第七十二条の四（第七十二条の六	次の各号に掲げる
	物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	名目手取り賃金変動率が一を下回る

前国共済法附則第十三条の九第四項	第七十二条の五（第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率 二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	とする。	
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第五項	なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の二	なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の三
第七十二条の六	第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	第九十三条の十第二項及び第三項
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項
	、特定期間	
	、特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）	

前国共済法附則第十三条の九の四	三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	被扶養配偶者みなし組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）	の規定により標準報酬
		特定期間	特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）	
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の五	第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額		改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬	
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条		共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一	

				二条第八号
				までにおいて「共済法」という

元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三条第二項	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条の二第二項	共済法第八十一条第二項	
〔略〕	共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と、同項第一号中「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項

びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、共済法第八十条第一項			
加算される金額」	加算額を除く。以下」		
加算される金額並びに	加算額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の		
」とする	（以下「経過的加算額」という。）を除く。以下」と、「加算額を除く。）」とあるのは		

	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十二条	
「加算額及び経過的加算額を除く。）」とする	共済法第八十条	共済法第八十一条第二項
平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十四条第一項	
改正後厚生年金保険法第四十七条第二項		

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十六条	特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例		
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第四項	共済法第七十二条の三から第七十二条の六まで	再評価率	改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで
			改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十条	共済法第九十三条の五第一項		改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	同条から共済法		共済法第九十三条の十から

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係るなお効力を有する改正前国共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕		
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の七の二第一号	法第七十九条第六項（法第八十七条第三項	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項（適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第一号	第四十三条第三項	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第二号	地方公務員等共済組合法第七十九条第三項	
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	第四十三条第二項及び第三項

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第三号	第二十五条において準用する法第七十七条第四項	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第四号	廃止前農林共済法第三十七条第三項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十	法第九十三条の五第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条第二項
なお効力を有する改正前国共済令	法第九十三条の九第一項及び第二項の規定によ	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（改正後

第十一条の八の二十第一号	額及び標準期末手当等の額	組合員期間	厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいい、旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第二号		の組合員期間	法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第三号		の組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第四号		の組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第五号		の組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第六号まで		の組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第七号		の組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第八号及び第九号		の組合員期間	法第七十七条第四項	の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	の旧国共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の							

八の二十第十号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十一号から第十三号まで	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
		法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
八の二十第十四号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十四号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
八の二十第十五号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十五号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
八の二十第十六号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十六号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
八の二十第十七号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十七号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
八の二十第十八号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十八号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
八の二十第十九号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十九号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項

前国共済令第十一条の八の二十第二十号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第二十一号	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十一の表法第二条第一項第三号の項	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十一の表法第八
の組合員期間	の組合員期間	第九十三条の九第一項及び第二項	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
の旧国共済施行日前期間	の旧国共済施行日前期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	標準報酬（第九十三条の十第一項に規定する標準報酬をいう。）

第七十四条の五、第九十一条第三項	第七十四条の五、第九十一条第三項	、第百十一条第三項第一号並びに	並びに
第七十四条の五	第七十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項

十五条第五項の項	なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十六		
第九十三条の五第一項	特定組合員（	前条第一項	同条第二項	標準報酬改定請求	同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という	「期間」	
改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項	特定組合員（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の	第七十八条の六第一項	第七十八条の十四第二項	標準報酬の改定又は決定の請求	離婚時みなし組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）をいう。以下同じ	「改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）」	
なお効力を有する改正	第九十三条の十三第四項の規定		

前国共済令第十一条の八の二十七の表法第二条第一項第三号の項	により組合員期間であつたものとみなされた期間	配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間を除く。）
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十七の表法第八十五条第五項の項	第九十三条の十三第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	標準報酬（第九十三条の十第一項に規定する標準報酬をいう。）
	同条第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項
［略］		
なお効力を有する改正前国共済令附則第六条の四第一項	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項

［略］		
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八	三号分割標準報酬改定請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第一号	法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二号	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第四項	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	組合員期間	旧国共済施行日前期間

三号	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第四号から第六号まで	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		組合員期間	旧国共済施行日前期間
	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第七号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		組合員期間	旧国共済施行日前期間
	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第八号	法第九十三条の十三第四項の規定により組合員の組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間の旧国共済施行日前期間
		組合員期間	旧国共済施行日前期間
	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第九号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		組合員期間	旧国共済施行日前期間
	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		組合員期間	旧国共済施行日前期間
	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十一号から第十三号まで	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
		組合員期間	旧国共済施行日前期間
	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十四号		

（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）
期間であつたものとみなされた期間

なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十五号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十六号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十七号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十八号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間

なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十九号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二十号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二十一号	法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二条第一号	国家公務員共済組合法をいう	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効	

力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済
昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二条第三号
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう	

令第二条第五号			
	の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十五条第二項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする		
〔略〕			
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第七条第一号	第十三条の二第二項第一号ただし書	第十三条の二第二項第一号ただし書及び第三項	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条第二項	共済法第七十九条第六項又は第七十七項の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十四条の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（	退職共済年金の額（共済法第七十九条第六項又は第七項
	算定した額（共済法第七十九条	算定した額（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の	退職共済年金の額（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十四条	算定した額（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の

第六項又は第七項	共済法第七十九条第六項若しくは第七項	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条第四項及び第七項
規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十四条	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項若しくは平成二十七年経過措置政令第二十四条	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十七条第三項
	共済法第八十条第一項	
適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	

同項	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
同法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	

なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第一項	共済法第八十七条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項
	共済法第七十九条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第三項	、第八十七条の二第一項並びに共済法第八十七条第三項	並びに適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項
	共済法第七十九条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十六条第一項第二号ロ	管掌者	若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）又は
	実施者	若しくは

なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第一項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の	月数又は当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されていた特例遺族農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）による改正前の平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）の額の算定の基礎となつていた期間の月数とを
		被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（抄）（第一五条）　第三章　退職共済年金等に関する経過措置

令第四十六条第一項の表旧共済法第八十八条の六の項	規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十九条第六項	退職共済年金若しくは障害共済年金又は同項に規定する退職、老齢若しくは障害を給付事由
	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十六条第六項	老齢厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由

なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の三第一項の表附則第二十条第二項の項	共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（前条の規定により施行日前分割対象期間に係る標準報酬の月額が改定され、又は決定された者を含む。次項において同じ。）に対する通算退職年金の額（	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）に対する通算退職年金の額（平成二十七年経過措置政令第十五条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定に
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の三第一項の表以外の部分		

	共済法第九十三条の五第一項	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の三第一項の表附則第二十一条第一項の項
よる改正前の	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項	共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準期末手当等の額	退職年金等の受給権者	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の三第二項の表以外の部分
	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額	退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者		

経過措置政令第六十六条の六第一項	前条第一項の規定により換算標準報酬月額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）		
	換算標準報酬月額改定請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求		
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の六第一項第一号	一　第一号換算標準報酬月額改定者	一　第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）		
	第一号換算標準報酬月額改定者の換算標準報酬月額	第一号改定者の標準報酬月額		
	改定割合	改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）		
	分割対象期間	分割対象期間（対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象		

					期間をいう。）に係る組合員期間をいい、退職年金等の額の算定の基礎となる部分に限る。次号において同じ。）
					みなして
					みなして平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の六第一項第二号				第二号換算標準報酬改定者	第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）
				第一号換算標準報酬改定者	第一号改定者
				換算標準報酬の月額	標準報酬月額
				みなして	みなして平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済				第二号換算標準報酬改定者	第二号改定者
				第一号換算標準報酬改定者が	第一号改定者が

					経過措置政令第六十六条の六第三項
					共済法第九十三条の九第一項第一号に規定する第一号改定者の改定前の標準報酬の月額を第一項第二号に規定する第一号換算標準報酬改定者の改定前の換算標準報酬の月額とみなして、同号
					第一項第二号
					〔略〕
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の九の表以外の部分				共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
				共済法第九十三条の十三第四項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養

前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の九の表附則第十六条第一項の項	の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間	配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の九の表附則第二十一条第一項の項	共済法第九十三条の十三第一項に規定する特定組合員	組合員又は組合員であつた者
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済	共済法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつ	被扶養配偶者みなし組合員期間

経過措置政令第六十六条の九の表附則第二十九条第一項の項	たものとみなされた期間	

3　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有する改正前国共済法その他の法令の規定を適用する場合には、改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級、二級又は三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級、二級又は三級とみなす。

一項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕、二項…一部改正〔平成二九年三月政令八一号・七月二一四号・三一年四月一四六号・令和二年一〇月三一八号〕、一項…一部改正〔令和三年三月政令一〇三号〕、一・二項…一部改正〔令和三年八月政令二二九号〕、二項…一部改正〔令和四年三月政令一二八号〕

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による給付について適用しない改正前国共済法等の規定）

第十七条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第三項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　なお効力を有する改正前国共済法第四十三条、第七十二条の

三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条、第八十七条の二、第九十一条、第九十二条、第九十三条の五から第九十三条の九まで、第九十三条の十三、第九十三条の十六、第百三条から第百七条まで及び第百十一条並びに附則第十二条の四の四及び第十二条の八の三の規定

二　なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四十三条の規定

三　なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第一項、第三十九条後段、第四十四条第一項及び第四十五条の規定

四・五　〔略〕

六　なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の三から第十六条の八まで、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十六条の二から第二十六条の八まで、第五十七条の二から第五十七条の二十一まで、第六十六条の二、第六十六条の四、第六十六条の五、第六十六条の六第二項及び第六十六条の八の規定

七　〔略〕

八　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第十五条の規定による廃止前の国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の規定

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十八条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係る同条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項及び第三項、第十一条の六第一項及び第六項から第八項まで、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項及び第六項から第八項まで並びに第十七条の四第五項本文、附則別表第二並びに別表の規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項におい

て読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	被保険者である受給権者	被保険者である被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）
	被保険者であつた期間	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）
	老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金として、当該退職共済年金とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項	再評価率	なお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二

保険給付		
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付	条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十二条の二に規定する再評価率	

改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号	当該年度	前年度の標準報酬（当該年度なお効力を有する改正前国共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）となお効力を有する改正前国共済法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）をいう。以下同じ
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号	標準報酬（標準報酬の月額と標準期末手当等の額（	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項	受給権者	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の受給権者
改正後厚生年金保険法第四十三条の三第一項		

改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項及び第四十三条の五第三項	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金
	第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による
	同条第四項に規定する	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による

改正後厚生年金保険法第四十六条第五項	老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金
	第三十六条第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項
改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	第四十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
	老齢厚生年金については、同項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
改正後厚生年金保険法第五十四条第二項	障害厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
	被保険者	組合員
改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金

改正後厚生年金保険法第六十五条の二	前項ただし書の場合	祖父母	祖父母（第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）
		遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
		被保険者	国家公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金保険法第六十六条第一項		遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
改正後厚生年金保険法第六十六条第二項		被保険者	国家公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金保険法第六十七条		遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金

第一項及び第六十八条		保険料その他この法律	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法
厚生年金保険法第九十二条第一項		保険給付を	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付を
		支払期月	支給期月
		支払う	支給する
		保険給付の支給	同項に規定する給付の支給
		第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第四項本文
		保険給付の返還	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の返還
厚生年金保険法第九十二条第二項		保険料その他この法律	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法

		保険給付	
改正後厚生年金保険法第百条の二第一項		相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付
改正後厚生年金保険法第百条の二第三項及び第四項		年金たる保険給付に関する処分に関し	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため、相互に、標準報酬に関する事項及び受給権者に対する同項に規定する給付の支給状況
改正後厚生年金保険法附則第十条の二	附則第八条の規定による老齢厚生年金	実施機関	国家公務員共済組合連合会
改正後厚生年金保険法	附則第八条の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため

附則第十一条第一項				生年金（第四十三条第一項及び附則第九条	付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四
				限る。次項において同じ	限る
				老齢厚生年金の額を	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）を
				当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項ただし書		老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
改正後厚生年金保険法	附則第八条の規定による老齢厚生年金		老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。）
	附則第八条の規定による老齢厚生年金			平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給

附則第十一条の二第一項	生年金（附則第九条及び第九条の二第一項から第三項まで又は第九条の三	付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四及び第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三
	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
附則第九条の二第二項第二号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号
附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
附則第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第二項若しくは第四項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項

第四十四条第一項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	当該老齢厚生年金
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額を除く。）
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第四項	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項において読み替えられた第一項に規定する基金に加入しなかった場合の報酬比例部分の額	退職共済年金の額	当該退職共済年金	障害者・長期加入者の退職共済年金	当該退職共済年金	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する額

改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号	退職共済年金に係るなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第三項	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第九条の二第一項から第四項まで又は附則第十二条の四の三並びに附則第十二条の三及び附則第九条	退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第十二条の四の三並びに附則第十二条の三及び附則第九条
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第七項	調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額	調整額
	老齢厚生年金前各項	退職共済年金第一項
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第六項	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号及び附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額を除く。）
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項ただし書	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
改正後厚生年金保険法附則第八条	附則第九条の三及び附則第九条	附則第十二条の四の三並びに附則第十二条の三及び附則第九条

改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第八項	前各項	第一項及び前二項
	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項	老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項	附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項の規定によりその額が計算されるものに限る。以下この条において同じ。）	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項ただし書	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。）
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項	附則第十三条の四第三項老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項退職共済年金

、第一項及び第二項	、第一項	
第一項及び第二項の規定を	同項の規定を	
これら	同項	
第四十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	
全部	全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。）	改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第六項
附則第十三条の四第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項	
老齢厚生年金	退職共済年金	
前二項	第四項	

改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項	第四項から前項まで	第四項及び前二項
	附則第十三条の四第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項本文	旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額	旧国共済施行日前期間の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額

下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額	となる標準報酬月額	同項及び平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項	当該旧国共済施行日前期間	標準報酬月額に、	改正後厚生年金保険法別表
第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項	月額	当該旧国家公務員共済組合員期間	標準報酬月額の月額に、	国家公務員共済組合の組合員	
被保険者					改正後平成六年国民年
厚生年金保険法附則第八条の規					

金等改正法附則第二十一条第一項	定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの	の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「改正前国共済法」という。）附則第十二条の三の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前国共済法」という。）附則第十二条の四並びに第十二条の七の二第一項及び第二項又は第十二条の七の三第一項及び第二項若しくは第四項の規定によりその額が計算されるもののうち当該額がなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二

		第二項及び第三項（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含むもの
		日（同法
		日（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下
	総報酬月額相当額（同法	「平成二十七年経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）
	老齢厚生年金の額	総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法
附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項		退職共済年金の額
		なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額（以下この項において「職域加算額」という。）及びなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第三項又は第十二条の七の三第三項の規定により読み替えて適用するなお

	効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項		
	が同法		
	当該老齢厚生年金		
	老齢厚生年金の全部	改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第三項	
前二項	第一項		
厚生年金保険法附則第八条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三		
老齢厚生年金	退職共済年金		
同法第三十六条第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項		
厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び同法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四第二項各号のいずれかに該当するもの並びに改正後厚生年金保険法	改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項	
障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条	障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の三第八項		
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金		
厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号		
附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項又は同法附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項		

項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四条第一項		
同法附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	
全部	全部（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額を除く。）	改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第六項
前三項	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の四第二項の規定及び第四項	
厚生年金保険法附則第八条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三	
老齢厚生年金	退職共済年金	
同法第三十六条第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項	

改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第一項		
厚生年金保険法附則第八条	老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されている	
	当該老齢厚生年金	
改正前国共済法附則第十二条の三	退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四並びに第十二条の七の二第一項及び第二項又は第十二条の七の三第一項及び第二項若しくは第四項の規定によりその額が計算されるもののうち当該額がなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む	
	当該退職共済年金	
退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は	老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十	改正後平成六年国民年金等改正法

附則第二十六条第一項ただし書	九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項	第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額（以下この条において「職域加算額」という。）及びなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第三項又は第十二条の七の三第三項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第三項	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（職域加算額を除く。第三項において同じ。）
	老齢厚生年金	退職共済年金
	前二項	同項
	第一項各号に掲げる	同項各号に掲げる
厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	

	加給年金額	職域加算額及び加給年金額
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第五項	老齢厚生年金	退職共済年金
	前各項	同項及び第三項
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第七項	から第四項まで	、第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
	厚生年金保険法第三十六条第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第八項	前各項	第一項、第三項及び前三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第九項	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	同法	適用する改正後厚生年金保険法

前各項	第一項、第三項及び第五項から前項まで	
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十項	次条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金	なお効力を有する改正前国民年金等改正法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金
	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十一項	第一項、第二項	第一項
	改正後の厚生年金保険法附則第八条	改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項	厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項（第二項、第四項及び前二項を除く。）
	改正後の厚生年金保険法附則第八条	改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金	退職共済年金

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により前項に規定する法律の規定を適用する場合には、改正後厚年令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六、第三条の六の二、第七条、第八条の二、第八条の二の二及び第八条の二の五、厚生年金保険法施行令第三条の七並びに再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚年令第三条の四第一項	法第四十三条の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正

改正後厚生年金保険法第三条の四の二		法第四十三条の四第一項第一号	する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ
改正後厚生年金保険法第三条の六（見出しを含む。）		法第四十六条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号
改正後厚生年金保険法第三条の六の二		法第四十六条第二項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
厚生年金保険法施行令第三条の七	法第四十六条第六項	法第五十四条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
			適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項

再評価令第四条第一項	厚生年金保険法第四十三条第一項

		十三年法律第百二十八号）第七十二条の二
同法別表	同法の	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）別表	適用する改正後厚生年金保険法又は適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。）の

再評価令第四条第三項	厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで		適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項
再評価令第五条	厚生年金保険法第四十六条第一項		適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第三項本文		適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第三項本文
再評価令第六条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	同法	適用する改正後厚生年金保険法
			平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において

附則第二十一条第一項	附則別表第一	附則別表
再評価令第六条第二項	定めるとおり	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあっては、一・二二）
再評価令別表第一	被保険者	国家公務員共済組合の組合員

二項…一部改正〔平成二八年三月政令一二九号〕、一項…一部改正〔平成三〇年六月政令一八三号〕、二項…一部改正〔令和二年三月政令一〇一号〕、一項…一部改正〔令和三年三月政令一〇三号〕、一・二項…一部改正〔令和三年八月政令二二九号・四年三月一八号〕、二項…一部改正〔令和五年三月政令一一七号・六年三月一二七号〕

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による給付に係る改正後平成八年改正法等の規定の読替え）

第十九条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第九十一条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「改正後平成八年改正法」という。）附則第十六条第一項及び第三十三条第一項並びに平成十二年改正法附則第十一条、第十二条第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項並びに第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕

平成十二年改正法附則第十一条第一項各号列記以外の部分	法による年金である給付	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
	、法	、なお効力を有する改正前国共済法（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員

共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）	
（法	並びに法
（なお効力を有する改正前国共済法	並びになお効力を有する改正前国共済法
昭和六十年改正法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）

平成十二年改正法附則第十一条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前国共済法
平成十二年改正法附則第十一条第二項	、法	、なお効力を有する改正前国共済法
平成十二年改正法附則第十一条第三項	第七十二条の二	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法の長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）

	、法	第二条の規定による改正前の第七十二条の二
平成十二年改正法附則第十一条第四項	法による年金である給付	、なお効力を有する改正前国共済法
平成十二年改正法附則第十二条第一項各号列記以外の部分	従前額改定率を乗じて得た金額に	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
平成十二年改正法附則第十二条第一項第二号	として法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法	従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に
平成十二年改正法附則	、法	としてなお効力を有する改正前国共済法

第十二条第二項	（法	（なお効力を有する改正前国共済法
	昭和六十年改正法	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法
平成十二年改正法附則第十二条第五項	係る	係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十九条第一項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済法第七十二条の二
平成十二年改正法附則第十二条第六項	法第七十二条の二別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）

	金額（以下「再評価率」という。）の月数	法第七十二条の三から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで	平成十二年改正法附則第十二条の二第一項
		次の各号に掲げる		平成十二年改正法附則第十二条の二第二項
	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで	当該各号に定める率		
	第四十三条の五まで	名目手取り賃金変動率		

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕（第一九条）　第三章　退職共済年金等に関する経過措置

二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	物価変動率が	平成十二年改正法附則第十二条の二第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が
	法第七十二条の四（法第七十二条の六		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	次の各号に掲げる	平成十二年改正法附則第十二条の二第四項	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	法第七十二条の五（法第七十二		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する

条の六	当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条の五　名目手取り賃金変動率
とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率 二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回		とする。

	法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
平成十二年改正法附則第十二条の二第五項	法第七十二条の三第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号
平成十二年改正法附則別表備考		

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係る平成十五年改正政令附則第二条、第五条第一項から第四項まで、第六条から第九条まで及び第十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年改正政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二条	国家公務員共済組合法（以下「法」という	法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ
		ついては、平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する

附則第五条第一項	法による	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち
	同じ	「法による障害共済年金」という
	改正前の法	平成十二年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）
附則第五条第三項	法による	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち
	（法	（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法
	同じ	「法による遺族共済年金」という
附則第六条第一項	改正後の法	法
附則第七条第三項及び第九条第三項	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律		被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十九条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
下欄		下欄に掲げる率
附則第十二条	平成十二年改正法第四条の規定による改正後	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前

（厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る特例）

第二十三条　第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額が改定された平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含み、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されたものを除く。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合には、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の規定は、適用しない。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十四条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されたものに限る。）については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（改正前国共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第二十五条　施行日において平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（施行日においてそのなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金（施行日においてその改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（施行日においてその平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその申出を行っていないものに限る。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（施行日においてその

なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定により

規定する給付のうち退職共済年金（施行日において

附則第三十七条第一項に

附則第七十九条に

なお効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する改正前国共済法（以下「なお効力を有

の同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する場合において、施行日以後になお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出を行うときは、当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出と同時に行わなければならない。

2　施行日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける者が、施行日以後において平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（そのなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）に係るなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出を行った場合には、当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

3　施行日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける者が、施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（そのなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日以後にあるものに限る。）の受給権を有するときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二の規定は、適用しない。

一項…一部改正（平成二八年三月政令一二九号）

（改正前国共済法による障害一時金に関する経過措置）

第二十六条　施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法第八十七条の五第一項の規定による障害一時金（施行日の前日においてまだ支給されていないものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

（施行日以後の離婚等により改正後厚生年金保険法による標準報酬月額等の改定又は決定が行われる場合の加給年金額の加算に関する特例）

第二十七条　施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第十一条第一項第一号から第三号まで及び第三号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者（当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数を合算した月数が二百四十月に満たない者であって、改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有しない者に限る。）について改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定の適用については、同項中「その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上」とあるのは「合算組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を合算した期間をいう。以下この項において同じ。）が二十年以上」と、「前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八条に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

2　前項の規定は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間の月数が平成二十四年一元化法附則第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる加入者期間の月数を超えない場合には、適用しない。

（改正前国共済法による脱退一時金に関する経過措置）

第二十八条　施行日の前日において日本国内に住所を有しない者の旧国家公務員共済組合員期間に基づく改正前国共済法附則第十三

条の十の規定による脱退一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が施行日以後に国民年金の被保険者となった場合又は日本国内に住所を有した場合は、この限りでない。

（改正前国共済法による退職共済年金等及び改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金等の受給権者に係る退職一時金の返還に関する特例）

第三十条　平成二十四年一元化法附則第三十九条の規定は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の十二の規定の適用を受ける者に限る。）については、適用しない。

（老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例）

第三十条の二　国共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。以下同じ。）が二十年未満である者又はその遺族（改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。）に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「共済法附則第十二条の十二第一項及び第十二条の十三」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十九条第一項及び第四十条」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二八年三月政令一二九号〕

（退職共済年金の支給の停止に関する特例）

第三十一条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者である場合には、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有する者であるものとみなして、施行日の属する月において第四十一条第一項に規定する支給停止に関する規定を適用する。この場合において、当該規定の適用については、当該受給権者が施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2　昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組

合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）については、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十五条までにおいて同じ。）第四十六条第一項の規定を適用する。

二項…一部改正〔令和三年八月政令二二九号〕

（平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用に関する読替え等）

第三十二条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		
改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金と厚生年金保険法	附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金と附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法	
）との合計額	）から附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十条第一項の規定	

の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との合計額	と当該控除した額
と基本月額	

本条…一部改正〔令和四年三月政令一一八号〕

第三十三条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項又は第三項（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第一項の規定によりその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定されたもの（以下「障害者・長期加入者の退職共済年金」という。）に限る。）の受給権者（次項及び第四十三条第一項に規定する者を除く。）について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年厚年経過措置政令」という。）第三十五条第一項の規定の例による。

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（第四十三条第一項に規定する者を除き、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る。）について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十五条第四項の規定の例による。

第三十四条　前条第一項に規定する受給権者（施行日前から引き続き厚生年金保険の被保険者若しくは国家公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国家公務員共済組合の組合員若しくは地方公務員共済組合の組合員又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるもの（以下「継続被保険者等」という。）に限り、同項の規定により読み替えられた第三十二条の

規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合には、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前条第二項に規定する受給権者（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であって、継続被保険者等に限り、同項の規定により読み替えられた第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合には、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第三十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限り、次項及び第四十五条第一項に規定する者を除く。）については、第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七条第一項の規定の例による。

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）については、第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七条第二項の規定の例による。

第三十六条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四、第十二条の七の二及び第十二条の七の三第一項から第五項までの

規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者が同条第一項に該当する者であるものに限る。以下この条において同じ。）に限る。）の受給権者（次項から第四項まで及び第四十七条第一項に規定する者を除く。）について第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第一項の規定の例による。

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の四第二項各号のいずれかに該当するもの及び障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第四十七条第一項に規定する者を除く。）について第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第二項の規定の例による。

3　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四、第十二条の七の二及び第十二条の七の三第一項から第五項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（次項及び第四十七条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第三項の規定の例による。

4　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四、第十二条の七の二及び第十二条の七の三第一項から第五項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四十七条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）につい

第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第四項の規定の例による。

（併給年金の支給を受ける場合における改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）

第三十七条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	厚生年金保険法による老齢厚生年金	附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金
	改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職	厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職
	改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び	
	は、改正後厚生年金保険法	
	「老齢厚生年金の額（第四十四	

適用する改正後厚生年金保険法（附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この項及び次項において同じ。）第四十六条第一項及び

は、適用する改正後厚生年金保険法

「退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第

条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額	七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による加算額
老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項に規定する加給年金額	退職共済年金の額と他の年金との合計額（当該退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項に規定する加給年金額
当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）	当該退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項に規定する

定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ	加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による加算額を除く	
第二項	改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
	老齢厚生年金	退職共済年金

2　連合会が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条の規定により同条第一項に規定する退職共済年金等の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。

3　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額又は標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚年令第三条の六に定める額とする。

4　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。

一　改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金

二　旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金

三　昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

四　平成二十七年厚年経過措置政令第四十条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付

5　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三十九条において同じ。）の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一　厚生年金保険法第四十四条第一項

二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（以下「なお効力を有する改正前地共済法」という。）第八十条第一項

三　なお効力を有する改正前国共済法　なお効力を有する改正前準用国共済法　第七十八条第一項

四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この号及び次項第一号において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第三十八条第一項

6　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一　改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項（平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する場合を含む。）

二　なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項

三　なお効力を有する改正前国共済法　なお効力を有する改正前準用国共済法　第七十八条の二第四項

7　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する改正後厚生年金保険法第四十六条及び平成二十四年一元化法附則第十三条の規定は、適用しない。

五項…一部改正〔令和三年八月政令二二九号〕

第三十八条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十五条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の

		規定によりその額が計算されているものに限る。）
改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の	厚生年金保険法附則第十一条	適用厚年法（附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）附則第十一条第一項	改正後厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金その他の老齢又は
	同条第一項	同項	同項	の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ	と老齢厚生年金の額	同条第一項	と老齢厚生年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）と平成二十七年経過措置政令第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。	の合計額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）と平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）	と老齢厚生年金の額の合計額（附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）

	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
第二項	厚生年金保険法	適用厚年法
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
第三項	国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは	厚生年金保険法第二十七条に規定する被保険者（昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）、
	厚生年金保険法附則第十一条	適用厚年法附則第十一条第一項

2　連合会が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定により同条第一項に規定する退職共済年金の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。

3　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。

一　改正後厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金

二　旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金

三　旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金

四　平成二十七年厚年経過措置政令第四十八条第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付

4　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定は、適用しない。

一項…一部改正〔令和四年三月政令一一八号〕

（準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の適用範囲）

第三十九条　第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者が次に掲げる者である場合に限り、適用する。

一　厚生年金保険の被保険者（第二号厚生年金被保険者に限る。）であって、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員であるもの（以下「継続第二号厚生年金被保険者」という。）

二　国家公務員共済組合の組合員たる改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者

（退職共済年金の受給権者であって改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例）

第四十条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者であって改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金、旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金並びに平成二十七年厚年経過措置政令第四十五条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であって、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについては、第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

2　前項の場合において、第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十七条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四十七条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める規定は、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の六第一項及び第六項から第八項まで並びに第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法を

第四十一条　第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項（第四十三条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十五条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四十七条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める規定は、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の六第一項及び第六項から第八項まで並びに第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法を

いい、第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十七条までにおいて同じ。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項とする。

2　第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平成二十七年厚年経過措置政令第四十九条第二項の規定の例により算定した額とする。

（準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の適用範囲）

第四十二条　第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項に規定する受給権者が継続第二号厚生年金被保険者である場合に限り、適用する。

（改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であって老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の適用する改正後厚生年金保険法の規定による支給停止に関する特例）

第四十三条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であって、第三十八条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第一項の規定の例による。

2　第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第二号厚生年金被保険者である場合に限る。）につ

いて準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第二項の規定の例による。

3　第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項から第四項まで並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第三項の規定の例による。

4　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であって、第三十八条第三項に規定する年金たる給付（第四十五条第四項において「特例による老齢厚生年金」という。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第四項の規定の例による。

一項…一部改正〔令和四年三月政令一一八号〕

第四十四条　前条第一項に規定する受給権者（継続被保険者等であって、障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であるものに限る。次項において同じ。）について前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合（前条第二項において準用する第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により退職共済年金の支給が停止される場合を除く。）には、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

2　前条第一項に規定する受給権者について同項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合（前条第二項において準用する第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。）には、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第四項の規定を適用した場合における前条第一項の規定により読み替

えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

（改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例）

第四十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって第三十八条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合における同条の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

2　第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第二号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、前項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六の規定を適用する場合における第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第二項の規定の例による。

3　第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

4　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって、第三十八条第三項に規定する年金たる給付（特例による老齢厚生年金に限る。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者であって、六十五歳に達していないものに限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

第四十六条　前条第一項に規定する受給権者（継続被保険者等であって、なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三

第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第六項の規定は、適用しない。

（改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であって老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の適用する改正後平成六年国民年金等改正法の規定による支給停止に関する特例）

第四十七条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であって、第三十八条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五条第一項の規定の例による。

2　第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。

3　第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

（旧国共済法による給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定）

第四十八条　旧国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項まで並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。

（旧国共済法による年金である給付の支給の停止に係る改正後厚生年金保険法等の規定の読替え等）

第四十九条　旧国共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が施行日に国家公務員共済

組合の組合員である場合又は施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となった場合において、平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金の受給権者	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この項において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この項及び第五項において「旧国共済法」という。）による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）	被保険者（、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は第二号厚生年金被保険者（（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ	国家公務員共済組合の組合員である	当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている国家公務員共済組合の組合員であった期間を基礎として被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「なお効力を有する改正前国共済法」という。）附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下この項において「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。）第十一条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という

当該老齢厚生年金	当該退職年金又は通算退職年金

第一項ただし書

老齢厚生年金の額	在職中支給基本額
老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額	旧国共済法による退職年金又は通算退職年金の全部（当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共

第五項		済施行法第十一条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額に相当する額に限る。）
	老齢厚生年金	旧国共済法による退職年金又は通算退職年金
	第三十六条第二項	旧国共済法第七十三条第二項

2　前項の規定は、旧国共済法による減額退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が施行日に国家公務員共済組合の組合員である場合又は施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となった場合において、平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときについて準用する。この場合において、前項の表第一項の項中「相当する額を除く。」とあるのは「相当する額を除く。）から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額」と、同表第一項ただし書の項中「額に限る。）」とあるのは「額に限る。）から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ同項各号に定める額に相当する額から減ずる額として政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする。

3　旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が施行日に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは七十歳以上就労者等（国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（国家公務員共済組合の組合員を除く。）をいう。以下この項において同じ。）である場合又は施行日以後に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは七十歳以上就労者等となった場合において、平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金の受給権者	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六

		十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第五項において「旧国共済法」という。）による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）
被保険者		第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者
該当する者に限る		該当する者に限り、国家公務員共済組合の組合員を除く
老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ		当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ
当該老齢厚生年金		当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

第一項ただし書	老齢厚生年金の額	当該停止対象年金額
	老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）	停止対象年金額に相当する額
第五項	老齢厚生年金	旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
	第三十六条第二項	旧国共済法第七十三条第二項

4　旧国共済法による退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日において第二号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に第二号厚生年金被保険者となった場合において、当該退職年金について改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この

生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者	項において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この項及び第三項において「旧国共済法」という。）による退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）	
厚生年金保険の被保険者	第二号厚生年金被保険者	
である日（同法	である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以	

	又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月	下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）が属する月
総報酬月額相当額（同法	総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法	
老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十	当該退職年金の額のうちその算定の基礎となっている国家公務員共済組合の組合員で	

		九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ
		あった期間を基礎として平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「なお効力を有する改正前国共済法」という。）附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下この項において「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という	第一項ただし書	
同法第四十六条第三項	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の全部
当該老齢厚生年金		
改正後厚生年金保険法第四十六条第三項	在職中支給基本額	旧国共済法による退職年金の全部（当該退職年金の額のう
当該退職年金		

		ちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済施行法第十一条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額に相当する額に限る。）を除く。）
第三項	前二項	第一項
厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金		旧国共済法による退職年金
同法第三十六条第二項		旧国共済法第七十三条第二項

5　前項の規定は、旧国共済法による減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日において第二号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に再び第二号厚生年金被保険者となった場合において、改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、前項の表第一項の項中「相当する額を除く。」とあるのは「相当する額を除く。）から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額（」と、同表第一項ただし書の項中「額に限る。）」とあるのは「額に限る。）から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ同項各号に定める額に相当する額から減ずる額として政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする。

6　旧国共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日において第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等（国会議員又は地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）である場合又は施行日以後に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等となった場合において、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金につい

て改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第三項において「旧国共済法」という。）による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）
	厚生年金保険の被保険者	第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者

		である日（同法
	総報酬月額相当額（同法	老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ
である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）	総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法	当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額（以下この項において「停止対象年金額」という

同法第四十六条第三項	改正後厚生年金保険法第四十六条第三項	
当該老齢厚生年金	当該退職年金又は減額退職年金	
老齢厚生年金の額	当該停止対象年金額	第一項ただし書
老齢厚生年金の全部	停止対象年金額	
前二項	第一項	第三項
厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	旧国共済法による退職年金又は減額退職年金	
同法第三十六条第二項	旧国共済法第七十三条第二項	

四・六項…一部改正〔令和四年三月政令一一八号〕

（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者である間の減額退職年金の支給の停止の特例）

第五十条　前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額は、旧国共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済施行法第十一条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項各号に定める金額に相当する金額を除く。）に、当該減額退職年金の受給権者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

一　次に掲げる旧国共済法による減額退職年金の受給権者　〇・〇四に当該減額退職年金を支給しなかったとしたならば支給すべきであった旧国共済法による退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た率

イ　昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた旧国共済法による退職年金に係る旧国共済法による減額退職年金

ロ　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧国共済法による退職年金に係る旧国共済法による減額退職年金で昭和十五年七月一日以前に生まれた者が支給を受けるもの

ハ　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧国共済法による退職年金に係る旧国共済法による減額退職年金で旧国共済法附則第十二条の五第二項に規定する政令で定める者又は旧国共済法附則第十三条の十に規定する政令で定める者に該当した者が支給を受けるもの（ロに掲げる旧国共済法による減額退職年金を除く。）

二　前号に掲げる者以外の旧国共済法による減額退職年金の受給権者　六十歳と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

2　前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める額に相当する額から減ずる額として政令で定める額は、旧国共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済施行法第十一条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項各号に定める金額に相当する金額に限る。）に、当該減額退職年金の受給権者の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

（退職共済年金等の職域加算額の支給の停止の特例）

第五十一条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員（国家公務員共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける者に限る。以下この条において同じ。）である場合には、当該組合員である間、当該退職共済年金又は障害共済年金のうち、なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額の支給を停止する。

2　旧国共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員である場合には、当該組合員である間、当該退職年金又は通算退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済施行法第十一条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項各号に定める金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

3　旧国共済法による減額退職年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員である場合には、当該組合員である間、当該減額退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済施行法第十一条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項各号に定める金額に相当する金額に限る。）から、前条第二項に規定する額を控除して得た額の支給を停止する。

4　旧国共済法による障害年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員である場合には、当該組合員である間、当該障害年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法第八十二条の規定、なお効力を有する改正前国共済施行法第十二条の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項又は第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定するものを含む。）又はなお効力を有する改正前国共済法第八十二条第三項各号に掲げる金額のうちなお効力を有する改正前国共済令第十一条の六第一項に定める金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

一項…一部改正〔令和四年八月政令二六五号〕

（併給年金の支給を受ける場合における旧国共済法による退職年金等の支給の停止に関する特例）

第五十二条　第三十七条の規定は、旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）について準用する。

第五十三条　第三十八条の規定は、旧国共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）について準用する。

第三節　退職等年金給付に係る併給の調整の特例等

（退職等年金給付の受給権者が改正前国共済法による職域加算額等の支給を受けることができる場合の併給の調整に関する経過措置）

第百十四条　平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定において改正後国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	前項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項及び第四項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条の二第一項又は第二項
	退職等年金給付	退職等年金給付又は同項各号に掲げる年金（次項及び第四項において「退職等年金給付等」という。）
	同項	同条第一項又は第二項
第三項	退職等年金給付が第一項	退職等年金給付等が平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項又は第二項
	当該退職等年金給付	当該退職等年金給付等
第四項	退職等年金給付	退職等年金給付等
	第一項	平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項又は第二項
	同項	同条第一項又は第二項

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第四項の規定において改正後国共済法第七十五条の六第三項の規定を準用する場合には、同項中「、公務障害年金」とあるのは「、公務障害職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額又は同法附則第三十七条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）」と、「支払うべき公務障害年金」とあるのは「支払うべき公務障害職域加算額等」と読み替えるものとする。

3　平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第五項の規定において改正後国共済法第七十九条の四第三項の規定を準用する場合には、同項中「公務遺族年金を」とあるのは「公務死亡職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額又は同法附則第三十七条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）を」と、「公務遺族年金の」とあるのは「公務死亡職域加算額等の」と読み替えるものとする。

（公務等による障害共済年金に係る障害と公務によらない障害厚生年金に係る障害を併合した場合に支給する障害共済年金の額の特例）

第百十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条の三に規定する場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第八十二条第一項及び第八十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条第一項第一号	組合員期間
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）及び厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日の属する月後における被保険者期間及び平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。以下同じ。）を合算した期間
第八十二条第一項第二号	組合員期間
	旧国家公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間を合算した期間

第八十五条第一項	障害共済年金を	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第二号厚生年金被保険者期間にあるものに限り、その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。次項において同じ。）を
第八十五条第二項	公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
	場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を	場合

	支給すべき事由が生じた場合	
第八十五条第二項第二号	算定した	旧国家公務員共済組合員期間と追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として算定した

2　公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者（その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）に対して更に厚生年金保険法による障害厚生年金（初診日が第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間にあるものに限り、その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）を支給すべき事由が生じたときは、なお効力を有する改正前国共済法第八十六条第一項の規定により当該障害共済年金の額を改定する。

（退職一時金を返還する場合の利子の利率等）

第百十六条　平成二十四年一元化法附則第三十九条第四項（平成二十四年一元化法附則第四十条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、次の表の上欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月まで	年五・五パーセント
平成十三年四月から平成十七年三月まで	年四パーセント
平成十七年四月から平成十八年三月まで	年一・六パーセント
平成十八年四月から平成十九年三月まで	年二・三パーセント
平成十九年四月から平成二十年三月まで	年二・六パーセント
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	年三パーセント
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	年三・二パーセント
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	年二パーセント

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	年一・七パーセント
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	年二パーセント
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	年二・四パーセント
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月から令和二年三月まで	年三・一パーセント
令和二年四月から令和五年三月まで	年一・七パーセント
令和五年四月から令和七年三月まで	年一・六パーセント
令和七年四月から令和八年三月まで	年四・三パーセント
令和八年四月から令和九年三月まで	年四パーセント
令和九年四月から令和十六年三月まで	年三・八パーセント

2　平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項又は第四十条第一項前段若しくは第二項前段の規定により返還すべき金額が千円未

満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しない。

一項…一部改正〔令和二年三月政令一〇一号・四月一四四号・七年三月一〇八号〕

第六節　費用の負担等に関する経過措置

（国の組合の経過的長期給付に相当する給付）

第百四十一条　平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する政令で定める給付は、次の各号に掲げる給付とする。

一　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち公務等による障害共済年金及び公務等による遺族共済年金

二　旧国共済法による年金である給付のうち旧国共済法第八十一条第二項に規定する公務による障害年金及び旧国共済法第八十八条第一号の規定による公務による遺族年金

三　旧国共済法による年金である給付（前号に掲げる給付及び旧国共済法第百二十一条第一項第二号の規定によりその額が算定された給付を除く。）の額の百十分の十に相当する給付

四　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）附則第七条の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年国共済改正法附則第八十五条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の百十分の十に相当する給付

五　平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項の規定による障害一時金のうち同項においてその例によることとされる改正前国共済法第八十七条の七第二号の規定の例により算定した額の百分の二百に相当する給付

六　改正前国共済施行法第三条の規定による給付

（国の組合の経過的長期給付積立金を充てるべき費用）

第百四十二条　平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する政令で定める費用は、同条に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「国の組合の経過的長期給付」という。）に係る事務に要する費用（第百四十条第一項において読み替えて準用する改正後国共済法第九十九条第五項の規定による国及び行政執行法人の負担に係るものを除く。）とする。

第四章　退職等年金給付に関する経過措置

（改正後国共済法による退職年金の支給要件に関する経過措置）

第百五十条　当分の間、改正後国共済法第七十七条第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（平成二十七年十月一日に引き続かない被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔抄〕（第一四一条―第一五〇条）　第四章　退職等年金給付に関する経過措置

二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間を除く。）」とする。

（公務傷病に係る初診日が施行日以後にある場合の公務障害年金の額の特例）

第百五十三条　退職給付水準見直し法附則第十条第三項の規定に基づき改正後国共済法第八十四条の規定による公務障害年金の額を算定する場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と同法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条による改正前の第八十二条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務障害年金の額として支給する」とする。

（公務傷病に係る初診日が施行日以後にある場合の公務遺族年金の額の特例）

第百五十四条　退職給付水準見直し法附則第十条第四項の規定に基づき改正後国共済法第九十条の規定による公務遺族年金の額を算定する場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と同法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条による改正前の第八十九条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)又は第三項の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　〔前略〕第四条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条

の項及び第三十条の二の規定並びに附則第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二八年三月三一日　政令第一八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二九年三月三一日　政令第八一号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項及び第十三条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成二九年七月二八日　政令第二二四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。〔後略〕

〔平成三〇年六月六日政令第一八三号、抄〕

（平成二十七年国共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日前に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに同項に規定する改正前国共済法による職域加算額の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた新厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに同項に規定する給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定

政令

により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた新厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔平成三〇年六月六日　政令第一八三号〕

最近改正　令和元年六月二八日　政令第四四号

この政令は、民法の一部を改正する法律〔平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

本附則…一部改正〔令和元年六月政令四四号〕

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

本条…一部改正〔令和二年三月政令一三八号〕

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則〔令和元年六月二八日　政令第四四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔令和二年三月三〇日　政令第一〇一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔令和二年三月三一日　政令第一三八号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年改正法〔厚生年金保険制度及び農

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔令和二年四月一五日　政令第一四四号〕

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和二年一〇月三〇日　政令第三二八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和三年三月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和三年三月三一日　政令第一〇三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則　〔令和三年八月六日　政令第二二九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定　令和四年十月一日

三・四　〔略〕

（改正後の平成二十七年国共済経過措置政令における時効に関する経過措置）

第二十一条　第三十六条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（改正前国共済法による職域加算額の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

2　第三十六条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置

政令第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年三月二五日　政令第一一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（平成二十四年一元化法による旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済法第七十八条の二第二項の規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に掲げる旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に係る平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済令第十一条の七の三の二第一項から第三項までの規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済令附則第六条の二の十及び第六条の二の十三の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

附　則　〔令和四年三月三〇日　政令第一二八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

附　則〔令和四年八月三日　政令第二六五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年十月一日から施行する。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔令和五年三月三〇日　政令第一一七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔令和五年三月三〇日　政令第一一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成二十四年一元化法による改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの請求に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定は、この政令の施行の日の前日において、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔令和六年三月二九日政令第一二七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔令和七年三月二八日　政令第一〇八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔令和八年三月一八日　政令第四三号〕

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕

（平成二十八年九月三十日政令第三百二十三号）

最近改正　令和　三年　八月　六日　政令第二二九号

（継続短時間労働被保険者に係る退職共済年金の支給停止に関する経過措置）

第十三条　適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。第十五条において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下第十五条までにおいて同じ。）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限り、第十五条第一項に規定する者を除く。）について、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

見出…削り・追加・一項…一部改正・旧一五条…繰上（平成二九年三月政令三七号）

第十四条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「平成二十四年改正前国共済法」という。）による年金である給付のうち平成二十四年改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

本条…一部改正・旧一六条…繰上〔平成二九年三月政令三七号〕

第十五条　適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であって、平成二十七年国共済経過措置政令第三十八条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十六年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた継続短時間労働被保険者に限る。）であるものについて、平成二十七年国共済経過措置政令第四十三条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十七年国共済経過措置政令第四十三条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第四十三条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

旧一七条…繰上〔平成二九年三月政令三七号〕

附　則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附　則〔平成二九年三月一七日政令第三七号〕

（施行期日）

政令　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕（第一四条・第一五条）　附則（平二九）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「旧令」という。）第一条第一項の規定により改定された厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額及び旧令第一条第三項において準用する同条第一項の規定により算定された同法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額については、旧令第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

3　この政令の施行前に旧令第二条第一項の規定により改定された私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第一項に規定する標準報酬月額については、旧令第二条第二項の規定は、なおその効力を有する。

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕

（平成二十九年二月二十四日）
（政令第二十八号）

最近改正　令和　七年　六月二〇日　政令第二二三号

（年金機能強化法附則第十四条の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付）

第一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「年金機能強化法」という。）附則第十四条の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付は、次のとおりとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条第二号及び第五条第一号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第五条第二号及び第六条第二号において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三　昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。第六条第三号において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四　平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。第十三条第一項第二号ロにおいて同じ。）のうち退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期

政令

給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五　平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。第十三条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうち退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

六　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第十三条第一項第二号ニにおいて同じ。）のうち退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七　移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち退職共済年金並びに移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

本条…一部改正〔平成二九年七月政令二一四号〕

（退職共済年金の職域加算額の決定の請求に関する経過措置）

第十条　年金機能強化法附則第三十五条の規定により施行日において同条に規定する改正前支給要件規定による同条に規定する退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該退職共済年金の職域加算額について平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十一条第一項の規定による決定の請求の手続をとることができる。

見出…削り・追加・旧八条…繰下〔平成二九年七月政令二一四号〕

附　則

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条、第八条、第十条及び第十一条の規定は、同年三月一日から施行する。

本附則…一部改正〔平成二九年七月政令二一四号〕

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則

〔平成二九年七月二八日　政令第二一四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第十五条の規定は、公布の日から施行する。

○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令〔抄〕

（平成二十九年三月十七日政令第三十七号）

（継続短時間労働被保険者に係る退職共済年金の支給停止に関する経過措置）

第十四条　適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。第十六条において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下第十六条までにおいて同じ。）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限り、第十六条第一項に規定する者を除く。）について、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する

平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「平成二十四年改正前国共済法」という。）による年金である給付のうち平成二十四年改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

第十六条　適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であって、平成二十七年国共済経過措置政令第三十八条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十七年四月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた継続短時間労働被保険者に限る。）であるものについて、平成二十七年国共済経過措置政令第四十三条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十七年国共済経過措置政令第四十三条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第四十三条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「整備及び経過措置政令」という。）第一六条の規定により支給する障害基礎年金又は遺族基礎年金の額の計算については、なお従前の例による。

下「旧令」という。）第一条第一項の規定により改定された厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額及び旧令第一条第三項において準用する同条第一項の規定により算定された同法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額については、旧令第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

3　この政令の施行前に旧令第二条第一項の規定により改定された私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第一項に規定する標準報酬月額については、旧令第二条第二項の規定は、なおその効力を有する。

○国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕

（昭和六十二年六月五日政令第百九十九号）

最近改正　平成　元年一二月二七日　政令第三四五号

（年金の額の改定）

第一条　昭和六十三年四月分以後の月分（平成元年三月分までの月分に限る。以下同じ。）の国家公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）による年金である給付については、〔後略〕

本条…一部改正〔昭和六三年六月政令一八九号・平成元年一二月三四五号〕

（旧共済法による年金の額の改定）

第二条　昭和六十三年四月分以後の月分の旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一　昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に一・〇〇七を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第一号	政令で定める金額	政令で定める金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないときは、当該相当する額に一・〇〇一を乗じて得た額）を
	附則第四十	相当する金	相当する金額に一・

二条第一項ただし書	額	○○七を乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないときは、当該相当する金額に一・○○一を乗じて得た金額）
附則第四十二条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に一・○○七を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に一・○○七を乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないときは、当該相当する金額に一・○○一を乗じて得た金額）
附則第四十二条第二項第一号	政令で定める金額	政令で定める金額に一・○○七を乗じて得た金額
	相当する金額	相当する金額に一・○○七を乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないときは、当該相当する金額に一・○○一を乗じて得た金額）
附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に一・○○七を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一号	政令で定める金額	政令で定める金額に一・○○七を乗じて得た金額
	百分の二十に相当する金額	百分の二十に相当する金額に一・○○七を乗じて得た金額（昭和六十年十二月以前の組合員期間がないときは、当該相当する金額に一・○○一を乗じて得た金額）
附則第四十六条第三項	相当する金額	百分の一に相当する金額に一・○○七を乗じて得た金額
		相当する金額に一・○○七を乗じて得た金額（昭和六十年十

				二月以前の組合員期間がないときは、当該相当する金額に一・〇〇一を乗じて得た金額）
	第八十八条の三第一項第一号及び第二号	六万二千三百円	六万二千七百円	
		十八万六千八百円	十八万八千百円	
二　昭和六十年改正法附則第四十六条第二項又は第四項の規定によりなおその効力を有することとされ経過措置政令第四十六条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法	第八十八条の五第一項	政令で定める金額	政令で定める金額に一・〇〇七を乗じて得た金額（その金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）	

第一条の規定による改正前の共済法				
三　経過措置政令	第三十四条		八十四万七千四百円	八十五万三千三百円
	第三十八条第一項第一号ロ		二万九千八百九十二円	二万九千八百九十二円に一・〇〇七を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第一号ハ		相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ロ		二万九千八百九十二円	二万九千八百九十二円に一・〇〇七を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第三号ハ		相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	第三十八条第二項	八十四万七千四百円	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
	第四十二条		四百十七万	四百二十万七千七百

第一項第一号	八千五百円	円
第四十二条第一項第二号	二百七十二万二千八百円	二百七十四万千九百円
第四十二条第一項第三号	百九十万円	百九十一万三千三百円
第四十二条第二項第一号	十六万八千円	十六万九千二百円
第四十二条第二項第二号	一万二千円	一万二千百円
	五万四千円	五万四千四百円
	十一万四千円	十一万四千八百円
第四十二条第四項第一号	百三万五千九百円	百四万三千二百円
第四十二条第四項第二号	八十四万七千四百円	八十五万三千三百円
第四十二条第四項第三号	六十二万二千八百円	六十二万七千二百円

第四十五条	六十三万三千八百円	六十三万八千二百円
第四十八条第一項	百四十七万二千八百円	百四十八万三千百円
第四十八条第二項	百四十七万二千八百円	百四十八万三千百円
第四十八条第三項	百三十七万六千八百円	百三十八万六千四百円
第五十条各号列記以外の部分	一万二千円	一万二千百円
	五万四千円	五万四千百円
	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
第五十条第一号	五十九万七千八百四十円	五十九万七千八百四十円に一・〇〇七を乗じて得た金額
	百分の二十に相当する額	百分の二十に相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
第五十条第三号	百分の一に相当する額	百分の一に相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額

第五十七条第一項	百分の二・七	百分の三・四	相当する金額に昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ同項各号に掲げる金額に百分の〇・七を乗じて得た金額を加えて得た金額
第五十七条第二項	百分の二・七	百分の三・四	掲げる額に一・〇〇七を乗じて得た額
第六十条	掲げる額		

本条…一部改正〔昭和六三年六月政令一八九号〕

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三条　1・2〔略〕

3　昭和六十三年四月分以後の月分の昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の共済法（以下この条において「旧共済法」という。）第八十一条第一項第一号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該障害年金の算定の基礎となった俸給年額に一・〇〇七（昭和六十年十二月以前の組合員期間がない当該障害年金にあっては、一・〇〇一）を乗じて得た額に同項各号に掲げる者の区分により当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

4　昭和六十三年四月分以後の月分の組合員期間が十年を超える者に支給する旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額は、当該障害年金の算定の基礎となった俸給年額に一・〇〇七を乗じて得た額に同項各号に掲げる者の区分により当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

5　昭和六十三年四月分以後の月分の旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金について旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該遺族年金の算定の基礎となった俸給年額に一・〇〇七（昭和六十年十二月以前の組合員期間がない当該遺族年金にあっては、一・〇〇一）を乗じて得た額の百分の二十に相当する金額とする。

三―五項…一部改正〔昭和六三年六月政令一八九号〕

（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　昭和六十三年四月分以後の月分の旧共済法による年金については、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定

により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、〇・〇〇七とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項中「俸給年額の百分の七十に相当する金額」とあるのは、「俸給年額の百分の七十に相当する金額に、同条第一項各号に掲げる期間に応じ同項各号に掲げる金額に〇・〇〇七を乗じて得た金額を加えて得た金額」と読み替えるものとする。

本条…一部改正〔昭和六三年六月政令一八九号〕

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和六三年六月一四日　政令第一八九号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　昭和六十三年三月分以前の月分の国家公務員等共済組合法（次項において「共済法」という。）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

3　昭和六十三年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額、共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の共済法（以下「旧共済法」という。）第八十一条第一項第一号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額、旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額及び旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金について旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成元年一二月二七日　政令第三四五号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

○平成二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕

（平成二年三月二十八日政令第五十七号）

最近改正　平成　六年　三月三〇日　政令第九三号

題名：改正〔平成三年三月政令六六号・四年三月六一号〕

（年金の額の改定）

第一条　平成二年四月分以後の月分の国家公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	附則第十六条第一項第一号及び第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇二三を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項	二万八千二百円	二万八千八百円

（旧共済法による年金の額の改定）

第二条　平成二年四月分以後の月分の旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一　昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項第一号	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第二号	五万六千四百円	五万七千七百円
	附則第十七条第二項第三号	八万四千六百円	八万六千五百円
	附則第十七条第二項第四号	十一万二千八百円	十一万五千四百円
	附則第十七条第二項第五号	十四万千円	十四万四千二百円

一項ただし書		
附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第一号	六十二万四千七百二十円	六十二万四千七百二十円に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に一・〇二三を乗じて得た額を
附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十二条第	加えた金額）	加えた金額）に一・〇二三を乗じて得た金額

一項第一号		
附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（百分の一に相当する金額	加えた金額に一・〇二三を乗じて得た金額（百分の一に相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
附則第四十六条第	十二万八千円	十三万九百円

五項	二十二万四千円	二十二万九千二百円	
二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「経過措置政令」という。）			
第三十四条	八十九万九千八百円	九十二万五百円	
第三十八条第一項第一号ロ	三万千二百三十六円	三万千二百三十六円に一・〇二三を乗じて得た金額	
第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に一・〇二三を乗じて得た額	
第三十八条第二項	八十九万九千八百円	九十二万五百円	
	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額	
第四十二条第一項第一号	四百四十万二千五百円	四百五十万三千八百円	
第四十二条第一項第二号	二百八十七万千円	二百九十三万七千円	
第四十二条第一項	百九十九万五千円	二百四万九百円	

第三号		
第四十二条第二項第一号	十七万二千七百円	十七万六千七百円
第四十二条第二項第二号	一万二千三百円	一万二千六百円
	五万五千五百円	五万六千八百円
	十一万七千二百円	十一万九千九百円
第四十二条第四項第一号	百十万七百円	百十二万六千円
第四十二条第四項第二号	八十九万九千八百円	九十二万五百円
第四十二条第四項第三号及び第四十五条	六十六万六千円	六十八万千三百円
第四十六条第一項	六万四千円	六万五千五百円
	十九万二	十九万六千四百円

	千円	
第四十八条第一項	百五十五万八千五百円	百五十九万四千三百円
第四十八条第二項	百五十五万八千五百円	百五十九万四千三百円
	百四十五万九千八百円	百四十九万三千四百円
第四十八条第三項	一万二千三百円	一万二千六百円
	五万五千五百円	五万六千八百円
第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額
第五十条第一号	加えた額	加えた額に一・〇二三を乗じて得た額
第五十条第三号	相当する額	相当する額に一・〇二三を乗じて得た額
第五十七条第一項	百分の七・八	百分の十・三

	相当する金額	相当する金額に老齢加算増加額（同項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に百分の二・五を乗じて得た金額をいう。）を加算した金額
第五十七条第二項	百分の七・八	百分の十・三
第六十条	掲げる額	掲げる額に一・〇二三を乗じて得た額

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三条　平成二年四月分以後の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による障害共済年金の算定の基礎となった同条の平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の同条の公務等傷病による障害の程度が同条の障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の三十）に相当する金額（国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の十一第一項に規定する場合に該当するものにあっては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加え

た金額）に一・〇二三を乗じて得た金額とする。

2　平成二年四月分以後の月分の共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による遺族共済年金の算定の基礎となった同条の平均標準報酬月額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に一・〇二三を乗じて得た金額とする。

3　平成二年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の共済法（以下この条において「旧共済法」という。）第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による障害年金の算定の基礎となった俸給年額（昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する俸給年額をいう。以下この条において同じ。）に、旧共済法第八十六条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額とする。

4　平成二年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務によらない障害年金の算定の基礎となった俸給年額に、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額とする。

5　平成二年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による遺族年金の算定の基礎となった俸給年額の百分の二十に相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額とする。

（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　平成二年四月分以後の月分の旧共済法による年金については、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する率を基準として政令で定める率は、百分の七・四とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定に

より読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額に老齢加算増加額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に百分の二・四を乗じて得た金額をいう。）を加算した金額」とする。

（平成三年度における年金等の額の改定）

第七条　平成三年四月分以後の月分（平成四年三月分までの月分に限る。）の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金に対する前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表 第二号		
一・〇二三	一・〇五四	
二万八千八百円	二万九千七百円	
五万七千七百円	五万九千四百円	
八万六千五百円	八万九千二百円	
十一万五千四百円	十一万八千九百円	
十四万四千二百円	十四万八千六百円	
第二条の表 第一号		
一・〇二三	一・〇五四	
十三万九百円	十三万四千九百円	
二十二万九千二百円	二十三万六千百円	

第二条の表 第二号		
九十二万五百円	九十四万八千四百円	
一・〇二三	一・〇五四	
四百五十万三千八百円	四百六十四万二百円	
二百九十三万七千円	三百二万六千円	
二百四万九百円	二百十万二千七百円	
十七万六千七百円	十八万二千円	
一万二千六百円	一万三千円	
五万六千八百円	五万八千五百円	
十一万九千九百円	十二万三千五百円	
百十二万六千円	百十六万百円	
六十八万千三百円	七十万二千円	
六万五千五百円	六万七千五百円	
十九万六千四百円	二十万二千四百円	
百五十九万四千三百円	百六十四万二千七百円	
百四十九万三千四百円	百五十三万八千六百円	
百分の十・三	百分の十三・六	
百分の二・五	百分の五・八	
第三条第一項	昭和六十三年十二月	平成元年十二月
	一・〇二三	一・〇五四（昭和六十三年十二月以前の組合

	昭和六十三年十二月	平成元年十二月
第三条第二項	一・〇二三	一・〇五四（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあっては、一・〇三一）
第三条第三項から第五項まで	一・〇二三	一・〇五四
第四条	百分の七・四	百分の十・七
	百分の二・四	百分の五・七

本条…追加〔平成三年三月政令六六号〕、一部改正〔平成四年三月政令六一号〕

（平成四年度における年金等の額の改定）

第八条　平成四年四月分以後の月分（平成五年三月分までの月分に限る。）の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金に対する第一条から第六条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表 第二号	
一・〇二三	一・〇八九
二万八千八百円	三万七百円
五万七千七百円	六万千四百円
八万六千五百円	九万二千百円
十一万五千四百円	十二万二千八百円
十四万四千二百円	十五万三千五百円
第二条の表 第一号	
一・〇二三	一・〇八九
十三万九百円	十三万九千四百円
二十二万九千二百円	二十四万三千九百円
第二条の表 第二号	
九十二万五百円	九十七万九千九百円
一・〇二三	一・〇八九
四百五十万三千八百円	四百七十九万四千三百円
二百九十三万七千円	三百十二万六千五百円
二百四万九百円	二百十七万二千六百円
十七万六千七百円	十八万八千百円
一万二千六百円	一万三千四百円
五万六千八百円	六万四百円
十一万九千九百円	十二万七千六百円
百十二万六千円	百十九万八千七百円

平成二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕（第九条）

六十八万千三百円	七十二万五千三百円		
六万五千五百円	六万九千七百円		
十九万六千四百円	二十万九千百円		
百五十九万四千三百円	百六十九万七千二百円		
百四十九万三千四百円	百五十八万九千七百円		
百分の十・三	百分の十七・四		
百分の二・五	百分の九・六		
第三条第一項	昭和六十三年十二月	平成二年十二月	一・〇八九（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇六五とし、平成元年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金にあっては一・〇三三とする。）
第三条第二項	昭和六十三年十二月	平成二年十二月	一・〇八九（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇六五とし、平成元年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあっては一・〇三三とする。）
第三条第三項から第五項まで		一・〇二三	一・〇八九
第四条	百分の七・四		百分の十四・三
	百分の二・四		百分の九・三

本条…追加〔平成四年三月政令六一号〕、一部改正〔平成五年三月政令四四号〕

（平成五年度における年金等の額の改定）

第九条　平成五年四月分以後の月分（平成六年三月分までの月分に限る。）の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金に対する第一条から第六条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表 第二号	一・〇二三	一・一〇七	
	二万八千八百円	三万千二百円	
	五万七千七百円	六万二千四百円	
	八万六千五百円	九万三千七百円	
	十一万五千四百円	十二万四千九百円	
	十四万四千二百円	十五万六千百円	
第二条の表 第一号	一・〇二三	一・一〇七	
	十三万九百円	十四万千七百円	
	二十二万九千二百円	二十四万八千円	
	九十二万五百円	九十九万六千百円	
第二条の表 第二号	一・〇二三	一・一〇七	
	四百五十万三千八百円	四百八十七万三千六百円	
	二百九十三万七千円	三百十七万八千二百円	
	二百四万九百円	二百二十万八千五百円	
	十七万六千七百円	十九万千二百円	
	一万二千六百円	一万三千六百円	
	五万六千八百円	六万千四百円	
	十一万九千九百円	十二万九千七百円	
	百十二万六千円	百二十一万八千五百円	

		六十八万千三百円	七十三万七千三百円
		六万五千五百円	七万八百円
		十九万六千四百円	二十一万二千五百円
		百五十九万四千三百円	百七十二万五千三百円
		百四十九万三千四百円	百六十一万六千円
		百分の十・三	百分の十九・三
		百分の二・五	百分の十一・五
第三条第一項	昭和六十三年十二月	平成三年十二月	
	一・〇二三	一・一〇七（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇八二とし、平成元年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇五〇とし、平成二年十二月以前の	

		組合員期間がない当該公務等による障害共済年金にあっては一・〇一六とする。）
第三条第二項	昭和六十三年十二月	一・〇二三
	平成三年十二月	一・一〇七（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇八二とし、平成元年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇五〇とし、平成二年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあっては一・〇一六とする。）
第三条第三項から第五項まで		
第四条	百分の七・四	百分の十六・二
	百分の二・四	百分の十一・二

本条…追加〔平成五年三月政令四四号〕、一部改正〔平成六年三月政令九三号〕

（平成六年度における年金等の額の改定）

第十条　平成六年四月分以後の月分の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金に対する第一条から第六条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表第二号	一・〇二三	一・一二二
	二万八千八百円	三万千六百円
	五万七千七百円	六万三千三百円
	八万六千五百円	九万四千九百円
	十一万五千四百円	十二万六千六百円
	十四万四千二百円	十五万八千二百円
第二条の表第一号	一・〇二三	一・一二二
	十三万九百円	十四万三千六百円
	二十二万九千二百円	二十五万千三百円

| | | |

第三条第二項	昭和六十三年十二月	平成四年十二月
	一・〇二三	一・一二二（昭和六十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成元年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇九七とし、平成元年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇六四とし、平成二年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇三〇とし、平成三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇一三とする。）

第三条第三項から第五項まで	一・〇二三	一・一二二
第四条	百分の七・四	百分の十七・八
	百分の二・四	百分の十二・八

本条…追加〔平成六年三月政令九三号〕

附　則

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附　則〔平成三年三月二九日　政令第六六号〕

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附　則〔平成四年三月二七日　政令第六一号〕

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附　則〔平成五年三月二四日　政令第四四号〕

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附　則〔平成六年三月三〇日　政令第九三号〕

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

○国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕

（平成七年三月二十九日政令第百十六号）

最近改正　平成一一年　三月二五日　政令第五四号

題名：改正〔平成九年三月政令八四号〕

（年金の額の改定）

第一条　平成十一年四月分以後の月分の国家公務員共済組合法（以下「共済法」という。）による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一　共済法	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき（平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の組合員期間があるとき（平成八年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）

第七十八条第二項	二十二万四千四百円	二十三万千四百円		
第八十二条第一項後段	五十八万五千円	六十万三千二百円		
第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき（平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき（平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の組合員期間があるとき（平成八年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）	
第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）（平成五年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき		

第八十二条第三項第一号	四百十四万八千円	四百二十七万六千六百円
第八十二条第三項第二号	二百五十六万二千円	二百六十四万千四百円
第八十二条第三項第三号	二百三十一万八千円	二百三十八万九千九百円
第八十三条第三項	二十二万四千四百円	二十三万千四百円
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じ

（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき（平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき（平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の組合員期間があるとき（平成八年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）

		て得た金額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき（平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき（平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の組合員期間があるとき（平成八年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）
第八十九条第三項	百三万七千円	百六万九千百円
第九十条	五十八万	六十万三千二百円

	五千円	乗じて得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成五年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に一・〇三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき（平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二五を乗じて得た金額とし、平成八年
附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号		

				十二月以前の組合員期間があるとき（平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇二四を乗じて得た金額とし、平成九年十二月以前の組合員期間があるとき（平成八年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇〇六を乗じて得た金額とする。）
二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）	附則第十六条第一項第一号及び第四項	乗じて得た金額		乗じて得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第一号	三万三千百円		三万四千百円
	附則第十七条第二項	六万六千二百円		六万八千三百円

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一〇年三月五二号・一一年三月五四号〕

（旧共済法による年金の額の改定）

第二条　平成十一年四月分以後の月分の旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一　昭和六十	附則第三	相当する	相当する金額に一・〇

	項第二号			
	附則第十七条第二項第三号	九万九千四百円	十万二千五百円	
	附則第十七条第二項第四号	十三万二千五百円	十三万六千六百円	
	附則第十七条第二項第五号	十六万五千六百円	十七万七百円	

年改正法

十五条第一項ただし書	金額	三一を乗じて得た金額
附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第一号	七十三万千二百八十円	七十三万千二百八十円に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に一・〇三一を乗じて得た額を
附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（百分の一に相当す	加えた金額に一・〇三一を乗じて得た金額（百分の一に相当する金額に一・〇三一を乗じ

	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額
附則第四十六条第三項	相当する金額	十四万九千六百円
附則第四十六条第五項	十四万九千六百円	十五万四千二百円
	二十六万千八百円	二十六万九千九百円
第三十四条	百五万二千円	百八万四千六百円
第三十八条第一項第一号ロ	三万六千五百六十四円	三万六千五百六十四円に一・〇三一を乗じて得た金額
第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に一・〇三一を乗じて得た額
第三十八条第一項第三号ロ	三万六千五百六十四円	三万六千五百六十四円に一・〇三一を乗じて得た金額
第三十八条第一項第三号ハ	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「経過措置政令」という。）

第三十八条第二項	百五万二千円	百八万四千六百円
	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額
第四十二条第一項第一号	五百十二万三千円	五百二十八万千九百円
	三百三十四万二千円	三百四十四万五千六百円
第四十二条第一項第二号	二百三十一万八千円	二百三十八万九千九百円
	二十万千八百円	二十万八千百円
第四十二条第二項第一号	一万四千四百円	一万四千八百円
第四十二条第二項第二号	六万四千九百円	六万六千九百円
	十三万七千円	十四万千二百円

第四十二条第四項第一号	百二十八万七千円	百三十二万六千九百円	
第四十二条第四項第二号	百五万二千円	百八万四千六百円	
第四十二条第四項第三号及び第四十五条	七十八万円	八十万四千二百円	
第四十六条第一項	七万四千八百円	七万七千百円	
	二十二万四千四百円	二十三万千四百円	
第四十八条第一項	百八十一万七千円	百八十七万三千三百円	
第四十八条第二項	百八十一万七千円	百八十七万三千三百円	
	百六十九	百七十四万六千四百円	

第四十八条第三項	一万四千四百円	一万四千八百円	
	六万四千九百円	六万六千九百円	
第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額	
第五十条第一号	加えた額	加えた額に一・〇三一を乗じて得た額	
第五十条第三号	相当する額	相当する額に一・〇三一を乗じて得た額	
第五十七条第一項	百分の二十五・三	百分の二十九・二	
	に相当する金額	に相当する金額に老齢加算増加額（同項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に百分の三・九を乗じて得た金額をいう。）	

		を加算した金額
当該相当する金額		当該加算した金額
第五十七条第二項	百分の二十五・三	百分の二十九・二
第六十条	掲げる額	掲げる額に一・〇三一を乗じて得た額

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一〇年三月五二号・一一年三月五四号〕

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三条　平成十一年四月分以後の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（平成九年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による障害共済年金の算定の基礎となった同条の平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の同条の公務等傷病による障害の程度が同条の障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の三十）に相当する金額（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の九第一項に規定する場合に該当するものにあっては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加えた金額）に一・〇三一（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇二五とし、平成七年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成八年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金にあっては一・〇〇六とする。）を乗じて得た金額とする。

2　平成十一年四月分以後の月分の共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（平成九年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による遺族共済年金の算定の基礎となった同条の平均標準報酬月額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に一・〇三一（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇二五とし、平成七年十二月以

前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成八年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあっては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあっては一・〇〇六とする。）を乗じて得た金額とする。

3　平成十一年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下この条において「旧共済法」という。）第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による障害年金の算定の基礎となった俸給年額（昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する俸給年額をいう。以下この条において同じ。）に、旧共済法第八十六条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

4　平成十一年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務によらない障害年金の算定の基礎となった俸給年額に、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

5　平成十一年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による遺族年金の算定の基礎となった俸給年額の百分の二十に相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

一―五項…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一〇年三月五二号・一一年三月五四号〕

（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　平成十一年四月分以後の月分の旧共済法による年金については、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二十五・八とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金

額を」とあるのは「相当する金額に老齢加算増加額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に百分の三・八を乗じて得た金額をいう。）を加算した金額を」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額に老齢加算増加額を加算した金額）」とする。

本条…一部改正〔平成九年三月政令八四号・一〇年三月五二号・一一年三月五四号〕

附　則　〔抄〕

1　この政令は、平成七年四月一日から施行する。

2　〔略〕

3　前項の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十七条の規定は、平成七年四月分以後の月分の同条に規定する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額について適用し、同年三月分以前の月分のこれらの年金の額については、なお従前の例による。

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成九年三月二八日　政令第八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（平成七年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成九年三月分以前の月分の改正前国共済法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次項において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（次項において「旧国共済法」という。）による年金の額については、なお従前の例による。

2　平成九年三月分以前の月分の改正前国共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額、改正前国共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金について改正前国共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額、昭和六十年国共済改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金について旧国共済法第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額、昭和六十年国共済改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金について旧国共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額及び昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について旧国共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一〇年三月二五日　政令第五二号〕

政令　国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕　附則（平一一）

1　この政令は、平成十年四月一日から施行する。

2　平成十年三月分以前の月分の国家公務員共済組合法（次項において「共済法」という。）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

3　平成十年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額、共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧共済法」という。）第八十一条第一項第一号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額、旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額及び旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金について旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年三月二五日　政令第五四号〕

1　この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

2　平成十一年三月分以前の月分の国家公務員共済組合法（次項において「共済法」という。）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

3　平成十一年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額、共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧共済法」という。）第八十一条第一項第一号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額、旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金について旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額及び旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金について旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額については、なお従前の例による。

○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕

（平成十五年三月三十一日政令第百五十七号）

（年金の額の改定）

第一条　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「共済法」という。）による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一	共済法	第七十八条第二項	二十三万千四百円	二十二万九千三百円
二	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	附則第十七条第二項第一号	乗じて得た金額	三万四千百円
		附則第十七条第二項第二号	乗じて得た金額	六万八千三百円
		附則第十六条第一項第一号及び第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額	三万三千八百円	六万七千七百円
		附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額	五十九万七千八百円	六十万三千二百円
		第九十条	六十万三千二百円	六十万三千二百円	五十九万七千八百円	六十万三千二百円
		第八十九条第三項	百六万九千百円	百六万九千百円	百五万九千五百円	百六万九千百円
		第八十三条第三項	二十三万千四百円	二十三万千四百円	二十二万九千三百円	二十三万千四百円
		第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十八万九千九百円	二百三十六万八千四百円	二百三十八万九千九百円
		第八十二条第三項第二号	二百六十四万千四百円	二百六十四万千四百円	二百六十一万七千六百円	二百六十四万千四百円
		第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十七万六千六百円	四百二十三万八千百円	四百二十七万六千六百円
		第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	六十万三千二百円	五十九万七千八百円	六十万三千二百円
			七万七千百円	七万七千百円	七万六千四百円	七万七千百円

附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万千六百円
附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万五千四百円
附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	十六万九千二百円
第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）
第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）
第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四第二項第二号並びに第三項第二号及び第二	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）

四　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号。以下「平成十五年改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた平成十二年改正法	附則第十一条第一項及び第十二条第一項	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）
		六十万三千二百円	五十九万七千八百円

（旧共済法による年金の額の改定）

第二条　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一　昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に〇・九九一を乗じて得た額を
	附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九九一

	附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（〇・九九一を乗じて得た金額）	加えた金額に〇・九九一を乗じて得た金額（百分の〇・九五に相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第五項	十五万四千二百円	十五万二千八百円
		二十六万九千九百円	二十六万七千五百円

第三十四条	百八万四千六百円	百七万四千八百円
第三十八条第一項第一号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九九一を乗じて得た金額
第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九九一を乗じて得た額
第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九九一を乗じて得た金額
第三十八条第一項第三号ハ	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
第三十八条第二項	百八万四千六百円	百七万四千八百円
	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
第四十二条第一項第一号	五百二十八万千九百円	五百二十三万四千四百円
第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円	三百四十一万四千六百円
第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万八千四百円
第四十二条第二項第一号	二十万八千百円	二十万六千二百円
第四十二条第二項第二号	一万四千八百円	一万四千七百円
	六万六千九百円	六万六千三百円
	十四万千二百円	十三万九千九百円
第四十二条第四項第一号	百三十二万六千九百円	百三十一万五千円
第四十二条第四項第二号	百八万四千六百円	百七万四千八百円
第四十二条第四項第三号及び第四十五条	八十万四千二百円	七十九万七千円
第四十六条第一項	七万七千百円	七万六千四百円
	二十三万千四百円	二十二万九千三百円
第四十八条第一項	百八十七万三千百円	百八十五万六千四百円
第四十八条第二項	百八十七万三千三百円	百八十五万六千四百円
	百七十四万六千四百円	百七十三万七百円
第四十八条第三項	一万四千八百円	一万四千七百円

第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	六万六千九百円	六万六千三百円
第五十条第一号	加えた額		加えた額に〇・九九一を乗じて得た金額
第五十条第三号	相当する額		相当する額に〇・九九一を乗じて得た額
第五十七条第一項	乗じて得た率		乗じて得た率に、〇・九九一を乗じて得た率
	に相当する金額		に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に一・〇二七を乗じて得た率に〇・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額）を控除した金額
			当該相当する金額
			当該控除した金額
第五十七条第二項			乗じて得た率に、〇・九九一を乗じて得た率
第六十条	掲げる額		掲げる額に〇・九九一を乗じて得た額
附則第三十五条第一項ただし書及び第二号	相当する金額		相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額		乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項本文	相当する額を		相当する額に〇・九九一を乗じて得た額を
附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並び	相当する金額		相当する金額に〇・九九一を乗じて得た

三　平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下「改正前の昭和六十年改正法」という。）

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令〔抄〕（第三条）

に第二項第一号及び第四号		金額	百分の二十に相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一号	百分の二十に相当する金額		
	百分の一に相当する金額	百分の一に相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額	
附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額	
第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九九一を乗じて得た額	
第三十八条第一項第三号ハ及び第二項並びに第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額	
第五十条第一号及び第三号	相当する額	相当する額に〇・九九一を乗じて得た額	
第五十七条第一項	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・〇二七に一・二二を乗じて得た率に〇・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額	当該相当する金額 当該控除した金額
四　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号。以下「平成十二年改正政令」という。）第二条の規定による改正前の			昭和六十一年経過措置政令

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三条　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（平成十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第八十七条の四中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額」とする。

2　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（平成十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第九十三条の三中「乗じて得た金額（当該遺族年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額」とする。

3　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十二年改正政令附則第八条第一項第一号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九九一を乗じて得た金額」とする。

4　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について平成十二年改正政令附則第八条第一項第二号の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、同号中「算定される金額」とあるのは「算定される金額に〇・九九一を乗じて得た金額」とする。

（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の旧共済法による年金について昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・九九一を乗じて得た率から一を控除して得た率とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定

額を控除した金額）」とする。

2　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の旧共済法による年金について平成十二年改正政令附則第七条第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二十二とする。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・二二に〇・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額」とする。

附　則

1　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

2　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第五十七条第四項の規定は、平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の同条第一項から第三項までに規定する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額については、適用しない。

〔参考〕

○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令

〔抄〕

（平成十六年三月三十一日政令第百十四号）

注　この政令は、平成一六年九月二九日政令第二八六号により廃止された。

（年金の額の改定）

第一条　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「共済法」という。）による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一　共済法	第七十八条第二項	二十三万千四百円	二十二万八千六百円
	第八十二条第一項後段	七万七千百円	七万六千二百円
		六十万三千二百円	五十九万六千円
二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五	附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第十六条第一項第一号及び第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第一号	三万四千百円	三万三千七百円
	附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	六万七千五百円
	附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万千三百円
	附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万五千円
	第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十二万五千三百円
	第八十二条第三項第二号	二百六十四万千四百円	二百六十万九千七百円
	第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万千二百円
	第八十三条第三項	二十三万千四百円	二十二万八千六百円
	第八十九条第三項	百六万九千百円	百五万六千三百円
	第九十条	六十万三千二百円	五十九万六千円

号。以下「昭和六十年改正法」という。）	附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	十六万八千七百円
三　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第二項若しくは第三項	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるときは（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）
	第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるときは（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）
四　国家公務員共済組合法施	項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法		
附則第十一条第一項及び第十二条第一項	第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号		
法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金	乗じて得た金額		
法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるときは（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）		

（旧共済法による年金の額の改定）

第二条　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号。以下「平成十五年改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた平成十二年改正法	額	六十万三千二百円	二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）	五十九万六千円

一　昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	加えた金額）
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	七十五万四千三百二十円
	附則第四十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た金額	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た金額	乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する額を
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額を	相当する金額に
	附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額に	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	加えた金額）
	附則第四十二	加えた金額）	加えた金額）に	

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（抄）（第二条）

条第一項第一号		○・九八八を乗じて得た金額	三万七千七百十六円に○・九八八を乗じて得た金額	第三十八条第一項第一号ロ	三万七千七百十六円	等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）
附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する額に○・九八八を乗じて得た額	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	
附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に○・九八八を乗じて得た金額	三万七千七百十六円に○・九八八を乗じて得た金額	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	
附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	第三十八条第一項第三号ハ	相当する金額	
附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（	加えた金額に○・九八八を乗じて得た金額（	百七万千六百円	第三十八条第二項	百八万四千六百円	
	百分の○・九五に相当する金額	百分の○・九五に相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	五百二十一万八千五百円	第四十二条第一項第一号	五百二十八万九千九百円	
附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	三百四十万四千三百円	第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円	
附則第四十六条第五項	十五万四千二百円	十五万二千三百円	二百三十六万千二百円	第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円	
第三十四条	二十六万九千九百円	二十六万六千七百円	二十万五千六百円	第四十二条第二項第一号	二十万八千百円	
二　国家公務員	百八万四千六百円	百七万千六百円				

第四十二条第二項第二号	一万四千八百円	一万四千六百円	
	六万六千九百円	六万六千百円	
	十四万千二百円	十三万九千五百円	
第四十二条第四項第一号	百三十二万六千九百円	百三十一万千円	
第四十二条第四項第二号	百八万四千六百円	百七万千六百円	
第四十二条第四項第三号及び第四十五条	八十万四千二百円	七十九万四千五百円	
第四十六条第一項	七万七千百円	七万六千二百円	
	二十三万千四百円	二十二万八千六百円	
第四十八条第一項	百八十七万三千三百円	百八十五万八百円	
第四十八条第二項	百八十七万三千三百円	百八十五万八百円	
	百七十四万六千四百円	百七十二万五千四百円	
第四十八条第三項	一万四千八百円	一万四千六百円	
	六万六千九百円	六万六千百円	

第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	
第五十条第一号	加えた額	加えた額に〇・九八八を乗じて得た額	
第五十条第三号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額	
第五十七条第一項	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九八八を乗じて得た率	
	に相当する額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に一・〇二七を乗じて得た率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて	

			得た金額）を控除した金額
		当該相当する金額	当該控除した金額
第五十七条第二項		乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九八八を乗じて得た率
第六十条		掲げる額	掲げる額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第三十五条第一項ただし書及び第二号	三　平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下「改正前の昭和六十年改正法」という。）	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十条第一項第二号		乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十二条第一項本文		相当する額を	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額を
附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号及び第四号		相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十六条第一項第一		百分の二十に相当する金額	百分の二十に相当する金額に〇・九

号			八八を乗じて得た金額
		百分の一に相当する金額	百分の一に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十六条第三項	四　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号。以下「平成十二年改正政令」という。）	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
第三十八条第一項第一号ハ		相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
第三十八条第一項第三号ハ及び第二項並びに第五十条各号列記以外の部分		相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
第五十条第一号及び第三号		相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
第五十七条第一項		に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金

う。）第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令		額に、一・〇二七に一・二二を乗じて得た率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額
	当該相当する金額	当該控除した金額

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三条　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（平成十四年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第三項又は第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第八十七条の四中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九八八（平成十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金にあつては、〇・九九七）を乗じて得た金額」とする。

2　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（平成十四年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第九十三条の三中「乗じて得た金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九八八（平成十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあつては、〇・九九七）を乗じて得た金額」とする。

3　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、同条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十二年改正政令附則第八条第一項第一号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九八八を乗じて得た金額」とする。

4　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、同条

第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について平成十二年改正政令附則第八条第一項第二号の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、同号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九八八を乗じて得た金額」とする。

（更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の旧共済法による年金について昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・九八八を乗じて得た率から一を控除して得た率とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・〇一二を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額）」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額）」とする。

2　平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の旧共済法による年金について平成十二年改正政令附則第七条第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二十・五とする。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・二二に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した額を」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額）」とする。

附　則

1　この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

2　昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四項の規定は、平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の同条第一項から第三項までに規定する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額については、適用しない。

○令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

（平成二十八年三月三十一日）
（政令第百三十号）

〔沿革〕　平成二九年　三月三一日　政令第八一号改正
平成三〇年　三月三〇日　政令第一一七号改正
平成三一年　三月二九日　政令第一二二号改正
令和　二年　三月三〇日　政令第一〇三号改正
令和　三年　三月三一日　政令第一〇三号改正
令和　四年　三月二五日　政令第一一八号改正
令和　五年　三月三〇日　政令第一一九号改正
令和　六年　三月二九日　政令第一二九号改正
令和　七年　三月二八日　政令第一〇八号改正
令和　八年　三月二七日　政令第七七号改正

平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令をここに公布する。

令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

題名：改正〔平成二九年三月政令八一号・三〇年三月一七号・三一年三月一二二号・令和二年三月一〇三号・三年三月一〇三号・四年三月一一八号・五年三月一九号・六年三月一二九号・七年三月一〇八号・八年三月七七号〕

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和八年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則別表第五を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・三二三
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・三三四

昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三六五
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・三七一
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三七一
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三七七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三八七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三九九
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・四〇〇
昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・四〇六

本則…一部改正〔平成二九年三月政令八一号・三〇年三月一一七号・三一年三月一二二号・令和二年三月一〇三号・三年三月一〇三号・四年三月一一八号・五年三月一一九号・六年三月一二九号・七年三月一〇八号・八年三月七七号〕

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二九年三月三一日　政令第八一号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　〔略〕

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

3　平成二十九年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔平成三〇年三月三〇日　政令第一一七号、抄〕

（施行期日等）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行〔中略〕する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　平成三十年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

附　則　〔平成三一年三月二九日政令第一二二号〕

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

附　則　〔令和二年三月三〇日　政令第一〇三号〕

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和三年三月三一日　政令第一〇三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第五条　令和三年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年三月二五日　政令第一一八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第四条　令和四年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和五年三月三〇日　政令第一一九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第四条　令和五年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

政令　令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔令和六年三月二九日　政令第一二九号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

3　令和六年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和七年三月二八日　政令第一〇八号〕

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

平成十九年十月以後において旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令及び令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

附　則　〔令和八年三月二七日　政令第七七号〕

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

○放送大学学園法施行令〔抄〕

（平成十五年八月八日
政令第三百六十五号）

最近改正　令和　四年　八月　三日　政令第二六七号

（私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定の適用を受けない職員の掛金の割合）

第二条　法第十一条第二項の政令で定める範囲は、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十三条第三項に規定する範囲とする。

見出・本条…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕、本条…一部改正〔令和四年八月政令二六七号〕

附　則　〔抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年八月三日　政令第二六七号〕

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（第五条）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令〔抄〕

（平成十五年十二月二十五日政令第五百四十六号）

最近改正　令和　八年　二月一六日　政令第一一号

（法科大学院に派遣された検察官等に関する私立学校教職員共済法等の特例に係る掛金の額等）

第五条　法第十六条第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「読替え後の私学共済法」という。）第二十八条第一項の規定により学校法人等（私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条及び第九条第三項において同じ。）及び国が負担すべき私立大学派遣検察官等の標準報酬月額（私学共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）に係る掛金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　学校法人等　当該私立大学派遣検察官等の標準報酬月額に係る掛金の半額に、当該学校法人等が当該私立大学派遣検察官等に支給した報酬（読替え後の私学共済法第二十一条第一項に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る私学共済法第二十二条第五項、第八項若しくは第十項又は同条第十六項の規定の例により算定した額を当該私立大学派遣検察官等の標準報酬月額の基礎となった報酬月額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該私立大学派遣検察官等の標準報酬月額に係る掛金の半額から前号に定める額を控除した額

2　読替え後の私学共済法第二十八条第一項の規定により学校法人等及び国が負担すべき私立大学派遣検察官等の標準賞与額（私学共済法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）に係る掛金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　学校法人等　当該私立大学派遣検察官等の標準賞与額に係る掛金の半額に、その月に当該学校法人等が当該私立大学派遣検察官等に支給した賞与（私学共済法第二十一条第二項に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額をその月に当該私立大学派遣検察官等が受けた賞与の額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該私立大学派遣検察官等の標準賞与額に係る掛金の半

額から前号に定める額を控除した額

3　読替え後の私学共済法第二十九条第一項の規定により学校法人等及び国がそれぞれ納付すべき掛金は、前二項の規定により学校法人等及び国がそれぞれ負担すべき掛金並びにこれに応ずる当該私立大学派遣検察官等が負担すべき掛金とする。

4　私立大学派遣検察官等に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合に関する私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第二十九条の規定の適用については、同条中「千分の三十から千分の百四十七・五までの」とあるのは、「第十三条第三項に規定する」とする。

二項…一部改正〔平成一六年九月政令二八八号〕、一項…一部改正〔平成一七年四月政令一三〇号・二六年三月九四号〕、一・二・四項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕、四項…一部改正〔令和四年八月政令二六七号・八年二月一一号〕

（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）

第八条　国共済法第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の四の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十一条第一項の規定により二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等（以下この条及び次条において「複数校派遣検察官等」という。）のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学等（私立大学又は公立大学をいう。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）に置かれたものである者（当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次条第二項及び第三項並びに第十一条第一項において「私学共済制度の加入者」という。）となった者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となった者に限る。以下この条において「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が私立大学等複数校派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学等複数校派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

2　複数校派遣検察官等に関する国共済法の規定（私立大学等複数校派遣検察官等に関しては、国共済法の長期給付に関する規定に限る。）の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

（第九条）　附則（平一六）

3　私立大学等複数校派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4　法第八条第二項の規定並びに第三条第一項及び第三条の二の規定は、複数校派遣検察官等（私立大学等複数校派遣検察官等を除く。）について準用する。

5　法第十四条第四項の規定並びに第三条第二項において準用する同条第一項の規定及び第三条の二の規定は、私立大学等複数校派遣検察官等について準用する。

6　複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

一項…一部改正〔平成二一年一二月政令三〇五号〕、六項…一部改正〔平成二七年三月政令一六六号〕、一・四・五項…一部改正〔平成二七年九月政令三四四号〕、一項…一部改正〔令和七年三月政令一四〇号〕

（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する私立学校教職員共済法等の特例）

第九条　私学共済法の退職等年金給付に関する規定は、複数校派遣検察官等には、適用しない。

2　法第十六条第三項の規定は、複数校派遣検察官等のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学に置かれたものである者（私学共済制度の加入者となった者に限る。）について準用する。

3　第五条第一項及び第二項の規定は前項において読み替えて準用する法第十六条第三項の規定により読み替えられた私学共済法（以下この項において「読替え後の私学共済法」という。）第二十八条第一項の規定により学校法人等及び国が負担すべき掛金の額について、第五条第三項の規定は読替え後の私学共済法第二十九条第一項の規定により学校法人等及び国が納付すべき掛金について、第五条第四項の規定は複数校派遣検察官等のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学に置かれたものである者（私学共済制度の加入者となった者に限る。）に係る私立学校教職員共済法施行令第二十九条の規定による掛金の割合について、それぞれ準用する。

一―三項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

附　則　〔抄〕

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一六年九月二九日　政令第二八八号〕

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一七年四月一日　政令第一三〇号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

附　則　〔平成二二年一二月二八日　政令第三〇五号〕

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

附　則　〔平成二六年三月二八日　政令第九四号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二七年三月三一日　政令第一六六号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置等に関する政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔令和四年八月三日　政令第二六七号〕

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和七年三月三一日　政令第一四〇号〕

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔令和八年二月一六日　政令第一一号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。〔後略〕

〔抄〕　附則（平一七―令八）

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令〔抄〕

（平成二十六年五月二十九日政令第百九十三号）

最近改正　令和　七年　三月三一日　政令第一四〇号

（定義）

第一条　この政令において「交流派遣」、「派遣先企業」又は「交流派遣職員」とは、それぞれ国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項、第七条第三項又は第八条第二項に規定する交流派遣、派遣先企業又は交流派遣職員をいう。

（私立学校教職員共済法の特例）

第四条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の退職等年金給付に関する規定は、交流派遣職員には、適用しない。

2　交流派遣職員に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

3　第一項の規定により私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた交流派遣職員の同法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十三条第三項に規定する範囲内において、共済規程（同法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔平成二七年九月政令三四八号〕、三項…一部改正〔令和四年八月政令二六七号〕

附　則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔平成二七年三月三一日　政令第一六六号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。〔後略〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

附　則

〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則

〔令和四年八月三日　政令第二六七号〕

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

○沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔抄〕

（昭和四十七年四月二十八日政令第百六号）

最近改正　令和　七年　五月二三日　政令第一九三号

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第三十一条、第三十五条第二項、第五十三条第一項から第三項まで、第九十四条第一項、第九十六条第四項及び第五項並びに第百五十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（沖縄の医療保険法による医療保険の被保険者であつた期間の取扱い）

第三十一条　法の施行の日の前日に沖縄の医療保険法（千九百六十五年立法第百八号）による医療保険（以下この条において「医療保険」という。）の被保険者で法の施行の日に私学共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者が組合員の資格を喪失した場合における私学共済組合法の短期給付に関する規定の適用については、その者に係る医療保険の被保険者であつた期間は、私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

（標準給与に関する経過措置）

第三十二条　法の施行の日の前日に沖縄私学共済組合の組合員であつた者で法の施行の日に私学共済組合の組合員となつたものに係る標準給与は、法の施行の日の属する月以後、法の施行の日にその者が私学共済組合の組合員の資格を取得したものとみなして変更する。

（長期給付に関する経過措置）

第三十三条　法第九十六条第一項及び第二項の規定により私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）による加入者期間（以下単に「加入者期間」という。）とみなされる期間を有する者に係る私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私学共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額の算定は、昭和四十五年一月以後の各月の標準給与の月額（昭和四十五年一月一日から昭和四十六年九月三十日までの期間にあつては、その期間における各月の沖縄の厚生年金保険法（千九百六十八年立法第百三十六号）による標準報酬月額）に基づいて行うものとする。

2　法第九十六条第三項の規定により私学共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなされた権利に係る年金たる給付の額は、従前の額又は法の施行の時に私学共済組合

法の相当規定により当該権利を取得したものとみなしてこの政令及び私学共済組合からの給付に関するその他の法令の規定を適用して算定される額のいずれか多い額とする。

3　沖縄私学共済組合法の規定による退職一時金又は返還一時金は、それぞれ昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十四号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の私学共済組合法の相当規定による退職一時金又は返還一時金とみなす。

4　更新組合員（法の施行の日の前日に沖縄私学共済組合の組合員であつた者で、法の施行の日に私学共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となり、引き続き当該組合員である者をいう。以下同じ。）が法の施行の日から三年以内に退職し、又は死亡した場合において、この政令及び私学共済組合からの給付に関するその他の法令の規定を適用して算定した長期給付の額が、その者が同日の前日に退職し、又は死亡したものとみなして沖縄私学共済組合法の規定により算定した長期給付の額より少ないときは、その額をその長期給付の額とする。

七項…一部改正〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、一・四・五項…一部改正・六項…削除・旧七項…六項に繰上〔昭和五四年一二月政令三二五号〕、一・四・五項…一部改正〔昭和五七年九月政令二六四号〕、五項…一部改正〔昭和五九年三月政令三五号〕、一・五項…削除・旧二・四項…一部改正し一項ずつ繰上・旧三項…二項に繰上・旧六項…四項に繰上〔昭和六一年三月政令六六号〕、一項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号・一六年九月二八八号〕

第三十四条　更新加入者（法の施行の日の前日に沖縄私学共済組合の組合員であつた者で、法の施行の日に私学共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となり、引き続き平成十年一月一日に私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となり、引き続き当該加入者である者をいう。以下同じ。）であつてその加入者期間に沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間のうち法第九十六条第二項の規定により加入者期間とみなされる期間以外の期間を算入するとしたならばその加入者期間が二十年以上となるものに係る長期給付については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第十項の規定を準用する。この場合において、同項の表第七十六条第一項第一号の項中「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十項」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条」と読み替えるものとする。

一項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、一項…一部改正〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、三項…全部改正〔昭和五二年六月政令一八六号〕、一項…一部改正・四項…削除〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成七年三月政令一四八号・九年一二月三五五号〕

第三十五条　法第九十六条第二項の規定により加入者期間とみなされる期間のうち昭和四十四年十二月三十一日以前の期間（以下「控除期間」という。）を有する更新加入者（加入者期間が二十年以上である更新加入者及び前条に規定する更新加入者に限る。）に対する退職共済年金（改正前準用国共済法（改正前私学共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法をいう。以下この項において同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）第七十六条、附則第十二条の三又は附則第十二条の八の規定による退職共済年金をいう。以下同じ。）の額は、なお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項及び第三項（附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項又は附則第十二条の八第三項並びに第七十八条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した金額とする。

一　加入者期間が四十年以下の者　退職共済年金の額（なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額を加えた額）を加入者期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間の月数を乗じて得た額

イ　加入者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公

務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

ロ　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

二　控除期間以外の加入者期間が四十年を超える者　退職共済年金の額（なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除き、六十五歳に達するまでは、なお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号（附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額若しくはなお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又はなお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の額を除き、六十五歳に達したとき以後は、私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定による加算額を除く。）を加入者期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間の月数を乗じて得た額

三　加入者期間が四十年を超え、かつ、控除期間以外の加入者期間が四十年以下の者　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　控除期間のうち四十年から控除期間以外の加入者期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額

ロ　控除期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2　前項の規定を適用して算定された改正前準用国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の額のうち、なお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額若しくはなお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又はなお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の金額に相当する額が、加入者期間が二百四十月であるものとして算定したなお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額若しくはなお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又はなお効力を有する改正前準用国共

済法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。

本条…一部改正〔昭和四八年九月政令二六四号・四九年八月三〇七号・五〇年一一月三四号・五一年六月一八三号・五三年五月二一五号・五四年一二月三一五号・五七年九月二六四号・五九年三月三五号〕、全部改正〔昭和六一年三月政令六六号〕、一項…一部改正〔平成元年一二月政令三四七号・六年一一月三五九号〕、一・二項…一部改正〔平成七年三月政令一四八号〕、一項…一部改正〔平成九年三月政令八四号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一項…一部改正〔平成一六年九月政令二九七号・一七年四月一三〇号〕、一・二項…一部改正〔平成二七年九月政令三四八号〕

第三十五条の二　控除期間を有する更新加入者（加入者期間が二十五年以上である更新加入者に限る。）に対する障害共済年金（改正前準用国共済法第八十一条の規定による障害共済年金をいう。以下同じ。）の額は、当該障害共済年金の額から、その額（なお効力を有する改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額）を加入者期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間の月数（その月数が加入者期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

本条…追加〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、全部改正〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成九年一二月政令三五五号・一二七年九月三四八号〕

第三十五条の三　前条に規定する更新加入者の遺族（なお効力を有する改正前準用国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）に対する遺族共済年金（改正前準用国共済法第八十八条の規定による遺族共済年金をいう。以下同じ。）の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（なお効力を有する改正前準用国共済法第九十条の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額）を加入者期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

2　前項の規定は、前条に規定する更新加入者の遺族（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十九条に規定する遺族をいう。）に対する同法第五十八条の規定による遺族厚生年金について準用する。この場合において、同項中「なお効力を有する改正前準用国共済法第九十条」とあるのは「厚生年金保険法第六十二条」と、「を加入者期間」とあるのは「を厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間その他の文部科学省令で定める期間」と、「が加入者期間」とあるのは「が当該文部科学省令で定める期間」と読み替えるものとする。

本条…追加〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号・五九年三月三五号〕、全部改正〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成二七年九月政令三四八号〕

第三十六条　第三十四条から前条までに定めるもののほか、法第九十六条第二項の規定により加入者期間とみなされる期間を有する者に係る長期給付については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国共済施行法」という。）第十六条及び第十七条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新法第四章」とあるのは「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する新法第四章」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「組合員」とあるのは「加入者」と、「施行日」とあるのは「沖縄の私立学校教職員共済組合法（千九百七十一年立法第八十三号）の施行の日」と、「公務」とあるのは「職務」と読み替えるものとする。

本条…追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、一部改正〔平成九年三月政令八四号・一二月三五五号〕

（再就職者に関する経過措置）

第三十七条　第三十四条から前条までの規定は、次の各号に掲げる者について準用する。

一　更新加入者であった者で、再び私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となったもの

二　法第九十六条第二項の規定により加入者期間とみなされる期間を有する者又は沖縄私学共済組合の組合員であった期間を有する者で、法の施行の日以後に私学共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となったもの（更新加入者及び前号に掲げる者を除く。）

2　私学共済法第二十五条において準用する国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者で、加入者期間のうち控除期間を有するものが再び加入者となった後に退職した場合における前項において準用する第三十五条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「附則第十二条の八第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第六条の四第一項及び第二項」と、同項第二号及び同条第二項中「附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」とあるのは「附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる私学共済法第二十五条において準用する国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち同号に規定する金額に係る私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第一項若しくは第二項」とする。

政令　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔抄〕（第三六条・第三七条）

る。

二・五項…一部改正〔昭和四八年九月政令二六四号〕、二―五項…一部改正〔昭和四九年八月政令三〇七号〕、一・二・五項…一部改正〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、五項…一部改正〔昭和五一年六月政令一八三号〕、二項…一部改正〔昭和五一年九月政令二六二号〕、五項…一部改正〔昭和五三年五月政令二一五号〕、二―五項…一部改正〔昭和五四年一二月政令三一五号〕、四項…一部改正〔昭和五五年九月政令二六四号〕、三・四項…一部改正〔昭和五九年三月政令三五号〕、一項…一部改正・二項…全部改正・三―五項…削除・旧三六条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕、二項…一部改正〔平成七年三月政令一四八号・九年三月八四号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月政令一〇八号〕

（国共済施行法の改正の場合の経過措置）

第三十八条　第三十六条（前条第一項において準用する場合を含む。）において準用する国共済施行法の規定が改正された場合における第三十四条から前条までの規定の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

本条…一部改正〔昭和五〇年一一月政令三三四号〕、一部改正・旧三七条…繰下〔昭和六一年三月政令六六号〕

参照　「政令」＝なし

（退職共済年金の額に関する特例）

第三十九条　昭和四十五年四月一日において現に沖縄の教職員等（沖縄私学共済組合法第十七条第一項に定める教職員等をいう。）であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖縄に住所を有していた者に支給する退職共済年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十一条第一項に規定する者以外の者に支給されるものについては、私学共済法第二十五条において準用する国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金に限る。）で年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年未満のもの（法律第百四十号附則第十項及び第十一項（これらの規定を法律第百四十号附則第十八項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものを除く。）の額は、私学共済法第二十五条において準用する国共済法第七十七条第一項及び第二項の規定又は私学共済法第二十五条において準用する国共済法附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた私学共済法第二十五条において準用する国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た数を乗じて得た金額を加算した金額とする。

一　沖縄私学共済組合法附則第二十九項第二号に規定する月数（二百四十月から当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

二　当該退職共済年金の受給権者に係る国民年金法等の一部を改正する法律附則別表第四の下欄に掲げる月数

2　国は、毎年度、前項に規定する退職共済年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）の給付に要する費用のうち、同項の規定により加算される金額に相当する部分を補助する。

本条…全部改正〔昭和六一年三月政令六六号〕、一・二項…一部改正〔昭和六一年一〇月政令三二八号〕、一項…一部改正〔平成元年一二月政令三四七号・七年三月一四八号・九年一二月三五五号・一六年九月二九七号〕

（私学共済法の給付に関する経過措置等）

第四十条　第三十一条から前条までに定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者に対する私学共済法の給付に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

2　更新組合員に係る法の施行の日の属する月分の掛金については、文部大臣の定めるところにより、その額を調整することができる。

一項…一部改正〔昭和四九年八月政令三〇七号・五〇年一一月三三四号〕、見出・一項…一部改正〔平成九年一二月政令三五五号〕、一項…一部改正〔平成一二年六月政令三〇八号〕

委任　一項の「文部科学省令」＝〈沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〉二三条―二五条

附　則

1　この政令は、法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

政令　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔抄〕（第四〇条）　附則　一二一一（昭六一）

2　私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）第三条の規定による改正前の第三十八条第三項の規定は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私学共済組合法による通算退職年金及び通算遺族年金の給付に要する費用について、なおその効力を有する。この場合において、同項中「通算退職年金」とあるのは「通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）」と、「通算遺族年金の給付」とあるのは「通算遺族年金（死亡した私学共済組合の組合員又は組合員であつた者の妻（当該組合員又は組合員であつた者の遺族である二十歳未満の子（以下この項において単に「子」という。）と生計を同じくする妻に限る。）又は子に支給されるものに限る。）の給付」とする。

一項…一部改正・二項…追加〔昭和六一年三月政令六六号〕、二項…一部改正〔昭和六一年一〇月政令三二八号〕

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令　〔昭和六一年一〇月一四日　政令第三二八号、抄〕

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

最近改正　平成二七年　九月三〇日　政令第三四二号

（国の負担又は補助に関する規定の適用）

第六条　新特別措置政令第五十二条若しくは附則第二項、第四条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十九条第二項若しくは附則第二項若しくは第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十五項第一号、第二号、第九号若しくは第十二号又は第六条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第二十条第二項若しくは第七条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三十四条第三項第一号、第二号、第九号若しくは第十二号若しくは附則第五十六条の規定は、それぞれ、昭和六十一年四月一日以後に支給事由の生じた厚生年金保険法による老齢厚生年金若しくは同月以降の月分の同法による通算老齢年金若しくは通算遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）、同日以後に支給事由の生じた私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金又は同日以後に支給事由の生じた農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金の給付に要する費用について適用する。

本条…一部改正〔平成二七年九月政令三四二号〕

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する**附　則**〔平成六年一一月一六日　政令第三五九号、抄〕

政令

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

一・二　〔略〕

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の規定〔中略〕　平成六年十月一日

二　〔略〕

私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する**附　則**〔平成七年三月三一日　政令第一四八号〕

政令

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令**附　則**〔平成九年三月二八日　政令第八四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則　〔平成九年一二月一〇日　政令第三五五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

中央省庁等改革のための文部科学省関係政令の整備等に関する政令

附　則　〔平成一二年六月七日　政令第三〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一五年三月二八日　政令第一〇八号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一六年九月二九日　政令第二八八号〕

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一六年九月二九日　政令第二九七号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成一七年四月一日　政令第一三〇号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（沖縄の更新加入者に係る退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

2　第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては三十五年、同月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれ

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔抄〕　附則（平九―平一七）

た者にあつては三十九年）」とする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　政令第三四八号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○子ども・子育て支援法施行令〔抄〕

（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）

最近改正　令和　八年　三月三一日　政令第八三号

（法第七十条第二項の政令で定める拠出金率）

第二十七条　法第七十条第二項の拠出金率は、千分の三・六とする。

本条…追加〔平成二七年三月政令一六六号〕、一部改正〔平成二八年三月政令一八六号・二九年三月九五号・三〇年三月一五五号・三一年三月一三七号〕、見出し・本条…一部改正〔令和二年三月政令九五号〕

（権限の委任）

第二十八条　法第七十一条第二項の政令で定める政府の権限は、法第六十九条第一項第一号に掲げる者から拠出金等（法第七十一条第二項に規定する拠出金等をいう。以下同じ。）を徴収する権限とする。

本条…追加〔平成二七年三月政令一六六号〕

（法第七十一条第九項の政令で定める法人）

第四十条　法第七十一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団並びに法第六十九条第一項第三号及び第四号の法律に基づく共済組合とする。

本条…追加〔平成二七年三月政令一六六号〕

（拠出金等の取立て及び政府への納付）

第四十一条　法第七十一条第九項の規定による拠出金等の取立ては、前条に規定する法人が法第六十九条第一項第二号から第四号までの法律に基づき掛金又は負担金を徴収する同項第二号から第四号までに掲げる者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものとする。

2　法第七十一条第九項の規定により取り立てた拠出金等については、その取立てをした月ごとに取りまとめ、これに納付書を添えて、速やかに、日本銀行に納付しなければならない。

本条…追加〔平成二七年三月政令一六六号〕

（法第七十一条の三第一項第六号の政令で定める経費）

第四十二条　法第七十一条の三第一項第六号の政令で定める経費は、子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関する諸費とする。

本条…追加〔令和六年九月政令二八九号〕

附　則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二七年三月三一日　政令第一六六号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。〔後略〕

附　則〔平成二八年三月三一日　政令第一八六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

〔（経過措置）〕

第三条　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成二十八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

附　則〔平成二九年三月三一日　政令第九五号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　〔略〕

3　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成二十九年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

附　則〔平成三〇年三月三一日　政令第一五五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

〔（経過措置）〕

第三条　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

附　則〔平成三一年三月三〇日　政令第一三七号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

附　則〔令和二年三月三〇日　政令第九五号〕

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

附　則〔令和六年九月二〇日　政令第二八九号、抄〕

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

○財政融資資金法施行令

（平成十二年六月二十三日
政令第三百六十号）

〔沿革〕　平成一四年一二月　六日　政令第三六三号改正
平成一四年一二月一八日　政令第三八五号改正
平成一六年　一月三〇日　政令第九号改正
平成一九年　三月三一日　政令第一二四号改正
平成一九年　八月　三日　政令第二三三号改正
平成二〇年　五月二一日　政令第一八〇号改正
平成二七年　五月一五日　政令第二三三号改正
平成三一年　三月一五日　政令第三九号改正
令和　六年一〇月三〇日　政令第三三一号改正
令和　七年　三月二八日　政令第一〇一号改正

財政融資資金法施行令をここに公布する。

財政融資資金法施行令

内閣は、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第四項及び第十条第一項第十号並びに附則第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（期限前払戻しの財政融資資金預託金に付する利子の利率）

第一条　財政融資資金法（以下「法」という。）第七条第四項の規定により付する利子の利率は、財政融資資金預託金（法第四条の財政融資資金預託金をいう。以下「預託金」という。）が預託された時において法第七条第三項の規定により約定期間に応じ財務大臣が定めた利率（以下「預託時利率」という。）のうち当該預託金の約定期間に応じて定められたものと当該預託金が預託されていた期間に相当する約定期間に応じて定められたもののいずれか低い利率から年〇・一〇〇パーセントを控除した利率を上限として、当該預託金の期限前の払戻しを行う日における現在価値に相当する金額を払い戻すこととした場合における当該払戻しを行う日までの期間に応じた利率に即して財務大臣が定めるものとする。ただし、年〇・〇〇一パーセントを下回らないものとする。

本条…一部改正〔平成三一年三月政令三九号〕

（債券の貸付け）

第二条　法第十条第一項第十号の政令で定める債券は、同項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号に掲げる債券とする。

2　法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）

二　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

二項…一部改正〔平成一四年一二月政令三六三号・一六年一月九号・一九年八月二三三号・二七年五月二三三号・令和六年一〇月三二一号・七年三月一〇一号〕

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の廃止）

第二条　資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）は、廃止する。

（年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に関する預託金に付する利子の利率）

第三条　法附則第十二項の規定により付する利子は、約定期間七年未満の預託金であって、約定期間満了の日に払戻しを行うものについては預託時利率のうち約定期間七年に応じて定められた利率から年〇・一〇〇パーセントを控除した利率（当該利率が、預託時利率のうち当該預託金の約定期間に応じて定められた利率を上回る場合に限る。）により、法第七条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行うものについては預託時利率のうち約定期間七年に応じて定められた利率から年〇・二〇〇パーセントを控除した利率（当該利率が、当該預託金について同条第四項の規定により財務大臣が定める利率を上回る場合に限る。）により付する。ただし、預託後一年以上七年未満の期間内に払戻しを行う預託金のうち年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定の区分ごとに第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合における当該超える部分に相当するもの（当該超える部分が払戻しを行う預託金の額を超える場合には、当該預託金の額）及び預託後一年未満の期間内に払戻しを行う預託金については、この限りでない。

一　当該預託金の払戻しの直前までに当該年度において払戻しを行った預託金の合計額に当該預託金の額を加えたもの

二　当該預託金の払戻しの直前において当該年度分の余裕金として預託されている預託金の額

見出・本条…一部改正〔平成一四年一二月政令三八五号・一九年三月一二四号〕、本条…一部改正〔平成三一年三月政令三九号〕

（債券の貸付けの特例）

第四条　法第十条第一項第十号の政令で定める債券は、当分の間、第二条第一項に定める債券のほか、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により、同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされる商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定により発行された商工債とする。

本条…一部改正〔平成二〇年五月政令一八〇号〕

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一四年一二月六日　政令第三六三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一四年一二月一八日　政令第三八五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一六年一月三〇日　政令第九号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特別会計に関する法律施行令

附　則〔平成一九年三月三一日　政令第一二四号、抄〕

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。〔後略〕

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔平成一九年八月三日　政令第二三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法〔証券取引法等の一部を改正する法律＝平成一八年六月法律第六五号〕の施行の日〔平成一九年九月三〇日〕から施行する。〔後略〕

株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

附　則〔平成二〇年五月二一日　政令第一八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

附　則〔平成二七年五月一五日　政令第二三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律〔平

成二六年五月法律第四四号）（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附　則〔平成三一年三月一五日　政令第三九号〕

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

附　則〔令和六年一〇月三〇日　政令第三三一号〕

この政令は、改正法〔金融商品取引法等の一部を改正する法律＝令和五年一一月法律第七九号〕施行日（令和六年十一月一日）から施行する。〔後略〕

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附　則〔令和七年三月二八日　政令第一〇一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律〔令和六年五月法律第三二号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

〔参考〕

○資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令〔抄〕

（昭和六十二年三月七日　政令第三十二号）

最近改正　平成一三年　三月一四日　政令第四五号

注　この政令は、平成一二年六月二三日政令第三六〇号により廃止された。

（資金運用部預託金に付する利子の利率）

第一条　資金運用部資金法（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める利率は、資金運用部預託金の次の各号に掲げる約定期間に応じ、当該各号に掲げる利率とする。

一　一月以上三月未満　年〇・二五パーセント

二　三月以上一年未満　年〇・二五パーセント

三　一年以上三年未満　年〇・四〇パーセント

四　三年以上五年未満　年〇・七〇パーセント

五　五年以上七年未満　年一・〇〇パーセント

六　七年以上　年一・六〇パーセント

本条…一部改正〔昭和六二年五月政令一八六号・八月二八四号・一〇月三五九号・六三年二月一六号・四月一三七号・九月二七一号・一二月三六七号・平成元年七月二三五号・一二月三三五号・二年二月二二号・四月一一一号・六月一九一号・八月二五一号・九月二七七号・一〇月三一二号・一一月三三五号・一二月三五八号・三年二月一三号・七月二三九号・九月二八七号・一〇月三三七号・四年一月一〇〇号・九月三一一号・一二月三八八号・五年二月二三号・三月五五号・六月二二三号・八月二七八号・一〇月三三九号・一一月三七四号・一二月三九四号・六年一月一二号・三月七一号・六月一五〇号・八月二七一号・一一月三六二号・七年二月二〇号・四月一七六号・五月二〇〇号・六月二三二号・七月二九三号・一〇月三五二号・八年三月三一号・九月二六九号・一〇月三〇〇号・一二月三三二号・九年一月七号・三月四五号・四月一六〇号・五月一七二号・六月一八五号・七月二四五号・八月二六〇号・九月二七九号・一〇月三一三号・一一月三二二号・一〇年一月一三号・二月二三号・三月三八号・四月一二五号・六月二〇三号・八月二七八号・九月三〇四号・一〇月三二三号・一二月三九五号・一一年一月一二号・二月二六号・四月一四七号・五月一五三号・六月一七七号・七月二二七号・九月二六四号・一〇月三二〇号・一一月三五六号・一二月四〇四号・一二年一月二二号・二月三六号・三月五九号・四月二〇〇号・五月二二五号・六月三三八号・九月四二二号・一〇月四五〇号・一二月五一一号・一三年一月一三号・二月三八号・三月四五号〕

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和六二年五月三〇日　政令第一八六号、抄〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・六〇％〕

附　則〔昭和六二年八月二一日　政令第二八四号、抄〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・八〇％〕

附　則〔昭和六二年一〇月二七日　政令第三五九号、抄〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・二〇％〕

附　則〔昭和六三年二月一九日　政令第一六号、抄〕

政令　資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令〔抄〕（第一条）　附則（昭六二―昭六三）

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・〇〇％〕

附　則〔昭和六三年四月三〇日　政令第一三七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・八〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔昭和六三年九月一三日　政令第二七一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔昭和六三年一二月三〇日　政令第三六七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・八五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成元年七月二八日　政令第二三五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成元年一二月二二日　政令第三三五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・四〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年二月二七日　政令第二二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・二〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年四月二七日　政令第一一一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年六月二九日　政令第一九一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・四〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年八月一七日　政令第二五一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年九月二一日　政令第二七七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔七・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年一〇月二六日　政令第三一二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔七・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年一一月一五日　政令第三三五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔七・二〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成二年一二月一八日　政令第三五八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成三年二月一日　政令第二三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・六〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成三年七月一七日　政令第二三九号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成三年九月一三日　政令第二八七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成三年一〇月三〇日　政令第三三七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔六・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成四年一月二九日　政令第一〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・五〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成四年九月二八日　政令第三一一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔五・〇五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成四年一二月二四日　政令第三八八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年二月二四日　政令第二三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子

の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年三月二四日　政令第五五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・四〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年六月二五日　政令第二二三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年八月二五日　政令第二七八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・六〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年一〇月二〇日　政令第三三九号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年一一月二五日　政令第三七四号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年一二月二二日　政令第三九四号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・八五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成六年一月二六日　政令第一二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・六五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成六年三月二四日　政令第七一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成六年六月一七日　政令第一五〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成六年八月一七日　政令第二七一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・五〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成六年一一月一六日　政令第三六二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・七五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成七年二月一五日　政令第二〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・六五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成七年四月七日　政令第一七六号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔四・二〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成七年五月八日　政令第二〇〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・八五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成七年六月七日　政令第二三二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・六五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成七年七月一四日　政令第二九三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・二五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成七年一〇月一六日　政令第三五二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・一五％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成八年三月一五日　政令第三二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・四〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成八年九月一一日　政令第二六九号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成八年一〇月九日　政令第三〇〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成八年一二月一一日　政令第三三一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔三・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子

の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年一月二四日　政令第七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年三月一九日　政令第四五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・八〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年四月九日　政令第一六〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年五月九日　政令第一七二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・六〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年六月六日　政令第一八五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年七月一一日　政令第二四五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・八〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年八月八日　政令第二六〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年九月一〇日　政令第二七九号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・五〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年一〇月一三日　政令第三一三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・四〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成九年一一月六日　政令第三二二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・二〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年一月二三日　政令第一三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年二月一二日　政令第二三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年三月一一日　政令第三八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年四月八日　政令第一二五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年六月一〇日　政令第二〇三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年八月一四日　政令第二七八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・八〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年九月一一日　政令第三〇四号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年一〇月一六日　政令第三二三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一〇年一二月一六日　政令第三九五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・三〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年一月二七日　政令第一二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・二〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年二月一七日　政令第二六号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子

の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年四月二一日　政令第一四七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年五月一九日　政令第一五三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・七〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年六月一一日　政令第一七七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・六〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年七月一六日　政令第二二七号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年九月一〇日　政令第二六四号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年一〇月一四日　政令第三二〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年一一月一二日　政令第三五六号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年一二月一七日　政令第四〇四号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・一〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年一月二八日　政令第二二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・〇〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年二月一六日　政令第三六号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一・九〇％〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年三月一〇日　政令第五九号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二一・一〇・一〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年四月七日　政令第二〇〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二一・一〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年五月一九日　政令第二二五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二一・一〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年六月一四日　政令第三三八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一一・九〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年九月八日　政令第四二二号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二一・〇〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年一〇月一二日　政令第四五〇号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二一・一〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年一二月一三日　政令第五一一号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔二一・〇〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一三年一月二六日　政令第一三号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一一・八〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一三年二月二一日　政令第三八号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一一・七〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一三年三月一四日　政令第四五号〕

1　この政令は、公布の日から施行する。〔一一・六〇%〕

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令

（平成二十三年五月二日・政令第百二十七号）

【沿革】平成二三年　八月一七日　政令第二六一号改正
平成二四年　二月二二日号外　政令第三三号改正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令をここに公布する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定被災地方公共団体）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

（特定被災区域）

第二条　法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

2　法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成二三年八月一七日　政令第二六一号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成二四年二月二二日　政令第三三号〕

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一〔略〕

別表第二（第二条第一項関係）

青森県	八戸市　上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　岩手郡雫石町　同郡葛巻町　同郡岩手町　同郡滝沢村　紫波郡紫波町　同郡矢巾町　和賀郡西和賀町　胆沢郡金ケ崎町　西磐井郡平泉町　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡軽米町　同郡野田村　同郡九戸村　同郡洋野町　二戸郡一戸町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町　同郡七ケ宿町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ケ浜町　同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡富谷町　同郡大衡村　加美郡色麻町　同郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　いわき市　白河市　須賀川市　喜多方市　相馬市　二本松市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市　伊達郡桑折町　同郡国見町　同郡川俣町　安達郡大玉村　岩瀬郡鏡石町　同郡天栄村　南会津郡下郷町　同郡檜枝岐村　同郡只見町　同郡南会津町　耶麻郡北塩原村　同郡西会津町　同郡磐梯町　同郡猪苗代町　河沼郡会津坂下町　同郡湯川村　同郡柳津町　大沼郡三島町　同郡金山町　同郡昭和村　同郡会津美里町　西白河郡西郷村　同郡泉崎村　同郡中島村　同郡矢吹町　東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町　同郡鮫川村　石川郡石川町　同郡玉川村　同郡平田村　同郡浅川町　同郡古殿町　田村郡三春町　同郡小野町　双葉郡広野町　同郡楢葉町　同郡富岡町　同郡川内村　同郡大熊町　同郡双葉町　同郡浪江町　同郡葛尾村　相馬郡新地町　同郡飯舘村
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　龍ケ崎市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市　小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市

	那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡那珂川町
千葉県	千葉市　旭市　習志野市　我孫子市　浦安市　香取市　山武市　山武郡九十九里町
新潟県	十日町市　上越市　中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

本表…一部改正〔平成二四年二月政令三三号〕

別表第三（第二条第二項関係）

青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市　坂東市
栃木県	足利市　佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	銚子市　市川市　船橋市　松戸市　野田市　成田市　佐倉市　東金市　柏市　八千代市　印西市　富里市　匝瑳市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡神崎町　同郡多古町　同郡東庄町　山武郡大網白里町　同郡横芝光町　長生郡白子町

本表…一部改正〔平成二三年八月政令二六一号・二四年二月三三号〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令

（平成二十三年五月二日）
（政令第百二十九号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二十六条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の三の規定による退職共済年金

二　国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令

（平成二十三年五月二日政令第百三十号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の三の規定による退職共済年金

二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令〔抄〕

（平成二十三年七月二十九日政令第二百四十四号）

最近改正　平成二三年一二月二八日　政令第四三〇号

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の特例）

第一条　健康保険の被保険者（健康保険法第九十八条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含み、同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（次項において「日雇特例被保険者」という。）を除く。）であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第四十三条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額、同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに

同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額については、同令第四十二条第一項から第五項まで及び第七項並びに第四十三条第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第四十二条第一項第三号及び第三項第四号中「療養のあった月の属する年度（療養のあった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第四十三条第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

2　前項（健康保険法施行令第四十二条第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第二号、第五項第二号並びに第七項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ並びに第四十三条第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに係る部分を除く。）の規定は、日雇特例被保険者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者」という。）に係る高額療養費の支給について準用する。

3　健康保険の被保険者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。）に係る健康保険法施行令第四十三条の二第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第三号及び第二項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該額とする。

4　前項（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第二号及び第四号並びに第四項並びに第四十三条の三第一項第二号、第二項第二号及び第四項に係る部分を除く。）の規定は、基準日（同令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（同令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交

付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

5　口蹄疫特例措置対象健保被保険者に係る健康保険法施行令第四十三条の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項及び第五項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、財務省令で定める。
基準日において第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項及び第五項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十一条の三の六の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、財務省令で定める。

一・二項…一部改正〔平成二三年一〇月政令三二七号〕

（国家公務員共済組合法施行令の特例）

第三条

4　口蹄疫特例措置対象国共済組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十一条の三の六の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額については、財務省令で定める。

基準日において第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項及び

政令　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令〔抄〕（第六条）

び第五項　び第五項

委任　四項の「財務省令」＝〈平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての国家公務員共済組合法施行規則の臨時特例に関する省令〉二条

（私立学校教職員共済法施行令の特例）

第六条　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る私立学校教職員共済法施行令第六条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この条及び附則第七条において「準用国家公務員共済組合法施行令」という。）第十一条の三の四第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額、同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額並びに同条第五項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項から第五項まで及び第七項並びに第十一条の三の六第一項各号の規定により定める金額が、それぞれ、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号中「療養（食事療養及び生活療養を除く。）のあった月の属する年度（当該療養のあった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第三項第四号中「健康保険法施行令第四十二条第三項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第一条第一項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行令第四十二条第三項第四号」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

2　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。）に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の

三の六の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める金額が、それぞれ、同条第一項第三号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第二項第四号中「健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第一条第三項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該金額とする。

3　口蹄疫特例措置対象私学共済加入者に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部科学省令で定める。

基準日（準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）において口蹄疫特例措置対象健保被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、口蹄疫特例措置対象国共済組合員、口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第一条第三項及び第七項	健康保険法施行令第四十三条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第一条第三項及び第七項
基準日において口蹄疫特例措置	健康保険法施行令第四十四条第二項にお	健康保険法施行令第四十四条第二項にお

対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者	基準日において準用する同令第四十三条の三第一項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第一条第四項において準用する同条第三項及び同条第九項	船員保険法施行令第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二条第二項及び第五項	船員保険法施行令第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二条第二項及び第五項
基準日において口蹄疫特例措置対象船保険被保険者（口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者	基準日において口蹄疫特例措置対象国共済組合員（口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）である者又はその被扶養者（口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）である者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第三項及び第六項	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第三項及び第六項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の六第一項並びに第四条第二項	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項並びに第三条第三項及び第六項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第二項及び第五項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第二項及び第五項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項並びに次条第三項、第六項及び第七項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第三項並びに次条第三項、第六項及び第七項	

4　口蹄疫特例措置対象私学共済加入者に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第七項の介護合算算定基準額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第六項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項並びに第八条第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部

科学省令で定める。

5　口蹄疫特例措置対象私学共済加入者が準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の文部科学省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該文部科学省令で定める場合にあっては、同項の文部科学省令で定める日）を基準日とみなして、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）及び第十一条の三の六の三（第四項を除く。）並びに前二項の規定を適用する。

一項…一部改正〔平成二三年一〇月政令三二七号〕

委任　三項の「文部科学省令」＝〈平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令〉二条、四項の「文部科学省令」＝同三条

（国民健康保険法施行令の特例）

第七条

4　口蹄疫特例措置対象国保被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十九条の四の三第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項及び第五項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第二項及び第五項

委任　四項の「厚生労働省令」＝〈平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令〉三条二項

附　則

（施行期日）

政令　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令〔抄〕（第七条）　附則

政令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令〔抄〕　附則（平二三）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一条　この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令の特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び健康保険法施行令第四十三条第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに同令第四十三条の二第一項第一号（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（第一条第七項又は第九項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置）

第七条　第六条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第六条第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

附　則　〔平成二三年一〇月二一日　政令第三二七号、抄〕

（施行期日）

省　令

ページ
○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則
〔平成九年文部省令第四一号〕……一三〇一
○私立学校教職員共済法施行規則
〔昭和二八年文部省令第二八号〕……一三一五
第一章　加入者（第一条―第三条の十四）……一三一七
第二章　給付の請求手続等……一三三五
第一節　短期給付（第四条―第十六条の四）……一三三五
第二節　退職等年金給付（第十七条―第三十二条の二）……一三八〇
第二章の二　福祉事業（第三十二条の三―第三十二条の五）……一四一〇
第三章　任意継続加入者等（第三十三条―第三十三条の六）……一四一一
第四章　費用の負担（第三十四条―第三十五条の四）……一四一五
第五章　共済審査会（第三十六条・第三十七条）……一四二一
第五章の二　高齢の教職員等に係る特例（第三十七条の二・第三十七条の三）……一四二二
第六章　雑則（第三十七条の四―第四十一条）……一四二三
第七章　厚生年金保険給付（第四十二条―第六十五条）……一四二八
附則……一四五七
○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令
〔平成二〇年文部科学省令第一号〕……一五四九

○日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令〔平成九年文部省令第四二号〕……一五五八
○厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令〔平成二七年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省令第一号〕……一五七九
○沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕〔昭和四七年文部省令第二八号〕……一五八〇
○阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令〔平成七年文部省令第二号〕……一五八四
○東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令〔平成二三年文部科学省令第一九号〕……一五八六
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令〔平成二三年文部科学省令第二九号〕……一五八九
○子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕〔令和七年内閣府令第九三号〕……一五九五

○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則

（平成九年十二月十八日
文部省令第四十一号）

【沿革】平成一一年　三月　五日　文部省令第三号改正
平成一二年一〇月三一日　文部省令第五三号改正
平成一四年　三月　一日　文部科学省令第三号改正
平成一五年一〇月　一日　文部科学省令第四六号改正
平成一九年一二月二五日　文部科学省令第四〇号改正
平成二三年　八月三〇日　文部科学省令第三一号改正
平成二七年　三月三〇日　文部科学省令第一二号改正
平成二九年一二月二八日　文部科学省令第四三号改正
令和　元年　六月一三日　文部科学省令第四号改正
令和　二年　三月二三日　文部科学省令第四号改正
令和　四年　一月一七日　文部科学省令第一号改正
令和　六年　三月二五日　文部科学省令第六号改正
令和　七年　三月二四日　文部科学省令第六号改正

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十四条〔現行＝二五条＝平成一四年一二月法律一五七号により改正〕第四項並びに日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第一条及び第二条〔現行＝二条一項＝平成二三年八月政令二六八号により改正〕の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則を次のように定める。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（第一条）

（監査報告書の作成）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）第十一条第三項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の役員及び職員

二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、事業団の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　事業団の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　事業団の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　事業団の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告書を作成した日

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（監事の調査の対象となる書類）

第二条　法第十一条第五項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、日本私立学校振興・共済事業団法施行令（以下「令」という。）、この省令及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲）

第三条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第五十条の四第二項第一号に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　基礎研究

二　福祉に関する業務

三　研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（離職を余儀なくされることが見込まれる事業団役職員の人数）

第四条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第二項第五号に規定する文部科学省令で定める人数は、三十人とする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（密接関係法人等の範囲）

第五条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第三項に規定する営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において事業団と密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第一項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日

（次号において「行為日」という。）前五年間に係る営利企業等の事業年度（以下この号において「事業年度」という。）のうちいずれかの事業年度において事業団との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約（電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を除く。）の総額が二千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人以上である営利企業等にあっては、十パーセント）以上であるもの

二　行為日前五年間に、事業団に対し、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）又は補助金等（補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）の交付に係る申請中の期間がある営利企業等

三　事業団による立入検査（法令の規定に基づき行われるものに限る。）又は不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）の対象となり得る営利企業等

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（退職手当通算予定役職員の範囲）

第六条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち文部科学省令で定めるものは、退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職した場合に法第四十条第一項において読み替えて準用する通則法第五十条の二第二項又は法第四十条第二項において読み替えて準用する通則法第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手続）

第七条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出して行うものとする。

一　氏名

二　事業団の役員又は職員の地位

三　法令等違反行為（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。）の要求又は依頼をした再就職

者（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者であって、離職後二年を経過した者を除く。次条において同じ。）の氏名

四　前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五　法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六　法令等違反行為の要求又は依頼の内容

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第一号に規定する文部科学省令で定める内部組織）

第八条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた事業団の内部組織として文部科学省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。）として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第二号に規定する文部科学省令で定める管理又は監督の地位）

第九条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として文部科学省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

本条…削り・追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（理事長への再就職の届出）

第十条　法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする事業団役職員（同項に規定する事業団役職員をいう。第二号、次項及び第三項において同じ。）は、同項に規定する文部科学省令で定める事項として次に掲げる事項を記載した書面により、理事長に届出をし

なければならない。

一　氏名

二　事業団役職員の地位

三　再就職の約束をした日以前の事業団役職員（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第一項に規定する事業団役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）

四　再就職の約束をした日

五　離職予定日

六　再就職予定日

七　再就職先の名称及び連絡先

八　再就職先の業務内容

九　再就職先における地位

十　離職後の就職の援助（最初に事業団役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

2　法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした事業団役職員は、当該届出に係る前項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

3　法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした事業団役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

本条…削り・追加〔平成二七年三月文科令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成二九年一二月文科令四三号〕

（理事長による報告）

第十一条　事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

本条…削り・追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（国から交付を受ける補助金）

第十二条　令第一条の文部科学省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金とする。

本条…一部改正〔平成一一年三月文部令三号・一二年一〇月五三号〕、一部改正・

旧一条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕、一部改正〔令和四年一月文科令一号〕

（資金貸付けの対象となる専修学校又は各種学校の課程）

第十三条　令第二条第一項の文部科学省令で定める専修学校の課程は、次の各号のいずれかに該当する専修学校の学科であって、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

一　工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係又は服飾・家政関係の分野に属する学科であること。

二　文化・教養関係の分野に属する学科であって、実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを主たる目的とするもの以外のものであること。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一三年八月文科令三一号〕、旧二条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕、一部改正〔令和六年三月文科令六号〕

第十四条　令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量、経理又は日本語に関する各種学校の課程（日本語に関するものにあっては、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第一項の認定を受けた各種学校が実施する同法第一条に規定する日本語教育課程に限る。）及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

一　その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程があり、その修業期間がそれぞれ一年以上であって、一の課程に他の課程が継続する場合においては、これらの課程の修業期間を通算した期間を含む。）が二年以上であること。

二　その一年間の授業時間数（普通科・専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程がある場合には、それぞれの授業時間数）が七百五十時間以上であること。

三　その教員数が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であり、教育上著しい支障がないと認められること。

四　その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること（日本語に関するものに係る授業にあっては、その授業の始期及び終期が明確に定めら

れていること。）。

五　その生徒について学年又は学期ごとに成績の評価が行われ、その結果が表簿に記録されていること。

六　その生徒に対し、所定の技術の修得についての評価を行ったうえで卒業証明書又は修了証書が授与されていること。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令三号・一九年一二月四〇号・二三年八月三一号〕、旧三条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕、一部改正〔令和六年三月文科令六号・七年三月六号〕

（助成業務方法書に記載すべき事項）

第十五条　助成業務方法書に記載すべき事項として法第二十五条第四項第一号で定める助成業務の方法は、次に掲げる事項ごとに記載するものとする。

一　事業団の助成業務運営の基本方針

二　法第二十三条第一項第一号に規定する補助金の交付の対象、手続その他補助金の交付に関する事項

三　法第二十三条第一項第二号に規定する資金の貸付けの対象、条件その他資金の貸付けに関する事項

四　法第二十三条第一項第三号に規定する助成金の交付の対象、手続その他助成金の交付に関する事項

五　法第二十三条第一項第四号に規定する寄付金の募集、管理及び配付に関する事項

六　法第二十三条第一項第五号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の提供その他の指導に関する事項

七　法第二十三条第四項に規定する減免資金（以下この号において「減免資金」という。）の交付の対象、手続その他減免資金の交付に関する事項

八　業務委託の基準

九　競争入札その他契約に関する基本的事項

十　その他助成業務の執行に関して必要な事項

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正・旧四条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕、一部改正〔令和二年三月文科令四号〕

（共済運営規則に記載すべき事項）

第十六条　共済運営規則に記載すべき事項として法第二十五条第五項において読み替えて準用する同条第四項第一号で定める共済業務の方法は、次に掲げる事項ごとに記載するものとする。

一　医療機関又は薬局との契約に関する事項

二　福祉事業に関する事項

三　その他共済業務の執行に関して必要な事項

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正・旧五条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第十七条　事業団は、法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の

事業年度開始三十日前までに（事業団が作成する最初の中期計画については、平成十五年十月一日以後最初の法第二十六条において読み替えて準用する通則法第二十九条第一項の指示を受けた後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　事業団は、法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一・二項…一部改正・旧六条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

（中期計画記載事項）

第十八条　事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第二項第八号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　施設及び設備に関する計画

二　人事に関する計画

三　中期目標の期間を超える債務負担

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正・旧七条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第十九条　事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2　事業団は、法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一・二項…一部改正・旧八条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

（業務実績等報告書）

第二十条　事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、事業団は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、事業団の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には

かにした報告書	
次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策の	
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	うちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
	一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	一　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

2　事業団は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕、一項…一部改正〔令和元年六月文科令四号〕

（積立金に係る基準額）

第二十一条　法第三十六条第一項の文部科学省令で定める額は、二十億円とする。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、旧一二条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

（管理に関する規則の届出）

第二十二条　事業団は、職制、定員その他事業団の組織に関する規程、職員の任免その他の身分取扱いに関する規程、旅費に関する規程その他事業団の管理に関する規程を制定し、又は改廃しようとするときは、その理由及び内容を明らかにして、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、旧六条…繰下〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、旧一三条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。

（日本私学振興財団法施行規則の廃止）

第二条　日本私学振興財団法施行規則（昭和四十五年文部省令第十九号）は、廃止する。

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済組合法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

省令　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（第二二条）　附則（平一一）

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成十年一月一日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定により交付された組合員証、組合員資格証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証又は年金証書は、前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則の相当する規定により交付したものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則様式第一号から様式第十号までの様式及び様式第二十八号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（日本体育・学校健康センター法施行規則の一部改正）

第六条　日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和六十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（文部省設置法施行規則の一部改正）

第七条　文部省設置法施行規則（昭和四十五年文部省令第十九号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

附　則　〔平成一一年三月五日　文部省令第三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令

附　則　〔平成一二年一〇月三一日　文部省令第五三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

附　則　〔平成一四年三月一日　文部科学省令第三号〕

この省令は、保健婦助産婦看護婦法〔平成一三年一二月法律第一五三号〕の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔平成一五年一〇月一日　文部科学省令第四六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

附　則　〔平成一九年一二月二五日　文部科学省令第四〇号〕

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律〔平成一九年六月法律第九六号〕の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。〔後略〕

附　則　〔平成二三年八月三〇日　文部科学省令第三一号〕

この省令は、日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部を改正する政令〔平成二三年八月政令第二六八号〕の施行の日〔平成二三年八月三〇日〕から施行する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

附　則　〔平成二七年三月三〇日　文部科学省令第一二号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第六六号〕（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下この条において「独法整備法」という。）附則第十六条第三項の規定により独法整備法による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条におい

て「旧通則法」という。）第二十九条第一項の中期目標が独法整備法による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法（以下この条において「新通則法」という。）第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行規則第二十条第一項の規定の適用については、同項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）による改正前の法（以下この表において「旧法」という。）第二十六条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧法第二十六条において準用する旧通則法第二十九条第二項第二号から」とし、同表中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「法第二十六条」とあるのは「旧法第二十六条」と、「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とする。

2・3　〔略〕

附　則　〔平成二九年一二月二八日　文部科学省令第四三号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（以下この条において「新令」という。）第十条第一項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（以下この条において「準用通則法」という。）第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事

項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

2　施行日前における事業団役職員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する事業団役職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、当該再就職先の地位に就くことを要求した事業団役職員に対する新令第十条第一項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した日（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十三号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

3　施行日前に離職後の就職の援助（最初に事業団役職員となった後に行われたものに限る。）を受けた事業団役職員に対する新令第十条第一項の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、「後であって、かつ、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十三号）の施行の日以後に」とする。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令

附　則

〔令和元年六月一三日　文部科学省令第四号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則

〔令和二年三月二三日　文部科学省令第四号〕

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

附　則

〔令和四年一月一七日　文部科学省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

附　則

〔令和六年三月二五日　文部科学省令第六号〕

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則

〔令和七年三月二四日　文部科学省令第六号〕

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○私立学校教職員共済法施行規則

（昭和二十八年十二月二十八日文部省令第二十八号）

〔沿革〕

昭和三二年　七月一三日　文部省令第一四号改正
昭和三三年一二月　九日　文部省令第三〇号改正
昭和三五年　七月　一日　文部省令第一三号改正
昭和三六年一二月二二日　文部省令第二七号改正
昭和三六年一二月二八日　文部省令第二八号改正
昭和四〇年　六月三〇日　文部省令第三一号改正
昭和四一年　三月三一日　文部省令第一六号改正
昭和四二年一一月　九日　文部省令第一九号改正
昭和四三年　八月一二日　文部省令第二六号改正
昭和四六年　四月二八日　文部省令第二一号改正
昭和四六年　九月二三日　文部省令第二六号改正
昭和四六年一一月　一日　文部省令第三〇号改正
昭和四七年　三月一六日　文部省令第三号改正
昭和四七年一〇月二六日　文部省令第四五号改正
昭和四八年　六月　二日　文部省令第一三号改正
昭和四八年一〇月　八日　文部省令第二七号改正
昭和四九年　七月　四日　文部省令第三七号改正
昭和四九年　八月三一日　文部省令第三九号改正
昭和五〇年　五月一二日　文部省令第二二号改正
昭和五一年　一月一〇日　文部省令第一号改正
昭和五一年一一月　九日　文部省令第三五号改正
昭和五三年　二月二〇日　文部省令第二号改正
昭和五三年　九月二一日　文部省令第三六号改正
昭和五四年一〇月二四日　文部省令第二六号改正
昭和五五年　三月二二日　文部省令第二号改正
昭和五五年　六月三〇日　文部省令第二五号改正
昭和五六年　三月二三日　文部省令第四号改正
昭和五六年　七月一六日　文部省令第二九号改正
昭和五六年一二月二六日　文部省令第三五号改正
昭和五七年　六月　九日　文部省令第二三号改正
昭和五七年　九月二九日　文部省令第三七号改正
昭和五八年　一月二九日　文部省令第二号改正
昭和五九年　三月三〇日　大蔵・文部・厚生・農林水産・自治・省令第一号改正
昭和五九年　三月三一日　文部省令第一二号改正
昭和五九年　六月一八日　文部省令第三六号改正
昭和五九年　九月二九日　文部省令第四八号改正
昭和六〇年　六月　三日　文部省令第二四号改正
昭和六一年　三月三一日　文部省令第一一号改正
昭和六三年　九月二一日　文部省令第三四号改正
平成　元年　四月　一日　文部省令第一八号改正
平成　二年　三月二三日　文部省令第三号改正
平成　三年　三月二二日　文部省令第六号改正
平成　六年　九月三〇日　文部省令第四二号改正
平成　六年一一月二九日　文部省令第四七号改正
平成　七年　三月三一日　文部省令第一二号改正
平成　八年　四月二二日　文部省令第一一号改正
平成　九年　三月二八日　文部省令第一二号改正
平成　九年　八月二八日　文部省令第三五号改正
平成　九年一二月一八日　文部省令第四一号改正
平成一〇年　三月二五日　文部省令第二号改正
平成一〇年　九月　四日　文部省令第三五号改正
平成一一年　三月三〇日　文部省令第一〇号改正
平成一二年　三月三一日　文部省令第四五号改正
平成一二年一〇月三一日　文部省令第五二号改正
平成一二年一〇月三一日　文部省令第五三号改正

平成一二年一二月二八日　文部省令第五六号改正
平成一三年　三月三一日　文部科学省令第六三号改正
平成一四年　三月　一日　文部科学省令第三号改正
平成一四年　三月三一日　文部科学省令第二一号改正
平成一四年一〇月　一日　文部科学省令第三九号改正
平成一五年　三月二八日　文部科学省令第八号改正
平成一五年　五月　一日　文部科学省令第三二号改正
平成一五年一〇月　一日　文部科学省令第四六号改正
平成一六年　三月三一日　文部科学省令第一四号改正
平成一七年　四月　一日　文部科学省令第二六号改正
平成一八年　三月三一日　文部科学省令第一八号改正
平成一八年　九月二八日　文部科学省令第三七号改正
平成一八年　九月二九日　文部科学省令第三八号改正
平成一九年　三月三〇日　文部科学省令第五号改正
平成一九年　三月三一日　文部科学省令第一五号改正
平成一九年一〇月　一日　文部科学省令第三〇号改正
平成二〇年　三月三一日　文部科学省令第八号改正
平成二〇年　五月二七日　文部科学省令第一七号改正
平成二〇年一二月二六日　文部科学省令第三九号改正
平成二一年　五月　一日　文部科学省令第二三号改正
平成二一年　九月三〇日　文部科学省令第三二号改正
平成二一年一二月二八日　文部科学省令第三九号改正
平成二一年一二月二八日　文部科学省令第四〇号改正
平成二二年　六月二九日　文部科学省令第一六号改正
平成二二年　九月一〇日　文部科学省令第一九号改正
平成二三年　三月三一日　文部科学省令第八号改正
平成二三年　八月三一日　文部科学省令第三二号改正
平成二四年　二月二九日　文部科学省令第五号改正
平成二五年　三月二九日　文部科学省令第一一号改正
平成二六年　三月三一日　文部科学省令第一六号改正
平成二六年　九月三〇日　文部科学省令第三〇号改正
平成二六年　二月二六日　文部科学省令第三六号改正
平成二七年　九月三〇日　文部科学省令第三三号改正
平成二七年一〇月　二日　文部科学省令第三四号改正
平成二八年　三月三一日　文部科学省令第二一号改正
平成二八年　九月三〇日　文部科学省令第三〇号改正
平成二八年一一月三〇日　文部科学省令第三二号改正
平成二八年一二月二八日　文部科学省令第三六号改正
平成二九年　二月二八日　文部科学省令第三号改正
平成二九年　三月三一日　文部科学省令第一三号改正
平成二九年　七月三一日　文部科学省令第三〇号改正
平成二九年一一月　九日　文部科学省令第四〇号改正
平成三〇年　六月　一日　文部科学省令第二〇号改正
平成三〇年　七月　二日　文部科学省令第二三号改正
平成三〇年　七月三〇日　文部科学省令第二五号改正
平成三一年　三月二九日　文部科学省令第一三号改正
平成三一年　四月一二日　文部科学省令第一六号改正
令和　元年　七月　一日　文部科学省令第九号改正
令和　元年一〇月　八日　文部科学省令第一八号改正
令和　二年　九月三〇日　文部科学省令第三五号改正
令和　二年一〇月二六日　文部科学省令第三八号改正
令和　二年一二月二八日　文部科学省令第四四号改正
令和　三年　八月三一日　文部科学省令第四一号改正
令和　三年一二月二八日　文部科学省令第五二号改正
令和　四年　三月二九日　文部科学省令第一三号改正
令和　四年　九月三〇日　文部科学省令第三五号改正
令和　四年一二月二八日　文部科学省令第三九号改正
令和　五年　三月三一日　文部科学省令第一五号改正
令和　五年　九月二九日　文部科学省令第三二号改正
令和　五年一二月二八日　文部科学省令第四一号改正
令和　六年　二月二八日　文部科学省令第四号改正
令和　六年　三月二九日　文部科学省令第八号改正

令和　六年　四月三〇日　文部科学省令第一九号改正
令和　六年　五月二七日　文部科学省令第二〇号改正
令和　六年　六月一四日　文部科学省令第二一号改正
令和　六年一一月二九日　文部科学省令第三二号改正
令和　六年一二月一八日　文部科学省令第三五号改正
令和　七年　二月二八日　文部科学省令第二号改正
令和　七年　五月二六日　文部科学省令第一五号改正
令和　七年　五月三〇日　文部科学省令第一六号改正
令和　七年　七月二八日　文部科学省令第一七号改正
令和　七年　九月三〇日　文部科学省令第二七号改正
令和　七年一二月二六日　文部科学省令第三一号改正
令和　八年　二月二七日　文部科学省令第六号改正
令和　八年　三月三一日　文部科学省令第一七号改正

注　右の文部科学省令による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

私立学校教職員共済組合法〔現行＝私立学校教職員共済法＝平成九年五月法律四八号により題名改正〕（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条並びに私立学校教職員共済組合法施行令〔現行＝私立学校教職員共済法施行令＝平成九年一二月政令三五五号により題名改正〕（昭和二十八年政令第四百二十五号）第二十七条〔昭和三七年九月政令三九一号により削除〕及び第五十条〔平成九年一二月政令三五五号により削除〕の規定に基き、並びにこれを実施するため私立学校教職員共済組合法施行規則を次のように定める。

私立学校教職員共済法施行規則

題名…改正〔平成九年一二月文部令四一号〕

省令　私立学校教職員共済法施行規則（第一条）　第一章　加入者

目次

第一章　加入者（第一条―第三条の十四）
第二章　給付の請求手続等
　第一節　短期給付（第四条―第十六条の四）
　第二節　退職等年金給付（第十七条―第三十二条の二）
第二章の二　福祉事業（第三十二条の三―第三十二条の五）
第三章　任意継続加入者等（第三十三条―第三十三条の六）
第四章　費用の負担（第三十四条―第三十五条の四）
第五章　共済審査会（第三十六条・第三十七条）
第五章の二　高齢の教職員等に係る特例（第三十七条の二・第三十七条の三）
第六章　雑則（第三十七条の四―第四十一条）
第七章　厚生年金保険給付（第四十二条―第六十五条）
附則

第一章　加入者

章名…改正〔昭和三六年一二月文部令二八号・平成九年一二月四一号〕

（異動報告）

第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる

事由が生じたときは、十日以内（第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

一　法第十四条第一項に定める加入者となつたとき又は新たに就職したとき。

二　休職（法第十四条第二項の規定に該当するものを除く。）したとき。

三　法第十六条各号に掲げる事由に該当するに至つたとき。

四　加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。

五　当該学校法人等の内部において所属学校を異動したとき。

2　学校法人等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、五日以内に、様式第五号による異動報告書を事業団に提出しなければならない。

一　学校法人等の名称、住所又は代表者に異動があつたとき。

二　学校法人等の設置に係る学校又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人若しくは同法第百五十二条第五項の法人の設置に係る専修学校若しくは各種学校（法附則第二十項の規定による短期給付及び退職等年金給付の適用除外に係るものを除く。以下「学校、専修学校又は各種学校」という。）を設置し、若しくは休校し、又は廃止したとき。

三　学校、専修学校又は各種学校の名称又は位置を変更したとき。

本条…一部改正〔昭和三二年七月文部令一四号〕、一項…一部改正・二項…追加〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一・二項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、二項…一部改正〔昭和五一年一月文部令一号・平成三年三月六号〕、一項…一部改正〔平成八年四月文部令一一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・三〇年六月二〇号・令和三年八月四一号・五年九月三二号〕、一・二項…一部改正〔令和六年四月文科令一九号〕、一項…一部改正〔令和七年二月文科令二号〕、二項…一部改正〔令和六年六月文科令二一号〕

（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等）

第一条の二　施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合は、学校法人等に使用される通常の労働者の従事する業務が二以

上あり、かつ、当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該学校法人等に使用される労働者が従事する場合とする。

2　施行令第一条の二第二項第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

3　施行令第一条の二第二項第二号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。

4　施行令第一条の二第二項第三号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

本条…追加〔平成二八年九月文科令三〇号〕、見出…一部改正・一・三・四項…追加・旧一項…二項に繰下〔令和元年一〇月文科令一八号〕、二―四項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（短時間労働者）

第一条の二の二　法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者は、加入者であつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（施行令第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。以下この条において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（施行令第一条の二第二項に規定する短時間労働者をいう。以下この条において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であるものとする。

本条…追加〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一部改正・旧一条の二の四…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕、一部改正・旧一条の二の五…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕、一部改正〔令和六年四月文科令一九号〕

（特定学校法人等の不該当等の申出）

第一条の二の四　平成二十八年改正政令附則第三条第二項ただし書

の申出は、学校法人等の名称及び所在地を記載した申出書を事業団に提出することによって行うものとする。

2　前項の申出書には、平成二十八年改正政令附則第三条第二項ただし書に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

3　前二項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項の申出及び同条第六項の申出について準用する。

本条…追加〔平成二九年九月文科令三〇号〕、見出・一項…一部改正・三項…追加〔平成二九年三月文科令一三号〕、旧一条の二の六…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（四分の三以上代表者等）

第一条の二の五　平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて、学校法人等の意向に基づき選出されたものでないこと。

2　前項第一号に該当する者がいない学校法人等にあつては、四分の三以上代表者は同項第二号に該当する者とする。

3　学校法人等は、当該学校法人等に使用される者が四分の三以上代表者であること若しくは四分の三以上代表者になろうとしたこと又は四分の三以上代表者として正当な行為をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

4　学校法人等は、四分の三以上代表者が平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

5　前各項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者について準用する。

本条…追加〔平成二九年三月文科令一三号〕、一項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下〔平成三一年三月文科令一三号〕、旧一条の二の七…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（標準報酬月額の届出等）

第一条の二の六　学校法人等は、毎年七月一日現に使用する加入者（法第二十二条第七項の規定に該当する者を除く。）の報酬月額について、その年の七月十日までに様式第六号による届書を事業団に提出しなければならない。

2　学校法人等は、加入者について、当該学校法人等において継続して三月間に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて二等級以上の高低

を生じ、法第二十二条第十項の規定に該当するに至つたときは、十日以内に、様式第七号による届書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔昭和三二年七月文部令一四号〕、一・二項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、一項…一部改正〔平成九年三月文部令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号・一五年三月文科令八号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、旧一条の二…繰下〔平成二八年九月文科令三〇号〕、旧一条の二の七…繰下〔平成二九年三月文科令一三号〕、一項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕、旧一条の二の八…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定の申出）

第一条の三　法第二十二条第十二項の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号（法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号をいう。以下同じ。）

三　法第二十二条第十二項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）を終了した日

四　育児休業等を終了した日において養育する当該育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

五　改定前の標準報酬月額及び標準報酬月額の等級

六　育児休業等を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額

七　加入者の区別

八　その他必要な事項

本条…追加〔平成二七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成二二年六月文科令一六号・二六年三月一六号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・令和二年九月三五号〕

（産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定の申出）

第一条の三の二　法第二十二条第十四項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　法第二十二条第十四項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した日

四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

五　改定前の標準報酬月額及び標準報酬月額の等級

六　産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の給与の額

七　加入者の区別

八　その他必要な事項

本条…追加〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年

九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・令和二年九月三五号〕

（賞与に関する報告）

第一条の四　学校法人等は、その使用する加入者に賞与（法第二十一条第二項に規定する賞与をいう。以下同じ。）を支給したときは、五日以内に、様式第七号の二による支給報告書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一五年三月文科令八号〕、旧一条の三…繰下〔平成一七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕

（被扶養者）

第一条の四の二　法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第二条第一項第二号に規定する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二　日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

2　法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第二号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　外国において留学をする学生

二　外国に赴任する加入者に同行する者

三　観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

四　加入者が外国に赴任している間に当該加入者との身分関係が生じた者であつて、第二号に掲げる者と同等と認められるもの

五　前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

本条…追加〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（被扶養者の認定申請等）

第一条の五　加入者となつた者に被扶養者の要件を備える者がある

場合又は加入者について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その加入者は、五日以内に、様式第八号（個人番号を記載したもの）による申請書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　加入者の被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その加入者は、五日以内に、様式第八号の二による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

3　被扶養者が、前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなつた場合であつて、引き続き被扶養者となるときは、その加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、被扶養者が同項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた加入者は、当該届書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

一　加入者の氏名、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　被扶養者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

四　前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた旨又は同項各号のいずれかに該当していた旨

五　前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた年月日又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなつた年月日

六　その他必要な事項

本条…追加〔昭和三三年一二月文部省令三〇号〕、一部改正〔昭和三五年七月文部省令一三号・四七年一〇月四五号・平成九年一二月四一号〕、旧一条の三…繰下〔平成一五年三月文科令八号〕、旧一条の四…繰下〔平成一七年四月文科令二六号〕、二項…追加〔令和元年一〇月文科令一八号〕、一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔令和四年一二月文科令三九号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三一号・六年四月一九号〕、二項…一部改正〔令和七年二月文科令二号〕

（被扶養配偶者の届出）

第一条の六　法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付及び退職等年金給付を受けることができる加入者（以下この条において「短期給付適用除外加入者」という。）となつた者に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第三号に規定する国民年金第三号被保険者（以下「国民年金第三号被保険者」という。）に該当する配偶者がある場合若しくは配偶者が国民年金第三号被保険者に該当することとなつた場合又は国民年金第三号被保険者に該当する配偶者が当該国民年金第三号被保険者に該当しなくなつた場合には、その短期給付適用除外加入者は、直ちに、次に掲げる事項（第五号に掲げる事項にあつては、国民年金第三号被保険者に該当する配偶者がある場合又は配偶者が国民年金第三号被保険者に該当することとなつた場合に限

る。）を記載した届書に、配偶者が国民年金第三号被保険者に該当しなくなった場合を除き、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　短期給付適用除外加入者の氏名、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　配偶者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

四　配偶者が国民年金第三号被保険者に該当することとなった日又は該当しなくなった日

五　第一条の四の二第二項各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

六　その他必要な事項

2　国民年金第三号被保険者に該当する配偶者が、第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなった場合であつて、引き続き国民年金第三号被保険者となるときは、その短期給付適用除外加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、配偶者が同項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた短期給付適用除外加入者は、当該届書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

一　短期給付適用除外加入者の氏名、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

四　第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った旨又は同項各号のいずれかに該当していた旨

五　第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った年月日又は日本国内に住所を有するに至ったことにより同項各号に該当しなくなった年月日

六　その他必要な事項

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一部改正〔平成八年四月文部令一一号・九年一二月四一号〕、旧一条の四…繰下〔平成一五年三月文科令八号〕、旧一条の五…繰下〔平成一七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成二七年九月文科令三三号・二八年一二月三六号〕、一項…一部改正・二項…追加〔令和元年一〇月文科令一八号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（資格確認書の交付等）

第一条の七　法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める加入者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第九号による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が

認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。

2　事業団は、前項本文の規定による交付又は提供の申請があつたときは、申請者に対し、法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項の書面（次項各号に掲げる事項を記載したものであつて、共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）で定める様式によるものに限る。）であつて複製等を防止し、若しくは抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものを交付し、又は当該事項を電磁的方法（第四項に規定するものであつて、共済運営規則で定める様式により表示することができるものに限る。以下この項において同じ。）により提供しなければならない。この場合において、当該書面又は当該電磁的方法により提供されたもの（以下「資格確認書」という。）の有効期限は、交付又は提供の日から起算して五年を超えない範囲内において事業団が定めるものとする。

3　法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　交付又は提供に係る加入者又はその被扶養者の氏名、性別及び生年月日

二　加入者等記号・番号、保険者番号及び事業団の名称

三　資格取得年月日及び資格確認書の交付又は提供の年月日

四　有効期限

五　加入者の氏名（被扶養者に係る資格確認書に限る。）

六　その他事業団が定める事項であつて申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めたもの

七　その他必要な事項

4　法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものとする。

5　事業団は、第二項の規定により申請者に資格確認書を交付しようとするときは、これを当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。

6　前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、当該学校法人等は、遅滞なく、これを申請者に送付しなければならない。

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、全部改正〔昭和四七年一〇月文部

令四五号〕、旧一条の四…繰下〔昭和六一年三月文部令一一号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、旧一条の五…繰下〔平成一五年三月文科令八号〕、旧一条の六…繰下〔平成一七年四月文科令二六号〕、本条…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号・二七年九月三三号〕、全部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

（資格確認書の提出等）

第二条　加入者は、前条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動したときは、資格確認書（書面に限る。以下この条において同じ。）を、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　加入者は、その資格を喪失したとき又はその被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、直ちに、資格確認書を当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

3　前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項の規定により資格確認書を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、資格確認書を、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

4　加入者は、資格確認書を滅失し、又はき損したときは、滅失の場合を除き当該資格確認書を添えて、様式第九号による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。

5　事業団は、第一項の規定による提出又は前項本文の規定による申請があつたときは、新たな資格確認書を交付しなければならない。

6　事業団は、前項の規定により加入者に資格確認書を交付しようとするときは、これを当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。

7　前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、当該学校法人等は、遅滞なく、これを当該加入者に送付しなければならない。

8　加入者は、資格確認書の再交付を受けた後において、滅失した資格確認書を発見したときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

9　加入者は、資格確認書の検認、更新又は記載事項の訂正のため、その提出を求められたときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

10　事業団が資格確認書の検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

三項…一部改正〔昭和三二年七月文部令一四号〕、一・二項…一部改正・四―七項

…追加〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一・五―七項…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、二項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、見出・一―七項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、四項…一部改正〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・四―七項…追加・旧三・四項…一部改正し一項ずつ繰上・旧五―七項…一部改正し三項ずつ繰下〔令和六年一一月文科令三二号〕

（法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第二項の文部科学省令で定める方法）

第二条の二　法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第二項の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された第一条の七第三項各号に掲げる事項を共済運営規則で定める様式により映像面に表示する方法とする。

本条…追加〔令和六年一一月文科令三二号〕

（加入者資格証の交付）

第二条の三　事業団は、加入者の資格を取得した者であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、加入者資格証を交付する。

一　法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

二　法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができる者

本条…追加〔令和六年一一月文科令三二号〕

（加入者資格証の提出等）

第二条の四　第二条の規定は、加入者資格証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下この条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、本条…全部改正・旧二条の二…繰下〔令和六年一一月文科令三二号〕

（資格情報通知書による通知）

第二条の五　事業団は、加入者の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至った加入者（第二条の三に規定する加入者資格証の交付を受ける者を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該加入者又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録（以下「資格情報通知書」という。）により通知しなければならない。

一　当該通知に係る加入者又はその被扶養者の氏名

二　加入者等記号・番号、保険者番号及び事業団の名称

三　資格取得年月日及び通知年月日

四　その他必要な事項

2　事業団は、前項の規定による通知をする場合には、次に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一　前項各号に掲げる事項は、加入者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において加入者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二　前号の規定にかかわらず、災害その他の特別な事情により電子資格確認を受けることができない状況にある場合において、前項の通知に係る加入者又はその被扶養者は、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）とともに、資格情報通知書又は情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次条第二項において同じ。）を通じて取得した当該加入者又はその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法により、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において加入者又はその被扶養者であることの確認を受けることができること。

3　第一項の規定による通知は、当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。

4　当該学校法人等は、前項本文の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、これを加入者に通知しなければならない。

5　前各項の規定は、第一項各号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付又は提供を受けている場合を除く。）について準用する。

本条…追加〔令和六年一一月文科令三二号〕

（資格情報通知書による再通知）

第三条　加入者は、資格情報通知書を滅失し、又はき損したときは、様式第九号による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再通知を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。

2　事業団は、前項本文の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る加入者又はその被扶養者の資格に係る情報を、資格情報通知書により加入者に再通知しなければならない。ただし、当該加入者又はその被扶養者が情報提供等記録開示システムを通じて前条第一項各号に掲げる事項を取得できる場合において、その取

得できる旨をあらかじめ当該加入者に通知したときは、この限りでない。

3　前項本文の規定による再通知は、当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。

4　当該学校法人等は、前項本文の規定により再通知を受けたときは、遅滞なく、これを加入者に通知しなければならない。

二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三項…四項に繰下〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、四項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、本条…全部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、一項…一部改正〔令和元年一〇月文科令一八号・四年一二月三九号〕、本条…全部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

（高齢受給者証の交付等）

第三条の二　事業団は、加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当することとなる場合には、高齢受給者証を加入者に対して交付する。

2　前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に高齢受給者証を返納しなければならない。

一　加入者の資格を喪失したとき。

二　法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当する被扶養者が被扶養者の要件を欠くに至つたとき。

三　高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。

四　高齢受給者証の有効期限に至つたとき。

3　第二条（第二項を除く。）の規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下この条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第三条の二第二項第一号に該当するに至つた」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、二項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔令和元年一〇月文科令一八号〕、三項…一部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第三条の三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有しない加入者又は被扶養者が資格を有することとなつたとき（四十歳に達した場合を除く。）は、

当該加入者又は当該被扶養者を扶養する加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者（被扶養者に係る場合は加入者及び被扶養者）の氏名、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　介護保険第二号被保険者の資格を有することとなった年月日及びその事由

2　介護保険第二号被保険者の資格を有する加入者又は被扶養者が資格を有しなくなったとき（六十五歳に達した場合を除く。）は、当該加入者又は当該被扶養者を扶養する加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者（被扶養者に係る場合は加入者及び被扶養者）の氏名、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　介護保険第二号被保険者の資格を有しなくなった年月日及びその事由

3　前項の規定は、加入者となった者又は被扶養者の要件を備えることとなった者（いずれも四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が介護保険第二号被保険者の資格を有しない場合について準用する。

本条…追加〔平成一二年三月文部令四五号〕、旧三条の二…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（加入者原票）

第三条の四　事業団は、加入者ごとに加入者原票を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

2　事業団は、第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は高齢任意加入被保険者（同法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者（第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、旧三条の二…繰下〔平成一二年三月文部令四五号〕、旧三条の三…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、二項…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号〕

（第四号厚生年金被保険者等に関する原簿）

第三条の五　第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者

等であった者を含む。）について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。

2　厚生年金保険法第二十八条に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　加入者の基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

二　加入者の生年月日及び住所

三　加入者の種別

四　学校法人等の名称

五　賞与の支払年月日

六　保険給付に関する事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（第四号厚生年金被保険者に係る届出）

第三条の六　加入者に関する第一条第一項の規定による異動報告書の提出が行われた場合には、同時に、その者の第四号厚生年金被保険者に係る資格の取得又は喪失に関する届出があつたものとみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　申出者の氏名、生年月日及び住所

二　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三　学校法人等の名称及び所在地

四　報酬月額

五　個人番号及び基礎年金番号

六　厚生年金保険法附則第四条の三第七項に規定する事業主の同意があるときは、その旨

七　その他必要な事項

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号を明らかにすることができる書類（事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の被保険者（以下「旧厚生年金被保険者」という。）又は法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済

組合」という。）の組合員であった期間（他の法令の規定により当該旧厚生年金被保険者又は組合員であった期間とみなされる期間に係るもの及び他の法令の規定により当該旧厚生年金被保険者又は組合員であった期間に算入される期間を含む。以下同じ。）（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第五条第一項の規定により被保険者であった期間とみなされた期間及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第六条の規定により被保険者であった期間とみなされた期間を除く。以下同じ。）を有する者にあっては、政府又は当該共済組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。）又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金（以下単に「指定基金」という。）を含む。）が国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）様式第一号により当該期間を確認した書類

三　国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあっては、当該期間を明らかにすることができる書類

四　厚生年金保険法附則第四条の三第七項に規定する事業主の同意があるときは、当該同意を得たことを証する書類

3　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名、生年月日及び住所

二　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者でなくなることを希望する旨

三　学校法人等の名称及び所在地

四　厚生年金保険の標準報酬月額

五　本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）

4　高齢任意加入被保険者は、その氏名、住所又は個人番号に変更があったときは、これらの変更に関する書類を当該学校法人を経て事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二・四項…一部改正・五項…削除〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、二項…一部改正〔令和四年三月文科令一三号〕、一・三項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕、一―三項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、二項…一部改正〔令和六年三月文科令八号〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準報酬月額の決定等）

第三条の八　第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該加入者の標準報酬月額の決定又は改定と同時に行うものとする。

2　厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第一条の二の六の規定による届出を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・二九年三月一三号・令和二年九月三五号〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準賞与額の決定等）

第三条の九　第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額の決定は、私学共済法第二十三条の規定による当該加入者の標準賞与額の決定と同時に行うものとする。

2　厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、第一条の四の規定による届出を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出）

第三条の十　第一条の三の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の二第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の申出について準用する。この場合において、第一条の三中「法第二十二条第十二項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十三条の二」と読み替えるものとする。

2　第一条の三の二の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の申出について準用する。この場合において、第一条の三の二中「法第二十二条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者に係る育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例）

第三条の十一　第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二

条第十二項の規定による標準報酬月額の改定の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

2　前項の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二条第十四項の規定による標準報酬月額の改定の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしようとする場合について準用する。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（七十歳以上の使用される者の要件）

第三条の十二　七十歳以上の教職員等（法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）とみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第三条の十三　七十歳以上の教職員等について、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による標準報酬月額の決定又は改定が行われたときは、当該決定又は改定された額（その額が六十五万円を超えるときは、六十五万円とする。）を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

2　七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準報酬月額の決定又は改定に係る届出を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕

（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

第三条の十四　七十歳以上の教職員等について、法第二十三条の規定による標準賞与額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

2　前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円とする。）を決定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準賞与額の決定に係る届出を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る届出とみな

す。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕

第二章　給付の請求手続等

章名…改正〔昭和四八年一〇月文部令二七号〕

第一節　短期給付

節名…改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号・三六年一二月二八号〕

（短期給付）

第四条　短期給付（法第二十五条において準用する組合法第五十四条及び第五十五条の規定による療養の給付、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第三項から第五項までの規定の適用を受ける入院時食事療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第三項の規定において準用される組合法第五十五条の三第三項から第五項までの規定の適用を受ける入院時生活療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の五第三項の規定において準用される組合法第五十五条の三第三項から第五項までの規定の適用を受ける保険外併用療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける訪問看護療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費及び法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第三項の規定において準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける家族訪問看護療養費並びに施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「組合法施行令」という。）第十一条の三の六第一項から第三項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第四項の規定により準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第五項の規定により準用される組合法第五十七条第四項から第六項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第六項から第八項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第九項の規定により準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十項の規定により準用される組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける高額療養費を除く。）の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、二以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付に係る届書その他の書類が同一のものであるときは、一の届書その他の書類によつてこれらの給付を請求することができる。

2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

3　前二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであるときは、第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と、前項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付」とあるのは「当該給付」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」とする。

4　第二項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による未支給の保険給付の支給を請求をするときは、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による未支給の保険給付の請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、同項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

見出・一項…一部改正・二項…全部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・三項…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一項…一部改正〔昭和四八年一〇月文部令二七号〕、一・二項…一部改正〔昭和五一年一一月文部令三五号・五五年三月二号〕、一項…一部改正〔昭和五六年三月文部令四号・五九年三月一二号・九月四八号〕、一・二項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成六年九月文部令四二号・九年三月一二号・八月三五号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成一二年一二月文部令五六号・一四年一〇月文科令三九号・一五年三月八号・一八年九月三七号・二四年二月五号〕、二項…一部改正・四項…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号〕、三・四項…追加・旧三項…一部改正し五項に繰下・旧四項…六項に繰下〔平成三〇年七月文科令二三号〕、二項…一部改正・六項…追加・旧六項…七項に繰下〔令和二年一〇月文科令三八号〕、三項…一部改正〔令和三年八月文科令四一号〕、六項…削除・旧七項…六項に繰上〔令和五年九月文科令三二号〕、三・四項…一部改正し三項に繰上・旧六項…四項に繰上〔令和七年一二月文科令三二号〕

（療養の給付等）

第四条の二　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項の利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の文部科学省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法とする。

2　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　資格確認書を提出し、又は提示する方法

二　処方せんを提出する方法（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から療養を受けようとする場合に限る。次項において同じ。）

三　保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下この号及び第五条第八項において同じ。）を受けようとする者の加入者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、事業団に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、事業団から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）

四　文部科学大臣が定める方法

3　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける加入者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に資格確認書を提出し、若しくは提示する方法又は処方せんを提出する方法により加入者であることの確認を受けるときは、資格確認書又は処方せんに高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、当該加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

4　前二項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項及び第五十五条の五第一項の規定の適用を受ける加入者について準用する。

本条…追加〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一項…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二八号・五一年一一月三五号・五五年三月二号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号・六一年三月一一号・平成六年九月四二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号・一四年一〇月文科令三九号・一八年九月三七号〕、一・二項…一部改正・三項…追加〔令和二年九月文科令三五号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三項…四項に繰下〔令和六年三月文科令八号〕、一一三項…一部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

委任　二項四号の「定め」＝〈私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法〉

（一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第四条の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額は、同項各号に規定する加入者が療養を受ける日の属する年の前年（当該療養を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における当該加入者及び同項第一号に規定する被扶養者又は同項第二号に規定する被扶養者であった者（第四項において「被扶養者であった者」という。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を合算した額から退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）の計算上収入金額とすべき金額を控除した額とする。

2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする加入者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　前項の規定により算定した収入の額

五　その他必要な事項

3　前項の申請書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

4　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける加入者（同項第一号に該当する者を除く。）は、その被扶養者であった者が法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、当該学校法人等を経て、その旨を事業団に申し出なければならない。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・四項…追加〔平成二〇年一二月文科令三九号〕、二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（一部負担金及び家族療養費の額の特例）

第四条の三の二　法第二十五条において準用する組合法第五十五条の二第一項に規定する文部科学省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。

本条…追加〔平成一八年九月文科令三七号〕

（薬剤の支給）

第四条の四　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若

しくは歯科医師から処方せんの交付を受けた上、当該薬局に提出しなければならない。

本条…追加〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一部改正〔昭和五一年一一月文部令三五号・五五年三月二号・六一年三月一一号〕、旧四条の三…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一部改正〔平成二四年二月文科令五号・令和二年九月三五号・六年一一月三二号〕

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の五　加入者が第四条の十三第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第九号及び次条第一項において同じ。）を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払った場合で、事業団がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第二十五条において準用する組合法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下同じ。）について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすれば支払うべきであった食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として加入者に支給することができる。

2　前項の規定による給付を受けようとする加入者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　食事療養を受けた者の氏名及び生年月日

五　傷病名及び発病又は負傷の原因

六　食事療養を受けた医療機関の名称及び所在地

七　入院期間

八　支払った食事療養標準負担額の合計額及び請求金額

九　限度額適用証を提出できなかった理由

十　その他必要な事項

3　前項の請求書には当該支払った食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添えなければならない。

本条…追加〔平成六年九月文部令四二号〕、一項…一部改正・二項…全部改正・三項…追加〔平成九年一二月文部令四一号〕、旧四条の六…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、見出・一―三項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、一・二項…一部改正・旧四条の七…繰上〔平成一九年三月文科令一五号〕、二項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の六　前条の規定は、第四条の十三第五項の規定により限度額適用証を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一

項各号に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払った者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

本条…削り・追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

第四条の七及び第四条の八　削除〔平成二〇年三月文科令八号〕

（特定給付対象療養）

第四条の九　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

本条…追加〔昭和五六年三月文部令四号〕、全部改正〔昭和五九年九月文部令四八号〕、五・六・九項…一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号〕、一・二・五・七―九項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正・八項…追加・旧八・九項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四条の四…繰下〔平成六年九月文部令四二号〕、九項…一部改正〔平成九年八月文部令三五号〕、二・四項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一〇項…削除〔平成一〇年三月文部令二号〕、七・八項…追加・旧七―九項…一部改正し二項ずつ繰下〔平成一二年一二月文部令五六号〕、一・七―一一項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、見出…全部改正・一・二・五項…一部改正・七―一一項…削除・旧四条の七…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一―三・五項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出…全部改正・五・六項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、二・五項…一部改正〔平成二〇年一二月文科令三九号〕、見出…全部改正・二―六項…削除〔平成二一年五月文科令二三号〕、本条…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕

（特定疾病給付対象療養の認定）

第四条の九の二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定による事業団の認定（以下この条において単に「認定」という。）は、限度額適用認定（第四条の十一の二第一項に規定する限度額適用認定をいう。）又は限度額適用・標準負担額減額認定（第四条の十三第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定をいう。第四項及び第四条の十一の二第一項において同じ。）をもって代えるものとする。ただし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、次に掲げる事項を、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経て、事業団に申し出ることができる。

一　加入者等記号・番号又は個人番号

二　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
三　認定を受けようとする者の入院期間
四　認定を受けようとする者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨

3　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、同項第四号に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。

4　第二項の申出があつた場合、限度額適用・標準負担額減額認定の申請書の提出があつたものとみなす。

本条…追加〔平成二二年五月文科令二三号〕、七項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、見出し…全部改正・二・四・六・七項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号〕、一・四・六・七項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕、二・四・七項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕、一・七項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、本条…全部改正〔令和八年二月文科令六号〕

（特定疾病に係る療養の認定）

第四条の九の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第九項の規定による事業団の認定（以下第四項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号
三　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
四　認定を受けようとする者のかかつた健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する疾病の名称

2　前項の書類の提出については、認定を受けようとする者が同項第四号に掲げる疾病にかかつたことに関する医師又は歯科医師の証明書その他当該疾病にかかつたことを証明する書類を添えなければならない。

3　事業団は、第一項の書類の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対し特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

4　認定を受け、保険医療機関等から施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第九項に規定する療養を受けようとする者が、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受けるとき（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない

場合には、この限りでない。

5　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該医療機関又は薬局に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二一年五月文科令二三号〕、一・四項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号・令和二年九月三五号〕、四項…一部改正〔令和六年三月文科令八号〕

（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）

第四条の十　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第六項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。以下この条において同じ。）に要した費用の額又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イに掲げる額　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項の規定により当該額を算定する場合にその例によることとされる健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される費用の額

ロ　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第三項に規定する共済運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号ロに掲げる金額　法第二十五条において準用する組合法第五十五条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるとき

は、現にその療養に要した費用の額）に前号に定める額を加えた額

三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号ハに掲げる金額　法第二十五条において準用する組合法第五十六条第三項の規定により算定した費用の額（食事療養及び生活療養（法第二十五条において準用する組合法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第五号において同じ。）について算定した費用の額を除くものとし、その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）

四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号ニに掲げる金額　法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額

五　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号ホに掲げる金額　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

六　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号ヘに掲げる金額　法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第二項の規定により算定した費用の額

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一部改正〔平成一五年三月文科令八号・一〇月四六号・一八年九月三七号〕、見出…削り・追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、本条…一部改正〔平成二〇年一二月文科令三九号・二一年五月二三号・二六年一二月三六号・二九年七月三〇号・三〇年七月二五号・令和六年一一月三二号・八年二月六号〕

（要保護者である者の範囲）

第四条の十一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とす

る。

3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4　前三項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある世帯に属する者（中国残留邦人等支援法第十四条第一項若しくは第三項、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項の規定による生活保護法第八条第一項の基準による額の算出に係る者に限る。）は、要保護者とみなす。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一―三項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、二・三項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、見出…追加・一―三項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、四項…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、二・三項…一部改正〔平成二〇年一二月文科令三九号〕、一―三項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、四項…一部改正〔平成二六年九月文科令三〇号〕、一項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号〕、一―三項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕、二・三項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕

（限度額適用の認定等）

第四条の十一のニ　事業団は、限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、加入者の標準報酬月額に基づき、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号

ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用認定」という。）を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、限度額適用認定を取り消さなければならない。

2　事業団は、限度額適用認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者。以下この項（第四号を除く。）において同じ。）から次に掲げる事項を記載した申請書の提出があったときは、限度額適用認定を受けた者に対して限度額適用認定証を交付する。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　限度額適用認定を受けた者の氏名及び生年月日

五　その他必要な事項

3　限度額適用認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用認定証を返納しなければならない。

一　加入者の資格を喪失したとき。

二　被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。

三　第一項ただし書の規定により限度額適用認定が取り消されたとき。

四　限度額適用認定を受けた者が当該認定の区分に該当しなくなったとき。

五　限度額適用認定証の有効期限に至ったとき。

4　第二条（第二項を除く。）の規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十一の二第三項第一号に該当するに至った」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5　限度額適用認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十三第五項において同

じ。）を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から限度額適用認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　前項ただし書の場合においては、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、三・四項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、見出…全部改正・一・三・五・六項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、一項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号・三〇年七月二三号・二五号〕、見出・一―三・五項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、五項…一部改正〔令和六年三月文科令八号〕、四項…一部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕、一―三・五項…一部改正〔令和八年二月文科令六号〕

（療養に要した費用の額）

第四条の十二　第四条の十の規定は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出…追加・本条…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、本条…一部改正〔平成二〇年一二月文科令三九号〕、見出・本条…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、本条…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号・三〇年七月二五号〕

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

五　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする者の入院期間

六　その他必要な事項

2　事業団は、前項の申請書の提出に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行つたときは、限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対して限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付する。

3　限度額適用証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用証を返納しなければならない。

一　加入者の資格を喪失したとき。

二　被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。

三　限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

四　限度額適用証の有効期限に至つたとき。

4　第二条（第二項を除く。）の規定は、限度額適用証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十三第三項第一号に該当するに至つた」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5　限度額適用・標準負担額減額認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、直ちに、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・四・六項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一・六―八項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二・八項…削除・旧三―五項…一部改正し一項ずつ繰上・旧六・七項…一項ずつ繰上〔平成一九年三月文科令一五号〕、

三項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、一・三・五・六項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、一項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号・三〇年六月二〇号・七月二三号・二五号〕、見出・一・二・五項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、五項…一部改正〔令和六年三月文科令八号〕、四項…一部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕、一―三・五項…一部改正〔令和八年二月文科令六号〕

（高額療養費を医療機関等に支払うことができる医療に関する給付）

第四条の十四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第六項及び第八項に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第九項において読み替えて準用される組合法第五十六条の二第三項に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第八項において読み替えて準用する健康保険法第八十八条第六項の規定に基づき厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十項において読み替えて準用される組合法第五十七条第四項及び第五項に規定する文部科学省令で定める療養は、健康保険法施行令第四十三条第七項において読み替えて準用する健康保険法第百十条第四項の規定に基づき厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付が行われるべき療養とする。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…追加・旧一・二項…一部改正し一項ずつ繰下〔平成二四年二月文科令五号〕

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条　加入者は、療養費、家族療養費及び高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。第六項に規定する場合を除き、以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　療養者の氏名及び生年月日

五　傷病名、発病又は負傷の原因及び診療開始年月日

六　医療機関又は薬局の名称及び所在地並びに医師又は薬剤師の氏名

七　療養期間

八　療養に要した費用及び請求金額

九　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認等により加入者であることの確認を受ける

ことができなかつた理由

十　その他必要な事項

2　前項の請求書には、保険医療機関等又はその他の療養機関の作成した診療報酬領収済証明書又は療養費の請求に係る証拠書類を添えなければならない。

3　前項の診療報酬領収済証明書の様式は、共済運営規則で定める。

4　第二項の証拠書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該証拠書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

5　海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一　旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二　事業団が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

6　加入者は、療養の給付若しくは保険外併用療養費に係る高額療養費若しくは法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける訪問看護療養費に係る高額療養費若しくは法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費に係る高額療養費若しくは法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第三項の規定において準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける家族訪問看護療養費に係る高額療養費の支給を受けようとするとき又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項から第四項までの規定に基づき、同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算した金額に基づき支給される高額療養費の支給を受けようとするときは、共済運営規則で定めるところにより請求を行うものとする。

7　加入者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号又は第十一条の三の五第一項第五号の規定を適用して算定される高額療養費の支給を受けようとするときは、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する費用として支払った額に関する証拠書類又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号若しくは第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を、当該高額療養費の請求を行うときに提出しなければならない。

8　第四条の二、第四条の四及び第四条の五（第四条の六において準用する場合を含む。）の規定は、被扶養者が保険医療機関等又

は指定訪問看護事業者から療養又は指定訪問看護を受ける場合について準用する。この場合において、第四条の二中「加入者」とあるのは「被扶養者」と、第四条の五第一項中「入院時食事療養費又は保険外併用療養費」とあるのは「家族療養費」と読み替えるものとする。

本条…一部改正〔昭和三二年七月文部令一四号〕、一項…一部改正・二項…追加〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、見出・一項…一部改正〔昭和四八年一〇月文部令二七号〕、一・二項…一部改正〔昭和五一年一一月文部令三五号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔昭和五三年九月文部令三六号〕、一―三項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正〔昭和五六年三月文部令四号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二・三項…一項ずつ繰下〔昭和五六年一二月文部令三五号〕、見出…全部改正・一・三項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一・五項…一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号〕、一・三―五項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、三・五項…一部改正〔平成六年九月文部令四二号〕、三項…一部改正〔平成九年八月文部令三五号〕、一項…全部改正・二・三項…追加・旧二―五項…一部改正し二項ずつ繰下〔平成九年一二月文部令四一号〕、六項…一部改正〔平成一二年一二月文部令五六号〕、三・五―七項…一部改正〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、五・六項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出・二・五・七項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、七項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、五・六項…一部改正〔平成二〇年一二月文科令三九号〕、一・七項…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、二・七項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、六項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号〕、一・二項…一部改正・五項…追加・旧五―七項…一項ずつ繰下〔平成二八年三月文科令二一号〕、一項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕、見出・一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、七項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕、一・八項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・六年一月三一号〕

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二　申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　基準日被扶養者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

五　計算期間（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する計算期間をいう。第五条の二の三を除き、以下同じ。）の始期及び終期

六　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費

に係る外来療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

七　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

八　その他必要な事項

2　前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、事業団が不要と認める場合における当該証明書を除く。）

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における申請者の所得区分を証する書類

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日加入者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二　その他高額療養費の支給に必要な事項

4　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。次条第五項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5　前項の規定による申請があった場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び

番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二・三・五項…一部改正〔令和三年八月文科令四一号〕、三・五項…一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、三項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の二の二　申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であった者をいう。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあっては、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　計算期間において申請者の被扶養者であった者の氏名及び生年月日

五　計算期間の始期及び終期

六　基準日に加入する医療保険者の名称

七　申請者が計算期間における加入者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

八　その他必要な事項

2　前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号

三　申請者が計算期間において加入者であった期間

四　施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が加入者であった間に限る。）において、当該申請者が加入者（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を

除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が加入者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が加入者の被扶養者（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

五　事業団の名称及び所在地

六　その他必要な事項

4　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5　事業団は、精算対象者に係る高額療養費の金額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、加入者であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

6　第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、一・三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、三・四項…一部改正・六項…追加〔令和三年八月文科令四一号〕、六項…一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕

（年間の高額療養費の算定において読み替える金額等）

第五条の二の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第五号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、基準日加入者が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額

組合法に基づく共済組合の組合員であった期間	組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額
健康保険法の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。第七条を除き、以下同じ。）、組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに加入者である者を除く。以下同じ。）であった期間	健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額
日雇特例被保険者であった期間	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額
船員保険の被保険者（組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下同じ。）であった期間	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第八条の二第一項第一号に規定する合算額
施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第九項に規定する国民健康保険の世帯主等（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）であった期間（基準日において国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあっては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であった期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十四条の二第一項第一号に規定する合算額

2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第六号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日加入者が受けた外来療養に係る同表の下欄

に掲げる金額とする。

3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十一号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

4　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十二号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

5　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十七号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第五条の二の八において同じ。）であった者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

6　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十八号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者の被扶養者等であった者（基準日加入者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

第五条の二の四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第五項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、加入者であった者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項各号に掲げる金額
組合法に基づく共済組合の組合員	組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者	健康保険法施行令第四十一条の二第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者	健康保険法施行令第四十四条

第二項において準用する同令第四十一条の二第一項各号に掲げる額	
船員保険の被保険者	船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等（国民健康保険の被保険者である者に限り、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項各号に掲げる額

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

第五条の二の五　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第六項において準用する同条第五項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員の被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額
組合法に基づく共済組合の組合員の被扶養者	組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

第五条の二の六　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第七項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる金額とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項

各号に掲げる額

二　計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する基準日後期高齢者医療被保険者をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であった者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいい、基準日後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

三　計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（加入者がその資格を喪失した場合等において基準日とみなす日）

第五条の二の七　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十二項の文部科学省令で定める場合は、加入者であった者が、計算期間において医療保険加入者（同項に規定する医療保険加入者をいう。以下この条及び第五条の九において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場

合とし、同項の文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であった間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の八　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
一	地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員であった期間	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
二	組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条及び第五条の四において「自衛官等」という。）を除く。）であった期間	組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
三	自衛官等であった期間	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号に規定する合算額
四	健康保険の被保険者であった期間	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
五	日雇特例被保険者であった期間	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
六	船員保険の被保険者であった期間	船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する合算額
七	国民健康保険の世帯主等であった期間（基準日において、国民健康保険の被保険	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額

者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	
八　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二一年一二月文科令三九号〕、一部改正・旧五条の二…繰下〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号及び第三号に掲げる金額に相当する金額　同項第一号及び第三号に掲げる金額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額を合算した金額から次に掲げる金額を控除した金額

イ　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額

ロ　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ハ　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ニ　七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第二十条第三項に規定する短期給付として施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第

一項第一号イ及びロに掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額	二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額
一の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、同令第二十三条の三の三の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）
二の項	組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、組合法施行令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

三の項	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、組合法第五十二条に規定する短期給付として組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）
四の項	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用す

	る同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
六の項	船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
七の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の二の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
八の項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四条の二の規定により高

額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第六号に掲げる金額に相当する金額　七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる金額

四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第七号に掲げる金額に相当する金額　七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる金額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二〇年一二月文科令三九号・二一年一二月三九号・二九年七月三〇号・三〇年六月二〇号〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
一	地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額
二	組合法に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）	組合法施行令第十一条の三の六の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額
三	自衛官等	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる金額
四	健康保険の被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
五	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五

	項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
六　船員保険の被保険者又はその被扶養者	船員保険法施行令第十一条第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
七　国民健康保険の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二一年一二月文科令三九号・三〇年六月二〇号〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であった間に当該加入者であった者又はその被扶養者であった者が受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額）

第五条の五　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第六項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

一の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額
二の項	組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより算定した金額
及び三の項	
四の項	健康保険法施行令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
六の項	船員保険法施行令第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
七の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二一年一二月文科令三九号・三〇年六月二〇号〕

（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者が加入者であった間に当該加入者であった者又はその被扶養者であった者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の六　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条

の三の六の二第七項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の七　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する前条第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者

健康保険法施行令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において被保険者である者にあっては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被扶養者である者にあっては次の各号に掲げる当該被保険者
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において日雇特例被保険者（第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあっては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
		第四十四条第七項
船員保険法施行令第十二条第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において被保険者である者にあっては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあっては次の各号に掲げる当該被保険者
		次条第一項
国民健康保険法施行令第二十九	国民健康保険の世帯主等と	私立学校教職員共済法施行令第六条において

条の四の三第一項及び第三項		
	国民健康保険の世帯主等及び	被保険者が
準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者と	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二一年一二月文科令三九号・三〇年六月二〇号〕

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の八　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する場合において、同令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕

（高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第五条の九　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、加入者であった者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二九年三月文科令一三号・三〇年六月二〇号〕

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　基準日被扶養者の氏名及び生年月日

五　計算期間の始期及び終期

六　申請者が計算期間における加入者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八　その他必要な事項

2　前項の申請書には、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（事業団が同項第三号に掲げる金額に関する証明書を添付する必要がないと認める場合は、当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である場合にあつては、前項の申請書にその旨を記載して、当該金額に関する証明書の添付を省略することができる。

3　申請者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二　当該申請者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合

算額

三　その他高額介護合算療養費等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項

5　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項から第三項までの規定を適用する。

6　前項の規定による申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、三項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号〕、一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、三項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、四・六項…一部改正〔令和三年八月文科令四一号・六年五月二〇号〕

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五　計算期間の始期及び終期

六　基準日に加入する医療保険者の名称

七　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

八　その他必要な事項

2　事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号

三　申請者が計算期間において加入者であった期間

四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であった期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

五　事業団の名称及び所在地

六　その他必要な事項

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

4　事業団は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付の申請を、加入者であった者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

5　第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一・二項…一部改正・五項…追加〔平成三一年三月文科令一三号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、三・五項…一部改正〔令和三年八月文科令四一号〕、五項…一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕

（移送費及び家族移送費）

第六条　移送費又は家族移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　移送を受けた者の氏名及び生年月日
五　傷病名並びに発病又は負傷の年月日及び原因
六　移送年月日、移送の経路及び移送方法
七　移送に要した費用の額及び請求金額
八　付添いがあつた場合はその付添人の氏名及び住所
九　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び当該移送に要した費用の額に関する証拠書類を添えなければならない。

一　移送を必要と認めた理由（付添いがあつた場合は併せてその付添いを必要と認めた理由）
二　病院又は診療所に入院した場合には、その期間並びに病院又は診療所の名称及び所在地
三　移送の方法及び経路

3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。

4　第五条第四項の規定は、第二項の意見書について準用する。

本条…一部改正〔昭和三二年七月文部令一四号・三三年一二月三〇号・四七年一〇月四五号〕、全部改正〔平成六年九月文部令四二号・九年一二月四一号〕、三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕、三項…一部改正〔令和二年一二月文科令四四号〕

（資格喪失後給付の届等）

第七条　法第二十五条において準用する組合法第五十九条第一項の規定により加入者の資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者となつた者が引き続き給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、十日以内に、事業団に提出しなければならない。

一　加入者であつた者の氏名、生年月日及び住所
二　加入者の資格を喪失した際における加入者等記号・番号又は個人番号
三　療養者の氏名及び生年月日
四　傷病名及び診療開始年月日
五　医師の証明
六　その他必要な事項

2　前項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第五十九条第二項の規定により加入者であつた者の死亡後引き続き給付を受けようとする者について準用する。

3　事業団は、前二項の規定による届書の提出があつたときは、その者に対し、資格喪失後継続給付証明書を交付する。

4　第一項又は第二項の届出をした者が届出に係る給付の支給を受けるべき期間内において、他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合で法第二十条第一項に規定する短期給付を行うものの組

合員その他健康保険又は船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得したとき（当該期間内において、家族療養費について第一項の届出をした者の被扶養者が加入者若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となったとき及び当該給付について第二項の届出をした者が加入者又は加入者若しくは他の組合の組合員の被扶養者となったときを含む。）は、直ちに、事業団に届け出なければならない。

5　第一項又は第二項の規定は、第一項又は第二項の届出をした者で資格喪失後継続給付証明書の交付を受けた者が当該証明書に記載された有効期間満了後引き続き給付を受けようとする場合について準用する。

6　前項の場合において、有効期間が満了となった資格喪失後継続給付証明書は、同項において準用する第一項又は第二項の書類に添えて、事業団に返納しなければならない。

7　資格喪失後継続給付証明書を受けた者は、その給付を受けることができなくなったとき又は受けなくなったときは、直ちに、資格喪失後継続給付証明書を、事業団に返納しなければならない。

8　第二条第一項、第三項から第六項まで及び第八項の規定は、資格喪失後継続給付証明書について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第八項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項に変更があったとき、法第十六条ただし書に該当するに至ったとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した」とあるのは「記載事項に変更があった」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第七条第六項又は第七項」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と、「当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。」とあるのは「事業団に提出して、その再交付を申請することができる。」と、同条第五項中「前項本文」とあるのは「前項」と、同条第六項中「当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。」とあるのは「当該加入者に送付しなければならない。」と読み替えるものとする。

9　資格喪失後継続給付証明書を受けた者は、法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、資格喪失後継続給付証明書を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提

出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

10　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなった後、直ちに、資格喪失後継続給付証明書を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

11　事業団は、第一項又は第二項の届出をした者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号又は第五十七条第二項第一号ハ若しくはニの規定に該当するときは、その者に対して高齢受給者証を交付する。

12　第七項の規定は、前項の規定に基づき交付された高齢受給者証について準用する。

13　第十一項の規定に基づき交付された高齢受給者証に係る第三条の二第三項の規定の適用については、同項中「第二項を」とあるのは「第二項及び第七項を」と、「同条第一項中」とあるのは「同条第一項、第三項、第八項及び第九項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、同条第一項中」と、「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」とあるのは「前条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した」とあるのは「記載事項に変更があつた」と、「前項の資格喪失の」とあるのは「第三条の二第二項第一号に該当するに至つた」とあるのは「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第七条第十二項において準用する同条第七項」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と、「当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。」とあるのは「事業団に提出して、その再交付を申請することができる。」と、同条第五項中「前項本文」とあるのは「前項」と、同条第六項中「当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。」とあるのは「当該加入者に送付しなければならない。」とする。

一・二項…一部改正・三・四項…追加〔昭和三二年七月文部令一四号〕、本条…全部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一―三項…一部改正・一項…一部改正・三項…追加・旧三―七項…一部改正し一項ずつ繰下〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一・四項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、四項…一部改正〔昭和五一年一一月文部令三五号〕、一項…一部改正〔昭和五三年九月文部令三六号〕、四項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、一・三項…一部改正〔昭和五九年九月文部令四八号〕、四項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一・三項…一部改正・二項…全部改正〔平成六年九月文部令四二号〕、一項…全部改正・二―四・六―八項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、九―一一項…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・九項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号〕、一項…一部改正・九・一〇項…追加・旧一一

項…一部改正し一三項に繰下・旧九・一〇項…二項ずつ繰下〔令和二年九月文科令三五号〕、八・一三項…一部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

（第三者の行為により給付事由が発生したとき）

第八条　給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、当該給付を受ける権利を有する者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　療養者の氏名及び生年月日
五　第三者の氏名及び住所
六　発病又は負傷の年月日
七　第三者から受けた損害賠償
八　その他必要な事項

2　前項の届書には、共済運営規則で定める状況報告書及び警察署長の発行する証明書その他証拠書類を添えなければならない。

本条…一部改正〔昭和三二年七月文部令一四号・四七年一〇月四五号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（出産費及び家族出産費）

第九条　出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者等記号・番号又は個人番号
二　出産者の氏名及び生年月日
三　出産年月日
四　請求金額
五　その他必要な事項

2　前項の請求書には、出産に関する医師、助産師の証明書又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項の証明書を添えなければならない。

3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七ただし書の規定の適用を受けようとする者は、第一項の請求書に同条ただし書に規定する出産であると事業団が認める際に必要となる書類を添えなければならない。

4　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七ただし書に規定する文部科学省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額）とする。

5　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める基準は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める基準とする。

6　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める事由は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める事由とする。

7　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める程度の障害の状態は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める程度の障害の状態とする。

8　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める要件は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める要件とする。

9　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第二号に規定する文部科学省令で定めるところにより講ずる措置は、健康保険法施行令第三十六条第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置とする。

見出・本条…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、本条…全部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成六年九月文部令四二号〕、本条…全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一四年三月文科令三号〕、見出・一項…一部改正〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、三―九項…追加〔平成二〇年一二月文科令三九号〕、一項…一部改正〔平成二一年九月文科令三二号〕、四・五項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三六号〕、二項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕、四・五項…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号〕、四―九項…一部改正〔令和六年一二月文科令三五号〕

第十条　削除〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕

（埋葬料及び家族埋葬料）

第十一条　埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　死亡した者の氏名、生年月日及び加入者と請求者との続柄

五　死亡年月日及び死亡の原因

六　埋葬年月日

七　介護保険法の給付を受けている者が死亡したときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された保険者の名称

八　請求金額

九　その他必要な事項

2　前項の請求書には、市町村長の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し又は死亡の事実を証明する書類（法第二十五条において準用する組合法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えなければならない。

本条…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号・四七年一〇月四五号・五一年一一月三五号・五五年三月二号・五八年一月二号・五九年九月四八号・六一年三月一一号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号・二〇年三月文科令八号・二八年一二月三六号・令和二年九月三五号・八年三月一七号〕

（弔慰金及び家族弔慰金）

第十二条　弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　請求金額

五　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日、加入者との続柄、死亡年月日、死亡の場所、死亡の原因及びその状況並びに法第二十五条において準用する組合法第七十条に規定する非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書

二　共済運営規則で定める状況報告書

三　弔慰金の支給を受けようとする者にあつては、遺族の順位を証明する書類

四　その他必要な書類

本条…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号・四七年一〇月四五号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕

（災害見舞金）

第十三条　災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を給付事由の発生の日から二十日以内に、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　請求金額

五　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　共済運営規則で定める災害状況明細書

二　り災者の氏名、り災の日、り災の場所、り災の原因及びその状況並びに損害の程度についての市町村長、消防署長又は警察

署長の証明書

三　その他必要な書類

本条…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号・三六年一二月二八号・四七年一〇月四五号・五三年九月三六号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕

（傷病手当金）

第十四条　傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　傷病名及び傷病のため勤務することができなかつた期間

五　傷病手当金の支給を受けようとする期間中に介護保険法の規定による給付を受けたときは、第十一条第一項第七号に規定する事項

六　障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金及び障害手当金（以下この号及び次項第三号において「障害厚生年金等」という。）の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金等の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類（以下「年金証書等」という。）の記号番号

七　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第八項に規定する退職老齢年金給付（以下「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、当該退職老齢年金給付の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八　請求期間及び請求金額

九　同一の傷病に関し、法第二十五条において準用する組合法第六十六条第十四項に規定する休業給付等の支給を受け、又は受けようとする場合は、その旨

十　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　療養のために勤務できないことに関する医師の証明書

二　勤務しなかつた期間に支払われた報酬についての学校法人等代表者の証明書

三　前項第六号に該当するとき（事業団から支給を受けるときを除く。）は、障害厚生年金等の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

四　前項第七号に該当するとき（事業団から支給を受けるときを除く。）は、退職老齢年金給付の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

3　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第六項ただし

書に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受ける障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）に二百六十四分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第八項ただし書に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受ける退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）に二百六十四分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

本条…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五三年九月三六号・五八年一月二号〕、二項…追加〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号・六三年九月三四号・平成六年九月四二号・一一月四七号〕、一項…全部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号〕、三項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、一・二項…一部改正・四項…追加〔平成一三年三月文科令六三号〕、一・二項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、三・四項…一部改正〔平成二三年八月文科令三二号〕、一―三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・三・四項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕、一・二項…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号〕、二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（傷病手当金の額の算定）

第十四条の二　加入者（任意継続加入者を除く。）の資格を喪失した日以後に法第二十五条において準用する組合法第六十六条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「加入者（任意継続加入者を除く。）の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において任意継続加入者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

3　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4　傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第二十五条において準用する組合法第

六十六条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

本条…追加〔平成二八年三月文科令二一号〕

（出産手当金）

第十五条　出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　出産日及び出産予定日

五　出産のため勤務することができなかつた期間

六　請求期間及び請求金額

七　多胎妊娠の場合においては、その旨

八　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　出産についての医師又は助産師の証明書

二　出産の予定日に関する医師又は助産師の意見書

三　多胎妊娠の場合においては、その旨の医師の証明書

四　勤務しなかつた期間に支払われた報酬についての学校法人等の代表者の証明書

3　前項第二号の意見書には、これを証する医師又は助産師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。

本条…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五三年九月三六号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一四年三月文科令三号〕、三項…追加〔平成一五年三月文科令八号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕、三項…一部改正〔令和二年一二月文科令四四号〕

（出産手当金の額の算定）

第十五条の二　第十四条の二第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六条第五項」とあるのは「第六十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「法第二十五条において準用する組合法第六十七条第二項の規定において準用される組合法第六十六条第二項」と、同条第三項中「法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「法第二十五条において準用する組合法第六十七条第二項の規定において準用される組合法第六十六条第二項（第十五条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二八年三月文科令二一号〕

（休業手当金）

第十六条　休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号又は個人番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　勤務できなかった期間及び理由
五　請求期間及び請求金額
六　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　法第二十五条において準用する組合法第六十八条各号のいずれかに該当することを証明する書類
二　勤務しなかった期間に支払われた報酬についての学校法人等代表者の証明書

本条…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五三年九月三六号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号〕

（付加給付）

第十六条の二　付加給付（法第二十条第三項に規定する短期給付をいう。）の支給を受けようとする者は、共済運営規則で定めるところにより請求を行うものとする。

本条…追加〔昭和四六年九月文部令二六号〕、一部改正〔昭和五五年三月文部令二号・五六年三月四号・六一年三月一一号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕

（短期給付の決定及び通知）

第十六条の三　事業団は、第四条の規定により短期給付に係る請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを審査し、決定し、請求額と決定額とが異なるとき又は請求に応ずることができないときは、理由を付して、その旨を請求者に通知しなければならない。

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、旧一六条の二…繰下〔昭和四六年九月文部令二六号〕、一部改正〔昭和四八年一〇月文部令二七号・平成九年一二月四一号〕

（医療費の通知）

第十六条の四　事業団は、加入者又はその被扶養者が支払った医療費の額を当該加入者又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面によって行うことを標準とする。

一　加入者又はその被扶養者の氏名
二　療養を受けた年月
三　療養を受けた者の氏名
四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の療養機関の名称
五　加入者又はその被扶養者が支払った医療費の額
六　事業団の名称

本条…追加〔平成二九年三月文科令一三号〕

第二節　退職等年金給付

節名…改正〔昭和三六年一二月文部令二八号・平成二七年九月文科令三三号〕

（退職等年金給付）

第十七条　第四条の規定は、退職等年金給付の支給を受けようとする者について準用する。ただし、第二十二条第一項ただし書の規

定に該当する場合において、支払未済の給付を受けようとするときは、第四条第二項中「請求書」とあるのは「請求書（その者が個人番号を有する者である場合にあつては、当該個人番号を記載した請求書）」と、「及び当該給付の」とあるのは「並びに当該給付の」と、「死亡を証する書類」とあるのは「死亡を証する書類及び年金証書」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の証明及び学校法人等の経由を要しないものとする。

六項…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、二・四・六項…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二七号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二・六項…削除・旧三―五項…一部改正し一項ずつ繰上〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、三・四項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五一年一一月三五号〕、一・三・四項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、二―四項…一部改正〔昭和五六年一二月文部令三五号〕、五項…追加〔昭和五七年六月文部令二三号〕、三・四項…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号〕、五項…一部改正〔昭和五九年三月文部令一二号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項…一部改正〔平成三年三月文部令六号・一二年三月四五号・一九年三月文科令一五号〕、一項…一部改正〔平成二三年八月文科令三二号〕、見出・二項…全部改正・一項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・三一年四月一六号〕、二項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（生存の確認等）

第十七条の二　事業団は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、地方公共団体情報システム機構から当該支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2　事業団は、前項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、受給権者の生存の事実が確認されなかつたとき（第十七条の三第一項に規定する場合を除く。）には、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

3　前項の規定による書類の提出を求められた受給権者は、事業団が指定する日（以下「指定日」という。）までに、当該書類を事業団に提出しなければならない。

4　事業団は、第一項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、当該受給権者に対し、当該受給権者に係る住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード又は個人番号の報告を求めることができる。

5　事業団は、第二項並びに第二十七条の七及び第二十八条の八の規定による書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めるこ

とができる。

本条…追加〔昭和五一年一一月文部令三五号〕、一部改正〔昭和五五年三月文部令二号・六月二五号・五六年三月四号・七月二九号〕、見出・本条…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号〕、本条…一部改正〔昭和五九年三月大蔵・文部・厚生・農林水産・自治令一号〕、全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、見出…全部改正・一・二・四項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一・三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一・二項…一部改正〔平成一三年三月文科令六三号〕、本条…全部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下・旧五項…六項に繰下〔平成二五年三月文科令一一号〕、二・五項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、一・二・四項…一部改正・五項…削除・旧六項…一部改正し五項に繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号〕、四項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号〕、一項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二三号〕、五項…一部改正〔令和二年一二月文科令四四号〕、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（所在不明の届出）

第十七条の二の二　退職等年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四　受給権者の年金証書の記号番号

五　受給権者が所在不明となった年月日

六　その他必要な事項

本条…追加〔平成二六年三月文科令一六号〕、一部改正〔平成二七年九月文科令三三号・三〇年六月二〇号・令和五年九月三一号〕

（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）

第十七条の三　事業団は、地方公共団体情報システム機構から退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の届書の提出を受けた場合には、当該受給権者（年金の額の全額につき支給の停止を受けている者を除く。）に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者が署名した届書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の規定による届書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届書を事業団に提出しなければならない。

3　事業団は、前項の規定により第一項の届書を提出しなければならない受給権者が当該届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年

金給付の支払を差し止めることができる。

4　第一項及び第二項の規定は、年金の決定が行われ、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来する年に係る届書については、これを適用しない。

本条…追加〔平成一五年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、一・三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号・令和五年九月三二号〕

第十七条の四　削除〔平成二七年九月文科令三三号〕

（三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第十七条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であった者にあつては事業団に提出しなければならない。

一　申出者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　三歳に満たない子（以下この条において「子」という。）を養育することとなった日

四　次条各号に掲げる事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた日

五　子の氏名、生年月日及び個人番号

六　その他必要な事項

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　子を養育することとなったことによる法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をする者　次に掲げる書類

イ　当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍抄本

ロ　当該子を養育することとなった日を証する書類

ハ　その他必要な書類

二　次条各号に掲げる事由が生じた日において子を養育することによる法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をする者　次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及びこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を添付することを要しない。

イ　当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本

ロ　次条各号に掲げる事由が生じた日に当該子を養育していることを証する書類

ハ　その他必要な書類

3　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては事業団に提出しなければならない。

一　申出者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　子の氏名及び生年月日

四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つた年月日

五　その他必要な事項

本条…追加〔平成一七年四月文科令二六号〕、見出・一―三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号〕、一項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕、一・三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（子の養育以外の標準報酬月額の特例の開始事由）

第十七条の六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項に規定する文部科学省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　三歳に満たない子を養育する者が新たに加入者の資格を取得したこと。

二　法第二十八条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に同条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三　法第二十八条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に同条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四　当該子以外の子に係る法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。

本条…追加〔平成一七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第十七条の七　第十七条の五の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例の申出について準用する。この場合において、第十七条の五中「法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとす

る。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第十七条の八　第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第二十六条第一項の申出と法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の規定による給付算定基礎額の計算の特例の申出を行うことができるときは、これらを同時に行うものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（付与率の見直し）

第十八条　法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する付与率（以下「付与率」という。）について、同条第二項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

本条…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号・三六年一二月二八号・四七年一〇月四五号・五一年一一月三五号・五五年三月二号・五六年七月二九号・五七年九月三七号〕、全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、見出…追加・一・二項…一部改正〔平成一六年三月文科令一四号〕、本条…全部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕

（基準利率の基礎となる国債の利回り）

第十八条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十五条第四項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の基礎となる国債の利回りは、次の各号のいずれか低い率とする。

一　当該十月の属する年の三月末日の属する年度において発行された国債（期間十年のものに限る。この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該国債の償還金額と発行価額との差額に相当する額を十で除して得た率と当該国債の表面利率を合計した率を当該国債の発行価額で除して得た率をいう。次号において同じ。）を平均した率

二　当該十月の属する年の三月末日の属する年度以前五年間において発行された国債の応募者利回りを平均した率

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（基準利率の下限）

第十八条の三　基準利率は、零を下回らないものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（終身年金現価率の計算に用いる基準利率等）

第十八条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（以下「終身年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

2　終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における退職等年金給付に係る掛金に係

る法第二十七条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（終身年金現価率の見直し）

第十八条の五　終身年金現価率について、法第二十五条において準用する組合法第七十八条第五項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（有期年金現価率の計算に用いる基準利率）

第十八条の六　法第二十五条において準用する組合法第七十九条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（以下「有期年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月に適用される基準利率とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（有期年金現価率の見直し）

第十八条の七　有期年金現価率について、法第二十五条において準用する組合法第七十九条第五項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（端数計算）

第十八条の八　次の各号に掲げる率を算定する場合において、その率に端数があるときは、当該各号に定めるところにより計算するものとする。

一　付与率　小数点以下四位未満を四捨五入する。

二　基準利率　小数点以下四位未満を切り捨てる。

三　終身年金現価率　小数点以下六位未満を四捨五入する。

四　有期年金現価率　小数点以下六位未満を四捨五入する。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（委任規定）

第十八条の九　第十八条から前条までに定めるもののほか、付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額）

第十八条の十　厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齢加算額等」という。）が支

給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により計算した額から当該老齢加算額等を除いた額に相当する額とする。

2　厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による障害厚生年金の額は、同法の規定により計算した額から当該加給年金額を除いた額に相当する額とする。

3　厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは附則第七十四条第一項若しくは第二項に規定する加算額（以下この項において「遺族加算額」という。）が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該遺族加算額を控除した額に相当する額とする。

4　前三項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・四項…一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕

（職務障害年金及び職務遺族年金の最低保障額から控除する老齢基礎年金相当額等）

第十八条の十一　施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する老齢基礎年金相当額は、同号に規定する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の計算の基礎となった平成二十四年一元化法附則第四条第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間の年数に十二を乗じて得た月数（当該月数が四百八十月（これらの年金である給付の受給権者のうち昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる数の月数。以下この号において同じ。）を超えるときは、四百八十月とする。）を国民年金法第二十七条に規定する保険料納付済期間の月数とみなして同条の規定の例により計算した額に相当する額とする。

2　施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する障害基礎年金相当額は、国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額（同号に規定する障害年金の給付事由となった障害の程度が障害等級の一級に該当するときはその額の百分の百二十五に相当する額とし、障害等級の三級に該当するときは零とする。）とする。

3　施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する遺族基礎年金相当額は、国民年金法第三十八条に

規定する遺族基礎年金の額に相当する額とする。

4　施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第五号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第五号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四条第八号に規定する旧地共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第五号」とし、同条第一項第八号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第八号」とし、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四条第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第八号」とし、同項第九号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第九号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「附則第四条第二号に規定する旧厚生年金保険法の被保険者期間の月数」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第九号」とし、同項第十号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の被保険者期間の月数」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十号」とし、同項第十四号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十二号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第五号に規定する旧制度農林共済法の組合員期間」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十四号」とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）

第十八条の十二　職務障害年金の受給権者が二以上の法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第十八条の十第一項に規定する老齢加算額等若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の額の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と前条第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。

2　前項の規定は、職務遺族年金の受給権者が法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕

省令　私立学校教職員共済法施行規則（第一八条の一二―第二〇条）　第二章　給付の請求手続等　一三八九

第十九条　削除〔平成三年三月文部令六号〕

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本

二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他

の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関の変更に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第二項の規定による年金証書の提出があつたときは、直ちに、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書を提出するときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

見出…全部改正・一・二項…一部改正・三項…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、二項…一部改正〔昭和四二年一一月文部令一九号〕、一・二項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、二項…一部改正〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一・二項…一部改正〔昭和五九年六月文部令三六号〕、一項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、一・二項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一・三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…四項に繰下〔平成一六年三月文科令一四号〕、五項…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、一・五項…一部改正〔平成二三年八月文科令三二号〕、一―三項…一部改正・五項…全部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一―三項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号・三〇年六月二〇号〕、一・二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、一―四項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕、一・三項…一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（職務遺族年金の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第二十条の二　職務遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　前項の規定による届出を行う者が、遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

3　事業団は、職務遺族年金の受給権者が正当な理由がなく、第一項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

本条…追加〔令和五年一二月文科令四一号〕

（年金証書の再交付の申請）

第二十一条　年金受給権者は、水震火災又は盗難等のために年金証書をき損し、紛失し、又は亡失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を明らかにした書類又はき損した年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　年金証書の記号番号

三　再交付申請の理由

四　その他必要な事項

2　年金受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があったときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

3　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4　事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　年金受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、紛失又は亡失した年金証書を発見したときは、直ちに、これを事業団に返納しなければならない。

一項…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・六一年三月一一号・平成三年三月六号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、見出…追加・一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、見出…一部改正・二・三項…追加・旧二項…一部改正し四項に繰下・旧三項…五項に繰下〔令和五年一二月文科令四一号〕

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一　受給権者であつた者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　年金の種類

三　年金証書の記号番号

四　受給権の消滅の事由

五　その他必要な事項

2　前項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

本条…削除〔昭和五九年六月文部令三六号〕、追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一部改正〔平成三年三月文部令六号・九年一二月四一号〕、二項…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、一・二項…一部改正〔平成二三年八月文科令三二号〕、一項…一部改正・二項…削除〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号〕、二項…追加〔平成二八年三月文科令二一号〕、一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三二号・七年一二月三一号〕

第二十三条　削除〔平成三年三月文部令六号〕

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二　加入者等記号・番号及び退職年月日

三　有期退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第七十六条第二項の規定による支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨

四　法第二十五条において準用する組合法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行った者を除く。）で、法第二十五条において準用する組合法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨

五　請求者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨

六　法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定により退職年金の支給を繰り上げて受けようとするときは、その旨

七　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項（以下「預金口座等」という。）

イ　払渡しを受けようとする預金口座として、公金受取口座への払込みを希望する者　公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに払渡しを受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座

の口座番号

八　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　事業団の理事長が別に定める状況報告書

二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

三　前項第五号に該当するときは、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類

四　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

五　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による老齢厚生年金の裁定請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

二項…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一・二項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、二項…一部改正〔昭和四九年七月文部令三七号・五九年六月三六号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一・三項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、一項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一・二項…一部改正〔平成一〇年三月文部令二号〕、三項…一部改正〔平成一三年三月文科令六三号〕、一・二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、三・五項…追加・旧三項…四項に繰下〔平成一九年三月文科令一五号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、一・二項…一部改正〔平成二一年一二月文科令三九号〕、二項…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号・二三年三月八号〕、一・二・四項…一部改正・五項…追加・旧五項…六項に繰下〔平成二五年三月文科令一一号〕、見出し・一・二項…一部改正・三項…全部改正・四―六項…削除〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三日号・五年九月三二号・七年五月一五号〕、一・二項…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二　加入者等記号・番号及び退職年月日

三　第二十九条に規定する事由により解雇された旨

四　預金口座等

五　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二　第二十九条に規定する事由により解雇された旨を学校法人等が明らかにすることができる書類

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、

預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四　その他必要な書類

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号・五年九月三二号・七年五月一六号〕

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であった者との身分関係

二　加入者又は加入者であった者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三　加入者又は加入者であった者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日

四　預金口座等

五　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　加入者又は加入者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二　請求者と加入者又は加入者であった者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本若しくは除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

三　死亡した加入者又は加入者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを証する書類

四　請求者が婚姻の届出をしていないが加入者又は加入者であった者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類

五　請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

六　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

七　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、前

項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

4　第一項の一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるとき（同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をする場合を除く。）は、そのうちの一人を当該一時金の請求及び受領についての代表者と定め、当該代表者が第二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出することができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、一項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号・五年九月三二号・七年五月一六号〕

（退職年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十五条　退職年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第一号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　退職年金の年金証書の記号番号

三　退職年金の支給の停止の原因となった他の年金である給付金（以下この条及び次条において「退職年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号

四　その他必要な事項

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　当該申請に係る退職年金の年金証書の記号番号

三　当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項若しくは第三項の規定（以下「停止解除規定」という。）による支給の停止の解除を申請していない旨

四　当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に

行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

五　その他必要な事項

3　前項第四号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証明する書類その他必要な書類を添えなければならない。

見出・本条…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二七号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、本条…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五七年九月三七号〕、全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号・一九年三月一五号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（退職年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十五条の二　退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　退職年金の年金証書の記号番号

三　退職年金に係る併給調整年金の受給権の消滅の事由

四　その他必要な事項

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五六年一二月三五号〕、見出・一項…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成九年一一月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（受給権者の申出による退職年金の支給停止に係る届出等）

第二十五条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　退職年金の年金証書の記号番号

三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出をする旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（受給権者の申出による退職年金の支給停止の撤回等）

第二十五条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　退職年金の年金証書の記号番号

三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　退職年金の年金証書の記号番号

三　加入者等記号・番号及び退職年月日

四　その他必要な事項

2　法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第二項の規定による退職年金の受給権者であつて、同条第一項の請求があつた日以後の加入者期間を有する者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、前項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一項…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、一・二項…一部改正〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、二項…一部改正〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一項…一部改正〔昭和五一年一一月文部令三五号・五五年三月二号〕、二項…一部改正〔昭和五九年六月文部令三六号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一・二項…一部改正〔平成三年三月文部令六号・九年一二月四一号・一〇年三月二号〕、二項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号〕、一・二項…一部改正〔平成二一年一二月文科令三九号〕、三・四項…追加〔平成二五年三月文科令一一号〕、見出・二項…全部改正・一項…一部改正・三・四項…削除〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・五年九月三二号・七年五月一六号〕

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二　加入者等記号・番号及び退職年月日

三　初診日及び障害認定日

四　障害の原因である病気又は負傷が職務によつて生じた旨

五　障害の原因である病気又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合はその旨

六　厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨

七　加入者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨

八　預金口座等

九　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　事業団の理事長が別に定める状況報告書

二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

三　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

四　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類

五　請求者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類

六　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

七　その他必要な書類

3　第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

4　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなけ

ればならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

二項…一部改正〔昭和三三年一二月文部省三〇号・三六年一二月二八号〕、一―四項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部省四五号〕、二項…一部改正〔昭和四九年七月文部省三七号〕、二項…一部改正・三・四・八項…追加・旧三―五項…二項ずつ繰下〔昭和五一年一一月文部省三五号〕、二・三項…一部改正〔昭和五五年三月文部省二号〕、三項…一部改正〔昭和五六年七月文部省二九号〕、二項…一部改正〔昭和五六年一二月文部省三五号・五七年九月三七号〕、二・六項…一部改正・七項…削除・旧八項…七項に繰上〔昭和五九年六月文部省三六号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部省一一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部省四一号〕、一項…一部改正〔平成一三年三月文科令六三号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、二項…一部改正〔平成二三年三月文科令八号〕、見出し・一・二項…一部改正・三・四項…追加・旧三一条…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕、二項…一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号・五年九月三二号・七年五月一五号〕、一・二項…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

（職務障害年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十七条の二　職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第二号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　職務障害年金の支給の停止の原因となった他の年金である給付（以下この条及び次条において「職務障害年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号

四　その他必要な事項

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　当該申請に係る職務障害年金の年金証書の記号番号

三　当該申請を行う日が、当該申請に係る職務障害年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、職務障害年金に係る併給調整年金について停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

四　当該申請を行う日が、当該申請に係る職務障害年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、職務障害年金に係る併給調整年金に

ついて当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

五　その他必要な事項

3　前項第四号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証明する書類その他必要な書類を添えなければならない。

本条…追加〔昭和五一年一一月文部令三五号〕、一項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号・五六年七月二九号・五七年六月二三号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・一・二項…一部改正・旧三二条の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（職務障害年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十七条の三　職務障害年金の受給権者は、職務障害年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　職務障害年金に係る併給調整年金の受給権の消滅の事由

四　その他必要な事項

本条…追加〔昭和五六年七月文部令二九号〕、一・二項…一部改正〔昭和五九年三月文部令一二号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一・二項…一部改正〔平成二三年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・旧三一条の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止に係る届出等）

第二十七条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出をする旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・本条…一部改正・旧三一条の三の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止の撤回等）

第二十七条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、一項…一部改正〔平成二三年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・旧三一条の三の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（職務障害年金の額の改定の請求）

第二十七条の六　職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第八十五条第一項又は第二項の規定により当該職務障害年金の額の改定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　職務障害年金を受ける原因となつた病気又は負傷の傷病名

四　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

二　その他必要な書類

3　前二項の規定は、職務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

4　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔昭和五一年一一月文部令三五号〕、一項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、旧三一条の三…繰下〔昭和五六年七月文部令二九号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成二年三月文部令三号〕、二項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号〕、見出・一項…一部改正・三・四項…追加・旧三一条の四…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（障害の状態等に関する届出）

第二十七条の七　職務障害年金の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると事業団が認めたものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出

しなければならない。

一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二　その他必要な書類

3　事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務障害年金の支払を差し止めることができる。

4　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第五十一条の四第一項に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、四項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕、二項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（職務障害年金の障害非該当の届出）

第二十七条の八　職務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　障害の程度が障害等級に該当しなくなった年月日

四　その他必要な事項

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、一部改正・旧三一条の二…繰下〔昭和五一年一一月文部令三五号〕、一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、旧三一条の四…繰下〔昭和五六年七月文部令二九号〕、一部改正〔昭和五六年一二月文部令三五号〕、見出…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、見出・本条…一部改正・旧三一条の五…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であった者との身分関係

二　加入者又は加入者であった者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三　加入者又は加入者であった者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日

四　加入者又は加入者であった者の死亡が職務によって生じた旨

五　加入者又は加入者であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

六　厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨

七　預金口座等

八　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　事業団の理事長が別に定める状況報告書

二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三　加入者又は加入者であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

四　遺族の順位を証明するに足る市町村長の証明書、戸籍謄本若しくは除籍謄本（除籍謄本である場合又は請求者が加入者であつた者と戸籍を異にする場合には、請求者と加入者又は加入者であつた者との続柄を明らかにする市町村長の証明書又は請求者の戸籍謄本を添えるものとする。以下同じ。）又は法定相続情報一覧図の写し

五　請求者が加入者又は加入者であつた者によつて生計を維持していたことを証明する書類

六　請求者が婚姻の届出をしていないが加入者又は加入者であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明する書類

七　請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

八　請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類

九　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

十　その他必要な書類

3　第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

4　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、三項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、二項…一部改正〔平成二一年一二月文科令四〇号・二二年九月一九号〕、一・二項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・一・二項…一部改正・三項…全部改正・四項…追加・旧三三条の六…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、一項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号・五年九月三二号〕、一・二項…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

（職務遺族年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十八条の二　職務遺族年金の受給権者が、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第三号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　職務遺族年金の支給の停止の原因となった他の年金である給付（以下この条及び次条において「職務遺族年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号

四　その他必要な事項

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　当該申請に係る職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　当該申請を行う日が、当該申請に係る職務遺族年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、職務遺族年金に係る併給調整年金又は当該職務遺族年金について、停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

四　当該申請を行う日が、当該申請に係る職務遺族年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、職務遺族年金に係る併給調整年金又は当該職務遺族年金について、当該支給を停止すべき事由が生

じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

五　その他必要な事項

3　前項の申請書には、同項第四号に該当するときは同号の撤回を証明する書類その他必要な書類を添えなければならない。

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二・三項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二・三項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・一・二項…一部改正・旧三三条の七…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（職務遺族年金の併給調整事由等消滅の届出）

第二十八条の三　職務遺族年金の受給権者は、職務遺族年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　職務遺族年金に係る併給調整年金の受給権の消滅の事由

四　その他必要な事項

2　法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている職務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　職務遺族年金の支給停止事由消滅の事由

四　その他必要な事項

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項…一部改正〔昭和六三年九月文部令三四号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、三項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、二項…全部改正・三項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・一・二項…一部改正・三項…削除・旧三三条の八…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止に係る届出等）

第二十八条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出をする旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・旧三三条の八の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

省令　私立学校教職員共済法施行規則（第二八条の三・第二八条の四）　第二章　給付の請求手続等

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止の撤回等）

第二十八条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・旧三三条の八の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（所在不明による支給停止の申請）

第二十八条の六　法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項の規定により所在不明である者の職務遺族年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号並びにその者と加入者であった者との続柄

二　所在不明者である受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　職務遺族年金の年金証書の記号番号

四　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項に該当する事実を証明する書類

二　その他必要な書類

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号・一九年一〇月文科令三〇号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正・三項…削除・旧三三条の九…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（胎児の出生による職務遺族年金の額の改定の請求）

第二十八条の七　職務遺族年金の受給権者（その全額につき支給の停止を受けている者を除く。）は、法第二十五条において準用する組合法第二条第三項に規定する胎児であった子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　子の氏名及び生年月日

四　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　子の生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

二　子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

三　その他必要な書類

3　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条に規定する届出を行うときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・三項…追加・旧三項を一〇…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕

（二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出）

第二十八条の八　職務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると事業団が認めたものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

二　その他必要な書類

3　事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

4　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八条の三に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないもの

とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕

（国家公務員の場合における分限免職の事由に相当する事由）

第二十九条　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三第一項に規定する国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由は、次に掲げる事由とする。

一　学校法人等の解散、学校法人等の設置する学校の廃止、学校法人等の合併、分校の廃止、高等学校及び大学の学部、学部の学科等の廃止、学校法人等の事務所の移転等により退職した場合

二　その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で、学校法人等にかかる退職手当の支給に関する規定において、自己都合退職手当と勧奨手当の区別があり、勧奨手当の方がより高い支給割合を支給する旨の規定が定められている場合で当該規定の適用を受けた場合

三　各種学校の課程の廃止、分校等の移転、学生・生徒・児童又は幼児の募集の停止（募集を行ったが応募が少なかった場合及び応募がなかった場合を含む。）

四　前三号に掲げる事由のほか、事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

本条…削り・追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（日本国籍を有しない者に係る一時金の請求）

第二十九条の二　法第二十五条において準用する組合法附則第十三条の二第一項の規定により一時金の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　払渡希望金融機関の名称及び所在地並びに預金口座の口座番号

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した旨

四　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　旅券の写し

三　預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求をするときは、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出する

ことを要しないものとする。

本条…追加〔令和四年三月文科令一三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（年金の支給の調整）

第三十条　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の七の規定による退職等年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

一　退職等年金給付の受給権者の死亡を給付事由とする職務遺族年金の受給権者が、当該退職等年金給付の受給権者の死亡に伴う当該退職等年金給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二　職務遺族年金の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の職務遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該職務遺族年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

本条…追加〔平成七年三月文部令一二号〕、一部改正・旧三三条の一四…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

（退職等年金給付に関する通知）

第三十一条　事業団は、退職等年金給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないときは、理由を付さなければならない。

省令　私立学校教職員共済法施行規則（第三〇条―第三二条の二）　第二章　給付の請求手続等　一四〇九

一項…一部改正〔昭和三二年七月文部令一四号〕、二項…一部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、本条…全部改正〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、見出…全部改正・本条…一部改正・旧三四条…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

（年金証書）

第三十二条　事業団は、前条の規定による通知が退職等年金給付（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二から第七十九条の四までの規定による一時金を除く。）の決定に係るものであるときは、同条の通知にあわせて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

一　受給権者の氏名及び生年月日

二　年金の種類及び年金証書の記号番号

三　年金の受給権発生年月

四　その他必要な事項

2　事業団は、必要があると認めるときは、年金受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成三年三月文部令六号〕、一・三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号・一四年三月文科令二一号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧三項…二項に繰上・旧三四条の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

（年金原簿等の作成）

第三十二条の二　事業団は、退職等年金給付の年金受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給

に必要な所要の事項を記載して整理しなければならない。

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、旧三四条の二…繰下〔平成三年三月文部令六号〕、一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一部改正・旧三四条の二の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

第二章の二　福祉事業

本章…追加〔令和三年一二月文科令五二号〕

（法第二十六条第三項の文部科学省令で定める者等）

第三十二条の三　法第二十六条第三項の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他のものであつて、その使用する加入者等（法第二十六条第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条、次条及び第三十二条の五において同じ。）に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

2　法第二十六条第三項の文部科学省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している加入者等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき保存しているものを除く。）とする。

本条…追加〔令和三年一二月文科令五二号〕

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第三十二条の四　事業団が、法第二十六条第三項の規定により加入者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第二十六条第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて事業団が必要と認める情報とする。

2　法第二十六条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

本条…追加〔令和三年一二月文科令五二号〕、二項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕

（療養の給付等に関する記録の提供）

第三十二条の五　事業団は、加入者等の求めに応じ、当該加入者等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該加入者等に対し、事業団が保有する当該加入者等が受けた療養の給付等（法第二十条第一項第一号から第三号までに規定する療養の給付等をいう。）に関する記録を電磁的方法により提供することができる。

本条…追加〔令和三年一二月文科令五二号〕

第三章　任意継続加入者等

本節…追加〔昭和四九年七月文部令三七号〕、節名…改正〔昭和五八年一月文部令二号〕、旧二章三節…三章に繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、章名…改正〔平成九年一二月文部令四一号〕

（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　施行令第十一条第一項第五号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　生年月日

二　退職のときに所属していた学校法人等の名称及び所在地

三　加入者等記号・番号又は個人番号

2　施行令第十一条第二項第三号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　生年月日

二　加入者等記号・番号

本条…追加〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一・二項…一部改正〔昭和四九年八月文部令三九号・五三年九月三六号〕、二項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、一・二項…一部改正〔昭和五五年六月文部令二五号・五六年三月四号・七月二九号〕、二項…追加・旧二項…三項に繰下〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一―三項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、見出し・一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一・三項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧三項…一部改正し二項に繰上〔平成一五年三月文科令八号〕、旧三四条の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号・六年一一月三二号〕

（任意継続加入者に係る異動報告等）

第三十三条の二　任意継続加入者は、その氏名、住所若しくは個人番号又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更が生じたときは、十日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による異動報告書を事業団に提出しなければならない。

2　任意継続加入者に係る第一条の五、第一条の七、第二条、第二条の五、第三条から第三条の三まで、第四条の三、第四条の九の三、第四条の十一の二及び第四条の十三の規定の適用については、これらの規定中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは、「事業団に」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の七第一項	提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。	提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。
第一条の七第二項	前項本文	前項
第一条の七第五項	当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。	申請者に送付しなければならない。
第一条の七第六項	前項本文	前項
第二条第一項	あつたとき、法第十六条ただし書に該当する	あつた

	に至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した	
第二条第四項	提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。	提出して、その再交付を申請することができる。
第二条第五項	前項本文	前項
第二条第六項	当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。	当該加入者に送付しなければならない。
第二条第七項	前項本文	前項

第二条の五第一項	加入者の資格を取得した者	任意継続加入者となった者	
第二条の五第三項	当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。	加入者に行わなければならない。	
第二条の五第四項	前項本文	前項	
第二条の五第五項	前各項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する前各項	
第三条第一項	提出して、その再通知を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。	提出して、その再通知を申請することができる。	
第三条第二項	前項本文	前項	

第三条第三項	当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。	加入者に行わなければならない。	
第三条第四項	前項本文	前項	
第三条の二第三項	第二条	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二条	
第三条の三第三項	前項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する前項	
第四条の三第四項	当該学校法人等を経て、その旨	その旨	
第四条の十一の二第四項	第二条	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二条	
第四条の十三第四項	第二条	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二条	

本条…追加〔昭和四九年七月文部令三七号〕、二項…一部改正〔昭和五九年九月文部令四八号・平成六年九月四二号〕、一・二項…一部改正〔平成八年四月文部令一一号〕、見出し・一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号・一四年一〇月文科令三九号・一五年三月八号・一九年三月一五号・二〇年三月八号・二一年五月二三号・二二年九月一九号〕、旧三四条の四…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、全部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

（任意継続加入者に係る短期給付の請求手続等の特例）

第三十三条の三　任意継続加入者に係る第四条第一項及び第二項、第五条の十第一項並びに第八条第一項の規定の適用については、第四条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の」とあるのは「所定の」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、同条第二項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付の」とあるのは「当該給付の」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、第五条の十第一項及び第八条第一項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」とする。

本条…追加〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一部改正〔昭和五三年九月文部令三六号・平成八年四月一一号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一部改正〔平成一二年九月文科令一九号〕、旧三四条の五…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

（任意継続加入者に係る報告書等の記載の特例）

第三十三条の四　任意継続加入者が、次の各号に掲げる報告書等を事業団に提出する場合には、当該各号に定めるところによるものとする。

一　様式第三号又は様式第三号の二による報告書　当該報告書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。

二　様式第八号、様式第八号の二及び様式第九号による申請書　当該申請書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。

本条…追加〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一部改正〔昭和五三年九月文部令三六号・五六年七月二九号・平成六年九月四二号・八年四月一一号〕、見出し・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、本条…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、旧三四条の六…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔令和二年一二月文科令四四号・四年一二月三九号〕

（前納された任意継続掛金の取扱い）

第三十三条の五　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引下げが行われることとなつた場合においては、前納された任意継続掛金の額のうち当該任意継続掛金の額の引下げが行われることとなつた後の期間に係るものから当該期間の各月につき払い込むべきこととなる任意継続掛金の額の合計額を控除した額は当該前納に係る期間の

後に引き続き任意継続掛金を前納することができる期間に係る前納されるべき任意継続掛金の額の一部とみなす。ただし、当該加入者の請求があつたときは当該残額を当該加入者に還付するものとする。

本条…追加〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号・平成九年一二月四一号〕、旧三四条の七…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

（前納された任意継続掛金の還付の手続）

第三十三条の六　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により前納した任意継続掛金の還付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

一　還付を受けようとする者の住所及び氏名

二　任意継続加入者であつた者の氏名及び生年月日並びに任意継続加入者であつたときの加入者等記号・番号又は個人番号

三　預金口座等

四　還付金額

五　還付理由

六　第一号に掲げる者が任意継続加入者であつた者の相続人であるときは、当該任意継続加入者であつた者との続柄

2　前項の場合において、還付を受けようとする者が任意継続加入者であつた者の相続人であるときは、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　任意継続加入者であつた者の死亡の事実を証明する書類

二　還付を受けようとする者が任意継続加入者であつた者の先順位の相続人であることを証明する書類

本条…追加〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、旧三四条の八…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三五号・四年九月三五号・六年一一月三二号〕

第四章　費用の負担

章名…追加〔平成七年三月文部令一二号〕、改正〔令和六年三月文科令八号〕

（育児休業等の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条　法第二十八条第二項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　加入者の氏名

二　加入者等記号・番号

三　所属する学校法人等の名称及び所在地

四　育児休業等をしている旨

五　育児休業等を開始した日及びその育児休業等が終了する日
六　育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
七　第六項に規定する加入者を就業させる日数
八　その他必要な事項

2　法第二十八条第二項の規定により掛金が免除されている者は、育児休業等の期間を延長し、又は前項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に育児休業等が終了した場合（同日の前日までに同条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときを除く。）には、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　加入者の氏名
二　加入者等記号・番号
三　所属する学校法人等の名称及び所在地
四　育児休業等を開始した日並びに変更前及び変更後のその育児休業等が終了する日
五　育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
六　第六項に規定する加入者を就業させる日数
七　その他必要な事項

3　第一項（後段及び第四号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第三項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「、当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「育児休業等をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「育児休業等の期間を」とあるのは「当該掛金の免除に係る加入者について育児休業等の期間を」と、「、当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「育児休業等をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と読み替えるものとする。

4　前各項の規定にかかわらず、法第二十八条第二項及び第三項の規定による掛金の免除の申出については、育児休業等をする加入者を使用する学校法人等は、第一項の申出書及び前項において準

用する第一項の申出書に記載すべき事項並びに第二項の申出書及び前項において準用する第二項の申出書に記載すべき事項を、それぞれ一の申出書に記載して行うことができる。

5　事業団は、前各項の規定による申出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を加入者原票に記載しなければならない。

6　法第二十八条第二項第二号に規定する育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（加入者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入者を使用する学校法人等が当該加入者を就業させる日数（当該学校法人等が当該加入者を就業させる時間数を当該加入者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入者が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第二十八条第四項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

7　法第二十八条第四項に規定する文部科学省令で定める場合は、加入者が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入者が就業した日がないときとする。

本条…追加〔平成七年三月文部令一二号〕、一項…一部改正〔平成八年四月文部令一一号〕、一―三項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一項…一部改正〔平成一一年三月文部令一〇号〕、三・四項…追加・旧三項…一部改正し五項に繰下〔平成一二年三月文部令四五号〕、見出・一―四項…一部改正〔平成一七年四月文科令二六号〕、二・三項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、旧三五条…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一―三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、一・二項…一部改正・六・七項…追加〔令和四年九月文科令三五号〕

（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）

第三十四条の二　前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料

の徴収の特例の申出等の特例）

第三十四条の二の二　加入者が法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

2　第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（産前産後休業の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条の三　法第二十八条第五項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　加入者の氏名

二　加入者等記号・番号

三　所属する学校法人等の名称及び所在地

四　産前産後休業をしている旨

五　多胎妊娠の場合にあつては、その旨

六　産前産後休業を開始した日及びその産前産後休業が終了する日

七　産前産後休業に係る子の出産予定日

八　その他必要な事項

2　法第二十八条第五項の規定により掛金が免除されている者は、産前産後休業の期間を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　加入者の氏名

二　加入者等記号・番号

三　所属する学校法人等の名称及び所在地

四　変更前及び変更後の産前産後休業を開始した日及び産前産後休業が終了する日

五　その他必要な事項

3　第一項（後段並びに第四号及び第五号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第六項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第五項」とあるのは「第二十

八条第六項」と、「、当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「産前産後休業をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第五項」とあるのは「第二十八条第六項」と、「産前産後休業の期間を」とあるのは「当該掛金の免除に係る加入者について産前産後休業の期間を」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「産前産後休業をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と読み替えるものとする。

4　前各項の規定にかかわらず、法第二十八条第五項及び第六項の規定による掛金の免除の申出については、産前産後休業をする加入者を使用する学校法人等は、第一項の申出書及び前項において準用する第一項の申出書に記載すべき事項並びに第二項の申出書及び前項において準用する第二項の申出書に記載すべき事項を、それぞれ一の申出書に記載して行うことができる。

5　事業団は、前各項の規定による申出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を加入者原票に記載しなければならない。

省令　私立学校教職員共済法施行規則（第三四条の三の二・第三四条の三の三）　第四章　費用の負担　一四一九

本条…追加〔平成二六年三月文科令一六号〕、旧三五条の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一―三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、一―四項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出）

第三十四条の三の二　前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第五項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第三十四条の三の三　加入者が法第二十八条第五項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をしたものとみなす。

2　第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第五項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（掛金等の納付方法）

第三十五条　学校法人等は、法第二十九条第一項の規定により掛金等を納付するときは、事業団から送付された納付通知書とともにこれを事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

2　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学に派遣された検察官等のうち同法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に係る前項の規定の適用については、同項中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、「法第二十九条第一項」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十六条第二項の規定により読み替えられた法第二十九条第一項」とする。ただし、当該私立大学を置く学校法人等が、国との取決めに基づき、国の負担すべき掛金を併せて事業団に納付することを約しているときは、この限りでない。

本条…追加〔平成七年三月文部令一二号〕、一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、二項…追加〔平成一六年三月文科令一四号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、旧三五条の二…繰下〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・一項…一部改正・旧三五条の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕

（掛金の割合）

第三十五条の二　施行令第二十九条に規定する掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合については、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

一　法第二十二条第二項に規定する掛金　施行令第十三条第三項に規定する範囲内

二　法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金　千分の十五を超えない範囲内

2　前項第一号に掲げる掛金のうち福祉事業に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三を超えない範囲内とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年三月文科令一五号〕

（出産育児交付調整金額）

第三十五条の三　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十

二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に出産育児交付算定率（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

2　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

本条…追加〔令和六年三月文科令八号〕

（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第三十五条の四　法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度における出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第三十四条の二第一項の政令で定める金額に係る部分に限る。）

二　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率

三　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

本条…追加〔令和六年三月文科令八号〕

第五章　共済審査会

本章…追加〔昭和四〇年六月文部令三一号〕、旧二章の二…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、章名…改正〔平成九年一二月文部令四一号〕

（共済審査会の委員に対する報酬の金額）

第三十六条　施行令第三十一条の文部科学省令で定める金額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に事業団の理事長が文部科学大臣の承認を受けて定める金額とする。

本条…追加〔昭和四〇年六月文部令三一号〕、一部改正〔昭和四三年八月文部令二六号・四六年四月二一号・四八年六月一三号・一〇月二七号〕、一部改正・旧三四条の三…繰下〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一部改正〔昭和五〇年五月文部令二二号・五一年一一月三五号・五三年二月二号・九月三六号・五五年六月二五号・五六年七月二九号・五七年六月二三号〕、旧三四条の七…繰下〔昭和五八年一月文部令二号〕、一部改正〔昭和五九年六月文部令三六号〕、旧三四条の八…繰下〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号・六一年三月一一号〕、旧三四条の一〇…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、見出・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一五年三月文科令八号〕

（共済審査会に関する書類の保存）

第三十七条　共済審査会に関する書類は、永久保存とする。

本条…追加〔昭和四〇年六月文部令三一号〕、旧三四条の四…繰下〔昭和四九年七月文部令三七号〕、旧三四条の八…繰下〔昭和五八年一月文部令二号〕、旧三四条の九…繰下〔昭和五九年九月文部令四八号〕、旧三四条の一一…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、見出・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕

第五章の二　高齢の教職員等に係る特例

本章…追加〔平成一四年三月文科令二一号〕、章名…改正〔平成二〇年三月文科令八号〕

（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十七条の二　加入者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当することとなつたとき又は加入者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者が同条の規定の適用を受けないこととなつたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、五日以内に、事業団に提出しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　後期高齢者医療の被保険者となつた旨

四　その他必要な事項

2　教職員等であつて高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者が同号に該当しないこととなつたとき（七十五歳に達した場合を除く。）又は教職員等であつて同条第一号に該当する者が同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、五日以内に、事業団に提出しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　後期高齢者医療の被保険者でなくなつた旨

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成二〇年五月文科令一七号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和六年四月文科令一九号〕、一項…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規

定を適用しないこととされた者

ロ　法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる者

二　法第四十一条の規定により法の退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた者

2　前項各号のいずれにも該当する教職員等が教職員等でなくなつたときは、当該教職員等であつた者を使用する学校法人等は、当該者に関し、第一条の規定の例による異動報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、一項…一部改正・旧三七条の五…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・二九年三月一三号・令和二年九月三五号・五年一二月四一号〕

第六章　雑則

旧四章…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四　法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　文部科学大臣

二　事業団

三　学校法人等

四　社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条に規定する社会保険診療報酬支払基金をいう。第三十九条の二において同じ。）

五　国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。第三十九条の二において同じ。）

六　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

七　保険医療機関等

八　法第二十五条において準用する組合法第五十六条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関

九　指定訪問看護事業者

十　都道府県知事

十一　市町村長

十二　厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関（事業団を除く。）

十三　日本年金機構

2　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　医療保険者（事業団を除く。）が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）

又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二　国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

三　がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を行う場合

五　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

五の二　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

六　第二号から前号に掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ　国の行政機関（前項第一号に掲げる者を除く。）　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ　大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ　民間事業者　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

七　法第二十六条第一項第一号に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

八　社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号

に掲げる業務を行う場合

九　加入者の同意を得た者又は加入者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた事業団（事業団から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合

十　事業団から委託を受けた者が、当該委託を受けた短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業に関連する事務を行う場合

十一　独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合

注　右の第三七条の四は、令和八年三月三一日文科令一七号により改正され、令和八年六月一日から施行

第三十七条の四　一項　現行条文に同じ

2　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～三　現行条文に同じ

四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハ又は第六号イに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）を行う場合

五～十一　現行条文に同じ

本条…追加〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号・六年三月八号〕、一項…一部改正〔令和六年一一月文科令三二号〕

（貯金事業等に関する事務の処理）

第三十八条　学校法人等は、事業団の定めるところにより、貯金加入申込みに関する書類の送付、積立金の払込みその他法第二十六条第一項第四号に掲げる加入者の貯金の受入れ又はその運用の事業の執行に関して必要な事務を行わなければならない。

2　学校法人等は、事業団の定めるところにより、加入者に係る貸付け申込み及びこれに伴う団体信用生命保険への加入申込みに関する書類の送付、当該保険に係る加入者の保険料の払込み、加入者に対する貸付金の交付その他法第二十六条第一項第五号に掲げる加入者の臨時の支出に対する貸付けの事業の執行に関して必要な事務を行わなければならない。

本条…追加〔昭和三五年七月文部令一三号〕、一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、見出…一部改正・一項…追加・旧一条…一部改正し二項に繰下〔昭和五四年一〇月文部令二六号〕、一・二項…一部改正〔昭和五九年九月文部令四八号〕、二項…一部改正〔昭和六三年九月文部令三四号〕、旧三七条…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号・二七年九月文科令三三号〕

（証票の様式）

第三十九条　施行令第三十八条第二項の規定による証票の様式は、

様式第十号による。

本条…追加〔平成七年三月文部令一二号〕、一部改正〔平成九年一二月文部令四一号・一五年三月文科令八号・二二年九月一九号・二七年九月三三号・二八年九月三〇号〕

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第三十九条の二　法第四十七条の三第一項第一号の文部科学省令で定める短期給付は、法第二十条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第二十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二　法第二十六条第一項（同項第二号から第七号までを除く。）及び同条第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十三号及び第十四号を除く。）に掲げる事務

3　法第四十七条の三第一項第三号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第二十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二　法第二十六条第一項（同項第二号から第七号までを除く。）及び同条第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第五十九条各号に掲げる事務

4　事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号又は第三号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項若しくは第二項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

5　法第四十七条の三第二項の文部科学省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

本条…追加〔平成二八年三月文科令二一号〕、三項…追加〔平成三〇年六月文科令

二〇号]、一部改正[令和二年九月文科令三五号]、四項…追加[令和六年二月文科令四号]、一部改正[令和六年三月文科令八号]、見出…一部改正・四項…追加・旧四項…五項に繰下[令和六年四月文科令一九号]、二・三項…一部改正[令和六年五月文科令二〇号]、四項…一部改正[令和六年一一月文科令三二号]、二項…一部改正[令和七年七月文科令一七号]

（文部科学大臣の承認）

第四十条　事業団の理事長は、共済業務（事業団法第十八条第二項に規定する共済業務をいう。）の執行に関し必要な事項を定めるときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

旧三八条…繰下[昭和三五年七月文部令一三号]、旧三九条…繰上[昭和四〇年六月文部令三一号]、本条…一部改正[昭和四七年三月文部令三号]、旧三八条…繰下[平成七年三月文部令一二号]、本条…全部改正[平成九年一二月文部令四一号]、見出・本条…一部改正[平成一二年一〇月文部令五三号]、本条…一部改正[平成一五年一〇月文科令四六号]

（電磁的方法による手続）

第四十条の二　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録を送付する方法その他の適切な方法により行うことができる。

2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合において、当該申請等に係る書類に添付すべきこととされている書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、事業団は、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該申請等を行う者に対し当該書類の提出を求めることができる。

3　第一項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。

本条…追加[平成三一年四月文科令一六号]、二項…追加[令和五年三月文科令一五号]、見出・一項…一部改正[令和五年一二月文科令四一号]、一項…一部改正[令和六年一一月文科令三二号]、見出…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下[令和七年一二月文科令三一号]

（様式及び提出書類の特例）

第四十一条　事業団は、特別の事情により様式各号に定める申請書、請求書その他の書類の様式について当該様式により難いと認めるときは、文部科学大臣が指定するものを除き、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

2　この省令の規定により提出する申請書、請求書その他の書類において、個人番号を有しない者又は個人番号を有する者であつて死亡した者に係る個人番号については、記載することを要しない。

3　この省令の規定によつて事業団に提出すべき報告書、申請書、

申出書、請求書又は届書に添えるべき書類について、他の法令の規定にかかわらず、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類を提出することを要しない。ただし、事業団が当該書類の提出を要するものとして共済運営規則で定める場合は、この限りでない。

4　この省令の規定によって事業団に提出すべき届書について、他の法令の規定にかかわらず、共済運営規則で定めるところにより、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該届書と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該届書の提出を省略することができる。

本条…追加〔昭和五六年一二月文部令三五号〕、旧三九条…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、一部改正〔平成九年一二月文部令四一号・一二年一〇月五三号〕、見出し…一部改正・二項…追加〔令和五年九月文科令三二号〕、見出し…一部改正・三・四項…追加〔令和七年一二月文科令三一号〕

第七章　厚生年金保険給付

本章…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第二号	又は	及び
第三十条第一項第三号	被保険者（	被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
	第七号において	以下
第三十条第一項第七号	被保険者	第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第

			二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）
	使用される事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項	学校法人等の名称及び所在地
第三十条第一項第八号		附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項	を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）
第三十条第一項第十一			十一　次のイからニまでに掲げる者の区分

			を含む。）
		附則第十九条第三項	十一　私立学校教職員共済法施行規則第二

号

に応じ、当該イからニまでに定める事項	
イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつ	

十四条第一項第七号に規定する預金口座等	
十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	

て郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。） 　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨		
第三十条第二項第一号の二		
一の二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）		一の二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）

				二項第三号の二	まで
				第三十条第二項第八号	八　削除
第三十条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった期間を有する者	、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	第十八号から第二十号まで	一の三　第三十三条第一項に該当する場合にあっては、同条第二項に定める書類 一の四　第三十三条第三項に該当する場合にあっては、同条第四項に定める書類	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）又は合算対象期間を有する者にあっては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	当該共済組合がそれぞれ国民年金法施行規則	第一号から第十六号まで、第十八号、第十九号及び第二十号の規定（第二十号については、共済組合に係る部分に限る。）	八　請求者が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第一条による改正前の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第九条に該当

	第三十条第二項第九号	前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
第三十条第五項	法第四十四条の三第一項、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年改正前の法」という。）第四十四条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
第三十条第六項	（法第四十四条の三第一項又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の法第四十四条の三第一項	
第三十条第八項	第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に算入される期間	第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に算入される期間
	法附則第八条の二第一項から第三項まで	法附則第八条の二第一項

これらの表	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金	第三十条の二第一項（各号を除く。）
表	老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金	第三十条の二第一項第一号の二
又は	及び	第三十条の二第二項第一号の二
第三十九条第一項	私立学校教職員共済法施行規則第五十条第二項第二号	第三十条の二第四項
法第四十四条の三第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有する	法第四十四条の三第一項	第三十条の四第一項

	第三十条の五の二第二項（各号を除く。）
ものとされた平成二十四年改正前の法第四十四条の三第一項又は平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	第三十八条の二第一項（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十二条第一項及び第三十	法第三十八条の二第一項

三条第一項において準用する場合を含む。）、国民年金法第二十条の二第一項（平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の二第一項	第三十条の五の二第二項第一号	限る。）又は旧法による年金たる保険給付
第三十八条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）、国民年金法	第三十条の五の三第三項	前条第二項各号

	第三十一条第一項（各号を除く。）	第二十条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年改正前国共済法第七十四条の二第三項
		第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項及び第十六項
		第九条の三第二項及び第四項並びに平成六年改正法附則第二十七条第十五項
		に規定する
		並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第

三条の規定による改正前の法第四十四条第三項に規定する			
十日以内に	速やかに		
第三十一条の二第一項第四号	配偶者が令第三条の七に掲げる給付又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年経過措置政令第二十一条の規定により読み替えて適用される被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十四年改正前の令」という。）第三条の七	配偶者が令第三条の七に掲げる給付	

		第三十一条の二第四項	法第四十三条第二項若しくは第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項
		第三十一条の二第五項第二号	二　加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証する書類
第三十二条第一項（各号を除く。）	第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五		

に掲げる給付（以下「令第三条の七に掲げる給付」という。）			
法第四十三条第二項若しくは第三項	二　加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証する書類	法第四十三条第二項若しくは第三項	二の二　前各項の規定により届書又は請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類
	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項		

第三十三条第一項第四号	雇用保険被保険者番号及び求職の申込みを行った旨	
第三十三条第三項第四号	雇用保険被保険者番号及び給付金の支給を受ける旨	
第三十五条の三第一項（各号を除く。）	平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十九条第一項	

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・二九年三月一三号・二月三号・一一月四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年三月一三号・九月三五号・一二月三九号・五年九月三二号・六年三月八号・五月二〇号・七年二月二号・一二月三一号〕

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十条の二第一項第四号ロ並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。

項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項		
を含む。）又は平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第四項各号（第四号、第八号及び第十号を除く。）		
十日以内に	速やかに	
第三十二条の三第一項第五号	第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額	第三号に掲げる額
第三十二条の四第二項	が被保険者	が第一号厚生年金被保険者

この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第二号	又は	及び
第四十四条第一項第五号	業務上	職務上若しくは業務上
第四十四条第一項第九号	九　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号	九　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等 十　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法
第四十四条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。以下同じ。）又は合算対象期

			間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
		、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	当該共済組合がそれぞれ国民年金法施行規則
第四十四条第二項第十号	第四十四条第四項	前項第九号イに掲げる者については、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
	4　第一項の裁定の請求が、平成六年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項、平成八年改正法附則第九条		4　第一項の請求に関して、事業団はその事実

第二項又は平成十三年統合法附則第十一条第二項の規定による障害厚生年金に係るものであるときは、第二項各号に掲げる書類等のほか、次の各号に掲げる年金の支給事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名を記載した書類及びその年金（厚生労働大臣が支給するものを除く。）の年金証書（年金証書を添えることができないときは、第八十二条第二項第二号の二並びにその年金について同項第一号及び第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類）を添えなければならない。この場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類は添えることを要しないものとする。

一　法による障害厚生年金の受給権を有していたこ

について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。

とがある者にあつては、当該障害厚生年金 二　旧法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金 三　平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害共済年金 四　昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するもの		
とされた同法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金 五　平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号に規定する特例障害農林年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該特例障害農林年金	第四十六条（各号を除く。）	第四十七条の二第一項（各号を除く。）
十日以内に		障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定に
速やかに		障害厚生年金

より受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）				
第四十七条の二第一項第三号	年金証書、旧法による障害年金証書又は旧船員保険法による障害年金証書	年金証書		
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	、当該共済組合	当該共済組合がそれぞれ国民年金法施行規則
第四十七条の三第一項（各	十日以内に	速やかに	又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	

号を除く。）			
第四十九条第一項（各号を除く。）	十日以内に	速やかに	
第四十九条第三項	3　障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行つたときは、第一項の届出を行つたものとみなす。	3　障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行つたときは、第一項の届出を行つたものとみな	

		す。
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	4　第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。
	、当該共済組合	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
	又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	当該共済組合がそれぞれ国民年金法施行

		規則
		2　前項の規定による障害厚生年金又は障害手当金の請求、届出その他の行為について、当該障害厚生年金又は障害手当金が厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第四号厚生年金被保険者期間に基づくものであるときは、障害厚生年金請求等規定（同項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項中「障害手当金（事業団」とあるのは、「障害手当金（法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係るものに限り、かつ、事業団」とする。
		本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二九年一一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年九月三五号・一二月三九号・五年九月三二号・六年三月八号・五月二〇号〕、一・二項…一部改正、一項…一部改正〔令和七年二月文科令二号〕、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕
		（遺族厚生年金の請求等）
		第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定める

ところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第一号の二	又は	及び
第六十条第一項第八号	業務上	職務上若しくは業務上
第六十条第一項第十四号	十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	十四　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等 十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法
第六十条第三項第八号	八　請求者（妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障	八　請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関

害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書	する医師又は歯科医師の診断書
第六十条第三項第九号の二	
共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）又は合算対象期間を有する者にあっては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
、当該共済組合	当該共済組合
又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	がそれぞれ国民年金法施行規則
第六十条第三項第十二号	
附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から	附則第十二条第一項第一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号
該当する者（同項第十六号の規定に該当する	該当する者

者にあっては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	
第六十条第三項第十四号	
第一項第十四号イに掲げる者にあっては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
第六十条第六項	
6　第一項の裁定の請求は、遺族厚生年金の受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該遺族基礎年金の	6　第一項の裁定の請求は、遺族厚生年金の受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該遺族基礎年金の

裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該遺族基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。	裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該遺族基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。 7　第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。	

第六十条の二第一項第三号	三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定	三　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等

			する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすること を希望する旨
第六十条の三	法第六十四条の二第一項	法第六十四条の二第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の三第一項	
第六十一条第一項第四号	老齢厚生年金等	老齢厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の令第三条の十の五各号に掲げる年金たる給付	
	法第二条の五第一項第一号から第三号まで	法第二条の五第一項第二号から第四号まで	
	第一号等遺族厚生年金	第二号等遺族厚生年金	
第六十二条第一項（各号を除く。）	速やかに	十日以内に	

第六十三条第一項（各号を除く。）			除く。）又は昭和六十年改正法附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第六十三条第三項（以下この条において「旧法第六十三条第三項」という。）
	第七十四条	十日以内に	速やかに
第六十三条第一項第三号			除く。）又は旧法第六十三条第三項
第七十条の二第一項		前条第一項	私立学校教職員共済法施行規則第五十一条第一項
第七十条の二第一項第二号		十日以内に	遅滞なく
	個人番号又は基礎年金番号		本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。）及び遺族厚生

		年金の年金証書の記号番号

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二九年一一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和二年一〇月三八号・四年三月一三号・九月三五号・一二月三九号・五年九月三二号・一二月四一号・六年三月八号・五月二〇号〕、一項…一部改正・二項…削除、本条…一部改正〔令和七年二月文科令二号〕、本条…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（脱退一時金の請求等）

第四十五条　厚生年金保険法附則第二十九条に規定する脱退一時金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求及び届出の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同令第七十六条の二第一項中「脱退一時金（厚生労働大臣が支給するものに限る。」とあるのは「脱退一時金（第四号厚生年金被保険者期間（法附則第三十条の規定により第四号厚生年金被保険者期間に合算された第四号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を含む。）に基づくものに限る。」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び氏名」と、同条第二項第三号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同令第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「事業団」とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・二九年一一月四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年三月一三号〕

（厚生年金保険給付に関する通知）

第四十六条　事業団は、厚生年金保険給付（厚生年金保険法第三十二条に規定する保険給付（第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕

（厚生年金保険給付に係る年金証書）

第四十七条　事業団は、前条による通知が厚生年金保険給付の裁定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　年金の種類及び年金証書の記号番号

三　年金コード

四　年金の受給権発生年月

五　その他必要な事項

2　事業団は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文

科令二一号・三〇年六月二〇号・令和五年九月三一号〕

（厚生年金保険給付に係る年金証書の再交付の申請）

第四十八条　厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　本人確認番号

三　厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号

四　再交付申請の理由

2　厚生年金保険給付の受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

3　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4　事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを事業団に返納しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、見出…一部改正・二・三項…追加・旧二項…一部改正し四項に繰下・旧三項…五項に繰下〔令和五年一二月文科令四一号〕

（厚生年金保険給付に係る支払の一時差止め）

第四十九条　事業団は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二の書類等、第六十八条の三の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項に規定する書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするとき

は、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本

二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関の変更に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第二項の規定による年金証書の提出があつたときは、直ちに、新たな年金証書を交付しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一―三項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号・三〇年六月二〇号〕、一・二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、一―四項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕、一・三項…一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　厚生年金保険給付の受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　年金の種類

三　本人確認番号

四　厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号
五　受給権の消滅の事由

2　老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・令和五年九月三二号〕、一・二項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄
二　死亡した厚生年金保険給付の受給権者の氏名及び生年月日
三　死亡した厚生年金保険給付の受給権者の基礎年金番号
四　厚生年金保険給付の年金証書の記号番号
五　死亡した者の死亡年月日
六　請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係
七　預金口座等

2　厚生年金保険給付の受給権者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第三十七条第三項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに厚生年金保険法施行規則第三十条、第三十条の二第二項又は第三十条の三の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、障害厚生年金及び障害手当金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに同令第四十四条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては同令第六十条又は第六十条の二の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を事業団に提出しなければならない。

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本若しくは除籍抄本若しくは除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
二　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類
三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔平成二八年三月文科令二二号〕、一項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕、三項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、一・三項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕、三項…一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和七年九月文科令二七号〕、三項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第五十三条　厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（事業団が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　被保険者期間の月数

二　最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

三　被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）の総額

四　国民年金法施行規則第十五条の四第一項第一号に掲げる事項

五　国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額

六　その他必要な事項

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　国民年金法施行規則第十五条の四第二項第一号に掲げる事項

二　全ての国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準賞与額

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（添付書類の特例）

第五十四条　第一章及び第七章の規定により次の各号に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより事業団が当該書類に係る事実を確認することができるときは、第一章及び第七章の規定にかかわらず、当該書類を提出し、又は請求書等に添えることを要しないものとする。

一　国民年金法施行規則第二条第一項第七号に規定する公的年金制度の加入期間（第四号厚生年金被保険者期間を除く。）に係る管掌機関が当該加入期間を確認した書類

二　合算対象期間を明らかにすることができる書類

三　国民年金法施行規則第十七条第一項第四号に規定する公的年

金給付の支給状況に関する書類

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第五十五条　実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下この条及び第五十八条において同じ。）は、厚生年金保険法施行令第四条の二の十四の規定により、私立学校教職員共済法施行規則第四十二条から第四十四条まで、第五十七条若しくは第六十二条により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同令第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項及び第三十五条の四第一項を除く。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項、第四十六条、第四十九条の二、第五十条の三若しくは第六十条から第六十八条の三まで（同令第六十七条の二、第六十八条の二第二項並びに第六十八条の三第一項及び第二項を除く。）又は第三章の二若しくは第三章の三の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

2　実施機関は、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第四十二条において適用する厚生年金保険法施行規則第四十条の二、第四十三条において適用する厚生年金保険法施行規則第五十六条の二及び第四十四条において適用する厚生年金保険法施行規則第七十三条の二の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

3　実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行うとともに、第五十八条第一項の規定による請求書を除き事業団にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。

4　第一項及び第二項の規定により同項の請求書等が実施機関に受理されたときは、その受理されたときに事業団に提出があつたものとみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・二九年一一月四〇号・三〇年六月二〇号〕

（年金原簿等の作成）

第五十六条　事業団は、厚生年金保険給付に係る受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（標準報酬改定請求等）

第五十七条　第四号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を有する者が同法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第四号厚生年金被保険者期

間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二（第七十八条の六及び第七十八条の十を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、同令第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二九年一一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年一二月三九号〕

（当事者等からの情報提供請求等）

第五十八条　厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間について情報提供請求（厚生年金保険法施行規則第七十八条の三第三項に規定する情報提供請求をいう。以下この条において同じ。）をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所

二　本人確認番号

三　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ　情報提供請求当事者が、厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）の末日（情報提供請求があった日において対象期間の末日が到来していないときは、当該請求があった日とする。以下この条において同じ。）が属する月の前月の末日において、第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者（以下この号において「被保険者」と総称する。）の資格を喪失している場合　同日以前の直近の被保険者の資格を喪失した年月日

ロ　情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者である場合（ハに該当する場合を除く。）　同日以前の直近の被保険者の資格を取得した年月日

ハ　情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月において被保険者の資格を喪失し、同月に更に被保険者の資格を取得した場合であつて、同月の末日において被保険者であるとき　当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日

四　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める事項

イ　情報提供請求があった日において、当事者が婚姻をしてい

る場合　当該婚姻が成立した日

ロ　情報提供請求があった日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合　事実婚第三号被保険者期間（厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第三号に規定する事実婚第三号被保険者期間をいう。以下この条において同じ。）の初日及び現に当該事情にある旨

ハ　情報提供請求があった日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合　同号に規定する期間

ニ　情報提供請求があった日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する場合　同号に規定する期間

ホ　情報提供請求があった日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する場合　事実婚第三号被保険者期間及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消した旨

ヘ　情報提供請求があった日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であった期間があると認められる場合　当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び本人確認番号

五　婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあっては、事実婚第三号被保険者期間の初日

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　情報提供請求当事者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

三　情報提供請求があった日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であって、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から情報提供請求があった日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類

四　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった情報提供請求当事者であって、当該事情にあった間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあったことを明らかにすることができる書類

3　当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を第一項の請求書に記載しなければならない。

一　当事者の他方の氏名、生年月日及び住所

二　その他必要な事項

4　前項の場合において、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。

5　情報提供請求当事者が、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関に厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による情報提供請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

6　事業団は、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供するときは、文書でその内容を情報提供請求当事者に通知しなければならない。ただし、第三項の場合であつて、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないものとする。

7　第五項の場合において、他の実施機関が情報提供請求当事者に厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供したときは、事業団は、当該情報を提供したものとみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕、一・二項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、二項…一部改正〔令和四年三月文科令一三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第五十九条　厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この条から第六十五条までにおいて「離婚時みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び本人確認番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

2　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者（事業団から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。以下同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

3　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつてその者の死亡の当時その者と生計を同

じくしていたもの若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した死亡届を事業団に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　死亡年月日

三　その他必要な事項

4　事業団は、第一項及び第二項に規定する書類又は前項の死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（みなし加入者原票）

第六十条　事業団は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　離婚時みなし第四号被保険者期間

三　離婚時みなし第四号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三二号〕

（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

第六十一条　離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三二号〕

（三号分割標準報酬改定請求等）

第六十二条　第四号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第四号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同令第三章の三（第七

十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」と、同令第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二九年一一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年一二月三九号〕

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第六十三条　厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第四号厚生年金被保険者期間であったものとみなされた期間（以下この条から第六十五条までにおいて「被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び本人確認番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

2　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者（事業団から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。以下同じ。）は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

3　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、次に掲げる事項を記載した死亡届を事業団に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　死亡年月日

三　その他必要な事項

4　事業団は、第一項及び第二項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕

（被扶養配偶者みなし加入者原票）

第六十四条　事業団は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間

三　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額

四　その他必要な事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三二号〕

（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

第六十五条　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の被扶養配偶者みなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・三〇年六月二〇号・令和五年九月三二号〕

省令　私立学校教職員共済法施行規則（第六四条・第六五条）

附則

1　この省令は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第四百十二号）附則第十七項の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下「退職年金等」という。）を受ける権利を有する者で法第四十八条の二及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第十六項の規定によりその例によることとされた昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定の適用を受けるものが、同一の給付事由につき一時金たる長期給付の支給を受けた者若しくは法律第百四十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者で恩給財団における一時金の支給を受けたもの又はその遺族である場合は、当該年金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一　退職年金等が昭和四十六年十一月一日に給付事由が生じたものとして法又は法律第百四十号附則の規定（法第二十五条において準用する組合法第七十六条第二項ただし書、第八十八条第

二項及び第三項第二号（同法第七十六条第三項に係る部分を除く。）並びに別表第三の規定並びに法律第百四十号附則第十三項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条第二項及び第三十二条の三第一項（同法のこれらの規定中同法第十二条に係る部分を除く。）の規定に係る部分に限る。）を適用したとしたならば支給されるべきこととなる額

二　昭和四十六年十月三十一日における退職年金等の額（その額が、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第四条、第四条の二若しくは附則第八項又は昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百二号）附則第三項若しくは第四項の規定に基づく額であるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。以下この号において同じ。）の算定に際し一時金たる長期給付又は法律第百四十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者に係る恩給財団における一時金（以下「一時金たる長期給付等」という。）に係る分として控除することとされている額（その額が、法第二十五条において準用する組合法第七十六条第三項第一号若しくは法律第百四十号附則第九項第一号の規定による計算方法により計算した額又はその百分の五十に相当する額であるときは、その計算した額又はその百分の五十に相当する額に前号に掲げる額を退職年金等の額とその額の算定に際し一時金たる長期給付等に係る分として控除することとされている額との合算額で除して得た割合を乗じて得た額）に相当する額

3　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）第一条の規定による改正前の第二十五条の三若しくは第二十五条の四、第三十一条の三の二若しくは第三十一条の三の三又は第三十三条の八の二若しくは第三十三条の八の三の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十条第二項において準用する組合法第七十四条の二第一項の規定による申出又は同条第三項の規定による申出の撤回をしようとするときについて準用する。

4　平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の第二十五条若しくは第二十五条の二、第三十一条の二若しくは第三十一条の三又は第三十三条の七若しくは第三十三条の八の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、障害年金又は遺族年金

若しくは通算遺族年金の受給権者が、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第十一条第二項各号に定める場合に該当するときについて準用する。

5　平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の第十八条、第二十九条、第三十条、第三十三条の三又は第三十三条の四の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は障害年金の受給権者が、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第四十五条に該当する場合について準用する。

6　第三十三条の十一の五の規定は、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第六十六条の四第一項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合について準用する。

7　第三十三条の十一の六、第三十三条の十一の十三及び第三十三条の十一の十五から第三十三条の十一の十七までの規定は、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十六条の四第一項に規定する第一号換算標準給与改定者又は第二号換算標準給与改定者が、同項に規定する換算標準給与の月額の改定又は決定を請求する場合について準用する。

（老齢基礎年金等の裁定に係る請求）

8　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項に規定する老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を受けようとする加入者、加入者であった者又はこれらの者の遺族は、所定の請求書その他必要な書類を事業団に提出しなければならない。

一項…一部改正・二項…追加〔昭和四六年一一月文部令三〇号〕、三項…追加〔昭和四八年一〇月文部令二七号〕、二項…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号〕、三項…全部改正・四項…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、五―一〇項…追加〔平成二年三月文部令三号〕、八項…削除・一〇・一一項…追加・旧九・一〇項…一項ずつ繰上〔平成三年三月文部令六号〕、五―八・一〇・一一項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、一二項…追加〔平成一〇年九月文部令三五号〕、一部改正〔平成一二年一〇月文部令五二号〕、五・八項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、一〇項…一部改正〔平成一三年三月文科令六三号〕、五・七項の見出…追加・五―九項…削除・旧一〇―一二項…五項ずつ繰上〔平成一四年三月文科令二一号〕、七項…削除〔平成一五年三月文科令八号〕、四項…一部改正〔平成一六年三月文科令一四号〕、三・六・七項…追加・旧三・四項…一項ずつ繰下・旧五・六項…三項ずつ繰下〔平成一九年三月文科令一五号〕、三―五項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、八項…一部改正・九項…削除〔令和七年一二月文科令三一号〕

附　則　〔昭和三二年七月一三日　文部省令第一四号〕

1　この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。ただし、第一条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この省令施行の際現に組合員の資格を喪失した後なお継続給付を受けている者の組合員証の返納については、なお、従前の例による。

附　則　〔昭和三三年一二月九日　文部省令第三〇号、抄〕

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。ただし、第一条第二項を加える改正規定は昭和三十三年十二月十日から施行し、第三十六条第一項の改正規定は昭和三十三年十一月以降の掛金について適用する。

3　昭和三十三年七月一日からこの省令施行の日の前日までに私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、私立学校教職員共済組合法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）若しくはこの省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）の規定に基いてなされた被扶養者の認定・取消申請、短期給付の請求その他の行為若しくは手続は、その行為若しくは手続のなされた日において、この省令による改正後の施行規則の相当する規定に基いてなされたものとみなす。

附　則　〔昭和三五年七月一日　文部省令第一三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　〔昭和三六年一二月二二日　文部省令第二七号、抄〕

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（退職一時金の選択の申出等）

2　この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第二十七条の二の規定は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第三十二条の規定による申出について準用する。

附　則　〔昭和三六年一二月二八日　文部省令第二八号〕

最近改正　令和六年六月一四日　文部科学省令第二一号

（施行期日）

1　この省令は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（この省令の施行の日前に給付事由が生じた給付に関する手続）

2　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正法」という。）附則第五項の規定による給付に関する請求その他の手続については、なお従前の例による。

（標準給与の届出の特例）

3　学校法人等は、昭和三十七年一月一日において現に使用する組合員の給与月額について、組合が定める日までに組合が定める様式による届書を組合に提出しなければならない。

（文部科学省令で定める学校法人等及び在職期間）

4　改正法附則第十一項に規定する文部科学省令で定める学校法人

等は、昭和二十九年一月一日現在においてその者が使用されていた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人（私立の盲学校、聾学校若しくは養護学校（それぞれ学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。）又は幼稚園を設置する者で学校法人以外の者を含む。）又は私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）による改正前の私立学校法第六十四条第四項の法人（以下「学校法人」という。）とし、これらにおける文部科学省令で定める在職期間は、専任である者として使用されていた期間（当該学校法人が同法施行の際、民法（明治二十九年法律第八十九号）による財団法人又は社団法人（以下「財団法人等」という。）であったものであるときは、当該財団法人等において専任である者として使用されていた期間を含み、当該学校法人が他の学校法人と合併したものであるときは、合併により解散した学校法人において専任である者として使用されていた期間を含む。）で事業団が確認した期間とする。

5　前項の在職期間に引き続く他の学校法人において専任である者として使用されていた期間で事業団が文部科学大臣の承認を得て定める基準に該当し、かつ、事業団が確認したものは、前項の在職期間に通算する。

6　兵役その他事業団が文部科学大臣の承認を得て定める理由により専任である者として使用されていた学校法人を退職し、他に就職することなく再び学校法人において専任である者として使用された者に対する附則第四項の規定の適用については、先に学校法人において専任である者として使用されていた期間は、後の学校法人において専任である者として使用されていた期間に引き続いたものとみなす。

7　昭和二十九年一月一日からこの省令の施行の日まで引き続き組合員であった更新組合員で改正法附則第十一項の表の上欄に掲げる者（組合員であった期間がすでに退職年金の受給資格年限に達している者を除く。）は、組合の定めるところにより、組合の定める日までに、その者の昭和二十九年一月一日まで引き続く学校法人において専任である者として使用されていた期間を組合に届け出なければならない。

四・七項…一部改正〔昭和六三年九月文部令三四号〕、見出・四―六項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、四項…一部改正〔平成一九年三月文科令五号・令和六年六月二一号〕

附　則　〔昭和四〇年六月三〇日　文部省令第三一号〕

この省令は、昭和四十年七月一日から施行する。

附　則　〔昭和四一年三月三一日　文部省令第一六号〕

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

住民基本台帳法の施行に伴う関係文部省令の整備に関する省令

附　則〔昭和四二年一一月九日　文部省令第一九号〕

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　昭和四十三年五月九日までの間は、旧住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の規定による住民票の抄本は、改正後の〔中略〕私立学校教職員共済組合法施行規則第二十条第二項第四号〔中略〕の規定の適用については、〔中略〕文部省令の規定の住民票の写しとみなす。

附　則〔昭和四三年八月一二日　文部省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四六年四月二八日　文部省令第二一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四六年九月二三日　文部省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四六年一一月一日　文部省令第三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四七年三月一六日　文部省令第三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四七年一〇月二六日　文部省令第四五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四八年六月二日　文部省令第一三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和四八年一〇月八日　文部省令第二七号〕

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

附　則〔昭和四九年七月四日　文部省令第三七号〕

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の三から第三十四条の六までの規定は、昭和四十九年六月二十七日から適用する。

附　則〔昭和四九年八月三一日　文部省令第三九号〕

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附　則〔昭和五〇年五月一二日　文部省令第二二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔昭和五一年一月一〇日　文部省令第一号〕

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十九号）の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行す

る。

附　則〔昭和五一年一一月九日　文部省令第三五号〕

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2　この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第一号から様式第四十八号まで（様式第四十三号の二、様式第四十三号の三及び様式第四十四号の二を除く。）の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔昭和五三年二月二〇日　文部省令第二号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附　則〔昭和五三年九月二一日　文部省令第三六号〕

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条、第十三条から第十六条まで及び第三十四条の五の改正規定並びに様式の改正規定（様式第十四号の次に一様式を加える部分を除く。）は、昭和五十三年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附　則〔昭和五四年一〇月二四日　文部省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔昭和五五年三月二二日　文部省令第二号〕

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定及び第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令の規定は、昭和五十五年一月一日から適用する。

附　則〔昭和五五年六月三〇日　文部省令第二五号〕

この省令は、昭和五十五年七月一日から施行し、改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附　則〔昭和五六年三月二三日　文部省令第四号〕

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の二、第三十一条第三項、第三十三条の二第一項から第三項まで並びに第三十四条の三第一項及び第二項の改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定（第十七条の二、第三十一条第三項、第三十三条の二及び第三十四条の三の規定を除く。）は、昭和五十六年三月一日から適用する。

附　則〔昭和五六年七月一六日　文部省令第二九号〕

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附　則〔昭和五六年一二月二六日　文部省令第三五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和五七年六月九日　文部省令第二三号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔昭和五七年九月二九日　文部省令第三七号〕

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び私立学校教職員共済組合経理規程の一部を改正する省令

附　則〔昭和五八年一月二九日　文部省令第二号〕

この省令は、昭和五十八年二月一日から施行する。

通算年金通則法の規定による通算対象期間の確認に関する省令

附　則〔昭和五九年三月三〇日　大蔵・文部・厚生・農林水産・自治省令第一号、抄〕

1　この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔昭和五九年三月三一日　文部省令第一二号〕

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則〔昭和五九年六月一八日　文部省令第三六号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第三十四条の八の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び私立学校教職員共済組合経理規程の一部を改正する省令

附　則〔昭和五九年九月二九日　文部省令第四八号〕

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附　則〔昭和六〇年六月三日　文部省令第二四号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第三十四条の十の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔昭和六一年三月三一日　文部省令第一一号〕

最近改正　平成一五年三月二八日　文部科学省令第八号

1　この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2　この省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十七条第五項の規定は、昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職

年金に係る書類の提出については、なおその効力を有する。

3　私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）第三十八条第一項の規定による減額退職年金の請求については、改正前の規則第二十六条の二の規定の例による。

4　法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第四十三条の規定による障害年金の額の改定の請求については、改正前の規則第二十九条第一項の規定の例による。

5　法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第四十六条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）による改正前の法第二十五条第一項において準用する昭和六十年国の改正法による改正前の国家公務員等共済組合法第八十八条の三、第八十八条の五、第八十八条の六又は第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金の受給権者は、改正前の規則第三十一条の二第一項、第三十一条の三又は第三十一条の四第一項に規定する遺族である子の人数に増減があつた場合等の事由に該当したときの改定の請求又は届出については、改正前の規則第三十一条の二、第三十一条の三又は第三十一条の四の規定の例による。

6　法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第六十二条第二項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出するものとする。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給している年金証書の記号番号

三　一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた支給年月日並びに当該一時金の返還方法

四　その他必要な事項

7　この省令による改正後の規定は、昭和六十一年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、次項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

8　昭和六十一年四月一日前に給付事由が生じた給付については、この省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則第十七条第二項及び第三項の規定を適用せず、同日以後に給付事由が生じた給付とみなして、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第八号）による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第十七条の二及び第十七条の三の規定を適用する。

9　第二項から前項までに定めるもののほか、この省令の施行に伴う経過措置については、別に文部科学大臣が定める。

八項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、七項…一部改正・八項…追加・旧八項…九項に繰下〔平成一五年三月文科令八号〕

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔昭和六三年九月二一日　文部省令第三四号〕

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第三十七条第二項の改正規定は、昭和六十三年十月一日から施行する。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔平成元年四月一日　文部省令第一八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び私立学校教職員共済組合経理規程の一部を改正する省令

附　則　〔平成二年三月二三日　文部省令第三号〕

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附　則　〔平成三年三月二二日　文部省令第六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成六年九月三〇日　文部省令第四二号〕

1　この省令は、平成六年十月一日から施行する。

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る療養費又は家族療養費の請求については、なお従前の例による。

3　施行日前に入院していた組合員又は組合員であった者であって、被扶養者がいない者に係る施行日の前日までに係る傷病手当金及び出産手当金の請求については、なお従前の例による。

4　出産の日が施行日前である組合員又は組合員であった者に係る育児手当金の請求については、なお従前の例による。

5　私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）附則第四十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により支給される療養費又は家族療養費の請求については、この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第五条及びこの省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則第六条の規定の例による。

6　この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第十一号、様式第二十号、様式第二十五号及び様式第二十六号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び私立学校教職員共済組合の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則　〔平成六年一一月二九日　文部省令第四七号〕

1　この省令は、平成六年十二月一日から施行する。

2　私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十一年文部省令第十一号）による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則第十四条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三百分の一」とあるのは「二百六十四分の一」と読み替えるものとする。

3　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第十四条第二項及び前項の規定は、平成六年十二月一日以後に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法による傷病手当金について適用し、同日前に給付事由が生じた同法による傷病手当金については、なお従前の例による。

附　則〔平成七年三月三一日　文部省令第一二号〕

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附　則〔平成八年四月二二日　文部省令第一一号〕

1　この省令は、平成八年六月一日から施行する。

2　学校法人等は、平成八年六月一日において現に使用する組合員（同日に組合員の資格を取得した者を除く。）及び当該組合員の被扶養者である配偶者の住所を記載した届書を、組合が別に定めるところにより組合に提出しなければならない。

3　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第二十八号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令

附　則〔平成九年三月二八日　文部省令第一二号〕

1　この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則様式第一号、様式第八号、様式第十二号から様式第十三号の二まで、様式第二十号、様式第二十六号及び様式第三十号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成九年八月二八日　文部省令第三五号〕

1　この省令は、平成九年九月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に存する改正前の様式第十二号、様式第十三号及び様式第十三号の二の用紙は、当分の間これを取り繕い使用することができる。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則

附　則〔平成九年一二月一八日　文部省令第四一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措

置）

第四条　平成十年一月一日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定により交付された組合員証、組合員資格証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証又は年金証書は、前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則の相当する規定により交付したものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則様式第一号から様式第十号までの様式及び様式第二十八号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則　〔平成一〇年三月二五日　文部省令第二号〕

（施行期日）

1　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に医療法の一部を改正する法律（平成九年法律第百二十五号）による改正前の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の規定による承認を受けている病院（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（以下この項において「準用国共済法」という。）第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は準用国共済法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関であるものに限る。次項において「旧総合病院」という。）においてこの省令の施行の日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　旧総合病院については、この省令による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第四条の七第十項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附　則　〔平成一〇年九月四日　文部省令第三五号〕

この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

附　則　〔平成一一年三月三〇日　文部省令第一〇号〕

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則　〔平成一二年三月三一日　文部省令第四五号、抄〕

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において四十歳以上六十五歳未満の加入者又は被扶養者であって介護保険第二号被保険者の資格を有しないものは、施行日から十日以内に、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第二項各号に掲げる事項を記載した届書に、これらの事実を

証明する書類を添えて、当該学校法人を経て、事業団に提出しなければならない。

附　則〔平成一二年一〇月三一日　文部省令第五二号〕

この省令は、平成十二年十一月一日から施行する。

中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令

附　則〔平成一二年一〇月三一日　文部省令第五三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則〔平成一二年一二月二八日　文部省令第五六号〕

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

附　則〔平成一三年三月三一日　文部科学省令第六三号〕

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

附　則〔平成一四年三月一日　文部科学省令第三号〕

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附　則〔平成一四年三月三一日　文部科学省令第二一号〕

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則〔平成一四年一〇月一日　文部科学省令第三九号〕

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第九号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔平成一五年三月二八日　文部科学省令第八号〕

（施行期日）

1　この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（従前の特別掛金）

2　平成十五年四月前の賞与等（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する賞与等をいう。）に係る特別掛金（同条第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお、従前の例による。

附　則〔平成一五年五月一日　文部科学省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔平成一五年一〇月一日　文部科学省令第四六号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成一六年三月三一日　文部科学省令第一四号〕

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成一七年四月一日　文部科学省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成一八年三月三一日　文部科学省令第一八号〕

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則〔平成一八年九月二八日　文部科学省令第三七号〕

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則〔平成一八年九月二九日　文部科学省令第三八号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省令の整備等に関する省令

附　則〔平成一九年三月三〇日　文部科学省令第五号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附　則〔平成一九年三月三一日　文部科学省令第一五号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成一九年一〇月一日　文部科学省令第三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成二〇年三月三一日　文部科学省令第八号〕

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則〔平成二〇年五月二七日　文部科学省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附　則〔平成二〇年一二月二六日　文部科学省令第三九号〕

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附　則〔平成二一年五月一日　文部科学省令第二三号〕

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十一年五月から九月までの間においては、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等に私立学校教

職員共済法施行規則第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証又は同規則第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を提出して私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた者については、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の申出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。

附　則〔平成二一年九月三〇日　文部科学省令第三二号〕

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附　則〔平成二二年一二月二八日　文部科学省令第三九号〕

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2　雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた求職者等給付の支給を受ける者に係るこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条、第二十六条、第三十条の三及び第三十条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成二二年一二月二八日　文部科学省令第四〇号〕

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附　則〔平成二二年六月二九日　文部科学省令第一六号〕

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附　則〔平成二二年九月一〇日　文部科学省令第一九号〕

1　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第三条第二項の規定により交付されている遠隔地被扶養者証については、平成二十二年十一月三十日までの間、なお従前の例による。

附　則〔平成二三年三月三一日　文部科学省令第八号〕

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則〔平成二三年八月三一日　文部科学省令第三二号〕

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の規定（第十四条第三項及び第四項の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後に転居若しくは住居表示の変更又は死亡があった場合について適用する。

附　則〔平成二四年二月二九日　文部科学省令第五号〕

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則〔平成二五年三月二九日　文部科学省令第一一号、抄〕

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則〔平成二六年三月三一日　文部科学省令第一六号〕

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則〔平成二六年九月三〇日　文部科学省令第三〇号〕

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律〔平成二五年一二月法律第一〇六号〕の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附　則〔平成二六年一二月二六日　文部科学省令第三六号〕

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

2　平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等にこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証又は新規則第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を提出して私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた者については、新規則第四条の九の二第一項の申出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

3　この省令の施行の日前の出産に係る私立学校教職員共済法施行規則第九条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔平成二七年九月三〇日　文部科学省令第三三号〕

最近改正　令和七年一二月二六日　文部科学省令第三一号

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第二条　施行日前に加入者（私立学校教職員共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなった加入者に限る。以下この条において同じ。）の資格を取得して施行日まで引き続き加入者の資格を有する者の短期給付等事務（私立学校教職員共済法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務をいう。）に関する同項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額については、平成二十七年九月の標準給与の月額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律第四条の規定による改正前の同項に規定する標準給与の月額をいう。）の基礎となった給与月額を同法第四条の規定による改正後の同項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が決定する。

（職務等による旧職域加算障害給付又は職務等による旧職域加算遺族給付の最低保障額を算定する場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第二条の二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）について、なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。）第八十二条第三項及び第八十九条第四項の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第十八条の十から第十八条の十二までの規定を準用する。この場合において、同令第十八条の十第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前私学共済法第八十二条第三項」と、同条第二項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と、同令第十八条の十二第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第二項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二九年三月文科令一三号〕

（改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第三条　改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）の規定の適用については、改正前私学共済規則（第二十四条第六項の規定を除く。）中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第四十一条第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第四十一条第一項
第二十四条第一項第一号	及び住所	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
第二十四条第一項第四号	法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十六条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以

		下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号
第二十四条第一項第十一号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の八第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八第一項
第二十四条第一項第十三号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号
	当該一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法	当該一時金の返還方法

第二十四条第一項第十四号	預金通帳の記号番号	
第二十四条第二項第三号	三　加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十号による年金加入期間確認通知書	
第二十四条第三項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	預金口座の口座番号 三　加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十号による年金加入期間確認通知書 三の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
		私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた

改正前国共済法第七十六条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	第二十四条第四項

国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条	6　法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の決定の請求を既に行つた者に	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	第二十四条第六項

		限る。）が、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の五の規定により当該退職共済年金の受給権が消滅した後において退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「第一項第一号に掲げる事項、退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。
		済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による旧職域加算退職給付の決定の請求を既に行った者に限る。）が、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の五の規定により当該旧職域加算退職給付の受給権が消滅した後において旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行う場合における第四項の規定の適用については、同項中「第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「第一項第一号に掲げる事項、旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。
		7　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措

		届書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。
第二十五条第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号
	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用する

	置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所、本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び支給繰上げの請求をする旨を記載した

		ととされた国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国共済法（以下「改正後国共済法」という。）第七十五条の四第二項
第二十五条第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるこ

		ととされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項
	施行令第七条において準用する組合法施行令第十一条の七各号	改正前施行令第七条において準用する改正前組合法施行令第十一条の七各号
第二十五条第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四

			年一元化法附則第三十七条の二第二項
第二十五条の二第一項第一号	及び住所		、住所及び本人確認番号
第二十五条の三（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第二十五条の三第一号	及び住所		、住所及び本人確認番号
第二十五条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項		平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項

		申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては
第二十五条の四第一項第一号	及び住所	
第二十五条の四第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	申出書を
	、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項

本条…一部改正（平成二八年三月文科令二一号・二九年三月一三号・三〇年六月二〇号・令和三年一二月五二号・五年九月三二号・七年五月一六号）

（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第四条　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるの

は「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条第一項第一号	及び住所	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
第三十一条第一項第八号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号
第三十一条第一項第九号	当該一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法	当該一時金の返還方法
	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号

第三十一条第二項	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本 三　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 六　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 七　請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類 八　その他必要な書類	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本 三　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 三の二　この障害の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類 六　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 七　請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類 七の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 八　その他必要な書類

類		
3　第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第三十一条の二第一項第一号		及び住所
第三十一条の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	

第三十一条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項
第三十一条の二第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の二第二項第三号及び第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は

		私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十一条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の三の二（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
第三十一条の三の二第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号

第三十一条の三の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
	申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
第三十一条の三の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の三の三第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第三十一条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七

		第八十六条	
第三十一条の四第一項第一号	及び住所		
第三十一条の四第一項第四号	法第二十五条において準用する組合法第八十六条		
第三十一条	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類	第三十一条の四第一項	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。
第三十一条の五第一号	及び住所		
第三十一条の五第三号	障害等級		

年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条	、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。	、住所及び本人確認番号	障害等級（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項

	に規定する障害等級をいう。以下同じ。）

本条…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・三〇年六月二〇号・三一年四月一六号・令和三年一二月五二号・五年九月三二号・七年五月一六号〕

（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第五条　改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の六第一項第一号	及び加入者又は加入者であった者との続柄	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに請求者と加入者又は加入者であった者との身分関係
第三十三条の六第一項第二号	及び	、基礎年金番号及び
第三十三条の六第一項第三号	死亡が	死亡の原因が
第三十三条の六第一項第七号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

		第三十三条の六第一項第八号	
	当該一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法	預金通帳の記号番号	又は戸籍抄本
国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号	当該一時金の返還方法	預金口座の口座番号	、戸籍抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

		第三十三条の六第二項第四号	
	又は戸籍謄本		
、戸籍謄本）又は法定相続情報一覧図の写し		加入者又は加入者であった者の子若しくは孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）又は六十歳未満である夫、父母若しくは祖父母に限る。）が障害等級の	第三十三条の六第二項第八号
配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める			
十　請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類		十　請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類	第三十三条の六第二項第十号
十の二　預金口座の口			

座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	
十の三　死亡の原因となった病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類	
第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求める	
前二項の場合において、遺族共済年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出する	第三十三条の六第三項

第三十三条の七第一項（各号を除く。）	
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号	
第三十三条の七第一項第一号	
及び住所	
、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）	
第三十三条の七第二項（各号を除く。）	
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則	

		第三十三条の七第二項第一号	第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項
		及び住所	、住所及び本人確認番号
		第三十三条の七第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項
		第三十三条の七第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項
			私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
			私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によること

		第三十三条の八第一項第一号	第三十三条の八第二項（各号を除く。）
		及び住所	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで
			、住所及び本人確認番号
			私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
			私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項に規定する改正後厚生年金保険法をいい

		う。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の八第三項第二号	一月以内	三月以内
第三十三条の八の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、	申出書を
第三十三条の八の二第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の八の三第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項

		十四条の二第三項
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、	申出書を
第三十三条の八の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の八の三第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第三十三条の九第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によ	支給の停止を申請しようとする者は、

		第三十三条の九第一項第一号	りその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失った者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、
請求書	申請書	第三十三条の九第一項第一号	請求者及び住所、住所及び本人確認番号
請求書	申請書	第三十三条の九第一項第二号	同順位者又は前順位者の氏名並びに失権の事由及び所在不明である受給権者の氏名及び基礎年金番号並びに所在不明となった
請求書	申請書	第三十三条の九第二項（各号を除く。）	

第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項（各号を除く。）	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十四（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の四	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の四

〇月三八号・三年一二月五二号・五年九月三二号・七年五月一六号〕

（合意分割をした場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第六条　改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第五款の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第五十七条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章の二及び私立学校教職員共済法施行規則第五十八条から第六十一条までの規定を準用する。この場合において、同令第五十七条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第七十八条の十一第一項並びに私立学校教職員共済法施行規則第五十八条第一項及び第五十九条第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間」とする。

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、見出・本条…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号〕、本条…一部改正〔令和四年一二月文科令三九号〕

（三号分割をした場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第七条　改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第六款の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の三及び私立学校教職員共済法施行規則第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同令第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第七十八条の十九第一項及び私立学校教職員共済法施行規則第六十三条第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「旧私立学校教職員共済加入者期間」と、同令第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第七十八条の十九第一項及び第二項中「特定被保険者」とあるのは「特定加入者」と、同令第七十八条の二十第一項中「特定被保険者」とあるのは「特定加入者」と、「障害厚生年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」と、「法第七十八条の十四第二項及び第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項」と、「法第七十八条の四第一項」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項」と、「被保険者期間」とあるのは「旧私立学校教職員共済加

入者期間」と、同条第二項中「法第七十八条の五」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八」とする。

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、見出・本条…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号〕、本条…一部改正〔令和四年一二月文科令三九号〕

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付
	ただし、
	改正前私学共済法による職域加算額
	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、
第十七条の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十三条第四項
	年金である給付
	都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）
	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する加給年金の算定の基礎となる配偶者若しくは子又は法第二十五条において準用する組合法第八十三条第一
	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三条第四項
	改正前私学共済法による職域加算額
	地方公共団体情報システム機構
	受給権者

		第十七条の二第二項	項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）（次項及び第四項において「受給権者等」という。）
			住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）
		受給権者等	本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）
		受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者	受給権者
		第十七条の二第四項	住民票コード
		第十七条の二第五項	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
			法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項に規定する特例の適用を受けている法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法第二十五条において準	旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて事業団が指定したものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）

用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるもの又は当該繰上げ調整額の全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権者、障害共済年金の受給権者又は遺族共済年金の受給権者である障害等級（法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは六十歳未満の夫（法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項ただし書の規定により遺族共			

		第十七条の二第六項	済年金の停止の解除を受けている者を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母にあっては、毎年、指定日
			一月以内
		第十七条の二の二（各号を除く。）	年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかった受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）
			三月以内
第十七条の二の二第三	及び生年月日	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
			改正前私学共済法による職域加算額
	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年		

号		
第十七条の三第一項（各号を除く。）	知事等	金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第一項第一号	及び住所	地方公共団体情報システム機構
第十七条の三第三項	年金である給付	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第二十条第一項	受給代表者を変更しようとするとき	改正前私学共済法による職域加算額
	住所及び年金証書	個人番号に変更があつたとき
	ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供	住所、本人確認番号及び年金証書
		ならない

	第二十条第二項第二号	を受けることができるときは、この限りでない
		受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書
第二十条第三項		
	転居又は住居表示	年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類
	知事等	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
	提供を受け、	地方公共団体情報システム機構
		提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、

第二十条第四項	第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものをいう。以下同じ。）
第二十条第五項	第二項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）

		退職共済年金	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
第二十一条第一項第一号		及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十二条第一項（各号を除く。）	、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共	退職共済年金	旧職域加算退職給付及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付

済年金又は障害共済年金			
遺族共済年金	旧職域加算遺族給付		
法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条	相続人	ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
			及び住所
第二十二条第一項第一号			
第二十二条			
退職共済年金			

			ならない
			、住所及び本人確認番号
			旧職域加算退職給付

第二項			ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
第三十四条	長期給付		平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額
第三十四条の二第一項（各号を除く。）	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付	、生年月日及び基礎年金番号
第三十四条の二第一項第一号	及び生年月日		
第三十四条の二の二	年金受給権者ごとに		改正前私学共済法による職域加算額の年金受給権者ごと

本条…一部改正（平成二八年三月文科令二一号・三〇年六月二〇号・令和二年一

○月三八号・四年九月三五号・五年九月三二号・一二月四一号・六年五月二〇号・七年五月一六号・一二月三一号〕

（改正前私学共済規則の適用除外）

第九条　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十四条第一項第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第四号から第六号まで、第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第四号から第六号まで並びに第二項第一号及び第九号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第一項第四号及び第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

本条…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

（改正前私学共済法による職域加算額の提出書類に係る特例）

第十条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求を行う場合において、当該請求と同一の事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者が、同時に当該改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡による未支給の厚生年金保険法の保険給付の請求を行うときは、改正前私学共済規則の規定

による請求書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

5　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による職域加算額について準用する。

6　事業団に改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

一―三項…一部改正〔平成二八年三月文科令二二号〕、四項…追加〔平成三一年四月文科令一六号〕、一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、四項…一部改正・五項…追加〔令和五年九月文科令三二号〕、五項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕、見出・一・二・四・五項…一部改正・六項…追加〔令和七年一二月文科令三一号〕

（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第十一条　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下この条において同じ。）の二級に該当する者に係るものについて、旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二第一項各号に掲げる

いずれかの状態に至った場合（同項第八号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。）とする。

2　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものについて、旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

一・二項…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号〕

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法による年金である給付等の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付（以下「改正前私学共済法による年金である給付」という。）及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、
第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第十七条の二第五項及び第十七条の四第二項第一号	一月以内	三月以内
第十七条の二の二第三号	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第二十条第一項	住所及び年金証書	住所、本人確認番号及び年金証書
	ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない

第二十条第二項	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者全員の同意書	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書
		二の二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類
第二十条第三項	転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む

	第二十条第四項	第一項	利用特定個人情報の提供を受け、
		第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十六条
	第二十条第五項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
		法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項
		法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
	第二十一条第一項第一号	第二十二条第一項（各号を除く。）	、住所及び本人確認番号
		、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金	、退職共済年金
		法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条
		相続人	者
		ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確	ならない

	認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない		
第二十二条第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号	
第二十二条第二項	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	
第二十四条第三項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十六条
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
第二十四条第六項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十六条
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の五	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の五	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水
第二十五条第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号		

		準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号
第二十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国共済法（以下「改正後国共済法」という。）第七十五条の四第二項
第二十五条第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済

		法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
		施行令第七条において準用する組合法施行令第十一条の七各号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項
第二十五条第二項第四号		法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第二十六条第二号	障害等級	法第二十五条において準用する組合法第七十八条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
第二十六条の二第一項第一号	及び住所	第二十六条の二第一項（各号を除く。）	第二十六条の二第一項
第二十六条の二第二項第二号	障害等級		
第二十六条の三	ならない。ただし、当該加給年金額の対象者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができる		
	ならない	、住所及び本人確認番号	
		厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級	

ときは、この限りでない	
第二十七条第一項	加給調整対象年金（害を給付事由とする給付であつて	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第二十八条第一項	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の四の二第一項
第三十条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十条の二第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第八十一条第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十一条第一項
第三十条の二第一項第四号	施行令第七条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の七の四各号	改正前施行令第七条において準用する改正前厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十条の二第一項第七号	障害等級	障害等級
第三十条の二の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
	法第二十五条において準用する組合法第七十七条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の七の三第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の七第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用す

		る改正前国共済法附則第十二条の七第二項
第三十条の二の四第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十条の二の四第一項第五号	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十条の二の四第二項	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の二	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二
第三十一条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号
第三十一条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされ

	第三十一条の二第二項第一号	た改正後国共済法第七十五条の四第二項
	第三十一条の二第二項第三号	及び住所、住所及び本人確認番号
	第三十一条の二第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項
第三十一条の四第一項（各号を除く。）	第三十一条の四第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	第八十六条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
法第二十五条において準用する組合法第八十六条	第三十一条の四第一項第四号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十六条

	障害等級	る改正前国共済法第八十六条
第三十一条の五（各号を除く。）	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十一条の五第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十二条	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至ったことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
第三十三条（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の二（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の七第一項（各号を除	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるこ

く。）		ととされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
第三十三条の七第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の七第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項

第三十三条の七第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の七第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十三条の七第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項

		は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十三条の八第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の八第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項	及び住所	、住所及び本人確認番号

第一号			
第三十三条の八第三項第二号	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級	
	一月以内	三月以内	
第三十三条の九見出し	（遺族共済年金の転給の請求）	（遺族共済年金の所在不明による支給停止の申請）	
第三十三条の九第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する	支給の停止を申請しようとする者	

第三十三条の九第一項第一号	請求者及び住所	申請者、住所及び本人確認番号	
第三十三条の九第一項第二号	同順位者又は前順位者の氏名並びに失権の事由及び	所在不明である受給権者の氏名及び基礎年金番号並びに所在不明となった	
第三十三条の九第二項（各号を除く。）	請求書	申請書	
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号の	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七	

いずれか若しくは同条第二項第二号			
年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	第三十三条の十第一項（各号を除く。）	
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項	及び住所	第三十三条の十第一項第一号	
厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級	障害等級	第三十三条の十第二項第二号	

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・三〇年六月二〇号・三一年四月一六号・令和二年一〇月三八号・四年三月一三号・九月三五号・五年九月三二号・一二月四一号・六年五月二〇号・七年五月一六号〕、見出し・一・二項…一部改正、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十六条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　本人確認番号（個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び年金コード

三　国会議員等となった年月日

四　国会議員等である日の属する月における厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の六第一項第二号又は第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額

五　所属する議会の名称

六　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

3　事業団は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十五条第二項の規定により、改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者が前項の書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、第一項の届書が提出された日の属する月の翌月以後に支払うべき当該改正前私学共済法による退職共済年金等の支払を差し止めることができる。

4　改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、事業団から第一項の届書及びこれに添えるべき書類の提出を求められたときは、事業団の指定する日（以下「指定日」という。）までにこれに応じなければならない。

一項…一部改正・四項…削除・旧五項…四項に繰上〔平成二八年一一月文科令三二号〕、一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和二年一〇月三八号・五年九月三二号・七年一二月三一号〕

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第十四条　国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　本人確認番号及び年金コード

三　異動の事由及びその年月日

四　異動後の前条第一項第四号に掲げる事項

五　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、同項第三号及び第四号に掲げ

る事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて事業団に提出しなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

一項…一部改正〔平成二八年一一月文科令三二号・令和五年九月三二号〕

（国会議員等でなくなったことの届出）

第十五条　国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　本人確認番号及び年金コード

三　国会議員等でなくなった年月日

本条…一部改正〔平成二八年一一月文科令三二号・令和五年九月三二号〕

（施行日において国会議員等である者の経過措置）

第十六条　改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者であって、施行日の前日において国会議員等であり、かつ、施行日において引き続き国会議員等である者に対する附則第十三条の規定の適用については、同日において同条の届書の提出があったものとみなし、当該届書を提出することを要しないものとする。

2　附則第十四条及び前条の規定は、施行日以後にこれらの規定による届書の提出をすべき事由が生じた場合について適用するものとし、施行日前に当該事由が生じた場合については、適用しない。

（改正前私学共済法による年金である給付等の支払未済の給付の請求に係る特例）

第十七条　改正前私学共済法による年金である給付の受給権者の死亡により、附則第十二条第一項により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者が、同時に厚生年金保険法による給付について同一の事由による請求を行うときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により準用することとされた第四条第一項の請求書及び同条第二項に規定する書類の提出は要しないものとする。

2　附則第十条第四項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

一項…一部改正・二項…追加〔平成三一年四月文科令一六号〕

（改正前私学共済法による年金である給付等の受給権者の異動報告に係る特例）

第十八条　改正前私学共済法による年金である給付又は旧私学共済法による年金である給付の受給権者に係る改正前私学共済規則第

二十条第一項及び第二項（同項第二号を除く。以下この条において同じ。）の届出並びに附則第十三条から附則第十五条までの届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）について同一の事由による届出を行うときは、附則第十三条から附則第十五条までの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出は要しないものとする。

（改正前私学共済法による年金である給付等の提出書類に係る特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付について準用する。

2　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

3　事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

本条…追加〔平成三一年四月文科令一六号〕、三項…追加〔令和四年九月文科令三五号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、一項…一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕、見出・一―三項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（改正前私学共済法による年金である給付に係る合意分割）

第十九条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十及び第九十三条の十一の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二に定めるところによるものとする。この場合において、同令第七十八条

の六第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同項第三号イ中「、被保険者」とあるのは「第一号厚生年金被保険者」と、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同令第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

本条…一部改正（平成三〇年六月文科令二〇号・令和四年一二月三九号）

（改正前私学共済法による年金である給付に係る三号分割）

第二十条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十四及び第九十三条の十五の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の三に定めるところによる。この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

本条…一部改正（平成三〇年六月文科令二〇号・令和四年一二月三九号）

（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第二十一条　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものについて、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第八号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。）とする。

2　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものについて、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

一・二項…一部改正〔令和三年一二月文科令五二号〕

（年金の支払の調整）

第二十二条　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第五条第二項の規定により同条第一項の規定による年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

一　年金である給付の受給権者の死亡を給付事由とする旧職域加算遺族給付の受給権者が、当該年金である給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

二　旧職域加算遺族給付の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の遺族共済年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族共済年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

（老齢厚生年金の請求等に係る経過措置）

第二十三条　当分の間、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の適用については、同条中「並びに第三項」とあるのは、「並びに第三項、第三十条の二第一項」とする。この場合において、第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第四項の規定を準用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

附　則

〔平成二七年一〇月二日　文部科学省令第三四号〕

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

2　この省令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間

における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（」とあるのは「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。」とする。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成二八年三月三一日　文部科学省令第二一号〕

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成二八年九月三〇日　文部科学省令第三〇号〕

最近改正　平成二九年三月三一日　文部科学省令第一三号

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第二条　受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。以下「経過措置政令」という。）第一条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第四条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（次条第一項第二号において「基礎年金番号」という。）

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

一項…一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

第三条　受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十三条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十四条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号及び年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

一項…一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附　則　〔平成二八年一一月三〇日　文部科学省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成二八年一二月二八日　文部科学省令第三六号〕

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附　則　〔平成二九年二月二八日　文部科学省令第三号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　老齢厚生年金施行日前請求手続（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に定める老齢厚生年金（日本私立学校振興・共済事業団が支給するものに限る。）の裁定の請求に関し、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）第七条の規定による裁定の請求の手続をいう。次条において同じ。）については、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の例による。

第三条　老齢厚生年金施行日前請求手続については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「厚生労働大

臣」とあり、及び「機構」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則

〔平成二九年三月三一日　文部科学省令第一三号〕

最近改正　平成三〇年六月一日　文部科学省令第二〇号

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則目次の改正規定及び同令第二章第一節に一条を加える改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第二条　受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号。以下「経過措置政令」という。）第二条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第五条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。次条第一項第二号において同じ。）

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

第三条　受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十四条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十五条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号及び年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

附　則　〔平成二九年七月三一日　文部科学省令第三〇号〕

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附　則　〔平成二九年一一月九日　文部科学省令第四〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔平成三〇年六月一日　文部科学省令第二〇号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　〔平成三〇年七月二日　文部科学省令第二三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　〔平成三〇年七月三〇日　文部科学省令第二五号〕

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

附　則　〔平成三一年三月二九日　文部科学省令第一三号〕

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則　〔平成三一年四月一二日　文部科学省令第一六号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第一項、第十七条の五第一項第五号及び第五十二条第一項第一号の改正規

定並びに第二条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第十条第四項、第十七条及び第十八条の二第二項の改正規定　平成三十一年四月十五日

二　第一条中私立学校教職員共済法施行規則第一条の二の八第一項、第一条の四及び第四十条の二の改正規定　平成三十一年五月一日

三　次条の規定　平成三十一年六月一日

四　第二条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第十条の二及び第十八条の二第一項の改正規定　平成三十一年七月一日

五　第一条の規定（第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定（第一号及び前号に掲げる改正規定を除く。）　平成三十一年八月一日

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第二十七条の七若しくは第二十八条の八又は私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（以下この条において「改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二、改正省令附則第五条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二若しくは改正省令附則第十二条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二若しくは第十七条の四の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、平成三十一年八月一日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令

附　則　〔令和元年七月一日　文部科学省令第九号〕

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　〔令和元年一〇月八日　文部科学省令第一八号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第

七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「改正後私学共済法」という。）第二十五条において準用する改正法附則第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二条第一項第二号及びこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正後私学共済規則」という。）第一条の四の二第一項の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者であって、この省令の施行の際現に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き加入者と同一の世帯に属し、主として当該加入者の収入により生計を維持している間（その者が当該加入者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合にあっては、主としてその加入者の収入により生計を維持している間）に限り、改正後私学共済法第二十五条において準用する改正後国共済法第二条第一項第二号及び同令第一条の四の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　加入者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後私学共済規則第一条の五第二項各号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した同項の規定による届書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出することができる。

3　改正法附則第七条の規定及びこの省令の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者を有する加入者は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の五第一項及び同令様式第八号の例により、令和二年四月一日における状況を記載した申請書を事業団に提出することができる。

4　改正後私学共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付及び退職等年金給付を受けることができる加入者（次項において「短期給付適用除外加入者」という。）は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の六第二項各号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した同項の規定による届書を事業団に提出することができる。

5　改正法第十五条の規定の施行により国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第三号に規定する国民年金第三号被保険者に該当しなくなる配偶者を有する短期給付適用除外加入者は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の六第一項の例により、令和二年四月一日における状況を記載した届書を事業団に提出することができる。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔令和二年九月三〇日　文部科学省令第三五号〕

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附　則〔令和二年一〇月二六日　文部科学省令第三八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令

附　則〔令和二年一二月二八日　文部科学省令第四四号〕

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則〔令和三年八月三一日　文部科学省令第四一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附　則〔令和三年一二月二八日　文部科学省令第五二号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日前の出産に係る私立学校教職員共済法施行規則（以下「私学共済規則」という。）第九条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（障害厚生年金の額の改定等に関する経過措置）

第三条　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第三条第三項の規定による障害厚生年金（日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が支給するものに限る。以下同じ。）の額の改定の請求は、私学共済規

則第四十三条において準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下この条において「準用厚年規則」という。）第四十七条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2　前項の請求書には、準用厚年規則第四十七条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3　第一項の請求は、障害厚生年金の受給権者（その障害の程度が改正令第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十三年政令第百八十四号）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4　改正令附則第三条第六項の規定による障害厚生年金の支給の請求は、準用厚年規則第四十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

5　前項の請求書には、準用厚年規則第四十四条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

（職務障害年金の額の改定等に関する経過措置）

第四条　改正令附則第三条第三項の規定による私立学校教職員共済法による職務障害年金の額の改定の請求は、私学共済規則第二十七条の六第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2　前項の請求書には、私学共済規則第二十七条の六第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3　第一項の請求書を提出する者が同時に前条第一項による障害厚生年金（第一項の職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

（旧職域加算障害給付の額の改定等に関する経過措置）

第五条　改正令附則第三条第三項の規定による被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次条第一項において「一元化法」と

いう。）附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの（第三項において「旧職域加算障害給付」という。）の額の改定の請求は、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2　前項の請求書には、改正省令附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3　第一項の請求を行う場合においては、同時に同項の旧職域加算障害給付と同一の給付事由による附則第三条第一項による障害厚生年金の改定請求をするときは、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書及び前項の書類の提出を省略することができる。

（障害共済年金の額の改定等に関する経過措置）

第六条　改正令附則第三条第三項の規定による一元化法附則第七十九条に規定する一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法の障害共済年金の額の改定の請求は、改正省令附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同項に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2　前項の請求書には、改正省令附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同項に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附　則

〔令和四年三月二九日　文部科学省令第一三号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（老齢厚生年金又は障害厚生年金の加給年金額対象者の不該当の届出）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十二条の規定による老齢厚生年金（日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が支給するものに限る。以下同じ。）又は同法第四十七条第一項の規定による障害厚生年金（事業団が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号。以下「経過措置政令」という。）附則第五条第一項の規定に

より同法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない者に限る。以下この条及び次条において単に「受給権者」という。）は、その配偶者が、同法第四十四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）

三　老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者が厚生年金保険法第四十四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った年月日及びその事由

（老齢厚生年金又は障害厚生年金の加給年金額支給停止事由の該当の届出）

第三条　受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第一項第二号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であって、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三　老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者が支給を受けることができることとなった経過措置政令第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付（以下「老齢又は退職を支給事由とする給付」という。）の名称、老齢又は退職を支給事由とする給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は

障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第一項第三号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が、障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三　老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者が支給を受けることを選択した年金たる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその支給を受けることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の加給年金額対象者の不該当の届出）

第四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者（施行日において経過措置政令附則第五条第六項の規定により私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない者に限る。以下この条及び次条において単に「受給権者」という。）は、その配偶者が、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年

一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法」という。）第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三　退職共済年金又は障害共済年金の年金証書の記号番号

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者がなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った年月日及びその事由

（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の加給年金額支給停止事由の該当の届出）

第五条　受給権者は、施行日の属する月以降の月分の平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金について、経過措置政令附則第五条第六項において準用する経過措置政令附則第五条第一項第二号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であって、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三　退職共済年金又は障害共済年金の年金証書の記号番号

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　老齢又は退職を支給事由とする給付の名称、老齢又は退職を支給事由とする給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2　受給権者は、施行日の属する月以降の月分の平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金について、経過措置政令附則第五条第六項において準用する経過措置政令附則第五条第一項第三号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金又は国民年

金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三　退職共済年金又は障害共済年金の年金証書の記号番号

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者が支給を受けることを選択した年金たる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその支給を受けることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附　則　〔令和四年九月三〇日　文部科学省令第三五号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）

第四条　この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第三十四条（同令第三十四条の二において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二条第十二項に規定する育児休業等について適用し、同日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（継続被保険者に係る届出）

第五条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）第五十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続被保険者（以下この条において「継続被保険者」という。）に限る。）又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前において支給事由

の生じた厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（継続被保険者であって、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、同令第五十五条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　継続被保険者に該当する旨（厚生年金保険の被保険者の資格の取得事由を含む。）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和四年一二月二八日　文部科学省令第三九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和五年三月三一日　文部科学省令第一五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和五年九月二九日　文部科学省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和五年一二月二八日　文部科学省令第四一号〕

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附　則　〔令和六年二月二八日　文部科学省令第四号〕

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

附　則　〔令和六年三月二九日　文部科学省令第八号〕

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則　〔令和六年四月三〇日　文部科学省令第一九号〕

この省令は、令和六年五月七日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和六年五月二七日　文部科学省令第二〇号〕

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

附　則　〔令和六年六月一四日　文部科学省令第二一号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

附　則〔令和六年一一月二九日　文部科学省令第三二号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律〔令和五年六月法律第四八号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）からこの省令による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下この条及び附則第五条において「改正前私学共済規則」という。）第一条の七の加入者証又は改正前私学共済規則第三条第一項の加入者被扶養者証（以下この条及び次条において「加入者証等」という。）の交付を受けている加入者又はその被扶養者が、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（以下この条及び次条において「準用国共済法」という。）第五十五条第一項に規定する保険医療機関等から療養を受ける場合又は準用国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から準用国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護を受ける場合における加入者証等については、施行日から一年を経過する日（準用国共済法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者又はその被扶養者に係るものにあっては、同日又は準用国共済法第百二十六条の五第五項の規定により資格を喪失する日の前日のいずれか早い日）までの間は、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に事業団から加入者証等の交付を受けている加入者又はその被扶養者が、施行日から起算して一年を経過する日（準用国共済法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者又はその被扶養者に係るものにあっては、同日又は準用国共済法第百二十六条の五第五項の規定により資格を喪失する日の前日のいずれか早い日）までの間に七十歳に達する場合、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下この条において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の三第九項の規定による事業団の認定を受けた場合、準用国共済法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による事業団の認定若しくは同条第四項若しくは第五項の規定による事業団の認定（準用国共済法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を受けた場合

又は準用国共済法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロの規定による事業団の認定若しくは同条第四項若しくは第五項の規定による事業団の認定（準用国共済法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を受けた場合における私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項に規定する高齢受給者証、同令第四条の九の三第三項に規定する特定疾病療養受療証、同令第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証及び同令第四条の十三第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証については、なお従前の例による。ただし、当該加入者又はその被扶養者が準用国共済法第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にある場合又はこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（次条において「改正後私学共済規則」という。）第一条の七第二項に規定する資格確認書の交付又は提供を受けている場合は、この限りでない。

第四条　この省令の施行の際現に事業団が加入者に対し、改正後私学共済規則第二条の五第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的記録により通知した場合において、当該書面又は当該電磁的記録は、同項に規定する資格情報通知書とみなす。

第五条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（改正前私学共済規則様式第二号から様式第四号までによる異動報告書及び改正前私学共済規則様式第八号の二による申請書に限る。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　〔令和六年一二月一八日　文部科学省令第三五号〕

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

附　則　〔令和七年二月二八日　文部科学省令第二号〕

この省令は、令和七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第一項及び第一条の五第二項の改正規定並びに第四十二条の表中第三十一条第一項（各号を除く。）の項の改正規定　公布の日

二　第四十二条前段の改正規定、同条の表中第三十条第一項第三号の項及び第三十条第二項第八号の項の改正規定、第四十三条第一項前段及び第二項の改正規定、第四十四条第一項前段の改正規定、同項の表中第六十条第七項の項の改正規定並びに第四

十四条第二項を削る改正規定　令和七年三月一日

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

附　則　〔令和七年五月二六日　文部科学省令第二五号、抄〕

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六七号〕の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和七年五月三〇日　文部科学省令第一六号〕

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

附　則　〔令和七年七月二八日　文部科学省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　〔令和七年九月三〇日　文部科学省令第二七号〕

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和七年一二月二六日　文部科学省令第三一号〕

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第二項の改正規定、第四十二条の表の改正規定（同表第三十条第一項第十一号の項中「第二十四条第一項第九号」を「第二十四条第一項第七号」に改める部分を除く。）、附則第八項の改正規定及び附則第九項を削る改正規定並びに第三条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第八条の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第十二条第一項の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

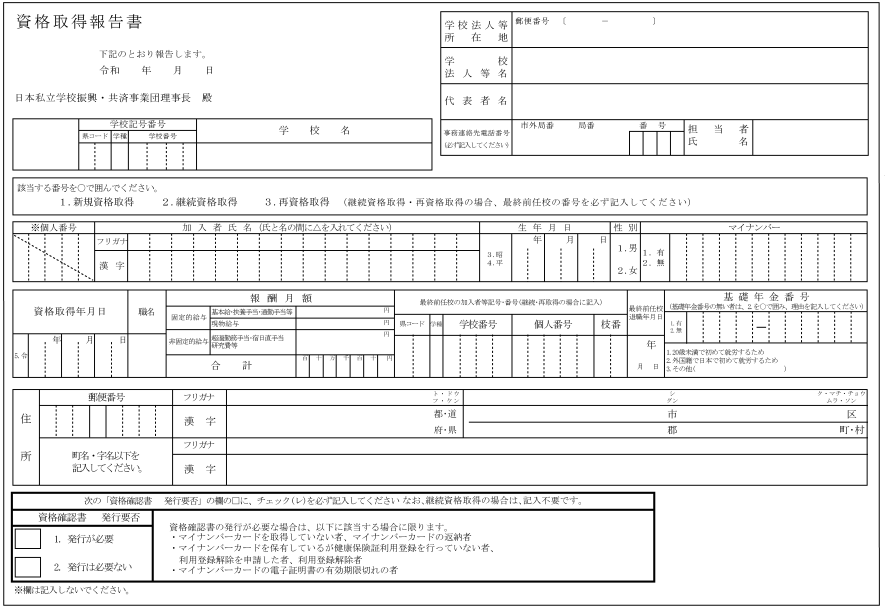
附　則　〔令和八年二月二七日　文部科学省令第六号〕

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

附　則　〔令和八年三月三一日　文部科学省令第一七号〕

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の四第二項第四号の改正規定は、令和八年六月一日から施行する。

様式第一号（第一条関係）



資格取得報告書

下記のとおり報告します。
令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校記号番号			学校名
県コード	学種	学校番号	

学校法人等所在地	郵便番号〔　－　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番号
担当者氏名	

該当する番号を○で囲んでください。
1．新規資格取得　2．継続資格取得　3．再資格取得　（継続資格取得・再資格取得の場合、最終前任校の番号を必ず記入してください）

※個人番号	加入者氏名（氏と名の間に△を入れてください）	生年月日	性別	マイナンバー
	フリガナ 漢字	3.昭 4.平　年　月　日	1.男 2.女	1.有 2.無

資格取得年月日	職名	報酬月額		最終前任校の加入者等記号・番号（継続・再取得の場合に記入）			最終前任校退職年月日	基礎年金番号（基礎年金番号の型に合せて○で囲み、数字を記入してください）
5.令　年　月　日		固定的給与	基本給・扶養手当・通勤手当等	県コード	学校番号	個人番号	枝番	1.有 2.無
			現物給与					
		非固定的給与	超過勤務手当・宿日直手当・特殊勤務等					年　月　日
		合計						1.20歳未満で初めて就労するため 2.外国籍で日本で初めて就労するため 3.その他（　）

住所	郵便番号	フリガナ	ｱ・ｲ・ｳ・ｴ・ｵ・ｶﾞ・ｷﾞ・ｸﾞ・ｹﾞ・ｺﾞ	ｻ・ｼ・ｽ・ｾ・ｿ・ﾀﾞ・ﾁﾞ・ﾂﾞ・ﾃﾞ・ﾄﾞ	ﾅ・ﾆ・ﾇ・ﾈ・ﾉ・ﾊ・ﾋ・ﾌ・ﾍ・ﾎ・ﾊﾞ・ﾋﾞ・ﾌﾞ・ﾍﾞ・ﾎﾞ・ﾊﾟ・ﾋﾟ・ﾌﾟ・ﾍﾟ・ﾎﾟ	ﾏ・ﾐ・ﾑ・ﾒ・ﾓ・ﾔ・ﾕ・ﾖ・ﾗ・ﾘ・ﾙ・ﾚ・ﾛ・ﾜ・ｦ・ﾝ・ｧ・ｨ・ｩ・ｪ・ｫ・ｬ・ｭ・ｮ・ｯ・ｰ・ｱ・ｲ・ｳ・ｴ・ｵ・ｶ・ｷ・ｸ・ｹ・ｺ・ｻ・ｼ・ｽ・ｾ・ｿ・ﾀ・ﾁ・ﾂ・ﾃ・ﾄ・ﾅ・ﾆ・ﾇ・ﾈ・ﾉ・ﾊ・ﾋ・ﾌ・ﾍ・ﾎ・ﾏ・ﾐ・ﾑ・ﾒ・ﾓ・ﾔ・ﾕ・ﾖ・ﾗ・ﾘ・ﾙ・ﾚ・ﾛ・ﾜ・ｦ・ﾝ・ｧ・ｨ・ｩ・ｪ・ｫ・ｬ・ｭ・ｮ・ｯ・ｰ
		漢字	都・道 府・県	市	区
	町名・字名以下を記入してください。	フリガナ			
		漢字		郡	町・村

次の「資格確認書　発行要否」の欄の□に、チェック(レ)を必ず記入してください なお、継続資格取得の場合は、記入不要です。

資格確認書　発行要否	
□ 1. 発行が必要	資格確認書の発行が必要な場合は、以下に該当する場合に限ります。 ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
□ 2. 発行は必要ない	

※欄は記入しないでください。

本様式…全部改正〔昭和32年７月文部令14号〕、一部改正〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正〔昭和35年７月文部令13号・36年12月28号・47年10月45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号〕、全部改正〔平成８年４月文部令11号〕、一部改正〔平成９年３月文部令12号・12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号・27年９月33号〕、一部改正〔平成28年９月文科令30号・12月36号・令和元年７月９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・６年11月32号〕

資格喪失報告書

下記のとおり報告します。
令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号〔　　－　　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　　局番　　番号　　担当者氏名

学校記号番号			
県コード	学種	学校番号	

個人番号	枝番	加入者氏名	生年月日		資格喪失の事由の生じた年月日（退職日・死亡日等）		喪失事由（該当する番号・記号を○で囲んでください）	資格確認書の添付（資格確認書の交付を受けているものに限る。）（該当する番号を○で囲んでください）
			3．昭 4．平	年　月　日	5．令	年　月　日	1．ア　退　職 　イ　その他（　　） 2．死　亡	資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚
			3．昭 4．平	年　月　日	5．令	年　月　日	1．ア　退　職 　イ　その他（　　） 2．死　亡	資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚
			3．昭 4．平	年　月　日	5．令	年　月　日	1．ア　退　職 　イ　その他（　　） 2．死　亡	資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚
			3．昭 4．平	年　月　日	5．令	年　月　日	1．ア　退　職 　イ　その他（　　） 2．死　亡	資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚
			3．昭 4．平	年　月　日	5．令	年　月　日	1．ア　退　職 　イ　その他（　　） 2．死　亡	資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚

1．この報告書には、資格確認書（資格確認書の交付を受けているものに限る。）を添付してください。
2．資格確認書を滅失等により返納できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。
3．専任でなくなったときや常時勤務に服しなくなったときの「資格喪失の事由の生じた年月日」は当該事由の生じた前日を記入してください。

本様式…追加〔昭和32年７月文部令14号〕、全部改正〔昭和35年７月文部令13号〕、全部改正・旧様式１号の２…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号〕、一部改正〔平成22年９月文科令19号〕、全部改正〔平成27年９月文科令33号〕、一部改正〔令和元年７月文科令９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・６年11月32号〕

様式第三号（第一条、第三十三条の二、第三十三条の四関係）

加入者異動報告書

下記のとおり報告します。
令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号〔　　－　　〕	
学校法人等名		
代表者名		
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番号	担当者氏名

加入者等記号・番号									加入者氏名	生年月日				
県コード		学種	学校番号			個人番号			枝番		3．昭 4．平	年	月	日

該当する番号を○で囲み必要事項を記入してください（複数の変更可能）。

1．氏名変更
（令和　年　月　日変更）

加入者氏名（氏と名の間に△を入れてください）	変更理由
フリガナ	
漢字	

2．住所変更
（令和　年　月　日変更）

郵便番号	フリガナ	トドウフケン	シグン	クマチチョウムラソン	変更理由
-	漢字	都・道府・県	市	区	
			郡	町・村	
町名・字名以下を記入してください。	フリガナ				
	漢字				

3．マイナンバー
（令和　年　月　日変更）

マイナンバー

4．通常の労働者又は短時間労働者の区別
（令和　年　月　日変更）

変更の内容	変更理由（該当するものに○）
1．短時間労働から通常労働への変更 2．通常労働から短時間労働への変更	1．契約内容等の変更 2．所属学校変更に伴う変更 3．その他（　　）

1.加入者に係る氏名変更の場合は、この報告書に、資格確認書（資格確認書の交付を受けているものに限る。）を添付してください。
2.資格確認書を滅失等により添付できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。
3.任意継続加入者は、「学校法人等所在地」に住所を、「代表者名」欄に氏名を記入してください。
4.任意継続加入者は、本人確認のできる書類（加入者の運転免許証の写し、パスポートの写し、住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通）を添付してください。

本様式…追加〔昭和32年７月文部令14号〕、旧様式１号の４…繰上〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正・旧様式１号の３…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号〕、一部改正〔平成22年９月文科令19号〕、全部改正〔平成27年９月文科令33号・28年９月30号・30年６月20号〕、一部改正〔令和元年７月文科令９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・４年９月35号・６年11月32号〕

被扶養者異動報告書

下記のとおり報告します。
令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号〔　　－　　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　　局番　　番号
担当者氏名	

加入者等記号・番号					加入者氏名	生年月日
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番		3．昭 4．平　年　月　日

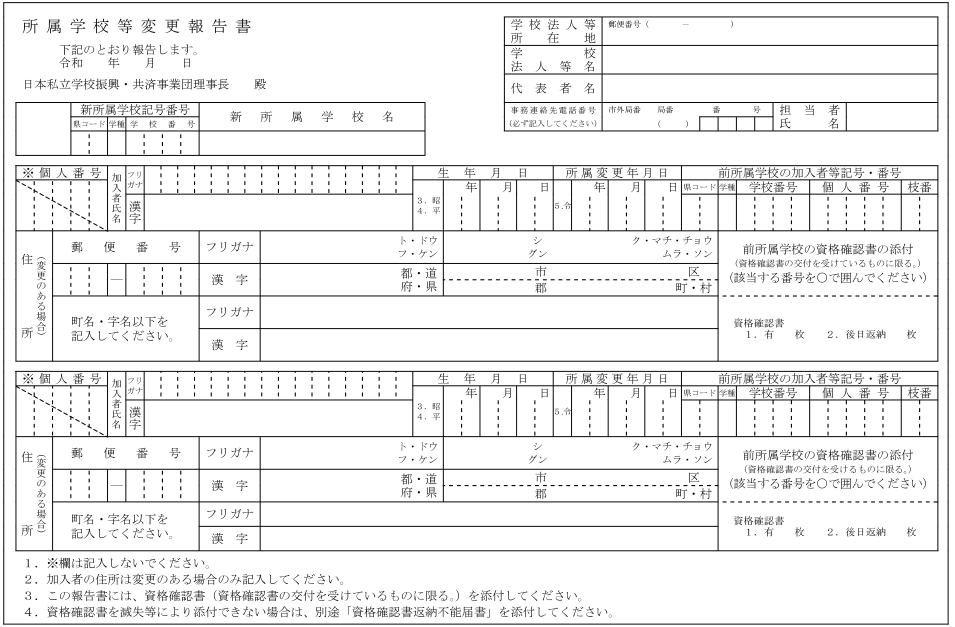
該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください（複数の変更可能）。
1．氏名変更（令和　　年　　月　　日）　2．マイナンバー変更（令和　　年　　月　　日）

変更前（全ての項目について記入してください）				変更後			
氏名	生年月日	続柄 名称	続柄 ⊛コード	氏名（氏と名の間に△を入れて下さい）	続柄 名称	続柄 ⊛コード	マイナンバー	変更理由
カナ 漢字	3．昭 4．平 5．令　年　月　日			カナ 漢字				
カナ 漢字	3．昭 4．平 5．令　年　月　日			カナ 漢字				
カナ 漢字	3．昭 4．平 5．令　年　月　日			カナ 漢字				
カナ 漢字	3．昭 4．平 5．令　年　月　日			カナ 漢字				
カナ 漢字	3．昭 4．平 5．令　年　月　日			カナ 漢字				

1.※欄は記入しないでください。
2.被扶養者に係る氏名変更の場合は、この報告書に、資格確認書（資格確認書の交付を受けているものに限る。）を添付してください。
3.資格確認書を滅失等により添付できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。
4.任意継続加入者は、「学校法人等所在地」に住所を、「代表者名」欄に氏名を記入してください。
5.任意継続加入者は、本人確認のできる書類（加入者の運転免許証の写し、パスポートの写し、住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通）を添付してください。

本様式…追加〔平成８年４月文部令11号〕、一部改正〔平成９年12月文部令41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号〕、一部改正〔平成22年９月文科令19号〕、全部改正〔平成27年９月文科令33号〕、一部改正〔平成28年９月文科令30号〕、全部改正〔平成30年６月文科令20号〕、一部改正〔令和元年７月文科令９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・４年９月35号・６年11月32号〕

様式第四号（第一条関係）



所属学校等変更報告書

下記のとおり報告します。
令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号（　－　）
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番号（　）
担当者氏名	

新所属学校記号番号 県コード	学種	学校番号	新所属学校名

※個人番号	加入者氏名 フリガナ	漢字	生年月日 3.昭 4.平 年 月 日	所属変更年月日 5.令 年 月 日	前所属学校の加入者等記号・番号 県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

住所（変更のある場合）	郵便番号	フリガナ	ト・ドウフ・ケン	シ・グン	ク・マチ・チョウ・ムラ・ソン	前所属学校の資格確認書の添付（資格確認書の交付を受けているものに限る。）（該当する番号を○で囲んでください）
		漢字	都・道府・県	市・郡	区・町・村	
	町名・字名以下を記入してください。	フリガナ				資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚
		漢字				

※個人番号	加入者氏名 フリガナ	漢字	生年月日 3.昭 4.平 年 月 日	所属変更年月日 5.令 年 月 日	前所属学校の加入者等記号・番号 県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

住所（変更のある場合）	郵便番号	フリガナ	ト・ドウフ・ケン	シ・グン	ク・マチ・チョウ・ムラ・ソン	前所属学校の資格確認書の添付（資格確認書の交付を受けているものに限る。）（該当する番号を○で囲んでください）
		漢字	都・道府・県	市・郡	区・町・村	
	町名・字名以下を記入してください。	フリガナ				資格確認書 1．有　枚　2．後日返納　枚
		漢字				

1．※欄は記入しないでください。
2．加入者の住所は変更のある場合のみ記入してください。
3．この報告書には、資格確認書（資格確認書の交付を受けているものに限る。）を添付してください。
4．資格確認書を滅失等により添付できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。

本様式…追加〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号〕、一部改正〔平成22年９月文科令19号・令和元年７月９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・６年11月32号〕

学校法人等異動報告書

下記のとおり報告します。

令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号〔　－　〕 TEL
学校法人等名	
代表者名	

学校法人等の異動事由	※異動コード	学校記号番号
1 設置 2 学校の名称の変更 3 学校法人等の名称の変更 4 学校の所在地の変更 5 学校法人等の所在地の変更 6 学校の廃止 7 事務の連絡先の変更		県コード　学種　学校番号

	適用区分	※適用年月日	認可年月日	開校年月日	法人番号 / 代表者名〔上欄カタカナ〕
設置・休校・廃止・代表者名	1 設置 2 休校 3 廃止	4平 5令 年 月 日	4平 5令 年 月 日	4平 5令 年 月 日	法人番号 代表者名〔上欄カタカナ〕 （漢字）
学校法人等の名称（上欄カタカナ）	※法人区分				（漢字）
学校の名称（上欄カタカナ）	※種別				（漢字）
学校法人等の所在地	郵便番号	所在地（上欄カタカナ）			（漢字）
学校の所在地	郵便番号	所在地（上欄カタカナ）			（漢字）
事務の連絡先	郵便番号	連絡先（上欄カタカナ）			（漢字）
異動年月日	4平 5令 年 月 日	備考			

1　学校新設の場合は「学校法人等の異動事由」の１を○で囲み、各欄すべて記入してください。また、その他の異動については該当する「学校法人等の異動事由」の番号を○で囲み該当欄にその事項を記入してください。
2　「異動年月日」欄は、該当する異動の年月日を記入してください。
3　備考欄には異動前の事項その他参考になる事項を記入してください。
4　※印欄は記入しないでください。

本様式…追加〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正・旧様式１号の４…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号〕、全部改正〔平成28年９月文科令30号〕、一部改正〔令和元年７月文科令９号〕、全部改正〔令和２年12月文科令44号〕

様式第六号（第一条の二の六関係）

標準報酬基礎届書（令和　　年）

下記のとおり届けます。
令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号〔　　－　　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番号
担当者氏名	

学校記号番号：県コード／学種／学校番号

個人番号	枝番	加入者氏名	生年月日	区別（いずれかを○で囲む）通常…一般の労働者 短時間…短時間労働者	現在の標準報酬 等級	現在の標準報酬 月額	算定基礎月	報酬月額 固定的給与 基本給・扶養手当・通勤手当等	報酬月額 固定的給与 現物給与	報酬月額 非固定的給与 超過勤務手当・宿日直手当・研究費等	報酬月額 合計	報酬月額 平均額	休業開始年月 休業者のみ記入（長期欠勤・出産・育児休業・介護休業等）	備考
			昭3 平4 令5 年 月 日	通常 短時間		千円	4月 5月 6月	円	円	円	千 百 十 万 千 百 十 円	円	平4 令5 年 月	

1．報酬月額の「平均額」欄は、4・5・6月の報酬の合計額を3で除して得た額を記入してください。
2．通常の労働者の支払基礎日数は17日以上、短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

本様式…追加〔昭和32年７月文部令14号〕、一部改正〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正〔昭和35年７月文部令13号〕、全部改正・旧様式１号の５…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号・27年９月33号・28年９月30号〕、一部改正〔平成29年３月文科令13号・令和元年７月９号・10月18号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号〕

標準報酬月額改定届書

下記のとおり届けます。
令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

学校法人等所在地	郵便番号　〔　　－　　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　　局番　　番
担当者氏名	

学校記号番号　県コード　学種　学校番号

個人番号	枝番	加入者氏名	生年月日	区別（いずれかに○で囲む）通常…通常の労働者　短時間…短時間労働者	改定前の標準報酬 等級	改定前の標準報酬 月額	算定基礎月	報酬月額 固定的給与 基本給・扶養手当・通勤手当等	報酬月額 固定的給与 現物給与	報酬月額 非固定的給与 超過勤務手当・宿日直手当・研究費等	報酬月額 合計	報酬月額 平均額	改定事由（該当する番号を○で囲んでください）
			3昭 4平 5令　年　月　日	通常		千円	1月目 4平 5令　年　月	円	円	円	円	円	1 固定的給与の変動 2 給与体系の変更 3 その他（　）
				短時間			2月目 4平 5令　年　月						
							3月目 4平 5令　年　月						
			3昭 4平 5令　年　月　日	通常			1月目 4平 5令　年　月						1 固定的給与の変動 2 給与体系の変更 3 その他（　）
				短時間			2月目 4平 5令　年　月						
							3月目 4平 5令　年　月						
			3昭 4平 5令　年　月　日	通常			1月目 4平 5令　年　月						1 固定的給与の変動 2 給与体系の変更 3 その他（　）
				短時間			2月目 4平 5令　年　月						
							3月目 4平 5令　年　月						
			3昭 4平 5令　年　月　日	通常			1月目 4平 5令　年　月						1 固定的給与の変動 2 給与体系の変更 3 その他（　）
				短時間			2月目 4平 5令　年　月						
							3月目 4平 5令　年　月						
			3昭 4平 5令　年　月　日	通常			1月目 4平 5令　年　月						1 固定的給与の変動 2 給与体系の変更 3 その他（　）
				短時間			2月目 4平 5令　年　月						
							3月目 4平 5令　年　月						
			3昭 4平 5令　年　月　日	通常			1月目 4平 5令　年　月						1 固定的給与の変動 2 給与体系の変更 3 その他（　）
				短時間			2月目 4平 5令　年　月						
							3月目 4平 5令　年　月						

1．報酬月額の「平均額」欄は、1月目・2月目及び3月目の報酬の合計額を3で除して得た額を記入してください。
2．通常の労働者の支払基礎日数は17日以上、短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

本様式…追加〔昭和32年７月文部令14号〕、一部改正〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正〔昭和35年７月文部令13号〕、全部改正・旧様式１号の６…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号・27年９月33号・28年９月30号〕、一部改正〔平成29年３月文科令13号・令和元年７月９号・10月18号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号〕

様式第七号の二（第一条の四関係）

賞与等支給報告書

学校法人等 所在地	郵便番号〔　　－　　〕
学校 法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	市外局番　　局番　　番号 (　　)	担当者 氏名	

下記のとおり報告します。

令和　　年　　月　　日

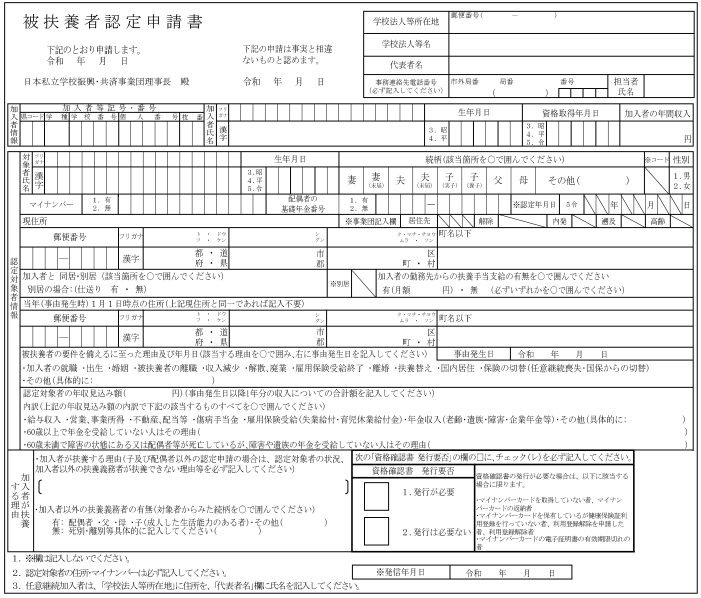
日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

	学校記号番号			支給予定年月	支給年月	支給加入者数
	県コード	学種	学校番号			
				4平 5令　年　月	4平 5令　年　月	人

項番	個人番号	枝番	加入者氏名	生年月日	支給総額	賞与等区分 (該当する番号を○で囲んでください)
				年　月　日	千　百　十　万　千　百　十　円	1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2
				年　月　日		1.賞与　2.その他1　3.その他2

同一月に複数の賞与等区分による支給がある場合の「支給総額」は、１カ月分の合計支給額を記入してください。

本様式…追加〔平成15年３月文科令８号〕、一部改正〔令和元年７月文科令９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号〕



被扶養者認定申請書

下記のとおり申請します。
令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

下記の申請は事実と相違ないものと認めます。

令和　年　月　日

学校法人等所在地	郵便番号（　－　）
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番号（　）　－　）
担当者氏名	

加入者情報	加入者等記号・番号	加入者氏名	生年月日	資格取得年月日	加入者の年間収入
	都道府県コード　学校番号　個人番号	フリガナ　漢字	3.昭和 4.平成	3.昭和 4.平成 5.令和	円

認定対象者情報									
対象者氏名	フリガナ　漢字	生年月日	続柄（該当箇所を○で囲んでください）						性別
		3.昭和 4.平成 5.令和	妻	妻（未届）	夫	夫（未届）	子（実子）	子（養子）	父	母	その他（　）	1.男 2.女
マイナンバー	1.有 2.無	配偶者の基礎年金番号	1.有 2.無									
現住所			※事業団記入欄	居住先		削除		内発		遡及		高齢
郵便番号	フリガナ											
	漢字											
加入者と　同居・別居（該当箇所を○で囲んでください） 別居の場合：(仕送り　有　・　無)			※別紙	加入者の勤務先からの扶養手当支給の有無を○で囲んでください 有(月額　円)　・　無　(必ずいずれかを○で囲んでください)								
当年（事由発生時）１月１日時点の住所（上記現住所と同一であれば記入不要）												
郵便番号	フリガナ											
	漢字											
被扶養者の要件を備えるに至った理由及び年月日（該当する理由を○で囲み、右に事由発生日を記入してください）				事由発生日	令和　年　月　日							
・加入者の就職・出生・婚姻・被扶養者の離職・収入減少・解散、廃業、雇用保険受給終了・離婚・扶養替え・国内居住・保険の切替(任意継続喪失・国保からの切替) ・その他(具体的に：　)												
認定対象者の年収見込み額(　円)（事由発生日以降1年分の収入についての合計額を記入してください） 内訳(上記の年収見込み額の内訳で下記の該当するものすべてを○で囲んでください) ・給与収入・営業、事業所得・不動産、配当等・傷病手当金・雇用保険受給(失業給付・育児休業給付金)・年金収入(老齢・遺族・障害・企業年金等)・その他(具体的に：　) ・60歳以上で年金を受給していない人はその理由(　) ・60歳未満で障害の状態にある又は配偶者等が死亡しているが、障害や遺族の年金を受給していない人はその理由(　)												

加入者が扶養する理由	次の「資格確認書　発行要否」の欄の□に、チェック(レ)を必ず記入してください。
・加入者が扶養する理由(子及び配偶者以外の認定申請の場合は、認定対象者の状況、加入者以外の扶養義務者が扶養できない理由等を必ず記入してください) 〔　〕 ・加入者以外の扶養義務者の有無(対象者からみた続柄を○で囲んでください) 有：配偶者・父・母・子(成人した生活能力のある者)・その他(　) 無：死別・離別等具体的に記入してください(　)	資格確認書　発行要否 □ 1.発行が必要 □ 2.発行は必要ない 資格確認書の発行が必要な場合は、以下に該当する場合に限ります。 ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

※発信年月日	令和　年　月　日

1．※欄は記入しないでください。
2．認定対象者の住所・マイナンバーは必ず記入してください。
3．任意継続加入者は、「学校法人等所在地に住所を、「代表者名」欄に氏名を記入してください。

本様式…追加〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正〔昭和35年７月文部令13号〕、全部改正・旧様式１号の７…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号・53年９月36号・57年９月37号・平成元年４月18号・８年４月11号・９年３月12号・12月41号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号〕、一部改正〔平成22年９月文科令19号・28年12月36号・令和元年７月９号・10月18号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・４年12月39号・６年11月32号〕

様式第八号の二（第一条の五、第三十三条の四関係）

被扶養者取消申請書

下記のとおり申請します。
令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

下記の申請は事実と相違ないものと認めます。
令和　年　月　日

学校法人等所在地	郵便番号〔　－　〕
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番号（　）　担当者氏名

加入者等記号・番号						加入者氏名	漢字	生年月日	資格確認書の添付（資格確認書の交付を受けているものに限る。）
系コード	学種	学校番号	個人番号		枝番			3．昭 4．平　年　月　日	1．有（　枚） 2．後日返納（　枚）

配偶者	被扶養者氏名	生年月日	続柄 名称	続柄 ※コード	被扶養者の要件を欠くに至った理由及び年月日 理由	年月日	※取消年月日	※事業団記入欄 職権	内発	還及
漢字		3．昭 4．平　年　月　日			1．就職 2．収入増 3．雇用保険受給 4．離婚 5．死亡 6．その他（　）	5．令　年　月　日	5．令　年　月　日			
基礎年金番号 1．有 2．無										
子・父母等その他家族	被扶養者氏名	生年月日	続柄 名称	続柄 ※コード	被扶養者の要件を欠くに至った理由及び年月日 理由	年月日	※取消年月日	※事業団記入欄 職権	内発	還及
漢字		3．昭 4．平 5．令　年　月　日			1．就職 2．収入増 3．雇用保険受給 4．離婚 5．死亡 6．その他（　）	5．令　年　月　日	5．令　年　月　日			
子・父母等その他家族	被扶養者氏名	生年月日	続柄 名称	続柄 ※コード	被扶養者の要件を欠くに至った理由及び年月日 理由	年月日	※取消年月日	※事業団記入欄 職権	内発	還及
漢字		3．昭 4．平 5．令　年　月　日			1．就職 2．収入増 3．雇用保険受給 4．離婚 5．死亡 6．その他（　）	5．令　年　月　日	5．令　年　月　日			

1．※欄は記入しないでください。
2．この申請書には、資格確認書（資格確認書の交付を受けているものに限る。）を添付してください。
3．資格確認書を滅失等により添付できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。
4．任意継続加入者は、「学校法人等所在地」に住所を、「代表者名」欄に氏名を記入してください。

本様式…追加〔令和４年12月文科令39号〕、全部改正〔令和６年11月文科令32号〕

様式第九号（第一条の七、第二条、第三条、第三条の二、第三十三条の四関係）



資格確認書　交付・再交付申請書
資格情報のお知らせ　再通知申請書
高齢受給者証　再交付申請書

下記のとおり申請します。

令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

下記の申請は事実と相違ないものと認めます。

令和　年　月　日

学校法人等所在地	郵便番号　（　－　）
学校法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号（必ず記入してください）	市外局番　局番　番　号　（　） 担当者氏名

	加入者等記号・番号										加入者氏名	生年月日				資格取得年月日			
	県コード	学種	学校番号			個人番号				枝番		3.昭 4.平	年	月	日	3.昭 4.平	年	月	日

加入者のマイナンバー（加入者等記号・番号を記入しない場合）

該当する番号を○で囲んでください。
1．資格確認書　2．資格情報のお知らせ　3．高齢受給者証

交付又は再交付（再通知）申請理由として該当する番号を○で囲んでください。

1．マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者、
　マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
2．マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
3．マイナンバーカードの電子証明書又はマイナンバーカードを更新中の者
4．マイナ保険証での受診が困難な場合
5．マイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせ又は高齢受給者証を滅失し、又はき損した場合　等

交付又は再交付（再通知）対象者氏名	生年月日				続柄	交付又は再交付（再通知）申請事由の発生年月日				交付又は再交付（再通知）対象者の加入者等記号・番号														
					※コード					県コード	学種	学校番号			個人番号								枝番	
（漢字）	3.昭 4.平 5.令	年	月	日		5.令	年	月	日															

交付又は再交付（再通知）対象者のマイナンバー（加入者等記号・番号を記入しない場合）

1．※欄は記入しないでください。
2．資格確認書（資格確認書の交付を受けているものに限る。）又は高齢受給者証をき損したときは、この申請書に資格確認書又は高齢受給者証を添付してください。
3．資格確認書を滅失等により返納できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。
4．任意継続加入者は、本人確認のできる書類（加入者の運転免許証の写し、パスポートの写し、住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通）を添付してください。
5．任意継続加入者は、学校法人等の欄に本人の住所、氏名、連絡先電話番号を記入してください。

本様式…一部改正〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正・旧様式２号…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和51年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和53年９月文部令36号〕、一部改正〔平成元年４月文部令18号・９年12月41号・14年10月文科令39号〕、全部改正〔平成15年３月文科令８号・22年９月19号〕、一部改正〔令和元年７月文科令９号〕、全部改正〔令和２年９月文科令35号・12月44号・４年９月35号・６年11月32号〕

様式第十号（第三十九条関係）

一　四五八

第　　号

令和　年　月　日

文部科学省

官職　氏　名

私立学校教職員共済法（抄）

（報告の請求及び検査）

第四十六条　文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局（略）若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　文部科学大臣は、事業団の訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所（略）の看護師その他の従業者であつた者に対し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に関して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　略

4　文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5・6　略

備考　この証は、日本産業規格A列七番（74mm×105mm）の大きさとし、厚紙を使い、中央の点線の所から二つ折とし、表面に「私立学校教職員共済検査証」と記載すること。

旧様式三〇号の二…繰上〔昭和三二年七月文部令一四号〕、本様式…全部改正〔昭和三三年一二月文部令三〇号〕、全部改正・旧様式二九号の二…繰下〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、一部改正〔昭和五一年一一月文部令三五号・五八年一月二号〕、旧様式四七号・繰上〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一部改正〔平成元年四月文部令一八号〕、全部改正〔平成六年九月文部令四二号〕、一部改正〔平成七年三月文部令一二号・九年三月一二号〕、一部改正・旧様式三〇号…繰上〔平成九年一二月文部令四一号〕、一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一八年九月文科令三七号〕、一部改正・旧様式一二号…繰上〔平成二二年九月文科令一九号〕、旧様式一二号…繰上〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一部改正〔令和元年七月文科令九号〕、全部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令

（平成二十年二月二十九日文部科学省令第一号）

〔沿革〕平成二〇年一二月　五日　文部科学省令第三七号改正
平成二一年　六月　一日　文部科学省令第二六号改正
平成二一年一二月二八日　文部科学省令第四〇号改正
平成二二年一一月三〇日　文部科学省令第二二号改正
平成二四年　二月二九日　文部科学省令第四号改正
平成二五年　三月二九日　文部科学省令第一一号改正
平成二五年一二月二七日　文部科学省令第三二号改正
平成二七年　九月三〇日　文部科学省令第三三号改正
平成二八年　九月三〇日　文部科学省令第三〇号改正
平成三一年　四月一二日　文部科学省令第一七号改正
令和　二年　九月三〇日　文部科学省令第三五号改正
令和　五年一二月二七日　文部科学省令第三八号改正
令和　七年一二月二六日　文部科学省令第三一号改正

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条〔現行＝六五条＝平成二四年八月法律六三号により改正〕及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号）第三十三条〔平成二七年九月政令三四八号により削除〕第二項（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第一条・第二条））から第四項までの規定に基づき、並びに社会保障協定及び同法を実施するため、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令を次のように定める。

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）において使用する用語の例による。

本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕

（適用証明書の交付の申請）

第二条　私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定により相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

省令　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第二条）

一　氏名、性別、生年月日及び住所
二　加入者等記号・番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　相手国の領域内における就労先の名称及び所在地
五　相手国の領域内における就労の形態
六　当該申請に係る就労の開始予定年月日及び終了予定年月日
七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ　ドイツ協定　ドイツ連邦共和国の領域内において就労する間の雇用関係及びドイツ年金制度（ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度をいう。以下同じ。）の加入期間を有する者にあっては、ドイツ連邦共和国の保険番号
ロ　社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定　日本国の領域及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域内において同時に就労する場合の住所
ハ　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定　日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する場合の住所
ニ　ベルギー協定　ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号
ホ　フランス協定　次に掲げる事項
(1)　フランス共和国の領域内における就労先の事業所番号
(2)　当該申請に係る加入者がフランス共和国の領域内における就労期間中に労働災害に対する保険に加入していることを当該加入者に確認した旨及びその保険に加入していることを示す番号
(3)　当該申請に係る加入者がフランス共和国の領域内において就労し、かつ、フランス協定第六条1の規定によりフランス社会保障法令（フランス協定第二条1に掲げるフランス共和国の法令をいう。以下同じ。）の規定の適用を免除することとされたことがあるときは、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該フランス共和国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨
(4)　当該申請に係る加入者がフランス協定第十条2に規定する随伴する配偶者又は子とともにフランス共和国の領域内に滞在するときは、当該配偶者又は子の氏名、生年月日及び続柄
ヘ　オランダ協定　当該申請に係る加入者がオランダ王国の領域内において就労し、かつ、オランダ協定第七条1の規定によりオランダ王国の社会保障の部門に関する法令（オランダ協定第二条2に掲げる社会保障の各部門に関するオランダ王

国の法律及び規則をいう。以下同じ。）の規定の適用を免除することとされたことがあるときは、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該オランダ王国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨

ト　チェコ協定　チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

チ　スペイン協定　スペインの領域内における就労先の登録番号

リ　ブラジル協定　ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

ヌ　ハンガリー協定　次に掲げる事項

(1)　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

(2)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(3)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者（ハンガリー協定第七条2に規定する関連する雇用者をいう。以下この(3)及び第三項第七号ト(3)において同じ。）との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

ル　スロバキア協定　次に掲げる事項

(1)　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(2)　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるときは、その旨

ヲ　イタリア協定　イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

八　その他必要な事項

2　学校法人等は、その使用する加入者が合衆国協定第四条1の規定により合衆国費用負担法令（合衆国協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令をいう。）の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　日本国の領域内における就労の形態

五　当該申請に係る就労の開始予定年月日及び終了予定年月日

六　その他必要な事項

3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　相手国の領域内における就労先の名称及び所在地（相手国の領域内において就労する者に係る場合に限る。以下同じ。）

五　当該申請に係る就労の終了予定年月日

六　第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて就労する理由

七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　ドイツ協定　ドイツ年金制度の加入期間を有する者にあっては、ドイツ連邦共和国の保険番号

ロ　ベルギー協定　ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号

ハ　フランス協定　次に掲げる事項

(1)　フランス共和国の領域内における就労先の事業所番号

(2)　当該申請に係る加入者がフランス共和国の領域内における就労期間中に労働災害に対する保険に加入していることを当該加入者に確認した旨及びその保険に加入していることを示す番号

ニ　チェコ協定　チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

ホ　スペイン協定　スペインの領域内における就労先の登録番号

ヘ　ブラジル協定　ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

ト　ハンガリー協定　次に掲げる事項

(1)　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

(2)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(3)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

チ　インド協定　収入を理由にインド年金制度に加入できない者にあっては、その旨

リ　スロバキア協定　次に掲げる事項

(1)　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(2)　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるときは、その旨

ヌ　イタリア協定　イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

八　その他必要な事項

一項…一部改正〔平成二〇年一二月文科令三七号〕、一・三項…一部改正〔平成二一年六月文科令二六号・二二年一一月二二号・二四年二月四号・二五年一二月三二号〕、三項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一・三項…一部改正〔平成三一年四月文科令一七号〕、一―三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、一・三項…一部改正〔令和五年一二月文科令三八号〕

（適用証明書の交付）

第三条　事業団は、前条各項に規定する申請書の提出を受けた場合において、社会保障協定の規定により当該申請に係る加入者に対する相手国法令の規定の適用が免除されるときは、適用証明書を作成し、当該加入者に対し交付しなければならない。

2　適用証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　学校法人等の名称及び所在地

三　相手国の領域内における就労先の名称及び所在地

四　該当する社会保障協定の規定

五　日本国の法令の規定が適用される期間

六　その他必要な事項

（適用証明書の提出等）

第四条　前条の規定により適用証明書の交付を受けた加入者（以下「適用証明書を有する加入者」という。）に係る私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第一条第一項に規定する加入者の氏名の変更に関する異動報告書には、当該適用証明書を添えなければならない。

第五条　適用証明書を有する加入者は、当該適用証明書が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、第一号の場合を除き当該適用証明書を添えて、適用証明書再交付申請書を、その者を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　適用証明書を滅失したとき。

二　適用証明書をき損したとき。

三　適用証明書の記載内容に変更があったとき（前条の場合を除く。）。

2　前項の適用証明書再交付申請書には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　相手国の領域内における就労先の名称及び所在地

四　当該申請に係る就労の開始年月日及び終了予定年月日

五　当該申請を行う理由

六　その他必要な事項

3　施行規則第二条第二項、第三項及び第八項の規定は、適用証明書について準用する。

二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、三項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

第六条　事業団は、第四条の異動報告又は前条第一項の申請があったときは、新たな適用証明書を作成し、当該異動報告又は申請に係る加入者に対し交付しなければならない。

（適用証明書を有する加入者に係る届出）

第七条　適用証明書を有する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）は、当該加入者が当該適用証明書に記載された相手国法令の規定の適用の免除を受ける期間の満了前に相手国での就労を終えたときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を、その者を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　適用証明書を有する加入者（フランス共和国の領域内において就労する者に限る。）は、フランス協定第十条2に規定する随伴する配偶者又は子に変更があったときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を、その者を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

（相手国法令の規定の適用を受ける教職員等に係る届出等）

第八条　学校法人等は、その使用する教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号（第四号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当する者となったとき、又はその使用する教職員等で同条第一項各号のいずれかに該当することにより厚生年金の被保険者としないこととされたものが同項各号のいずれにも該当しない者となったときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を事業団に提出しなければならない。この場合において、当該教職員等が同項第一号又は第三号に該当する者となったときは、相手国法令の規定の適用を受ける旨の証明書の写しを添えなければならない。

2　学校法人等は、その使用する教職員等が法第五十四条第一項各号（第四号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当する者となったとき、又はその使用する教職員等で同条第二項各号のいずれかに該当することにより私学共済法の短期給付に関

する規定の適用を受けないものが同項各号のいずれにも該当しない者となったときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を事業団に提出しなければならない。この場合において、当該教職員等が同項第一号又は第三号に該当する者となったときは、相手国法令の規定の適用を受ける旨の証明書の写しを添えなければならない。

一・二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法〔社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律＝平成一九年六月法律第一〇四号〕の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

第二条　〔略〕

附　則　〔平成二〇年一二月五日　文部科学省令第三七号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定〔平成二〇年一二月条約第一七号〕の効力発生の日〔平成二一年一月一日〕から施行する。ただし、第二条第一項第七号に次のように加える改正規定及び第九条第二項第三号に次のように加える改正規定（へに係る部分に限る。）は、社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定〔平成二〇年一二月条約第一八号〕の効力発生の日〔平成二一年三月一日〕から施行する。

附　則　〔平成二一年六月一日　文部科学省令第二六号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定〔平成二一年四月条約第二号〕の効力発生の日〔平成二一年六月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附　則　〔平成二一年一二月二八日　文部科学省令第四〇号〕

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附　則　〔平成二二年一一月三〇日　文部科学省令第二二号〕

この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第九条第二項（各号列記以外の部分に限る。）中「事項」の下に「（フランス協定の適用を受ける場合には、第二号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号中イ及びロを削り、同号ハ及びホ中「出生地及び国籍並びに」を削り、同号ヘ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号中ハからトまでをイからホまでとする改正規定及び同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える改正規定　公布の日

二　第二条第一項第七号の改正規定、同条第三項第七号の改正規定及び第九条第二項第三号に次のように加える改正規定　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定〔平成二二年九月

省令　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令　附則（平二四―令五）

条約第九号」の効力発生の日〔平成二二年一二月一日〕

三　前二号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定〔平成二二年九月条約第一〇号〕の効力発生の日〔平成二二年一二月一日〕

附　則〔平成二四年二月二九日　文部科学省令第四号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定〔平成二三年一二月条約第一六号〕の効力発生の日〔平成二四年三月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

附　則〔平成二五年三月二九日　文部科学省令第一一号、抄〕

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則〔平成二五年一二月二七日　文部科学省令第三二号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定〔平成二五年一二月条約第一三号〕の効力発生の日〔平成二六年一月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔平成二七年九月三〇日　文部科学省令第三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成二八年九月三〇日　文部科学省令第三〇号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附　則〔平成三一年四月一二日　文部科学省令第一七号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定〔平成三一年四月条約第一号〕の効力発生の日〔平成三一年七月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔令和二年九月三〇日　文部科学省令第三五号、抄〕

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附　則〔令和五年一二月二七日　文部科学省令第三八号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定〔令和六年一月条約第二号〕の効力発生の日〔令和六年四月一

日」から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則

〔令和七年一二月二六日　文部科学省令第三一号〕

この省令は、公布の日から施行する。〔後略〕

○日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令

（平成九年十二月十八日文部省令第四十二号）

〔沿革〕平成一二年　三月三一日　文部省令第四五号改正
平成一二年一〇月三一日　文部省令第五三号改正
平成一三年　三月三〇日　文部科学省令第二四号改正
平成一四年　三月　五日　文部科学省令第四号改正
平成一四年　六月二八日　文部科学省令第三二号改正
平成一五年　三月三一日　文部科学省令第一九号改正
平成一五年一〇月　一日　文部科学省令第四六号改正
平成一七年　四月　一日　文部科学省令第二六号改正
平成一九年　九月二八日　文部科学省令第二七号改正
平成一九年一〇月　一日　文部科学省令第三〇号改正
平成二二年一一月二六日　文部科学省令第二一号改正
平成二六年一二月二六日　文部科学省令第三五号改正
平成二七年　三月三〇日　文部科学省令第一二号改正
平成二七年　九月三〇日　文部科学省令第三三号改正
令和　元年　六月一三日　文部科学省令第四号改正
令和　二年　三月二三日　文部科学省令第四号改正
令和　二年　三月二六日　文部科学省令第八号改正
令和　四年　三月三一日　文部科学省令第一七号改正

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十条第三項〔現行＝三二条三項＝平成一四年一二月法律一五七号・二六年六月六七号により改正〕、第三十二条〔現行＝三五条＝平成一四年一二月法律一五七号により改正〕第四項及び第三十七条〔現行＝四一条＝平成一四年一二月法律一五七号により改正〕の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令

（会計の原則）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十七条の三第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

本条…全部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、三項…一部改正〔平成二七年三月文科令一二号〕

（会計処理）

第一条の二　文部科学大臣は、事業団が助成業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2　前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

本条…追加〔平成二二年一一月文科令二一号〕

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第一条の三　文部科学大臣は、事業団が助成業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

本条…追加〔平成二二年一一月文科令二一号〕

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第一条の四　文部科学大臣は、事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）第三十八条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

本条…追加〔平成二二年一一月文科令二一号〕、一部改正〔平成二七年三月文科令一二号〕

（区分経理）

第二条　事業団は、法第三十三条第一項に規定する勘定として、同項第一号の経理については助成勘定を、同項第二号の経理については短期勘定を、同項第三号の経理については厚生年金勘定を、同項第四号の経理については退職等年金給付勘定を、同項第五号の経理については福祉勘定を、同項第六号の経理については共済業務勘定を設け、それぞれについて貸借対照表の勘定及び損益計算書の勘定を設けて経理するものとする。

2　助成勘定は、その内訳として、一般経理、補助金経理、寄付金経理、学術研究振興基金経理及び減免資金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

3　前項の各経理における事業団の運営に必要な経費は、一般経理において一括して経理するものとする。ただし、学術研究振興基金経理における事業団の運営に必要な経費（人件費を除く。）及び減免資金経理における事業団の運営に必要な経費（当該経費に充てるために国から交付された資金によるものに限る。）については、この限りでない。

4　福祉勘定は、その内訳として、保健経理、医療経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

5　事業団は、第一項の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

一・二項…一部改正・三・五項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一項…一部改正〔平成二二年一一月文科令二一号・二六年一二月三五号〕、二・三項…一部改正〔令和二年三月文科令四号〕

（勘定間の資金の繰入れ制限等）

第三条　事業団は、法附則第十二条の規定により助成勘定から厚生年金勘定へ資金を繰り入れる場合並びに法第三十三条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に要する費用に充てるために短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定から共済業務勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、助成勘定、短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定の各勘定間における資金の繰入れをしてはならない。

2　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号。以下「施行令」という。）第十七条に掲げる費用について、法附則第十二条の規定による繰入れを行う場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令四号・一五年一〇月四六号〕、一項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

委任　二項の「定め」＝〈日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れ〉

第四条　削除〔平成二七年九月文科令三三号〕

（共済業務に係る予算の内容）

第五条　法第三十条の予算は、共済業務に係る予算総則及び収入支出予算とする。

見出・本条…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る予算総則）

第六条　共済業務に係る予算総則には、共済業務に係る収入支出予

算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第九条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとに、その負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第十一条第一項の規定による経費の指定

三　第十二条第一項ただし書の規定による経費の指定

四　法第三十七条第五項ただし書の規定による借入金の最高限度額及び借入れの条件

五　勘定間及び福祉勘定の内訳としての各経理単位間における資金の繰入れ（第三条の規定により制限される当該繰入れを除く。）の最高限度額

六　不動産の取得に要する費用の最高限度額及び不動産を譲渡する場合における最低限度額

七　勘定間及び福祉勘定の内訳としての各経理単位間における資金の融通の条件及び最高限度額

八　短期勘定から福祉勘定に診療費の支払いをする場合における診療単価

九　福祉勘定における資産（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号に規定する事業（以下「貯金事業」という。）に係るものに限る。）の構成割合

十　福祉勘定における加入者の貯金の受入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件

十一　その他予算の実施に関し必要な事項

見出・本条…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、本条…一部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（共済業務に係る収入支出予算）

第七条　共済業務に係る収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分する。

2　事業団は、共済業務に係る第二条第一項に規定する勘定（当該勘定に内訳としての経理単位が設けられている場合は当該経理単位）ごとに、前項の規定による区分を行うものとする。

見出・一・二項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る予備費）

第八条　事業団は、予見することができない理由による共済業務に係る支出予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　事業団は、第十一条第一項に規定する経費以外の経費に予備費を使用したときは、直ちに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出は、使用の理由、金額及び積算の基礎を

明らかにした書類により行うものとする。

二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部省令五三号〕、見出・一項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る債務を負担する行為）

第九条　事業団は、共済業務に係る支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、共済業務に係る予算をもって文部科学大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部省令五三号〕、見出・本条…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る支出予算の流用）

第十条　事業団は、共済業務に係る支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、共済業務に係る支出予算の実施上必要があるときは、第七条第二項の規定による区分にかかわらず、同一勘定内（福祉勘定にあっては同一経理単位内）において相互流用することができる。

見出・本条…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る指定経費の流用等）

第十一条　事業団は、共済業務に係る予算総則で指定する経費の金額について流用し、又はこれに予備費を使用する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の承認を受けようとするときは、流用又は使用を必要とする理由並びに金額及びその積算の基礎を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部省令五三号〕、見出・一項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る支出予算の繰越し）

第十二条　事業団は、共済業務に係る予算の実施上必要があるときは、共済業務に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出の決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、共済業務に係る予算総則で指定する経費については、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければ繰り越して使用することができない。

2　事業団は、前項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定により繰越しをしたときは、共済業務に係る支出予算の区分ごとに次に掲げる事項を記載した繰越計算書により、翌事業年度の五月三十一日までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の経費の支出予算現額のうち支出の決定をした額

三　第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度に繰越しをし

た額

四　第一号の経費の支出予算現額のうち不用となった額

一―三項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、見出・一・三項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る事業計画及び資金計画）

第十三条　法第三十条前段の事業計画には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　加入者の数、その標準報酬月額及び標準賞与額並びに被扶養者及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者の数の前事業年度及び当該事業年度の推計

二　短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における給付の前事業年度及び当該事業年度の推計

三　短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における標準報酬月額及び標準賞与額と掛金等（共済法第二十七条第二項の規定による掛金等をいう。）との割合の前事業年度及び当該事業年度の状況

四　厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における資産並びに福祉勘定における資産（貯金事業に係るものに限る。）の前事業年度の運用状況及び当該事業年度の運用計画

五　福祉勘定における共済法第二十六条に規定する事業の現況

六　福祉勘定における福祉施設の現況並びに当該事業年度の福祉施設の設置及び廃止の計画

七　前各号に掲げるもののほか、当該事業年度に行う事業の計画

2　法第三十条前段の資金計画には、次に掲げる事項について明らかにしなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

見出・一・二項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（共済業務に係る予算の認可申請）

第十四条　事業団は、法第三十条前段の規定により共済業務に係る予算について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　認可を受けようとする予算の積算の基礎を明らかにした書類

二　当該事業年度の予定損益計算書及び当該事業年度末における予定貸借対照表

三　前事業年度の予定損益計算書及び前事業年度末における予定貸借対照表

四　その他当該予算の参考となる書類

2　事業団は、法第三十条後段の規定により共済業務に係る予算の

変更について認可を受けようとするときは、変更しようとする理由及び事項を記載した申請書に、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る事業計画及び資金計画の認可申請）

第十五条　事業団は、法第三十条前段の規定により共済業務に係る事業計画及び資金計画について認可を受けようとするときは、共済業務に係る事業計画及び資金計画を記載した申請書に、必要に応じ参考となる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　事業団は、法第三十条後段の規定により共済業務に係る事業計画又は資金計画の変更について認可を受けようとするときは、変更しようとする理由及び事項を記載した申請書に、必要に応じ参考となる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（財務諸表）

第十六条　法第三十二条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、全部改正〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正〔令和元年六月文科令四号〕

（業務報告書の作成）

第十六条の二　法第三十二条第一項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　業務報告書には、次に掲げる事項（第三号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項にあっては、共済業務に係るものを除く。）を記載しなければならない。

一　事業団の目的及び業務内容
二　国の政策における事業団の位置付け及び役割
三　中期目標の概要
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
五　中期計画及び年度計画の概要
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八　業績の適正な評価に資する情報
九　業務の成果及び当該業務に要した資源
十　予算及び決算の概要
十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　事業団に関する基礎的な情報

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕、二項…一部改正・三項…削除〔令和元年六月文科令四号〕

（閲覧期間）

第十七条　法第三十二条第三項の文部科学省令で定める期間は、五年とする。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、本条…一部改正・旧二二条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正〔平成二七年三月文科令一二号〕

（電子公告を行うための電磁的方法）

第十七条の二　法第三十二条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2　法第三十二条第四項第二号に規定する措置であって文部科学省令で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するものによる措置とする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（会計監査報告書の作成）

第十七条の三　事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第一項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　事業団の役員（監事を除く。）及び職員

二　前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、法第三十二条第一項に規定する財務諸表、業務報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告書を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか又は会計の原則（第一条に規定する会計の原則をいう。以下この号において同じ。）に準拠して作成されているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定意見　監査の対象となった財務諸表が事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において、独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正に表示していると認められる旨又は会計の原則に準拠して作成されていると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において、独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正に表示していると認められる旨又は会計の原則に準拠して作成されていると認められる旨及び除外事項

ハ　否定的意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨又は会計の原則に準拠していない旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　第二号の意見があるときは、業務報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五　追記情報

六　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

七　会計監査報告書を作成した日

4　前項第五号に規定する追記情報は、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕、三・四項…一部改正〔令和四年三月

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条の四　事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第二項第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

2　事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第二項第二号に規定する文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（利益金の計算の方法）

第十八条　法第三十五条第四項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第一号に掲げる収益の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる費用の合計額を差し引くことにより行う。

一　収益

イ　国庫補助金収入

ロ　貸付金利息

ハ　寄附金収益

ニ　財務収益

ホ　雑益

ヘ　貸倒引当金戻入

ト　前期損益修正益

チ　固定資産売却益

二　費用

イ　交付補助金

ロ　借入金利息

ハ　債券利息

ニ　債券発行諸費

ホ　債券発行差金償却

ヘ　配付寄附金

ト　学術研究振興費

チ　貸倒引当金繰入

リ　貸倒損失

ヌ　有価証券売却損

ル　業務経費

ヲ　一般管理費

ワ　雑損

カ　固定資産除却損

ヨ　前期損益修正損

タ　固定資産売却損

二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年三月文科令四号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧二三条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（厚生年金保険給付積立金）

第十九条　事業団は、毎事業年度、厚生年金勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付積立金として積み立てなければならない。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、旧二四条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、全部改正〔平成一七年四月文科令二六号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（退職等年金給付積立金）

第十九条の二　事業団は、毎事業年度、退職等年金給付勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を退職等年金給付積立金として積み立てなければならない。

本条…追加〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（借入金の認可）

第二十条　事業団は、法第三十七条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第五項ただし書の規定により短期借入金若しくは長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入金の借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法

七　その他必要な事項

2　前項の規定は、事業団が法第三十七条第二項ただし書の規定（同条第六項において準用する場合を含む。）により短期借入金の借換えの認可を受けようとする場合について、準用する。

一項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、一・二項…一部改正・旧二五条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（償還計画の認可）

第二十一条　事業団は、法第三十八条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、助成業務に係るものにあっては法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、共済業務に係るものにあっては法第三十条前段の規定による認可を受けた後一月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画を変更する場合には、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　私学振興債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
三　長期借入金及び私学振興債券の償還の方法及び期限
四　その他必要な事項

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令四号〕、一部改正・旧二六条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正〔平成二二年一一月文科令二一号・二七年三月一二号〕

（法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第八条第三項に規定する文部科学省令で定める重要な財産）

第二十一条の二　法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第八条第三項に規定する文部科学省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

本条…追加〔平成二二年一一月文科令二一号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年三月文科令一二号〕

（資産の運用）

第二十二条　事業団は、法第三十九条第一項第三号に掲げるもののうち運用方法を特定する金銭信託に運用しようとする場合、施行令第十六条第一号に掲げる信託（法第三十九条第一項第一号の規定により取得した有価証券のみを信託するものを除く。）に運用しようとする場合又は施行令第十六条第三号に掲げる保険料の払込みに運用しようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

二項…一部改正〔平成二二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令四号〕、一項…削除・旧二項…一部改正し一項に繰上〔平成一四年六月文科令三二号〕、本条…一部改正・旧二七条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（文部科学大臣の指定する有価証券）

第二十三条　法第三十九条第一項第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定以外の勘定の余裕金を運用する場合にあっては、次に掲げる有価証券とする。

一　特別の法律により法人の発行する債券
二　貸付信託の受益証券
三　その他確実と認められる有価証券で、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けたもの

2　法第三十九条第一項第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定の余裕金を運用する場

合にあっては、次に掲げる有価証券（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）とする。

一　特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

二　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

三　社債券

四　公社債投資信託の受益証券

五　貸付信託の受益証券

六　外国又は外国法人の発行する証券で国債、地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

見出・本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成一四年六月文科令三二号〕、一・二項…一部改正・旧二八条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、二項…一部改正〔平成一九年九月文科令二七号〕、一・二項…一部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（文部科学大臣の指定する金融機関）

第二十四条　法第三十九条第一項第二号の文部科学大臣の指定する金融機関は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に規定する金融機関（銀行を除く。）とする。

見出・本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、本条…一部改正・旧二九条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（勘定間の貸付け）

第二十四条の二　施行令第十六条第四号に規定する貸付けは、予算の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該貸付けを行う余裕金が厚生年金勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に定める利率を下回ることができないものとし、当該貸付けを行う余裕金が退職等年金給付勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は基準利率（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項に規定する基準利率をいう。）を参酌して文部科学大臣が別に定める利率を下回ることができない。

一　助成勘定以外の勘定に対する貸付金　年四パーセント

二　助成勘定に対する貸付金　財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条の規定による貸付けの利率に準じて文部科学大臣が別に定める利率

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の三　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九

条の六第一項に規定する管理積立金のうち事業団が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額

二　当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三　当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四　厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

五　厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

六　管理積立金の運用利回り

七　管理積立金の運用に関するリスク管理の状況

八　運用手法別の運用の状況（事業団が法第三十九条第一項第三号並びに施行令第十六条第一号及び第三号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）

九　事業団における株式に係る議決権の行使に関する状況等

十　事業団の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十一　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

省令　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（第二四条の四・第二五条）　一五七一

（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の四　厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二　厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

三　厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）

四　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（退職等年金給付積立金の管理運用の方針）

第二十五条　事業団は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。）を定めなければならない。

2　退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

二　退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
三　退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
四　その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し必要な事項

3　事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の承認を得なければならない。

4　事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

三項…一部改正〔平成一二年三月文部令四五号〕、旧三〇条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、本条…全部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書）

第二十六条　事業団は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する事項を記載した業務概況書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成一四年六月文科令三二号〕、一・二項…一部改正・旧三一条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一・二項…一部改正〔平成一九年九月文科令二七号〕、本条…全部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（貯金事業に係る資産の構成）

第二十七条　事業団が保有する福祉勘定の資産のうち、貯金事業に係る次の各号に掲げる資産の価額は、常時、当該各号に定める額以下でなければならない。

一　公社債投資信託の受益証券　前月末日において事業団が寄託を受けている貯金の残高に百分の五を乗じて得た額
二　固定資産（有形固定資産及び無形固定資産に限る。）　前月末日において事業団が寄託を受けている貯金の残高に百分の二を乗じて得た額

本条…一部改正〔平成一四年六月文科令三二号〕、旧三二条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る債権の放棄等）

第二十八条　事業団は、共済業務に係る債権について、その全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができない。ただし、当該債権を行使するため必要とする費用がその債権の額を超えるとき、当該債権の効力の変更が明らかに事業団に有利であるとき及びやむを得ない事由がある場合において文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、旧三三条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（資産の交換等の制限）

第二十九条　事業団の資産は、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し若しくは貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、事業団の目的を達成するため必要な場合において、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、旧三四条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（繰延資産）

第三十条　事業団は、第三十五条第一項の会計規程の定めるところにより、福祉事業に必要な施設の取得に当たり、当該施設の事業の開始までに要した費用のうち資産としての価値がなく事業の開始に係る年度において計上することが困難な費用について繰延資産に計上することができる。この場合には、当該事業の開始に係る年度の決算期から五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（有価証券の評価に関する基準額の特例）

第三十一条　共済業務において取得した有価証券の価額は、取得原価によるものとする。ただし、当座資産として取得した有価証券について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合には、当該事業年度末日において再評価し、帳簿価額を適正に修正しなければならない。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（貸倒引当金に関する特例）

第三十二条　事業団は、福祉勘定においては、毎事業年度末日において、貸付金、売掛金その他事業に係る未収金の総額の百分の二以内で文部科学大臣が定める金額に達するまでの金額を貸倒引当金として計上することができる。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（特別修繕引当金及び支払準備金）

第三十三条　事業団は、福祉勘定又は共済業務勘定においては、事業に使用されている施設について翌事業年度以降に大規模の修繕をすることが予定されている場合には、毎事業年度末日において、所要の金額を特別修繕引当金として計上することができる。

2　事業団は、短期勘定においては、毎事業年度末日において、当該事業年度における短期給付の請求額の総額の十二分の一に相当する金額を支払準備金として積み立て、翌事業年度末日まで据え置かなければならない。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（寄付金の運用利益金に関する会計処理）

第三十四条　法第二十三条第一項第四号に規定する寄付金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条において「運用利益金」という。）は、これが発生した時点においては負債に計上するものとし、当該運用利益金の使途に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額を収益に振り替えるものとする。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（会計規程の作成）

第三十五条　事業団は、その財務及び会計に関し、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　事業団は、前項の会計規程を定めたときは、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一五年一〇月文科令四六号〕

附　則

1　この省令は、平成十年一月一日から施行する。

2　事業団は、当分の間、第二条第一項に規定する厚生年金勘定の内訳として、厚生年金経理及び職域年金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

3　財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）が第二十四条の二第一号に規定する利率を下回っている間においては、同条の規定により厚生年金勘定に属する余裕金を他の勘定（助成勘定を除く。）に貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、同条の規定にかかわらず、厚生年金保険事業等に係る財政の安定に配慮して文部科学大臣が別に定める利率によることができる。

4　附則第二項の場合における第十九条の規定の適用については、同条中「厚生年金勘定」とあるのは、「厚生年金勘定の厚生年金経理」とする。

5　事業団は、毎事業年度、附則第二項に規定する職域年金経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を経過的長期給付積立金として積み立てなければならない。

6　第二十五条及び第二十六条の規定は、前項に規定する経過的長期給付積立金について準用する。

7　事業団は、軽減保険料率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「一元化法」という。）附則第八十五条第二項の規定により、第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下この項において同じ。）の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同

法による保険料率として共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める率をいう。第二号において同じ。）を定めたときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する金額を、各月ごとに、附則第二項に規定する職域年金経理から同項に規定する厚生年金経理に繰り入れるものとする。

一　当該月に係る一元化法附則第八十五条第一項に規定する厚生年金保険法による保険料率に基づき算定された当該月の第四号厚生年金被保険者に係る同法による保険料の総額

二　当該月に係る軽減保険料率に基づき算定された当該月の第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法による保険料の総額

8　事業団は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、加入者及びその加入者を使用する学校法人等（共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）の負担の軽減を図るため、附則第五項に規定する経過的長期給付積立金を第二条第一項に規定する退職等年金給付勘定へ繰り入れることができる。

9　前項の規定による繰入れを行う場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

三項…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号・一三年三月文科令二四号〕、二項…全部改正・三項…一部改正・四―七項…追加〔平成二六年一二月文科令三五号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、八・九項…追加〔令和二年三月文科令八号〕

省令　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令　附則（平一二―平一三）

委任　九項の「定め」＝〈日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ〉

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則

〔平成一二年三月三一日　文部省令第四五号、抄〕

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

3　第二条による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第四条第一項及び第三十条第三項の規定は、施行日以後の期間に係る利率について適用し、施行日前の期間に係る利率については、なお従前の例による。

中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令

附　則

〔平成一二年一〇月三一日　文部省令第五三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

附　則

〔平成一三年三月三〇日　文部科学省令第二四号〕

1　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2　第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第四条第二項及び附則第三項の規定は、平成十三年四月一日以後の期間に係る利率について適用し、同日前の期間に係る利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一四年三月五日　文部科学省令第四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成一四年六月二八日　文部科学省令第三二号〕

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

附　則〔平成一五年三月三一日　文部科学省令第一九号〕

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令

附　則〔平成一五年一〇月一日　文部科学省令第四六号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（平成十五年度における会計処理等）

第二条　平成十五年度における事業団の会計処理は、この省令の施行後も、なお従前の例による。

第三条　平成十五年度分の法第三十二条第一項に規定する財務諸表及び業務報告書等は、第二条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の規定に基づき作成するものとする。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成一七年四月一日　文部科学省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成一九年九月二八日　文部科学省令第二七号〕

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則〔平成一九年一〇月一日　文部科学省令第三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

附　則〔平成二二年一一月二六日　文部科学省令第二一号〕

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成二二年五月法律第三七号〕の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附　則〔平成二六年一二月二六日　文部科学省令第三五号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第二条　この省令による改正前の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（次条において「改正前財務会計省令」という。）第十九条に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において、この省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（以下「改正後財務会計省令」という。）附則第四項の規定により読み替えられた改正後財務会計省令第十九条に規定する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（経過的長期給付積立金の当初額）

第三条　改正前財務会計省令第十九条に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条の規定により厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、改正後財務会計省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第四条　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、改正後財務会計省令第二十五条の規定の例により、同条第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された退職等年金給付積立金管理運用方針は、施行日において改正後財務会計省令第二十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（経過的長期給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第五条　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、改正後財務会計省令附則第六項において準用する改正後財務会計省令第二十五条の規定の例により、改正後財務会計省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金の管理及び運用の方針を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された管理及び運用の方針は、施行日において改正後財務会計省令附則第六項において準用する改正後財務会計省令第二十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（施行期日）

附　則

〔平成二七年三月三〇日　文部科学省令第一二号、抄〕

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第六六号〕（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

（業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条の二第三項

二～二十二　〔略〕

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔平成二七年九月三〇日　文部科学省令第三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令

附　則　〔令和元年六月一三日　文部科学省令第四号〕

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条及び第十六条の二

二～二十一　〔略〕

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

附　則　〔令和二年三月二三日　文部科学省令第四号〕

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附　則　〔令和二年三月二六日　文部科学省令第八号〕

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令

附　則　〔令和四年三月三一日　文部科学省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令

（平成二十七年九月二十八日　総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省令第一号）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の九第一項の規定に基づき、厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令を次のように定める。

厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令

1　厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該年度における積立金（法第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の資産の額及びその構成割合（管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）の管理積立金（法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）ごとの資産の額及びその構成割合を含む。）

二　当該年度における積立金の運用収入の額（管理運用主体の管理積立金ごとの運用収入の額を含む。）

三　積立金の管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価（管理運用主体の管理積立金ごとの管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価を含む。）

イ　当該運用の状況が年金財政に与える影響

ロ　法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

ハ　積立金基本指針（法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針をいう。）に定める事項の遵守の状況（イ及びロに掲げる事項を除く。）

四　その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

2　主務大臣は前項の報告書の作成後、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　平成二十七年度に係る法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項のうち、第一項第二号に規定する積立金の運用収入の額に関し、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の管理積立金については、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における当該管理積立金の運用収入の額を記載するものとする。

○沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕

（昭和四十七年五月十三日
文部省令第二十八号）

最近改正　令和　五年　二月一〇日　文部科学省令第二号

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令を次のように定める。

沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令

（私学共済組合の給付に係る経過措置）

第二十三条　法第九十六条第三項の規定により私学共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなされた権利に係る年金たる長期給付については、昭和四十七年五月分以後、その額を、当該給付の算定の基礎となつた別表の上欄に掲げる沖縄私学共済組合法による標準給与の等級に対応する同表の下欄に掲げる仮定標準給与の月額を標準給与の月額とみなし、沖縄私学共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が改定前の年金額より少ないときは、改定前の年金額をもつて改定年金額とする。

本条…追加〔昭和四七年五月文部令二二号〕

第二十四条　私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）による改正前の特別措置令第三十三条第四項の規定により昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十四号）による改正前の私学共済組合法の相当規定による退職一時金又は私学共済組合法の相当規定による障害一時金とみなされた沖縄私学共済組合法の規定による退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者についての法の施行の日以後における長期給付の額の算定については、当該退職一時金又は障害一時金の額は、これらの額の算定の基礎となつた沖縄私学共済組合法の規定による標準給与の月額が、前条第一項の仮定標準給与の月額であるものとして、それぞれ沖縄私学共済組合法の規定を適用して算定した額とする。この場合において、この項の規定により適用することとされる沖縄私学共済組合法第六十四条第三項第一号に掲げる額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）による改正前の私学共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

（昭和六十年法律第百五号）による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十九条の二第三項第一号に掲げる額をもつてその額とする。

2　特別措置令第三十三条第四項の沖縄私学共済組合法の規定により算定される額の基礎となる沖縄私学共済組合法による標準給与の月額は、前条第一項の仮定標準給与の月額とする。この場合において、特別措置令第三十三条第四項の沖縄私学共済組合法の規定により算定される額の算定について適用される沖縄私学共済組合法第六十四条第三項第一号に掲げる額については、第一項後段の規定を準用する。

本条…追加〔昭和四七年五月文部令三二号〕、一・二項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、一項…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号・五九年三月一二号〕、一・二項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕

第二十五条　法第九十六条第一項及び第二項の規定により私学共済組合の組合員期間とみなされた期間を有する者についての法の施行の日以後における長期給付の額の算定については、当該算定の基礎となる沖縄の厚生年金保険法（千九百六十八年立法第百三十六号）による標準報酬月額及び沖縄私学共済組合法による標準給与の月額は、別表の上欄に掲げる沖縄の厚生年金保険法による標準報酬等級又は沖縄私学共済組合法による標準給与の等級に対応する同表の下欄に掲げる仮定標準給与の月額とする。

本条…追加〔昭和四七年五月文部令三二号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕

第二十六条　沖縄特別措置令第三十五条の三第二項において読み替えて準用する同条第一項に規定する文部科学省令で定める期間は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る同法の規定による遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となつた同法の規定による被保険者期間）とする。

本条…削除〔昭和五五年三月文部令二号〕、追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

附　則

この省令は、法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

附　則

〔昭和六一年三月三一日　文部省令第一一号、抄〕

1　この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

附　則

〔平成二七年九月三〇日　文部科学省令第三三号、抄〕

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

別表

沖縄の厚生年金保険法による標準報酬等級又は沖縄私学共済組合法による標準給与の等級	仮定標準給与の月額		
	昭和四十五年一月一日から昭和四十五年九月三十日まで	昭和四十五年十月一日から昭和四十六年九月三十日まで	昭和四十六年十月一日から昭和四十七年五月十四日まで
第一級	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
第二級	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
第三級	一〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
第四級	一二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
第五級	一四、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
第六級	一六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
第七級	一八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
第八級	二〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
第九級	二二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
第十級	二四、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
第十一級	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
第十二級	二八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
第十三級	二八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四八、〇〇〇円
第十四級	三〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	五二、〇〇〇円
第十五級	三三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円

本表…追加〔昭和四七年五月文部令三二号〕

第十六級	三三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
第十七級	三六、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
第十八級	三九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	六八、〇〇〇円
第十九級	四二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円
第二十級	四八、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	七六、〇〇〇円
第二十一級	五二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
第二十二級	五六、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	八四、〇〇〇円
第二十三級	五六、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	八八、〇〇〇円
第二十四級		六八、〇〇〇円	九二、〇〇〇円
第二十五級		七六、〇〇〇円	九六、〇〇〇円
第二十六級		八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
第二十七級		九二、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円
第二十八級		九八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
第二十九級			一二〇、〇〇〇円
第三十級			一三〇、〇〇〇円
第三十一級			一四〇、〇〇〇円
第三十二級			一五〇、〇〇〇円
第三十三級			一六〇、〇〇〇円
第三十四級			一七〇、〇〇〇円
第三十五級			一八五、〇〇〇円

○阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令

（平成七年三月一日文部省令第二号）

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第十五条の規定に基づき、及び同法を実施するため、阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令を次のように定める。

阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令

（私立学校教職員共済組合の一部負担金の支払の免除等の対象者）

第一条　阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号。以下「法」という。）第十五条に規定する組合員であって同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者であるものと私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）が認めたものとする。

一　平成七年一月十七日において法第二条第二項に規定する特定被災区域に住所を有していた者であって、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、居住する家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した者

二　平成七年一月十七日において法第二条第二項に規定する特定被災区域に住所を有していた者であって、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者

三　前二号に準ずる者

2　法第十五条に規定する組合員であって同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、前項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であるものと組合が認めたものとする。

一　療養を受ける日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除

く。）

二　前号に準ずる者

第二条　法第十五条に規定する被扶養者であって同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、前条第一項各号のいずれかに該当する者であるものと組合が認めたものとする。

2　法第十五条に規定する被扶養者であって同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、前条第一項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、その者に係る組合員（法第十五条に規定する被災私学共済被扶養者に係る組合員をいう。）が前条第二項各号のいずれかに該当する者であるものと組合が認めたものとする。

（特例認定証の交付）

第三条　組合は、前二条の規定による認定を受けようとする者からの申請に基づき認定を行ったときは、その認定を受けた者（その者が法第十五条に規定する被災私学共済被扶養者の場合は、その者に係る組合員）に対して、当該認定をした旨を証する書面（以下「特例認定証」という。）を、有効期限を定め、交付しなければならない。

（特例認定証の提出等）

第四条　前条の規定による組合の認定を受けた者（以下「特例認定者」という。）は、私立学校教職員共済組合法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第四条の二に規定する医療機関、特定承認保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は施行規則第四条の三に規定する薬局（以下「医療機関等」という。）において療養又は施行規則第四条の二に規定する指定訪問看護を受けようとするときは、同条に規定する組合員証若しくは資格喪失後継続給付証明書、施行規則第三条第二項に規定する遠隔地被扶養者証又は処方せんに添えて、特例認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。

2　特例認定者（その者が法第十五条に規定する被災私学共済被扶養者の場合は、その者に係る組合員）は、施行規則第五条の規定により療養費又は家族療養費の請求書を提出する場合には、当該請求書に特例認定者である旨を付記しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用する。

○東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令

（平成二十三年五月二日）
（文部科学省令第十九号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令を次のように定める。

東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令

（標準給与の改定に係る届出等）

第一条　学校法人等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）は、加入者について、当該学校法人等において受けた給与の額が同項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「私学共済規則」という。）様式第七号による届書に、東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。次項において同じ。）による被害を受けたことを明らかにできる書類を添えて、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

2　東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者は、法第三十八条第四項の規定により読み替えられた準用国共済法（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）第六十六条第一項の規定が適用される場合においては、私学共済規則第十四条第一項の請求書に、同条第二項各号に掲げる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより病気にかかり若しくは負傷し又はこれらにより生じた病気にかかったことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（退職共済年金の額の改定の特例）

第二条　事業団は、平成二十三年三月一日から法第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であって、かつ、同条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有

するものに係る準用国共済法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の額の改定については、その者の私学共済規則第二十六条第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、準用国共済法第七十七条第四項の改定を行うことができる。

（死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第三条　私学共済規則第四条第二項（私学共済規則第十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、私立学校教職員共済法による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第四条第二項に規定する当該給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものの死亡を証する書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2　私学共済規則第十一条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であった者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第十一条第二項に規定する書類に代えて、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　私学共済規則第十二条の規定により行う弔慰金及び家族弔慰金の請求は、加入者又はその被扶養者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第十二条第二項第一号に規定する書類に代えて、加入者又はその被扶養者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

4　私学共済規則第三十三条の六の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、加入者又は加入者であった者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第三十三条の六第二項第三号に掲げる書類に代えて、加入者又は加入者であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

5　私学共済規則第三十三条の九の規定により行う遺族共済年金の転給の請求は、遺族共済年金の受給権者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第三十三条の九第二項第一号に掲げる書類に代えて、遺族共済年金の受給権者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（掛金の免除の申請等）

第四条　法第四十二条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、これを事業団に提出することによって行うものとする。

一　学校法人等の名称及び所在地

二　法第四十二条第一項第二号に該当するに至った年月

2　法第四十二条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出することによって行うものとする。

一　学校法人等の名称及び所在地

二　法第四十二条第一項第二号に該当しなくなるに至った年月

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令

（平成二十三年七月二十九日
文部科学省令第二十九号）

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに同令第六条第三項及び第四項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令

第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及びその被扶養者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の二第二項第一号に規定する収入の額については、私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第四条の三第一項の規定により算定した額が、同項中「同項各号に規定する加入者が療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における当該」とあるのは、「平成二十一年における同項各号に規定する」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の

（一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額の特例）

規定にかかわらず、当該額とする。

（特例政令第六条第三項の介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第二条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号。以下「特例政令」という。）第六条第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条の三第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第一条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者	「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。）である者にあっては次の各号に掲げる当該者の、基準日において口蹄疫特例措置対象健保被保険者の被扶養者である者にあっては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第一条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象健保被保険者（以下この項において	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号。以下この項において「特例政令」という。）第一条第四項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第一条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者	

（以下この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」という。）である者にあっては次の各号に掲げる当該者の、基準日において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者である者にあっては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等	次条第一項	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十二条第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第二条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）
特例政令第一条第九項	次の各号に掲げる者	
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第二条第二項に規定する		

口蹄疫特例措置対象船保被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び同令第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。以下この項において「特定口蹄疫特例措置対象船保被保険者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において特定口蹄疫特例措置対象船保被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船保被保険者		国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第三条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する前条第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第	次の各号に掲げる者	

二百四十四号）第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員の被扶養者（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員	次の各号に掲げる者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六の五第一項（これらの規定が特例政令第四条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等である次の各号に掲げる者
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の	次の各号に掲げる者	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の七第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第五条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当

		国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項及び第三項（これらの規定が特例政令第七条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）
該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	国民健康保険の世帯主等と	国民健康保
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第七条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者（以下この項及び第三項において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。）である者と		私立学校教職員共済法施行令

険の世帯主等及び	第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び	
被保険者が	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が	

（特例政令第六条第四項の介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第三条　特例政令第六条第四項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項（特例政令第八条第四項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定を準用する場合においては、同令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条におい

省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令

て準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第七項に規定する者であって、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第八条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

2　第一条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の二第二項第一号に規定する収入の額について適用する。

○子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕

（令和七年十一月四日内閣府令第九十三号）

（調整金額）

第一条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十一条の四第二項に規定する調整金額は、被用者保険等保険者ごとに徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えないときは、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

ロ　徴収年度の前々年度の当該被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額から同年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額

ハ　徴収年度の前々年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額（法第七十一条の五第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）の見込額に同年度に係る第十七条第一号に掲げる率を乗じて得た額から、同年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額に同年度に係る第十七条第二号に掲げる率を乗じて得た額を控除して得た額

ニ　徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額から同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額を、六で除して得た額

二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ　徴収年度に係る第十七条第一号に掲げる率

（概算支援納付金の算定に係る加入者等の見込数の総数等の算定方法）

第二条　各年度における各健康保険者（次項に規定する新設等保険者を除く。以下この項において同じ。）に係る加入者等の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該健康保険者に係る加入者等

の数（その数が当該健康保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該健康保険者の申請に基づき、こども家庭庁長官が算定する数とする。）

二　当該年度における全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数をそれらの健康保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率の見込みとしてこども家庭庁長官が定める率

2　新設等保険者（各年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された健康保険者及び同日から当該各年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した健康保険者をいう。以下同じ。）に係る当該各年度における加入者等の見込数は、その間における当該新設等保険者に係る加入者等の数等を勘案してこども家庭庁長官が算定する数とする。

3　各年度における法第七十一条の五第一項第一号イ、第二号イ及び第三号に規定する全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数は、当該年度における全ての健康保険者に係る第一項の規定により算定した数の総数と前項の規定により算定した数の総数との合計数とする。

4　各年度における法第七十一条の五第一項第一号イに規定する全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の見込数の総数は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る第一項の規定により算定した数の総数と第二項の規定により算定した数の総数との合計数とする。

5～10　〔略〕

（概算支援納付金の算定に係る被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額の算定方法）

第三条　各年度における法第七十一条の五第一項第一号ロに規定する当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額は、被用者保険等保険者（新設等保険者を除く。第一号及び第二号において同じ。）にあっては、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とし、被用者保険等保険者（新設等保険者に限る。第三号において同じ。）にあっては、第三号に掲げる額とする。

一　当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者の標準報酬総額

二　当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の加入者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付に関する規定が適用されない者及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下同じ。）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一

年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下同じ。）並びに国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。以下同じ。）の組合員をいう。以下同じ。）に係る賃金水準の伸び及び加入者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

三　当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案してこども家庭庁長官が算定した額

（概算支援納付金の算定に係る標準報酬総額の補正）

第四条　各年度における法第七十一条の五第一項第一号ロの標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。

一・二　〔略〕

三　日本私立学校振興・共済事業団　私立学校教職員共済制度の加入者（以下この号において「加入者」という。）の当該年度の前々年度の標準報酬月額（私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の総額（標準報酬月額が標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあっては、当該加入者の標準報酬月額の同年度の合計額の総額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ　基準月における標準報酬月額が標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の標準報酬月額の基礎となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び当該加入者以外の加入者の標準報酬月額の総額を合算した額

ロ　基準月における加入者の標準報酬月額の総額

四　〔略〕

2　健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の共済組合の組合員の国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額（以下この項において「共済組合の組合員の標準報酬の月額」という。）の合計額の総額及び私立学校教職員共済制度の加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額（以下この項において「私立学校教職員共済制度の加入者の標準報酬月額」という。）の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該私立学校教職員共済制度の加入者の標準報酬月額の同年度の合計

額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び私立学校教職員共済制度の加入者の標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして前項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高等級」とあるのは、改定前の期間に係る額については「健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の当該改定がされた月（以下「改定月」という。）前における最高等級」とし、改定以後の期間に係る額については「改定月以後における最高等級」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月以前の月であるときは、改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月より後の月であるときは、改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級」とあるのは、改定前の期間に係る額については「改定月前における最高等級」とし、改定以後の期間に係る額については「改定月以後における最高等級」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月以前の月であるときは、改定月前における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月より後の月であるときは、改定月以後における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

（概算支援納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法）

第六条　各年度における総報酬割概算負担率は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

（確定支援納付金の算定に係る加入者等の数の総数等の算定方法）

第九条　各年度における法第七十一条の六第一項第一号イ、第二号イ及び第三号に規定する全ての健康保険者に係る加入者等の総数は、当該年度における全ての健康保険者に係る加入者等の数の総数とする。

2　各年度における法第七十一条の六第一項第一号イに規定する全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の総数は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の数の総数とする。

3～8　〔略〕

（確定支援納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第十条　各年度における総報酬割確定負担率は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

（子ども・子育て支援納付金に係る納付の猶予の申請）

第十二条　法第七十一条の十一第一項の規定により子ども・子育て支援納付金の一部の納付の猶予を受けようとする健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一　納付の猶予を受けようとする子ども・子育て支援納付金の一部の額

二　納付の猶予を受けようとする期間

2　前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

（健康保険者等が行うこども家庭庁長官に対する報告）

第十三条　健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者等の数（地域保険等保険者にあっては、加入者等の数及び加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の数。以下この条において同じ。）を当該年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2　〔略〕

（被用者保険等保険者が行うこども家庭庁長官に対する報告等）

第十五条　被用者保険等保険者は、こども家庭庁長官に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一　各年度の標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の十一月末日

二　各年度の標準報酬総額　当該年度の翌年度の八月末日

2　〔略〕

（端数計算）

第十六条　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第一条の規定による調整金額	一円未満の端数を切り捨てる
第二条第一項の規定による各健康保険者に係る加入者等の見込数	一未満の端数を四捨五入する
〔略〕	
第四条第一項第三号に規定する同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
第六条に規定する総報酬割概算負担率	
〔略〕	〔略〕
第十条に規定する総報酬割確定負担率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
〔略〕	〔略〕

（公示）

第十七条　こども家庭庁長官は、次に掲げる率又は額を年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　算定率（各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第一条第一項第一号の合計額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率をいう。以下同じ。）に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率

二　算定率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた率

三　第二条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率

四　〔略〕

五　第六条に規定する総報酬割概算負担率

六　〔略〕

七　第十条に規定する総報酬割確定負担率

八　被用者保険等保険者が、健康保険法第百六十条の二に規定する子ども・子育て支援金率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団にあっては、子ども・子育て支援納付金に係る掛金の割合）を定めるに当たって参酌すべき率として、算定率を基礎としてこども家庭庁長官が定める率

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（令和十年度における調整金額の特例）

第二条　令和十年度における法第七十一条の四第二項に規定する調整金額は、第一条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者ごとに令和八年度の概算支援納付金の額が同年度の確定支援納付金の額を超えるときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額と第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除して得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、令和八年度の概算支援納付金の額が同年度の確定支援納付金の額を超えないときは、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額と第四号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

ロ　令和八年度及び令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額

二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ　令和九年度に係る第十七条第一号に掲げる率

三　次に掲げる額の合計額

イ　令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

ロ　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額から同年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額

ハ　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額に同年度に係る第十七条第一号に掲げる率を乗じて得た額から、同年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額に同年度に係る第十七条第二号に掲げる率を乗じて得た額を控除して得た額

ニ　令和九年度及び令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額

四　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ　令和十年度に係る第十七条第一号に掲げる率

（調整金額等の特例）

第三条　令和十一年度からこども家庭庁長官が定める年度までの間における第一条第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額から同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額を、六で除して得た額」とあるのは、「徴収年度及び同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額」とする。

2　令和八年度からこども家庭庁長官が定める年度までの間における第十七条第一号の規定の適用については、同号中「第一条第一項第一号の合計額」とあるのは、「第一条第一項第一号の合計額を勘案してこども家庭庁長官が定める額」とする。

（令和七年度におけるこども家庭庁長官に対する報告の特例）

第四条　第十三条第一項の規定にかかわらず、健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、令和六年度の各月末日における加入者等の数を令和七年十一月末日までに報告しなければならない。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十三条の四第二項及び第四十四条第一項の規定に基づき、令和六年度の各月末日における加入者等の数を社会保険診療報酬支払基金に報告していた場合には、当該報告をもって、これに代えることができる。

2　第十三条第一項の規定にかかわらず、地域保険等保険者は、こども家庭庁長官に対し、令和六年度の各月末日における加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の数を令和七年十一月末日までに報告しなければならない。

共済規程

ページ
○日本私立学校振興・共済事業団共済規程
〔平成九年文部大臣認可〕……一六五一
第一章　総則（第一条）……一六五二
第二章　共済運営委員会（第二条―第十一条）……一六五二
第三章　加入者（第十二条―第十六条）……一六五四
第四章　任意継続加入者（第十七条―第十九条）……一六五八
第五章　共済業務（第二十条―第二十五条の二）……一六五九
第五章の二　退職等年金給付に係る付与率等（第二十五条の三―第二十五条の七）……一六六六
第六章　掛金等及び任意継続掛金（第二十六条―第三十二条）……一六六七
第七章　共済審査会（第三十三条―第三十八条）……一六七五
第八章　財務及び会計（第三十九条―第四十一条）……一六七六
第九章　運用担当責任者（第四十二条）……一六七七
第十章　参与（第四十三条）……一六七七
第十一章　雑則（第四十四条―第四十六条）……一六七七
附則……一六七七

○日本私立学校振興・共済事業団共済規程

（平成九年十二月二十四日
文部大臣認可諸高第四十六の二号）

【沿革】

平成一〇年　九月二五日　諸政第四の一二号改正
平成一一年　三月三一日　諸政第四の一号改正
平成一二年　一月三一日　諸政第四の一号改正
平成一二年　三月三一日　諸政第四の四号改正
平成一二年　九月二九日　諸政第四の八号改正
平成一二年一二月二七日　諸政第四の一三号改正
平成一三年　一月三一日　一二諸文科高第七〇号改正
平成一三年　三月三〇日　一二諸文科高第二五九号改正
平成一三年一一月一六日　一三諸文科高第一九一五号改正
平成一四年　三月二九日　一三諸文科高第二二四三号改正
平成一四年　五月三〇日　一四諸文科高第一一七号改正
平成一四年　六月二八日　一四諸文科高第二七六号改正
平成一四年一一月二七日　一四諸文科高第五一三号改正
平成一五年　三月三一日　一四諸文科高第七二二号改正
平成一五年　九月三〇日　一五諸文科高第四七〇号改正
平成一六年　三月三一日　一五諸文科高第八四四号改正
平成一六年一二月二八日　一六諸文科高第三〇三号改正
平成一七年　三月三一日　一六諸文科高第八四七号改正
平成一七年　九月三〇日　一七諸文科高第二一〇号改正
平成一八年　三月三一日　一七諸文科高第四三八号改正
平成一八年　九月二九日　一八諸文科高第二六三号改正
平成一八年一二月二八日　一八諸文科高第三八三号改正
平成一九年　三月三〇日　一八諸文科高第四〇一号改正
平成一九年　五月三一日　一九諸文科高第一五八号改正
平成一九年　九月二八日　一九諸文科高第三七八号改正
平成二〇年　二月二九日　一九諸文科高第四〇六号改正
平成二〇年　三月三一日　一九諸文科高第四〇七号改正
平成二一年　三月三一日　二〇諸文科高第八〇二九号改正
平成二二年　三月三一日　二一受文科高第一三四号改正
平成二二年　六月二九日　二二受文科高第六九九号改正
平成二三年　三月三〇日　二二受文科高第二〇一〇号改正
平成二四年　三月三〇日　二三受文科高第三六九五号改正
平成二五年　三月二九日　二四受文科高第三八三七号改正
平成二六年　三月三一日　二五受文科高第二六八四号改正
平成二六年　六月二七日　二六受文科高第七七六号改正
平成二六年　九月一八日　二六受文科高第一三五八号改正
平成二六年　三月二四日　二六受文科高第二六九八号改正
平成二七年　九月三〇日　二七受文科高第一三四四号改正
平成二八年　三月三一日　二七受文科高第二五七五号改正
平成二八年　九月三〇日　二八受文科高第二四一号改正
平成二九年　三月三一日　二八受文科高第二二〇七号改正
平成二九年　七月三一日　二九受文科高第七八八号改正
平成二九年　九月二七日　二九受文科高第一一六三号改正
平成三〇年　三月二八日　二九受文科高第二〇二七号改正
平成三〇年　九月二五日　三〇受文科高第四四八号改正
平成三一年　三月二九日　三〇受文科高第二〇一四号改正
令和　元年　九月一九日　元受文科高第五六六号改正
令和　二年　三月一九日　元受文科高第二一六〇号改正
令和　二年　四月　六日　元受文科高第二四一八号改正
令和　二年　八月一八日　二受文科高第六五八号改正
令和　二年　九月一七日　二受文科高第八四八号改正
令和　三年　三月二五日　二受文科高第一八一六号改正
令和　三年　九月一七日　三受文科高第五〇五号改正

令和　四年　三月三一日　三文科高第一七一一号改正
令和　四年　九月三〇日　四文科高第九八一号改正
令和　五年　三月二〇日　四文科高第一八八一号改正
令和　五年　六月二七日　五文科高第四五二号改正
令和　五年　九月二二日　五文科高第八八七号改正
令和　六年　三月二八日　五文科高第二二六九号改正
令和　六年　九月二六日　六文科高第九九〇号改正
令和　七年　三月一四日　六文科高第二一一二号改正
令和　七年　八月　八日　七文科高第七〇二号改正
令和　八年　三月一六日　七文科高第二〇九一号改正

日本私立学校振興・共済事業団共済規程

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　共済運営委員会（第二条―第十一条）
第三章　加入者（第十二条―第十六条）
第四章　任意継続加入者（第十七条―第十九条）
第五章　共済業務（第二十条―第二十五条の二）
第五章の二　退職等年金給付に係る付与率等（第二十五条の三―第二十五条の七）
第六章　掛金等及び任意継続掛金（第二十六条―第三十二条）
第七章　共済審査会（第三十三条―第三十八条）
第八章　財務及び会計（第三十九条―第四十一条）
第九章　運用担当責任者（第四十二条）
第十章　参与（第四十三条）
第十一章　雑則（第四十四条―第四十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第一条及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第一条の目的を達成するため、その共済業務に関し、事業団法第二十四条及び共済法第四条の規定に基づき、この規程を定める。

本条…一部改正〔平成一五年九月一五諸文科高四七〇号〕

第二章　共済運営委員会

（共済運営委員会）

第二条　事業団に共済運営委員会を置く。

2　共済運営委員会は、二十一人以内の委員をもって組織する。

（共済運営委員会の職務）

第三条　次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一　共済規程の変更

二　共済運営規則（事業団法第二十五条第二項に規定する共済運

営規則をいう。以下同じ。）の変更

三　共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画

四　共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五　共済業務に係る訴訟又は審査請求の提起及び和解

六　共済業務に係る毎事業年度の財務諸表及び業務報告書等

七　その他共済業務に関する重要事項

2　前項に規定する事項のほか、共済運営委員会は、共済業務に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

一項…一部改正〔平成一五年九月一五諸文科高四七〇号・二八年三月二七受文科高二五七五号〕

（委員の委嘱及び任期）

第四条　共済運営委員会の委員は、文部科学大臣が委嘱する。

2　前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第一項の委員は、再任されることができる。

一項…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、三項…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（会長及び副会長）

第五条　共済運営委員会に会長及び副会長各一名を置く。

2　共済運営委員会の会長及び副会長は委員の互選による。

3　会長は共済運営委員会の会議を主宰する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠員のときは、その職務を行う。

（会議）

第六条　共済運営委員会の会議は、定例及び臨時会とする。

2　定例会は、毎年一月及び六月に理事長が招集することを常例とする。

3　臨時会は、理事長が必要と認めた場合又は在任委員の三分の二以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があった場合において、理事長がこれを招集する。

（会議の定足数）

第七条　共済運営委員会の会議は、在任委員が半数以上出席しなければ開くことができない。

（議決の方法）

第八条　共済運営委員会の議事は、会長（副会長が会長の職務を行う場合は副会長。以下同じ。）を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第九条　共済運営委員会の庶務は、事業団の職員のうちから理事長が任命した者が処理する。

（委員に対する手当等）

第十条　共済運営委員会の委員に対する手当及び旅費は、理事長が

定める。

（会議の運営）

第十一条　本章に定めるものを除くほか、共済運営委員会の運営に関し必要な事項は、共済運営委員会が定める。

第三章　加入者

（加入者）

第十二条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人（共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものを含む。）、同法第百五十二条第五項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一　船員保険の被保険者

二　専任でない者又は臨時に使用される者であって、次に掲げるもの

イ　当該学校法人等以外の者にもまた使用され、その者から報酬を受ける者その他の当該学校法人等から受ける報酬以外の収入を得ている者であって、当該収入の額が当該学校法人等から受ける報酬の額を超えると見込まれるもの

ロ　日々雇い入れられる者（一月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

ハ　二月以内の期間を定めて使用される者であって、その定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの（その定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

三　当該学校法人等における一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。以下この号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）又は当該学校法人等における一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次のいずれかの要件に該当する者

イ　当該学校法人等における一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ　報酬（私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の二第二項に規定するものを除く。）について、同条第三項に定めるところにより算定した額が、八万八千円未満であること。

ハ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規

定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の私立学校教職員共済法施行規則第一条の二第四項に規定する者であること。

2　前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなったときは、同項及び第十五条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。

一　公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る。）。

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をするとき。

三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をするとき。

四　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をするとき。

五　労働基準法第七十六条の規定による休業補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付を受けるとき。

六　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく措置により休業する場合であって、当該休業期間中における健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格の取扱いを参酌して、理事長が定める事由に該当するとき。

二項…一部改正〔平成一〇年九月諸政四の一二号・一一年三月四の一号・一三年一一月一三諸文科高一九一五号・一四年三月二二四三号・二二年六月二二受文科高六九九号〕、一・二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、一項…一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四一号・令和二年三月元受文科高二一六〇号〕、二項…一部改正〔令和二年八月二受文科高六五八号〕、一項…一部改正〔令和五年六月五文科高四五二号〕、一・二項…一部改正〔令和七年三月六文科高二一二号〕

（加入者の種別）

第十三条　加入者の種別は、甲種加入者、乙種加入者及び丙種加入者とする。

2　甲種加入者は、乙種加入者及び丙種加入者以外の加入者をいう。

3　乙種加入者は、共済法第四十一条の規定により共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）に関する規定の適用を受けない加入者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第四条の三の規定による厚生年金保険の被保険者である加入者を除く。）又は共済法附則第二十一項の規定により退職等年金給付に関する規定の適用を受けない加入者をいう。

4　丙種加入者は、共済法第三十九条又は附則第二十項の規定により共済法第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付（以下「短期給付」という。）に関する規定の適用を受けない加入者をいう。

三項…一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四三号〕、三・四項…全部改正〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇七号〕、三・四項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、三項…一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四一号〕

（加入者の資格の取得等）

第十四条　教職員等は、その教職員等となった日から、加入者の資格を取得する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　教職員等となった者（次号又は第三号に規定する学校法人等の教職員等となった者を除く。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　共済法第三十九条第一項に規定する者及び共済法第四十一条第二号に掲げる者に該当するとき。

ロ　次のいずれにも該当する者であるとき。

(1)　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「社会保障協定実施特例法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる者

(2)　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号。以下「平成二十七年私学一元化政令」という。）第十七条第一項に規定する者

二　共済法附則第二十一項の規定により退職等年金給付に関する規定の適用を受けない加入者を使用する学校法人等の教職員等となった者が次のいずれかに該当するとき。

イ　共済法第三十九条第一項に規定する者に該当するとき。

ロ　社会保障協定実施特例法第五十四条第一項各号に掲げる者に該当するとき。

三　共済法附則第二十項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない加入者を使用する学校法人等の教職員となった者が次のいずれかに該当するとき。

イ　共済法第四十一条第二号に掲げる者に該当するとき。

ロ　平成二十七年私学一元化政令第十七条第一項に規定する者に該当するとき。

ハ　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号。以下「法科大学院派遣法」という。）第十四条第一項に規定する

私立大学派遣検察官等又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号。以下「法科大学院派遣法施行令」という。）第八条第一項に規定する複数校派遣検察官等に該当するとき。

ニ　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員に該当するとき。

本条…一部改正〔平成一二年一月諸政四の一号・一三年一月一二諸文科高七〇号・一四年三月一三諸文科高二二四三号・一六年三月一五諸文科高八四四号・一七年三月一六諸文科高八四七号・九月一七諸文科高二一〇号・一八年一二月一八諸文科高三八三号・一九年五月一九諸文科高一五八号・二〇年二月四〇六号・三月四〇七号・二六年六月二六受文科高七七六号・二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（加入者の資格の喪失）

第十五条　加入者は、次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日（第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至った日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）から加入者の資格を喪失する。ただし、第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至った日若しくはその翌日又は第三号に掲げる事由に該当するに至った日に更に教職員等となったときは、この限りでない。

一　死亡したとき。

二　退職したとき（共済法第三十九条第二項若しくは第四十一条第一号又は社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号。以下「私学の社会保障協定実施特例政令」という。）第三条後段（平成二十七年私学一元化政令第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により退職したものとみなされる場合（これにより短期給付及び退職等年金給付に関する規定の適用を受けないこととなるときに限る。）を含む。）。

三　第十二条第一項各号に掲げる者となったとき。

四　その使用される学校法人等が解散したとき。

本条…一部改正〔平成一二年一月諸政四の一号・一三年一月一二諸文科高七〇号・一四年三月一三諸文科高二二四三号・一七年三月一六諸文科高八四七号・九月一七諸文科高二一〇号・二〇年二月一九諸文科高四〇六号・三月四〇七号・二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（加入者期間）

第十六条　加入者である期間（以下「加入者期間」という。）は、加入者の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の属する月の前月をもって終わるものとする。

2　加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共

済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3　加入者の資格を喪失した後再び加入者の資格を取得したときは、前後の加入者期間を合算する。

二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

第四章　任意継続加入者

（任意継続加入者の資格の取得等）

第十七条　退職の日の前日まで引き続き一年以上加入者であった者（後期高齢者医療の被保険者等（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）でないものに限る。）は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると事業団が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を事業団に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、短期給付及び福祉事業の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き加入者であるものとみなす。

2　前項後段の規定により加入者であるものとみなされた者（以下「任意継続加入者」という。）が初めて払い込むべき任意継続掛金（共済法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金をいう。以下同じ。）をその払込期日までに払い込まなかったときは、前項の規定にかかわらず、その者は、任意継続加入者にならなかったものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると事業団が認めたときは、この限りでない。

一・二項…一部改正〔平成二一年三月二〇諸文科高八〇二九号〕

（任意継続加入者の資格の喪失）

第十八条　任意継続加入者は、次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日（第四号又は第六号に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日）から、任意継続加入者の資格を喪失する。

一　任意継続加入者となった日から起算して二年を経過したとき。

二　死亡したとき。

三　任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかったとき（払込みの遅延について正当な理由があると事業団が認めたときを除く。）。

四　加入者（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給

付を行うものの組合員、健康保険の被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。）となったとき。

五　任意継続加入者でなくなることを希望する旨を事業団に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

六　後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

本条…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一三号・一五年三月七二二号・二一年三月二〇諸文科高八〇二九号〕

（任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額）

第十九条　任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。

一　任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

二　前年（一月から三月までの標準報酬月額にあっては、前々年）の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての加入者の同月の標準報酬月額の平均額を共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

見出・本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、本条…一部改正〔平成二八年三月二七受文科高二五七五号〕

第五章　共済業務

（共済業務）

第二十条　事業団の行う共済業務は、次のとおりとする。

一　加入者の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する次条及び第二十三条に規定する短期給付

二　加入者の退職、障害又は死亡に関する第二十二条に規定する厚生年金保険法による給付及び退職等年金給付

三　加入者又は加入者であった者の福祉を増進するための福利及び厚生に関する第二十五条に規定する事業

四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、国民年金法の規定による基礎年金拠出金並びに厚生年金保険法の規定による拠出金の納付並びに同法の規定によ

る交付金の受入れに関する業務

2　前項に規定するもののほか、事業団は、次に掲げる業務を行う。

一　国民年金法第十二条第六項の規定に基づく第三号被保険者の行う届出の経由に係る業務

二　子ども・子育て支援法第七十一条第九項の規定に基づく拠出金その他同法の規定による徴収金の取立てに関する業務

三　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項第一号、第二号及び第三号の規定に基づく基礎年金に係る請求の受理及び審査に関する業務並びに同項第五号に規定する申請等の受理及び審査に関する業務

四　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の十四の規定に基づく申請等の受理及び審査に関する業務

一項…一部改正〔平成一二年三月諸政四の四号〕、二項…一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四三号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇七号〕、二項…一部改正〔平成二五年三月二四受文科高三八三七号・二七年三月二六受文科高二六九八号〕、一・二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、一項…一部改正〔令和六年三月五文科高二二六九号〕、一・二項…一部改正〔令和八年三月七文科高二〇九一号〕

（短期給付）

第二十一条　事業団は、加入者及びその遺族に対し、共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続加入者に対しては、同項第十号に規定する給付は行わない。

（厚生年金保険法による給付及び退職等年金給付）

第二十二条　事業団は、加入者及びその遺族に対し、厚生年金保険法第三十二条に規定する保険給付及び同法附則第二十九条に規定する脱退一時金並びに共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行う。

本条…全部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（付加給付）

第二十三条　事業団は、共済法第二十条第三項の規定により、次の表に定める短期給付を行う。

給付の名称	給付事由	給付額
家族療養費付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条の規定により家族療養費を支給する場合において、同一被扶養者についての同一月の同一療養機関における当該家族療養費に係る療養に要する費用（共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第二号に規定する食事療養について算定した費用及び共済	自己負担額から二万五千円を控除して得た金額。ただし、その金額が千円に満たないときは支給しないものとし、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第三号に規定する生活療養について算定した費用（以下「家族食事療養等に係る費用」という。）を除く。以下この項において同じ。）から当該家族療養費の額（家族食事療養等に係る費用から食事療養標準負担額（共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。）又は生活療養標準負担額（共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。）を控除した額を除く。以下この項において同じ。）を控除して得た額（共済法第二十五条において準用する組合法第六十条の二の規定により高額療養費を支給する場合（施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「組合法施行令」という。）第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。以下「合算高額療養費を支給する場合」という。）を含む。）にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用（合算高額療養費を支給する場合にあっては、療養の給付、保険外併用療養費及び療養費に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用並びに訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護（共済法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二

に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）に要する費用を含む。）から当該家族療養費の額（合算高額療養費を支給する場合にあっては、療養の給付、保険外併用療養費及び療養費の額（食事療養及び生活療養に係る額を除く。）並びに訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の額を含む。）及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額（以下「自己負担額」という。）が一件につき二万五千円を超えるとき。		家族訪問看護療養費付加金
訪問看護自己負担額から二万五千円を控除して得た金額。ただし、その金額が千円に満たないときは支給しないものとし、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。	共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三の規定により家族訪問看護療養費を支給する場合において、同一被扶養者について同一月の同一指定訪問看護事業者（共済法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から受ける指定訪問看護に要する費用から当該家族訪問看護療養費の額を控除して得た額（共済法第二十五条において準用する組合法第六十条の二の規定により高額療養費を支給する場合（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合を除く。）にあっては、当該指定訪問看護に要する費用から当該家族訪問看護療養費の額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額（以下「訪問看護自己負担額」という。）が一件につき二万五千円を超えるとき。	

出産費付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第六十一条第一項の規定により出産費を支給するとき。	五万円	
家族出産費付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第六十一条第三項の規定により家族出産費を支給するとき。	五万円	
埋葬料付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第六十三条第一項又は第二項の埋葬料（同項の埋葬料については、その額が埋葬に要した費用の額より少ないものに限る。）を支給するとき。	二万五千円。ただし、共済法第二十五条において準用する組合法第六十三条第二項の埋葬料を支給するときは、二万五千円の範囲内で埋葬に要した費用の額と埋葬料の額との差額に相当する金額	
家族埋葬料付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第六十三条第三項の規定により家族埋葬料を支給するとき。	二万五千円	
傷病手当金付加金	加入者（任意継続加入者を除く。）が、共済法第二十五条において準用する組合法第六十六条第一項の傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日以後六月間の範囲内において、なお療養のため引き続き勤務に服することができないとき（同条第一項、第四項、第五項及び第八項を除く。）及び共済法第二十五条において準用する組合法第六十九条第一項の規定の例によるとしたならば傷病手当金の支給を受けるべきこととなるときに限るものとし、資格喪失の日以後であるときを除く。）	一日につき、共済法第二十五条において準用する組合法第六十六条第一項の傷病手当金の額（共済法第二十五条において準用する組合法第六十一条第一項の規定により出産費を支給するときは、その額に相当する額を加えた額）の例により計算した額	
弔慰金付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第七十条の規定により弔慰金（その額が二十七万円未満のものに限る。）を支給するとき。	二十七万円と当該弔慰金の額との差額に相当する金額	
家族弔慰金付加金	共済法第二十五条において準用する組合法第七十条の規定により家族弔慰金（その額が二十七万円未満のも	二十七万円と当該家族弔慰金の額との差額に相当する金額	

		のに限る。）を支給するとき。
災害見舞金付加金	災害見舞金の額の百分の六十に相当する金額	共済法第二十五条において準用する組合法第七十一条の規定により災害見舞金を支給するとき。
入院付加金	標準報酬月額の百分の五十に相当する金額	加入者が共済法第二十五条において準用する組合法第七十一条に規定する非常災害によりその住居又は家財に五分の一以上三分の一未満の損害を受けたとき。
	入院一日につき五百円	加入者が引き続き五日以上入院したとき（当該入院について共済法第二十五条において準用する組合法第五十四条、第五十五条の五又は第五十六条の規定により療養の給付、保険外併用療養費又は療養費の支給が行われる場合に限る。）。
家族入院付加金	入院一日につき四百円	被扶養者が引き続き五日以上入院したとき（当該入院について共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条の規定により家族療養費の支給が行われる場合に限る。）。
結婚手当金	八万円	加入者が結婚したとき。

2　前項に規定する家族療養費付加金又は家族訪問看護療養費付加金に係る療養又は指定訪問看護に要する費用につき、法令（条例を含む。）の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額がある場合において、加入者が現に負担した額が自己負担額に満たないときは、その現に負担した額が一件につき二万五千円を超えるときに家族療養費付加金又は家族訪問看護療養費付加金を支給するものとする。ただし、その超える額が千円に満たないときは支給しないものとし、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3　第一項の表家族療養費付加金及び家族訪問看護療養費付加金の項の下欄に掲げる規定は、前項の家族療養費付加金及び家族訪問看護療養費付加金の額の算定について適用する。この場合において、同欄中「自己負担額」及び「訪問看護自己負担額」とあるのは「現に負担した額」とする。

一・二項…一部改正〔平成一〇年九月諸政四の一二号〕、一項…一部改正〔平成一

二年九月諸政四の八号・一三年三月一二諸文科高二五九号・一四年三月一三諸文科高二二四三号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年五月一四諸文科高一一七号〕、一項…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一三号・一五年三月七二号・一八年九月一八諸文科高二六三号・一九年三月四〇一号・二〇年三月一九諸文科高四〇七号〕、一・二項…一部改正〔平成二六年九月二六受文科高一三五八号〕、一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号・二八年三月二五七五号・九月二八受文科高一二四一号・二九年七月二九受文科高七八八号〕

（一部負担金の払戻し）

第二十四条　事業団は、施行令第四十条の規定により、一部負担金の額等（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イからニまでに掲げる金額に相当する金額をいう。以下同じ。）の払戻しを行う。

2　前項の一部負担金の額等の払戻しは、加入者の各診療月又は指定訪問看護を受けた各月における療養の給付、保険外併用療養費及び療養費の額並びに訪問看護療養費の額に係る一部負担金の額等（共済法第二十五条において準用する組合法第六十条の二の規定により高額療養費を支給する場合（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イからニまでに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合を含み、同号イからニまでに掲げる金額と同号ホ又はヘに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合を除く。）にあっては、当該一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額。次項において同じ。）が一件につき二万五千円を超えるときに行うものとする。

3　前項の規定による一部負担金の額等の払戻しの額は、当該一部負担金の額等から二万五千円を控除して得た金額とする。ただし、その超える金額が千円に満たないときは支給しないものとし、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

4　一部負担金の額等の払戻しについては、前三項に定めるもののほか、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

二・三項…一部改正〔平成一〇年九月諸政四の一二号〕、一項…一部改正〔平成一一年三月諸政四の一号〕、三項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の八号〕、二・三項…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一三号〕、一・二項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号・一八年九月一八諸文科高二六三号〕、二・三項…一部改正〔平成二六年九月二六受文科高一三五八号〕、一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、一・二項…一部改正〔平成二九年七月二九受文科高七八八号〕

（福祉事業）

第二十五条　事業団は、加入者に対し共済法第二十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事業及び次項に規定する事業を、加入者であった者に対し第三項に規定する事業を行う。

2　共済法第二十六条第一項第七号の共済規程で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　事業団が生命保険会社と締結する保険契約により行う積立共

退職等年金給付に係る付与率等

済年金事業及び共済定期保険事業

二　前号に規定するもののほか加入者の福祉の増進に資するための事業で事業団の事業計画で定めるもの

三　共済法第二十六条第一項第一号から第六号まで及び前二号に規定する事業に附帯する事業

3　施行令第十条の共済規程で定める事業は、加入者であった者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための事業で理事長が別に定めるものとする。

三項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号〕、二項…一部改正〔令和五年六月五文科高四五二号〕

（法科大学院派遣検察官等に対する給与の特例）

第二十五条の二　法科大学院派遣法第十六条第二項の規定により読み替えて適用する共済法第二十一条第一項に規定する共済規程で定める国から支給される給与は、人事院規則二十四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十三条第一項及び第二項並びに法科大学院に派遣された検察官の給与の支給に関する準則（平成十六年三月法務省人検訓第四百二十三号）の規定により支給されるものとする。

本条…追加〔平成一六年三月一五諸文科高八四四号〕

第五章の二　退職等年金給付に係る付与率等

本章…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（付与率）

第二十五条の三　共済法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する付与率（次条において「付与率」という。）は、千分の十五とする。

本条…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

第二十五条の四　前条の規定にかかわらず、長期滞納指定法人等（第三十条の二第一項の規定により長期滞納指定法人等の指定を受けた学校法人等をいう。この条において同じ。）に所属する加入者又は加入者であった者のうち理事長が別に定めるもの（以下「指定法人等所属加入者」という。）に係る加入者期間の計算の基礎となる各月（当該長期滞納指定法人等に所属している間に係る月に限り、第二十七条第二項及び第四項の規定により加入者が負担すべき掛金等を免除された月を除く。）のうち掛金等が完納されていない月（次項において「掛金等未納月」という。）に係る付与率については、前条に規定する率に二分の一を乗じて得た率とする。ただし、長期滞納指定法人等となった日の属する月の前月までに給付事由が生じた退職等年金給付の受給権者である指定法人等所属加入者に係る当該退職等年金給付に係る給付算定基礎額（共済法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。この項及び第三項において同じ。）の計算の基礎となっている月に係る付与率並びに共済法第二十五条において準用する組合法第八十三条及び第八十九条に

規定する職務障害年金及び職務遺族年金に係る給付算定基礎額の計算の基礎となっている付与率については、この限りでない。

2　長期滞納指定法人等が掛金等未納月に係る掛金等を完納したときは、前項本文の規定にかかわらず、当該長期滞納指定法人等に係る指定法人等所属加入者の当該完納した月に係る付与率については、前条に規定する率とする。

3　前項の規定は、共済法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第七十九条の四第一項及び附則第十三条の二第一項に規定する一時金並びに共済法第二十五条において準用する組合法第八十二条の規定により受給権が消滅した退職年金に係る給付算定基礎額の計算の基礎となった付与率については、適用しない。

本条…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、三項…一部改正〔令和四年三月三文科高一七一一号〕

（給付算定基礎額に係る基準利率）

第二十五条の五　共済法第二十五条において準用する組合法第七十五条第三項に規定する基準利率は、千分の四・二とする。

本条…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四一号・二九年九月二九受文科高一一六三号・三〇年九月三〇受文科高八四八号・令和二年九月二受文科高八四八号・四年九月四文科高九八一号・五年九月五文科高八八七号・六年九月六文科高九九〇号・七年八月七文科高七〇二号〕

（終身年金現価率）

第二十五条の六　共済法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する終身年金現価率は、別表第一に定めるとおりとする。

本条…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四一号〕

（有期年金現価率）

第二十五条の七　共済法第二十五条において準用する組合法第七十九条第一項に規定する有期年金現価率は、別表第二に定めるとおりとする。

本条…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四一号〕

第六章　掛金等及び任意継続掛金

章名…改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（掛金等及び任意継続掛金）

第二十六条　事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金等（共済法第二十七条第二項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）又は任意継続掛金を徴収する。

2　掛金は、加入者の標準報酬月額及び標準賞与額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額及び標準賞与額と掛金との割合（以下「掛金率」という。）は、次の表に掲げる加入者の種別等に応じ、同表に定めるところによる。

		掛金率				
		短期給付等掛金率				退職等年金給付掛金率
		合計	内訳			
			短期給付分	子ども・子育て支援納付金分	福祉事業分	介護分	
甲種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の百八・〇五	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の十五・五四		千分の十五
	その他の月	千分の九十二・五一	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の二・五		千分の十五
乙種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の百七・五	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・九五	千分の十五・五四	
	その他の月	千分の九十一・九六	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・九五		
丙種加入者		千分の一・九五					

備考　この表及び次項の表において「介護納付金に係る掛金の徴収対象月」とは、共済法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月をいう。

3　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十一条第一項、法科大学院派遣法第十六条第一項、法科大学院派遣法施行令第九条第一項、平成二十七年私学一元化政令第十七条第一項又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）第四条第一項の規定により退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた加入者及び私学の社会保障協定実施特例政令第二条第一項に規定する合衆国協定に係る場合であって同条第二項に規定する者以外の教職員等であることにより短期給付に関する規定を適用することとされた加入者に係る掛金率は、前項の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

掛金率					介護納付金に係る掛金の徴収対象月
	内訳				
	合計	短期給付分	子ども・子育て支援納付金分	福祉事業分	
千分の百七・五	千分の八十七・七	千分の一・九五	千分の二・三	千分の五・五四	介護納付金に係る掛金の徴収対象月
千分の九十一・九六	千分の八十七・七一		千分の二・三	千分の一・九五	その他の月

4　社会保障協定実施特例法第五十四条第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けないこととされた加入者（同項第二号に該当する者に限る。）に係る掛金率は、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

掛金率					
	短期給付等掛金率				
	内訳				退職等年金給付掛金率
	合計	短期給付分	子ども・子育て支援納付金分	福祉事業分	介護分	
千分の一・九五					千分の五

5　任意継続掛金は、第十九条の規定により任意継続加入者の標準報酬月額とみなされた額を標準として算定するものとし、そのみなされた標準報酬月額に対する任意継続掛金の割合（以下「任意継続掛金率」という。）は、次の表に定めるところによる。

介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月	任意継続掛金率				
	内訳				
	合計	短期給付分	子ども・子育て支援納付金分	福祉事業分	介護分
千分の百六・八	千分の八十七・七一		千分の二・三	千分の一・二五	千分の五・五四

その他の月	千分の九十一・二六	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・二五	

備考　この表において「介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月」とは、施行令第十三条第四項に規定する対象月をいう。

6　事業団は、毎事業年度、健康保険法第百六十条第十四項に規定する特定保険料率に相当する掛金率を定めるものとする。この場合において、事業団は、当該定めた掛金率について理事長が定める方法により加入者に周知するものとする。

7　次の表の上欄に掲げる月分の軽減保険料率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第八十五条第二項の規定により、厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に係る同法による保険料率として共済規程で定める率をいう。以下同じ。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

令和七年四月から同年八月までの月分	千分の百六十七・四三
令和七年九月から令和八年八月までの月分	千分の百七十・九七
令和八年九月から令和九年八月までの月分	千分の百七十四・五一
令和九年九月から令和十年八月までの月分	千分の百七十八・〇五
令和十年九月から令和十一年八月までの月分	千分の百八十一・五九

8　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号。以下「財務会計省令」という。）附則第八項に規定する経過的長期給付積立金の繰入れを行う場合においては、事業団は、第二項及び第四項に定める退職等年金給付掛金率から事業団法第三十条に規定する事業計画で定める繰入率を減じて得た割合を退職等年金給付掛金率とみなして算定した掛金等を、第一項の規定により徴収する。

三・四項…追加・旧三・四項…五・六項に繰下〔平成一二年一月諸政四の一号〕、二・三項…一部改正・五項…一部改正し四項に繰上・四・六項…削除〔平成一二年三月諸政四の四号〕、三項…一部改正〔平成一三年一月一二諸文科高七〇号〕、二―四項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七一二号〕、三項…一部改正〔平成一五年九月一五諸文科高四七〇号〕、二―四項…一部改正〔平成一六年三月一五諸文科高八四四号・一七年三月一六諸文科高八四七号〕、三項…一部改正〔平成一七年九月一七諸文科高一一〇号〕、二―四項…一部改正〔平成一八年三月一七諸文科高四三八号・一九年三月一八諸文科高四〇一号〕、三項…一部改正〔平成二〇年二月一九諸文科高四〇六号〕、二―四項…一部改正〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇七号〕、二―四項…一部改正・五項…追加〔平成二一年三月二〇諸文科高八〇二九号〕、二―四項…一部改正〔平成二二年三月二一受文科高一三四四号・二三年三月二二受文科高二〇一〇号・二四年三月二三受文科高三六九五号・二五年

三月二四受文科高三八三七号・二六年三月二五受文科高二六八四号〕、三項…一部改正〔平成二六年六月二六受文科高七七六号〕、二―四項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九八号〕、見出・一―三項…一部改正・四・七項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下・旧五項…六項に繰下〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、二・三・五項…一部改正〔平成二八年三月二七受文科高二五七五号・二九年三月二八受文科高二二〇七号・七月二九受文科高七八八号・三〇年三月二九受文科高二〇二七号・三一年三月三〇受文科高二〇一四号〕、七項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六六号〕、二・三・五・七項…一部改正〔令和二年三月元受文科高二一六〇号〕、八項…追加〔令和二年四月元受文科高二四一八号〕、二・三・五項…一部改正〔令和三年三月二受文科高一八一六号・四年三月三文科高一七一一号・五年三月四文科高一八八一号・六年三月五文科高二二六九号〕、二・三・五・七項…一部改正〔令和七年三月六文科高二一一二号〕、二―五項…一部改正〔令和八年三月七文科高二〇九一号〕

第二十六条の二　前条に定める掛金率及び軽減保険料率については、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める基準に従って計算することを原則とする。この場合において、退職等年金給付分の掛金率及び軽減保険料率に係る財政については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一　短期給付分の掛金率　短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等に要する費用並びに当該給付に係る事務に要する費用を含み、共済法第三十四条の二第一項の出産育児交付金に係るものを除く。）の予想額と、その費用に充てるべき掛金の額とが、将来の数年間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

二　介護分の掛金率　当該事業年度における介護保険法の規定による納付金に要する費用の額と、その費用に充てるべき当該事業年度における掛金の額とが均衡するようにすること。

三　子ども・子育て支援納付金分の掛金率　当該事業年度における子ども・子育て支援法の規定による納付金に要する費用の額と、その費用に充てるべき当該事業年度における掛金の額とが均衡するようにすること。

四　退職等年金給付分の掛金率　退職等年金給付分に要する費用（当該給付に係る事務に要する費用を含む。）の将来にわたる予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金の予想額の現価に相当する額を控除した額と、退職等年金給付積立金（財務会計省令第十九条の二に規定する退職等年金給付積立金をいう。）の額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

五　福祉事業分の掛金率　第二十条第一項第三号に掲げる業務に要する費用の予想額と、その費用に充てるべき掛金の額とが、将来の数年間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

六　軽減保険料率　加入者保険料率の軽減に要する費用の予想額

が、経過的長期給付積立金（財務会計省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金をいう。）の額から経過的職域加算給付（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法による改正前の共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法による改正前の組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額に相当するものをいう。）に要する費用（当該給付に係る事務に要する費用を含む。）の将来にわたる予想額の現価を控除した額の範囲内となるようにすること。

2　前項第五号に規定する費用の予想額の算定に当たっては、当該費用に係る事業が適正であるように十分留意しなければならない。

本条…追加〔平成一七年三月一六諸文科高八四七号〕、一項…一部改正〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇七号・二一年三月二〇諸文科高八〇二九号〕、一・二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高二三四四号〕、一項…一部改正〔令和二年四月元受文科高二四一八号・六年三月五文科高二二六九号〕、一・二項…一部改正〔令和八年三月七文科高二〇九一号〕

（掛金等の負担）

第二十七条　第二十六条の規定による掛金等は、加入者及びその加入者を使用する学校法人等が折半して、これを負担し、任意継続掛金は、任意継続加入者がこれを負担する。

2　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）をしている加入者（第五項の適用を受けている加入者を除く。）が、事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）を免除する。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数（その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（加入者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第九条の

二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入者を使用する学校法人等が当該加入者を就業させる日数（当該学校法人等が当該加入者を就業させる時間数を当該加入者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入者が当該月において二以上の育児休業等をする場合（第四項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。）が十四日以上である場合　当該月

3　育児休業等をしている加入者（次項の規定の適用を受けている加入者を除く。）を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金等であって同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

4　加入者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（加入者が二以上の育児休業等をしている場合であって、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入者が就業した日がないときを含む。）における前二項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

5　産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあっては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしている加入者が、事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金等を免除する。

6　産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金等であって同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

二項…一部改正〔平成一一年三月諸政四の一号〕、三項…追加〔平成一二年九月諸政四の八号〕、三項…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、二・三項…一部改正〔平成一七年三月諸文科高八四七号〕、二項…一部改正〔平成二二年六月二二受文科高六九九号〕、一―三項…一部改正・四・五項…追加〔平成二六年三月二五受文科高二六八四号〕、一―五項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕、二項…一部改正・四項…追加・旧四・五項…一項ずつ繰下〔令和四年九月四文科高九八一号〕、二項…一部改正〔令和五年六月五文科高四五二号〕

（掛金等の納付）

第二十八条　事業団は、学校法人等に対し、学校法人等及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金等を、翌月末日までに事業団に納付させなければならない。

見出・本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（掛金等の繰上徴収）

第二十九条　事業団は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、掛金等を全て徴収することができる。

一　学校法人等が、次のいずれかに該当する場合

イ　国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

ロ　強制執行を受けるとき。

ハ　破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ　競売の開始があったとき。

二　学校法人等が、解散をした場合

三　加入者の勤務する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が、廃止された場合

本条…一部改正〔平成一七年九月一七諸文科高二一〇号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（掛金等の督促及び延滞金の徴収）

第三十条　事業団は、掛金等を滞納した学校法人等に対しては、督促状に期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により掛金等を徴収するときは、この限りでない。

2　事業団は、学校法人等に対し、前項の規定によって督促をしたときは、延滞金を徴収するものとする。

見出・一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（長期滞納指定法人等の指定及び指定の解除）

第三十条の二　事業団は、完納されていない掛金等（平成二十七年十月以後の月分に係る掛金等に限る。以下「未納掛金等」という。）が通算して十二月分を超える学校法人等に係る当該未納掛金等の徴収を図るために必要と認めるときは、当該学校法人等を長期滞納指定法人等として指定することができる。

2　事業団は、前項の指定を受けた長期滞納指定法人等が、未納掛金等を完納したときは、速やかに当該指定を解除するものとする。

3　事業団は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の解除をしたときは、速やかに当該学校法人等に対し、その旨を通知しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（滞納処分）

第三十一条　事業団は、第三十条の督促又は第二十九条各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限まで

に掛金等を完納しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2　事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の請求により市町村が、その処分を行った場合においては、事業団は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

二項…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号・二八年三月二五七五号〕

（法科大学院派遣法の実施に伴う掛金の負担等の特例）

第三十二条　法科大学院派遣法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける加入者に関する第二十七条第一項、第三項及び第六項並びに第二十八条の規定の適用については、第二十七条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項及び第六項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、第二十八条中「学校法人等に対し」とあるのは「学校法人等及び国に対し」と、「学校法人等及び」とあるのは「学校法人等及び国並びに」とする。

本条…削除〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号〕、追加〔平成一六年三月一五諸文科高八四四号〕、一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四一号・令和四年九月四文科高九八一号〕

第七章　共済審査会

（共済審査会）

第三十三条　事業団に共済審査会を置く。

2　共済審査会は、委員九人をもって組織する。

（共済審査会の職務）

第三十四条　共済審査会は、加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他共済法及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は共済法第三十一条の規定による処分に対する異議を審査する。

本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（委員の委嘱及び任期）

第三十五条　共済審査会の委員は、文部科学大臣が委嘱する。

2　前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第一項の委員は、再任されることができる。

一項…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、三項…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（会長）

第三十六条　共済審査会の委員は公益を代表する委員のうちから、会長を選挙する。

2　会長は会務を総理する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）

第三十七条　共済審査会は、加入者を代表する委員、学校法人等を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議事を決することができない。

2　共済審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬及び旅費）

第三十八条　共済審査会の委員に対する報酬並びに委員及び関係人に対する旅費は、施行令第三十一条及び第三十二条に定めるところによる。

本条…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号〕

第八章　財務及び会計

（財源の制限）

第三十九条　事業団は、借入金を共済業務に必要な資金の財源としてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要がある場合において、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕

（余裕金の運用）

第四十条　事業団は、次に定める方法によるほか、共済業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託

四　不動産の取得

五　加入者を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六　他の勘定に対する資金の貸付け

本条…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号・一四年六月一四諸文科高二七六号・一六年一二月一六諸文科高三〇三号・一九年九月一九諸文科高三七八号・二七年九月二七受文科高一三四四号〕

（その他の財務及び会計に関する事項）

第四十一条　この章に規定するもののほか、共済業務に係る財務及び会計については、事業団法及びこれに基づく命令の定めるとこ

ろによる。

第九章　運用担当責任者

本章…追加〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

（運用担当責任者）

第四十二条　事業団に運用担当責任者一人を置く。

2　運用担当責任者は、理事長がこれを委嘱する。

3　運用担当責任者は、共済業務に係る資産の運用に関する事務を統括する。

4　運用担当責任者に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

本条…追加〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

第十章　参与

旧九章…繰下〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

（参与）

第四十三条　事業団に参与一人を置くことができる。

2　参与は、理事長がこれを委嘱する。

3　参与は、共済業務に参与する。

4　参与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

旧四二条…繰下〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

第十一章　雑則

旧一〇章…繰下〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

（共済規程の変更）

第四十四条　この規程を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により、文部科学大臣の認可を受けたときは、直ちに、これを官報に公告しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、旧四三条…繰下〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

（共済運営規則）

第四十五条　この規程で定めるもののほか、事業団の共済業務の執行に関し必要な事項は、文部科学大臣の認可を受けて、共済運営規則で定める。

2　前項の共済運営規則を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3　事業団は、前項の規定により、文部科学大臣の認可を受けたときは、直ちに、これを官報に公告しなければならない。

一・二・三項…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、旧四四条…繰下〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

（共済業務の執行に関する定め）

第四十六条　事業団は、この規程及び共済運営規則に定めるもののほか、共済業務の執行に関し必要な事項を定める場合においては、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

本条…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一三号〕、旧四五条…繰下〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

附　則

1　この規程は、平成十年一月一日から実施する。

2　事業団は、事業団法附則第三条第四項の規定により作成されたこの規程及び共済運営規則を、この規程の実施の日以後速やかに官報に公告しなければならない。

附　則〔平成一〇年九月二五日　諸政第四の一二号〕

1　この変更は、平成十年十月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第二項及び第三項の規定は、平成十年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年三月三一日　諸政第四の一号〕

この変更は、平成十一年四月一日から実施する。

附　則〔平成一二年一月三一日　諸政第四の一号〕

1　この変更は、平成十二年二月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条及び第三十二条第二項の規定は、平成十二年二月分以後の掛金及び特別掛金について適用し、同月分前の掛金及び特別掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年三月三一日　諸政第四の四号〕

1　この変更は、平成十二年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成十二年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年九月二九日　諸政第四の八号〕

1　この変更は、平成十二年十月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項及び第二十四条第三項の規定は、平成十二年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年一二月二七日　諸政第四の一三号〕

この変更は、平成十三年一月一日から実施する。ただし、本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める変更規定は、平成十三年一月六日から実施する。

附　則〔平成一三年一月三一日　一二諸文科高第七〇号〕

この変更は、社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）の施行の日〔平成一三年二月一日〕から実施する。

附　則〔平成一三年三月三〇日　一二諸文科高第二五九号〕

1　この変更は、平成十三年四月一日から実施する。

2　変更後の規定は、平成十三年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成一三年一一月一六日　一三諸文科高第一九二五号〕

この変更は、平成十三年十一月十六日から実施する。

附　則〔平成一四年三月二九日　一三諸文科高第二二四三号〕

1　この変更は、平成十四年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項の規定は、平成十四年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成一四年五月三〇日　一四諸文科高第一一七号〕

最近改正　平成一四年一一月二七日　一四諸文科高第五一三号

1　この変更は、平成十四年十月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第二項及び第三項の規定は、平成十四年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

3　次の表の上欄に掲げる期間に給付事由が生じた家族療養費付加金及び家族訪問看護療養費付加金並びに一部負担金の額等の払戻しに係る変更後の第二十三条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第二項並びに第二十四条第二項及び第三項の規定の適用については、当該期間の区分に応じ、これらの規定中「二万円」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日まで	一　万　円
平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日まで	一万五千円

本項…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一三号〕

附　則〔平成一四年六月二八日　一四諸文科高第二七六号〕

この変更は、平成十四年七月一日から実施する。

附　則〔平成一四年一一月二七日　一四諸文科高第五一三号〕

1　この変更は、平成十四年十一月二十七日から実施し、平成十四年十月一日から適用する。

2　変更後の第二十三条及び第二十四条の規定は、平成十四年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成一五年三月三一日　一四諸文科高第七二二号〕

1　この変更は、平成十五年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成十五年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

3　平成十五年四月前の賞与等（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による

改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する賞与等をいう。）に係る特別掛金（同条第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

附　則〔平成一五年九月三〇日　一五諸文科高第四七〇号〕

この変更は、平成十五年十月一日から実施する。

附　則〔平成一六年三月三一日　一五諸文科高第八四四号〕

1　この変更は、平成十六年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成十六年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成一六年一二月二八日　一六諸文科高第三〇三号〕

この変更は、平成十六年十二月三十日から実施する。

附　則〔平成一七年三月三一日　一六諸文科高第八四七号〕

1　この変更は、平成十七年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成十七年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

3　平成十七年四月一日前にこの変更規定による変更前の第二十七条第二項又は第三項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

4　平成十七年四月一日前に変更後の第二十七条第二項に規定する育児休業等を開始した者（前項に規定する者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、変更後の第二十七条第二項又は第三項の規定を適用する。

附　則〔平成一七年九月三〇日　一七諸文科高第二一〇号〕

この変更は、平成十七年十月一日から実施する。ただし、第二十九条の変更規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附　則〔平成一八年三月三一日　一七諸文科高第四三八号〕

この変更は、平成十八年四月一日から実施する。

附　則〔平成一八年九月二九日　一八諸文科高第二六三号〕

1　この変更は、平成十八年十月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定は、平成十八年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成一八年一二月二八日　一八諸文科高第三八三号〕

この変更は、平成十九年一月一日から実施する。

附　則〔平成一九年三月三〇日　一八諸文科高第四〇一号〕

1　この変更は、平成十九年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

3　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第六十二条第三項に規定する者に係る傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

4　変更後の第二十六条の規定は、平成十九年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成一九年五月三一日　一九諸文科高第一五八号〕

この変更は、平成十九年六月一日から実施する。

附　則〔平成一九年九月二八日　一九諸文科高第三七八号〕

この変更は、平成十九年十月一日から実施する。

附　則〔平成二〇年二月二九日　一九諸文科高第四〇六号〕

この変更は、平成二十年三月一日から実施する。

附　則〔平成二〇年三月三一日　一九諸文科高第四〇七号〕

最近改正　令和七年三月一四日　六文科高第二一一二号

1　この変更は、平成二十年四月一日から実施する。

2　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十条第一項第四号及び第二十六条の二第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」とする。

3　変更後の第二十三条第一項の規定は、平成二十年四月一日以後給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

二項…一部改正〔平成二三年三月二二受文科高二〇一〇号・二六年六月二六受文科高七七六号・二七年三月二七受文科高二五七五号〕、二項…削除・三項…追加・旧三項…一部改正し二項に繰上〔令和六年三月五文科高二二六九号〕、二項…削除・旧三・四項…一項ずつ繰上〔令和七年三月六文科高二一一二号〕

附　則〔平成二一年三月三一日　二〇諸文科高第八〇二九号〕

この変更は、平成二十一年四月一日から実施する。ただし、第十七条の変更規定及び第十八条の変更規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附　則〔平成二二年三月三一日　二一受文科高第一三四四号〕

1　この変更は、平成二十二年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十二年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成二二年六月二九日　二二受文科高第六九九号〕

この変更は、平成二十二年六月三十日から実施する。

附　則〔平成二三年三月三〇日　二二受文科高第二〇一〇号〕

1　この変更は、平成二十三年四月一日から実施する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年三月三十日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十三年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成二四年三月三〇日　二三受文科高第三六九五号〕

この変更は、平成二十四年四月一日から実施する。

附　則〔平成二五年三月二九日　二四受文科高第三八三七号〕

1　この変更は、平成二十五年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十五年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成二六年三月三一日　二五受文科高第二六八四号〕

1　この変更は、平成二十六年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十六年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

3　この変更規定の実施日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、この変更規定の実施日をその産前産後休業を開始した日とみなして、変更後の第二十七条第四項及び第五項の規定を適用する。

附　則〔平成二六年六月二七日　二六受文科高第七七六号〕

この変更は、平成二十六年六月二十七日から実施する。ただし、第一条の規定は、平成二十六年五月三十日から適用する。

附　則〔平成二六年九月一八日　二六受文科高第一三五八号〕

1　この変更は、平成二十六年十月一日から実施する。

2　変更後の第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第二項及び第三項の規定は、平成二十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則〔平成二七年三月二四日　二六受文科高第二六九八号〕

1　この変更は、平成二十七年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十七年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成二七年九月三〇日　二七受文科高第一三四四号〕

最近改正　平成二八年三月三一日　二七受文科高第二五七五号

1　この変更は、平成二十七年十月一日から実施する。

2　変更後の第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「退職等年金給付」とあるのは「退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなお

その効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

3　変更後の第二十六条の規定は、平成二十七年十月分以後の掛金等について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

4　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付に係る第三十四条の規定の適用については、同条中「給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他共済法及び厚生年金保険法の規定よる徴収金」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項に規定する給付に関する決定、掛金」とする。

5　前項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付について準用する。

三項…削除・旧四―六項…一項ずつ繰上〔平成二七年三月二七受文科高二五七五号〕

附　則　〔平成二八年三月三一日　二七受文科高第二五七五号〕

1　この変更は、平成二十八年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程（次項において「変更後の規程」という。）第二十六条の規定は、平成二十八年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

3　変更後の規程第十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額について適用し、同日前に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

附　則　〔平成二八年九月三〇日　二八受文科高第一二四一号〕

最近改正　令和六年九月二六日　六文科高第九九〇号

1　この変更は、平成二十八年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日前に私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）の資格を取得して、実施日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（以下「共済規程」という。）第十二条第一項第三号の規定は、実施日以降引き続き実施日において使用されていた学校法人等（共済規程第十二条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）に使用されている間は、適用しない。

3　当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であって、共済規程第十二条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前項の規定によ

り同条第一項第三号の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同条の規定にかかわらず、加入者としない。

一　その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。）

二　その一月間の所定労働日数が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

4　特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者（加入者及び七十歳以上の教職員等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。附則第六項第一号において同じ。）をいう。以下同じ。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の二の五第一項各号のいずれにも該当する者（同項第一号に該当する者がいない学校法人等にあっては、同項第二号に該当する者）に限る。附則第八項第二号イにおいて同じ。）の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

5　前項ただし書の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

6　特定学校法人等（附則第四項本文の規定により附則第三項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。）以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者（加入者、七十歳以上の教職員等及び特定四分の三未満短時間労働者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（私立学校教職員共済法施行規則第一条の二の五第五項において準用する同条第一項各号のいずれにも該当する者（同項第一号に該当する者がいない学校法人等にあっては、同項第二号に該当する者）に限る。）の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

7　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、附則第三項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての共済規程第十四条の規定の適用については、同条中「その教職員等となった日」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日二十八受文科高第千二百四十一号）附則第六項の申出が受理された日」と、「教職員等となった者」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について附則第三項に規定する特定四分の三未満短時間労働者」とする。

8　附則第六項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について附則第三項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

10　附則第三項から前項までにおいて特定学校法人等とは、学校法人等であって、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者（七十歳未満の者のうち、共済規程第十二条第一項第三号イからハのいずれにも該当しないものであって、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

11　変更後の第二十五条の五から第二十五条の七まで並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

二項…一部改正・三・四項…全部改正・五―一〇項…追加・旧五項…一部改正し一一項に繰下〔平成二九年三月二八受文科高二二〇七号〕、六項…一部改正〔平成三一年三月三〇受文科高二〇一四号〕、二・四・六項…一部改正〔令和二年三月元受文科高二一六〇号〕、一〇項…一部改正〔令和四年九月四文科高九八一号・五年六月五文科高四五二号・六年九月六文科高九九〇号〕

附　則　〔平成二九年三月三一日　二八受文科高第二二〇七号〕

1　この変更は、平成二十九年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、平成二十九年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則　〔平成二九年七月三一日　二九受文科高第七八八号〕

1　この変更は、平成二十九年八月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、平成二十九年八月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則　〔平成二九年九月二七日　二九受文科高第一一六三号〕

1　この変更は、平成二十九年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　変更後の第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定

は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附　則〔平成三〇年三月二八日　二九受文科高第二〇二七号〕

1　この変更は、平成三十年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、平成三十年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔平成三〇年九月二五日　三〇受文科高第八四八号〕

1　この変更は、平成三十年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　変更後の第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附　則〔平成三一年三月二九日　三〇受文科高第二〇一四号〕

1　この変更は、平成三十一年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、平成三十一年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔令和元年九月一九日　元受文科高第五六六号〕

1　この変更は、令和元年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　変更後の別表第一の規定は、実施日以後の期間における終身年金現価率（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項に規定する終身年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附　則〔令和二年三月一九日　元受文科高第二一六〇号〕

1　この変更は、令和二年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和二年四月分以後の掛金等について適用し、同月分前の掛金等については、なお従前の例による。

附　則〔令和二年四月六日　元受文科高第二四一八号〕

1　この変更は、令和二年十月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条第八項の規定は、令和二年九月分以後の掛金等の徴収について適用する。

附　則〔令和二年八月一八日　二受文科高第六五八号〕

この変更は、令和二年九月一日から実施する。

附　則〔令和二年九月一七日　二受文科高第八四八号〕

1　この変更は、令和二年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　変更後の第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附　則〔令和三年三月二五日　二受文科高第一八一六号〕

1　この変更は、令和三年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和三年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔令和三年九月一七日　三受文科高第五〇五号〕

1　この変更は、令和三年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　変更後の別表第一の規定は、実施日以後の期間における終身年金現価率（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項に規定する終身年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附　則〔令和四年三月三一日　三文科高第一七一一号〕

1　この変更は、令和四年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和四年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔令和四年九月三〇日　四文科高第九八一号〕

1　この変更は、令和四年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程（次項において「変更後の規程」という。）第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

3　変更後の規程第二十七条の規定は、実施日以後に開始する同条第二項に規定する育児休業等について適用し、実施日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

附　則〔令和五年三月二〇日　四文科高第一八八一号〕

1　この変更は、令和五年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和五年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則〔令和五年六月二七日五文科高第四五二号〕

この変更は、令和五年七月一日から実施する。

附　則〔令和五年九月二二日五文科高第八八七号〕

1　この変更は、令和五年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附　則〔令和六年三月二八日五文科高第二二六九号〕

1　この変更は、令和六年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和六年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

附　則　〔令和六年九月二六日　六文科高第九九〇号〕

1　この変更は、令和六年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附　則　〔令和七年三月一四日　六文科高第二一一二号〕

最近改正　令和七年八月八日　七文科高第七〇二号

1　この変更は、令和七年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和七年四月分以後の掛金等について適用し、同月分前の掛金等については、なお従前の例による。

二項…一部改正〔令和七年八月七文科高七〇二号〕

附　則　〔令和七年八月八日　七文科高第七〇二号〕

1　この変更は、令和七年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。ただし、第二条の規定による変更は、同年八月八日から実施し、同年四月一日から適用する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附　則　〔令和八年三月一六日　七文科高第二〇九一号〕

1　この変更は、令和八年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和八年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

別表第一（第二十五条の六関係）

年齢	終身年金現価率
59歳	28.035287
60歳	27.255050
61歳	26.477684
62歳	25.703552
63歳	24.933088
64歳	24.166832
65歳	23.405346
66歳	22.649259
67歳	21.849964
68歳	21.054496
69歳	20.262698
70歳	19.474957
71歳	18.690488
72歳	17.908079
73歳	17.127977
74歳	16.352462
75歳	15.584414
76歳	14.826026
77歳	14.077905
78歳	13.340066
79歳	12.613258
80歳	11.899900
81歳	11.202761
82歳	10.524211
83歳	9.865831
84歳	9.228631
85歳	8.613956
86歳	8.023786
87歳	7.460150
88歳	6.925534
89歳	6.420860
90歳	5.948194
91歳	5.512198
92歳	5.107910
93歳	4.731149
94歳	4.380873
95歳	4.056373
96歳	3.757311
97歳	3.483313
98歳	3.233585
99歳	3.006943
100歳	2.801904
101歳	2.616833
102歳	2.449996
103歳	2.299411
104歳	2.162685
105歳	2.036709
106歳	1.919967
107歳	1.811272
108歳	1.709160
109歳	1.611504
110歳	1.514668
111歳	1.411532
112歳	1.286884
113歳	1.106068
114歳	0.785863
115歳以上	0.541405

本表…追加〔平成27年９月27受文科高1344号〕、全部改正〔平成28年９月28受文科高1241号・29年９月29受文科高1163号・30年９月30受文科高848号・令和元年９月元受文科高566号・２年９月２受文科高848号・３年９月３受文科高505号・４年９月４文科高981号・５年９月５文科高887号・６年９月６文科高990号・７年８月７文科高702号〕

別表第二（第二十五条の七関係）

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
1月	0.083304	61月	5.027823	121月	9.869802	181月	14.611368
2月	0.166550	62月	5.109342	122月	9.949631	182月	14.689542
3月	0.249796	63月	5.190862	123月	10.029460	183月	14.767716
4月	0.332984	64月	5.272325	124月	10.109234	184月	14.845835
5月	0.416172	65月	5.353788	125月	10.189007	185月	14.923954
6月	0.499302	66月	5.435194	126月	10.268725	186月	15.002018
7月	0.582432	67月	5.516599	127月	10.348442	187月	15.080083
8月	0.665504	68月	5.597948	128月	10.428104	188月	15.158093
9月	0.748575	69月	5.679298	129月	10.507766	189月	15.236103
10月	0.831589	70月	5.760590	130月	10.587373	190月	15.314058
11月	0.914603	71月	5.841882	131月	10.666979	191月	15.392014
12月	0.997559	72月	5.923118	132月	10.746530	192月	15.469915
13月	1.080515	73月	6.004353	133月	10.826081	193月	15.547816
14月	1.163413	74月	6.085532	134月	10.905576	194月	15.625663
15月	1.246310	75月	6.166710	135月	10.985071	195月	15.703509
16月	1.329150	76月	6.247833	136月	11.064511	196月	15.781302
17月	1.411990	77月	6.328955	137月	11.143951	197月	15.859094
18月	1.494773	78月	6.410020	138月	11.223335	198月	15.936832
19月	1.577555	79月	6.491085	139月	11.302720	199月	16.014570
20月	1.660279	80月	6.572094	140月	11.382048	200月	16.092254
21月	1.743003	81月	6.653103	141月	11.461377	201月	16.169938
22月	1.825670	82月	6.734055	142月	11.540651	202月	16.247567
23月	1.908337	83月	6.815008	143月	11.619924	203月	16.325197
24月	1.990945	84月	6.895903	144月	11.699142	204月	16.402772
25月	2.073554	85月	6.976799	145月	11.778360	205月	16.480347
26月	2.156105	86月	7.057638	146月	11.857523	206月	16.557868
27月	2.238657	87月	7.138477	147月	11.936686	207月	16.635389
28月	2.321150	88月	7.219260	148月	12.015793	208月	16.712856
29月	2.403644	89月	7.300043	149月	12.094901	209月	16.790323
30月	2.486080	90月	7.380769	150月	12.173953	210月	16.867736
31月	2.568516	91月	7.461496	151月	12.253006	211月	16.945149
32月	2.650894	92月	7.542166	152月	12.332003	212月	17.022508
33月	2.733272	93月	7.622836	153月	12.411000	213月	17.099867
34月	2.815593	94月	7.703449	154月	12.489942	214月	17.177172
35月	2.897914	95月	7.784063	155月	12.568883	215月	17.254476
36月	2.980177	96月	7.864620	156月	12.647770	216月	17.331727
37月	3.062441	97月	7.945178	157月	12.726657	217月	17.408978
38月	3.144647	98月	8.025679	158月	12.805489	218月	17.486175
39月	3.226852	99月	8.106180	159月	12.884320	219月	17.563372
40月	3.309001	100月	8.186625	160月	12.963097	220月	17.640515
41月	3.391149	101月	8.267070	161月	13.041874	221月	17.717658
42月	3.473241	102月	8.347459	162月	13.120595	222月	17.794747
43月	3.555332	103月	8.427847	163月	13.199317	223月	17.871836
44月	3.637366	104月	8.508180	164月	13.277984	224月	17.948871
45月	3.719399	105月	8.588513	165月	13.356650	225月	18.025906
46月	3.801376	106月	8.668789	166月	13.435262	226月	18.102888
47月	3.883352	107月	8.749066	167月	13.513874	227月	18.179869
48月	3.965272	108月	8.829286	168月	13.592431	228月	18.256797
49月	4.047191	109月	8.909506	169月	13.670987	229月	18.333725
50月	4.129053	110月	8.989671	170月	13.749489	230月	18.410599
51月	4.210915	111月	9.069835	171月	13.827991	231月	18.487473
52月	4.292720	112月	9.149944	172月	13.906439	232月	18.564293
53月	4.374525	113月	9.230052	173月	13.984886	233月	18.641114
54月	4.456273	114月	9.310105	174月	14.063278	234月	18.717880
55月	4.538021	115月	9.390157	175月	14.141671	235月	18.794647
56月	4.619711	116月	9.470154	176月	14.220008	236月	18.871360
57月	4.701402	117月	9.550151	177月	14.298346	237月	18.948073
58月	4.783036	118月	9.630091	178月	14.376629	238月	19.024733
59月	4.864669	119月	9.710032	179月	14.454912	239月	19.101392
60月	4.946246	120月	9.789917	180月	14.533140	240月	19.177998

本表…追加〔平成27年９月27受文科高1344号〕、全部改正〔平成28年９月28受文科高1241号・29年９月29受文科高1163号・30年９月30受文科高848号・令和２年９月２受文科高848号・４年９月４文科高981号・５年９月５文科高887号・６年９月６文科高990号・７年８月７文科高702号〕

共済運営規則

ページ
○日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則
〔平成九年文部大臣認可〕……一七〇一
第一章　総則（第一条・第二条）……一七〇二
第二章　医療機関又は薬局及び社会保険診療報酬支払基金との契約（第三条―第七条）……一七〇二
第二章の二　直営医療機関等における一部負担金の支払（第七条の二）……一七〇四
第三章　福祉事業（第八条）……一七〇四
第四章　資格確認書等（第九条―第十六条）……一七〇四
第五章　給付の支給等（第十七条―第三十二条）……一七〇八
第六章　掛金等の通知等（第三十三条―第三十四条）……一七一六
第七章　理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第三十五条）……一七一七
第八章　雑則（第三十六条―第三十八条）……一七一七
附則……一七一九

○日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

（平成九年十二月二十四日
文部大臣認可諸高第四十六の一号）

【沿革】
平成一二年　三月三一日　諸政第四の五号改正
平成一二年一二月二七日　諸政第四の一二号改正
平成一四年　三月二九日　一三諸文科高第二二四四号改正
平成一四年一一月二七日　一四諸文科高第五一四号改正
平成一五年　三月三一日　一四諸文科高第七二一号改正
平成一五年　九月三〇日　一五諸文科高第四七一号改正
平成一六年　三月三一日　一五諸文科高第八四三号改正
平成一七年　四月　一日　一七諸文科高第八号改正
平成一八年　九月二九日　一八諸文科高第二六四号改正
平成一九年　三月三〇日　一八諸文科高第四〇二号改正
平成一九年　九月二八日　一九諸文科高第三七九号改正
平成二〇年　一月二五日　一九諸文科高第三一八号改正
平成二〇年　三月三一日　一九諸文科高第四〇九号改正
平成二〇年一二月二六日　二〇諸文科高第二六〇号改正
平成二一年　五月　一日　二一諸文科高第六〇三五号改正
平成二一年一二月二八日　二一受文科高第八一五号改正
平成二二年　九月一〇日　二二受文科高第一〇九四号改正
平成二四年　三月三〇日　二三受文科高第三六九六号改正
平成二六年　三月三一日　二五受文科高第二六八五号改正
平成二六年一二月一九日　二六受文科高第二〇二七号改正
平成二七年　四月　一日　二七受文科高第一〇三号改正
平成二七年　九月三〇日　二七受文科高第一三四五号改正
平成二八年　九月三〇日　二八受文科高第一二四二号改正
平成二九年　三月三一日　二八受文科高第二二〇八号改正
平成二九年　七月三一日　二九受文科高第七八九九号改正
平成三〇年　七月二七日　三〇受文科高第六一六号改正
令和　元年　七月　三日　元受文科高第三一三号改正
令和　二年　三月一九日　元文科高第一二四一号改正
令和　二年　九月三〇日　二受文科高第九五三号改正
令和　二年一二月二二日　二受文科高第一二八八号改正
令和　三年　三月　一日　二受文科高第一六二五号改正
令和　四年　九月三〇日　四文科高第九七八号改正
令和　四年一二月二八日　四文科高第一四三九号改正
令和　五年一二月二八日　五文科高第一四五七号改正
令和　六年　三月二八日　五文科高第二二七二号改正
令和　六年一一月二九日　六文科高第一四〇九号改正
令和　七年　五月三〇日　七文科高第三五五号改正
令和　七年一二月二六日　七文科高第一四五七号改正

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　医療機関又は薬局及び社会保険診療報酬支払基金との契約（第三条―第七条）
第二章の二　直営医療機関等における一部負担金の支払（第七条の二）
第三章　福祉事業（第八条）
第四章　資格確認書等（第九条―第十六条）

第五章　給付の支給等（第十七条―第三十二条）
第六章　掛金等の通知等（第三十三条―第三十四条）
第七章　理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第三十五条）
第八章　雑則（第三十六条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第一条及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第一条に規定する目的を達成するため、その共済業務に関し、事業団法第二十五条第二項及び同条第五項において準用する同条第四項並びに日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）第十六条の規定に基づき、この規則を定める。

本条…一部改正〔平成一五年九月一五諸文科高四七一号・二七年四月二七受文科高一〇三号〕

（共済業務執行の基本原則）

第二条　事業団の共済業務は、法令、共済規程及びこの規則の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、私立学校及び社会保険に関する国の施策に順応するように執行されなければならない。

第二章　医療機関又は薬局及び社会保険診療報酬支払基金との契約

（医療機関又は薬局との契約）

第三条　事業団は、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第五十五条第一項第二号の規定により、加入者及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体又は共済組合が当該職員又は組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2　事業団は、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第六項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、保険医療機関又は保険薬局と契約することができる。

3　前二項の契約は、理事長又はその委任を受けた者でなければ、これをすることができない。

（契約書の作成等）

第四条　理事長又はその委任を受けた者は、前条第一項の契約をし

ようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診察の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手続、契約の期間、診療に要する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

2　理事長又はその委任を受けた者は、前条第二項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

3　前二項の契約書には、契約当事者が記名して印を押さなければならない。

4　事業団は、前条第一項又は第二項の契約をしたときは、契約をした医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を加入者に明らかにするものとする。

（一部負担金の減免）

第五条　加入者は、第三条第一項に規定する医療機関のうち契約で定めるものから療養の給付を受ける場合には、当該契約の定めるところにより、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項に規定する一部負担金の額の全部又は一部の支払を要しない。

（社会保険診療報酬支払基金との契約）

第六条　事業団は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者（共済法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）に対する加入者及び被扶養者の療養又は指定訪問看護事業者から受ける指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の費用の支払に関する事務及び診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書の審査に関する事務を基金に委託するものとする。

2　事業団は、基金との契約により、第三条第一項に規定する医療機関又は薬局に対する加入者及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務及び診療報酬請求書の審査に関する事務を基金に委託することができる。

3　第三条第三項の規定は、第二項の契約について準用する。

一項…一部改正〔平成一八年九月一八諸文科高二六四号〕

（契約書の作成）

第七条　理事長又はその委任を受けた者は、前条第一項又は第二項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。

2　第四条第三項の規定は、前項の契約書について準用する。

共済運営規則

第二章の二　直営医療機関等における一部負担金の支払

本章…追加〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号〕

（直営医療機関等における一部負担金の支払）

第七条の二　加入者は、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項の規定により同項第一号に掲げる事業団の経営する医療機関又は薬局（以下「直営医療機関等」という。）から療養を受ける場合には、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該療養について健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の範囲内で理事長が別に定める額を一部負担金として支払うものとする。

本条…追加〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号〕、一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号・一五年三月七二一号〕

第三章　福祉事業

（福祉事業）

第八条　事業団が行う福祉事業の執行に関し必要な事項は、文部科学大臣の承認を受けて理事長が定めるものとする。

本条…一部改正〔平成一二年一二月諸政四の一二号〕

第四章　資格確認書等

章名…改正〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（加入者記録）

第九条　事業団は、加入者ごとに、加入者の資格の得喪、標準報酬月額及び標準賞与額の異動、被扶養者、給付その他所要の事項を記録して、整理保管しなければならない。

2　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第三条の四第二項に規定する加入者に係る前項の規定の適用については、同項中「加入者の」とあるのは「加入者又は施行規則第三条の四第二項に規定する第四号厚生年金被保険者等の」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、加入者に関する事項と同項に規定する第四号厚生年金被保険者等に関する事項のうち共通する事項については、一の記録をもって足りるものとする」とする。

本条…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕、二項…一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四二号〕

（確認通知書の送付）

第十条　事業団は、施行規則第一条第一項、第一条の二の六から第一条の五第二項まで、第三条の七、第三十四条（第三十四条の二において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十四条の三（第三十四条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の二又は第三十七条の三の規定による報告、届出、申請

又は申出に基づき、加入者記録を作成、更新又は削除した場合は、様式第一号、様式第二号又は様式第三号による確認通知書を共済法第十四条に規定する学校法人等（共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものを含む。以下「学校法人等」という。）及び当該加入者に送付するものとする。この場合において、当該加入者に対する確認通知書の送付は、当該学校法人等を経て行うものとする。

2　前項の規定により確認通知書の送付を受けた学校法人等及び加入者は、その内容を確認し、異議がある場合には、事業団に申し出ることができる。この場合において、当該加入者からの異議の申出は当該学校法人等を経て行うものとする。

一項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号・一七年四月一七諸文科高八号・二六年三月二五受文科高二六八五号・二七年九月二七受文科高一三四五号・二八年九月二八受文科高一二四二号・二九年三月二〇八号・令和二年三月元文科高一二四一号・四年一二月四文科高一四三九号〕

（資格確認書）

第十一条　事業団は、施行規則第一条の七第一項若しくは施行規則第二条第四項の規定による申請書の提出を受けたとき又は同条第一項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、様式第五号による資格確認書を作成し、それぞれ当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

2　事業団は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認又は更新をしなければならない。

3　事業団は、前項の規定により資格確認書（被扶養者に係るものに限る。）の検認又は更新を行う場合は、必要に応じ、被扶養者の生計維持に関する証明書類等の提出を求めることができる。

4　事業団は、施行規則第二条第九項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、直ちに、これを検認し、更新し、又は訂正した資格確認書を作成して、当該学校法人等を経て、加入者に送付し、又は交付しなければならない。

四項…削除・旧五項…四項に繰上〔平成二二年九月二二受文科高一〇九四号〕、見出・一・四項…一部改正・二項…削除・三項…追加・旧三項…一部改正し二項に繰上〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（被扶養者に係る確認）

第十一条の二　事業団は、毎年一定の期日を決め、被扶養者に係る確認をしなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定により被扶養者に係る確認を行う場合について準用する。

本条…追加〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（加入者資格証）

第十二条　事業団は、加入者の資格を取得した者のうち丙種加入者に対しては、当該学校法人等を経て、様式第六号による加入者資格証を交付するものとする。

2　事業団は、施行規則第二条の四において読み替えて準用する施行規則第二条第一項の規定により加入者資格証の提出を受けたとき又は施行規則第二条の四において読み替えて準用する施行規則第二条第四項の規定により加入者資格証に係る申請書の提出を受けたときは、加入者資格証を作成し、それぞれ当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

二項…追加〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇九号〕、一部改正〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（資格確認書等整理簿）

第十三条　事業団は、資格確認書等整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

見出・本条…一部改正〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（資格情報通知書）

第十四条　事業団は、加入者（甲種加入者及び乙種加入者に限る。以下この条において同じ。）の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至った加入者に対し、当該加入者又はその被扶養者に係る情報を、当該学校法人等を経て、施行規則第二条の五第一項に規定する資格情報通知書により通知しなければならない。

2　前項の規定は、施行規則第二条の五第一項各号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付を受けている場合を除く。）について準用する。

3　事業団は、施行規則第三条第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る加入者又はその被扶養者の資格に係る情報を、当該学校法人等を経て、資格情報通知書により加入者に再通知しなければならない。

本条…全部改正〔平成二二年九月二二受文科高一〇九四号〕、一項…一部改正〔令和二年三月元文科高一二四一号・四年一二月四文科高一四三九号〕、本条…全部改正〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（高齢受給者証）

第十五条　事業団は、加入者が共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当することとなる場合には、直ちに、様式第七号による高齢受給者証を作成し、当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

2　第十一条第一項の規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、「施行規則第一条の七第一項若しくは」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において準用する」と、「同条第一項」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と読み替えるものとする。

3　第十一条第二項及び第四項の規定は、高齢受給者証について準

用する。この場合において、同項中「施行規則第二条第九項」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において準用する施行規則第二条第九項」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕、一項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕、一―三項…一部改正・旧一五条の二…繰上〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（高齢受給者証整理簿）

第十五条の二　事業団は、高齢受給者証整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

本条…追加〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕、旧一五条の三…繰上〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（任意継続加入者に係る資格確認書等の特例）

第十六条　事業団は、共済法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第一項の規定による申出に基づき、任意継続加入者に係る加入者記録を作成した場合又は施行規則第三十三条の二第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定により読み替えられた施行規則第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請に基づき、任意継続加入者に係る加入者記録を更新若しくは削除した場合は、理事長が別に定める様式による確認通知書を当該任意継続加入者に送付するものとする。

2　前項の規定により確認通知書の送付を受けた任意継続加入者は、その内容を確認し、異議がある場合は、事業団に申し出ることができる。

3　事業団は、施行規則第三十三条の二第二項において読み替えて適用される施行規則第一条の七第一項、施行規則第二条第一項又は第四項の規定により資格確認書又は申請書の提出を受けたときは、様式第五号による資格確認書を作成し、任意継続加入者に交付しなければならない。

4　任意継続加入者及びその被扶養者に係る第十四条の規定の適用については、同条第一項中「加入者（甲種加入者及び乙種加入者に限る。以下この条において同じ。）の資格を取得した者」とあるのは「任意継続加入者となった者」と、「情報を、当該学校法人等を経て」とあるのは「情報を」と、同条第三項中「施行規則第三条第一項」とあるのは「施行規則第三十三条の二第二項において読み替えて適用される施行規則第三条第一項」と、「情報を、当該学校法人等を経て」とあるのは「情報を」とする。

5　任意継続加入者及びその被扶養者に係る第十五条（第三項を除く。）の規定の適用については、第一項中「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と、第二項中「おいて準用する」とあるのは「おいて準用する施行規則第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する」と、「施行規則第二条第一項」と」とあるのは「施行規則第三十三条の二第二項の規定によ

り読み替えて適用する施行規則第二条第一項」と、「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と」とする。

6　任意継続加入者及びその被扶養者に係る資格確認書及び高齢受給者証の検認又は更新については、第十一条第二項及び第十五条第三項の規定にかかわらず、行わないものとする。

7　任意継続加入者の被扶養者に係る確認については、第十一条の二第一項の規定にかかわらず、行わないものとする。

8　任意継続加入者及びその被扶養者に係る高齢受給者証の記載事項の訂正については、第十五条第二項の規定にかかわらず、第三項の規定を準用する。

三項…一部改正・六・九項…追加・旧六項…一部改正し七項に繰下・旧七項…八項に繰下平成一四年一一月一四諸文科高五一四号）、一・三項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、一・三・五―九項…一部改正〔平成二二年九月二二受文科高一〇九四号〕、一・三―六・九項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕、一・五項…一部改正〔令和二年三月元文科高一二四一号〕、一項…一部改正〔令和四年一二月四文科高一四三九号〕、見出…一部改正・三・五項…削除・四項…追加・旧四項・旧六―九項…一部改正し一項ずつ繰上〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

第五章　給付の支給等

（短期給付の支給）

第十七条　事業団は、施行規則第四条第一項の規定又は第二十二条、第二十三条若しくは第二十四条の規定による給付の請求を受けたときは、遅滞なく、審査決定の上、直ちに、当該学校法人等を経て、当該請求に係る給付を支給しなければならない。ただし、特別の理由がある場合にあっては、当該学校法人等を経由しないことができる。

2　事業団は、前項に規定する給付の請求を受けた場合において、請求額と決定額とが異なるとき、又はその決定が請求に応ずることができないものであるときは、理由を付して、その旨を直ちに、当該学校法人等を経て、請求者に通知しなければならない。

3　事業団は、第一項に規定する給付の請求の審査において必要があると認めるときは、医師又は歯科医師等の意見を求めるものとする。

4　傷病手当金、出産手当金、休業手当金及び傷病手当金付加金は、各月を単位として支給し、その他の給付は、その都度これを支給するものとする。

5　第一項の規定により給付を支給する場合において、当該給付が加入者の資格を喪失した後に係るものであるときは、直ちに、当該請求者に支給しなければならない。

（限度額適用認定証）

第十八条　事業団は、施行規則第四条の十一の二第一項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）から同条第二項に規定する申請書の提出があったときは、直ちに、様式第八号による限度額適用認定証を作成し、

当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

本条…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕、見出・本条…一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇二号〕、本条…一部改正〔令和二年九月二受文科高九五三号〕

（限度額適用・標準負担額減額認定証）

第十八条の二　事業団は、施行規則第四条の十三第一項の規定による認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）から同項に規定する書類の提出があったときは、直ちに、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証を作成し、当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

本条…追加〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕、一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇二号・令和二年九月二受文科高九五三号〕

（診療報酬領収済証明書）

第十九条　施行規則第五条第一項の規定による請求書には、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関が作成した様式第九号、様式第十号、様式第十一号又は様式第十二号による診療報酬領収済証明書を添付しなければならない。

本条…一部改正〔平成一八年九月一八諸文科高二六四号〕

（状況報告書）

第二十条　短期給付の給付事由が事故又は第三者の行為によって生じた場合には、様式第十三号による状況報告書を添付しなければならない。

（災害状況明細書）

第二十一条　施行規則第十三条第一項に規定する請求書には、様式第十四号による災害状況明細書を添付しなければならない。

（高額療養費の請求）

第二十二条　施行規則第五条第六項に規定する高額療養費の支給を受けようとするときは、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号（共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号をいう。以下同じ。）

三　学校法人等の名称及び所在地

四　療養者の氏名及び生年月日

五　請求金額

六　診療年月

七　医療機関の名称及び所在地

八　その他必要な事項

2　前項の場合において、当該高額療養費に係る療養が私立学校教

職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「組合法施行令」という。）第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養に該当するものである場合には同号に規定する費用として支払った額に関する証拠書類を、当該高額療養費を受けようとする者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に該当するものである場合にはその該当することを証明する書類を添えなければならない。

3　第一項の場合において、当該療養若しくは指定訪問看護に要した費用に係る診療報酬請求書若しくは訪問看護療養費請求書が基金から送付されたとき又は当該療養に要した費用に係る診療報酬請求書が直営医療機関等から送付されたときは、前項に規定する高額療養費請求書の提出があったものとすることができる。

二・三項…一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号〕、二項…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号・一五年三月七二一号・二一年二月二〇諸文科高二六〇号・二六年一二月二六受文科高二〇二七号〕、一・二項…一部改正〔平成二九年七月二九受文科高七八九号〕、二項…一部改正〔平成三〇年七月三〇受文科高六一六号〕、一項…一部改正〔令和二年九月二受文科高九五三号〕

（付加給付の請求）

第二十三条　共済規程第二十三条に規定する給付のうち、次の各号に掲げる給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該各号に定める所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、家族療養費付加金、出産費付加金、家族出産費付加金、埋葬料付加金、家族埋葬料付加金、弔慰金付加金、家族弔慰金付加金又は災害見舞金付加金については、それぞれ家族療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料、弔慰金、家族弔慰金又は災害見舞金の請求書に併記して請求することができる。

一　家族療養費付加金　施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

二　出産費付加金又は家族出産費付加金　施行規則第九条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

三　埋葬料付加金又は家族埋葬料付加金　施行規則第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

四　弔慰金付加金又は家族弔慰金付加金　施行規則第十二条第一項に掲げる事項を記載した請求書

五　傷病手当金付加金　施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

六　災害見舞金付加金　施行規則第十三条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

2　入院付加金又は家族入院付加金の支給を受けようとする者は、

当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、入院付加金については療養費の請求書に、家族入院付加金については家族療養費の請求書に、それぞれ併記して請求することができる。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　療養者の氏名及び生年月日
五　入院期間及び請求金額
六　医療機関の名称及び所在地
七　その他必要な事項

3　共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費に係る家族療養費付加金、共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第三項の規定により準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定による家族訪問看護療養費に係る家族訪問看護療養費付加金、共済法第二十五条において準用する組合法第五十四条及び第五十五条の規定による療養の給付並びに共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条の五第三項の規定により準用される組合法第五十五条の三第三項から第五項までの規定による保険外併用療養費に係る入院付加金又は共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定による家族療養費に係る家族入院付加金の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、当該療養若しくは指定訪問看護に要した費用に係る診療報酬請求書若しくは訪問看護療養費請求書が基金から送付されたとき又は当該療養に要した費用に係る診療報酬請求書が直営医療機関等から送付されたときは、当該付加金に係る請求書の提出があったものとすることができる。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　療養者の氏名及び生年月日
五　請求金額
六　診療年月
七　医療機関の名称及び所在地
八　その他必要な事項

4　結婚手当金の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　請求金額
五　婚姻年月日
六　その他必要な事項

5　災害見舞金付加金の請求書には様式第十四号による災害状況明細書を、結婚手当金の請求書には結婚したことを証明する書類を添付するものとし、災害見舞金付加金の請求書については、給付事由の発生の日から二十日以内に提出するものとする。

三項…一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号〕、一・三項…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕、三項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号・一八年九月一八諸文科高二六四号〕、三項…一部改正〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇九号〕、二―四項…一部改正〔令和二年九月二受文科高九五三号〕

（一部負担金の額等の払戻しの請求）

第二十四条　共済規程第二十四条第一項の規定により一部負担金の額等の払戻しを受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、当該一部負担金の額等の払戻しは、療養費の請求書に併記して請求することができる。

2　共済法第二十五条において準用する組合法第五十四条及び第五十五条に規定する療養の給付並びに共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条の五第三項の規定により準用される組合法第五十五条の三第三項から第五項までの規定による保険外併用療養費並びに共済法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定による訪問看護療養費に係る一部負担金の額等の払戻しを受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、当該療養若しくは指定訪問看護に要した費用に係る診療報酬請求書若しくは訪問看護療養費請求書が基金から送付されたとき又は当該療養に要した費用に係る診療報酬請求書が直営医療機関等から送付されたときは、当該一部負担金の額等の払戻しに係る請求書の提出があったものとすることができる。

一　加入者の氏名及び生年月日
二　加入者等記号・番号
三　学校法人等の名称及び所在地
四　請求金額
五　診療年月
六　医療機関の名称及び所在地
七　その他必要な事項

二項…一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号・一五年三月一四諸文科高七二一号・一八年九月一八諸文科高二六四号・令和二年九月二受文科高九五三号〕

（特定疾病療養受療証）

第二十五条　事業団は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第九項の規定による事業団の認定を受けようとする者から施行規則第四条の九の三第一項に規定する書類の提出があったときは、直ちに、様式第十五号による特定疾病療養受療証を作成し、これを加入者に交付しなければならない。

本条…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号・一五年三月七二一号・二一年二月二〇諸文科高二六〇号・五月二一諸文科高六〇三五号・二九年七月二九受文科高七八九号〕

（特定疾病療養受療証整理簿）

第二十六条　事業団は、特定疾病療養受療証整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

（資格喪失後継続給付証明書等）

第二十七条　事業団は、共済法第二十五条において準用する組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により加入者の資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者となった者で引き続き療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けようとする者から施行規則第七条第一項又は第二項の届書の提出があったときは、直ちに、様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書を作成し、これをその者に交付しなければならない。

2　第十一条第一項の規定は、資格喪失後継続給付証明書について準用する。この場合において、「施行規則第一条の七第一項若しくは」とあるのは「施行規則第七条第八項において読み替えて準用する」と、「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

3　事業団は、施行規則第七条第一項又は第二項の届出をした者が共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第五十七条第二項第一号ハの規定に該当することとなる場合には、直ちに、様式第七号による高齢受給者証を作成し、これをその者に交付しなければならない。

4　前項の規定に基づき交付された高齢受給者証に係る第十五条第二項の規定の適用については、同項中「「施行規則第三条の二第三項において準用する」と、「同条第一項」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と」とあるのは「「施行規則第七条第十三項の規定により読み替えて適用する第三条の二第三項において準用する」と、「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と」とする。

共済運営規則　日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第二八条―第三〇条）　第五章　給付　一七一四

5　前二項の規定に係る高齢受給者証の検認及び更新については、第十五条第三項の規定にかかわらず、行わないものとする。

6　第三項又は第四項の規定に係る高齢受給者証の記載事項の訂正については、第十五条第二項の規定にかかわらず、第十六条第三項の規定を準用する。

見出…全部改正・三―六項…追加〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕、一・三項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、一項…一部改正〔平成一八年九月一八諸文科高二六四号〕、二―六項…一部改正〔令和六年一一月六文科高一四〇九号〕

（資格喪失後継続給付証明書整理簿）

第二十八条　事業団は、資格喪失後継続給付証明書整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

（休業手当金の給付事由及び期間）

第二十九条　共済法第二十五条において準用する組合法第六十八条第五号に規定する共済運営規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同号に規定する共済運営規則で定める期間は当該各号に定める期間とする。

一　加入者の配偶者又は三親等内の親族で被扶養者でないものの病気又は負傷　五日以内において欠勤した期間

二　前号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ないと認める事由　理事長が定める期間

（任意継続加入者に係る給付の支給等の特例）

第三十条　任意継続加入者に係る第十七条第一項若しくは第二項、第十八条、第十八条の二、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第四項まで又は第二十四条の規定の適用については、第十七条第一項中「当該学校法人等を経て、当該」とあるのは「当該」と、同条第二項中「当該学校法人等を経て、請求者」とあるのは「請求者」と、第十八条及び第十八条の二中「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と、第二十二条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた次」とあるのは「次」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」と、同条第二項、第三項及び第四項中「当該学校法人等の証明を受けた次」とあるのは「次」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」と、第二十四条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた施行規則」とあるのは「施行規則」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」と、同条第二項中「当該学校法人等の証明を受けた次」とあるのは「次」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」とする。

本条…一部改正〔平成一四年一一月一四諸文科高五一四号〕

（老齢厚生年金の裁定等の請求に係る書類の送付）

第三十条の二　事業団は、地方公共団体情報システム機構から厚生年金保険法第四十二条若しくは附則第八条（附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は共済法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定による退職年金の裁定又は決定の請求をすると見込まれる者（以下この条において「請求者」という。）に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、当該請求者に対し当該請求に係る書類を送付することができる。

本条…追加〔平成二〇年一月一九諸文科高三一八号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕、本条…一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一二四二号〕

（年金等給付の支給）

第三十一条　第十七条第一項本文の規定は、施行規則第四十二条から第四十五条までの規定において読み替えて準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定及び施行規則第五十二条の規定により厚生年金保険法による保険給付の請求を受けた場合並びに施行規則第十七条において準用する施行規則第四条の規定により退職等年金給付の請求を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「直ちに、当該学校法人等を経て、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

る。

2　事業団は、前項に規定する給付の請求を受けた場合において、その決定が請求に応ずることができないものであるときは、理由を付して、その旨を直ちに、請求者に通知しなければならない。

見出・一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕

（年金証書）

第三十二条　事業団は、施行規則第四十二条、第四十三条又は第四十四条において準用する厚生年金保険法施行規則第三十条第一項、第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の四第一項、第四十四条第一項、第六十条第一項又は第六十条の二第一項の規定による請求書の提出があった場合において、審査の結果、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利の確定したものに対しては、当該請求者に様式第十七号による年金証書を交付する。

2　事業団は、施行規則第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による請求書の提出があった場合において、審査の結果、新たに退職等年金給付を受ける権利の確定したものに対しては、当該請求者に様式第十七号の二による年金証書を交付する。

3　事業団は、施行規則第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請者に新たな年金証書を交付するものとする。

共済運営規則　掛金等の通知等

4　事業団は、施行規則第二十条第一項本文又は第五十条第一項本文の規定による改氏名に関する届書の提出があったときは、当該届出者に新たな年金証書を交付するものとする。

六項…一部改正〔平成一二年三月諸政四の五号〕、一・三項…一部改正・二項…全部改正・四・六項…削除・旧五項…一部改正し四項に繰上〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕、三・四項…一部改正〔令和五年一二月五文科高一四五七号〕

第六章　掛金等の通知等

（掛金等及び子ども・子育て拠出金の計算並びに掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書の送付）

第三十三条　事業団は、学校法人等ごとに、当該学校法人等及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金及び加入者保険料（共済法第二十七条第一項に規定する加入者保険料をいう。次項において同じ。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条の規定に基づく当該学校法人等の負担すべき毎月の拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）をあらかじめ算出するものとする。

2　事業団は、前項の規定により算出した掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）並びに子ども・子育て拠出金の額を様式第十八号による掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書に記載して、毎月の納付期限の少なくとも十日前までに当該学校法人等に送付するものとする。

3　事業団は、前項の規定にかかわらず、掛金等及び子ども・子育て拠出金を口座振替の方法により納付する学校法人等については、第一項の規定により算出した掛金等及び子ども・子育て拠出金の額を様式第十九号による掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書（口座振替用）に記載して、毎月の納付期限の少なくとも十日前までに当該学校法人等に送付するものとする。

三項…一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇二号〕、見出・一―三項…一部改正〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号・九月一三四五号〕

（法科大学院派遣法の実施に伴う掛金の計算等の特例）

第三十三条の二　施行規則第三十五条第二項本文の規定が適用される場合における国に係る掛金の計算及び納付通知書については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「学校法人等ごとに、当該学校法人等」とあるのは「国」と、「掛金等並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条の規定に基づく当該学校法人等の負担すべき毎月の拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）」を「掛金」と、同条第二項中「掛金等及び子ども・子育て拠出金」を「掛金」と、「当該学校法人等」を「国」と読み替えるものとする。

2　施行規則第三十五条第二項ただし書の規定が適用される場合における前条第一項の規定の適用については、「当該学校法人等及

び」とあるのは「当該学校法人等及び国並びに」とする。

本条…追加〔平成一六年三月一五諸文科高八四三号〕、一・二項…一部改正〔平成二六年三月二五諸文科高二六八五号〕、一項…一部改正〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕、一・二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕

（督促状の送付）

第三十四条　事業団は、掛金等及び子ども・子育て拠出金を滞納した学校法人等に対して、納付期限を指定して、様式第二十号による督促状を送付しなければならない。

本条…一部改正・旧三五条…繰上〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、本条…一部改正〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号・九月一三四五号〕

第七章　理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

本章…追加〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

（助成業務方法書の準用）

第三十五条　助成業務方法書（事業団法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書をいう。）第八章（第六十一条を除く。）の規定は、共済業務について準用する。

本条…追加〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

第八章　雑則

旧七章…繰下〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

（電子情報処理組織による通知）

第三十六条　事業団は、第十条第一項又は第三十三条第三項の規定に基づき加入者及び学校法人等に書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うこととしている通知については、電子情報処理組織（事業団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と学校法人等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨の次項で定める方式による表示をする場合に限る。

2　前項ただし書で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の当該電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。）とする。

3　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）により行うものとする。

4　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知

については、この規則の規定により書面等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

5　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該通知に記載すべきこととされている事項を事業団の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報に電子署名（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第二条第二項第一号ロに規定する電子署名をいう。次項において同じ。）を行い、事業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

6　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電子署名を行うことにより署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代えるものとする。

7　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

本条…追加〔令和七年一二月七文科高一四五七号〕

（様式の特例）

第三十七条　事業団は、特別の事情により様式各号に定める通知書その他の書類の様式について当該様式により難いと認めるときは、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

旧三六条…繰上〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、旧三五条…繰下〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕、旧三六条…繰下〔令和七年一二月七文科高一四五七号〕

（提出書類の特例）

第三十八条　施行規則第四十一条第四項（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）附則第十条第五項又は附則第十八条の二第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、事業団への提出を省略することのできる届書は、次に掲げる場合における届書とする。

一　年金受給権者が氏名を変更したとき、転居したとき又は住居表示若しくは個人番号が変更されたとき

二　公金受取口座の払渡金融機関が変更されたとき（年金の支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載した請求書等を事業団に提出した場合（施行規則第五十五条第三項の規定により実施機関（事業団を除く。）から事業団に送付され、又は電磁的方法により送られ、同条第四項の規定により事業団に提出があったものとみなされた場合を除く。）

に限る。）

三　年金受給権者が死亡したとき（繰下げ待機者が支給の繰下げの申出を行うまでの間に死亡したときを含む。）

四　加給年金額の対象者が死亡したとき

本条…追加〔令和七年一二月七文科高一四五七号〕

附　則

1　この規則は、平成十年一月一日から実施する。

2　この規則の実施の日前に、事業団法附則第五条第一項の規定により解散した私立学校教職員共済組合の業務方法書（次項において「旧業務方法書」という。）の規定によってなされた行為又は手続は、その行為若しくは手続のなされた日においてこの規則の相当する規定によってなされた行為又は手続とみなす。

3　この規則の実施の日前に交付された旧業務方法書の様式による組合員証、組合員資格証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、資格喪失後継続給付証明書及び年金証書は、当分の間、この規則の様式によるものとみなす。

附　則〔平成一二年三月三一日　諸政第四の五号〕

1　この変更は、平成十二年四月一日から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第十七号による年金証書は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　変更後の様式第十八号は、平成十二年四月分以後の掛金及び児童手当拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び児童手当拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

附　則〔平成一二年一二月二七日　諸政第四の一二号〕

1　この変更は、平成十三年一月一日から実施する。ただし、第八条の変更規定及び様式第八号の変更規定は、平成十三年一月六日から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証及び様式第七号による遠隔地被扶養者証は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　この変更の実施の際現に存する変更前の様式第五号による加入者証及び様式第七号による遠隔地被扶養者証の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

4　平成十三年一月六日において現に交付されている変更前の様式第八号による標準負担額減額認定証は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

5　平成十三年一月六日において現に存する変更前の様式第八号による標準負担額減額認定証の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成一四年三月二九日　一三諸文科高第二二四四号〕

この変更は、平成十四年四月一日から実施する。

附　則〔平成一四年一一月二七日　一四諸文科高第五一四号〕

1　この変更は、平成十四年十一月二十七日から実施し、平成十四年十月一日から適用する。

2　変更後の第二十三条第一項の規定は、平成十四年十月一日以後に給付事由が生じた給付の請求について適用し、同日前に給付事由が生じた給付の請求については、なお従前の例による。

3　この変更規定による変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

附　則〔平成一五年三月三一日　一四諸文科高第七二二号〕

1　この変更は、平成十五年四月一日から実施する。

2　平成十五年四月前の賞与等（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する賞与等をいう。）に係る特別掛金（同条第一項に規定する特別掛金をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

3　この変更規定による変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

4　変更後の様式第二十号による督促状については、平成十五年四月分以後の掛金及び児童手当拠出金について適用し、同月分前の掛金、特別掛金及び児童手当拠出金については、なお従前の例による。

附　則〔平成一五年九月三〇日　一五諸文科高第四七一号〕

この変更は、平成十五年十月一日から実施する。

附　則〔平成一六年三月三一日　一五諸文科高第八四三号〕

この変更は、平成十六年四月一日から実施する。

附　則〔平成一七年四月一日　一七諸文科高第八号〕

この変更は、平成十七年四月一日から実施する。

附　則〔平成一八年九月二九日　一八諸文科高第二六四号〕

1　この変更は、平成十八年十月一日から実施する。

2　変更後の第六条第一項、第十九条、第二十三条第三項及び第二十四条第二項の規定は、平成十八年十月一日以後に給付事由が生じた給付の請求について適用し、同日前に給付事由が生じた給付の請求については、なお従前の例による。

3　この変更の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による標準負担額減額認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるもの

とみなす。

4　平成十八年十月一日において現に存する変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による標準負担額減額認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成一九年三月三〇日　一八諸文科高第四〇二号〕

1　この変更は、平成十九年四月一日から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第八号による標準負担額減額認定証は、当分の間、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証とみなす。

附　則〔平成一九年九月二八日　一九諸文科高第三七九号〕

この変更は、平成十九年十月一日から実施する。

附　則〔平成二〇年一月二五日　一九諸文科高第三一八号〕

この変更は、平成二十年一月二十五日から実施する。

附　則〔平成二〇年三月三一日　一九諸文科高第四〇九号〕

1　この変更は、平成二十年四月一日から実施する。

2　この変更の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証、様式第十五号による特定疾病療養受療証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成二一年二月四日　二〇諸文科高第二六〇号〕

この変更は、平成二十一年一月一日から実施する。

附　則〔平成二一年五月一日　二一諸文科高第六〇三五号〕

この変更は、平成二十一年五月一日から実施する。

附　則〔平成二一年一二月二八日　二一受文科高第八一五号〕

1　この変更は、平成二十二年一月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第十七号による年金証書及び現に送付している変更前の様式第十八号による掛金・児童手当拠出金納付通知書については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　変更後の様式第二十号による督促状については、実施日以後に

納期限が到来する掛金及び児童手当拠出金の督促について適用し、実施日前に納期限の到来する掛金及び児童手当拠出金の督促については、なお従前の例による。

附　則〔平成二二年九月一〇日　二二受文科高第一〇九四号〕

1　この変更は、平成二十二年十月一日から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第七号による遠隔地被扶養者証については、平成二十二年十一月三十日までの間、なお従前の例による。

4　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

5　平成二十二年十月一日において現に存する変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成二四年三月三〇日　二三受文科高第三六九六号〕

この変更は、平成二十四年四月一日から実施する。

附　則〔平成二六年三月三一日　二五受文科高第二六八五号〕

1　この変更は、平成二十六年四月一日から実施する。

2　この変更の実施の際現に送付している変更前の様式第三号及び様式第十八号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　変更後の様式第十八号については、平成二十六年四月分以降の掛金及び児童手当拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び児童手当拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

附　則〔平成二六年一二月一九日　二六受文科高第二〇二七号〕

この変更は、平成二十七年一月一日から実施する。

附　則〔平成二七年四月一日　二七受文科高第一〇三号〕

1　この変更は、平成二十七年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に存する変更前の様式第十八号、様式第十九号及び様式第二十号の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成二七年九月三〇日　二七受文科高第一三四五号〕

最近改正　令和五年一二月二八日五文科高第一四五七号

1　この変更は、平成二十七年十月一日から実施する。

2　日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（以下「共済運営規則」という。）第三十一条及び第三十二条（第二項を除く。）の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（この項において「旧職域加算給付」という。）について準用する。この場合において、共済運営規則第三十一条中「施行規則第四十二条から第四十五条までの規定において読み替えて準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定及び施行規則第五十二条の規定により厚生年金保険法による保険給付の請求を受けた場合並びに施行規則第十七条において準用する施行規則第四条の規定により退職等年金給付」とあるのは「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）附則第三条、第四条、第五条及び第八条において読み替えて適用する平成二十七年改正省令による改正前の施行規則（この条及び次条において「旧施行規則」という。）の規定により旧職域加算給付」と、第三十二条第一項中「施行規則第四十二条、第四十三条又は第四十四条において準用する厚生年金保険法施行規則第三十条第一項、第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の四第一項、第四十四条第一項、第六十条第一項又は第六十条の二第一項」とあるのは「旧施行規則第二十四条第一項、第三項、第四項若しくは第六項、第三十一条第一項又は第三十三条の六第一項」と、「提出があった場合」とあるのは「提出があった場合（平成二十七年改正省令附則第十条の規定により請求書の提出を省略した場合を含む。）」と、「厚生年金保険法による保険給付」とあるのは「旧職域加算給付」と、「交付する」とあるのは「交付する。この場合において、同様式中「厚生年金保険法」とあるのは「私立学校教職員共済法」とする」と、同条第三項中「施行規則第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項」とあるのは「旧施行規則第二十一条第一項又は平成二十七年改正省令附則第十条第五項において準用する施行規則第二十一条第二項」と、同条第四項中「施行規則第二十条第一項本文又は第五十条第一項本文」とあるのは「旧施行規則第二十条第一項」と、「提出があったとき」とあるのは「提出があったとき（平成二十七年改正省令附則第十条の規定により届書の提出を省略したときを含む。）」と読み替えるものとする。

3　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付については、この規定による変更前の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（以下「旧運営規則」という。）第三十一条及び第三十

二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧運営規則第三十一条第一項中「施行規則」とあるのは「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）による改正前の施行規則（次条において「旧施行規則」という。）」と、第三十二条第一項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、「年金証書を交付する」とあるのは「年金証書（日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について（平成二十七年九月三十日二七受文科高第一三四五号）による変更後の様式第十七号による年金証書をいう。以下この条において同じ。）を交付する。この場合において、同様式中「厚生年金保険法」とあるのは「私立学校教職員共済法」とする」と、同条第二項中「共済法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）による改正前の共済法」と、「組合法」とあるのは「平成二十四年一元化法による改正前の組合法」と、「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、同条第三項中「施行規則第二十一条第一項」とあるのは「旧施行規則第二十一条第一項又は平成二十七年改正省令附則第十八条の二第一項において準用する施行規則第二十一条第二項」と、同条第四項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、同条第五項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、「提出があったとき」とあるのは「提出があったとき（平成二十七年改正省令附則第十八条の規定により改氏名に関する届書の提出を省略したときを含む。）」と、同条第六項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」とする。

4　この変更の際現に送付している変更前の様式第一号、様式第二号及び様式第二十号並びに現に交付されている様式第六号及び様式第十七号については、この変更規定による変更後の様式とみなす。

5　変更後の様式第十八号及び様式第十九号については、平成二十七年十月分以降の掛金等及び子ども・子育て拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び子ども・子育て拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

6　当分の間、第三十二条の規定の適用については、同条中「第三十条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、「又は第六十条の二第一項」とあるのは「、第六十条の二第一項又は私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）附則第二十三条において準用する同令第一条による改正前の施行規則第二十四条第四項」とする。

二・三項…一部改正〔令和五年一二月五文科高一四五七号〕

附　則〔平成二八年九月三〇日　二八受文科高第一二四二号〕

この変更は、平成二十八年十月一日から実施する。

附　則〔平成二九年三月三一日　二八受文科高第二二〇八号〕

この変更は、平成二十九年四月一日から実施する。

附　則〔平成二九年七月三一日　二九受文科高第七八九号〕

この変更は、平成二十九年八月一日から実施する。

附　則〔平成三〇年七月二七日　三〇受文科高第六一六号〕

この変更は、平成三十年八月一日から実施する。

附　則〔令和元年七月三日　元受文科高第三一三号〕

1　この変更は、令和元年七月三日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和二年三月一九日　元文科高第一二四一号〕

この変更は、令和二年四月一日から実施する。

附　則〔令和二年九月三〇日　二受文科高第九五三号〕

1　この変更は、令和二年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に送付している変更前の様式第一号から様式第三号まで並びに現に交付されている様式第五号から様式第八号の二まで、様式第十五号及び様式第十六号については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和二年一二月二二日　二受文科高第一二八八号〕

1　この変更は、令和三年一月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に送付している変更前の様式第二十号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

附　則〔令和三年三月一日　二受文科高第一六二五号〕

1　この変更は、令和三年三月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に交付している変更前の様式第五号、様式第七号から様式第八号の二まで及び様式第十五号については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和四年九月三〇日　四文科高第九七八号〕

1　この変更は、令和四年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　事業団は、この変更規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の規定にかかわらず、当分の間、この変更

規定による変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証（以下「旧高齢受給者証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧高齢受給者証等は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　実施日において現に送付している変更前の様式第三号及び現に交付されている旧高齢受給者証等は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

4　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和四年一二月二八日　四文科高第一四三九号〕

この変更は、令和五年一月一日から実施する。

附　則〔令和五年一二月二八日　五文科高第一四五七号〕

この変更は、令和六年一月一日から実施する。

附　則〔令和六年三月二八日　五文科高第二二七二号〕

1　この変更は、令和六年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に交付している変更前の様式第八号及び様式第八号の二並びに現に送付している変更前の様式第二十号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和六年一一月二九日　六文科高第一四〇九号〕

1　この変更は、令和六年十二月二日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　事業団は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、この変更規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第十一条第一項の規定にかかわらず、職権で、加入者に対し、資格確認書を交付することができる。

3　実施日において現に交付している変更前の様式第七号の二、第八号、第八号の二及び第十五号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

4　実施日において現に存する変更前の様式第七号の二、第八号、第八号の二、第十三号及び第十五号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和七年五月三〇日　七文科高第三五五号〕

1　この変更は、令和七年六月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に交付している変更前の様式第五号、様式第五号（2）、様式第七号、様式第八号、様式第八号の二、様式第十五号及び様式第十六号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和七年一二月二六日　七文科高第一四五七号〕

この変更は、令和七年十二月二十六日から実施する。

様式第一号（第十条関係）

令和　年　月　日

確　認　通　知　書　(1)

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団　印
共済事業本部

異動内容							
加入者記録	加入者等記号・番号	加入者氏名	生年月日	性別	前任校加入者等記号・番号	今回確認年月日	
	加入者住所						
	基礎年金番号						
	種別	資格取得・所属学校等変更年月日		資格喪失年月日		喪失事由	厚生年金給付資格喪失予定年月日
		今回確認内容	確認前	今回確認内容	確認前		今回確認内容	確認前

報酬記録	今回確認内容						確認前					
	改定年月	報酬月額	短期等		年金		改定年月	報酬月額	短期等		年金	
			等級	標準報酬	等級	標準報酬			等級	標準報酬	等級	標準報酬

被扶養者記録	被扶養者氏名	生年月日	続柄	性別		今回確認内容	確認前
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		

本表…全部改正〔平成15年３月14諸文科高721号〕、一部改正〔平成27年９月27受文科高1345号〕、全部改正〔平成28年９月28受文科高1242号〕、一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号〕

様式第二号（第十条関係）

令和　　年　　月　　日

確　　認　　通　　知　　書　(2)

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団　印
共済事業本部

異　動　内　容	加入者等記号・番号	加　入　者　氏　名	生　　年　　月　　日	性別	今　回　確　認　年　月　日

種別	今　回　確　認　内　容								確　認　前							
	改定年月／支給年月	報酬月額／賞与等額	区分	等級	標準報酬／標準賞与	賞与等区分			改定年月／支給年月	報酬月額／賞与等額	区分	等級	標準報酬／標準賞与	賞与等区分		
			短期等			賞与	その他１	その他２			短期等			賞与	その他１	その他２
			年金								年金					

本表…全部改正〔平成15年３月14諸文科高721号〕、一部改正〔平成27年９月27受文科高1345号・令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号〕

様式第四号　削除〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕

様式第三号（第十条関係）

令和　　年　　月　　日

確　　認　　通　　知　　書　(3)

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団　　印
共済事業本部

加入者等記号・番号	加　入　者　氏　名	確　認　年　月　日

申　　出　　事　　由

確　　認　　内　　容			
産休免除	休業期間		出産予定年月日
	出産児数		出産年月日
育休免除	休業期間		子の生年月日
	子の氏名		
免除期間	確　　認　　前（自・至）		確　　認　　後（自・至）
産休免除			
育休免除			

本表…全部改正〔平成17年４月17諸文科高８号・26年３月25受文科高2685号〕、一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号・４年９月４文科高978号〕

様式第五号（第十一条、第十六条関係）

（表面）

私立学校教職員共済資格確認書

【本人】加入者

発行番号

令和　年　月　日交付

記号　　番号　　枝番

氏　　名

生　年　月　日　　年　月　日　　性別

資格取得年月日　　年　月　日

有　効　期　限　　年　月　日

保険者所在地

保険者番号・名称　　日本私立学校振興・共済事業団　印

（裏面）

保険診療を受けようとするときは、この確認書を保険医療機関等の窓口に提示してください。

住所

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
（記入は自由です。）記入する場合は1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3．私は、臓器を提供しません。

〈１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

【　心臓　・　肺　・　肝臓　・　腎臓　・膵臓・　小腸　・　眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

本人署名(自筆)：＿＿＿＿＿＿＿＿　家族署名(自筆)：＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１．紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
３．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
４．任意継続加入者については、本資格確認書表面に「任意継続」と表示し、資格取得年月日欄には任意継続加入者となった日を記載すること。
５．加入者に次に掲げる事項を周知するものとする。
(1)　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入して大切に保管すること。
(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（高齢受給者証の交付を受けた者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
(3)　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。
(4)　加入者の資格がなくなったときは、遅滞なく、資格確認書を事業団に返納すること。
(5)　資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
(6)　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
(7)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

（表面）

私立学校教職員共済資格確認書

【家族】被扶養者

発行番号

令和　年　月　日交付

記号　　番号　　枝番

氏名

生年月日　　年　月　日　　性別

認定年月日　　年　月　日

加入者氏名

有効期限　　年　月　日

保険者所在地

保険者番号・名称　　日本私立学校振興・共済事業団　印

（裏面）

保険診療を受けようとするときは、この確認書を保険医療機関等の窓口に提示してください。

住所

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
（記入は自由です。）記入する場合は1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

【　心臓　・　肺　・　肝臓　・　腎臓　・膵臓・　小腸　・　眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名(自筆)：＿＿＿＿＿＿＿＿　　家族署名(自筆)：＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１．紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
３．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
４．任意継続加入者の被扶養者については、資格確認書表面に「任意継続」と表示すること。
５．加入者又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
(1)　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入して大切に保管すること。
(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（高齢受給者証の交付を受けた者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
(3)　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。
(4)　加入者の資格がなくなったとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく、資格確認書を事業団に返納すること。
(5)　資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
(6)　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
(7)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

本表…一部改正〔平成12年12月諸政４の12号・14年11月14諸文科高514号・15年３月721号・18年９月18諸文科高264号・20年３月19諸文科高409号〕、全部改正〔平成22年９月22受文科高1094号〕、一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号〕、全部改正〔令和６年11月６文科高1409号〕、一部改正〔令和７年５月７文科高355号〕

様式第六号（第十二条関係）

（表）

私立学校教職員共済加入者資格証			
加入者等記号・番号			
加入者	氏名		性別
	生年月日		
	住所		
	資格取得年月日		
学校等	所在地		
	名称		
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号	
	名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団　印 共済事業本部	
交付年月日			

（裏）

注　意　事　項

１．この証は、私立学校教職員共済制度の年金等給付のみを受ける加入者に交付するものです。

２．この証では、保険診療は受けられません。

３．この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入してください。

本表…一部改正〔平成27年９月27受文科高1345号・令和２年９月２受文科高953号〕

様式第七号（第十五条、第十六条、第二十七条関係）

（表）

私立学校教職員共済高齢受給者証

交付

加入者	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日			
対象者	氏名			
	生年月日			
	住所			
発効年月日				
有効期限				
一部負担金の割合				
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号		
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団　印 共済事業本部		

（裏）

注　意　事　項

１．この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。

２．保険医療機関等について診察を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。

３．加入者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。

４．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。

５．表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…一部改正〔平成12年12月諸政４の12号・14年11月14諸文科高514号・15年３月721号・18年９月18諸文科高264号・20年３月19諸文科高409号〕、全部改正〔平成22年９月22受文科高1094号〕、一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号〕、全部改正〔令和６年11月６文科高1409号〕、一部改正〔令和７年５月７文科高355号〕

様式第八号（第十八条関係）

（表）

私立学校教職員共済
限度額適用認定証

交付

加入者	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日			
適用対象者	氏名			
	生年月日			
	住所			
発効年月日				
有効期限				
適用区分				
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号		
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部　印		

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）

注　　意　　事　　項

1．この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。

4．加入者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。

6．表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…一部改正〔平成12年12月諸政４の12号・18年９月18諸文科高264号〕、全部改正〔平成19年３月18諸文科高402号〕、一部改正〔平成20年３月19諸文科高409号・22年９月22受文科高1094号・24年３月23受文科高3696号・令和２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号・４年９月４文科高978号〕、全部改正〔令和６年３月５文科高2272号〕、一部改正〔令和６年11月６文科高1409号・７年５月７文科高355号〕

様式第八号の二（第十八条の二関係）

（表）

私立学校教職員共済
限度額適用・標準負担額減額認定証

交付

加入者	記号		番号	（枝番）	
	氏名				
	生年月日				
適用・減額対象者	氏名				
	生年月日				
	住所				
発効年月日					
有効期限					
適用区分					
長期入院該当				事業団印	
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号			
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団　印 共済事業本部			

マイナ保険証（※）を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）

注　　意　　事　　項

1．この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

⑴　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

⑵　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。

4．加入者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。

6．表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…追加〔平成14年11月14諸文科高514号〕、一部改正〔平成18年９月18諸文科高264号・20年３月19諸文科高409号・22年９月22受文科高1094号・24年３月23受文科高3696号・令和２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号・４年９月４文科高978号〕、全部改正〔令和６年３月５文科高2272号〕、一部改正〔令和６年11月６文科高1409号・７年５月７文科高355号〕

様式第九号（第十九条関係）

診療報酬（医科）領収済証明書												
療養者氏名			生年			性別	当院の区分					
			昭・平・令　年生			男・女	保険医療機関	非保険医療機関				
傷病名			診療開始日			療養期間						
						自				至		
（1）			令和　年　月　日			令和　年　月　日				令和　年　月　日		
（2）			令和　年　月　日			令和　年　月　日				令和　年　月　日		
（3）			令和　年　月　日			令和　年　月　日				令和　年　月　日		
⑪ 初診	時間外・休日・深夜				回	円	診療実日数		転帰			
⑫ 再診	再診			×	回	円	日	治ゆ	死亡	中止		
	外来管理加算			×	回	円						
	時間外加算			×	回	円						
	休日加算			×	回	円						
	深夜加算			×	回	円						
⑬ 指導						円						
⑭ 在宅	往診				回	円						
	夜間・深夜・緊急往診				回	円						
	在宅患者訪問診療				回	円						
	その他					円						
	薬剤					円						
⑳ 投薬	㉑ 内服	薬剤			単位	円						
		調剤		×	回							
	㉒ 屯服	薬剤			単位	円						
	㉓ 外用	薬剤			単位	円						
		調剤		×	回							
	㉔ 調剤				回	円						
	㉕ 処方			×	回	円						
	㉖ 麻毒				回	円						
	㉗ 調基					円						
㉚ 注射	㉛ 皮下筋肉内				回	円						
	㉜ 静脈内				回	円						
	㉝ その他				回	円						

㊵ 処置	薬　剤	回	円 円 円		
㊿ 手術 麻酔	薬　剤	回	円 円 円		
60 検査	薬　剤	回	円 円 円		
70 画像診断	薬　剤	回	円 円 円		
80 その他の	処方せん 薬　剤	回	円 円 円		
90 入院	入院年月日	令和　年　月　日		※ 投薬内訳	
	病　診　衣	91 入院料	×　日間　円 ×　日間　円 ×　日間　円	㉑ 内服	種類×　日分 種類×　日分 種類×　日分
		92 入院医学管理料	×　日間　円 ×　日間　円 ×　日間　円	㉒ 屯服	種類×　回分
				㉓ 外用	種類×　回分
	㉒特定入院料・その他		円		
97 食事	基準	合計	療養費		円
	円×　日間 円×　日間 円×　日間 円×　日間		食事療養	日	円

上記の金額は、自費診療扱いで
領収済であることを証明します。

令和　年　月　日

医療機関

郵便番号（　—　）
所在地
名　称　　ＴＥＬ
医師名

本表…一部改正[令和元年７月元受文科高313号・３年３月２受文科高1625号]

診療報酬（歯科）領収済証明書

療養者氏名	生年	性別	当院の区分	
	昭・平・令　年生	男・女	保険医療機関	非保険医療機関

傷病名部位	診療開始日	療養期間	
	令和　年　月　日	自 令和　年　月　日	至 令和　年　月　日

診療実日数	転帰		
日	治ゆ	死亡	中止

| 診療内容 | | |

別

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復	鋳造歯冠修復	14K		×	×			前装冠	パ × ニ × 銀 ×							リテイナー	×	円
		パ大	×	×		×	×	金属冠	圧・鋳	大 ×	継続歯	14K ×					×		
		パ小前	×	×	×	×	×			小 ×		パ ×				装着材料	×		
		ニ大	×	×		×	×		鋳・圧鋳	大 ×		ニ ×					×		
		ニ小前	×	×	×	×	×			小 ×		銀 ×							
		銀大	×	×		×	×		圧鋳他 ×		仮	× ×				再装着	×		
		銀小前	乳 ×	×	×	×	×	乳 ×	ジ ×		硬ジ ×						×		
	ポインテク	鋳造	パ大 ×	パ小 ×	裏装	パ前 ×	パ小 ×	装着	×	バー	鋳	バ × ニ ×				人工歯	×	円	
			ニ ×	銀 ×		14K ×	他 ×		×		屈曲	パ上 × 下 ×					×		
		前装	パ × ニ × 銀 ×						×		不特 × 強 ×						×		
	有床義歯	1～4歯	×	12～14歯 ×	床裏装	1～4歯 ×	12～14歯 ×	床修理	×	ろう	×						×		
		5～8歯	×	総義歯 ×		5～8歯 ×	総義歯 ×		×	保	×						×		
		9～11歯	×	ゆ ×		9～11歯 ×	ゆ ×		×	修理	×						×		
	鋳造鉤	14K	双大 ×	双小 ×	両大 ×	両犬小 ×	両前 ×	ニ ×		線鉤	14 双 ×		不・特	双 ×	レストナシ ×			円	
											レストアリ ×				レストアリ ×	フックスパー ×			
		パ	双大 ×	双小 ×	両大 ×	両犬小 ×	両前 ×												
	義歯調整	× × × Ⅰ Ⅱ									新製・床裏装・Ⅰ 算定（ 年 月）							円	
	その他																	円	
その他																		円	
合計																		円	
摘要																			

上記の金額は、自費診療扱いで
領収済であることを証明します。

郵便番号（ — ）

所在地

医療機関　　ＴＥＬ

名　称

医師名

令和　年　月　日

本表…一部改正[令和元年７月元受文科高313号・３年３月２受文科高1625号]

様式第十一号（第十九条関係）

診療報酬（調剤）領収済証明書

療養者氏名	生年	性別	医師名
	昭・平・令　年生	男・女	

医療機関	所在地	
	名称	

処方月日	調剤月日	処方 医薬品名・規格・用量・剤型・用法	処方 単位薬剤料	調剤数量	調剤報酬 薬剤調製料 調剤管理料	調剤報酬 薬剤料	調剤報酬 加算料
・	・		円		円	円	円
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						

※　投薬内容

内服	種類×	日分
	種類×	日分
	種類×	日分
屯服	種類×	回分
外用	種類×	回分

処方せん受付回数	回	調剤基本料	円
摘要		投薬特別指導料	円
		合計	円

上記の金額は、自費診療扱いで領収済であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号（　　―　　）

所在地　　ＴＥＬ

薬局

名称

氏名

本表…一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・３年３月２受文科高1625号・４年９月４文科高978号〕

様式第十二号（第十九条関係）

診療報酬（整復）領収済証明書			
療養者氏名	生年	性別	負傷の原因
	昭・平・令　年生	男・女	

負傷名	負傷年月日	療養期間	
		自	至
（1）	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
（2）	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
（3）	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

負傷の経過	転帰			
	1	2	3	4
	治ゆ	中止	転医	継続

種別					摘要
初検料	基本初検料			円	
	加算	時間外、休日、深夜		円	
往療料	km	夜間、難路	回	円	
	回	暴風雨雪			
整復料 固定料 施療料			円	円	
後療料	回		円	円	
罨法料	回		円	円	
金属副子加算	大型 中型 小型		円	円	
合計				円	

上記の金額は、自費診療扱いで領収済であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号（　　―　　）

整復師　所在地　　ＴＥＬ

氏　名

本表…一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・３年３月２受文科高1625号〕

様式第十三号（第二十条関係）

（表）

状況報告書

加入者等記号・番号					加入者氏名	担当職務	療養者名	続柄	生年月日			
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番								
									3昭 4平 5令	年	月	日

1	発生日時		令和　年　月　日（　曜日）　午前・午後　時　分頃
2	勤務時間	事故日に勤務した時間	時　分　～　時　分
		事故日に勤務すべき時間	時　分　～　時　分
3	どういうときに		勤務中　依命行為中　校務出張中　通勤途上（通常の経路／寄り道中） 休憩時間中　私的行為中　その他（　）
4	どこで	学園内	教室、事務室、廊下、体育館、校庭、グランド、その他（　）
		学園外	スクールバス（送・迎）、自宅、路上、その他（　）
5	労災保険加入		有（昭和・平成・令和　年　月　日加入）・無
6	発生時の状況		
			労基署名：　担当者名：　連絡先： 不該当の理由：
7	治療の状況		傷病名

医療機関の名称	治療費の種別	治療を受けた期間
	自費　保険診療 自賠　労災	自　年　月　日 至　年　月　日　治療中
	自費　保険診療 自賠　労災	自　年　月　日 至　年　月　日　治療中
	自費　保険診療 自賠　労災	自　年　月　日 至　年　月　日　治療中
	自費　保険診療 自賠　労災	自　年　月　日 至　年　月　日　治療中

8	交通事故等第三者加害行為による場合	加害者氏名		勤務先の名称	
		住所		勤務先の所在地	
		連絡先（電話番号）		雇用主氏名	
		相手方との話合い	有・無		
		示談	成立	令和　年　月　日成立（示談書の写しを添付のこと。）	
			進行中		
		自賠責請求	有・無	令和　年　月　日受領／請求中　円	

上記及び裏面のとおり報告します。
令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

郵便番号（　―　）
住所
TEL
氏名

上記及び裏面の報告は事実と相違ないものと認めます。
令和　年　月　日

郵便番号（　―　）
所在地
TEL
学校法人等名
代表者名

（裏）

通勤途上災害に係る状況報告		
災害発生日等	日時	令和　年　月　日　午前後　時　分頃
	場所	
災害発生状況	住居を離れた時刻	午前後　時　分頃
	就業場所	
	就業開始予定時刻	午前後　時　分頃
	就業終了予定時刻	午前後　時　分頃
	就業場所を離れた時刻	午前後　時　分頃
①通常の通勤経路・方法及び所要時間 ②災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路・方法・所要時間等（図示）	（通常の通勤所要時間　時間　分）	
災害の原因及び発生状況		

本表…一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号・６年11月６文科高1409号〕

様式第十四号（第二十一条、第二十三条関係）

災害状況明細書

加入者等記号・番号					加入者氏名	被扶養者の有無	被扶養者有の場合は同居・別居の別
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番			
						有・無	同居・別居

住居の部

加入者の住居	1 自宅 2 借家 3 借間 4 その他（　）	総面積	㎡	家屋の時価	円	
		被害面積	㎡	家屋の損害額	円	
		構造	木造 鉄骨 その他（　）	形態	平屋 二階建 集合住宅（居住階数　階）	
別居被扶養者の住居	1 自宅 2 借家 3 借間 4 その他（　）	総面積	㎡	家屋の時価	円	
		被害面積	㎡	家屋の損害額	円	
		構造	木造 鉄骨 その他（　）	形態	平屋 二階建 集合住宅（居住階数　階）	
災害の原因		災害の状況				
加入者の住居平面図	（各部屋の面積又は畳数も記入し、被災箇所を赤線等で明示すること。）					
別居被扶養者の住居平面図	（各部屋の面積又は畳数も記入し、被災箇所を赤線等で明示すること。） 被扶養者の住所　〒 氏名　　加入者との続柄					

家財の部

品名	総数量	時価	被害数量	被害額	備考（全焼、半焼、補修等の説明）
		円		円	
計		円		円	

浸水状況

床上浸水	土砂流入の程度	床上浸水期間	最高水位を示した日
cm	cm	日間　時間	令和　年　月　日

上記のとおり事実と相違ないことを報告します。

令和　年　月　日　　（フリガナ）
加入者氏名

上記の報告は事実と相違ないものと認めます。

令和　年　月　日　　学校法人等名
代表者名

本表…一部改正〔令和元年７月元受文科高313号・２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号〕

様式第十五号（第二十五条関係）

（表）

私立学校教職員共済 特定疾病療養受療証 交付日				
認定疾病名				
受診者	氏名			
	生年月日			
	住所			
加入者	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日			
発効日		から有効		
自己負担限度額				
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号		
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団　印 共済事業本部		

（裏）

注　意　事　項

1．この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。

2．この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに１か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度額とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払うことになります。

3．保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、資格確認書を提出することにより加入者又は被扶養者であることの確認を受ける場合には、この証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。

4．加入者の資格がなくなったとき又は被扶養者でなくなったときは、直ちに、この証を事業団に返してください。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。

6．表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…一部改正〔平成18年９月18諸文科高264号・20年３月19諸文科高409号・22年９月22受文科高1094号・令和２年９月２受文科高953号・３年３月２受文科高1625号・４年９月４文科高978号・６年11月６文科高1409号・７年５月７文科高355号〕

様式第十六号（第二十七条関係）

(2)

傷病名	有効期間	
(1) 初診日	自	
	至	
(2) 初診日	自	
	至	
(3) 初診日	自	
	至	
(4) 初診日	自	
	至	
(5) 初診日	自	
	至	

（表）

(1)

私立学校教職員共済 資格喪失後継続給付証明書					
加入者であった者	記号		番号	（枝番）	
	氏名		性別		
	生年月日				
	住所				
療養者	記号		番号	（枝番）	
	氏名		性別		
			続柄		
	生年月日				
	住所				
交付年月日					
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号			
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団　印 共済事業本部			

⑷

注　　意　　事　　項

1　この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を自署し、大切に保持してください。
2　不要な文字は※で消してあります。
3　この証で診療を受けたときは、次の額をそのつど支払ってください。
⑴　保険診療の費用（⑵の費用を除く。）
ア　加入者であった者　３割に相当する額
ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
イ　被扶養者であった者　３割に相当する額
ただし、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は２割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
⑵　入院時の食事療養又は生活療養に要する費用　定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
4　この証の有効期間が満了したとき又は診療を受けていた傷病が治り、この証が不要となったとき等の場合は、遅滞なく事業団に返してください。
5　この証の有効期間が満了した後に、さらに診療を受ける必要があるときは、新たにこの証を受ける手続をしてください。
この場合には、不要となったこの証を添えることになっています。
6　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

年３月19諸文科高409号・令和２年９月２受文科高953号・７年５月７文科高355号〕

（裏）

(3)

療　養　給　付　記　録

傷　病　名	開　始 年月日	入　院 年月日	終　了 年月日	転帰	請求金額	認印

本表…一部改正〔平成14年11月14諸文科高514号・15年３月721号・18年９月18諸文科高264号・20

様式第十七号（第三十二条関係）

（表）

日本私立学校振興・共済事業団

年金証書

年金の種類　　年金証書記号番号

基礎年金番号　　年金コード

受給権者の氏名

受給権者生年月日

受給権発生年月

厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。

年　月　日　　日本私立学校振興・共済事業団理事長　印

（裏）

注意事項

1　この年金証書は、あなたが日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）から年金を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
2　年金額については、同封の「決定・改定・支給年金額変更通知書」に記載してあります。
3　次に掲げる事由に該当したときは、受給権者又は遺族は、年金証書を私学事業団に提出してください。
⑴　年金証書の記載事項に異動が生じたとき。
⑵　受給権者が、この年金を受ける権利を失ったとき、又は死亡したとき。
⑶　私学事業団から、この年金証書の提出を求められたとき。
4　年金証書を紛失、又は著しく損傷したときは、私学事業団に連絡してください。
5　年金の支給期月は、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月で、それぞれ前月までの２ヵ月分が支給されます。

※上記以外の届け出・手続き等については、「年金者のしおり」をご確認ください。

本表…全部改正〔平成12年３月諸政４の５号〕、一部改正〔平成14年３月13諸文科高2244号・21年12月21受文科高815号〕、全部改正〔平成27年９月27受文科高1345号〕

様式第十七号の二（第三十二条関係）

（表）

日本私立学校振興・共済事業団

年　金　証　書

年金の種類　　年金証書記号番号

基礎年金番号

受給権者の氏名

受給権者生年月日

受給権発生年月

私立学校教職員共済法により、上記の年金を決定したことを証します。

年　月　日　　日本私立学校振興・共済事業団理事長　印

（裏）

注　意　事　項

1　この年金証書は、あなたが日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）から年金を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
2　年金額については、同封の「決定・改定・支給年金額変更通知書」に記載してあります。
3　次に掲げる事由に該当したときは、受給権者又は遺族は、年金証書を私学事業団に提出してください。
⑴　年金証書の記載事項に異動が生じたとき。
⑵　受給権者が、この年金を受ける権利を失ったとき、又は死亡したとき。
⑶　私学事業団から、この年金証書の提出を求められたとき。
4　年金証書を紛失、又は著しく損傷したときは、私学事業団に連絡してください。
5　年金の支給期月は、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月で、それぞれ前月までの２ヵ月分が支給されます。

※上記以外の届け出・手続き等については、「年金者のしおり」をご確認ください。

本表…追加〔平成27年９月27受文科高1345号〕

様式第十八号（第三十三条関係）

（1）

掛　　金　　等納付通知書
子ども・子育て拠出金

（　領　収　書　）

令和　　年　　月分

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納期限 令和　年　月　日

この金額を納期限内に取扱金融機関に払い込んでください。

なお、取扱金融機関の収納印をもって領収書に代えます。

払込人住所氏名	

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　　印

学校法人等代表者殿

（収納印欄）

（2）

令和　　年　　月分

掛金等及び子ども・子育て拠出金の率　　（単位：%、人、千円）

	短期（福祉）掛金１	短期（福祉）掛金２	介護掛金	加入者保険料	退職等年金給付掛金	子ども・子育て拠出金
報　酬						
賞　与						

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額
円

掛金等区分	加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計	掛金等区分	加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計
短期（福祉）掛金１					年　金				
短期（福祉）掛金２					産休育休				
介護掛金									

掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳　　（単位：円）

掛　金　等　区　分		当月掛金等	掛金等免除額	異動増額	異動減額	補助金調整額	前納・過納額	通知額	翌月繰越異動減額	翌月繰越前納・過納額
短期（福祉）掛金１	報　酬									
	賞　与									
短期（福祉）掛金２	報　酬									
	賞　与									
	計									
介護掛金	報　酬									
	賞　与									
	計									
加入者保険料	報　酬									
	賞　与									
	計									
退職等年金給付掛金	報　酬									
	賞　与									
	計									
子ども・子育て拠出金	報　酬									
	賞　与									
	計									
合　計										

本表…全部改正〔平成12年３月諸政４の５号〕、一部改正〔平成15年３月14諸文科高721号・19年９月19諸文科高379号・21年12月21受文科高815号・26年３月25受文科高2685号・27年４月27受文科高103号・９月1345号・令和元年７月元受文科高313号〕

様式第十九号（第三十三条関係）

令和　年　月分　掛金等納付通知書
子ども・子育て拠出金（口座振替（自動払込）額のお知らせ）

今回の掛金等及び子ども・子育て拠出金の額は、以下のとおりです。
この金額は、振替（払込）日に貴校（園）の取引金融機関において、預金口座から口座振替（自動払込）の処理をいたします。

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	振替（払込）年月日 令和　年　月　日

学校法人等代表者殿

金融機関名		
支店名		
口座種別	口座番号	納期限
口座名義人		

令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　㊞

令和　年　月分　掛金等　領収書
子ども・子育て拠出金

前回の掛金等及び子ども・子育て拠出金の額は、以下のとおりです。
この金額は、振替（払込）日に事業団の取引金融機関において、口座振替（自動払込）により、領収しました。

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	振替（払込）年月日 令和　年　月　日

学校法人等代表者殿

金融機関名		
支店名		
口座種別	口座番号	納期限
口座名義人		

令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　㊞

本表…一部改正〔平成14年３月13諸文科高2244号〕、全部改正〔平成19年３月18諸文科高402号〕、一部改正〔平成19年９月19諸文科高379号・27年４月27受文科高103号・９月1345号・令和元年７月元受文科高313号〕

学校法人等代表者　殿

督　　促　　状

令和　　年　　月分　掛金等・拠出金										円
内訳	掛　　金　　等									円
	子ども・子育て拠出金									円

（令和　　年　　月　　日入金現在による）

上記の金額が未納となっています。
先に送付している納付通知書により

指定期限　　令和　　年　　月　　日

までに事業団指定の金融機関に納付してください。

＜ご　注　意＞

標記の掛金等及び子ども・子育て拠出金を指定期限内に納付しないときは、私立学校教職員共済法第30条第３項及び同法附則第28項並びに子ども・子育て支援法第71条の規定に基づき、納期限の翌日から掛金等及び子ども・子育て拠出金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じて、年14.6％又は延滞税特例基準割合（※）に年7.3％の割合を加算した割合のいずれか低い割合（当該納期限の翌日から３月を経過する日までの期間については、年7.3％又は延滞税特例基準割合に年１％の割合を加算した割合のいずれか低い割合）で延滞金を別途徴収します。

また、指定期限を過ぎても納付されないときは、財産差押えの処分を受けることもありますので、ご注意ください。

なお、この督促状と行き違いに払込済の場合はあしからずご了承願います。

※延滞税特例基準割合とは、租税特別措置法第94条第１項に規定する延滞税特例基準割合をいい、同法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１％の割合を加算した割合です。

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団
理　　事　　長　　印

本表…一部改正・旧様式22号…繰上〔平成15年３月14諸文科高721号〕、全部改正〔平成21年12月21受文科高815号〕、一部改正〔平成26年12月26受文科高2027号・27年４月27受文科高103号・９月1345号・令和元年７月元受文科高313号・２年12月２受文科高1288号・６年３月５文科高2272号〕

貯金規則

ページ
○私立学校教職員共済制度貯金規則
〔平成一〇年文部大臣承認〕……一八〇一
第一章　総則（第一条―第四条）……一八〇一
第二章　貯金（第五条―第十三条）……一八〇二
第三章　利息（第十四条―第十七条）……一八〇四
第四章　払戻し等（第十八条―第二十四条）……一八〇五
第五章　貯金原票及び貯金台帳等（第二十五条―第二十七条）……一八〇七
第六章　雑則（第二十八条―第三十三条）……一八〇八
附則……一八〇九

○私立学校教職員共済制度貯金規則

（平成十年一月五日
文部大臣承認諸政第四の二号）

【沿革】
平成一〇年　一月三〇日　諸政第四の五号改正
平成一一年　八月一九日　諸政第四の四号改正
平成一四年　三月二九日　一三諸文科高第二二四六号改正
平成一九年　九月二八日　一九諸文科高第三八〇号改正
平成二七年　三月二四日　二六受文科高第二六九九号改正
平成二八年　九月三〇日　二八受文科高第一二四三号改正
令和　元年　九月一九日　元受文科高第五六三号改正
令和　二年　九月二九日　二受文科高第九二四号改正
令和　四年　九月三〇日　四文科高第九八三号改正
令和　六年　三月二八日　五文科高第二二六六号改正
令和　七年　三月一四日　六文科高第二一一六号改正
令和　七年一二月二五日　七文科高第一四五〇号改正
令和　八年　三月一六日　七文科高第二〇九九号改正

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項第四号に規定する加入者の貯金の受入れ又はその運用を行うため、私立学校教職員共済制度貯金規則を次のように制定する。

私立学校教職員共済制度貯金規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　貯金（第五条―第十三条）
第三章　利息（第十四条―第十七条）
第四章　払戻し等（第十八条―第二十四条）
第五章　貯金原票及び貯金台帳等（第二十五条―第二十七条）
第六章　雑則（第二十八条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が行う加入者の貯金の受入れ、払戻し等について必要な事項を定め、貯金事業の公正な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　貯金者　加入者（任意継続加入者を除く。）のうち、第七条の規定により貯金の加入申込みをした者をいう。

二　加入学校法人等　学校法人等（共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（共済法附則第十項の規定により学校法人とみ

なされるものを含む。）をいう。以下同じ。）のうち、貯金者の所属するものをいう。

（積立金の管理運用）

第三条　事業団は、貯金者の払い込んだ積立金を取りまとめ、安全かつ有利に管理、運用するものとする。

（信託銀行との協定）

第四条　事業団は、貯金事業に係る利息計算その他必要な事務については、信託銀行と協定を締結して行うことができる。

第二章　貯金

（貯金の種類）

第五条　事業団の取り扱う貯金の種類は積立貯金とする。

（積立金）

第六条　貯金の積立金は、貯金者が毎月一定額を積み立てる定時積立金及び貯金者が四月、七月若しくは八月又は十二月若しくは一月に臨時に積み立てる臨時積立金とする。ただし、臨時積立金のみを積み立てることはできない。

2　前項に規定する積立金の積立金額は、千円の整数倍とする。

（加入申込み）

第七条　貯金の加入申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの期間（以下「申出期間」という。）内に、様式第一号による貯金加入申込書を、学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　四月二十六日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）から五月二十五日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）まで（以下「前期申出期間」という。）

二　九月二十六日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）から十月二十五日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）まで（以下「後期申出期間」という。）

本条…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

（積立金の払込み）

第八条　事業団は、加入学校法人等ごとに、様式第二号による積立金払込通知書及び様式第三号による積立金明細書を作成し、毎月の二十日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）までに、当該加入学校法人等に送付する。

2　前項の規定による積立金払込通知書及び積立金明細書の送付を受けた加入学校法人等は、貯金者の積立金を取りまとめ、当該積

立金払込通知書とともに、翌月の十日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日。以下「払込期限日」という。）までに入金されるように事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3　事業団は、積立金が前項に規定する払込期限日を過ぎて入金されたときは、当該積立金を預り金として保管し、入金日の後において最も近い払込期限日の翌日に当該貯金者の貯金に組み入れるものとする。この場合において、当該預り金には利息を付さないものとする。

4　事業団は、積立金が第二項に規定する払込期限日までに入金されなかったときは、当該貯金者に係る積立てについて中断の措置を行うことができる。

一・二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕、一項…一部改正・三・四項…全部改正〔令和四年九月四文科高九八三号〕

（積立金額の変更）

第九条　貯金者は、積立金額を変更しようとするときは、申出期間内に、様式第四号による積立金変更申込書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　前項の規定により積立金変更申込書を提出した貯金者に係る積立金額の変更については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日を払込期限日とする積立金から変更するものとする。ただし、臨時積立金のみの積立金額の変更によるときは、当該臨時積立金に係る払込期限日の積立金から変更するものとする。

一　前期申出期間内に手続した場合　七月十日

二　後期申出期間内に手続した場合　十二月十日

（積立ての中断）

第十条　貯金者は、積立てができなくなったときは、積立てを一時中断することができる。

2　前項の規定により貯金者が積立てを中断しようとするときは、中断しようとする月の前々月の二十五日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに様式第五号による積立中断届書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

（積立ての復活）

第十一条　前条の規定により積立てを中断した貯金者及び第八条第四項の規定により積立ての中断の措置を受けた貯金者が、積立てを復活しようとするときは、申出期間内に、様式第五号による積立復活届書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　前項の規定により積立復活届書を提出した貯金者に係る積立て

については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日を払込期限日とする積立金から復活するものとする。

一　前期申出期間内に手続した場合　七月十日

二　後期申出期間内に手続した場合　十二月十日

一項…一部改正〔令和四年九月四文科高九八三号〕

（貯金口座）

第十二条　貯金の口座は、非課税扱い口座及び課税扱い口座とし、貯金者は各一口座を設けることができるものとする。

（印鑑の登録）

第十三条　貯金者は、第七条の規定により提出した貯金加入申込書に押印した印鑑を登録印鑑とし、この規則の定めるところにより貯金に関する手続をしようとするときは、その印鑑を使用しなければならない。

2　貯金者は、前項に規定する登録印鑑を変更しようとするときは、様式第六号による印鑑変更届書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、変更前の登録印鑑の紛失、破損等により当該印鑑変更届書に押印できないときは、貯金者の実印を変更前の登録印鑑とみなし、印鑑証明書を添付しなければならない。

二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

第三章　利息

（貯金の利率）

第十四条　貯金の利率は、年利〇・四パーセントとし、次の各号に掲げるところにより利息を計算するものとする。ただし、金融情勢の変動等により利率を変更する必要が生じたときは、これを変更することができる。

一　利息計算の期間は、払込期限日の翌日を起算日とし、払戻し又は解約の日（第二十条に規定する日をいう。）の前日までとする。

二　利息を付する元金の単位は十円とし、十円未満の端数は切り捨てる。

三　前各号の規定により計算した利息額に一円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

本条…一部改正〔平成一〇年一月諸政四の五号・一一年八月四の四号・一四年三月一三諸文科高二二四六号・二七年三月二六受文科高二六九九号・二八年九月二八受文科高一二四三号・令和四年九月四文科高九八三号・六年三月五文科高二二六六号・七年三月六文科高二一一六号・八年三月七文科高二〇九九号〕

（利息の組入れ及び通知）

第十五条　利息は、毎年九月及び三月の末日に計算し、それぞれ当該末日の翌日に元金に組み入れるものとする。

2　事業団は、毎年四月一日及び十月一日における貯金者の貯金の元金及び利息の状況を、様式第七号による積立貯金残高通知書により、それぞれの月の末日（その日が休日等に当たるときは、そ

の日後においてその日に最も近い休日等でない日）までに、加入学校法人等を経て、貯金者に通知するものとする。

3　貯金者に対する貯金通帳は、前項の規定により送付する積立貯金残高通知書をもってこれに代える。

二・三項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕、二項…一部改正〔令和四年九月四文科高九八三号〕

（非課税制度の適用）

第十六条　貯金者が、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条に規定する障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の適用を受けようとするときは、同条に規定する非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　貯金者は、前項の非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書を提出するときは、その提出に当たっては、所得税法第十条第五項に規定する書類を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

（非課税限度額の変更）

第十七条　貯金者は、前条第一項の規定により提出した非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書に記載した非課税限度額を変更しようとするときは、所得税法第十条第四項に規定する申告書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕、一項…一部改正〔令和四年九月四文科高九八三号〕

第四章　払戻し等

（払戻し）

第十八条　貯金者は、貯金の払戻しを受けようとするときは、払戻しを受けようとする月（以下「払戻し月」という。）の前月の二十五日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、様式第八号による積立貯金払戻請求書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　事業団は、前項の請求書の提出を受けたときは、審査の上、様式第九号による積立貯金払出明細書を、払戻し月の二十日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）までに、加入学校法人等あてに送付するものとする。

一・二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕、二項…一部改正〔令和四年九月四文科高九八三号〕

（解約）

第十九条　貯金者は、貯金の解約をしようとするときは、解約をしようとする月（以下「解約月」という。）の前月の二十五日（そ

の日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、様式第八号による積立貯金解約請求書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　事業団は、前項の請求書の提出を受けたときは、審査の上、解約月の二十日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）までに、様式第九号による積立貯金払出明細書を加入学校法人等に送付するとともに、様式第十号による積立貯金最終計算書を、加入学校法人等を経て、貯金の解約を請求した者に送付するものとする。

一・二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕、二項…一部改正〔令和四年九月四文科高九八三号〕

（送金）

第二十条　払戻金又は解約金は、払戻し月又は解約月の二十日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）に、加入学校法人等を経て、払戻し又は解約を請求した者に送金する。

本条…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

（払戻金等の交付）

第二十一条　前条の規定により送金された払戻金又は解約金を受領した加入学校法人等は、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定により送付された積立貯金払出明細書に、当該払戻金又は解約金を請求した者の確認を受けた上で、その者に当該払戻金又は解約金を速やかに、交付するものとする。

本条…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号・令和四年九月四文科高九八三号〕

（資格継続の場合の取扱い）

第二十二条　貯金者が、加入者の資格を喪失することなくその所属する学校法人等を異動したときは、事業団は、当該貯金者について積立ての中断の措置を行うものとする。

2　前項の規定により積立ての中断の措置を受けた貯金者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、前項の異動に係る事業団からの確認通知書（共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条に規定する共済運営規則をいう。）第十条に規定する確認通知書をいう。）を受領した後当該貯金者が希望するときに、様式第五号による積立復活届書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出することができる。

3　前項の規定により積立復活届書を提出した貯金者に係る積立てについては、当該届書が事業団に提出された日に応じ、次に定めるところにより復活するものとする。

一　提出された日が、その月の二十五日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）以前の場合　当該月の翌々月に払込期限日の到来する積立

金から復活する。

二　提出された日が、その月の二十六日以降の場合　当該月から起算して四月目に払込期限日の到来する積立金から復活する。

二・三項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

（資格喪失の場合の取扱い）

第二十三条　貯金者が、加入者の資格を喪失したときは、当該貯金者（死亡により加入者の資格を喪失した者にあっては、その相続人）は、様式第八号による積立貯金解約請求書を、加入学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　事業団は、前項の請求書の提出を受けたときは、審査の上、第十九条第二項及び第二十条の規定の例により、積立貯金払出明細書及び積立貯金最終計算書の送付並びに解約金の送金を行うものとする。

二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

第二十四条　貯金者が加入者資格を喪失した場合の当該貯金者に係る貯金については、事業団は、当該加入者資格の喪失事由の発生した日の属する月の翌月から起算して三月目の月の二十日以降、当該貯金を預り金に振り替えて保管するものとし、当該預り金には利息を付さないものとする。

2　前項の規定による預り金の払戻しを受ける権利は、預り金へ振り替えた日の翌日から起算して、十年を経過したときは、時効によって消滅する。

二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

第五章　貯金原票及び貯金台帳等

（貯金原票）

第二十五条　事業団は、第七条の規定により貯金者から提出された貯金加入申込書をもって貯金原票とし、この規則の定めるところにより貯金者から提出されたその他の書類と併せて整理保管しなければならない。

（積立貯金残高明細書及び積立貯金決算明細書）

第二十六条　事業団は、毎月の払込期限日までに積み立てられた貯金者の貯金の残高を、様式第十一号による積立貯金残高明細書によりその月の末日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）までに、加入学校法人等に通知するものとする。

2　事業団は、毎年三月及び九月末日現在の貯金者の貯金の明細を、様式第十二号による積立貯金決算明細書により、四月及び十月の末日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）までに、加入学校法人等に通知するものとする。

一・二項…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号・令和四年九月四文科高九八三号〕

（貯金台帳）

第二十七条　事業団及び加入学校法人等は、前条第一項に規定する積立貯金残高明細書をもって貯金台帳とし、常に整理保管しなければならない。

第六章　雑則

（書類の送付）

第二十八条　加入学校法人等は、貯金者から提出された書類を事業団に送付するときは、様式第十三号による貯金関係書類送付内訳書を添えなければならない。

（免責）

第二十九条　事業団は、次に掲げる事由により第二十条に規定する払戻金又は解約金の送金が遅れたときは、これによって生じた損害は賠償しないものとする。

一　貯金者の提出した書類が不備であったとき。

二　天災地変その他やむを得ない事由により送金することができないとき。

本条…一部改正〔平成二七年三月二六受文科高二六九九号〕

（権利譲渡の禁止）

第三十条　貯金者は、貯金に関する権利を譲渡し、又は担保に供することができない。

（電子情報処理組織による通知）

第三十一条　事業団は、第八条第一項又は第十八条第二項の規定に基づき加入学校法人等に書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うこととしている通知については、電子情報処理組織（事業団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と加入学校法人等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける加入学校法人等が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨の次項で定める方式による表示する場合に限る。

2　前項ただし書で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の加入学校法人等の名称及び電話番号その他必要な事項を記載した所定の依頼書の提出とする。

3　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）により行うものとする。

4　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知

については、この規則の規定により書面等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

5　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該通知に記載すべきこととされている事項を事業団の使用に係る電子計算機から入力し、当該通知の情報を事業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

6　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該通知を受ける加入学校法人等が事業団から事前に入手した暗証番号及び識別番号を加入学校法人等の使用に係る電子計算機に入力することにより、加入学校法人等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知を記録できるようにするものとする。

本条…追加〔令和七年一二月七文科高一四五〇号〕

（様式の特例）

第三十二条　事業団は、特別の事情により様式各号に定める申込書、請求書その他の様式について、当該様式により難いと認めるときは、その記載内容、型式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

本条…追加〔令和元年九月元受文科高五六三号〕、旧三一条…繰下〔令和七年一二月七文科高一四五〇号〕

（細則）

第三十三条　この規則の実施に関し必要な細則は、理事長が別に定める。

旧三二条…繰下〔令和元年九月元受文科高五六三号〕、旧三二条…繰下〔令和七年一二月七文科高一四五〇号〕

附　則

1　この規則は、平成十年一月一日から実施する。

2　この規則の実施の日前に、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により解散した私立学校教職員共済組合の貯金規則（以下「旧貯金規則」という。）によってなされた行為又は手続は、その行為若しくは手続のなされた日においてこの規則の相当する規定によってなされた行為又は手続とみなす。

3　この規則の実施の際、現に旧貯金規則の規定による加入者であった者については、その者が当該加入者となった日から引き続きこの規則による貯金者であった者とみなす。

4　旧貯金規則第二十五条の規定は、この規則の実施の日前に私立学校教職員共済組合の組合員資格を喪失した旧貯金規則の規定による加入者については、なおその効力を有する。

5　この規則実施の際、現に存する旧貯金規則による様式については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔平成一〇年一月三〇日　諸政第四の五号〕

この改正規定は、平成十年二月一日から実施する。

附　則〔平成一一年八月一九日　諸政第四の四号〕

この改正規定は、平成十一年十月一日から実施する。

附　則〔平成一四年三月二九日　一三諸文科高第二二四六号〕

この改正規定は、平成十四年四月一日から実施する。

附　則〔平成一九年九月二八日　一九諸文科高第三八〇号〕

この改正規定は、平成十九年十月一日から実施する。

附　則〔平成二七年三月二四日　二六受文科高第二六九九号〕

この変更は、平成二十七年四月一日から実施する。

附　則〔平成二八年九月三〇日　二八受文科高第一二四三号〕

この改正規定は、平成二十八年十月一日から実施する。

附　則〔令和元年九月一九日　元受文科高第五六三号〕

1　この改正規定は、令和元年九月十九日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和二年九月二九日　二受文科高第九二四号〕

1　この改正規定は、令和二年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和四年九月三〇日　四文科高九八三号〕

1　この改正規定は、令和四年十月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2　実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和六年三月二八日　五文科高第二二六六号〕

この改正規定は、令和六年四月一日から実施する。

附　則〔令和七年三月一四日　六文科高第二一一六号〕

この改正規定は、令和七年四月一日から実施する。

附　則〔令和七年一二月二五日　七文科高第一四五〇号〕

この改正規定は、令和七年十二月二十五日から実施する。

附　則〔令和八年三月一六日　七文科高第二〇九九号〕

この改正規定は、令和八年四月一日から実施する。

様式第１号（第７条関係）

貯　金　加　入　申　込　書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

学校法人等名		登録印
フリガナ 氏　名		

加入者等記号・番号				
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

申込年月日	氏　名（カタカナ）	生年月日
年　月　日		昭和 平成 令和　年　月　日

定時積立金	臨時積立金		
	春期（４月）	夏　期 （７月・８月）	冬　期 （12月・１月）
千円	千円	千円	千円

本表…一部改正〔平成27年３月26受文科高2699号・令和元年９月元受文科高563号・２年９月２受文科高924号・４年９月４文科高983号〕

様式第２号（第８条関係）

（表）

積　立　貯　金　払　込　通　知　書

（領　収　書）

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

この金額を払込期限内に事業団の口座に入金するように、取扱金融機関に払い込んでください。

払込人住所氏名	
	学校法人等代表者 殿

払　込　期　限
令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団

理事長　　印

（収納印欄）

裏面の注意事項をよく読んでください。

（裏）

注　　意　　事　　項

１　払込期限を過ぎて入金された場合は、預り金となりますので御承知おきください。

２　取扱金融機関に払い込まれたときは、取扱金融機関の収納印をもって領収書に代えます。

３　この通知書を紛失したときは、事業団に再発行を申し出てください。

本表…一部改正〔平成19年９月19諸文科高380号・令和元年９月元受文科高563号〕

様式第３号（第８条関係）

積　　立　　金　　明　　細　　書

払込期限　　令和　　年　　月　　日 又は　令和　　年　　月　　日

学校番号

日本私立学校振興・共済事業団
令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

加入者等記号・番号	区分	氏　　名	定時積立金額	臨時積立金額	積立金額合計	解約	転入	転出	中断	備　　考
			円	円	円					
合計	ページ　計	人	円	円	円					
	学　校　計									

本表…全部改正〔令和元年９月元受文科高563号・２年９月２受文科高924号〕

様式第４号（第９条関係）

積　立　金　変　更　申　込　書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

学校法人等名		登録印
フリガナ		
氏　　名		

加入者等記号・番号				
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

変更後定時積立金	変更後臨時積立金			変更希望年月日		
	春期（４月）	夏期（７月・８月）	冬期（12月・１月）			
千円	千円	千円	千円	年	月	日

本表…全部改正〔令和元年９月元受文科高563号〕、一部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第５号（第10条、第11条、第22条関係）

積立中断／復活届書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

学校法人等名		登録印
フリガナ 氏名		

加入者等記号・番号				
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

区分	中断・復活希望年月日
中断・復活	年　月　日

本表…全部改正〔令和元年９月元受文科高563号〕、一部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第６号（第13条関係）

印　鑑　変　更　届　書

令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

学校法人等名		登録印
フリガナ		
氏名		

加入者等記号・番号				
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

変更後印鑑

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高563号・２年９月２受文科高924号〕

様式第７号（第15条関係）

積立貯金残高通知書

加入者等記号・番号＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿殿

日本私立学校振興・共済事業団

年　　月　　日現在の残高を通知します。

利率	非課税限度額	税率	定時積立金	臨時積立金		
				春期（４月）	夏期（７月・８月）	冬期（12月・１月）
％	千円	％	千円	千円	千円	千円

現在残高
円

前回通知の残高	＋	定時積立金合計	＋	臨時積立金合計	－	払戻金額合計	＋	元金組入利息
円		円		円		円		円

利息明細	利息－税金＝		税引後の利息	他口座との調整金額	元金組入利息
	円	円	円	円	円

期間中の異動明細（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

年	月	日	摘要	払戻金額	積立金額	差引現在残高
				円	円	円

本表…一部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第８号（第18条、第19条、第23条関係）

積　立　貯　金　払　戻　解　約　請　求　書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

学校法人等名		登録印
フリガナ		
氏　　名		

加入者等記号・番号														
県コード		学種	学校番号				個人番号					枝番		

区　分		生　年　月　日						
解　約	払　戻	昭和 平成 令和		年		月		日

払　戻　金　額								
					千			円

本表…一部改正〔平成27年３月26受文科高2699号〕、全部改正〔令和元年９月元受文科高563号〕、一部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第９号（第18条、第19条関係）

積立貯金払出明細書

令和　　年　　月　　日
日本私立学校振興・共済事業団

学校番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

令和　　年　　月　　日送金分

送金先口座

金融機関名		預金種別	
支店名		口座番号	
口座名			

加入者等記号・番号	区分	氏名	税率	払戻金額	解約金額					支払合計額	貯金者受領印	備考
					元金額	利息			解約元利金			
						利息	税金	税引後の利息				
			%	円	円	円	円	円	円	円		
ページ計	払戻　件	解約　件		円	円	円	円	円	円	円		
学校計	払戻　件	解約　件		㋑　円	円	円	円	円	㋺　円	円		
					送金合計額（㋑＋㋺）				円			

本表…一部改正〔平成27年３月26受文科高2699号・令和元年９月元受文科高563号〕、全部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第10号（第19条関係）

積　立　貯　金　最　終　計　算　書

令和　　年　　月　　日

加入者等記号・番号＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿殿

日本私立学校振興・共済事業団

積立貯金元利金の最終計算は下記のとおりです。

記

積　立　貯　金　残　高	円
利　息（年　　%、　　日間）	円
利　息　の　計　算　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
税　金（上記利息の　　%）	円
差　引　受　取　額	円

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高563号・２年９月２受文科高924号〕

様式第11号（第26条関係）

積立貯金残高明細書

学校番号	利率
	%

日本私立学校振興・共済事業団

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

令和　年　月　日

加入者等記号・番号	区分	税率	氏名	前回残高	入出金内訳			今回残高	非課税限度額	加入年月日	備考
					定時積立金	臨時積立金	払戻・解約				
		%		円	円	円	円	円	千円	年月日	

	新規人数	解約人数	貯金者人数	前回残高		定時積立金		臨時積立金		払戻・解約		今回残高	
				人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
ページ計	人	人	人	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
学校計													

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高563号〕、全部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第12号（第26条関係）

積　立　貯　金　決　算　明　細　書

学校番号	利　率
	%

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

日本私立学校振興・共済事業団

計算期間　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

加入者等記号・番号	区分	税率	氏　名	期初元金	計算期間中の異動			期末元金	決算利息				利息組入後元金	非課税限度額
					定時積立金	臨時積立金	払戻		利息	税金	税引後利息	元金組入利息		
		%		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円

	貯金者数	期初元金	計算期間中の異動			期末元金	決算利息			利息組入後元金
			定時積立金	臨時積立金	払戻		利息	税金	税引後利息	
ページ計	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
学校計										

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高563号〕、全部改正〔令和２年９月２受文科高924号〕

様式第13号（第28条関係）

貯　金　関　係　書　類　送　付　内　訳　書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

学校法人等名
記　号　番　号
電　話　番　号

下記のとおり貯金事業に係る書類を送付します。

記

書類名		様式番号	件数	書類名	件数
① 貯金加入申込書		様式第１号	件	⑦ 非課税貯蓄限度額変更申告書	件
② 積立金変更申込書		様式第４号	件	⑧ 非課税貯蓄異動申告書	件
③ 積立中断復活届書	中断	様式第５号	件	⑨ 非課税貯蓄廃止申告書	件
	復活		件		件
④ 積立貯金払戻解約請求書	払戻	様式第８号	件		件
	解約		件		件
⑤ 印鑑変更届書		様式第６号	件		件
⑥ 非課税貯蓄申告書・申込書			件		件

本表…全部改正〔令和元年９月元受文科高563号〕

貸付規則

ページ
○私立学校教職員共済制度貸付規則
〔平成一〇年文部大臣承認〕……一八五一
第一章　総則（第一条―第八条）……一八五一
第二章　貸付け（第九条―第二十条）……一八五四
第三章　償還（第二十一条―第三十五条）……一八五九
第四章　雑則（第三十六条―第三十九条）……一八六四
附則……一八六五

○私立学校教職員共済制度貸付規則

（平成十年一月五日
文部大臣承認諸政第四の三号）

【沿革】
平成一〇年　六月二四日　諸政第四の一〇号改正
平成一二年　九月二九日　諸政第四の九号改正
平成一二年一二月二七日　諸政第四の一四号改正
平成一三年　三月三〇日　一二諸文科高第二六〇号改正
平成一四年　三月二九日　一三諸文科高第二二四五号改正
平成一四年　六月二八日　一四諸文科高第二三二号改正
平成一八年　九月二九日　一八諸文科高第二六五号改正
平成一九年　三月三〇日　一八諸文科高第四〇三号改正
平成一九年　九月二八日　一九諸文科高第三八一号改正
平成二〇年　三月三一日　一九諸文科高第四〇八号改正
平成二三年　四月二八日　二三受文科高第三〇七号改正
平成二七年　九月三〇日　二七受文科高第一三四二号改正
令和　元年　九月一九日　元受文科高第五六四号改正
令和　二年　八月三一日　二受文科高第七四七号改正
令和　二年　九月二九日　二受文科高第九二五号改正
令和　五年　六月二七日　五文科高第四五七号改正
令和　六年　三月二九日　五文科高第二二六八号改正

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項第五号に規定する加入者の臨時の支出に対する貸付けを行うため、私立学校教職員共済制度貸付規則を次のように制定する。

私立学校教職員共済制度貸付規則

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　貸付け（第九条―第二十条）
第三章　償還（第二十一条―第三十五条）
第四章　雑則（第三十六条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第五号の規定により日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が行う加入者の臨時の支出に対する貸付けについては、この規則の定めるところによる。

（財源）

第二条　貸付金の財源は、次に掲げるものをもって充てる。

一　厚生年金勘定からの借入金
二　退職等年金給付勘定からの借入金
三　短期勘定からの借入金
四　福祉勘定（保健経理に係るものに限る。）からの借入金及び繰入金

本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号・令和六年三月五文科高二二六八号〕

（貸付けの原則）

第三条　貸付けは、一部の加入者の利益に偏しないように行うものとする。

（貸付け及びその種類）

第四条　貸付けは、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）第十三条に定める甲種加入者、乙種加入者及び丙種加入者に対して行うものとし、その種類は、次に掲げるものとする。ただし、乙種加入者に対する貸付けの種類は、第四号に掲げる貸付け以外のものとする。

一　一般貸付

二　教育貸付

三　結婚貸付

四　住宅貸付

五　災害貸付

六　医療・介護貸付

2　一般貸付は、加入者が臨時に資金を必要とする場合に行う。

3　教育貸付は、加入者が自己、被扶養者（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の入学又は修学のため資金を必要とする場合に行う。

4　結婚貸付は、加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻のため資金を必要とする場合に行う。

5　住宅貸付は、加入者が自己の用に供する住宅の新築、増築、改築、移築、購入、借入れ若しくは修理又はその敷地の購入若しくは借入れのため資金を必要とする場合に行う。

6　災害貸付は、加入者が水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）を受けたため資金を必要とする場合に行う。

7　医療・介護貸付は、次に掲げる場合に行う。

一　加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、孫若しくは兄弟姉妹が医療機関へ引き続き五日以上入院（健康診断のための入院を除く。以下同じ。）し、当該入院のため資金を必要とする場合

二　加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、孫若しくは兄弟姉妹（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第二項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けている者に限る。）が同法第八条第二十五項に規定する介護保険施設その他これに相当する施設として事業団が認めたもの（以下「介護保険施設等」という。）に入所し、若しくは入居し、又は介護保険施設等を利用するため資金を必要とする場合

七項…一部改正〔平成一八年九月一八諸文科高二六五号〕、一・三・四項…一部改正・七項…全部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕、六項…一部改正〔令和五年六月五文科高四五七号〕

（貸付けの制限）

第五条　次の各号に掲げる貸付けは、当該各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める者に対しては行わない。

一　一般貸付、教育貸付、結婚貸付、災害貸付及び医療・介護貸付　貸付けの申込みの日の属する月までの引き続く加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）が一年未満の者又は事業団が償還の確実性がないと認めた者

二　住宅貸付　貸付けの申込みの日の属する月までの引き続く加入者期間（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第四号に規定する第四号厚生年金被保険者である期間に限る。以下「年金等加入者期間」という。）が五年未満の者又は事業団が償還の確実性がないと認めた者

2　現に貸付けを受けている者に対しては、当該貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸し付ける場合を除き、当該貸付けと同一種類の貸付けを行わない。

一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号・令和元年九月元受文科高五六四号〕

（貸付金額）

第六条　貸付金額は、次条に定める限度額の範囲内において、別表第一に定める金額のうちから加入者が申し込んだ額とする。

（貸付金の限度額）

第七条　貸付けの最高限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一般貸付　貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）の標準報酬月額（その額が六十五万円を超える者にあっては、六十五万円とする。以下同じ。）の六月分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

二　教育貸付　申込人の標準報酬月額の十二月分に相当する額（その額が五百万円を超えるときは、五百万円）

三　結婚貸付　申込人の標準報酬月額の六月分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

四　住宅貸付　申込人が申込みのときにその所属する学校法人等（共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）を退職するとしたならばその者に支給されることとなる退職手当の額（貸付けの申込みの日の属する月までの引き続く年金等加入者期間が十年未満の者にあっては当該退職手当の額に二百万円を加えた額とし、十年以上の者にあっては当該退職手当の額に三百万円を加えた額とする。）に相当す

る額（その額が二千万円を超えるときは、二千万円）

五　災害貸付　申込人の標準報酬月額の六月分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

六　医療・介護貸付　申込人の標準報酬月額の六月分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

2　住宅の借入れ、借り入れた住宅の増築、改築、移築若しくは修理又は住宅の敷地の借入れのための住宅貸付の最高限度額については、前項第四号の規定にかかわらず、二百万円とする。

3　貸付けは、申込人がその申込みに基づき貸付けを受けたとしたならばその者に対する貸付けに係る償還金の額が次のいずれかに該当することとなるときは、行わない。

一　第二十一条第二項に規定する償還金の一月分の合算額がその者の標準報酬月額の十分の三に相当する額を超えることとなるとき。

二　第二十一条第四項に規定する償還をする場合における一回当たりの償還金の額がその者の標準報酬月額の十分の六に相当する額を超えることとなるとき。

一項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号〕、一・三項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕、一項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号・二年八月二受文科高七四七号〕

（貸付金の利率等）

第八条　貸付金の利率は、月利とし、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付　年四・二六パーセント

二　災害貸付　年一・〇パーセント

2　貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の初日から起算し、最終の償還期限の属する月の前月の末日までの期間について、一月を単位として行うものとする。

3　貸付金の利息の額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。

一項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・令和元年九月元受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

第二章　貸付け

（貸付けの申込み）

第九条　申込人は、様式第一号による貸付申込書を当該申込人を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2　前項の貸付申込書には、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　教育貸付　入学又は修学の事実を証するに足る書類及び被扶養者でない子、孫又は兄弟姉妹の入学又は修学に係る場合にあっては加入者との関係を証するに足る書類

二　結婚貸付　様式第二号による婚姻予定書又は婚姻の事実を証するに足る書類及び被扶養者でない子、孫又は兄弟姉妹の婚姻に係る場合にあっては加入者との関係を証するに足る書類

三　住宅貸付　様式第三号による住宅貸付調書及び様式第四号による退職手当引当承諾書並びに次のイからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める書類その他理事長が必要と認める書類

イ　新築、増築、改築及び移築の場合　土地の証明書（自己の所有地についてはこれを証明する書類とし、借地については土地所有者の同意書及びその者の所有地であることを証明する書類とする。以下同じ。）、住宅の証明書（新築の場合を除く。）（自己の所有の住宅についてはこれを証明する書類とし、借り入れた住宅については住宅所有者の同意書及びその者の所有する住宅であることを証明する書類とする。）、見積書及び平面図（増築、改築及び移築の場合にあっては、新旧の平面図とする。）

ロ　修理の場合　見積書及び修理部分の概略図のほか自己の所有の住宅の場合にあっては、土地の証明書及び住宅の証明書（自己の所有を証明する書類とする。）

ハ　住宅又は敷地の購入の場合　売買契約を証するに足る書類及び住宅については平面図

ニ　住宅又は敷地の借入れの場合　貸借契約を証するに足る書類及び住宅については平面図

四　災害貸付　市区町村長、警察署長又は消防署長の災害証明書

五　医療・介護貸付　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ　第四条第七項第一号に該当する場合　医療機関が発行する入院の事由及び期間を証するに足る書類及び被扶養者でない配偶者、子、父母、孫又は兄弟姉妹の入院に係る場合にあっては加入者との関係を証するに足る書類

ロ　第四条第七項第二号に該当する場合　要介護認定又は要支援認定を受けていることを証するに足る書類、介護保険施設等への入所若しくは入居又は介護保険施設等の利用の事実を証するに足る書類及び被扶養者でない配偶者、子、父母、孫又は兄弟姉妹の入所若しくは入居又は利用に係る場合にあっては加入者との関係を証するに足る書類

二項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕

（貸付けの決定等）

第十条　事業団は、貸付けの申込みがあったときは、事情を審査の上、資金の状況を勘案して、速やかに、貸付けの可否を決定し、次の各号により通知するものとする。

一　貸付けをすると決定したときは、様式第五号による貸付決定

通知書を、当該学校法人等を経て、申込人に送付する。

二　貸付けをしないと決定したときは、理由を付けてその旨を、当該学校法人等を経て、申込人に通知する。

2　申込人は、貸付決定通知書の送付を受けたときは、直ちに、様式第六号による借用証書を、当該学校法人等を経て、事業団に送付しなければならない。

3　事業団は、借用証書の送付があったときは、直ちに、貸付金を、当該学校法人等を経て、申込人に送金するものとする。

（貸付決定の取消し）

第十一条　事業団は、貸付決定通知書を送付した日から十五日を経過した日までに借用証書の送付を受けなかったときは、特別の事情がない限り当該貸付けの決定を取り消すことができる。

（一般貸付保険）

第十二条　事業団は、住宅貸付以外の貸付け（以下「一般貸付等」という。）について、損害保険会社と官公庁等共済組合一般資金貸付保険（以下「一般貸付保険」という。）の契約を締結する。

2　一般貸付保険の保険料は、事業団が負担する。

（一般貸付保険契約の失効等の場合の措置）

第十三条　一般貸付等の借受人は、前条の規定による一般貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、直ちに、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者を連帯保証人（以下「保証人」という。）として立てなければならない。

一　一般貸付及び災害貸付　加入者一人（貸付けを受けた額が借受人の標準報酬月額を超えるときは二人）又は当該借受人が使用される学校法人等（当該学校法人等が共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものである場合において貸付けを受けた額が当該借受人の標準報酬月額を超えるときは、更に加入者一人）

二　教育貸付、結婚貸付及び医療・介護貸付　借受人が使用される学校法人等（当該学校法人等が共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものである場合においては、更に加入者二人（貸付けを受けた額が当該借受人の標準報酬月額以内のときは一人））

2　前項の加入者である保証人は、引き続き一年以上加入者である者（現に当該貸付けと同一種類の貸付けについて保証人となっている者を除く。）で、借受人が使用される学校法人等に使用されているものでなければならない。

3　事業団は、第一項の規定の適用を受ける借受人が、保証人を立てなかったときは、直ちに、貸付けを取り消し、第二十二条の規定の例により即時償還を命ずることができるものとし、この場合における即時償還の方法については、第二十八条の規定の例による。

一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号・令和元年九月元受文科高五六四号〕

（住宅貸付保険）

第十四条　事業団は、住宅貸付について、損害保険会社と官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（以下「住宅貸付保険」という。）の契約を締結する。

2　住宅貸付保険の保険料は、事業団が負担する。

（住宅貸付保険契約の失効等の場合の措置）

第十五条　住宅貸付の借受人は、前条の規定による住宅貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、直ちに、保証人を立てるとともに、抵当権又は質権の設定をしなければならない。

2　前項の規定により立てる保証人は、借受人が使用される学校法人等（当該学校法人等が共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものである場合においては、更に加入者二人（貸付けを受けた額が当該借受人の標準報酬月額以内のときは一人））とする。

3　前項の加入者である保証人は、引き続き五年以上加入者である者（現に住宅貸付について保証人となっている者を除く。）で、借受人が使用される学校法人等に使用されているものでなければならない。

二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕

第十六条　前条第一項の規定により抵当権又は質権を設定すべき借受人は、二百万円を超える住宅貸付の借受人とし、当該借受人は、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地について、第一順位の抵当権（借受人が独立行政法人住宅金融支援機構その他これに準ずる機関で事業団が定めるもの（以下「機構等」という。）から融資を受けて機構等のために第一順位の抵当権を設定しているときは、第二順位の抵当権）を設定し、貸付金の対象となった住宅について、貸付金の償還が完済するまでの間、継続して火災保険契約を締結するとともに、その保険金請求権を目的とする第一順位の質権（機構等のために第一順位の質権を設定している場合は、第二順位の質権）を設定しなければならない。この場合において、火災保険の契約金額は、当該保険契約締結のときにおける貸付金の対象となった住宅に係る未償還元金の額（機構等から融資を受けている場合には、それらに対する債務の額を加えるものとする。）に相当する額を下回ってはならない。

2　事業団は、特に必要と認める場合には、住宅貸付のうち二百万円を超えないものの借受人についても、前項の規定に準じ、抵当権又は質権を設定させることができる。

3　前二項の規定により抵当権又は質権を設定する場合は、事業団は、直ちに、様式第七号による住宅貸付債務弁済抵当権設定契約証書を作成し、借受人に、事業団の定めるところにより、抵当権

の登記又は質権の設定手続をとらせる。

4　第一項及び第二項の規定により抵当権又は質権を設定した借受人が、その貸付金の償還を完了したときは、事業団及び借受人であった者は、速やかに、抵当権の登記の抹消及び質権消滅の手続をとるものとする。

5　第一項及び第二項の規定による抵当権及び質権の設定に要する費用並びに前項の規定による抵当権の登記の抹消及び質権消滅の手続に要する費用は、借受人又は借受人であった者の負担とする。

6　事業団は、前条並びに第一項及び第二項の規定の適用を受ける借受人が、これらの規定に基づき保証人を立てなかったとき又は抵当権若しくは質権の設定を行わなかったときは、直ちに、貸付けを取り消し、第二十二条の規定の例により即時償還を命ずることができるものとし、この場合において即時償還の方法については、第二十八条の規定の例による。

一項…一部改正〔平成二三年四月二三受文科高三〇七号〕

（保険契約失効等の場合の保証人の義務）

第十七条　第十三条第一項及び第十五条第一項の保証人は、借受人と連帯して債務の履行に任じなければならない。

（団体信用生命保険）

第十八条　事業団は、住宅貸付について、生命保険会社と団体信用生命保険の契約を締結する。

2　住宅貸付の申込人で、団体信用生命保険の適用を受けることを希望する者は、その旨を事業団の定めるところにより学校法人等を経て、事業団に申し出なければならない。ただし、当該申込人が、住宅貸付の貸付日において、二十歳に達していないとき又は七十歳に達しているときは、当該保険の適用を受けることができないものとする。

3　団体信用生命保険の被保険者となった者（次項において「被保険者」という。）は、当該保険の保険料を充当する額として事業団が定める額（次項において「保険料充当金」という。）を、事業団の定めるところにより負担しなければならない。

4　被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合には当該各号に定める日の翌日に、次の各号の二以上に該当した場合には当該各号に定める日のうちいずれか早い日の翌日に、被保険者の資格を喪失するものとする。

一　加入者の資格を喪失したとき（死亡による場合を除く。）。　当該喪失事由の生じた日の属する月の末日（当該月の翌月以後においても定期償還が行われることとなる場合にあっては、最終の定期償還が行われた月の末日）

二　八十一歳に達したとき。　達した日の属する月の末日

三　死亡したとき。　死亡した日

四　事業団が定める高度障害の状態になったとき。　当該高度障害の症状が固定した日

五　前項の規定により納付すべき保険料充当金を滞納し、事業団の定める日までに当該保険料充当金を納付しなかったとき。　当該事業団の定める日

六　第二十二条の規定による償還（同条第一号の規定による償還を除く。）を命ぜられたとき。　当該償還を命ぜられた日の属する月の末日

七　第二十三条の規定による償還を命ぜられたとき（当該償還を命ぜられた被保険者のうち、第二十三条第一項後段の規定による償還をすることとなる者が、被保険者の資格の継続を希望する旨を、事業団の定めるところにより学校法人等を経て、事業団に申し出たときを除く。）。　第二十三条に規定する異動前の学校法人等を退職した日の属する月の末日

八　被保険者とならない旨を、事業団の定めるところにより学校法人等を経て、事業団に申し出たとき。　当該申出をした日の属する月の末日（月の十六日以降に当該申出をしたときは、当該申出をした日の属する月の翌月の末日）

5　前各項に定めるもののほか、団体信用生命保険の適用に関し必要な事項は、別に事業団が定める。

四項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕

（工事等完了届の提出）

第十九条　住宅貸付の借受人は、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地の新築、増築、改築、移築、購入、借入れ又は修理が完了したときは、直ちに、その旨を様式第八号による工事等完了届により当該学校法人等を経て、事業団に報告しなければならない。

（住宅の建築義務）

第十九条の二　住宅の敷地のみを購入又は借入れするために住宅貸付を受けた借受人は、貸付けを受けた日から五年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めたときは、五年を限り期限を猶予することができる。

本条…追加〔平成一四年三月一三諸文科高二二四五号〕

（住宅又は住宅の敷地の譲渡の制限）

第二十条　住宅貸付の借受人は、貸付金の償還が完済するまでの間、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地を譲渡することができない。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めたときは、この限りでない。

第三章　償還

第二十一条　借受人は、毎月、元利均等償還の方法により、償還しなければならない。

2　前項の規定による償還は、別表第一に掲げる貸付けの種類に応じ、同表に定める貸付金額に対応した償還回数のうちから借受人が希望する償還回数により行うものとする。この場合において、一回当たりの償還金の額は、当該貸付金額に別表第二に定める当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

3　前二項の規定による償還（以下「毎月払償還」という。）に係る償還金の払込み期限（以下「償還期限」という。）は、貸付金の交付日の属する月の翌月以後の各月における当該交付日に応当する日の前日とする。

4　住宅貸付の借受人で貸付金額が二百万円以上である者は、当該貸付金額の二分の一の範囲内であって次項に定める額について、毎月払償還のほか貸付金の交付日の属する月以後、毎年一月償還分及び七月償還分として元利均等償還の方法により償還することができる。

5　前項の規定による償還の対象となる貸付金額は、二十万円の整数倍の額（百万円以上の額に限る。）のうち借受人の希望する額とする。

6　第四項の規定による償還をする場合の償還回数は、毎月払償還の償還回数を六で除して得た回数とし、一回当たりの償還金の額は、第五項に規定する額に別表第三に定める当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

7　前三項の規定による償還（以下「半年払償還」という。）に係る償還期限は、一月償還分については毎年二月における当該貸付金の交付日に応当する日の前日とし、七月償還分については毎年八月における当該貸付金の交付日に応当する日の前日とする。

8　半年払償還をする者に係る第二項の規定の適用については、同項中「貸付金額」とあるのは、「貸付金額から半年払償還の対象となる貸付金額を控除した額」とする。

9　第三項及び第七項の規定にかかわらず、事業団は、特別の事情があると認めたときは、償還期限を延長することができる。

10　借受人は、前各項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部について事業団が定めるところにより期限の到来前に、任意に償還をすることができる。

11　半年払償還を行っている者が前項の規定による償還（以下「任意償還」という。）を行った場合は、その任意償還の額は、半年払償還に係る未償還元利金について先に充当するものとする。

12　任意償還をした後の償還については、第一項から第八項までの規定による償還（以下「定期償還」という。）に準じて事業団が定めるところによる。

（即時償還）

第二十二条　事業団は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに（第一号に掲げる場合にあっては随時）、貸付けを取り消し、様式第九号による貸付金即時償還通知書により当該学校法人等を経て、借受人（借受人が死亡した場合は、その遺族又は相続人）に対し、未償還元利金の即時償還（以下「即時償還」という。）を命ずることができる。

一　借受人が加入者の資格を喪失したとき。

二　借受人がこの規則に規定する事項に違反したとき。

三　借受人が貸付申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

四　借受人が工事等完了届の提出を怠ったとき。

五　借受人が償還を怠ったとき。

六　その他必要と認めたとき。

一・二項…一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四五号〕、一項…一部改正・二項…削除〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇八号〕

（資格継続時等の即時償還）

第二十三条　事業団は、住宅貸付の借受人が加入者の資格を喪失することなくその所属する学校法人等を異動した場合において退職手当が支給されることとなったときは、直ちに、様式第九号による貸付金即時償還通知書により、異動前の学校法人等を経て当該借受人に対し即時償還を命ずることができる。この場合において、当該支給される退職手当の額が当該異動時における未償還元利金の額に満たないときの償還については、事業団が別に定める。

2　前項の規定は、住宅貸付の借受人がその所属する学校法人等を異動することなく退職手当が支給されることとなった場合において準用する。

（任意償還等の場合の利息の計算）

第二十四条　任意償還又は即時償還の場合の当該償還額に係る利息の額は、直前の定期償還の償還期限の翌日（すでになされた償還がないときは、貸付金を交付した日）から起算して当該任意償還又は即時償還を行う日までの月数により計算する。この場合において、一月未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。

2　第八条第三項の規定にかかわらず、前項の利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。

（定期償還の方法）

第二十五条　事業団は、学校法人等ごとに様式第十号による貸付金償還等通知書及び様式第十一号による貸付金定期償還等通知明細書を作成し、当該学校法人等に送付するものとする。

2　貸付金償還等通知書及び貸付金定期償還等通知明細書の送付を受けた学校法人等は、借受人の報酬又は賞与等から借受人が事業団に対して支払うべき定期償還に相当する金額（以下「定期償還

金」という。）を控除して、当該金額を借受人に代わり当該貸付金償還等通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3　借受人の報酬又は賞与等から定期償還金の一部又は全部に相当する額の控除が行われないときは、借受人は、当該金額を当該学校法人等に提出しなければならない。この場合において、当該学校法人等は、当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

二・三項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・二七年九月二七受文科高一三四二号〕

第二十六条　学校法人等は、事業団の取引金融機関と契約して定期償還金を口座振替の方法により払い込むことを事業団に申し出たときは、当該方法により払い込むことができるものとする。

2　事業団は、定期償還金を口座振替の方法により払い込む学校法人等については、当該学校法人等ごとに様式第十二号による貸付金定期償還等通知書及び様式第十一号による貸付金定期償還等通知明細書を作成し、当該学校法人等に送付するものとする。

3　定期償還金を口座振替の方法により払い込む学校法人等は、様式第五号による貸付決定通知書に掲げる条件に従い、借受人の報酬又は賞与等から借受人が事業団に対して支払うべき定期償還金に相当する金額を控除するものとする。

4　前条第三項前段の規定は、前項の規定による定期償還金に相当する金額の控除について準用する。

三項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号〕、二項…一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇三号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕

（任意償還の方法）

第二十七条　学校法人等は、借受人から任意償還の申し出を受けたときは、直ちに、その旨を事業団に通知し、事業団から様式第九号による貸付金任意償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書の交付を受け、当該通知書により償還額に相当する金額を借受人の報酬又は賞与等から控除し、又は借受人から提出を受け、当該通知書とともに、当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

本条…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・二七年九月二七受文科高一三四二号〕

（即時償還の方法）

第二十八条　事業団は、第二十二条の規定による即時償還を命じたときは、第三十三条の規定により未償還元利金が完済された場合を除き、様式第九号による貸付金即時償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書を、当該学校法人等に送付するものとする。

2　貸付金償還等通知書の送付を受けた学校法人等は、借受人の報

酬、賞与等又は退職手当から未償還元利金に相当する金額を控除して、当該金額を借受人に代わり当該通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3　借受人の報酬、賞与等又は退職手当から未償還元利金の一部又は全部に相当する額の控除が行われないときは、借受人は、貸付金即時償還通知書の交付日から六十日以内に、当該金額を当該学校法人等に提出し、当該学校法人等は当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

4　第二十二条第一号に該当した借受人のうち、当該借受人の責に帰さない事由により加入者の資格を喪失した者に係る前項の規定の適用については、同項に定めるもののほか、事業団が別に定めるところによることができる。

二・三項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号〕、四項…追加〔平成一四年六月一四諸文科高二三二号〕、二・三項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕、四項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕

（資格継続時等の即時償還の方法）

第二十九条　事業団は、第二十三条第一項の規定により即時償還を命じたときは、様式第九号による貸付金即時償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書を、異動前の学校法人等に送付するものとする。

2　貸付金償還等通知書の送付を受けた学校法人等は、当該学校法人等が支給する借受人の退職手当から償還金に相当する金額を控除して、当該金額を借受人に代わり当該通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3　借受人の退職手当から償還金の一部又は全部に相当する金額の控除が行われないときは、借受人は、貸付金即時償還通知書の交付日から六十日以内に、当該金額を当該学校法人等に提出し、当該学校法人等は当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

4　前三項の規定は、第二十三条第二項において準用する同条第一項の規定により即時償還を命じた場合について準用する。

一・四項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕

（償還金の直接払込み）

第三十条　事業団は、前五条の規定にかかわらず、学校法人等が借受人に代わり償還金を払い込むことができないやむを得ない事情があると認めたときは、事業団の定めるところにより、借受人に償還金を直接事業団に払い込ませることができる。

（督促）

第三十一条　定期償還又は即時償還を遅滞した借受人がある場合には、事業団は、当該学校法人等を経て、借受人に対して様式第十三号による督促状により督促するものとする。

（延滞金の徴収）

第三十二条　事業団は、定期償還又は即時償還を遅滞した場合には、借受人から遅滞した金額につき、一日当たり〇・〇三パーセントの割合で、償還期限の翌日から払込みの日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、償還の遅滞につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

2　前項の延滞金に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。

（即時償還の場合の給付金からの控除）

第三十三条　事業団は、第二十二条第一号の規定により即時償還を命じた場合において、借受人又はその遺族若しくは相続人に支給されるべき事業団の給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）があるときは、当該給付金から未償還元利金を控除する。

2　事業団は、前項の規定により控除を行ったときは、当該学校法人等を経て、借受人又はその遺族若しくは相続人に様式第十四号による未償還元利金控除明細書を送付するものとする。

一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号・令和元年九月元受文科高五六四号〕

（貸付金完済証明書の交付）

第三十四条　事業団は、未償還元利金が完済されたときは、直ちに、様式第十六号による貸付金完済証明書を作成し、当該学校法人等を経て借受人であった者に、交付するものとする。

（借用証書の返付等）

第三十五条　事業団は、未償還元利金が完済され、借受人であった者の請求があった場合は、借用証書を、当該学校法人等を経て、借受人であった者に返付するものとする。

第四章　雑則

（異動報告）

第三十六条　借受人は、異動により他の学校法人等に属することとなったときは、直ちに、様式第十五号による異動報告書を、異動後の学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該貸付けが住宅貸付であり、かつ、異動前後の学校法人等が同一の退職手当制度に加入しており退職手当が異動時に支給されない場合にあっては、様式第四号による退職手当引当承諾書を添付するものとする。

2　住宅貸付の借受人は、第二十三条第二項に規定する場合に該当することとなったときは、直ちに、様式第十五号による異動報告書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

（書類整理）

第三十七条　事業団は、事業団の定める様式により、貸付けの種類、貸付金額、借受人氏名、償還期別、一回当たりの償還額、償還状況及び貸付残額を記載した書類を備えて整理するものとする。

（様式の特例）

第三十八条　事業団は、特別の事情により様式各号に定める申込書、通知書等の様式について、当該様式により難いと認めるときは、その記載内容、型式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

（細則）

第三十九条　この規則の実施に関し、必要な細則は、理事長が別に定める。

附　則

1　この規則は、平成十年一月一日から実施する。

2　この規則の実施の日前に、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により解散した私立学校教職員共済組合の貸付規則（以下「旧貸付規則」という。）によってなされた行為又は手続は、その行為若しくは手続のなされた日においてこの規則の相当する規定によってなされた行為又は手続とみなす。

3　この規則の実施の際、現に旧貸付規則の規定による借受人であった者については、その者が当該借受人となった日から引き続きこの規則による借受人であったものとみなす。

4　この規則実施の際、現に存する旧貸付規則による様式（様式第四号の退職手当引当承諾書及び様式第七号の借用証書を除く。）については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（貸付金の利率の特例等）

5　次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める場合に該当する場合における貸付金の利率は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一　一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付　次の表の上欄に掲げる日（以下この項において「基準日」という。）の属する月以前三月間の各月の初日における預託金利率（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率のうち、同条第一項に規定する約定期間が十年である預託金に適用されるものをいう。以下同じ。）の平均値（以下「預託金利率の平均値」という。）が日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号。以下「財務会計省令」という。）第二十四条の二第一号に規定する利率を下回る場合における、同表の下欄に定める基準日に応じた期間の貸付金の利率については、附則別表第一の上欄に掲げる預託金利率の平均値の区分に応じ、同表の下欄に定める利率（預託金利率の平均値が年三・七五パーセントを超えるときは、第八条第一項（第二号を除く。）に定める利率）とする。

基準日	基準日に応じた期間
毎年二月一日	基準日の属する年の五月一日から七月三十一日まで
毎年五月一日	基準日の属する年の八月一日から十月三十一日まで
毎年八月一日	基準日の属する年の十一月一日から翌年の一月三十一日まで
毎年十一月一日	基準日の属する年の翌年の二月一日から四月三十日まで

二　災害貸付　災害が発生した日（以下「災害発生日」という。）の属する月の前月の初日（以下「災害基準日」という。）における預託金利率が年〇・七五パーセント以下である場合における災害貸付に係る貸付金の利率は、附則別表第一の二の上欄に定める預託金利率の区分に応じ、同表の下欄に定める利率とする。

本項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・一三年三月一二諸文科高二六〇号・二七年九月二七受文科高一三四二号〕、全部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

6　前項に規定する利率（以下「特例利率」という。）の適用を受ける貸付けに係る第二十一条の規定の適用については、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付　第二十一条第二項中「別表第二」とあるのは「附則別表第二」と、同条第六項中「別表第三」とあるのは「附則別表第三」とし、前項（第二号を除く。）の規定により、未償還元金を有する者に係る貸付金の利率が改定された場合（特例利率が第八条第一項（第二号を除く。）に規定する利率に改定された場合を含む。）の第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「当該貸付金額」とあるのは「未償還元金（毎月払償還に係るものに限る。）」と、「別表第二」とあるのは「附則別表第四」と、「当該償還回数」とあるのは「回数（償還回数から既に償還した回数を除いた回数。）」とし、同条第六項中「第五項に規定する額」とあるのは「未償還元金（半年払償還に係るものに限る。）」と、「別表第三に定める」とあるのは「改定後の利率に基づき事業団が別に定める」と、「当該償還回数」とあるのは「回数（償還回数から既に償還した回数を除いた回数。）」とし、同条第八項の規定は適用しない。

二　災害貸付　第二十一条第二項中「別表第二」とあるのは「附則別表第二」とする。

本項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕、全部改正〔令和五年六月五文科高四五七号〕

7　特例利率の適用を受ける住宅貸付について様式第七号による住

宅貸付債務弁済抵当権設定契約証書を作成する場合における同証書第一条第一項第一号の利率は、当該特例利率によるものとする。

（災害により被災した加入者に対する住宅貸付の特例）

8　災害により被災した加入者（以下「被災加入者」という。）に対して行う住宅貸付（以下「特例住宅貸付」という。）に係る第七条第一項及び第三項並びに第二十一条第二項及び第六項の適用については、第七条第一項第四号中「退職手当の額（貸付けの申込みの日の属する月までの引き続く年金等加入者期間が十年未満の者にあっては当該退職手当の額に二百万円を加えた額とし、十年以上の者にあっては当該退職手当の額に三百万円を加えた額）」とあるのは「退職手当の額に六百万円を加えた額」と、同条第三項第二号中「標準報酬月額の十分の六」とあるのは「標準報酬月額」と、第二十一条第二項中「別表第二に定める」とあるのは「附則別表第五」と、同条第六項中「別表第三に定める」とあるのは「附則別表第六」とする。

本項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕、見出・本項…一部改正〔令和二年九月二受文科高九二五号・五年六月五文科高四五七号〕

9　特例住宅貸付に係る貸付金の利率は、第八条第一項（第二号を除く。）及び附則第五項（第二号を除く。）の規定にかかわらず、年一・二六パーセント（災害基準日における預託金利率が年一・二六パーセントを下回った場合については、附則別表第七に掲げる災害基準日における預託金利率の区分に応じた利率）とする。

本項…一部改正〔平成一〇年六月諸政四の一〇号・一四年六月一四諸文科高二三二号・二三年四月二三受文科高三〇七号・令和元年九月元受文科高五六四号・二年九月二受文科高九二五号〕、全部改正〔令和五年六月五文科高四五七号〕

10　附則第七項の規定は、特例住宅貸付について準用する。

11　特例住宅貸付に係る申込みについては、災害発生日から起算して三年を経過する日を基準として理事長が定める日までに行わなければならない。

本項…一部改正〔平成二三年四月二三受文科高三〇七号・令和二年九月二受文科高九二五号・五年六月五文科高四五七号〕

12　事業団は、被災加入者である借受人又は災害貸付若しくは特例住宅貸付の申込人の申出により、未償還元金に係る償還期限を二年間を限度として延長することができる。この場合において、当該延長期間中については、当該未償還元金に対して年一・〇パーセント（災害基準日における預託金利率が年〇・七五パーセント以下である場合については、附則別表第一の二の上欄に定める預託金利率の区分に応じ、同表の下欄に定める割合）による利息を徴するものとする。

本項…一部改正〔平成一〇年六月諸政四の一〇号・一四年六月一四諸文科高二三二号・二三年四月二三受文科高三〇七号・令和元年九月元受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

13　前項の申出は、被災加入者である借受人にあっては災害発生日

から起算して五月を経過する日を基準として理事長が定める日までに、災害貸付又は特例住宅貸付の申込人にあっては当該貸付けの申込みをする際に行わなければならない。

本項…一部改正〔令和二年九月二受文科高九二五号・五年六月五文科高四五七号〕

（平成八年一月三十一日以前の旧貸付規則による貸付金の利率の特例）

14　この規則の実施の際、現に旧貸付規則による貸付金に係る未償還元金を有する者（平成八年一月三十一日において未償還元金を有していた者であって、引き続きこの規則の実施の日の前日まで償還をしている者に限る。）のうち、旧貸付規則の規定により、平成八年一月三十一日までに旧私立学校教職員共済組合に対し同年二月一日以後の貸付金の利息の算定の基礎となる利率については従前の例による旨の申出をした者のこの規則の実施の日以後における当該貸付金の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

本項…追加〔平成一〇年六月諸政四の一〇号〕、旧一五項…一四項に繰上〔令和五年六月五文科高四五七号〕

附則別表第一（附則第五項関係）

預託金利率の平均値	一般、教育、結婚、住宅及び医療・介護貸付に係る貸付金の利率
年三・二五％を超え	年三・七六％
年三・七五％以下	
年二・七五％を超え	年三・二六％
年三・二五％以下	
年二・二五％を超え	年二・七六％
年二・七五％以下	
年一・五〇％を超え	年二・二六％
年二・二五％以下	
年一・〇〇％を超え	年一・七六％
年一・五〇％以下	
年一・〇〇％以下	年一・二六％

本表…一部改正〔平成一〇年六月諸政四の一〇号・一二年九月四の九号・一四年六月一四諸文科高二三二号・令和元年九月元受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

附則別表第一の二（附則第五項、附則第十二項関係）

預託金利率	災害貸付に係る貸付金の利率、未償還元金に係る償還期限延長期間中の利息の割合
年〇・五〇％を超え年〇・七五％以下	年〇・七五％
年〇・二五％を超え年〇・五〇％以下	年〇・五〇％
年〇・二五％以下	年〇・二五％

本表…追加〔令和五年六月五文科高四五七号〕

附則別表第２（附則第６項関係）

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年3.76パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034976697467	0.018308414216	0.010010843554	0.007277186545	0.005934088662	0.004636832122

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年3.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034755347615	0.018084463743	0.009776553837	0.007031548915	0.005677031439	0.004357553440

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年2.76パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034534860757	0.017862237261	0.009545685445	0.006790975909	0.005426603415	0.004087710579

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年2.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034315237596	0.017641737136	0.009318250774	0.006555504851	0.005182888178	0.003827563463

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年1.76パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034096478804	0.017422965527	0.009094260563	0.006325167658	0.004945957124	0.003577336485

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年1.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.033878585030	0.017205924380	0.008873723872	0.006099990714	0.004715868950	0.003337215129

災害貸付　利率　年0.75パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.016986326926	0.008652341892

災害貸付　利率　年0.50パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.016879339846	0.008545138334

災害貸付　利率　年0.25パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.016772786374	0.008438802003

本表…一部改正〔平成10年６月諸政４の10号・12年９月４の９号・14年６月14諸文科高232号・令和元年９月元受文科高564号・５年６月５文科高457号〕

附則別表第３（附則第６項関係）

利率　年3.76パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	１月・７月	２月・８月	３月・９月	４月・10月	５月・11月	６月・12月
20回	0.059521207422	0.060450793635	0.060264876392	0.060078959150	0.059893041907	0.059707124665
30回	0.043241239146	0.043916569191	0.043781503182	0.043646437173	0.043511371164	0.043376305155
40回	0.035240433797	0.035790809416	0.035680734292	0.035570659168	0.035460584045	0.035350508921
60回	0.027508627238	0.027938249581	0.027852325113	0.027766400644	0.027680476175	0.027594551707

利率　年3.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	１月・７月	２月・８月	３月・９月	４月・10月	５月・11月	６月・12月
20回	0.058206389996	0.058994884716	0.058837185772	0.058679486828	0.058521787884	0.058364088940
30回	0.041843730904	0.042410568341	0.042297200854	0.042183833366	0.042070465879	0.041957098392
40回	0.033768188154	0.034225629993	0.034134141625	0.034042653257	0.033951164890	0.033859676522
60回	0.025898817432	0.026249656589	0.026179488758	0.026109320926	0.026039153095	0.025968985263

利率　年2.76パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.056906128982	0.057559047753	0.057428463999	0.057297880245	0.057167296490	0.057036712736
30回	0.040469988896	0.040934325794	0.040841458414	0.040748591035	0.040655723655	0.040562856276
40回	0.032328505379	0.032699430064	0.032625245127	0.032551060190	0.032476875253	0.032402690316
60回	0.024337366346	0.024616603812	0.024560756319	0.024504908826	0.024449061332	0.024393213839

利率　年2.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.055620639796	0.056143416258	0.056038860966	0.055934305673	0.055829750381	0.055725195088
30回	0.039120457415	0.039488149237	0.039414610872	0.039341072508	0.039267534144	0.039193995780
40回	0.030922177226	0.031212813696	0.031154686402	0.031096559108	0.031038431814	0.030980304520
60回	0.022826225657	0.023040768560	0.022997859979	0.022954951399	0.022912042818	0.022869134238

利率　年1.76パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1・7月	2・8月	3・9月	4・10月	5・11月	6・12月
20回	0.054350131195	0.054748115114	0.054668518330	0.054588921546	0.054509324762	0.054429727978
30回	0.037795555878	0.038072317371	0.038016965073	0.037961612774	0.037906260476	0.037850908177
40回	0.029549936798	0.029766318974	0.029723042539	0.029679766104	0.029636489669	0.029593213234
60回	0.021367172071	0.021523635187	0.021492342564	0.021461049941	0.021429757317	0.021398464694

利率　年1.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1・7月	2・8月	3・9月	4・10月	5・11月	6・12月
20回	0.053094804961	0.053373260309	0.053317569240	0.053261878170	0.053206187101	0.053150496031
30回	0.036495677372	0.036687078707	0.036648798440	0.036610518173	0.036572237906	0.036533957639
40回	0.028212454038	0.028360414064	0.028330822059	0.028301230054	0.028271638048	0.028242046043
60回	0.019961783194	0.020066472631	0.020045534744	0.020024596856	0.020003658969	0.019982721081

本表…一部改正〔平成10年６月諸政４の10号・12年９月４の９号・14年６月14諸文科高232号・令和元年９月元受文科高564号〕

附則別表第４（附則第６項関係）

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　　利率　年4.26パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.003550000000	61	0.018261423314	121	0.010180586731	181	0.007498125340	241	0.006181371481	301	0.005412879490
2	0.502664072521	62	0.017997589762	122	0.010113763765	182	0.007468742120	242	0.006165205922	302	0.005402850235
3	0.335702795590	63	0.017742164998	123	0.010048044082	183	0.007439691021	243	0.006149181433	303	0.005392893359
4	0.252222681293	64	0.017494754857	124	0.009983400985	184	0.007410966622	244	0.006133296276	304	0.005383008141
5	0.202135032045	65	0.017254989426	125	0.009919808632	185	0.007382563621	245	0.006117548739	305	0.005373193874
6	0.168743615319	66	0.017022521215	126	0.009857241998	186	0.007354476829	246	0.006101937139	306	0.005363449856
7	0.144892902886	67	0.016797023477	127	0.009795676850	187	0.007326701168	247	0.006086459820	307	0.005353775397
8	0.127005130633	68	0.016578188686	128	0.009735089710	188	0.007299231668	248	0.006071115154	308	0.005344169815
9	0.113092651827	69	0.016365727143	129	0.009675457828	189	0.007272063464	249	0.006055901537	309	0.005334632436
10	0.101962878431	70	0.016159365704	130	0.009616759156	190	0.007245191795	250	0.006040817393	310	0.005325162596
11	0.092856890783	71	0.015958846614	131	0.009558972316	191	0.007218611997	251	0.006025861167	311	0.005315759639
12	0.085268742441	72	0.015763926435	132	0.009502076581	192	0.007192319506	252	0.006011031334	312	0.005306422917
13	0.078848162792	73	0.015574375071	133	0.009446051845	193	0.007166309850	253	0.005996326390	313	0.005297151791
14	0.073344958539	74	0.015389974862	134	0.009390878603	194	0.007140578651	254	0.005981744854	314	0.005287945629
15	0.068575654598	75	0.015210519756	135	0.009336537927	195	0.007115121620	255	0.005967285270	315	0.005278803808
16	0.064402644657	76	0.015035814547	136	0.009283011449	196	0.007089934555	256	0.005952946205	316	0.005269725714
17	0.060720700357	77	0.014865674169	137	0.009230281332	197	0.007065013340	257	0.005938726246	317	0.005260710737
18	0.057447977420	78	0.014699923046	138	0.009178330260	198	0.007040353943	258	0.005924624004	318	0.005251758279
19	0.054519861942	79	0.014538394492	139	0.009127141414	199	0.007015952411	259	0.005910638111	319	0.005242867747
20	0.051884662799	80	0.014380930157	140	0.009076698456	200	0.006991804872	260	0.005896767219	320	0.005234038556
21	0.049500534796	81	0.014227379508	141	0.009026985510	201	0.006967907530	261	0.005883010002	321	0.005225270127
22	0.047333240954	82	0.014077599357	142	0.008977987149	202	0.006944256663	262	0.005869365154	322	0.005216561891
23	0.045354498551	83	0.013931453415	143	0.008929688376	203	0.006920848625	263	0.005855831387	323	0.005207913284
24	0.043540738652	84	0.013788811884	144	0.008882074611	204	0.006897679840	264	0.005842407436	324	0.005199323749
25	0.041872163353	85	0.013649551074	145	0.008835131677	205	0.006874746801	265	0.005829092051	325	0.005190792736
26	0.040332020579	86	0.013513553048	146	0.008788845785	206	0.006852046070	266	0.005815884005	326	0.005182319703
27	0.038906040044	87	0.013380705290	147	0.008743203520	207	0.006829574276	267	0.005802782086	327	0.005173904113
28	0.037581990076	88	0.013250900401	148	0.008698191831	208	0.006807328112	268	0.005789785101	328	0.005165545435
29	0.036349326127	89	0.013124035806	149	0.008653798017	209	0.006785304333	269	0.005776891875	329	0.005157243148

30	0.035198909590	90	0.013000013491	150	0.008610009715	210	0.006763499760	270	0.005764101252	330	0.005148996733
31	0.034122781035	91	0.012878739748	151	0.008566814890	211	0.006741911268	271	0.005751412090	331	0.005140805680
32	0.033113975957	92	0.012760124946	152	0.008524201823	212	0.006720535797	272	0.005738823265	332	0.005132669483
33	0.032166374035	93	0.012644083307	153	0.008482159104	213	0.006699370341	273	0.005726333671	333	0.005124587645
34	0.031274574986	94	0.012530532703	154	0.008440675615	214	0.006678411951	274	0.005713942216	334	0.005116559673
35	0.030433795701	95	0.012419394465	155	0.008399740529	215	0.006657657733	275	0.005701647824	335	0.005108585079
36	0.029639784529	96	0.012310593203	156	0.008359343293	216	0.006637104845	276	0.005689449437	336	0.005100663384
37	0.028888749455	97	0.012204056632	157	0.008319473625	217	0.006616750500	277	0.005677346009	337	0.005092794110
38	0.028177297624	98	0.012099715421	158	0.008280121504	218	0.006596591962	278	0.005665336512	338	0.005084976789
39	0.027502384167	99	0.011997503038	159	0.008241277159	219	0.006576626541	279	0.005653419930	339	0.005077210957
40	0.026861268699	100	0.011897355614	160	0.008202931065	220	0.006556851601	280	0.005641595264	340	0.005069496155
41	0.026251478194	101	0.011799211807	161	0.008165073932	221	0.006537264551	281	0.005629861527	341	0.005061831929
42	0.025670775147	102	0.011703012684	162	0.008127696700	222	0.006517862846	282	0.005618217748	342	0.005054217831
43	0.025117130197	103	0.011608701597	163	0.008090790531	223	0.006498643989	283	0.005606662967	343	0.005046653418
44	0.024588698469	104	0.011516224079	164	0.008054346805	224	0.006479605526	284	0.005595196241	344	0.005039138254
45	0.024083799075	105	0.011425527736	165	0.008018357107	225	0.006460745046	285	0.005583816638	345	0.005031671904
46	0.023600897293	106	0.011336562154	166	0.007982813228	226	0.006442060183	286	0.005572523239	346	0.005024253942
47	0.023138589016	107	0.011249278802	167	0.007947707153	227	0.006423548610	287	0.005561315139	347	0.005016883944
48	0.022695587143	108	0.011163630945	168	0.007913031060	228	0.006405208042	288	0.005550191444	348	0.005009561494
49	0.022270709646	109	0.011079573564	169	0.007878777310	229	0.006387036235	289	0.005539151273	349	0.005002286177
50	0.021862869056	110	0.010997063279	170	0.007844938447	230	0.006369030982	290	0.005528193759	350	0.004995057585
51	0.021471063198	111	0.010916058270	171	0.007811507185	231	0.006351190115	291	0.005517318044	351	0.004987875315
52	0.021094366986	112	0.010836518212	172	0.007778476411	232	0.006333511504	292	0.005506523282	352	0.004980738968
53	0.020731925151	113	0.010758404209	173	0.007745839175	233	0.006315993055	293	0.005495808642	353	0.004973648148
54	0.020382945779	114	0.010681678726	174	0.007713588687	234	0.006298632710	294	0.005485173300	354	0.004966602466
55	0.020046694549	115	0.010606305538	175	0.007681718311	235	0.006281428446	295	0.005474616445	355	0.004959601535
56	0.019722489590	116	0.010532249664	176	0.007650221564	236	0.006264378273	296	0.005464137277	356	0.004952644975
57	0.019409696883	117	0.010459477324	177	0.007619092108	237	0.006247480236	297	0.005453735008	357	0.004945732408
58	0.019107726135	118	0.010387955880	178	0.007588323747	238	0.006230732413	298	0.005443408858	358	0.004938863461
59	0.018816027070	119	0.010317653791	179	0.007557910425	239	0.006214132914	299	0.005433158059	359	0.004932037765
60	0.018534086101	120	0.010248540568	180	0.007527846220	240	0.006197679879	300	0.005422981852	360	0.004925254956

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　　利率　年3.76パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.003133333333	61	0.018035577752	121	0.009942676287	181	0.007247248815	241	0.005917566774	301	0.005136446852
2	0.502351225302	62	0.017771568720	122	0.009875639718	182	0.007217648765	242	0.005901187811	302	0.005126210544
3	0.335424400536	63	0.017515966761	123	0.009809706264	183	0.007188380856	243	0.005884950004	303	0.005116046737
4	0.251961396583	64	0.017268377792	124	0.009744849235	184	0.007159439670	244	0.005868851616	304	0.005105954714
5	0.201883920954	65	0.017028431979	125	0.009681042793	185	0.007130819906	245	0.005852890936	305	0.005095933765
6	0.168499209485	66	0.016795781903	126	0.009618261922	186	0.007102516377	246	0.005837066281	306	0.005085983191
7	0.144653220389	67	0.016570100886	127	0.009556482392	187	0.007074524005	247	0.005821375998	307	0.005076102301
8	0.126768932775	68	0.016351081466	128	0.009495680731	188	0.007046837824	248	0.005805818458	308	0.005066290413
9	0.112859112812	69	0.016138434005	129	0.009435834195	189	0.007019452969	249	0.005790392057	309	0.005056546855
10	0.101731420203	70	0.015931885417	130	0.009376920740	190	0.006992364680	250	0.005775095220	310	0.005046870962
11	0.092627092939	71	0.015731177999	131	0.009318918993	191	0.006965568296	251	0.005759926395	311	0.005037262079
12	0.085040289681	72	0.015536068367	132	0.009261808232	192	0.006939059252	252	0.005744884055	312	0.005027719559
13	0.078620812579	73	0.015346326471	133	0.009205568356	193	0.006912833079	253	0.005729966697	313	0.005018242763
14	0.073118520310	74	0.015161734696	134	0.009150179864	194	0.006886885400	254	0.005715172843	314	0.005008831060
15	0.068349975905	75	0.014982087036	135	0.009095623833	195	0.006861211928	255	0.005700501036	315	0.004999483828
16	0.064177601638	76	0.014807188325	136	0.009041881898	196	0.006835808461	256	0.005685949843	316	0.004990200451
17	0.060496191009	77	0.014636853535	137	0.008988936228	197	0.006810670886	257	0.005671517853	317	0.004980980322
18	0.057223916743	78	0.014470907127	138	0.008936769511	198	0.006785795170	258	0.005657203677	318	0.004971822842
19	0.054296178359	79	0.014309182453	139	0.008885364930	199	0.006761177364	259	0.005643005948	319	0.004962727418
20	0.051661295471	80	0.014151521192	140	0.008834706152	200	0.006736813595	260	0.005628923319	320	0.004953693467
21	0.049277431578	81	0.013997772846	141	0.008784777305	201	0.006712700068	261	0.005614954464	321	0.004944720411
22	0.047110356812	82	0.013847794256	142	0.008735562965	202	0.006688833065	262	0.005601098077	322	0.004935807679
23	0.045131794329	83	0.013701449162	143	0.008687048140	203	0.006665208939	263	0.005587352873	323	0.004926954709
24	0.043318180090	84	0.013558607794	144	0.008639218253	204	0.006641824114	264	0.005573717585	324	0.004918160944
25	0.041649720303	85	0.013419146488	145	0.008592059129	205	0.006618675088	265	0.005560190966	325	0.004909425836
26	0.040109666374	86	0.013282947331	146	0.008545556983	206	0.006595758421	266	0.005546771787	326	0.004900748840
27	0.038683750982	87	0.013149897832	147	0.008499698405	207	0.006573070744	267	0.005533458839	327	0.004892129422
28	0.037359744997	88	0.013019890614	148	0.008454470345	208	0.006550608751	268	0.005520250929	328	0.004883567052
29	0.036127106061	89	0.012892823125	149	0.008409860106	209	0.006528369199	269	0.005507146882	329	0.004875061208
30	0.034976697467	90	0.012768597370	150	0.008365855328	210	0.006506348908	270	0.005494145542	330	0.004866611371
31	0.033900561438	91	0.012647119662	151	0.008322443979	211	0.006484544757	271	0.005481245770	331	0.004858217032

32	0.032891734917	92	0.012528300390	152	0.008279614344	212	0.006462953685	272	0.005468446441	332	0.004849877687
33	0.031944098855	93	0.012412053793	153	0.008237355013	213	0.006441572687	273	0.005455746449	333	0.004841592838
34	0.031052254090	94	0.012298297761	154	0.008195654873	214	0.006420398816	274	0.005443144704	334	0.004833361991
35	0.030211418509	95	0.012186953643	155	0.008154503098	215	0.006399429178	275	0.005430640131	335	0.004825184661
36	0.029417341343	96	0.012077946062	156	0.008113889141	216	0.006378660934	276	0.005418231670	336	0.004817060367
37	0.028666231366	97	0.011971202752	157	0.008073802720	217	0.006358091296	277	0.005405918278	337	0.004808988635
38	0.027954696428	98	0.011866654395	158	0.008034233816	218	0.006337717529	278	0.005393698927	338	0.004800968994
39	0.027279692294	99	0.011764234474	159	0.007995172662	219	0.006317536946	279	0.005381572601	339	0.004793000981
40	0.026638479149	100	0.011663879133	160	0.007956609734	220	0.006297546910	280	0.005369538302	340	0.004785084138
41	0.026028584478	101	0.011565527045	161	0.007918535746	221	0.006277744831	281	0.005357595043	341	0.004777218011
42	0.025447771246	102	0.011469119287	162	0.007880941640	222	0.006258128166	282	0.005345741854	342	0.004769402154
43	0.024894010511	103	0.011374599225	163	0.007843818581	223	0.006238694419	283	0.005333977777	343	0.004761636123
44	0.024365457782	104	0.011281912404	164	0.007807157949	224	0.006219441135	284	0.005322301868	344	0.004753919481
45	0.023860432522	105	0.011191006442	165	0.007770951332	225	0.006200365907	285	0.005310713195	345	0.004746251797
46	0.023377400327	106	0.011101830934	166	0.007735190524	226	0.006181466367	286	0.005299210840	346	0.004738632642
47	0.022914957383	107	0.011014337359	167	0.007699867512	227	0.006162740190	287	0.005287793900	347	0.004731061595
48	0.022471816857	108	0.010928478995	168	0.007664974476	228	0.006144185093	288	0.005276461480	348	0.004723538237
49	0.022046796966	109	0.010844210833	169	0.007630503779	229	0.006125798831	289	0.005265212700	349	0.004716062157
50	0.021638810469	110	0.010761489499	170	0.007596447966	230	0.006107579199	290	0.005254046693	350	0.004708632946
51	0.021246855398	111	0.010680273185	171	0.007562799755	231	0.006089524030	291	0.005242962603	351	0.004701250201
52	0.020870006860	112	0.010600521575	172	0.007529552033	232	0.006071631195	292	0.005231959584	352	0.004693913523
53	0.020507409766	113	0.010522195779	173	0.007496697853	233	0.006053898600	293	0.005221036804	353	0.004686622518
54	0.020158272365	114	0.010445258273	174	0.007464230426	234	0.006036324187	294	0.005210193441	354	0.004679376796
55	0.019821860489	115	0.010369672838	175	0.007432143119	235	0.006018905936	295	0.005199428684	355	0.004672175972
56	0.019497492411	116	0.010295404503	176	0.007400429450	236	0.006001641856	296	0.005188741735	356	0.004665019664
57	0.019184534243	117	0.010222419493	177	0.007369083083	237	0.005984529995	297	0.005178131803	357	0.004657907495
58	0.018882395814	118	0.010150685179	178	0.007338097824	238	0.005967568430	298	0.005167598112	358	0.004650839094
59	0.018590526966	119	0.010080170027	179	0.007307467618	239	0.005950755272	299	0.005157139893	359	0.004643814091
60	0.018308414216	120	0.010010843554	180	0.007277186545	240	0.005934088662	300	0.005146756389	360	0.004636832122

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　　利率　年3.26パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.002716666666	61	0.017811482101	121	0.009708200728	181	0.007001420459	241	0.005660320225	301	0.004867951534
2	0.502038421283	62	0.017547326076	122	0.009640978122	182	0.006971629674	242	0.005643751985	302	0.004857529916
3	0.335146082280	63	0.017291575400	123	0.009574858445	183	0.006942171023	243	0.005627324952	303	0.004847180879
4	0.251700219871	64	0.017043836070	124	0.009509815011	184	0.006913039088	244	0.005611037387	304	0.004836903707
5	0.201632948099	65	0.016803738330	125	0.009445821989	185	0.006884228569	245	0.005594887582	305	0.004826697690
6	0.168254971643	66	0.016570934833	126	0.009382854367	186	0.006855734282	246	0.005578873854	306	0.004816562129
7	0.144413735367	67	0.016345098969	127	0.009320887921	187	0.006827551150	247	0.005562994550	307	0.004806496335
8	0.126532961701	68	0.016125923342	128	0.009259899184	188	0.006799674207	248	0.005547248041	308	0.004796499626
9	0.112625829775	69	0.015913118373	129	0.009199865417	189	0.006772098591	249	0.005531632727	309	0.004786571329
10	0.101500247064	70	0.015706411033	130	0.009140764581	190	0.006744819543	250	0.005516147029	310	0.004776710781
11	0.092397609237	71	0.015505543674	131	0.009082575308	191	0.006717832402	251	0.005500789399	311	0.004766917326
12	0.084812180069	72	0.015310272962	132	0.009025276881	192	0.006691132606	252	0.005485558309	312	0.004757190319
13	0.078393834485	73	0.015120368895	133	0.008968849202	193	0.006664715687	253	0.005470452258	313	0.004747529119
14	0.072892483143	74	0.014935613905	134	0.008913272777	194	0.006638577267	254	0.005455469766	314	0.004737933098
15	0.068124727194	75	0.014755802028	135	0.008858528685	195	0.006612713062	255	0.005440609379	315	0.004728401632
16	0.063953017499	76	0.014580738138	136	0.008804598566	196	0.006587118873	256	0.005425869664	316	0.004718934108
17	0.060272169424	77	0.014410237247	137	0.008751464593	197	0.006561790584	257	0.005411249210	317	0.004709529917
18	0.057000372697	78	0.014244123854	138	0.008699109456	198	0.006536724167	258	0.005396746630	318	0.004700188462
19	0.054073040262	79	0.014082231343	139	0.008647516346	199	0.006511915671	259	0.005382360555	319	0.004690909150
20	0.051438502472	80	0.013924401430	140	0.008596668930	200	0.006487361226	260	0.005368089641	320	0.004681691398
21	0.049054931521	81	0.013770483645	141	0.008546551342	201	0.006463057038	261	0.005353932561	321	0.004672534628
22	0.046888104655	82	0.013620334860	142	0.008497148160	202	0.006438999390	262	0.005339888011	322	0.004663438270
23	0.044909750906	83	0.013473818845	143	0.008448444395	203	0.006415184635	263	0.005325954705	323	0.004654401762
24	0.043096311131	84	0.013330805857	144	0.008400425475	204	0.006391609200	264	0.005312131377	324	0.004645424548
25	0.041427995653	85	0.013191172256	145	0.008353077228	205	0.006368269581	265	0.005298416781	325	0.004636506079
26	0.039888059358	86	0.013054800157	146	0.008306385872	206	0.006345162342	266	0.005284809689	326	0.004627645812
27	0.038462237891	87	0.012921577090	147	0.008260337999	207	0.006322284114	267	0.005271308891	327	0.004618843213
28	0.037138304662	88	0.012791395702	148	0.008214920563	208	0.006299631592	268	0.005257913196	328	0.004610097752
29	0.035905719506	89	0.012664153463	149	0.008170120870	209	0.006277201534	269	0.005244621429	329	0.004601408906
30	0.034755347615	90	0.012539752397	150	0.008125926563	210	0.006254990761	270	0.005231432435	330	0.004592776159
31	0.033679232863	91	0.012418098840	151	0.008082325612	211	0.006232996152	271	0.005218345073	331	0.004584199001

32	0.032670413644	92	0.012299103196	152	0.008039306306	212	0.006211214648	272	0.005205358222	332	0.004575676928
33	0.031722772178	93	0.012182679725	153	0.007996857236	213	0.006189643245	273	0.005192470775	333	0.004567209442
34	0.030830910429	94	0.012068746333	154	0.007954967294	214	0.006168278996	274	0.005179681641	334	0.004558796051
35	0.029990047274	95	0.011957224386	155	0.007913625655	215	0.006147119009	275	0.005166989748	335	0.004550436270
36	0.029195932830	96	0.011848038524	156	0.007872821774	216	0.006126160445	276	0.005154394036	336	0.004542129617
37	0.028444776659	97	0.011741116495	157	0.007832545372	217	0.006105400518	277	0.005141893461	337	0.004533875618
38	0.027733187316	98	0.011636388996	158	0.007792786434	218	0.006084836492	278	0.005129486996	338	0.004525673805
39	0.027058121198	99	0.011533789524	159	0.007753535193	219	0.006064465682	279	0.005117173627	339	0.004517523713
40	0.026416839061	100	0.011433254238	160	0.007714782129	220	0.006044285452	280	0.005104952354	340	0.004509424885
41	0.025806868904	101	0.011334721822	161	0.007676517957	221	0.006024293213	281	0.005092822193	341	0.004501376869
42	0.025225974157	102	0.011238133368	162	0.007638733622	222	0.006004486423	282	0.005080782173	342	0.004493379216
43	0.024672126300	103	0.011143432252	163	0.007601420290	223	0.005984862585	283	0.005068831337	343	0.004485431485
44	0.024143481225	104	0.011050564031	164	0.007564569344	224	0.005965419247	284	0.005056968741	344	0.004477533239
45	0.023638358745	105	0.010959476335	165	0.007528172376	225	0.005946154001	285	0.005045193453	345	0.004469684045
46	0.023155224776	106	0.010870118770	166	0.007492221178	226	0.005927064482	286	0.005033504558	346	0.004461883477
47	0.022692675794	107	0.010782442825	167	0.007456707742	227	0.005908148364	287	0.005021901150	347	0.004454131113
48	0.022249425237	108	0.010696401787	168	0.007421624248	228	0.005889403365	288	0.005010382336	348	0.004446426536
49	0.021824291565	109	0.010611950658	169	0.007386963063	229	0.005870827241	289	0.004998947238	349	0.004438769333
50	0.021416187764	110	0.010529046073	170	0.007352716733	230	0.005852417788	290	0.004987594987	350	0.004431159097
51	0.021024112076	111	0.010447646233	171	0.007318877977	231	0.005834172839	291	0.004976324728	351	0.004423595424
52	0.020647139799	112	0.010367710830	172	0.007285439684	232	0.005816090266	292	0.004965135616	352	0.004416077916
53	0.020284416022	113	0.010289200984	173	0.007252394910	233	0.005798167976	293	0.004954026820	353	0.004408606179
54	0.019935149160	114	0.010212079178	174	0.007219736866	234	0.005780403913	294	0.004942997517	354	0.004401179824
55	0.019598605197	115	0.010136309201	175	0.007187458923	235	0.005762796055	295	0.004932046898	355	0.004393798466
56	0.019274102549	116	0.010061856090	176	0.007155554598	236	0.005745342414	296	0.004921174164	356	0.004386461723
57	0.018961007458	117	0.009988686077	177	0.007124017558	237	0.005728041037	297	0.004910378526	357	0.004379169219
58	0.018658729879	118	0.009916766540	178	0.007092841611	238	0.005710890003	298	0.004899659206	358	0.004371920582
59	0.018366719765	119	0.009846065952	179	0.007062020703	239	0.005693887423	299	0.004889015437	359	0.004364715443
60	0.018084463743	120	0.009776553837	180	0.007031548915	240	0.005677031439	300	0.004878446463	360	0.004357553440

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　　利率　年2.76パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.002300000000	61	0.017589139032	121	0.009477174396	181	0.006760683515	241	0.005409728153	301	0.004607572341
2	0.501725660490	62	0.017324864599	122	0.009409793642	182	0.006730728760	242	0.005392995886	302	0.004596988799
3	0.334867840871	63	0.017068993782	123	0.009343515613	183	0.006701106109	243	0.005376404848	303	0.004586477886
4	0.251439151224	64	0.016821132659	124	0.009278313631	184	0.006671810145	244	0.005359953300	304	0.004576038884
5	0.201382113565	65	0.016580911551	125	0.009214161868	185	0.006642835571	245	0.005343639534	305	0.004565671085
6	0.168010901900	66	0.016347983184	126	0.009151035320	186	0.006614177201	246	0.005327461869	306	0.004555373790
7	0.144174447944	67	0.016122021017	127	0.009088909767	187	0.006585829962	247	0.005311418651	307	0.004545146310
8	0.126297217556	68	0.015902717716	128	0.009027761748	188	0.006557788888	248	0.005295508253	308	0.004534987962
9	0.112392802879	69	0.015689783765	129	0.008967568527	189	0.006530049119	249	0.005279729073	309	0.004524898076
10	0.101269359200	70	0.015482946190	130	0.008908308072	190	0.006502605896	250	0.005264079536	310	0.004514875988
11	0.092168439881	71	0.015281947397	131	0.008849959019	191	0.006475454561	251	0.005248558092	311	0.004504921043
12	0.084584413831	72	0.015086544102	132	0.008792500654	192	0.006448590551	252	0.005233163214	312	0.004495032595
13	0.078167228758	73	0.014896506354	133	0.008735912886	193	0.006422009400	253	0.005217893402	313	0.004485210004
14	0.072666847307	74	0.014711616628	134	0.008680176222	194	0.006395706733	254	0.005202747176	314	0.004475452642
15	0.067899908754	75	0.014531669002	135	0.008625271749	195	0.006369678265	255	0.005187723083	315	0.004465759887
16	0.063728892555	76	0.014356468394	136	0.008571181108	196	0.006343919797	256	0.005172819690	316	0.004456131123
17	0.060048635940	77	0.014185829854	137	0.008517886477	197	0.006318427217	257	0.005158035588	317	0.004446565744
18	0.056777345644	78	0.014019577915	138	0.008465370550	198	0.006293196495	258	0.005143369387	318	0.004437063153
19	0.053850448038	79	0.013857545999	139	0.008413616521	199	0.006268223684	259	0.005128819722	319	0.004427622756
20	0.051216284216	80	0.013699575852	140	0.008362608062	200	0.006243504913	260	0.005114385248	320	0.004418243971
21	0.048833035067	81	0.013545517038	141	0.008312329308	201	0.006219036390	261	0.005100064638	321	0.004408926220
22	0.046666484951	82	0.013395226459	142	0.008262764843	202	0.006194814397	262	0.005085856590	322	0.004399668935
23	0.044688368778	83	0.013248567913	143	0.008213899681	203	0.006170835291	263	0.005071759817	323	0.004390471552
24	0.042875132302	84	0.013105411682	144	0.008165719251	204	0.006147095499	264	0.005057773054	324	0.004381333516
25	0.041206989960	85	0.012965634156	145	0.008118209387	205	0.006123591516	265	0.005043895056	325	0.004372254279
26	0.039667200120	86	0.012829117471	146	0.008071356308	206	0.006100319910	266	0.005030124594	326	0.004363233299
27	0.038241501391	87	0.012695749183	147	0.008025146610	207	0.006077277310	267	0.005016460459	327	0.004354270039
28	0.036917669726	88	0.012565421961	148	0.007979567250	208	0.006054460413	268	0.005002901461	328	0.004345363972
29	0.035685167152	89	0.012438033294	149	0.007934605536	209	0.006031865978	269	0.004989446425	329	0.004336514575
30	0.034534860757	90	0.012313485232	150	0.007890249114	210	0.006009490826	270	0.004976094197	330	0.004327721332
31	0.033458796074	91	0.012191684125	151	0.007846485958	211	0.005987331839	271	0.004962843636	331	0.004318983733

32	0.032450012939	92	0.012072540400	152	0.007803304358	212	0.005965385957	272	0.004949693621	332	0.004310301275
33	0.031502394848	93	0.011955968332	153	0.007760692909	213	0.005943650178	273	0.004936643046	333	0.004301673459
34	0.030610544885	94	0.011841885847	154	0.007718640504	214	0.005922121554	274	0.004923690821	334	0.004293099794
35	0.029769682923	95	0.011730214325	155	0.007677136322	215	0.005900797196	275	0.004910835872	335	0.004284579795
36	0.028975559961	96	0.011620878424	156	0.007636169819	216	0.005879674264	276	0.004898077142	336	0.004276112981
37	0.028224386350	97	0.011513805905	157	0.007595730720	217	0.005858749973	277	0.004885413586	337	0.004267698879
38	0.027512771350	98	0.011408927482	158	0.007555809010	218	0.005838021589	278	0.004872844178	338	0.004259337018
39	0.026837671991	99	0.011306176666	159	0.007516394926	219	0.005817486427	279	0.004860367905	339	0.004251026937
40	0.026196349599	100	0.011205489627	160	0.007477478950	220	0.005797141852	280	0.004847983766	340	0.004242768177
41	0.025586332687	101	0.011106805064	161	0.007439051798	221	0.005776985275	281	0.004835690778	341	0.004234560286
42	0.025005385149	102	0.011010064080	162	0.007401104418	222	0.005757014155	282	0.004823487971	342	0.004226402818
43	0.024451478888	103	0.010915210065	163	0.007363627979	223	0.005737225997	283	0.004811374387	343	0.004218295329
44	0.023922770179	104	0.010822188587	164	0.007326613864	224	0.005717618348	284	0.004799349083	344	0.004210237383
45	0.023417579185	105	0.010730947285	165	0.007290053668	225	0.005698188801	285	0.004787411128	345	0.004202228550
46	0.022934372142	106	0.010641435778	166	0.007253939185	226	0.005678934992	286	0.004775559607	346	0.004194268401
47	0.022471745816	107	0.010553605564	167	0.007218262409	227	0.005659854596	287	0.004763793613	347	0.004186356515
48	0.022028413914	108	0.010467409941	168	0.007183015521	228	0.005640945331	288	0.004752112257	348	0.004178492476
49	0.021603195141	109	0.010382803919	169	0.007148190891	229	0.005622204955	289	0.004740514657	349	0.004170675871
50	0.021195002710	110	0.010299744144	170	0.007113781065	230	0.005603631262	290	0.004728999947	350	0.004162906293
51	0.020802835071	111	0.010218188825	171	0.007079778765	231	0.005585222089	291	0.004717567272	351	0.004155183338
52	0.020425767715	112	0.010138097663	172	0.007046176883	232	0.005566975307	292	0.004706215787	352	0.004147506610
53	0.020062945908	113	0.010059431786	173	0.007012968473	233	0.005548888823	293	0.004694944660	353	0.004139875713
54	0.019713578229	114	0.009982153685	174	0.006980146752	234	0.005530960582	294	0.004683753072	354	0.004132290259
55	0.019376930818	115	0.009906227156	175	0.006947705088	235	0.005513188562	295	0.004672640211	355	0.004124749863
56	0.019052322229	116	0.009831617245	176	0.006915637004	236	0.005495570778	296	0.004661605279	356	0.004117254144
57	0.018739118840	117	0.009758290191	177	0.006883936165	237	0.005478105276	297	0.004650647488	357	0.004109802726
58	0.018436730725	118	0.009686213377	178	0.006852596382	238	0.005460790135	298	0.004639766061	358	0.004102395237
59	0.018144607955	119	0.009615355285	179	0.006821611603	239	0.005443623467	299	0.004628960230	359	0.004095031310
60	0.017862237261	120	0.009545685445	180	0.006790975909	240	0.005426603415	300	0.004618229240	360	0.004087710579

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　　利率　年2.26パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.001883333333	61	0.017368550997	121	0.009249609962	181	0.006525075885	241	0.005165875131	301	0.004355467227
2	0.501412942950	62	0.017104186826	122	0.009182099224	182	0.006494984511	242	0.005149005079	302	0.004344746622
3	0.334589676357	63	0.016848224532	123	0.009115690998	183	0.006465225195	243	0.005132276255	303	0.004334098667
4	0.251178190709	64	0.016600270274	124	0.009050358610	184	0.006435792521	244	0.005115686923	304	0.004323522646
5	0.201131417441	65	0.016359954450	125	0.008986076240	185	0.006406681192	245	0.005099235375	305	0.004313017850
6	0.167767000361	66	0.016126929860	126	0.008922818886	186	0.006377886026	246	0.005082919930	306	0.004302583581
7	0.143935358246	67	0.015900870029	127	0.008860562335	187	0.006349401950	247	0.005066738934	307	0.004292219148
8	0.126061700484	68	0.015681467688	128	0.008799283131	188	0.006321223998	248	0.005050690761	308	0.004281923872
9	0.112160032289	69	0.015468433380	129	0.008738958544	189	0.006293347312	249	0.005034773810	309	0.004271697080
10	0.101038756793	70	0.015261494190	130	0.008679566543	190	0.006265767134	250	0.005018986505	310	0.004261538110
11	0.091939585075	71	0.015060392577	131	0.008621085773	191	0.006238478806	251	0.005003327298	311	0.004251446306
12	0.084356991192	72	0.014864885308	132	0.008563495522	192	0.006211477769	252	0.004987794662	312	0.004241421023
13	0.077940995642	73	0.014674742478	133	0.008506775703	193	0.006184759556	253	0.004972387096	313	0.004231461622
14	0.072441613069	74	0.014489746610	134	0.008450906828	194	0.006158319792	254	0.004957103123	314	0.004221567474
15	0.067675520876	75	0.014309691824	135	0.008395869987	195	0.006132154195	255	0.004941941288	315	0.004211737957
16	0.063505227117	76	0.014134383078	136	0.008341646827	196	0.006106258566	256	0.004926900159	316	0.004201972456
17	0.059825590891	77	0.013963635460	137	0.008288219528	197	0.006080628795	257	0.004911978328	317	0.004192270367
18	0.056554835942	78	0.013797273542	138	0.008235570790	198	0.006055260852	258	0.004897174406	318	0.004182631089
19	0.053628402069	79	0.013635130778	139	0.008183683807	199	0.006030150791	259	0.004882487027	319	0.004173054032
20	0.050994641109	80	0.013477048949	140	0.008132542258	200	0.006005294742	260	0.004867914846	320	0.004163538612
21	0.048611742647	81	0.013322877650	141	0.008082130279	201	0.005980688914	261	0.004853456539	321	0.004154084253
22	0.046445498158	82	0.013172473813	142	0.008032432459	202	0.005956329590	262	0.004839110802	322	0.004144690385
23	0.044467648430	83	0.013025701263	143	0.007983433814	203	0.005932213128	263	0.004824876349	323	0.004135356446
24	0.042654644116	84	0.012882430312	144	0.007935119778	204	0.005908335954	264	0.004810751917	324	0.004126081882
25	0.040986703766	85	0.012742537373	145	0.007887476185	205	0.005884694568	265	0.004796736258	325	0.004116866143
26	0.039447089231	86	0.012605904607	146	0.007840489259	206	0.005861285534	266	0.004782828146	326	0.004107708687
27	0.038021542086	87	0.012472419596	147	0.007794145599	207	0.005838105485	267	0.004769026372	327	0.004098608980
28	0.036697840824	88	0.012341975028	148	0.007748432165	208	0.005815151118	268	0.004755329746	328	0.004089566493
29	0.035465449664	89	0.012214468417	149	0.007703336267	209	0.005792419193	269	0.004741737093	329	0.004080580704
30	0.034315237596	90	0.012089801830	150	0.007658845554	210	0.005769906532	270	0.004728247259	330	0.004071651096
31	0.033239251804	91	0.011967881639	151	0.007614948003	211	0.005747610017	271	0.004714859105	331	0.004062777162

32	0.032230533573	92	0.011848618289	152	0.007571631905	212	0.005725526588	272	0.004701571509	332	0.004053958396
33	0.031282967672	93	0.011731926073	153	0.007528885859	213	0.005703653245	273	0.004688383366	333	0.004045194301
34	0.030391158305	94	0.011617722933	154	0.007486698761	214	0.005681987042	274	0.004675293586	334	0.004036484387
35	0.029550326340	95	0.011505930268	155	0.007445059790	215	0.005660525087	275	0.004662301096	335	0.004027828167
36	0.028756223661	96	0.011396472750	156	0.007403958406	216	0.005639264544	276	0.004649404838	336	0.004019225162
37	0.028005061407	97	0.011289278156	157	0.007363384337	217	0.005618202628	277	0.004636603769	337	0.004010674897
38	0.027293449542	98	0.011184277213	158	0.007323327568	218	0.005597336605	278	0.004623896862	338	0.004002176904
39	0.026618345729	99	0.011081403447	159	0.007283778340	219	0.005576663791	279	0.004611283103	339	0.003993730720
40	0.025977011864	100	0.010980593042	160	0.007244727136	220	0.005556181552	280	0.004598761495	340	0.003985335888
41	0.025366976974	101	0.010881784709	161	0.007206164676	221	0.005535887299	281	0.004586331053	341	0.003976991955
42	0.024786005419	102	0.010784919564	162	0.007168081907	222	0.005515778492	282	0.004573990807	342	0.003968698475
43	0.024232069523	103	0.010689941009	163	0.007130470002	223	0.005495852636	283	0.004561739801	343	0.003960455005
44	0.023703325945	104	0.010596794622	164	0.007093320346	224	0.005476107279	284	0.004549577091	344	0.003952261110
45	0.023198095197	105	0.010505428055	165	0.007056624534	225	0.005456540016	285	0.004537501747	345	0.003944116357
46	0.022714843833	106	0.010415790935	166	0.007020374364	226	0.005437148482	286	0.004525512853	346	0.003936020321
47	0.022252168914	107	0.010327834774	167	0.006984561830	227	0.005417930353	287	0.004513609504	347	0.003927972580
48	0.021808784411	108	0.010241512877	168	0.006949179117	228	0.005398883348	288	0.004501790809	348	0.003919972716
49	0.021383509278	109	0.010156780263	169	0.006914218594	229	0.005380005224	289	0.004490055890	349	0.003912020318
50	0.020975256952	110	0.010073593590	170	0.006879672811	230	0.005361293779	290	0.004478403878	350	0.003904114979
51	0.020583026091	111	0.009991911073	171	0.006845534491	231	0.005342746847	291	0.004466833919	351	0.003896256297
52	0.020205892380	112	0.009911692423	172	0.006811796526	232	0.005324362300	292	0.004455345169	352	0.003888443872
53	0.019843001263	113	0.009832898775	173	0.006778451974	233	0.005306138047	293	0.004443936797	353	0.003880677312
54	0.019493561483	114	0.009755492630	174	0.006745494051	234	0.005288072034	294	0.004432607981	354	0.003872956228
55	0.019156839332	115	0.009679437790	175	0.006712916129	235	0.005270162239	295	0.004421357913	355	0.003865280234
56	0.018832153507	116	0.009604699308	176	0.006680711730	236	0.005252406676	296	0.004410185794	356	0.003857648951
57	0.018518870517	117	0.009531243432	177	0.006648874523	237	0.005234803392	297	0.004399090836	357	0.003850062002
58	0.018216400560	118	0.009459037550	178	0.006617398319	238	0.005217350468	298	0.004388072262	358	0.003842519016
59	0.017924193820	119	0.009388050152	179	0.006586277067	239	0.005200046015	299	0.004377129305	359	0.003835019624
60	0.017641737136	120	0.009318250774	180	0.006555504851	240	0.005182888178	300	0.004366261209	360	0.003827563463

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年1.76パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.001466666666	61	0.017149720226	121	0.009025518396	181	0.006294629981	241	0.004928833396	301	0.004111771632
2	0.501100268691	62	0.016885295062	122	0.008957906077	182	0.006264429837	242	0.004911852648	302	0.004100940101
3	0.334311588785	63	0.016629270031	123	0.008891396049	183	0.006234561693	243	0.004895013115	303	0.004090181225
4	0.250917338395	64	0.016381251374	124	0.008825961642	184	0.006205020136	244	0.004878313061	304	0.004079494286
5	0.200880859813	65	0.016140869568	125	0.008761577043	185	0.006175799870	245	0.004861750778	305	0.004068878578
6	0.167523267133	66	0.015907777482	126	0.008698217255	186	0.006146895712	246	0.004845324585	306	0.004058333401
7	0.143696466398	67	0.015681648710	127	0.008635858071	187	0.006118302591	247	0.004829032830	307	0.004047858065
8	0.125826410629	68	0.015462176049	128	0.008574476038	188	0.006090015543	248	0.004812873886	308	0.004037451892
9	0.111927518169	69	0.015249070100	129	0.008514048432	189	0.006062029711	249	0.004796846152	309	0.004027114208
10	0.100808440026	70	0.015042058006	130	0.008454553227	190	0.006034340337	250	0.004780948054	310	0.004016844351
11	0.091711045023	71	0.014840882279	131	0.008395969071	191	0.006006942766	251	0.004765178042	311	0.004006641667
12	0.084129912374	72	0.014645299737	132	0.008338275258	192	0.005979832438	252	0.004749534592	312	0.003996505509
13	0.077715135382	73	0.014455080523	133	0.008281451705	193	0.005953004887	253	0.004734016202	313	0.003986435240
14	0.072216780692	74	0.014270007205	134	0.008225478927	194	0.005926455741	254	0.004718621396	314	0.003976430230
15	0.067451563844	75	0.014089873946	135	0.008170338020	195	0.005900180716	255	0.004703348719	315	0.003966489858
16	0.063282021491	76	0.013914485744	136	0.008116010632	196	0.005874175617	256	0.004688196739	316	0.003956613509
17	0.059603034606	77	0.013743657727	137	0.008062478949	197	0.005848436332	257	0.004673164049	317	0.003946800577
18	0.056332843943	78	0.013577214503	138	0.008009725674	198	0.005822958835	258	0.004658249260	318	0.003937050465
19	0.053406902730	79	0.013414989560	139	0.007957734005	199	0.005797739178	259	0.004643451007	319	0.003927362581
20	0.050773573550	80	0.013256824713	140	0.007906487623	200	0.005772773493	260	0.004628767944	320	0.003917736342
21	0.048391054684	81	0.013102569587	141	0.007855970670	201	0.005748057991	261	0.004614198749	321	0.003908171171
22	0.046225144725	82	0.012952081145	142	0.007806167736	202	0.005723588955	262	0.004599742116	322	0.003898666499
23	0.044247590337	83	0.012805223240	143	0.007757063840	203	0.005699362742	263	0.004585396762	323	0.003889221765
24	0.042434847073	84	0.012661866211	144	0.007708644420	204	0.005675375782	264	0.004571161421	324	0.003879836413
25	0.040767137599	85	0.012521886496	145	0.007660895314	205	0.005651624574	265	0.004557034850	325	0.003870509894
26	0.039227727247	86	0.012385166283	146	0.007613802748	206	0.005628105683	266	0.004543015819	326	0.003861241668
27	0.037802360557	87	0.012251593175	147	0.007567353323	207	0.005604815742	267	0.004529103122	327	0.003852031199
28	0.036478818567	88	0.012121059884	148	0.007521534003	208	0.005581751450	268	0.004515295567	328	0.003842877959
29	0.035246567687	89	0.011993463944	149	0.007476332100	209	0.005558909568	269	0.004501591982	329	0.003833781426
30	0.034096478804	90	0.011868707443	150	0.007431735266	210	0.005536286917	270	0.004487991212	330	0.003824741084
31	0.033020600759	91	0.011746696773	151	0.007387731480	211	0.005513880380	271	0.004474492118	331	0.003815756424

32	0.032011976285	92	0.011627342396	152	0.007344309036	212	0.005491686900	272	0.004461093578	332	0.003806826942
33	0.031064491421	93	0.011510558625	153	0.007301456536	213	0.005469703475	273	0.004447794488	333	0.003797952142
34	0.030172751495	94	0.011396263420	154	0.007259162877	214	0.005447927161	274	0.004434593758	334	0.003789131531
35	0.029331978370	95	0.011284378193	155	0.007217417242	215	0.005426355067	275	0.004421490316	335	0.003780364626
36	0.028537924812	96	0.011174827633	156	0.007176209092	216	0.005404984357	276	0.004408483103	336	0.003771650945
37	0.027786802747	97	0.011067539534	157	0.007135528157	217	0.005383812246	277	0.004395571077	337	0.003762990014
38	0.027075222848	98	0.010962444635	158	0.007095364425	218	0.005362836002	278	0.004382753212	338	0.003754381367
39	0.026400143409	99	0.010859476478	159	0.007055708139	219	0.005342052941	279	0.004370028493	339	0.003745824539
40	0.025758826895	100	0.010758571259	160	0.007016549784	220	0.005321460429	280	0.004357395924	340	0.003737319073
41	0.025148802848	101	0.010659667702	161	0.006977880080	221	0.005301055878	281	0.004344854520	341	0.003728864518
42	0.024567836093	102	0.010562706935	162	0.006939689980	222	0.005280836750	282	0.004332403311	342	0.003720460427
43	0.024013899375	103	0.010467632372	163	0.006901970655	223	0.005260800548	283	0.004320041341	343	0.003712106357
44	0.023485149738	104	0.010374389603	164	0.006864713495	224	0.005240944823	284	0.004307767668	344	0.003703801873
45	0.022979908043	105	0.010282926291	165	0.006827910094	225	0.005221267169	285	0.004295581360	345	0.003695546544
46	0.022496641163	106	0.010193192074	166	0.006791552254	226	0.005201765222	286	0.004283481503	346	0.003687339942
47	0.022033946450	107	0.010105138471	167	0.006755631970	227	0.005182436659	287	0.004271467192	347	0.003679181648
48	0.021590538144	108	0.010018718800	168	0.006720141428	228	0.005163279198	288	0.004259537536	348	0.003671071243
49	0.021165235443	109	0.009933888090	169	0.006685072999	229	0.005144290599	289	0.004247691655	349	0.003663008316
50	0.020756952012	110	0.009850603004	170	0.006650419235	230	0.005125468658	290	0.004235928684	350	0.003654992460
51	0.020364686717	111	0.009768821770	171	0.006616172860	231	0.005106811212	291	0.004224247767	351	0.003647023273
52	0.019987515434	112	0.009688504106	172	0.006582326769	232	0.005088316132	292	0.004212648061	352	0.003639100357
53	0.019624583785	113	0.009609611155	173	0.006548874019	233	0.005069981328	293	0.004201128735	353	0.003631223318
54	0.019275100680	114	0.009532105424	174	0.006515807830	234	0.005051804744	294	0.004189688968	354	0.003623391768
55	0.018938332561	115	0.009455950726	175	0.006483121574	235	0.005033784362	295	0.004178327950	355	0.003615605321
56	0.018613598268	116	0.009381112120	176	0.006450808774	236	0.005015918195	296	0.004167044885	356	0.003607863598
57	0.018300264441	117	0.009307555860	177	0.006418863102	237	0.004998204292	297	0.004155838983	357	0.003600166223
58	0.017997741402	118	0.009235249342	178	0.006387278369	238	0.004980640731	298	0.004144709468	358	0.003592512823
59	0.017705479449	119	0.009164161062	179	0.006356048526	239	0.004963225627	299	0.004133655574	359	0.003584903032
60	0.017422965527	120	0.009094260563	180	0.006325167658	240	0.004945957124	300	0.004122676544	360	0.003577336485

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年1.26パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.001050000000	61	0.016932648727	121	0.008804908951	181	0.006069372588	241	0.004698662336	301	0.003876597026
2	0.500787637740	62	0.016668191378	122	0.008737223647	182	0.006039091930	242	0.004681598680	302	0.003865681762
3	0.334033578204	63	0.016412132415	123	0.008670640407	183	0.006009143208	243	0.004664676217	303	0.003854839147
4	0.250656594350	64	0.016164078163	124	0.008605132570	184	0.005979521010	244	0.004647893210	304	0.003844068462
5	0.200630440768	65	0.015923659174	125	0.008540674324	185	0.005950220042	245	0.004631247952	305	0.003833369001
6	0.167279702322	66	0.015690528389	126	0.008477240680	186	0.005921235121	246	0.004614738763	306	0.003822740065
7	0.143457772526	67	0.015464359473	127	0.008414807435	187	0.005892561177	247	0.004598363990	307	0.003812180966
8	0.125591348135	68	0.015244845283	128	0.008353351142	188	0.005864193249	248	0.004582122007	308	0.003801691021
9	0.111695260681	69	0.015031696483	129	0.008292849080	189	0.005836126479	249	0.004566011215	309	0.003791269562
10	0.100578409083	70	0.014824640271	130	0.008233279229	190	0.005808356110	250	0.004550030038	310	0.003780915923
11	0.091482819926	71	0.014623419214	131	0.008174620242	191	0.005780877489	251	0.004534176929	311	0.003770629452
12	0.083903177599	72	0.014427790180	132	0.008116851415	192	0.005753686056	252	0.004518450361	312	0.003760409502
13	0.077489648219	73	0.014237523360	133	0.008059952671	193	0.005726777348	253	0.004502848835	313	0.003750255436
14	0.071992350440	74	0.014052401367	134	0.008003904529	194	0.005700146991	254	0.004487370874	314	0.003740166624
15	0.067228037941	75	0.013872218407	135	0.007948688088	195	0.005673790705	255	0.004472015023	315	0.003730142444
16	0.063059275982	76	0.013696779520	136	0.007894285002	196	0.005647704293	256	0.004456779852	316	0.003720182284
17	0.059380967410	77	0.013525899870	137	0.007840677459	197	0.005621883646	257	0.004441663953	317	0.003710285537
18	0.056111369993	78	0.013359404103	138	0.007787848164	198	0.005596324737	258	0.004426665937	318	0.003700451605
19	0.053185950390	79	0.013197125741	139	0.007735780322	199	0.005571023621	259	0.004411784441	319	0.003690679897
20	0.050553081931	80	0.013038906633	140	0.007684457616	200	0.005545976430	260	0.004397018118	320	0.003680969829
21	0.048170971593	81	0.012884596435	141	0.007633864190	201	0.005521179375	261	0.004382365646	321	0.003671320826
22	0.046005425088	82	0.012734052138	142	0.007583984639	202	0.005496628740	262	0.004367825721	322	0.003661732319
23	0.044028194959	83	0.012587137626	143	0.007534803985	203	0.005472320884	263	0.004353397058	323	0.003652203746
24	0.042215741660	84	0.012443723263	144	0.007486307668	204	0.005448252236	264	0.004339078394	324	0.003642734551
25	0.040548291970	85	0.012303685515	145	0.007438481530	205	0.005424419296	265	0.004324868483	325	0.003633324186
26	0.039009114704	86	0.012166906593	146	0.007391311799	206	0.005400818632	266	0.004310766098	326	0.003623972111
27	0.037583957370	87	0.012033274122	147	0.007344785080	207	0.005377446876	267	0.004296770032	327	0.003614677790
28	0.036260603548	88	0.011902680839	148	0.007298888338	208	0.005354300728	268	0.004282879094	328	0.003605440696
29	0.035028521838	89	0.011775024297	149	0.007253608890	209	0.005331376948	269	0.004269092112	329	0.003596260305
30	0.033878585030	90	0.011650206607	150	0.007208934389	210	0.005308672360	270	0.004255407930	330	0.003587136103
31	0.032802843618	91	0.011528134179	151	0.007164852816	211	0.005286183848	271	0.004241825411	331	0.003578067581

32	0.031794341782	92	0.011408717494	152	0.007121352469	212	0.005263908354	272	0.004228343433	332	0.003569054235
33	0.030846966835	93	0.011291870882	153	0.007078421951	213	0.005241842877	273	0.004214960891	333	0.003560095567
34	0.029955325226	94	0.011177512321	154	0.007036050163	214	0.005219984474	274	0.004201676697	334	0.003551191088
35	0.029114639813	95	0.011065563239	155	0.006994226288	215	0.005198330254	275	0.004188489778	335	0.003542340311
36	0.028320664246	96	0.010955948341	156	0.006952939791	216	0.005176877383	276	0.004175399076	336	0.003533542758
37	0.027569611240	97	0.010848595436	157	0.006912180404	217	0.005155623075	277	0.004162403549	337	0.003524797953
38	0.026858092172	98	0.010743435278	158	0.006871938118	218	0.005134564600	278	0.004149502170	338	0.003516105430
39	0.026183065970	99	0.010640401421	159	0.006832203175	219	0.005113699273	279	0.004136693927	339	0.003507464725
40	0.025541795668	100	0.010539430076	160	0.006792966064	220	0.005093024462	280	0.004123977822	340	0.003498875381
41	0.024931811323	101	0.010440459980	161	0.006754217508	221	0.005072537580	281	0.004111352870	341	0.003490336946
42	0.024350878223	102	0.010343432272	162	0.006715948460	222	0.005052236087	282	0.004098818103	342	0.003481848974
43	0.023796969538	103	0.010248290378	163	0.006678150094	223	0.005032117489	283	0.004086372564	343	0.003473411022
44	0.023268242694	104	0.010154979901	164	0.006640813800	224	0.005012179337	284	0.004074015311	344	0.003465022656
45	0.022763018900	105	0.010063448512	165	0.006603931177	225	0.004992419225	285	0.004061745414	345	0.003456683444
46	0.022279765350	106	0.009973645861	166	0.006567494027	226	0.004972834789	286	0.004049561957	346	0.003448392958
47	0.021817079688	107	0.009885523479	167	0.006531494345	227	0.004953423708	287	0.004037464036	347	0.003440150779
48	0.021373676420	108	0.009799034691	168	0.006495924321	228	0.004934183700	288	0.004025450761	348	0.003431956490
49	0.020948374991	109	0.009714134536	169	0.006460776328	229	0.004915112525	289	0.004013521252	349	0.003423809678
50	0.020540089292	110	0.009630779688	170	0.006426042917	230	0.004896207980	290	0.004001674643	350	0.003415709938
51	0.020147818397	111	0.009548928381	171	0.006391716815	231	0.004877467901	291	0.003989910080	351	0.003407656866
52	0.019770638375	112	0.009468540342	172	0.006357790919	232	0.004858890162	292	0.003978226718	352	0.003399650064
53	0.019407695025	113	0.009389576724	173	0.006324258287	233	0.004840472671	293	0.003966623728	353	0.003391689141
54	0.019058197422	114	0.009312000040	174	0.006291112141	234	0.004822213376	294	0.003955100288	354	0.003383773706
55	0.018721412160	115	0.009235774112	175	0.006258345853	235	0.004804110255	295	0.003943655590	355	0.003375903375
56	0.018396658222	116	0.009160864004	176	0.006225952949	236	0.004786161324	296	0.003932288836	356	0.003368077769
57	0.018083302379	117	0.009087235978	177	0.006193927101	237	0.004768364631	297	0.003920999237	357	0.003360296510
58	0.017780755076	118	0.009014857439	178	0.006162262122	238	0.004750718257	298	0.003909786018	358	0.003352559229
59	0.017488466726	119	0.008943696887	179	0.006130951964	239	0.004733220315	299	0.003898648413	359	0.003344865556
60	0.017205924380	120	0.008873723872	180	0.006099990714	240	0.004715868950	300	0.003887585664	360	0.003337215129

本表…一部改正〔平成10年６月諸政４の10号・12年９月４の９号・14年６月14諸文科高232号・令和元年９月元受文科高564号・５年６月５文科高457号〕

附則別表第５（附則第８項関係）

特例住宅貸付　利率　年1.26パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008873723872	0.006099990714	0.004715868950	0.003337215129

特例住宅貸付　利率　年1.25パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008869348418	0.006095539961	0.004711337319	0.003332516839

特例住宅貸付　利率　年1.00パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008760412137	0.005984945145	0.004598943069	0.003216395204

特例住宅貸付　利率　年0.75パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008652341892	0.005875647796	0.004488275748	0.003102850965

特例住宅貸付　利率　年0.50パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008545138334	0.005767649596	0.004379338916	0.002991895072

特例住宅貸付　利率　年0.25パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008438802003	0.005660951864	0.004272135275	0.002883535611

本表…追加〔令和５年６月５文科高457号〕

附則別表第６（附則第８項関係）

特例住宅貸付（半年償還）利率　年1.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	１月・７月	２月・８月	３月・９月	４月・10月	５月・11月	６月・12月
20回	0.053094804961	0.053373260309	0.053317569240	0.053261878170	0.053206187101	0.053150496031
30回	0.036495677372	0.036687078707	0.036648798440	0.036610518173	0.036572237906	0.036533957639
40回	0.028212454038	0.028360414064	0.028330822059	0.028301230054	0.028271638048	0.028242046043
60回	0.019961783194	0.020066472631	0.020045534744	0.020024596856	0.020003658969	0.019982721081

特例住宅貸付（半年償還）利率　年1.25パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	１月・７月	２月・８月	３月・９月	４月・10月	５月・11月	６月・12月
20回	0.053069854645	0.053345972515	0.053290748941	0.053235525367	0.053180301793	0.053125078219
30回	0.036469937594	0.036659687529	0.036621737542	0.036583787555	0.036545837568	0.036507887581
40回	0.028186063167	0.028332712819	0.028303382889	0.028274052959	0.028244723028	0.028215393098
60回	0.019934232505	0.020037948595	0.020017205377	0.019996462159	0.019975718941	0.019954975723

特例住宅貸付（半年償還）利率　年1.00パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	１月・７月	２月・８月	３月・９月	４月・10月	５月・11月	６月・12月
20回	0.052448100256	0.052666452047	0.052622781689	0.052579111331	0.052535440973	0.052491770614
30回	0.035829752085	0.035978918413	0.035949085148	0.035919251882	0.035889418616	0.035859585351
40回	0.027530902071	0.027645518649	0.027622595333	0.027599672017	0.027576748702	0.027553825386
60回	0.019252648952	0.019332801529	0.019316771014	0.019300740498	0.019284709983	0.019268679467

特例住宅貸付（半年償還）利率　年0.75パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.051830214742	0.051992082995	0.051959709344	0.051927335694	0.051894962043	0.051862588392
30回	0.035195958796	0.035305877468	0.035283893733	0.035261909999	0.035239926264	0.035217942530
40回	0.026884653550	0.026968615616	0.026951823202	0.026935030789	0.026918238376	0.026901445963
60回	0.018584977463	0.018643019241	0.018631410885	0.018619802530	0.018608194174	0.018596585818

特例住宅貸付（半年償還）利率　年0.50パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.051216221205	0.051322877225	0.051301546021	0.051280214817	0.051258883613	0.051237552409
30回	0.034568598783	0.034640586702	0.034626189118	0.034611791534	0.034597393951	0.034582996367
40回	0.026247381601	0.026302040871	0.026291109017	0.026280177163	0.026269245309	0.026258313455
60回	0.017931349245	0.017968690664	0.017961222380	0.017953754096	0.017946285812	0.017938817529

特例住宅貸付（半年償還）利率　年0.25パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.050606142255	0.050658846006	0.050648305256	0.050637764506	0.050627223756	0.050616683005
30回	0.033947711214	0.033983066048	0.033975995081	0.033968924114	0.033961853148	0.033954782181
40回	0.025619145559	0.025645826611	0.025640490400	0.025635154190	0.025629817980	0.025624481769
60回	0.017291879432	0.017309888054	0.017306286330	0.017302684605	0.017299082881	0.017295481156

本表…追加〔令和5年6月5文科高457号〕

附則別表第七（附則第九項関係）

預託金利率	特例住宅貸付に係る貸付金の利率
年一・〇〇％を超え年一・二六％未満	年一・二五％
年〇・七五％を超え年一・〇〇％以下	年一・〇〇％
年〇・五〇％を超え年〇・七五％以下	年〇・七五％
年〇・二五％を超え年〇・五〇％以下	年〇・五〇％
年〇・二五％以下	年〇・二五％

本表…追加〔令和五年六月五文科高四五七号〕

附　則　〔平成一〇年六月二四日　諸政第四の一〇号〕

1　この改正規定は、平成十年七月一日から実施する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、平成十年一月一日から実施する。

2　改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「改正後の規則」という。）附則第九項及び第十二項並びに別表第一から第四までの規定は、平成十年七月一日前に貸し付けた貸付金（改正後の規則附則第十五項の規定の適用を受ける貸付金を除く。）の同日以後の利息の算定の基礎となる利率についても適用し、当該貸付金の同日前の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年九月二九日　諸政第四の九号〕

1　この改正規定は、平成十二年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日前に貸し付けた貸付金の償還については、なお従前の例による。

附　則　〔平成一二年一二月二七日　諸政第四の一四号〕

この改正規定は、平成十三年一月六日から実施する。

附　則　〔平成一三年三月三〇日　一二諸文科高第二六〇号〕

この改正規定は、平成十三年四月一日から実施する。

附　則　〔平成一四年三月二九日　一三諸文科高第二二四五号〕

この改正規定は、平成十四年四月一日から実施する。

附　則〔平成一四年六月二八日　一四諸文科高第二三二号〕

1　この改正規定は、平成十四年七月一日から実施する。

2　改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「改正後の規則」という。）附則第九項及び第十二項並びに別表第一から第四までの規定は、平成十四年七月一日前に貸し付けた貸付金（改正後の規則附則第十五項の規定の適用を受ける貸付金を除く。）の同日以後の利息の算定の基礎となる利率についても適用し、当該貸付金の同日前の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

附　則〔平成一八年九月二九日　一八諸文科高第二六五号〕

この改正規定は、平成十八年十月一日から実施する。

附　則〔平成一九年三月三〇日　一八諸文科高第四〇三号〕

この改正規定は、平成十九年四月一日から実施する。

附　則〔平成一九年九月二八日　一九諸文科高第三八一号〕

この改正規定は、平成十九年十月一日から実施する。

附　則〔平成二〇年三月三一日　一九諸文科高第四〇八号〕

この改正規定は、平成二十年四月一日から実施する。

附　則〔平成二三年四月二八日　二三受文科高第三〇七号〕

1　この改正規定は、平成二十三年四月二十八日から実施する。

2　改正後の附則第九項、第十一項及び第十二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に発生した激甚災害により被災した加入者に対して行う特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長から適用し、同日前に発生した激甚災害により被災した加入者に対して行う特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長については、なお従前の例による。

附　則〔平成二七年九月三〇日　二七受文科高第一三四二号〕

1　この改正規定は、平成二十七年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　当分の間、貸付けの申込み日の属する月までの引き続く年金等加入者期間を有する者であって当該年金等加入者期間に引き続く長期加入者期間（改正前の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「規則」という。）第五条第一項第二号に規定する長期加入者期間をいう。）を有するものについては、当該長期加入者期間を年金等加入者期間とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

3　実施日において現に存する改正前の様式第一号、第六号及び第十五号の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和元年九月一九日　元受文科高第五六四号〕

1　この改正規定は、令和元年十一月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「規則」とい

う。）附則第五項及び附則別表第一から附則別表第四までの規定は、実施日前に貸し付けた貸付金（特例住宅貸付及び特例災害貸付（それぞれ規則附則第九項に規定する特例住宅貸付及び特例災害貸付をいう。以下同じ。）の貸付金及び規則附則第十五項の規定の適用を受ける貸付金を除く。）の実施日以後の利息の算定の基礎となる利率についても適用し、当該貸付金の実施日前の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

3　改正後の規則附則第九項及び附則第十二項の規定は、実施日以後に発生した激甚災害による被災加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長について適用し、実施日前に発生した激甚災害による被災加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長については、なお従前の例による。

4　実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和二年八月三一日　二受文科高第七四七号〕

この改正規定は、令和二年九月一日から実施する。

附　則〔令和二年九月二九日　二受文科高第九二五号〕

1　この改正規定は、令和二年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「規則」という。）附則第八項、附則第九項、附則第十一項及び附則第十三項の規定は、実施日以後に発生した激甚災害等（改正後の規則附則第八項に規定する激甚災害等をいう。以下この項において同じ。）により被災した加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付（それぞれ改正後の規則附則第九項に規定する特例住宅貸付及び特例災害貸付をいう。以下この項において同じ。）並びに未償還元金に係る償還期限の延長について適用し、実施日前に発生した激甚災害等により被災した加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長については、なお従前の例による。

3　実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和五年六月二七日　五文科高第四五七号〕

1　この改正規定は、令和五年七月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下この項において「規則」という。）第八条第一項（第一号を除く。）並びに附則第五項（第一号を除く。）、附則第六項（第一号を除く。）、附則第八項、附則第九項及び附則第十一項から附則第十三項まで並びに附則別表第一の二、附則別表第二及び附則別表第五から附則別表第七まで並びに別表第二の規定は、実施日以後に発生した災害

（改正後の規則第四条第六項に規定する災害をいう。以下この項において同じ。）により被災した加入者に対する災害貸付及び特例住宅貸付（それぞれ改正後の規則第四条第一項第五号に規定する災害貸付及び附則第九項に規定する特例住宅貸付をいう。以下この項において同じ。）並びに未償還元金に係る償還期限の延長について適用し、実施日前に発生した災害により被災した加入者に対する災害貸付及び特例住宅貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長並びに改正前の規則附則第九項に規定する特例災害貸付については、なお従前の例による。

3　実施日において現に存する改正前の様式第六号による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則〔令和六年三月二九日　五文科高第二二六八号〕

この改正規定は、令和六年四月一日から実施する。

別表第１（第６条、第21条関係）

貸付金額及び償還回数表

貸付種類	一般貸付			教育貸付			結婚貸付	
償還回数	30回	60回	90回	60回	120回	180回	60回	120回
貸付	50,000円	550,000円	1,550,000円	50,000円	1,550,000円	3,050,000円	50,000円	1,550,000円
	60,000	600,000	1,600,000	100,000	1,600,000	3,100,000	100,000	1,600,000
	70,000	650,000	1,650,000	150,000	1,650,000	3,150,000	150,000	1,650,000
	80,000	700,000	1,700,000	200,000	1,700,000	3,200,000	200,000	1,700,000
	90,000	750,000	1,750,000	250,000	1,750,000	3,250,000	250,000	1,750,000
	100,000	800,000	1,800,000	300,000	1,800,000	3,300,000	300,000	1,800,000
	110,000	850,000	1,850,000	350,000	1,850,000	3,350,000	350,000	1,850,000
	120,000	900,000	1,900,000	400,000	1,900,000	3,400,000	400,000	1,900,000
	130,000	950,000	1,950,000	450,000	1,950,000	3,450,000	450,000	1,950,000
	140,000	1,000,000	2,000,000	500,000	2,000,000	3,500,000	500,000	2,000,000
	150,000	1,050,000		550,000	2,050,000	3,550,000	550,000	
	160,000	1,100,000		600,000	2,100,000	3,600,000	600,000	
	170,000	1,150,000		650,000	2,150,000	3,650,000	650,000	
	180,000	1,200,000		700,000	2,200,000	3,700,000	700,000	
	190,000	1,250,000		750,000	2,250,000	3,750,000	750,000	
	200,000	1,300,000		800,000	2,300,000	3,800,000	800,000	
	210,000	1,350,000		850,000	2,350,000	3,850,000	850,000	
	220,000	1,400,000		900,000	2,400,000	3,900,000	900,000	
	240,000	1,450,000		950,000	2,450,000	3,950,000	950,000	
	250,000	1,500,000		1,000,000	2,500,000	4,000,000	1,000,000	
	260,000			1,050,000	2,550,000	4,050,000	1,050,000	
	270,000			1,100,000	2,600,000	4,100,000	1,100,000	
	280,000			1,150,000	2,650,000	4,150,000	1,150,000	
	300,000			1,200,000	2,700,000	4,200,000	1,200,000	
	310,000			1,250,000	2,750,000	4,250,000	1,250,000	
	320,000			1,300,000	2,800,000	4,300,000	1,300,000	
	330,000			1,350,000	2,850,000	4,350,000	1,350,000	
	340,000			1,400,000	2,900,000	4,400,000	1,400,000	
	360,000			1,450,000	2,950,000	4,450,000	1,450,000	
	380,000			1,500,000	3,000,000	4,500,000	1,500,000	

金額								
	390,000 400,000 420,000 440,000 450,000					4,550,000 4,600,000 4,650,000 4,700,000 4,750,000		
	480,000 500,000					4,800,000 4,850,000 4,900,000 4,950,000 5,000,000		

住宅貸付				災害貸付		医療・介護貸付	
120回	180回	240回	360回	60回	120回	60回	120回
300,000円	600,000円	1,000,000円	1,000,000円	50,000円	1,550,000円	50,000円	1,550,000円
350,000	700,000	1,200,000	1,200,000	100,000	1,600,000	100,000	1,600,000
400,000	800,000	1,400,000	1,400,000	150,000	1,650,000	150,000	1,650,000
450,000	900,000	1,600,000	1,600,000	200,000	1,700,000	200,000	1,700,000
500,000	1,000,000	1,800,000	1,800,000	250,000	1,750,000	250,000	1,750,000
600,000	1,200,000	2,000,000	2,000,000	300,000	1,800,000	300,000	1,800,000
700,000	1,400,000	2,200,000	2,200,000	350,000	1,850,000	350,000	1,850,000
800,000	1,600,000	2,400,000	2,400,000	400,000	1,900,000	400,000	1,900,000
900,000	1,800,000	2,600,000	2,600,000	450,000	1,950,000	450,000	1,950,000
1,000,000	2,000,000	2,800,000	2,800,000	500,000	2,000,000	500,000	2,000,000
1,200,000	2,200,000	3,000,000	3,000,000	550,000		550,000	
1,400,000	2,400,000	3,200,000	3,200,000	600,000		600,000	
1,600,000	2,600,000	3,400,000	3,400,000	650,000		650,000	
1,800,000	2,800,000	3,600,000	3,600,000	700,000		700,000	
2,000,000	3,000,000	3,800,000	3,800,000	750,000		750,000	
2,200,000	3,200,000	4,000,000	4,000,000	800,000		800,000	
2,400,000	3,400,000	4,200,000	4,200,000	850,000		850,000	
2,600,000	3,600,000	4,400,000	4,400,000	900,000		900,000	
2,800,000	3,800,000	4,600,000	4,600,000	950,000		950,000	
3,000,000	4,000,000	4,800,000	4,800,000	1,000,000		1,000,000	
3,200,000	4,200,000	5,000,000	5,000,000	1,050,000		1,050,000	
3,400,000	4,400,000	5,200,000	5,200,000	1,100,000		1,100,000	
3,600,000	4,600,000	5,400,000	5,400,000	1,150,000		1,150,000	
3,800,000	4,800,000	5,600,000	5,600,000	1,200,000		1,200,000	
4,000,000	5,000,000	5,800,000	5,800,000	1,250,000		1,250,000	
	5,200,000	6,000,000	6,000,000	1,300,000		1,300,000	
	5,400,000	6,200,000	6,200,000	1,350,000		1,350,000	
	5,600,000	6,400,000	6,400,000	1,400,000		1,400,000	
	5,800,000	6,600,000	6,600,000	1,450,000		1,450,000	
	6,000,000	6,800,000	6,800,000	1,500,000		1,500,000	
		7,000,000	7,000,000				
		7,200,000	7,200,000				
		7,400,000	7,400,000				
		7,600,000	7,600,000				
		7,800,000	7,800,000				

		8,000,000	8,000,000				
		8,200,000	8,200,000				
		8,400,000	8,400,000				
		8,600,000	8,600,000				
		8,800,000	8,800,000				
		9,000,000	9,000,000				
		9,200,000	9,200,000				
		9,400,000	9,400,000				
		9,600,000	9,600,000				
		9,800,000	9,800,000				
		10,000,000	10,000,000				
		10,200,000	10,200,000				
		10,400,000	10,400,000				
		10,600,000	10,600,000				
		10,800,000	10,800,000				
		11,000,000	11,000,000				
		11,200,000	11,200,000				
		11,400,000	11,400,000				
		11,600,000	11,600,000				
		11,800,000	11,800,000				
		12,000,000	12,000,000				
		12,200,000	12,200,000				
		12,400,000	12,400,000				
		12,600,000	12,600,000				
		12,800,000	12,800,000				
		13,000,000	13,000,000				
		13,200,000	13,200,000				
		13,400,000	13,400,000				
		13,600,000	13,600,000				
		13,800,000	13,800,000				
		14,000,000	14,000,000				
		15,000,000	15,000,000				
		16,000,000	16,000,000				
			17,000,000				
			18,000,000				
			19,000,000				
			20,000,000				

本表…全部改正〔令和元年９月元受文科高564号〕

別表第２（第21条関係）

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付　利率　年4.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.035198909590	0.018534086101	0.010248540568	0.007527846220	0.006197679879	0.004925254956

災害貸付　利率　年1.0パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.017093747445	0.008760412137

本表…全部改正〔平成12年９月諸政４の９号〕、一部改正〔令和元年９月元受文科高564号・５年６月５文科高457号〕

別表第３（第21条関係）

利率　年4.26パーセント

貸付月	賦金率					
償還回数	１月・７月	２月・８月	３月・９月	４月・10月	５月・11月	６月・12月
20回	0.060850359514	0.061926632626	0.061711378003	0.061496123381	0.061280868758	0.061065614136
30回	0.044662045965	0.045451992969	0.045294003569	0.045136014168	0.044978024767	0.044820035366
40回	0.036744396675	0.037394302550	0.037264321375	0.037134340200	0.037004359025	0.036874377850
60回	0.029164694691	0.029680536783	0.029577368364	0.029474199946	0.029371031528	0.029267863110

本表…全部改正〔平成12年９月諸政４の９号〕

様式第１号（第９条関係）

貸付申込書						貸付区分	新規・借換
申込人の加入者等記号・番号					申込人の氏名（カタカナ）	申込人の生年月日	
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番		昭和・平成・令和　年　月　日	

団体信用生命保険の適用 貸付種類・償還回数及び	貸付種類	貸付コード	償還回数	入院・介護の対象者 入学・修学・婚姻・	氏名（カタカナ）		
	一般貸付	1	30・60・120 回				
	教育貸付	2	60・120・180 回		続柄	生年月日	
	結婚貸付	3	60・120 回			昭和・平成・令和　年　月　日	
	災害貸付	6	60・120 回		申込金額		万円
	医療・介護貸付	7	60・120 回				
	住宅貸付	5	120 180 240 360 (20) (30) (40) (60) 回	住宅貸付について半年払償還を併用する場合		毎月払	万円
	（ ）内の償還回数は毎月払の償還回数に対応する半年払の償還回数です		半年払償還の併用希望の有無：有・無		団体信用生命保険適用の希望の有無：有・無	半年払	万円

申込事由		※コード 団信	貸付事由	工事等完了（予定）年月日
				令和　年　月　日

申込人

上記の金額を私立学校教職員共済制度貸付規則を承知の上、申し込みます。

令和　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　殿

郵便番号（　－　）
住所
ＴＥＬ
氏名　　㊞

学校法人等

上記の記載は事実に相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

郵便番号（　－　）
所在地
ＴＥＬ
名称
代表者名　　㊞

本表…一部改正〔平成27年９月27受文科高1342号〕、全部改正〔令和元年９月元受文科高564号〕、一部改正〔令和２年９月２受文科高925号〕

様式第２号（第９条関係）

	申込人の加入者等記号・番号				
	県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

婚　姻　予　定　書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

郵便番号（　　―　　）
申込人　住　　所
氏　　名　　㊞

婚姻の当事者	氏　名	加入者との続柄（　　）	生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日 令和
	住　所			
	氏　名		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日 令和
	住　所			
婚姻予定年月日		令和　　年　　月　　日		

学校法人等

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

郵便番号（　　―　　）
所在地
名　　称
代表者名　　㊞

本表…一部改正〔平成27年９月27受文科高1342号・令和元年９月元受文科高564号・２年９月２受文科高925号〕

様式第３号（第９条関係）

住　宅　貸　付　調　書

申込人	加入者等記号・番号									氏名		学校名
	県コード		学種	学校番号				個人番号			枝番	
										㊞		

１　使途	イ	建物の費用	新築・増築・改築・移築・修理				
	ロ	購入の費用	住宅・敷地・マンション・借地権付住宅・借地権付マンション				
	ハ	借入の費用	住宅・敷地				
	ニ	その他の費用	宅地造成・土留（石垣）・門塀・給排水設備・車庫・物置・ベランダの工事・その他の工事（　　）				
２　資金状況	総費用　　円		資金内訳	申込借入金	円		
				※借換えによる送金額	円		
				自己資金	円		
				公庫・銀行等借入金	円		
				共有者負担分	円		
				学内融資	円		
				別途借入金	円		
３　物件	所在地（登記上の地番）						
	建築及び購入又は借入の物件の表示・構造等	建物	構造	造　階建　階部分（マンション等）			
			室数	ＤＫ・ＬＤＫ　（　　室）			
			延面積	㎡	増築前	㎡	
					増築部分	㎡	
		土地	面積	㎡	地目		
	工事等完了後の登記名義人			土地			
				家屋			
	工事、購入又は借入の完了（予定）年月日			令和　　年　　月　　日			
４　現在の住宅等の状況	所在地						
	住宅等の状況	１．自家用（土地・住宅）　２．借家（間）　３．借地					
	登記名義人又は所有者	土地		自家用住宅の構造	造		
		家屋			階建　室		
５　住宅貸付の借用歴	有・無	借受年月	年　月	借受事由			

６　家族構成（本人を除く同居者）	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

注１）　１、３、４及び５の欄は、該当記号及び該当項目を○印で囲んでください。
注２）　※印は記入しないでください。

本表…一部改正〔平成27年９月27受文科高1342号・令和元年９月元受文科高564号・２年９月２受文科高925号〕

様式第４号（第９条、第36条関係）

（表）

加入者等記号・番号				
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番

退職手当引当承諾書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

郵便番号（　　―　　）
住　　所
氏　　名　　㊞

私は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）から私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）に基づく住宅貸付の貸付金を借り受け、償還の途上において貸付規則第22条又は第23条の規定に該当することとなったときは、貸付金即時償還通知書による償還額を確認し、当該学校法人等から支給される退職手当から優先して控除を受け、事業団に償還することを承諾します。

償還の方法については、所属する学校法人等が承諾している下記の方法に何ら異議ありません。

借受人が貸付金の償還をする必要が生じた場合は、貸付規則第28条又は第29条の規定に基づき、当該借受人に対して支払うべき退職手当から責任をもって事業団の貸付金即時償還通知書による償還額を控除し、当該借受人に代わって事業団に払い込むことを承諾します。なお、当該借受人が申込時において退職したとみなした場合に、当該借受人に支払うべき退職手当の額及び退職手当制度については、下記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号（　　―　　）
学校法人等　所在地
名　　称
代表者名　　㊞

退職手当制度及び予想退職手当額計算書

① 学校法人等の退職手当制度	（次の該当項目に○印をしてください。） イ　学校法人等の独自の退職手当制度　　有　・　無 ロ　学校法人等は、「イ」以外の私立学校の教職員に対して退職金を支給することを目的とする財団又は社団の退職手当制度への加入　　有　・　無
② 申込時の予想退職手当の額	（①のイ又はロの制度に基づき、退職手当の額が算定されるときは、支給される制度の計算式及び計算額を記入してください。なお、①のイ、ロを合算して支給する場合には、イ、ロ別に計算式及び計算額を記入してください。） 予想退職手当額　　円

加入者の資格継続に係る異動時に提出する場合に当たっては、上記中「申込時」とあるのは「資格継続に係る異動時」と読み替える。

（裏）

③　②の予想退職手当額の根拠となる退職手当の支給に関する規程等の名称及び関係条項（イ、ロを合算して支給する場合には各々の規程等名称及び関係条項、退職手当の支給に関する規程等がない場合には実際の支給方法）を記入してください。

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高564号・２年９月２受文科高925号〕

様式第５号（第10条関係）

貸　付　決　定　通　知　書

殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　　㊞

さきに申込みのありました貸付けを下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

加入者等記号・番号	貸　付　種　類	貸付年月日	貸付金額（円）	利　　率

償還内訳		回　数	金　　額（円）	１回当たり額（円）	最終償還年月日
	毎　月　払				
	半　年　払				

団　体　信　用　生　命　保　険　欄		
適　用　年　月　日	区　　分	保険料充当金（円）

償　　還　　表

償還期別	償　還　期　限　日	償　還　額（円）	償　　還　　内　　訳		元　金　残（円）
			元　金（円）	利　息（円）	

本表…一部改正〔令和２年９月２受文科高925号〕

様式第６号（第10条関係）

借用証書														
借受人の加入者等記号・番号									借受人の氏名（カタカナ）	借受人の生年月日				
県コード		学種	学校番号			個人番号				枝番				
											昭和 平成 令和	年	月	日

金　　万円

貸付種類	貸付コード	償還回数
一　般	1	30・60・120回
教　育	2	60・120・180回
結　婚	3	60・120回
住　宅	5	120・180・240・360回
災　害	6	60・120回
医療・介護	7	60・120回

上記の金額を、私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）を承知の上、下記の条件により借用しました。

記

１　貸付金の利率は、貸付規則に規定する利率とする。

※２　償還は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までに元利均等償還の方法により償還します。

３　加入者の資格を喪失したときは、未償還元利金について即時償還することとし、報酬、賞与等、退職手当又は給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）から控除されることに異存ありません。

４　学校法人等から退職手当を受けることとなったときは、住宅貸付の未償還元利金について即時償還することに異存ありません。

５　この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じます。

６　この貸付けについて訴訟が生じたときは、日本私立学校振興・共済事業団の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

※令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

郵便番号（　　―　　）

借受人　住　　所

氏　　名　　㊞

１　貸付コード及び償還回数欄は、貸付申込書と同じものを○印で囲んでください。

２　印鑑は、貸付申込書と同じものを使用してください。

３　※印欄は、記入しないでください。

本表…一部改正〔平成12年９月諸政４の９号・27年９月27受文科高1342号・令和元年９月元受文科高564号・２年９月２受文科高925号・５年６月５文科高457号〕

様式第７号（第16条関係）

印紙税法（昭和42年法律第23号）第５条第３号の規定により印紙は貼付しない。

住宅貸付債務弁済抵当権設定契約証書

日本私立学校振興・共済事業団（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、抵当権設定に関し、次のとおり契約した。

第１条　甲は、乙に対し、私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）に基づく住宅貸付として、次に定める条件により、令和　　年　　月　　日に金　　円を貸し付け、乙は、これを受領した。

⑴　利息は、月利とし、利率は年4.26パーセントとする。

⑵　貸付金及び利息は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの、乙の報酬又は賞与等から元利均等割賦による償還額金　　円（半年払償還をする者にあっては、毎年１月及び７月においてさらに金　　円を加えた額）を学校法人等において控除し、払込みを受けるものとする。

⑶　乙は、前号又は第５条による弁済期限までに弁済しなかったときは、弁済期限の翌日から払込みの日までの日数について、当該遅滞した金額につき、１日当たり0.03パーセントの割合で延滞金を支払うものとする。

２　乙は、前項第２号の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部を、事業団が定めるところにより期限前に任意に償還することができる。

第２条　乙は、前条の債務の弁済を担保するため、乙の所有する末尾記載の物件について、甲のために第　　順位の抵当権を設定した。

２　乙は、前項に規定する抵当権設定について、直ちに、必要な登記手続を完了する。

３　前項の規定による抵当権設定登記に必要な費用は、乙の負担とする。

第３条　乙は、前条の規定により抵当権を設定した物件（以下「抵当物件」という。）について、甲の承認を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　抵当物件の全部又は一部を他に貸し付けること。

⑵　抵当物件の全部又は一部を他に譲渡すること。

⑶　抵当物件の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

⑷　公租公課その他抵当物件に関する負担を滞納すること。

第４条　乙は、抵当物件が住宅であるときは、本債務の弁済が完了するまでの間、継続して、当該住宅について火災保険契約を締結し、甲のためにその保険金請求権を目的とする第　　順位の質権を設定しなければならない。

２　前項の規定による火災保険の契約金額は、当該保険契約締結のときにおける貸付けの対象となった住宅に係る未償還元金の額（公庫等から融資を受けている場合には、それらに対する債務の額を加えるものとする。）に相当する額を下回ってはならない。

３　第１項の規定による質権設定に要する費用は、乙の負担とする。

第５条　甲は、次のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し、甲の定めるところにより、未償還元利金を即時に償還させるものとする。

⑴　貸付規則第21条又は第22条の規定に該当したとき。

⑵　第三者が抵当物件に関し訴訟を提起したとき。

⑶　乙が強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は乙に対し破産の申立てがあったとき。

⑷　抵当物件が滅失し、又は抵当物件の価値が明らかに減少したとき。

⑸　法令により抵当物件が収用され、又は使用されたとき。

⑹　抵当物件に関する提出書類が事実と相違しているとき。

２　乙は、前項第２号から第５号までに掲げる事由のいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

第６条　甲は、前条の規定により弁済期限の到来した乙の債務については、乙に対して、学校法人等若しくは甲が乙に支払うべき報酬、賞与等、退職手当又は給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）から弁済を受けるものとする。

第７条　甲は、前条の規定により債務の全額について弁済を受けることができない場合で、乙が弁済の請求に応じないときは、抵当権を実行するものとする。この場合において、甲が抵当権の実行に要した費用は、すべて乙の負担とする。

第８条　本債務の弁済が完了したときは、甲及び乙は、速やかに、抵当権の登記抹消の手続をとるとともに火災保険金請求権を目的とする質権を消滅させるものとする。

２　前項の規定による抵当権抹消及び質権消滅に要する費用は、乙の負担とする。

第９条　甲が乙に対して抵当物件について必要な調査を行い、又は報告を求めたときは、乙は誠意をもって甲の要求に応じなければならない。

第10条　連帯保証人　　は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

第11条　この契約から生ずる権利義務に関し訴訟を提起する場合は、専属管轄を除くほか、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所にこれを提起する。

第12条　この契約による乙の債務については、この契約に定めるもののほか、貸付規則に定めるところによる。

以上のとおり契約し、この証書２通を作成し、甲乙各１通保管する。

令和　　年　　月　　日

甲（債権者）　東京都千代田区富士見１丁目10番12号
日本私立学校振興・共済事業団
理　事　長　　㊞

乙（債務者）　住　　所
氏　　名　　㊞

連帯保証人（所属学校法人等）
所 在 地
代表者名　　㊞

連帯保証人　住　　所
氏　　名　　㊞

連帯保証人　住　　所
氏　　名　　㊞

物件の表示

本表…一部改正〔平成12年９月諸政４の９号・27年９月27受文科高1342号・令和元年９月元受文科高564号〕

様式第８号（第19条関係）

工　事　等　完　了　届

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団

理　事　長　　殿

郵便番号（　　―　　）

借受人　住　　所

氏　　名　　㊞

住宅貸付金により下記物件の工事等が完了しましたので届けます。

記

貸付年月日				
貸付けの対象		住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入又は借入・敷地の購入又は借入	事由コード	
貸付金額				円
工事等物件	所在地			
	住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入又は借入の場合	イ　主体構造 ロ　階　　層 ハ　延面積 ニ　室　　数		造 階建 ㎡ 室
	敷地の購入又は借入の場合	面　積		㎡
工事等完了年月日		令和　　年　　月　　日		
学校法人等の証明		上記は、事実と相違ないことを確認しました。 令和　　年　　月　　日 郵便番号（　　―　　） 所在地 名　　称 代表者氏名　　㊞		

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高564号〕

様式第９号（第22条、第23条、第27条、第28条、第29条関係）

殿

日本私立学校振興・共済事業団

理　事　長　　㊞

貸付金（任意・即時）償還通知書

下記の償還事由に該当しましたので、償還金がある場合は学校法人等を経て償還期限内に払い込んでください。

記

加入者等記号・番号	借受人氏名	貸付種類	貸付金額（万円）	償還内訳			
				毎月払		半年払	
				回数	金額（万円）	回数	金額（万円）

償還事由（「＊」印の事由に該当したため）		
		加入者の資格を喪失又は学校法人等を退職したため
		退職手当が支給されたため
		任意償還申出による
		その他（　　）

償還期限年月日	償還額（円）	償還額内訳				
		毎月払		半年払		保険料充当金（円）
		元金(円)	利息(円)	元金(円)	利息(円)	

一部償還後の額				次回償還年月		最終償還年月		保険料充当金額（円）
毎月払		半年払		毎月払	半年払	毎月払	半年払	
元金残（円）	償還期別	元金残（円）	償還期別					

本表…一部改正〔令和２年９月２受文科高925号〕

様式第10号（第25条、第27条、第28条、第29条関係）

（表）

貸付金償還等通知書 （振込金（兼手数料）領収書）										
金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
払込人住所氏名		償還区分								
		通知年月日								
		償還期限								
		収納印								

（裏）

貸付金償還等通知書

日本私立学校振興・共済事業団

理事長　㊞

貴校（園）の加入者に係る償還額は表面のとおりです。

この通知書により償還期限内に取扱金融機関から払い込んでください。

注　意　事　項

1　償還期限までに償還しない場合は、償還期限の翌日から遅滞した金額につき、１日当たり0.03パーセントの割合で延滞金が課されますからあらかじめご承知おきください。

2　取扱金融機関に払い込まれたときは、取扱金融機関の収納印をもって領収書に代えます。

3　加入者別明細は、貸付金定期償還等通知明細書を参照してください。

4　この通知書を紛失したときは、事業団に再発行を申し出てください。

※　任意償還の場合は上記注意事項の１及び３に、即時償還の場合は３に該当しません。

本表…一部改正〔平成19年９月19諸文科高381号〕

様式第11号（第25条、第26条関係）

貸付金定期償還等通知明細書（令和　年　月分）

日本私立学校振興・共済事業団

学校記号番号	学校法人等名称

自動振替契約金融機関				
金融機関コード	支店コード	金融機関名	支店名	口座番号

個人番号	枝番	借受人氏名	種類	区分	貸付金(円)	償還期別	償還金額 元金(円)	償還金額 利息(円)	償還金額 計(円)	保険料充当額(円)	個人合計(円)	貸付金元金残(円)	延滞金 期別	延滞金 日数	延滞金 金額(円)	貸付年月日	最終定期償還額 毎月払(円)	最終定期償還額 半年払(円)	備考

	件数	元金(円)	利息(円)	計(円)	保険料充当金(円)	貸付金元金残(円)	延滞金件数	延滞金(円)	総合計(円)
合計									

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高564号〕、全部改正〔令和２年９月２受文科高925号〕

様式第12号（第26条関係）

令和　年　月分　貸付金定期償還等通知書

今回の貴校加入者に係る償還金額（加入者別明細は「貸付金定期償還等通知明細書」参照）は、以下のとおりです。この金額は、振替（払込）予定日に、貴校の取引金融機関において、預金口座から口座振替（自動払込）の処理をいたします。

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	振替（払込）予定日
金額											

学校法人等代表者殿

金融機関名		
支店名		
口座種別	口座番号	償還期限
口座名義人		

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　印

令和　年　月分　貸付金定期償還等領収書

前回の貴校加入者に係る償還金額について、事業団の取引金融機関において、以下のとおり振替（払込）年月日に領収しました。

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	振替（払込）年月日
金額											

学校法人等代表者殿

金融機関名		
支店名		
口座種別	口座番号	償還期限
口座名義人		

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　印

本表…一部改正〔平成14年３月13諸文科高2245号〕、全部改正〔平成19年３月18諸文科高403号〕、一部改正〔平成19年９月19諸文科高381号・令和元年９月元受文科高564号〕、全部改正〔令和２年８月２受文科高747号〕

様式第13号（第31条関係）

学校法人等代表者　　殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長　　㊞

督　　促　　状

貸付金に係る償還等が右記のとおり遅滞しておりますので、直ちに、払い込んでください。

なお、償還期限の翌日から払込みの日まで、遅滞した金額につき１日当たり0.03パーセントの割合で延滞金が課されますからあらかじめご承知おきください。

この督促状と行き違いに払込済みの場合は悪しからずご了承願います。

学校記号番号							
個人番号	枝番	借受人氏名	貸付種類	通知年月	償還期限年月日	未償還金額(円)	未納充当金（円）
小計	未償還金額		（円）	未納充当金額	（円）	合計	（円）

本表…全部改正〔令和２年９月２受文科高925号〕

様式第14号（第33条関係）

未償還元利金控除明細書

令和　　年　　月　　日

殿

日本私立学校振興・共済事業団

理　事　長　　㊞

私立学校教職員共済制度貸付規則第33条の規定により、未償還元利金を事業団から貴殿に支給される給付金から下記のとおり控除しましたので、明細書を送付します。

記

借受人の加入者等記号・番号																			
県コード		学種	学校番号				個人番号										枝番		

借受人氏名		給付金受取人の借受人との関係	

	貸付種類	貸付コード	金額	内訳		備考
				元金	利息	
未償還元利金	一般貸付	1	円	円	円	
	教育貸付	2				
	結婚貸付	3				
	住宅貸付	5				
	災害貸付	6				
	医療・介護貸付	7				
	合計					
給付金						
	合計					
差引額						

本表…一部改正〔令和元年９月元受文科高564号・２年９月２受文科高925号〕

様式第15号（第36条関係）

異　動　報　告　書

令和　　年　　月　　日

日本私立学校振興・共済事業団

理　事　長　　殿

借受人氏名　　㊞

生年月日　昭・平・令　　年　　月　　日

下記事項について報告します。

記

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">貸付事項</td><td>貸付種類</td><td>償還回数</td><td>貸付金額</td><td>元　金　残　額</td></tr>
<tr><td>貸付</td><td>回</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資格異動事項</td><td rowspan="2">事由</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td>前任校資格喪失年月日</td></tr>
<tr><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td>加入者等記号・番号</td><td colspan="3">学　校　法　人　等　名　称</td></tr>
<tr><td>新任校</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>前任校</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告事項
（該当する事項の番号を○印で囲んでください）</td><td>住宅貸付の場合</td><td colspan="4">1　前学校法人等独自の制度による退職手当は、当該異動時に支給されました。私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）第23条第１項に規定する未償還元利金の全部又は一部即時償還に相当する額は、前学校法人等に預けてあります。
2　前学校法人等が加入している私立学校の教職員に対して、退職手当を支給することを目的とする財団又は社団の退職手当は、当該異動時に支給されることとなりました。貸付規則第23条第１項に規定する未償還元利金の全部又は一部即時償還に相当する額は、前学校法人等に預けてあります。
3　学校法人等の就業規則等により退職手当が支給されることとなりました。貸付規則第23条第２項に規定する未償還元利金の全部又は一部即時償還に相当する額を学校法人等に預けてあります。
4　退職手当は、学校法人等内の異動のため同一の退職手当制度が適用されるので、その資格が通算され当該異動時には支給されないこととなります。
5　退職手当は、異動前後の学校法人等が同一の退職手当制度に加入しているので、その資格が通算され当該異動時には支給されないこととなります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記１、２又は３の支給額</td><td colspan="3">円</td></tr>
</table>

上記の事項について証明します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号（　　―　　）

学校法人等　所在地

名　　称

代表者名　　㊞

本表…一部改正〔平成27年９月27受文科高1342号・令和元年９月元受文科高564号・２年９月２受文科高925号〕

様式第16号（第34条関係）

殿

日本私立学校振興・共済事業団

理　事　長　　㊞

貸　付　金　完　済　証　明　書

貴殿の貸付金は、右のとおり完済されましたことを証明します。

加入者等記号・番号	
貸　付　種　類	
貸　付　年　月　日	
償　還　回　数	
貸　付　金　額	
完　済　年　月　日	

本表…一部改正〔令和２年９月２受文科高925号〕

その他

告示

ページ

○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れに関し定める件〔平成九年文部省告示第二〇一号〕……一九五一

○日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針〔平成一六年文部科学省告示第一三〇号〕……一九五三

○私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件〔平成二一年文部科学省告示第七九号〕……一九五五

○健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付〔平成二一年厚生労働省告示第二九〇号〕……一九五六

○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針〔平成二六年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号〕……一九五七

○日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ〔令和二年文部科学省告示第三六号〕……一九六一

○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法〔令和六年文部科学省告示第一六一号〕……一九六二

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額〔令和八年内閣府告示第一号〕……一九六三
○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を公示する件〔令和八年こども家庭庁告示第一号〕……一九六四
○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額〔令和八年こども家庭庁告示第二号〕……一九六五
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示〔抄〕〔平成二三年厚生労働省告示第一五四号〕……一九六六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日を定める件〔平成二四年厚生労働省告示第六三号〕……一九六七

通知等

○私立学校教職員共済法施行令第三条の規定による「主として加入者の収入により生計を維持すること」の認定について〔昭和三五年文部大臣裁定〕……一九六八
○私立学校教職員共済法施行令第四十条に規定する「文部科学大臣の定めるもの」について〔昭和五九年文部大臣裁定〕……一九六九
○私立学校教職員共済法施行令第四条に規定する「文部科学大臣の定める金額」について〔昭和六一年文部大臣裁定〕……一九六九

○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れに関し定める件

（平成九年十二月十九日
文部省告示第二百一号）

〔沿革〕　平成一二年　六月　九日　文部省告示第一一三号改正
平成一四年　三月　五日　文部科学省告示第三三号改正
平成二五年　五月二〇日　文部科学省告示第七九号改正
平成二七年　九月三〇日　文部科学省告示第一五八号改正

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第三条の規定、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第八条の規定及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第七項の規定並びに日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）第三条第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し、次のように定め、平成十年一月一日から適用し、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律第一条及び第一条の二の規定による年金の額の改定により増加する費用について日本私学振興財団が私立学校教職員共済組合に対し行なう助成に関し定める等の件（昭和四十五年十月一日文部省告示第二百七十九号）、日本私学振興財団が私立学校教職員共済組合に対し行う助成に関し定める等の件（昭和五十一年十一月二十四日文部省告示第百六十二号）及び日本私学振興財団が私立学校教職員共済組合に対し行う助成に関し定める件（昭和六十一年七月九日文部省告示第百三号）は、廃止する。

一　繰入額は、毎年度、当該年度に係る次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号。以下「施行令」という。）第十七条第一号に掲げる費用に百分の八十二を乗じて得た額に相当する額

ロ　施行令第十七条第二号及び第三号に規定する法律又は政令の規定による年金の額の改定の対象となる年金である給付の種類ごとに当該改定により増加する費用に当該年金の額の算定の基礎となった加入者期間（加入者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）の月数に対する昭和二十九年一月一日前の当該加入者期間の月数の比率を乗じて得た額を合算した額の百分の八十二に相当する額。ただし、その額とイに掲げる額とを合算した額が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。次号において「法」という。）附則第十二条に規定する残余の額の一部として日本私立学校振興・共済事業団（次号において「事業団」という。）の予算で措置された額を超えるときは、当該予算で措置された額からイに掲げる額を控除した額とする。

二　前号の規定にかかわらず、法第三十五条第一項に規定する残余の額が、事業団の予算で措置された法第二十三条第一項第三号の助成金（以下この号において「助成金」という。）の額及び厚生年金勘定への繰入額を合算した額を下回る場合の繰入額は、残余の額から助成金の財源に充てられる額を控除した額とする。この場合において、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えないときは、残余の額から助成金の財源に充てられる額を控除した全額を施行令第十七条第一号に掲げる費用について繰入れを行うものとし、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えるときは、同号イに掲げる額を施行令第十七条第一号に掲げる費用について、当該繰入額から前号イに掲げる額を控除した額を同条第二号及び第三号に掲げる費用について繰入れを行うものとする。

三　繰入額は、精算払とする。

一号…一部改正・二号…追加・三号…削除・旧二号…三号に繰下〔平成一二年六月文部告一一三号〕、一・二号…一部改正〔平成一四年三月文科告三三号・二五年五月七九号〕、二号…一部改正〔平成二七年九月文科告一五八号〕

前　文　〔抄〕〔平成一二年六月九日　文部省告示第一一三号〕

平成十一年度における繰入額から適用する。

前　文　〔抄〕〔平成二七年九月三〇日　文部科学省告示第一五八号〕

平成二十七年十月一日から適用する。

○日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

（平成十六年八月三日
文部科学省告示第百三十号）

【沿革】　令和　六年　三月二八日　文部科学省告示第四三号改正

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針を次のように定めたので、公表する。

日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

第一　目的

この指針は、私立学校教職員共済法（以下「法」という。）第二十六条第六項及び第七項の規定に基づき、私立学校教職員共済制度の加入者及びその被扶養者（以下「加入者等」という。）を対象として行われる健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）に関し、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和を保ちつつ、その基本的な指針を示すものである。

第二　事業団の役割

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法第二十六条第一項第一号の規定により、加入者等の保健事業を行うこととされている。一方、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第五条の規定により、学校においては、職員の健康診断、環境衛生検査その他保健に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないとされている。また、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定により、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならないとされ、同法第六十九条第一項の規定により、事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないとされている。

事業団は、これらの措置との調和を図りつつ、保健事業を適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。

第三　保健事業

一　基本的な考え方

事業団は、加入者等の特性を踏まえた保健事業を積極的に実施することにより、加入者等の健康の保持増進及び疾病予防のための自主的な取組を支援し、もって加入者等の生活の質の維持及び向上を実現することを目指すものとする。

その際、事業団は、健康増進法第七条第一項に規定する基本方針の内容を踏まえ、適切に対応することが必要である。

二　保健事業の内容

事業団は、加入者等を対象として、次の保健事業を実施するよう努めるものとする。

1　健康教育

加入者等が自主的に健康づくりに取り組む契機となるよう、生活習慣病等の発病の予防のための知識の普及等健康教育の内容の充実を図る。

2　健康相談

プライバシーに配慮しつつ、生活習慣の改善に関する助言その他心身の健康に関し必要な助言等を行うための健康相談を実施する。

3　健康診査

加入者等が受ける健康診査に要する経費を補助するなど、加入者等が健康診査を積極的に受けられるよう支援することとし、その支援に当たっては、次の事項について配慮する。

(1)　補助の対象とする健康診査の検査項目及び検査方法については、科学的知見の蓄積等を踏まえて設定するとともに、必要に応じ見直しを行うこと。また、検査項目及び検査方法の医学的な有効性のほか、他の健康増進事業実施者の実施状況について、必要な情報収集を行うこと。

(2)　健康診査を行う施設をあっせんするときは、次の事項が実施されるよう当該施設と連携すること。

①　当該施設において、健康診査を行ったときは、治療を要する者、生活習慣の改善を要する者等を速やかに把握し、加入者等に結果を通知すること。

②　結果の通知に当たっては、医師、保健師等の助言を得て、治療を要する者に受診を勧奨するとともに、生活習慣の改善を要する者については、その環境及び心身の状況に応じて継続的な指導を行うこと。

4　その他の保健事業

健康教育、健康相談及び健康診査のほか、事業団は、健康の保持増進及び疾病予防の観点から、健康づくり事業等の保健事業を実施する。

三　保健事業の実施要綱の策定

事業団は、保健事業の総合的推進について定める実施要綱を策定するものとする。

第一・二・三…一部改正〔令和六年三月文科告四三号〕

前　文　〔抄〕〔令和六年三月二八日　文部科学省告示第四三号〕

令和六年四月一日から適用する。

○私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件

（平成二十一年五月一日文部科学省告示第七十九号）

【沿革】　平成二九年　八月三一日　文部科学省告示第一〇六号改正

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四〔現行＝一一条の三の三＝平成二九年七月政令二一三号により改正〕第七項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、公布の日から適用する。

私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号）に規定する給付とする。

本則…一部改正〔平成二九年八月文科告一〇六号〕

前　文　〔抄〕〔平成二九年八月三一日　文部科学省告示第一〇六号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は平成二十九年八月一日から適用する。

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療費の支給

本則…一部改正〔平成二六年一二月厚労告四七六号・三〇年一一月三九三号・令和三年三月一四三号〕

前　文〔抄〕〔平成二六年一二月一九日　厚生労働省告示第四七六号〕

平成二十七年一月一日から適用する。

前　文〔抄〕〔平成三〇年一一月二〇日　厚生労働省告示第三九三号〕

平成三十年十二月一日から適用する。

前　文〔抄〕〔令和三年三月三一日　厚生労働省告示第一四三号〕

令和三年四月一日から適用する。

○健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（平成二十一年四月三十日厚生労働省告示第二百九十号）

〔沿革〕平成二六年一二月一九日　厚生労働省告示第四七六号改正
平成三〇年一一月二〇日　厚生労働省告示第三九三号改正
令和　三年　三月三一日　厚生労働省告示第一四三号改正

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき、健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十一年五月一日から適用する。

健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

二　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

三　昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付

四　平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知

○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

（平成二十六年七月三日
総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号）

【沿革】令和　二年　二月二七日　総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号改正
令和　七年　三月二四日　総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の四第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項の規定に基づき、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針を次のように定め、同法の施行の日（平成二十七年十月一日）から適用することとしたので、厚生年金保険法第七十九条の四第六項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項の規定に基づき公表する。

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

その他　積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

第一　積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

一　積立金（厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（法第七十九条の三第三項の規定により共済各法（同項に規定する共済各法をいう。）の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

二　積立金の運用は、法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）及び積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

第二　積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

一　管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）は、本指針に適合するよう、共同して、管理運用の方針（法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下同じ。）において基本ポートフォリオ（同条第二項第三号に規定する管理積立金（同条第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）

の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成をいう。以下同じ。）を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。その際、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。

二　モデルポートフォリオは、財政の現況及び見通し及び積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、積立金の実質的な運用利回り1.9％を長期的に確保する構成とすること。

三　管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。

四　管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの中心値範囲の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。

五　管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。また、管理運用主体は、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。

第三　積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

一　管理運用主体は、管理積立金の管理及び運用を適切に行うため、本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを含む管理運用の方針を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。

二　管理運用主体は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。

三　管理運用主体が基本ポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。

四　管理運用主体は、本指針及び管理運用の方針に従って管理積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。

五　管理運用主体は、分散投資による運用管理を行うこと。その際、ポートフォリオの管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行うこと。

六　管理運用主体による管理積立金の運用に当たっては、管理運用主体の資産の規模に応じ、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

七　管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ＥＳＧ要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針を策定し、公表した上で、必要な取組を行うこと。

八　管理運用主体は、企業経営等に与える影響を考慮し、自家運用で株式運用を行う場合においては、個別銘柄の選択は行わないこと。

九　管理運用主体は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、保険給付等に支障を生じさせることがないよう、保険給付等に必要な流動性を確保すること。

十　管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

十一　管理運用主体は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することを原則とすること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとすること。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

十二　管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

十三　管理運用主体は、アセットオーナー・プリンシプル（令和六年八月二十八日内閣官房新しい資本主義実現本部事務局策定）を踏まえ、アセットオーナーとしての責任を果たすために必要な取組を行うこと。

第四　その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

一　管理運用主体は、基本ポートフォリオを見直す場合において、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ

（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。

二　主務大臣（法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）及び管理運用主体は、積立金の運用の状況については、原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行うこと。また、管理運用主体の資産全体及び各資産の運用利回りについては、ベンチマーク収益率による評価を行うこと。ただし、これにより難い場合にあっては、管理運用の方針においてその評価方法を明らかにすること。

三　主務大臣及び管理運用主体は、積立金の運用に対する被保険者の理解を促進するため、被保険者に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、管理運用主体が作成する業務概況書、所管大臣（法第七十九条の六第四項に規定する所管大臣をいう。）が行う管理積立金の管理及び運用の状況の評価の結果並びに主務大臣が作成する報告書等については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

四　管理運用主体は、受託者責任（忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。）を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂行する上で必要となる人材の確保に努めること。

五　管理運用主体は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

六　主務大臣は、管理運用主体に対し、積立金の運用評価等に用いる厚生年金保険の被保険者の賃金上昇率等の実績を適時に提供すること。

七　主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

第三・四…一部改正〔令和二年二月総・財・文・厚告一号〕、第一―三…一部改正〔令和七年三月総・財・文・厚告一号〕

前　文〔抄〕〔令和二年二月二七日　総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号〕

令和二年四月一日から適用する。

前　文〔抄〕〔令和七年三月二四日　総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号〕

令和七年四月一日から適用する。

○日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ

（令和二年三月二十六日文部科学省告示第三十六号）

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）附則第九項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金を退職等年金給付勘定へ繰り入れる場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）附則第八項に規定する経過的長期給付積立金の繰入れ（以下単に「繰入れ」という。）の額は、次のイの額からロ及びハの額を控除した額の範囲内とする。

イ　繰入れを行う最初の年度の前々年度の末日における財会省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金の額

ロ　繰入れを行う最初の年度の前年度以降の将来にわたる経過的長期給付（財会省令附則第二項に規定する職域年金経理で経理する給付をいう。）に要する費用の予想額の現価に相当する額

ハ　繰入れを行う最初の年度の前年度以降の保険料軽減費用（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十五条第一項の表の下欄に定める率から同条第二項各号に定める範囲内の率を算出するに当たり同号の規定により控除することとされている数を控除して得た率を財会省令附則第七項の軽減保険料率とした場合における同項の規定により繰入れに要する費用をいう。）の予想額の現価に相当する額

二　毎年度の繰入れの額は、当該年度の各月の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に次号に規定する繰入率を乗じて得た額に相当する額とする。

三　繰入率は、千分の三を超えない範囲において、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十条に規定する事業計画で定める。

四　第一号に規定する額及び前号に規定する繰入率は、少なくとも五年ごとに再計算されるべきものとする。この場合における第一号の規定の適用については、同号イ中「繰入れを行う最初の年度の前々年度」とあるのは「再計算を行った年度の前年度」と、同号ロ及びハ中「繰入れを行う最初の年度の前年度」とあるのは「再計算を行った年度」とする。

五　令和二年度における第二号の規定の適用については、「各月」とあるのは「十月以降の各月」とする。

その他　日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ

○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法

（令和六年十一月二十九日文部科学省告示第百六十一号）

【沿革】令和　七年　九月三〇日　文部科学省告示第一二三号改正

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第四条の二第二項第四号の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法を次のように定め、令和六年十二月二日から適用する。

私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法

私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項の規定による加入者又はその被扶養者（以下「加入者等」という。）が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該加入者等が同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第四号において「準用国共済法」という。）第五十五条第一項に規定する電子資格確認によってその資格があることの確認を受けることができなかった場合に限る。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、日本私立学校振興・共済事業団（第四号において「事業団」という。）から加入者等に対して通知された私立学校教職員共済法施行規則第二条の五第一項に規定する資格情報通知書を提示する方法

二　個人番号カードとともに、情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した加入者等の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

三　移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した加入者等の資格に係る情報を提示する方法

四　個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規

定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、事業団に対し、加入者等の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、事業団から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする準用国共済法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等又は準用国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から加入者等であることの確認を受ける方法

本則…一部改正〔令和七年九月文科告一二三号〕

前　文〔抄〕〔令和七年九月三〇日　文部科学省告示第一二三号〕

令和七年十月一日から適用する。

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額

（令和八年一月十五日内閣府告示第一号）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額は、一般政府の帰属社会負担の額とする。

府令第十七条第一号に規定する率	○・○○二二○四五二
府令第十七条第二号に規定する率	○・○○二三
府令第十七条第八号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・○○二三

○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を公示する件

（令和八年一月十五日　こども家庭庁告示第一号）

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）の規定に基づき、令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十七条の規定により公示する。

区分	率又は額
子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号。以下「府令」という。）第二条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・九七八八〇
府令第二条第六項の規定により読み替えて準用される同条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・九八一四四
府令第六条に規定する総報酬割概算負担率	○・○○二○○四一一
府令第八条第二項第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額	六十二万七千四十三円

○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額

（令和八年一月十五日
こども家庭庁告示第二号）

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）附則第三条第二項の規定に基づき、同項の規定により読み替えて適用する同令第十七条第一号のこども家庭庁長官が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同令第十七条第一号のこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　令和八年度の各被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

二　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を、十で除して得た額

その他　令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示〔抄〕

（平成二十三年五月二日厚生労働省告示第百五十四号）

最近改正　令和六年三月二九日厚生労働省告示第一七一号改正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第九十六条並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第二条〔現行＝一条＝令和六年三月政令一〇二号により改正〕の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（法第九十六条の厚生労働大臣が定める日）

第三条　法第九十六条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域）

第四条　法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域は、別表に掲げる市町村の区域とする。

別表（第四条関係）

青森県	八戸市　上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　岩手郡雫石町　同郡葛巻町　同郡岩手町　同郡滝沢村　紫波郡紫波町　同郡矢巾町　和賀郡西和賀町　胆沢郡金ケ崎町　西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡軽米町　同郡野田村　同郡九戸村　同郡洋野町　二戸郡一戸町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町　同郡七ヶ宿町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ヶ浜町　同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡富谷町　同郡大衡村　加美郡色麻町　同郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　いわき市　白河市　須賀川市　喜多方市　相馬市　二本松市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市　伊達郡桑折町　同郡国見町　同郡川俣町　安達郡大玉村　岩瀬郡鏡石町　同郡天栄村　南会津郡下郷町　同郡檜枝岐村　同郡只見町　同郡南会津町　耶麻郡北塩原村　同郡西会津町　同郡磐梯町　同郡猪苗代町　河沼郡会津坂下町　同郡湯川村　同郡柳津町　大沼郡三島町　同郡金山町　同郡昭和村　同郡会津美里町　西白河郡西郷村　同郡泉崎村　同郡中島村　同郡矢吹町　東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町　同郡鮫川村　石川郡石川町　同郡玉川村　同郡平田

	村　同郡浅川町　同郡古殿町　田村郡三春町　同郡小野町
	双葉郡広野町　同郡楢葉町　同郡富岡町　同郡川内村　同郡
	大熊町　同郡双葉町　同郡浪江町　同郡葛尾村　相馬郡新地
	町　同郡飯舘村
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　龍ヶ崎市　下妻市　常総
	市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久
	市　つくば市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市
	那珂市　筑西市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　神栖
	市　行方市　鉾田市　つくばみらい市　小美玉市　東茨城郡
	茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大
	子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利
	根町
栃木県	宇都宮市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市
	さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡
	市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡
	那珂川町
千葉県	千葉市（美浜区に限る。）　旭市　習志野市　我孫子市　浦
	安市　香取市　山武市　山武郡九十九里町

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日を定める件

（平成二十四年二月二十四日）
（厚生労働省告示第六十三号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

○私立学校教職員共済法施行令第三条の規定による「主として加入者の収入により生計を維持すること」の認定について

（昭和三十五年四月九日文部大臣裁定）

最近改正　令和七年八月二九日　七文科高第七八三号

私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第２条第１項第２号に規定する「主として加入者の収入により生計を維持する者」に該当する者は、次に掲げる者以外の者で日本私立学校振興・共済事業団において主として加入者の収入により生計を維持する者として認定したものとする。

1　その者について当該加入者以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第１項に規定する扶養手当又はこれに相当する手当を国、民間その他から受けている者

2　加入者が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その加入者が主たる扶養者でない者

3　年額130万円以上の所得がある者（19歳以上23歳未満の者（加入者の配偶者を除く。）である場合にあつては年額150万円以上の所得がある者、国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあつては年額180万円以上の所得がある者）

本　文　〔略〕〔令和七年八月二九日　七文科高第七八三号〕

令和七年一〇月一日から適用する。

○私立学校教職員共済法施行令第四条に規定する「文部科学大臣の定める金額」について

（昭和六十一年四月一日文部大臣裁定）

最近改正　平成二七年一〇月一日　二七文科高第六三四号

私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第４条に規定する文部科学大臣の定める金額は、年額850万円とする。

なお、以上のほか、遺族に係る生計を維持することの認定に関しては、厚生年金保険における生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いの例によるものとする。

○私立学校教職員共済法施行令第四十条に規定する「文部科学大臣の定めるもの」について

（昭和五十九年十月一日文部大臣裁定）

最近改正　令和二年二月一八日　元文科高第一〇一七号

私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第40条に規定する文部科学大臣の定める措置は、一部負担金の額等（同令第６条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の３の３第１項第１号イからニまでに掲げる金額に相当する金額をいう。）の払戻しの措置とする。